

**吉野川水系河川整備計画【素案】に係る
「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の
考え方について**

平成 20 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局

～ 目 次 ～

1. ご意見のとりまとめ（概要）	1
2. ご意見への対応	4
3. ご意見等の検索方法	5
4. 吉野川水系河川整備計画【素案】に対するご意見	7
5. ご意見に対する四国地方整備局の考え方	236

- ・ ご意見をお探しの方
- ・ テーマに関連した四国地方整備局の考え方を確認したい方



5 ページの「3. ご意見等の検索方法」をご参照ください。

1. ご意見のとりまとめ（概要）

国土交通省四国地方整備局では、徳島県知事が流域の様々な意見を聴取されたうえでまとめられた「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、吉野川の現状を治水・利水・環境の各視点から、少しでも良くしていくことが肝要であるとの認識のもと、平成16年4月27日に『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を発表し、吉野川の河川整備のあり方についての基本的な考え方を示したところです。

また、平成17年11月18日には河川法に基づき「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

一方近年は、度重なる大規模洪水や異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えています。

まず、「吉野川水系河川整備計画」の策定に向けて、平成18年6月23日に「吉野川水系河川整備計画【素案】」（以下、【素案】という）を発表いたしました。

この【素案】に対する多くの皆さまからのご意見を頂くため、平成18年6月27日から同9月30日までに、「吉野川学識者会議」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」を計11回開催しました。

以上の頂いた意見をもとに【素案】を修正し、平成18年12月18日に「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」（以下、【修正素案】という）を発表いたしました。

さらに、この【修正素案】に対する皆さまからのご意見を頂くため、平成18年12月25日から平成19年2月11日までに、「吉野川学識者会議」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」を計11回開催しました。

以上の頂いた意見をもとに【修正素案】を修正し、平成19年10月16日に「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」（以下、【再修正素案】という）を発表いたしました。

さらに、この【再修正素案】に対する皆さまからのご意見を頂くため、平成19年11月11日から平成20年2月13日までに、「吉野川学識者会議」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」を計13回開催しました。

また、これらの会に参加できない流域住民の方々のご意見を頂くため、平成18年6月27日から同10月7日、平成18年12月19日から平成19年2月28日、**平成19年10月17日から平成20年2月29日**まで、ハガキやインターネット等によるご意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

これら様々な機会を通じて数多くのご意見を頂き、誠に有難うございました。

頂きましたご意見の総括は、表-1 のとおりです。

各会場の速記録及びハガキやインターネット等のパブリックコメントにより頂きましたご意見については、以下に示した吉野川水系河川整備計画のホームページに掲載しています。

平成21年3月31日まで : <http://www.yoshinoriver.info/index.html>

平成21年4月 1日以降 : <http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/index.html>

その際、流域住民の方々の氏名等の個人情報については、公表を差し控えさせて頂いております。

～資料構成等の変更について～

これまでに公表しております「吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について」は、「意見を見つけにくい」、「資料が見つらい」等のご指摘を頂いております。本資料では、これらの意見を踏まえ資料構成を変更しました。

- ①ご意見を会場別開催日別にまとめ、会場別開催日別の目次を整理することで意見を検索し易くしました。
- ②ご意見に対する「四国地方整備局の考え方」、「河川整備計画【原案】」への対応が記述されたページを設け、ご意見に対する対応を確認し易くしました。
- ③「ご意見」や「テーマに対する四国地方整備局の考え方」の検索方法を示すことで、資料の使いやすさを向上しました。
- ④構成を「各会場でいただいたご意見」と「四国地方整備局の考え方」の2つに分離することで全体のボリュームを軽減しました。

表-1 ご意見・ご質問 総括について

①各会場でのご意見発言者数

		意見数				発言者数				傍聴者及び参加者						
		第1回	第2回	第3回	計	第1回	第2回	第3回	計	第1回	第2回	第3回	計			
■吉野川学識者会議		55件	63件	56件	174件	16人	16人	18人	50人	56名	19名	24名	99名			
■吉野川流域住民の意見を聴く会		371件	334件	426件	1131件	110人	104人	136人	350人	428名	352名	455名	1235名			
下流域	吉野川市	第1回	H.18.7.22(土)	セントラルホテル鴨島	17件	37件	28件	82件	6人	11人	13人	30人	44名	26名	40名	110名
		第2回	H.19.1.20(土)	吉野川市文化研修センター												
		第3回	H.19.11.11(日)	吉野川市立川島公民館												
	北島町	第1回	H.18.7.23(日)	北島町立公民館	12件	46件	20件	78件	7人	17人	8人	32人	64名	51名	46名	161名
		第2回	H.19.2.4(日)	北島町立公民館												
		第3回	H.19.11.24(日)	北島町立公民館												
	徳島市	第1回	H.18.8.5(土)	徳島県建設センター	34件	66件	182件	282件	12人	20人	59人	91人	109名	71名	196名	376名
		第2回	H.19.1.21(日)	徳島県建設センター												
		第3回	H.19.12.16(日)	徳島県建設センター												
		第3回	H.20.1.14(月)	徳島県建設センター												
		第3回	H.20.1.27(日)	ホテル千秋閣												
		第3回	H.20.1.27(日)	ホテル千秋閣												
徳島市II	第1回	H.18.9.30(土)	徳島大学工学部共通講義棟	240件	66件	73件	379件	61人	21人	24人	106人	107名	86名	88名	281名	
	第2回	H.19.2.3(日)	IA会館													
	第3回	H.20.2.3(日)	徳島県建設センター													
中流域	第1回	H.18.7.8(土)	美馬市美馬福祉センター	22件	48件	38件	108件	9人	13人	17人	39人	36名	47名	50名	133名	
	第2回	H.19.1.27(土)	三好市中央公民館													
	第3回	H.20.1.20(日)	四国三郎の郷 交流体験棟													
上流域	高知県会場	第1回	H.18.7.9(日)	土佐町保健福祉センター	34件	53件	57件	144件	9人	17人	12人	38人	35名	54名	29名	118名
		第2回	H.19.2.10(土)	大豊町総合ふれあいセンター												
		第3回	H.19.12.9(日)	本山町プラチナセンター												
	愛媛県会場	第1回	H.18.8.6(日)	四国中央市福祉会館	12件	18件	28件	58件	6人	5人	3人	14人	33名	17名	6名	56名
		第2回	H.19.2.11(日)	霧の森 交湯へ館												
		第3回	H.19.12.2(日)	霧の森 交湯へ館												
■吉野川流域市町村長の意見を聴く会		112件	73件	57件	242件	21人	21人	21人	63人	53名	57名	40名	150名			
下流域	徳島市	第1回	H.18.7.25(火)	徳島県建設センター	41件	24件	20件	85件	10人	10人	10人	30人	25名	19名	7名	51名
		第2回	H.19.2.5(月)	徳島県建設センター												
		第3回	H.20.1.28(月)	徳島県建設センター												
中流域	美馬市	第1回	H.18.7.11(火)	美馬市美馬福祉センター	26件	22件	13件	61件	4人	4人	4人	12人	16名	15名	19件	50名
		第2回	H.19.1.24(水)	美馬市美馬福祉センター												
		第3回	H.20.2.6(水)	四国三郎の郷 交流体験棟												
上流域	土佐町	第1回	H.18.7.26(水)	土佐町保健福祉センター	45件	27件	24件	96件	7人	7人	7人	21人	12名	23名	14件	49名
		第2回	H.19.1.22(月)	土佐町保健福祉センター												
		第3回	H.20.1.16(水)	土佐町保健福祉センター												
■パブコム		281件	640件	238件	1159件											
		第1回	H.18.6.27~H18.10.7		281件	640件	238件	1159件								
		第2回	H18.12.19 ~H19.2.28													
		第3回	H19.10.17 ~H20.2.29													
合計		819件	1110件	777件	2706件	147人	141人	175人	463人	537名	428名	519名	1484名			

注) 発言者数は、発言した人数であり、延べ人数ではない。

②パブリックコメントによるご意見提出数

提出方法	意見提出者数			
	第1回	第2回	第3回	計
ホームページ	3通	13通	12通	28通
メール	9通	4通	4通	17通
FAX	5通	8通	1通	14通
ハガキ	30通	394通	71通	495通
意見記入用紙	31通	28通	27通	86通
コメント経由	7通	5通	7通	19通
合計	85通	452通	122通	659通

③意見分類による意見数

分類	意見数			
	第1回	第2回	第3回	計
■【素案】【修正素案】に関する意見	514件	742件	472件	1728件
河川整備計画全般	111件	161件	115件	387件
洪水、高潮等による災害の防止または軽減	178件	187件	144件	509件
河川水の適正な利用	16件	41件	42件	99件
河川環境の整備と保全	131件	183件	100件	414件
維持・管理	78件	170件	71件	319件
■【素案】【修正素案】以外の意見	305件	368件	305件	978件
吉野川水系河川整備計画の進め方について	159件	104件	170件	433件
抜本的な第十堰の対策のあり方について	52件	89件	25件	166件
直轄管理区間外の整備等について	29件	66件	41件	136件
国土交通行政へのご意見・ご質問について	20件	28件	5件	53件
その他	45件	81件	64件	190件
合計	819件	1110件	777件	2706件

2. ご意見への対応

2. 1 ご意見の整理

ご意見の整理にあたっては、速記録やパブリックコメントでいただいた文章の中で、同一内容に係るご意見又はご質問とその理由を要約し、一つの「意見及び質問」と定義しました。

一人の発言者が同じ会場において、趣旨や箇所が異なる発言をされた場合には、別々のご意見として取り扱いました。また、一人の発言者が同じ会場において、同趣旨のご意見を繰り返し発言された場合は、繰り返しの発言内容を含めて一つのご意見としました。

2. 2 ご意見のとりまとめ

2. 1 のご意見について、ご意見の検索のし易さを考慮して、会場別開催日別に分類し発言順に並べさせていただきました。また、各ご意見について同様のご意見と判断したものについては、前回より設定しております「テーマ」に分類し、更に意見要旨を作成しました。なお、今回頂いたご意見からは、素案に関する新たなテーマはございませんでした。

2. 3 四国地方整備局の考え方

2. 2 で作成したテーマ毎に、四国地方整備局の考え方をお示しし、できる限り【素案】に反映し、反映できないご意見については、理由を付して公表いたします。

なお、今回修正した箇所については、ゴシック体とアンダーラインで示させて頂いております。また、理由や根拠となるデータについても、できる限り公表いたします。

2. 4 考え方に対応した【原案】内容

みなさまからいただいたご意見について、反映できるものについては、どのように【素案】を修正するのかをゴシック体と見え消しで示させて頂いております。

また、いただいたご意見で、【原案】に記載されているものについては、【原案】の該当箇所を記載させて頂きました。（アンダーライン部分が該当箇所として明示しています。）

なお、【原案】に対する該当箇所のページ番号は、修正箇所が確認できる河川整備計画【原案】の「修正箇所表示版」におけるページ番号を記載しています。（吉野川水系河川整備計画【原案】修正箇所表示版は、閲覧場所で確認できるほか、吉野川水系河川整備計画ホームページで入手できます。）

2. 5 補足

2. 3 及び 2. 4 における修正のベースとなる文章は、前回の平成19年10月にお示しした【再修正素案】の段階における修正内容を反映した文章としております。そのため、今回の資料において前回の修正内容について確認が出来ないことをご了承ください。

※なお、今回のご意見のとりまとめにおいて、いただいたご意見の趣旨が異なっている場合は、申し訳ございませんが、再度ご意見をお寄せ下さい。

3. ご意見等の検索方法

3. 1 ご意見・ご質問の検索方法

①8ページの目次を開く

②目次に掲載された「会場」や「開催日」を参考に該当するページを検索し移動

目次		会場		頁	
■吉野川学識者会議				9	
	第1回	H18. 6.27(火)	阿波観光ホテル	9	
	第2回	H18.12.25(月)	徳島県建設センター	14	
	第3回	H20. 2.13(水)	徳島県建設センター	21	
■吉野川流域住民の意見を聴く会				26	
下流域	吉野川市	第1回	H18. 7.22(土)	セントラルホテル鴨島	26
		第2回	H19. 1.20(土)	吉野川市文化研修センター	28
		第3回	H19.11.11(日)	吉野川市立川島公民館	32
	北島町	第1回	H18. 7.23(日)	北島町立公民館	35
		第2回	H19. 2. 4(日)	北島町立公民館	36
		第3回	H19.11.24(日)	北島町立公民館	40
	徳島市	第1回	H18. 8. 5(土)	徳島県建設センター	42
		第2回	H19. 1.21(日)	徳島県建設センター	45
		第3回	H19.12.16(日)	徳島県建設センター	51
		第3回	H20. 1.14(月)	徳島県建設センター	56
		第3回	H20. 1.27(日)	ホテル千秋閣	61
		第1回	H18. 9.30(土)	徳島大学工学部共通講義棟	66
	徳島市II	第2回	H19. 2. 3(土)	JA会館	83
		第3回	H20. 2. 3(日)	徳島県建設センター	90

「第1回 平成18年8月5日 徳島県建設センター」で発言された方は、42ページに移動して下さい。

⇒ P42 へ移動

開催日 会場 対応ページ

③該当ページにおける「意見及び質問」の項目からご意見を検索
(意見の並びは会議の発言順)

ご意見		「第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.8.5 徳島県建設センター」 ← 開催日、場所を確認		「回答」記載ページ	「原案」記載ページ	
No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨			
1	A35	第十堰の問題が重視されてなく、この先30年の計画にも関わらず、明記されていない。第十堰について、もっと重要性を認識してもらい、今後どうするか知りたい。	その他-14	b	P475	-
2	B35	河川の問題を説明してもらったが、その根源の森林の問題についてもう少し踏み込んでいただけたらと思う。国土保全法として取り扱いをして頂き、森林関係にも少し踏み込んで農水省と連携を持っていただきたい。	共通-12	b	P264	P105~105-1
3	B35	河川を論ずる以上、やはり森林から物を考えていかなければならない。本元の森林から健全化するようにしていただきたい。	共通-14	a	P269	P5-2, 105~105-1
4	C35	ファシリテータの方には、今後の回数や時間を多くとってもらえるような運営をお願いしたい。	その他-9	a	P470	-
5	C35	国交省の方には、このような議論が出来るような適正なデータを示していただきたい。	その他-5	a	P465	-
6	C35	「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、整備計画と同じ30年のスパンで考えているのか、それとも、基本方針のように、もっと長い(150年程度)長期的な計画を考えているのか。	その他-14	f	P475	-
7	C35	今回の整備計画は、「抜本的な第十堰の対策」を除きで策定出来ると考えているのか、策定が可能であれば、その理由を教えてください。	その他-14	g	P475	-
8	C35	「抜本的な第十堰の対策」を整備計画に反映させる場合は、第十堰に関する調査の進捗やスケジュールを説明して頂きたい。	その他-14	e	P475	-
9	C35	第十堰は、吉野川全川の中で最も危険なことであり、可動堰計画が行われてきた。にもかかわらず、6年間、何の手当でも打たれていない。今回、先送りするのは、河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思う。	その他-14	j	P475	-
10	C35	現時点の検討の方法は、十分な情報公開がされていない。今後、第十堰の検討で、突然仕組みが発表されるのであれば、これは住民合意というにはほど遠く、再び混乱が起こる心配がある。	その他-14	h	P475	-
11	C35	第十堰が危険であるというのは、従来の河川管理者の認識だった。第十堰の検討を先送りしたり、6年間放置しているのであれば、第十堰が洪水に対して危険でなかった、という説明をしていただきたい。	その他-14	j	P475	-
12	D35	p.34の図2.2.1と2.2.2の間に、池田地点で何年から何年の間の平均総流出量がどれくらいあるという様な円グラフを入れてほしい。	利水-1	a	P348	P34~34-1, 35-1~36-1

意見及び質問

「考え方」に「原案」に対応するページ 対応するページ

※ご意見は当日の会議の発言順に並べています。
発言者の名前が同じ場合は、同じ方が意見を述べられています。

3. 2 テーマに対応した「四国地方整備局の考え方」の検索方法

●検索方法

- ①237～239ページの目次を開く
- ②目次を参考に、確認したいテーマを選択し、対応するページに移動

目次		
テーマ		
①河川整備計画全般		
共通-0	吉野川の概要について	240
共通-1	地球温暖化に対する方策について	241
共通-2	流域内の交流推進について	245
共通-3	治水・利水・環境の優先順位について	248
共通-4	治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	250
共通-5	将来予測を考慮した計画策定について	253
共通-6	河川整備計画の見直しについて	254
共通-7	河川整備計画の事業費について	256
共通-8	河川整備計画の事業工程について	257
共通-9	今後の地域住民、関係機関の連携について	259
共通-10	河川利用における観光開発について	261
共通-11	森林の現状と今後について	262
共通-12	森林に関する他機関との連携について	264
共通-13	森林による土砂流出抑制について	266
共通-14	森林による流出抑制について	269
共通-15	流域土砂管理について	272
共通-16	文章等表現内容の改善について	273
共通-17	アンケート(「よりよい吉野川づくりを目指して」)の反映について	278

⇒ P 241
へ移動

例えば、「地球温暖化への対応」などに対する「四国地方整備局の考え方」について確認したい方は、241ページから検索下さい。

テーマ

テーマに対応したページ

③該当ページにおける「四国地方整備局の考え方」の項目から内容を確認

テーマ	共通-1 地球温暖化に対する方策について				
意見要旨	要旨a. 温暖化による異常気象は計画の中に含むのか。				
意見要旨	<table border="1"> <thead> <tr> <th>四国地方整備局の考え方</th> <th>考え方に対応した【原案】内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>温暖化による海面の上昇や降雨特性の変化は、治水安全度の低下に繋がることから河川管理者も関心を持っています。</p> <p>しかしながら、地球温暖化に伴う影響量については、定量的な把握が難しく、計画に反映できる状況にはありません。</p> <p>当面は、河川整備計画原案第2.吉野川の現状と課題に記載している治水・利水・環境上のさまざまな課題について、計画的に対応を図りたいと考えています。</p> <p>また、河川整備計画原案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の気象条件の変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考え、河川整備計画原案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正しました。</p> <p>近年、吉野川流域においても集中豪雨が多発する傾向にあることから、吉野川の抱える課題として集中豪雨による災害を整備計画原案P50 3-1河川整備の基本理念に追記しました。</p> <p>また、海面の上昇に対する調査研究への取り組みとして、海象データの蓄積、及び調査・研究を進める旨、整備計画原案P105 5-4 河川整備の調査研究に追記しました。</p> <p style="text-align: center;">(つづく)</p> </td> <td> <p>2-1 治水の現状と課題 【河川整備計画原案P33】 (4)浸水被害の軽減策及び危機管理</p> <p>吉野川では、これまで工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状での施設整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。また、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、洪水は人命の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、徹底的な被害を回避する上には、被害の最小化を目的とする適応策の洪水は人災による浸水被害を少しでも小さくするための対策を実施することが求められている。実施に努めていく必要がある。</p> <p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 【河川整備計画原案P36】 2-2-2 現況の状況</p> <p>平成17年夏洪水では、長期間にわたって取水制限が行われ実施されたが、早明浦ダムからの補給により、河川環境や市民生活への大きな影響が生じることを最小限にとどめられ、9月に来襲した台風14号のもたらした雨により洪水が解消された。</p> <p>早明浦ダムからの補給がなければ、吉野川の流量は減少し、水道用水をはじめとする都市用水、農業用水の取水が困難となり、住民生活に大きな影響を与えていたと考えられる。</p> <p>平成6年と平成17年の洪水時には、早明浦ダムの利水容量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における調整を踏まえ、発電専用容量からの緊急放流を行った実施した。</p> <p>早明浦ダムでは、昭和50年の運用開始以降平成33年間で、これら大洪水を含め242回の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降平成33年間で425回の取水制限が実施されている。</p> <p>このように洪水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による水リスクの増大が見込まれることから、さらなる浸水被害の軽減に向け、今後においても関係機関が連携し、合理的な水利用に努め、四国四県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容	<p>温暖化による海面の上昇や降雨特性の変化は、治水安全度の低下に繋がることから河川管理者も関心を持っています。</p> <p>しかしながら、地球温暖化に伴う影響量については、定量的な把握が難しく、計画に反映できる状況にはありません。</p> <p>当面は、河川整備計画原案第2.吉野川の現状と課題に記載している治水・利水・環境上のさまざまな課題について、計画的に対応を図りたいと考えています。</p> <p>また、河川整備計画原案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の気象条件の変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考え、河川整備計画原案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正しました。</p> <p>近年、吉野川流域においても集中豪雨が多発する傾向にあることから、吉野川の抱える課題として集中豪雨による災害を整備計画原案P50 3-1河川整備の基本理念に追記しました。</p> <p>また、海面の上昇に対する調査研究への取り組みとして、海象データの蓄積、及び調査・研究を進める旨、整備計画原案P105 5-4 河川整備の調査研究に追記しました。</p> <p style="text-align: center;">(つづく)</p>	<p>2-1 治水の現状と課題 【河川整備計画原案P33】 (4)浸水被害の軽減策及び危機管理</p> <p>吉野川では、これまで工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状での施設整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。また、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、洪水は人命の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、徹底的な被害を回避する上には、被害の最小化を目的とする適応策の洪水は人災による浸水被害を少しでも小さくするための対策を実施することが求められている。実施に努めていく必要がある。</p> <p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 【河川整備計画原案P36】 2-2-2 現況の状況</p> <p>平成17年夏洪水では、長期間にわたって取水制限が行われ実施されたが、早明浦ダムからの補給により、河川環境や市民生活への大きな影響が生じることを最小限にとどめられ、9月に来襲した台風14号のもたらした雨により洪水が解消された。</p> <p>早明浦ダムからの補給がなければ、吉野川の流量は減少し、水道用水をはじめとする都市用水、農業用水の取水が困難となり、住民生活に大きな影響を与えていたと考えられる。</p> <p>平成6年と平成17年の洪水時には、早明浦ダムの利水容量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における調整を踏まえ、発電専用容量からの緊急放流を行った実施した。</p> <p>早明浦ダムでは、昭和50年の運用開始以降平成33年間で、これら大洪水を含め242回の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降平成33年間で425回の取水制限が実施されている。</p> <p>このように洪水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による水リスクの増大が見込まれることから、さらなる浸水被害の軽減に向け、今後においても関係機関が連携し、合理的な水利用に努め、四国四県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。</p>
四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容				
<p>温暖化による海面の上昇や降雨特性の変化は、治水安全度の低下に繋がることから河川管理者も関心を持っています。</p> <p>しかしながら、地球温暖化に伴う影響量については、定量的な把握が難しく、計画に反映できる状況にはありません。</p> <p>当面は、河川整備計画原案第2.吉野川の現状と課題に記載している治水・利水・環境上のさまざまな課題について、計画的に対応を図りたいと考えています。</p> <p>また、河川整備計画原案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の気象条件の変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考え、河川整備計画原案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正しました。</p> <p>近年、吉野川流域においても集中豪雨が多発する傾向にあることから、吉野川の抱える課題として集中豪雨による災害を整備計画原案P50 3-1河川整備の基本理念に追記しました。</p> <p>また、海面の上昇に対する調査研究への取り組みとして、海象データの蓄積、及び調査・研究を進める旨、整備計画原案P105 5-4 河川整備の調査研究に追記しました。</p> <p style="text-align: center;">(つづく)</p>	<p>2-1 治水の現状と課題 【河川整備計画原案P33】 (4)浸水被害の軽減策及び危機管理</p> <p>吉野川では、これまで工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状での施設整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。また、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、洪水は人命の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、徹底的な被害を回避する上には、被害の最小化を目的とする適応策の洪水は人災による浸水被害を少しでも小さくするための対策を実施することが求められている。実施に努めていく必要がある。</p> <p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 【河川整備計画原案P36】 2-2-2 現況の状況</p> <p>平成17年夏洪水では、長期間にわたって取水制限が行われ実施されたが、早明浦ダムからの補給により、河川環境や市民生活への大きな影響が生じることを最小限にとどめられ、9月に来襲した台風14号のもたらした雨により洪水が解消された。</p> <p>早明浦ダムからの補給がなければ、吉野川の流量は減少し、水道用水をはじめとする都市用水、農業用水の取水が困難となり、住民生活に大きな影響を与えていたと考えられる。</p> <p>平成6年と平成17年の洪水時には、早明浦ダムの利水容量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における調整を踏まえ、発電専用容量からの緊急放流を行った実施した。</p> <p>早明浦ダムでは、昭和50年の運用開始以降平成33年間で、これら大洪水を含め242回の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降平成33年間で425回の取水制限が実施されている。</p> <p>このように洪水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による水リスクの増大が見込まれることから、さらなる浸水被害の軽減に向け、今後においても関係機関が連携し、合理的な水利用に努め、四国四県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。</p>				
	<p style="text-align: center;">考え方</p> <p style="text-align: right;">考え方に対応した【素案】内容</p>				

4. 吉野川水系河川整備計画【素案】に対するご意見・ご質問

吉野川水系河川整備計画【素案】に対するご意見 目次

会場		頁
■吉野川学識者会議		
中流域	第1回	9
	第2回	9
	第3回	14
上流域	第1回	21
	第2回	26
	第3回	26
■吉野川流域住民の意見を聴く会		
吉野川市	第1回	26
	第2回	28
	第3回	32
北島町	第1回	35
	第2回	36
	第3回	40
徳島市	第1回	42
	第2回	45
	第3回	51
徳島市Ⅱ	第1回	56
	第2回	61
	第3回	66
下流域	第1回	83
	第2回	83
	第3回	90

会場		頁
中流域	第1回	96
	第2回	98
	第3回	103
高知県	第1回	106
	第2回	109
	第3回	114
愛媛県	第1回	118
	第2回	119
	第3回	121
■吉野川流域市町村長の意見を聴く会		
下流域	第1回	123
	第2回	126
	第3回	129
中流域	第1回	131
	第2回	134
	第3回	136
上流域	第1回	137
	第2回	141
	第3回	144
■パブコメ		
第1回	146	
第2回	167	
第3回	218	

第1回 吉野川学識者会議 H18.6.27 阿波観光ホテル

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	鎌田委員	(学識者会議は、)今年度何回かやって、今年度で終わるか、あるいは議論が収まらなければ引き続き何年間(も)かけてやるのか？	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
2	平井委員	「吉野川学識者会議」で意見が出たものでまた修正して第2次案をつくって、またそれを2回目のときに検討していくというやり方になっていくのでしょうか。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
3	平井委員	文章が非常にわかりづらい表現がある。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P276	-
4	平井委員	P.4で、人口データは平成17年度10月のデータに更新が必要。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P274	P4-1
5	平井委員	P.3の図-1.1.3「徳島平野と吉野川の関係」に「計画規模の洪水時」と入れないと、吉野川は常に水位が高く、市街地の部分に水がオーバーフローするように捉えられかねない。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P276	P3
6	端野委員	森林の管轄が遠うため取り上げ方が非常に難しいかもしれないが、どこかに森林の現状と課題を入れるべきではないか。	共通-11 森林の現状と今後について	P263	P5~5-1
7	端野委員	整備基本方針の目次では「総合的」という言葉があるが、整備計画では「総合」という言葉がなくなっており、何かその辺の使い分けをしているのか。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P274	-
8	山上委員	地震時には、堤防の沈下だけでなく、堤防から離れた堤内地の液状化による地盤沈下も含めて広い観点で議論する必要があると考えるが、どのような取り組みをしていくのか。	治水-29 堤内地の液状化による地盤沈下への取り組みについて	P340	-
9	山上委員	今切川の河口堰、旧吉野川の河口堰について、耐震性は見積もっているのか。旧吉野川の河口堰は、四国で初めてパイプレーション工法が使われて改良しているが、当時の改良の度合いでは不十分だと思う。	治水-28 地震対策について	P337	P55~56-1, 74,83
10	中野委員	土砂管理について、流域管理という点では、県管理の砂防堰堤への土砂堆積量なども含めて、現状の課題として議論してほしい。また、砂防堰堤への堆積や近年の林業の荒廃が、どのように河床変動等に影響しているか触れてほしい。	共通-15 流域土砂管理について	P273	P27.33, 105-1
11	中野委員	吉野川流域の観光について、今後どういった開発が可能なのかを、30年の視点で見ても、入れてほしい。	共通-10 河川利用における観光開発について	P262	P47.49-1, 103
12	鎌田委員	環境に対して、十分盛り込めておらず、目標が明確ではない。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42~44-2, 57, 105~105-1

第1回 吉野川学識者会議 H18.6.27 阿波観光ホテル

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	鎌田委員	治水・利水と環境及びレクリエーション利用と環境はコンフリクト(対立関係)が起こることから、コンフリクトの解消の仕方とか、何をベースにするのかを明確に示さないと議論が進まない。コンフリクトをいかに調整するかということは河川計画の中で大きな課題であり、その回避の仕方等について方針・計画が盛り込まなければならない。	共通-4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	a P250	P50,57,58~58-1,63
14	鎌田委員	環境調査が不十分であるということも課題であり、特に外来種に対する対策をどうするのか、あるいは今後侵入するかもしれない生物に対してどう対応していくのかについても、十分な議論をしておかなければならないのではないか。	環境-5 外来生物対策について	b P372	P44-1~44-2,57,86,105~105-1
15	鎌田委員	風景とか景観資源についての分析がなされておらず、どこを残していくのかとか、修復していくのかとかというところが不明確である。それを調査して明確にしながらか、しっかりと位置づけた上で課題を抽出しなければ議論は進まない。	環境-13 河川景観について	a P392	P46~46-2,51,57~58,102~103,105~105-1
16	原田委員	大水・地震・災害のときに、孤立した高齢者、障害者、病人などに対するハザードマップという人的なものが抜け落ちているので、補完してほしい。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	a P419	P33~33-1,96
17	原田委員	吉野川を親しみのある川にするため、高齢者が車の行き交う堤防を越えて吉野川の川面へ降りていくには、交通弱者に対して、降りていく道すがらとか、遊歩道風のものをはめ込んだものにしておけば、親しみのある川というような感覚になっていくのではないのか。	環境-16 河川利用における高齢者への配慮について	a P400	P47,49,58-1
18	池田委員	現状での吉野川水系の汚濁負荷率(農業排水・工業排水・生活排水がどのレベルであるか)に関する統計的な数値はないのか。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	a P446	P37,58,98~99
19	端野委員	p.30の「利水容量がゼロ」という言葉はおかしいので、「貯水量がゼロ」が良いと思う。中ほどの「早明浦ダムは……十分な洪水調節機能を有しているとは言いがたい」と記述しているが、洪水調節能力を発揮していないというのは、納得できない。書き方をもう少し工夫してほしい。	治水-31 早明浦ダムの洪水調節能力について	a P347	P30,74
20	鎌田委員	時間が短い。しっかりと議論をするのであれば、意見が公の場で聞けるようなプログラムをつくってほしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
21	端野委員	p.50の治水・利水・環境における基本理念について、管理責任を伴うことから、国交省は少なくとも優先順位を明確にするべきだと思う。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	a P248	P50,57
22	岡村委員	(環境目標について)、何年頃の吉野川を目標に河道整備するのかをはっきりさせざる必要があるのではないか。具体的目標が河道整備に関して出ていない。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	a P368	P45-1,105~105-1

第1回 吉野川学識者会議 H18.6.27 阿波観光ホテル

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
23	大和委員	P.105の「5-2地域住民、関係機関との連携・協働」について、河川管理者と住民との綿密な協力が無いといけないのではなかいかな。その窓口になるものとして、p.75の防災ステーションなどを利用して住民に語りかけるという姿勢を強調してほしい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	a P260	P105～105-1
24	中村委員	素案p.70の内水被害対策について、ハード面では新設1ヶ所・増設1ヶ所だけとなり、35の内水地域がある中で、住民が安心・安全の意識を持てるかどうか不安がある。必要なハード面での投資については前倒しでの対応も必要ではないかと思う。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91～91-1
25	上月委員	対象期間が30年となっているが、ここで書かれているのは、今起こっている課題や事業についてである。30年先のことについて、いろいろな分野で予測されているものがある、そういうものを共有した上で、できること、できないこと、どこまでできるかということをも整理してほしい。	共通-5 将来予測を考慮した計画策定について	a P253	P54
26	上月委員	現状(今年度)の事業費が30年間続くと考えているのか。事業費は、見積もりとしてどれぐらいなのか。(事業費が)書かれていないので、リアリティーがないと思う。	共通-7 河川整備計画の事業費について	a P257	P50,54
27	上月委員	おおむねの30年間の事業の計画一覧表のようなものがあれば、それが目標になり、一番いいと思う。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	b P258	P59,65,77,82
28	鎌田委員	河川環境に関しては、実施内容のほとんどが「努める」で終わっている。やるべきことをしっかりと明確にしてほしい。	環境-2 環境目標の明確化について	a P364	P42～44-2,57,105～105-1
29	鎌田委員	汽水域に関しては、多くの生物データがあり、どこが重要なポイントであるかはつきり分かっていると思う。その中で、保全に重要な地域はどこなのか、劣化した場所はどこなのかを地図に落とすことは、ある程度は可能であると思う。	環境-6 河口干潟について	e P375	P44,57,68,101,105-1
30	鎌田委員	風土性に関しては、風土・地域の資源として残したいと思われようような風景やものをつかり集めて、住民、地域の方と共有しなければ、いつまでたっても始められないと思う。	環境-13 河川景観について	a P392	P46～46-2,51,57～58,102～103,105～105-1
31	鎌田委員	許認可について、河口干潟などの環境保全上、重要であるところに事業が行われるときに、どういうふうな手続を経て許認可をするのか明確にしていかなければならないと思う。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	a P444	P93
32	平井委員	歴史的な景観(水害防備林、竹林)というのは、それなりの意味・機能があつて残ってきているものなので、安易に手をつけるべきではなくて、十分にその役割を考えてほしい。	治水-8 水害防備林、竹林等について	a P301	P57,59,63,87～88,100
33	森本委員	治水・利水よりも環境にウエートを置いた整備計画が欲しい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	b P248	P50,57

第1回 吉野川学識者会議 H18.6.27 阿波観光ホテル

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
34	森本委員	何とかを努めるとか、努力するとかいうようなことでは本当は良くない。	環境-2 環境目標の明確化について	a P364	P42～44-2, 57, 105～105-1
35	森本委員	それぞれの場所の住民の方が川からメリット、デメリットを受けているので、その場所について一番よく知っている住民の方からの意見を十分に聴き、整備計画に反映してほしい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
36	小林委員	吉野川の上流域では、カワセミが非常に少なかった。カワセミは、その溪流の堤防の土の中に穴を掘って産卵するので、今後、工事等を行う場合には、ぜひとも多自然型の工事を取り入れてほしい。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	a P500	-
37	小林委員	吉野川の中流域では、最近コアジサシ(環境省絶滅危惧種)が徳島では営巣しているところが見られなくなっている。西条大橋付近では、シナダレスズメガヤが繁茂し、営巣しなくなった。シナダレスズメガヤの生育繁茂については、野鳥の生息環境にも大きく影響するとともに、河道状態の保全等にも大きく影響するため、是非とも対策を立ててほしい。	環境-5 外来生物対策について	a P372	P44-1～44-2, 57, 86, 105～105-1
38	小林委員	吉野川の下流域は、シギ、チドリの中継地となっていることから、ぜひとも環境保全には万全を図ってほしい。	環境-6 河口干潟について	a P375	P44, 57, 68, 101, 105-1
39	小林委員	旧吉野川は、多様で独得な河川環境を有し、ヒドリガモ、マガモ等の越冬場所となっている。今切川と旧吉野川の分岐点の竹やぶにシラサギが群生していたが、いろいろな公害等の関係で生息しなくなっている。今後、竹やぶやその周辺の工事をする場合、環境保全には十分配慮してほしい。	環境-14 旧吉野川における河川環境の保全について	a P396	P101
40	田村委員	どの地区から堤防の整備をするのか。施工順序が納得できるような形で工事を進めてほしい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a P306	P54, 59, 61, 65
41	田村委員	川や自然に親しむという考え方だけではなく、自然は怖いものだとこのことを体験を通してわかってもらうことも、これからの教育の大事なものではないかと思う。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	b P260	P105～105-1
42	田村委員	不法投棄が年々増え、洪水が起これば不法投棄が原因で第2次災害が起これてくるのではないかなと思う。(不法投棄の)データを地域の方に流すことによって、どうにかしようという働きになるかもしれない。	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93, 97
43	村上委員	毎年来る台風や南海地震が間近に迫っている中で、全体的な防災を考えていかざるを得ない。環境や水利用も同時に考えていかなければいけない。一人一人がイメージをはっきりさせ、相互に理解しつつ、それを整備計画の中に活かしていくことが問われているのではないかと思う。整備計画では、5年間ぐらいを目標として、それができたかどうか評価しつつ、積み上げの中で30年を見えていくような方法をとればよいのではないかと思う。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	a P258	P59, 65, 77, 82
44	池田委員	水質事故への対応について、具体的な事例を想定して、少し具体的に表現すれば、対処方法がわかりやすいのではないかと思う。	管理-16 水質事故への対応について	a P445	P97

第1回 吉野川学識者会議 H18.6.27 阿波観光ホテル

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
45	岡部委員 委員長	環境や景観については、治水と比べると情報の差がある。多少近づけるような努力はしてほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	a P362	P51,57,98, 100~101
46	原田委員	高齢化・少子化を踏まえて、ボランティア活動を通じて、住民と連携をとりながら、若い人の視点も入れていろいろな計画を)考えていければよい。高齢の人たちの生きがいとなるような河川利用(既得権のない人にも一坪農園風の耕作地を提供するとか)ができなにかと思う。	環境-16 河川利用における高齢者への配慮について	b P400	P47,49,58-1
47	鎌田委員	議論の進め方として、パート別に、課題抽出に関してしっかり議論をし、その後で目標について議論するということのように中身を少し分けながら、系統的な議論を行うことを提案する。 そのためには、回数が増えるかもしれないが、意見をゆつくり聞くようなプログラムで進めてほしい。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	a P473	-
48	平井委員	流域住民や関係自治体町村長からの意見についても、とりまとめて学識者会議に資料として提出してもらい、それらの意見を参考にしながら議論を進められればと思う。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	b P473	-
49	上月委員	ホテアオイによる実害や除去に要する毎年の費用を教えてほしい。	管理-5 ホテアオイの除去について	a P425	P27,90
50	上月委員	P37の(柳瀬ダム、早明浦ダムで)“良好な水質を維持している”とは言えない原因は何か。赤潮等が発生しているのではないか。堆積物の有機物量はどの程度か。	管理-18 水質の保全について	a P448	P37,58,93, 98~99
51	上月委員	水質悪化の著しい地域の水辺やその生物環境を保全再生するために環境水利権の考えを取り入れてほしい。	管理-18 水質の保全について	b P448	P37,58,93, 98~99
52	上月委員	生物の多様性は本川だけで維持されているのではないので、p.101の”河川の連続性の確保”では、「本川と支川との連続性の確保」も検討してほしい。	環境-7 連続性の確保について	a P377	P44-1,45, 57,87, 101~102, 105~105-1
53	上月委員	30年先の社会の将来予測で公的に発表されているものについて取りまとめ、その情報を皆で共有して議論することが重要ではないか。	共通-5 将来予測を考慮した計画策定について	a P253	P54
54	上月委員	専門用語が多すぎる。解説を加えてほしい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-1 P276	-
55	上月委員	”見直しの時期”について具体的に記しておかないと、先の見通しがでない中で、時代が変わった時に対応できない。	共通-6 河川整備計画の見直しについて	a P254	P54,59,86, 90,98,100

第2回 吉野川学識者会議 H18.12.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	岡部委員 委員長	国土交通省の本省の方でわかりやすい河川用語、防災用語という委員会の検討の結果、通達的に(用語を)変更しようということがあったと伺っているが、そういったことを含めて、用語変更の要点について追加説明をして頂ければありがたい。	管理-1 防災情報の充実について	a	P414 P95~97
2	平井委員	【素案P51】の「安全で、安心できる吉野川の実現」の2行目に「地震等さまざまな水害から」とあるが、「地震などによる」などの言葉が要るし、次の行の「人々が安心して暮らせる地域を」は、例えば「流域環境」という言葉の方がいい。その下の行の「段階的に整備を進める」には、「関係機関とか関係団体と連携して」という言葉を補足した方がいい。その下の吉野川の再生のところでは、「清浄な吉野川の流れ等」良好な「自然環境の再生」とあるが、「維持再生を図る」とかそういう言葉を補った方がいい。一番最後のところも、「さらなる流域住民の」という言葉がよくわからないので、その辺も修正したりとか、「環境学習等の河川空間利用」という言葉もわかりにくいので、「環境学習等に資する河川空間利用を創出するための」とかいう形で文言的な検討を頂きたい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-5	P51
3	平井委員	素案の中に、今後30年間というスパンの整備方針が盛り込まれていると思うが、ところどころに、必要があれば見直すとか修正をかけるという言葉が出てくるが、そういう見直しや修正をかける場合に、どういう体制のもと行っていくのかが、この修正案を見ている限りでは見えなかった。この見直しの仕組みを今後検討頂ければと思う。	共通-6 河川整備計画の見直しについて	b	P254 P54,59,86, 90,98,100
4	鎌田委員	【四国地方整備局の考え方P2】の河川整備の基本理念の最後に書かれている「河道区間毎に存在する治水・利水・環境上のさまざまな課題 ~ 調和を図りながら施策を実施する」は重要なことだと思うが、この整備計画の中に盛り込まれている事項(例えば治水面の整備)は、他の分野の課題についても考慮して出されている案なのか。そうは思えない。	共通-4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	c	P250 58~58-1, 63
5	鎌田委員	河道全体で言うところ、複断面化の解消というのが重要で、それを治水とあわせて環境問題も含めてどう解消していくかという議論であるはずだと思いつながら、なぜ平水位面よりも上に話を持っていくのかかが理解できなかつた。アプリオリ(先天的)にそうするのだと決めて進むことは危険性があるのではないか。	共通-4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	d	P250 58~58-1, 63
6	池田委員	多くの地方公共団体が、吉野川水系の水を上水道の水源にしているという意味で、水質保全のための努力を今ままで以上にして頂きたい。現状で吉野川の本川と旧吉野川ではかなり水質が違ふと思うので、それをよくしていくという水質保全の体制を整えたらどうかと思う。そういう意味で、この前質問してこへ出てきた、汚濁負荷の割合というのを参考にすれば、どの部分を重点的に整備すべきかというのが出てくると思います。(水質については)、素案からかなり改善されていると思うが、例えば【素案P57】の「連携を図りながら良好な水質の維持に努める」では、極めて漠然とした話になるので、より具体的な言葉で、「多くの市町村の上水道の水源など多種多様な動植物の命の水として」などの重要なイメージをどこかに入れてほしい。数字で環境基準を達成しているから大丈夫ということではなくて、いかに重要な水であるか、水質を大切にしなければならぬかということをどこかで記載してほしい。	管理-18 水質の保全について	f	P37,58,93, 98~99

第2回 吉野川学識者会議 H18.12.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
7	端野委員	那賀川での年間の降水量と流出量の差(蒸発散)が、30年間で約2倍に増えている。増える原因ははつきりして、森林を計画どおりに植えたが、計画どおりに手入れされていないため、葉っぱが生い茂って、遮断量が増えていると思っております。ですから、(森林の)面積が同じだから水の出入は変わってないという認識は、非常に情けなく思っております。 特に、春先、冬場の温水(の一因)は、そういう人工林が葉っぱを年がら年中つけているため蒸発散が増えているということがある。 吉野川でそういう効果が出ないのは、早明浦ダムという大きな貯水池があるため、目に表れにくいだけだと思います。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
8	端野委員	渇水時になって初めて渇水協議会というのを開くのではなくて、常時、林野庁や農水省、いろんな分野の方が集まって、協議して頂ければいいのではないかと。 【素案P105】の森林関係に、特に利水に関係していることを含めて頂きたい。土砂流出だけではなくて、水源涵養機能の保全ということで関係機関が連携し、常時の利水協議会を設置して、常時協議しているというように記述して頂ければと思います。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1
9	原田委員	早明浦ダムの機能を向上させていくことが求められている中で、将来的には山の荒廃で上層土が流下して、保水機能が低下する中で水質の悪化が危惧されます。また、ダム周辺町村の過疎化と、スギ、ヒノキだけが生い茂る山容は、早急な対応が必要になっています。国有林がわずかで多くは民有林のため、間伐作業なども思うようにはかどらないなど、多くの問題点があります。そういう問題(に対する対策)をしっかりと考えなおさなければ、この先30年間の吉野川水系整備計画が所期の目的を達成していけないのではないかと思われました。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105~105-1
10	原田委員	高齢福祉の視点から考えてみると、高齢者も(ノフト面で)やっていくことがたくさんあるように思われました。上流の人と下流の人との交流とか、下流域・徳島平野の豊かな水に感謝し、その気持をさらに進展させていきたいという思いです。	共通-2 流域内の交流推進について	P245	P105~105-1
11	小林委員	吉野川の流域の森林では、間伐、枝打ちの状況がなくて、うっそうと茂っている。いわゆる植林したまま放置しているところがほとんど状況が多いわけであるが、こういう実態が続くと、生態系あるいは利水・治水にも必ず悪影響を及ぼすということがあるので、四国森林管理局、農水省、独立行政法人水資源機構、あるいは国交省に、こういうことが起こらないよう連携強化を要望しておきたいと思っております。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1
12	平井委員	【素案P21】にある加茂第二箇所の堤防法線をもっと引いて堤防をつくれば、竹林景觀も丸ごと残るようになってしまう。【四国地方整備局の考え方P44】を見ても、この加茂第二箇所については、竹林を何とか残せないかという意見がほとんどです。吉野川固有、特有の景觀である竹林は、全国に誇るべき吉野川の景觀だと思っております。	治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	P326	-
13	平井委員	(加茂第二箇所のように)浸水被害を受けやすいところは、何らかの土地利用規制をかけるという方が優先されるべきだと思います。川沿いに新しい施設をつくったりすれば、それだけまた被害が起こる。	治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	P326	-
14	岡部委員長	(加茂第二箇所の堤防法線)の線引きがちよっと雑ではないか。もう少し地域のことを考えながら線引きを進めるといいのではないかと感じております。	治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	P326	-
15	佐藤委員	農業系の目から見ると、河川の整備というのは、基本的に堤内地の農地や家屋を守るためにやるのであって、そのために流水が滞滞なく流れてもらうということが必要だと思います。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63

第2回 吉野川学識者会議 H18.12.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
16	佐藤委員	支川の水が洪水時にスムーズに(本川に)流れ込めるのか。それが流れ込めないからポンプにするというのですが、ただポンプにしても、洪水時に本川にじゃんじやん吐いてもいいのか。高知の中筋川では、洪水時にポンプとか流下断面の確保ということよりも、支川の水が流れ込めるための本川の水位を規定するとか、そういうような考え方はないのかをお伺いしたい。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	e P429	P91,92
17	佐藤委員	洪水のときは別ですが、一般論として、例えば1500、1600mmの降雨であれば、そのうち800mmぐらいは(森林の)蒸発散で出てこないで、半分以上は川に出ないで森林で蒸発散してしまふというのが平均の水収支です。そのことをきちんと評価すべきではないかと思う。	共通-14 森林による流出抑制について	b P270	P5-2, 105~105-1
18	佐藤委員	オーストラリアの川は、洪水をとてもおさめることはできないという前提ですから、ハザードマップをつくって、国が金を出して、1mとか2mとか家をかさ上げてやっています。(国内でも)肱川(の例があります)。(吉野川でも)ハザードマップをつくれるのですから、住民の方々にもその説明をして理解願って、それで逃げ出す人は逃げ出すとか、そういうことまでも考えの中に入れてあげて必要があるのではないかなという気がします。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	d P419	P33~33-1, 96
19	山上委員	(水防団員の)高齢化が進んでいるが、訓練等を通じ水防体制の強化を図る必要があると、書いてあるが、高齢の方がどんなに訓練をしても、効果的な対応策にならうとは考えられない。どんなに訓練しても、効果はむしろ年とともに低減していくだろう。大事なことは若者をいかに水防団に呼び込むかだと思う。そのためには、若者が水防団に入る意義を感じないとなかなか実現しないという意味で、そのあたりまで踏み込んだ計画でないと難しいだろう。	管理-1 防災情報の充実について	b P417	P96
20	山上委員	一昨年の8月初めの台風10号のような、とつもない豪雨が吉野川水系に降って、急激に水位が上昇し、緊急に避難をしないといけないというときに、高齢で伏せておられるような方に、情報をいかに的確に伝達するのとかという部分がよく見えてこない。緊急に避難するときに平易な言葉で言えば皆さんに通じるといふことではない。そこあたりの計画をぜひ、30年という長期の展望に立つならば盛り込んでいただきたい。	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95~97
21	中野委員	【四国地方整備局の考え方P40】の治水-15「高潮対策について」などに、第二室戸台風のデータの設けとに、河口潮位に侵入波浪を加えた潮位から(計画)高水位を決めると書かれているが、河口潮位の設定には確率論的な話は入っていない。(修正)素案の中に、河口潮位をどうやって決めて治水対策をとるかという記述が明確に入っていないのは問題である。今後、港湾または海岸の部局、あるいは気象庁の潮位を予測する基本的な考え方が変わったときに、(それを)計画の中へ盛り込む(ためにも)やはり設計の方針が明確に記述されている必要があると思う。	治水-15 高潮対策について	b P317	P74
22	端野委員	堤防のないところに堤防をつくると、内水問題が発生する。【素案P55】の「内水被害への対応」には、新たなポンプ場という記述がないが、新たなポンプ場が必要になってくると思うが、これが30年間に含まれるかどうか。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1
23	山中委員	自然景観についてはかなり綿密に調査されているが、人の作ったものや人の心の中にあるもので、歴史的・文化的なものの中に重要な景観要素がありますので、そういうものを把握しておけばおぼくほど、後ほどのスムーズな対策に結びついていくと思います。	環境-13 河川景観について	a P392	P46~46-2, 51,57~58, 102~103, 105~105-1

第2回 吉野川学識者会議 H18.12.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
24	山中委員	(平成18年)10月、河川景観の形成と保全の考え方やガイドラインが河川局から出されましたが、この中で河川景観をどうやって調査・計画して守っていくか、実際にそのやり方を出されています。それから見ますと、今の整備計画に書いている内容は非常に心もとないため、この河川景観デザインガイドラインに従って景観の計画を立てて、それをこの整備計画の中に入れて頂きたい。	環境-13 河川景観について	e P392	P46～46-2, 51,57～58, 102～103, 105～105-1
25	山中委員	(景観に関する調査結果)については、それを公表していくことが非常に重要で、こういうものを我々が重要だと思っっていることを公表して頂きたいと思つています。水辺の八十八カ所やフォトコンテストなどを読み解き、どういう景観が重要かというのを列挙してマップに落としておくだけで、これを重要な景観と見していますというのを公表していることになりました。	環境-13 河川景観について	a P392	P46～46-2, 51,57～58, 102～103, 105～105-1
26	鎌田委員	「努める」という表現が気に入らない。完全に努めるというのとは分るが、これはアクションとしてやるぞということは自信を持って書くべきだと思う。そのアクションは例えば前提となる目標に対してそのアクションを続けるのだということが計画の中になければならないと思うのだが、具体的にどのような環境に対して保全しようと努めていくのか、それに対してどういうアクションを取り続けるのかということが書かれなければならない。	環境-2 環境目標の明確化について	a P364	P42～44-2, 57, 105～105-1
27	鎌田委員	調査不足をどう補うのかは計画の中で述べておくべきだと思うし、水辺の国調についても、モニタリング結果をどのように評価して次のアクションにつなげるかというPDCAサイクルが確立していないことが問題である。ただ、水辺の国調ではどうしても不足部分を補い切れないところがあるので、それを補うための調査をどのように打ち出すかということを出して頂きたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	d P368	P45-1, 105～105-1
28	鎌田委員	河川の本来の姿というのは変動するというのが河川の本来の姿である。だから、どこか一時期に絞られきらないとか、出水により絞られきれない、そういう変動があるからこそ絞られきらないことであるが、そういう変動パターンがあるのかというのを本来の姿だというふうな位置に置くべきだと思う。それは、変動形としての河川というものを認めるのであれば、どういう変動形を持っている姿に戻さなければならぬかが目標であるべきだ。	環境-2 環境目標の明確化について	b P364	P42～44-2, 57, 105～105-1
29	森本委員	吉野川に限らず、川の水というのはかなりの余裕を持って、河川の生態系が維持されていると考えているので、洪水時の流量配分図(の他に)、(渇水対策として)渇水時の流量配分図というのをも、つくっていただいた方がいいのではないかなと思う。	利水-4 渇水対策について	c P357	P98
30	森本委員	農地防災事業によって、大量の水が吉野川から農業用水として取られる予定ですが、以前の早明浦ダムで底が見えたというようにような渇水(が発生した場合)、吉野川や旧吉野川に流れる水が(減って)、汽水域の生物、底生生物等に影響が出るのではないかなという感じがする。(現状では)第十堰の漏水があるので、下流の汽水域に真水が入ってくるが、柿原堰から第十堰までの水が少なくなれば、それだけ漏水が減り、淡水と海水の混ざり具合が変化することによって何か影響がないのだろうか。	利水-6 国営農地防災事業について	a P359	-
31	岡村委員	現在、第十樋門から取水している分から、10m ³ /s分を上積みし、柿原堰では最大15m ³ /s(の取水となる)。しかし、段階的取水で、秋口の芋の産卵期等は3～4m ³ /sから減量する。柿原堰から第十堰までの間は3～10m ³ /sぐらい減水するが、第十堰から下流への流量には変化はないので、汽水域には直接の影響がないと、現在のところ見られている。	利水-6 国営農地防災事業について	c P359	-
32	中野委員	(吉野川で)漁業のなりわいがどの程度なされてきて、現在どういう環境であるか、将来にわたってどのようになるのか、そのためには河川の整備をどうすべきなのかという観点からの議論も必要だと思う。水産、漁業資源としての吉野川、漁業生産を維持する上での吉野川という観点の記述も加えて頂ければありがたい。	共通-0 吉野川の概要について	a P240	P5

第2回 吉野川学識者会議 H18.12.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
33	大和委員	吉野川筋に住んでない人も含めて、(ビューポイントの)募集みたいなものを考えてみてはどうか。吉野川に関心を持ってもらうために、どこが一番美しいのか、みんな考えてみてはどうか。	環境-13 河川景観について a	P392	P46～46-2, 51,57～58, 102～103, 105～105-1
34	中村委員	【素案P5】の「土地利用及び産業」は、ざらっと書いた感じを受けた。例えば、アユ(の養殖)は全国第一位とか、養殖漁業生産高を他県との比較すればインパクトが出るし、内水面漁業が2001年をピークに激減していることは、環境面の1つの数字になると思うので、もっと、産業のところでも漁業と農業を多面的に深く書いて頂けたらありがたい。	共通-0 吉野川の概要について a	P240	P5
35	中村委員	【素案P6】の歴史について、治水の観点での記載はいいが、皮肉にも、洪水が地味を豊かにし、徳島の(藍)産業に大きく寄与し、それが徳島の経済を全国的に引き上げていたという歴史的・客観的な表現が欠落しているのではないかとと思う。	共通-0 吉野川の概要について b	P240	P5
36	中村委員	吉野川のように東西に流れている川は全国でも非常に少なく、夕日が日本一美しく見えるビューサイトとか、観光的な観点からアピールするのもおもしろいのではないかとと思う。	共通-10 河川利用における観光開発について b	P262	P47,49-1, 103
37	村上委員	【素案P50】の基本理念に、新たな課題とあるが、温暖化に起因して多発する集中豪雨や洪水、渇水のような問題の長期化が余り書かれていない。そういうことが懸念されるので、そういったことにも対応できる視点をに入れておくべきではないかと思う。	共通-1 地球温暖化に対する方策について a	P241	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1
38	村上委員	Plan Do Check Action(に沿って)、5年ぐらいの計画を立て、やれるところからやっていき、それが本当にできたかどうかをチェックしながら、30年あるいは50年、100年、120年というように見ていくべきだと考えます。そういう考えを全体の計画の中で考えて頂きたい。	共通-8 河川整備計画の事業工程について a	P258	P59,65, 77,82
39	山上委員	この整備計画は30年という定量化された数値が出てくるのですが、30年の背景はどこにもない。5年ほどもなく、せめて、10年後、20年後、30年後はこうだというような整備計画でない問題だ(と思う)。要所要所で何かを提示すべきではないかと感じます。	共通-8 河川整備計画の事業工程について b	P258	P59,65, 77,82
40	平井委員	上流では無堤地域に対する築堤、下流域では防災や漏水対策など、上中下流でそれぞれ重点的な事業が違おうから、それを工程表みたいにして提示するだけでも、首長さんは地域計画に反映しやすいし、地域住民はこの事業が終われば次にどうしようかということがあるのかということがわかりやすくなるのでぜひお願いしたい。	共通-8 河川整備計画の事業工程について b	P258	P59,65, 77,82
41	平井委員	吉野川の農地防災総合事業は、毎秒何m3という取水量があるので、それは明記しておいて一つの目標値として掲げるべきではないか。水利権を持っている農業団体もあるので、そういったことを保全、維持するという必要ではないか。	利水-6 国営農地防災事業について d	P359	-
42	平井委員	築堤で竹林を一部であっても破壊してしまふと、その景観は戻ってこないのか、やはり何らかの工事をやるに当たっては、結果的に住民からどう評価を得ているか、そういう仕組みを入れるということに書いておかないと、「努める」だけではなかなか評価できないし、理解できないのではないか。やはり委員会や協議会を設けるとか、そういうことをこの中に明記して頂きたい。	環境-13 河川景観について d	P392	P46～46-2, 51,57～58, 102～103, 105～105-1
43	鎌田委員	環境側から、何年までにはどう調べるか、その次にそれを使ってどうするのかといった工程表みたいなものがしつかり出されるべき。努めるという言葉は、治水上・防災上も5年や10年先にここまでやろうと努めるとか、そういうときに使った方がいいのではないかと思えます。	環境-2 環境目標の明確化について b	P364	P42～44-2, 57, 105～105-1

第2回 吉野川学識者会議 H18.12.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
44	鎌田委員	吉野川の環境に関して、第十堰の湛水域のところのみが下流域として扱われていて、そこから下(流)は河口域と表現されていた。第十堰を境にして汽水域と真水域になって、全く異なる生態系になりますので、そこは汽水域は汽水域として目標をつくるような手法として明確に分けて書いておくべきだと思います。	環境-6 河口干潟について g	P375	P44,57,68, 101,105-1
45	鎌田委員	汽水域に対しての目標として、これからは積極的に何も残さないとか、積極的に何かを残すとかいうことが行われてしかるべきだと思います。保全をするということを残していくことなので、汽水域の環境をどう残すのか、あるいはほかの何か外圧がかかったときに、どうやってそれと調整をして、あるいは劣化しないように止めていくのか、保全策として、あるいは目標を達成するために重要な考え方だと思います。	環境-6 河口干潟について h	P375	P44,57,68, 101,105-1
46	鎌田委員	吉野川の河口域あるいは汽水域は、ラムサール条約の登録の動きも出ていますし、日本の河川の中でも非常にすぐれた場所だと思っていますので、中流域で自然再生を行う視点とは全く違ったやり方での何か目標設定というのがあって、それがきちと述べられて、どう実現するのかということをしつかりと考えて頂きたいと思っています。	その他-23	P500	-
47	鎌田委員	上流域に関しては、ヤマセミは今徳島県の中では絶滅の方向に向かっていると言われているので、国としてどこまでできるかはわからないが、ここに挙げられているヤマセミはそういう種類であるということや、キシツツジなどの渓流性の植物や溪流に適応した植物群があるということも特徴だと思いますので、それを河川と直結して保護していく、あるいは管理していくということは大事だと思っています。	環境-5 外来生物対策について b	P372	P44-1~ 44-2,57,86, 105~105-1
48	山中委員	地域との連携の話が、【素案P105】の「今後に向けて」にあるが、今から始めようとしているものがこれだけいいのかわからないことしか書かれていないと思う。パートナーシップを図りながら、実際に川づくりを協働的にやっけていく仕組み、個別の工事についての合意形成の仕組みをつくって、実際にどういう形で進めていくのかをきちんと書いていかないと、物事は進まないと思うので、景観のマニュアルなどを参考に、しつかりとした合意形成の仕組みづくりについて書いて頂きたいと思う。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について g	P260	P105~ 105-1
49	佐藤委員	外国の大きな川だったら川を治めることはほとんどない話で、川と一緒にどうやって生きていくかということが問題。吉野川は大きいので、川と共生するというポイントで、今後に向けて書いて頂けたらいいと思う。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について d	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
50	佐藤委員	【素案P105-1】5-3の「一方、流域の浸水状況や道路の浸水状況」で流域という言葉が出ていますが、道路は流域とは別の概念みたいに書いてあるので、そこら辺を具体的に書いた方がいいのではないかと。	共通-16 文章等表現内容の改善について c-6	P277	P105-1
51	大和委員	【素案P105-1】の一番下の行、「水質等水文データ」とあるが「の」とか何か入れないと文章としては成り立たない。	共通-16 文章等表現内容の改善について c-7	P277	P105-1

第2回 吉野川学識者会議 H18.12.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
52	中野委員	地球温暖化の問題について、1985年から2005年の20年間に小松島港では約20cmの水位上昇がございまして。河口から第十堰までの平均河床高を見ますと、20cmの上昇は大体1500mぐらい海が奥へ入ったという結果になり、河口域の環境に関しては地球温暖化の影響が出てきております。この【素案P105の】今後に向けてというところで、こういう地球温暖化、海面上昇等の影響という課題について取り組んで頂きたいと思う。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	P241	P33,36,44-1,45,50,54,95,105-1
53	原田委員	団塊世代の人に、水消防団活動への協力、地域の全高齢者マップや聴き取り調査、情報弱者への情報共有に向けての支援、又若者と交流をもち、人生の先輩としてのアドバイスをしたり、吉野川の昔も知っているので感想文を集めてみようとか、いろいろな発想で何かができ上がってくるような気がする。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	P260	P105~105-1
54	岡部委員長	これで学識者会議はラストではないということか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
55	上月委員	【素案P37】に「淡水赤潮が発生していることもあり、水質の動向を注視……。」とあるが、「水質と(底)質の動向を注視……。」と追記できないか。	管理-18 水質の保全について	P451	P37
56	上月委員	語句は分かり易くなりましたが、本来、国土交通省が住民に分かって欲しいこと、例えば、【素案P35】の流況図は、ダム効果を説明しているにも係わらず、豊・平・低・濁の表現を含め住民が理解するには難しい表現と思う。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P277	-
57	上月委員	「ホテイアオイなどの発生状況、対応策を、支川管理者等と情報共有や連携した取り組みを行う。」とす内容を記述できないか。	管理-5 ホテイアオイの除去について	P426	P90
58	上月委員	【四国地方整備局の考え方P91】維持管理-18に「環境用水については、……。」とあり、この環境用水の言葉を、素案に盛り込めないか。	管理-18 水質の保全について	P448	P37,58,93,98~99
59	佐藤委員	特定種の表について、魚類の中にイチモンジタナゴは種名を記載しないほうが良い。(在来種かどうか)が未確認であることや、徳島県では比較的良好に見られる種であるため)	共通-16 文章等表現内容の改善について	P277	-
60	佐藤委員	動植物の生息・生育状況に特定外来生物の確認状況を記載するべきである。	環境-5 外来生物対策について	P372	P44-1~44-2,57,86,105~105-1
61	佐藤委員	河道内樹木の繁茂原因は土砂流出量や洪水発生頻度の減少だと考えられるが、どこかに記載しておくほうが良い。	環境-5 外来生物対策について	P372	P44-1~44-2,57,86,105~105-1
62	佐藤委員	早明浦ダムの濁水対策として選択取水をしていると思うが、効果はどうか。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99,105~105-1
63	佐藤委員	水質状況については、徳島県の下水道普及率は低く全国最下位である。普及率も含めてそのようなことを記載してはどうか。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	P446	P37,58,98~99

第3回 吉野川学識者会議 H20.2.13 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	村上委員	ここ数年で異常な降雨があり、異常洪水が起こればはん濫の仕方が変わってくる。そのような異常な気象が起こった場合にはどのような対応をするかという点も含めて、地球温暖化と絡めて計画していきたい。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1
14	森本委員	早明浦ダムの堆砂量は15年も早く予定の堆砂量まで達している。推測の仕方がおかしいのではないか。	管理-23 ダム堆砂について	b P456	P93～93-1
15	森本委員	堆砂によってダムの機能が衰え、洪水になりやすいのではないだろうか。堆砂を除いてしまうことが、早急に行われる必要があるのではないだろうか。洪水はん濫を防ぐために積極的に考えていただきたい。	管理-23 ダム堆砂について	a P456	P93～93-1
16	山上委員	早明浦ダムの堆砂の長期展望には、台風等のドラスティックな変化を考慮に入れたいといけないが、思わぬ台風の効果は考慮しないでの長期の推定をされているのか。	管理-23 ダム堆砂について	b P456	P93～93-1
17	大和委員	地域住民との連帯を考えると、川を知ってもらうために実物あるいは写真等で見んなに語りかける河川に関する博物館という発想があってもいいのではないかと。支所とかあらゆるところにそういうものを広げてもらいたい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	a P260	P105～105-1
18	平井委員	想定されている高水水量に迫るような数字があれば整備計画の見直しができる1つの目安になるのではないかと思うので、温暖化の影響については今後検討していただきたい。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1
19	平井委員	無堤地区の堤防について、堤防を造れば上流は平野が狭く貴重な社会活動の場(が失われる)ため、「堤内側の土地面積が確保できるように設定しています」とある。これは治水対策の目的ではなくて、その副次的な結果ではないか。土地を生み出すことが目的ではないので、ここに書き入れるのはどうかと思う。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	e P295	P59,61,63
20	平井委員	堤防整備により治水性が高まって安易な土地利用の社会的拡大をしてしまうと、逆に内水災害等の被害に及んでくるということがある。各自治体等の協議の中でも安易に土地利用計画を立て、被害を増大させてしまうような仕組みを作らないほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	c P314	P7,70,75, 91～91-1
21	山上委員	大規模地震対策について「必要な対策を実施する」と書いてあるが、必要な対策というのは明確ではない。必要な対策の自身が、明確に、定量的に評価できるものが到来すれば、いち早く具体的な対策を詰めていただきたい。	治水-28 地震対策について	d P337	P55～56-1, 74,83
22	山上委員	安全性という観点では洪水時と地震時というものは別個に扱ってきているが、両者が重なった場合の検討の必要性が認識されつつある。時の経過の課程では(洪水と地震の)同時発生を含めて検討し、計画を見直すというより計画を進めるといった方がいい。	治水-28 地震対策について	c P337	P55～56-1, 74,83
23	端野委員	堤防がなくなっていくとはん濫する遊水効果が少なくなりますが、堤防が完成した暁には、その遊水分を具体的に何m ³ /s考慮しているのか。	治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について	b P304	P54

第3回 吉野川学識者会議 H20.2.13 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
24	端野委員	(岩津地点)は、最終的にダム効果も含めて1万8000m ³ /sですが、現在の狭窄部では疏通能力が足りないと思う。計画に岩津地点の掘削は触れられていないのだが、どのようになっているのか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	h	P284 P8-1, 54,55~56
25	森本委員	旧吉野川は、コンクリートの垂直な護岸がずっと続いており、景観的に殺伐としている。新しく嵩上げしたり造るときには、景観に配慮した護岸にしていただきたい。	環境-13 河川景観について	c	P46~46-2, 51,57~58, 102~103, 105~105-1
26	鎌田委員	素案P44で汽水域は「多くの生物にとって・・・貴重な空間となっている」というところについて、「特に河口干潟はシオマネキを初めとする絶滅の危機に瀕する多種多様な底生動物が生育しているほか、シギ・チドリ類の中継地となっている野生生物保護と良好な河川環境を維持する上で重要な空間になっている」ということを認識し、評価していることを書き入れた方がいいと思う。	環境-6 河口干潟について	a	P44,57,68, 101,105-1
27	鎌田委員	素案P57で「洪水による河道状況の・・・モニタリング等により」の部分で、「モニタリング等により希少種や外来種の分布状況も含めて把握する。そして、その状況を評価するための体制を整え、早期に明確な環境目標を策定する。」と修正したらどうか。 これはPDCAサイクルを確立していただきたいことだが、評価する場所と手法が明確ではないので、環境目標を策定するための常設の検討会を設けるということを提案させていただきたい。そして、検討会で評価した結果が外部に公表されていくシステムを作っていただきたい。 プロセスやアウトカム評価をできることが大事であり、その仕組み作りについて書き込める工夫ははたらどうか。 (調査結果等)がNPOや地域の人たちに還元されていくような役割を担う組織がある中で、チェック機構が働いていくということが重要なのではないか。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	d	P45-1, 105~105-1
28	佐藤委員	個々の川に即した目標設定をしなければならず、本省の方針が決まったからといってすぐにできるわけではないので、目標設定とか評価手法の調査研究準備は今からやっておくべきだと思う。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	b	P45-1, 105~105-1
29	鎌田委員	連携や景観に関しても、連携する必要があるとか協議の場を設けつつでは、仕組みが見えてこない。その仕組みを何か提案していない。一緒にやっていくぞ、仕組みも作りますよということを表明されるような努力がほしい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	g	P105~ 105-1
30	小林委員	河口干潟の件で、単なる河口干潟でなくて貴重な吉野川の河口なので、ラムサール条約にも触れて重要な自然であることを明記していただきたい。	環境-6 河口干潟について	a	P44,57,68, 101,105-1
31	小林委員	流域の78.5%を占める森林は、「森林による土砂流出の抑制」、「水質の保全」、「森林による流出の抑制」に対し、非常に重要な働きをしている。それから森林に関する他機関との連携の中で課題解決に向けて河川管理者が果たす役割をより認識されて、川だけでなくて自然環境をもとに考えるような施策を打ち出していただきたい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b	P105~ 105-1
32	小林委員	川瀬の加賀須野は、堤防が垂直になっている。自然に親しみ自然を理解し自然を大切にしようという自然意味からも、今後嵩上げ等をする場合には、多自然的な考え方で工事をしていただきたい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a	P57,87, 101~103, 105~105-1

第3回 吉野川学識者会議 H20.2.13 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
33	端野委員	吉野川全体から見ると国有林の占める割合は低く、民有林をどのように整備するかが問題である。連絡会議を中心に、国交省と林野庁の両者が連携して事業という形で森林整備について、踏み込んで検討していただきたい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b	P105～105-1
34	原田委員	素案P8、P57等にある「ミチゲーション」、「ワンド」の注釈をつけていただきたい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-19	-
35	村上委員	ミチゲーションという言葉の使い方が私の感じと違う。ミチゲーションの概念というのは、環境影響負荷を避けるから始まり、それでもできない場合は負荷を最小化する。そして、それでもダメな場合は代替するという概念だと思ふ。	環境-8 ミチゲーションについて	c	P57～58,68,88,101
36	鎌田委員	ミチゲーションを実施すると言いついては評価している。整備計画の中に「ミチゲーションを実施する」と書いているということは、その仕組みづくりも関係していて、工事の計画実施、施工に対する評価システムも含まれるということと認識している。	環境-8 ミチゲーションについて	d	P57～58,68,88,101
37	山中委員	河川景観ガイドラインに沿って、いい景観を創っていくための仕組みづくりをどうしていけばいいのかが最後の方には書いていただきたい。	環境-13 河川景観について	e	P46～46-2,51,57～58,102～103,105～105-1
38	上月委員	吉野川の場合は底質というものも保全していくような取り組みが必要。底質というのは河床の材料の粒径であるとか、レキの上にとまっているようなシルトの部分である。水質や底質の保全とか、そういうふうな「底質」という言葉を入れて保全していただくのが適切かと思う。	管理-18 水質の保全について	i	P37,98
39	上月委員	「努める」、「図る」、「行う」、「検討する」のニュアンスの違いがよくわからない。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-15	-
40	森本委員	素案の中に、「・・・に努める。」「・・・を行う必要がある。」等とあるが、の文章を書いた人の意思がよくわからない。そのあたりをもう少し、文言をはっきりと意思があらわられるような表現にしてほしい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-15	-
41	上月委員	この10年、20年、30年間で「図る」「努める」では、具体的に何を検討もしくはされようとしているのかが、計画書の中からはわからない。するべきこと、しようと思つていることを書いた一覧表を作っていた方がいい。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	b	P59,65,77,82
42	佐藤委員	書かれている内容から何をやるのかわからない。各パラグラフの文頭でやることを持ってきて、その後ろに、詳しく説明する内容を持つてくると、文章も読みやすくなるのではないかと。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-1	-
43	佐藤委員	モニタリングというのは何を評価するかやその方法論と実行する仕組み、体制が決まっています。初めてでいいから、詳しく説明することだと思ふ。モニタリングについて改めて認識し、使っていただきたい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-23	-
44	平井委員	平成20年度以降、地域文化・景観談話会という組織を立ち上げることだが、この談話会で話された内容を整備計画の中にどのように反映していくのか。その場合には(河川景観)ガイドラインというのがあるのか。例えば選択的な工事計画として(地域文化・景観談話会で)話されて得られた結果について、具体的な工事を進める段階で反映するのか。	環境-13 河川景観について	e	P46～46-2,51,57～58,102～103,105～105-1

第3回 吉野川学識者会議 H20.2.13 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
45	山中 委員	この計画のPDCAサイクルについて、30年間の計画をどうやって再評価していくのか、実際に進捗状況を情報公開しながらやっていくのか、そういう項目を挙げられて書かれる方がいいのではないか。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	a P258	P59,65, 77,82
46	池田 委員	環境用水については、説明いただいたような内容を要約して脚注につけていただきたい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-20 P278	-
47	鎌田 委員	(河川景観)ガイドラインに書いていることは、景観目標と変わることはないと思う。ここで言う景観は、(例えば)竹林の見た目をどうするかというだけではなくて、竹林が形成されたプロセス、地形的なプロセスも含め、すべての視点を持ってトータルとして考えるということである。そのため、ガイドラインに沿って目標を作っていくけばおのずと環境目標も決まると考えている。まずは吉野川全体で景観評価というのをやる方がいいと思う。	環境-13 河川景観について	e P392	P46～46-2, 51,57～58, 102～103, 105～105-1
48	山中 委員	生態系の議論までは書かれていないが、景観としての自然景観の重要性は(素案の中に)一部一部入っているとと思う。ただ、(素案では)景観は表層的なところを見ていると思うので、それを守るために結果的には生態学系のことを考えざるを得ないと思う。	環境-13 河川景観について	e P392	P46～46-2, 51,57～58, 102～103, 105～105-1
49	中野 委員	砂防ダムで土砂をとめる一方で、河口の環境に土砂が届かず衰退もしてきている。今後の課題の中に、物理環境の維持管理という観点で、災害になるような土砂はとめる一方でどうやって土砂を増やすかについても研究を進めると記述いただきたい。河川事業の場合、河道掘削した川砂利を環境の回復という形で利用できているのかどうか教えていただきたい。	共通-15 流域土砂管理について	a P273	P27,33, 105-1
50	村上 委員	事業工程は5年ぐらゐの計画を立てて、PDCAを行うということだが、後で評価できるように項目ごとに一覧表にし、引き継ぎ、生かされるようにやっていたいただきたい。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	b P258	P59,65, 77,82
51	中村 委員	素案P4の「流域の人口」で、18年3月現在「吉野川流域は、徳島市をはじめとする12市14町2村」とあるが、計画が19年10月なので、一番最新のもので確認していただきたい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	b-2 P274	P4-1
52	中村 委員	素案P4の「流域の人口」の、64万というのが平成7年とあるが、これは17年の間違いか、それともあえて7年というのを採用したのか。	共通-16 文章等表現内容の改善について	b-1 P274	P4-1
53	中村 委員	素案P4に、「流域内人口の推移は、近年横ばい」とあるが、その表現は平板過ぎる。徳島の経済力、自然に恵まれた住みやすさ、治水の安全性と河川の環境、景観の美しさ等から、戦略的に書いてもらいたい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-18 P278	-
54	中村 委員	概ね10年程度での着手を指すということと区間の明示をされたのは喜ばしいが、予期せぬ天災等が発生する可能性があるため、5年なり途中で区切って弾力的に見直し、事業をスムーズに遂行していただきたい。	共通-6 河川整備計画の見直しについて	b P254	P54,59,86, 90,98,100
55	原田 委員	(素案に)写真がたくさんあるので、通し番号入れていただきたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
56	田村 委員	素案P88の「河川空間の整備と適正な利用」について、ここでは楽しい水、簡単に触れ合うという表現だけである。自然とは畏敬するものであるとか、水から命を守るうとする考え方、水とはどういうものなのかという深い部分まで子供が考えて生活できるようなものになっていったらよいと思う。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	b P260	P105～ 105-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.7.22 セントラルホテル鴨島

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		麻名用水の取り入れ口の水位が下がり、かんがいの水が少なくなり困っている。対策として本流からスムーズに水が流れ込むよう、取り入れ口のバラス、樹木を取ることに許可をいただきたい。	利水-5 麻名用水について	b P358	-
2Aさん		麻名用水取水口周辺は、昭和30年代まで本流は南の堤防に沿って流れていたが、バラスを取るための進入路が障害となって川の形状が変わった。昔流れていたように、南側の堤防に沿った底流を復元してほしい。	利水-5 麻名用水について	a P358	-
3Bさん		沼田地区の2.2kmが無堤地域になっている。遊水地帯で家屋浸水もあり、5～10年の間に築堤して頂きたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
4Bさん		堤防がいらないと言っている三野の太刀野地区と芝生地区は堤防ができ、加茂野宮、清水は平成18年まで用地買収している。(堤防整備の優先)順位はどのようにして決めているのか。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	b P306	P54,59, 61,65
5Cさん		勝命地区の約2km余りの無堤地域において、平成16年の23号台風により、床上・床下浸水が何十軒か出ている。一日も早く着工(→堤防の整備)していただきたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
6Cさん		県の一級河川(五明谷と伊沢谷)と吉野川の合流地点で、内水面の機場の下に雑木が群生している。機場の能力を十二分に発揮するためにも、現状を見ただき、早急に伐採計画を立てて欲しい。	管理-9 排水施設の機能維持について	b P432	P91～91-1
7Dさん		住民の意見を聞くという姿勢は、高く評価している。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	c P462	-
8Dさん		この河川計画(→整備計画)には阿波市の内水対策、ポンプ場の新設・整備についてあまり書かれていないので、今後の計画に付けるときには地域住民の声を聞き、被害の甚大なところへ早急にポンプの新設・増設をお願いしたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
9Dさん		石井の防災ステーションのポンプ車の稼働実績と運営規程について教えて欲しい。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	a P427	P96
10Dさん		善入寺島が遊水地帯であることはわかっているが、上流で堤防を閉めると善入寺島に水が乗る回数が多くなるので、優良な耕作地を守るためにも河床を下げてほしい。	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	a P320	P5,59,63, 90
11Dさん		吉野川の恵みに生かされた農作物によって生活している組合員がたくさんいることを念頭に置いて、善入寺島の整備計画、樹木の伐採、河床の整備などをお願いしたい	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	a P320	P5,59,63, 90
12Eさん		国土交通省とともに手を携えて整備計画に参加させていただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	c P462	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.7.22 セントラルホテル鴨島

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13E	さん	【素案】p.70に内水対策が入っているが、ポンプ場の整備のスケジュールが書かれていない。この30年間の計画はこのままで、スケジュールなどは計画に含まれないのか。	治水-14 内水対策の進め方について	b P314	P7,70,75, 91～91-1
14E	さん	(内水対策を)検討する際、被害の甚大さに応じた優先順位などもオープンにするのか。	治水-14 内水対策の進め方について	b P314	P7,70,75, 91～91-1
15E	さん	「浸水想定区域図総括版」は、150年に1度の洪水ということで、どこもかしこも2～5mの浸水となっておお、実質、あまり役に立たないのではないか。23号台風程度のもっと身近な洪水に対してのハザードマップが必要になると思うので、それを早急につくってほしい。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	c P419	P33～33-1, 96
16E	さん	この計画がこの1年で完成するときには、ポンプ場の増設、新設の計画は盛り込まず、必要であれば追加、検討することなのか。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
17E	さん	吉野川の本流の中で、この沼田地区が一番上にあるが、下流から原則としてやっていくとなったら、沼田地区は30数年先になるのか。私が知っている範囲では浸水の被害の一番多いのは沼田地区だと思。一刻も早く計画の中へ入れていただきたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.20 吉野川市文化研修センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		コモンズという組織はボランティアでやっているのかどうか、それをお聞きしておきたい。	その他-10 フアンリテータの選定方法について	P477	-
2Aさん		市町村長の意見を聴く会の前に国土交通省の職員が市町村役場を訪問して打ち合わせをして回っているのではないかと聞いている。もし事実であればやらせてほしいか。	その他-8-1 吉野川流域市町村長の意見を聴く会の運営方法について	P476	-
3Aさん		コモンズさんの方に要望しておくが、誘導は絶対になされないように。協定書を結んでほしいのだったら忠実にそれを守って、そして会議を進行してほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
4Aさん		日本語をたくさん使った表現で文書をつくってほしい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P276	-
5Aさん		国家公務員に対する信頼度がダウンしている中で、世論づくりの会議であるというように、本当にこの吉野川というものを大事にしていくのだから進めてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
6Aさん		善入寺島が遊水地帯としての機能を発揮して、下流の堤防に対する圧力を和らげていること、農業者の農地としての生産が行われてきたことが十分に説明されておらず、善入寺島の存在価値が見失われている。善入寺島が直面している問題を解決してほしい。そうすることで、洪水に対する心配等も随分と和らぐと思う。	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	P320	P5,59,63,90
7Aさん		麻名用水の取水口周辺では、南岸の堤防沿いにある川の流れが竹林や樹林(の影響で)北の方へ変わり、同時に河道が下がって(平成4年頃から)取水が従来のようにならなくなった。国土交通省の責任において、従来7m3/sのところ、5m3/s以上の水を確保できるように要望する。	利水-5 麻名用水について	P358	-
8Bさん		(森林整備において)土砂流出の防備機能等のことだけを取り上げて、四国森林管理局との連携を強化ということだが、新河川法の環境や流域全体の治水という理念に沿って、より画期的な計画にしてほしい。2002年の「よりよい吉野川をつくるアンケート」でも、森林保全をやってほしいという意見が多数あり、学識者の意見にも、利水に対しても効果があるとか、中小洪水には効果があるということが、日本学術会議の中にも述べられているので、土砂流出のみでなく、治水・利水のこととしてもう一步(修正)素案を書きかえて頂くよう要望をしたいと思う。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
9Bさん		なお、森林整備については、森林整備だけではなく、総合的な治水の1つとしての森林の整備という意味なので、誤解のないようお願いする。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1
10Cさん		森林政策と治水は分けて考えていかないといいけない。木を手入れして、立派な杉、ヒノキをつくるということとは、林業政策からすれば大切なことであるが、それが即治水につながるという考え方は間違っていると思う。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.20 吉野川市文化研修センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
11	Dさん	柳や小さい木は細いうちに切らないと、太くなってからだと1本切るのに莫大な費用がかかる。今のようになんか総合計画をもって早目に立てていければこういうことがなかったのではないかなと思う。	管理-4 河道の維持管理について(樹木管理・河積確保)	P424	P90
12	Dさん	(善入寺島では、平成)16年の洪水ですごい被害があったが遊水地帯だからという意見が多かった。(善入寺島は)遊水地帯であると同時に、日本有数の恵まれた耕作地帯である。環境と農業と両面から考えて頂きたい。環境団体やNPOなどへ補助も出して頂きたいと思う。	管理-14 河川維持管理への地域住民の参加について	P442	P91～91-1, 93, 105～105-1
13	Dさん	(平成)17年度の洪水に対して、徳島新聞に建設省が、これは(早明浦)ダムの調整機能があつたから被害が少なかつたという意見が大きく載せられていたが、おかしいと思う。秋雨前線で長く雨が降っているのだから、徐々に放流していれば、あれだけ大きな被害はなかつたと思う。独断で徳島新聞に資料を提出するのでなく、住民の声も聞いて頂きたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
14	Eさん	異常に竹が繁茂して、人も近づけないような状況になっていることから、樹木管理検討委員会で検討されていると思うが、適正に間伐していくことを今後進めて頂きたい。	環境-15-1 竹林(水害防備林)の保全について	P398	P46～46-1, 102
15	Eさん	【四国地方整備局の考え方、治水-8】で、吉野川に残る竹林面積308haの5%を最低限必要な部分というところで伐採することになっているが、その部分がどこなのかを示して頂きたいのと、どこの竹林を残して、どこの竹林を切るのかも少し図でわかりやすくなってほしいと思う。	治水-8 水害防備林、竹林等について	P301	P57,59,63, 87～88,100
16	Eさん	(岩津地点の下流では)川の流れが変わっています。南岸方はきちんとして(堤防)整備ができておりますが、北岸の方は本当に哀れです。北岸の方に非常にきつい水圧で来るので、堤防も危険な状態になっている。(平成)16年の台風で、川筋が北岸の堤防沿いに流れてきていて、放水すると水圧が上がって、堤防に来るまでに竹やぶの木の根っこが洗い出されている。川の中央の流れがなくて、北岸と南岸の両側に流れているのではないかなと思います。川の流れを、両岸ではなくて中央に流せないだろうか。	治水-12 浸透対策について	P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
17	Hさん	土地改良区(麻名用水)は農水省の管轄であるため、農水省に働きかけて、協議とかいう形で国交省の方へ行けば解決の糸口が出てくるのではないかな。農水省の方が補助を出して、河川の中をトンネルとかを敷いて、麻名用水の取水口へ引っ張っていくとか、そういう方法があり、そういう方法で努力された方が近道かなと思う。	利水-5 麻名用水について	P358	-
18	Eさん	飯尾川の角ノ瀬樋門の管理や下流の不動町の樋門の管理が、先だつての台風で開放するのが遅れたということだが、樋門を上げるのが遅いという感じは昔からあった。最近では気象の予測が正確になっているので、できるだけ早く上げてほしい。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	P429	P91,92
19	Eさん	今、角ノ瀬樋門の横でポンプアップの工事をしているが、後から継ぎ足すというところはコンクリートの強度とかに問題があると思う。(また、ポンプ設置後は)、国土交通省管理の角ノ瀬樋門と県管理のゴム堰、それにポンプアップの3つの管理となり、複雑で管轄が違つたため、操作が非常に難しいと思う。そこら辺をしっかりとシステム管理し、マニュアルを地元の方にもわかるようにして頂きたい。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	P429	P91,92
20	Eさん	多自然工法に関しては、流域住民や専門家の意見を聞いて、その場所に合った工法で進めていくというところだが、私自身としては今のやり方に納得していない。意見が反映される仕組みを考え直して、例えば(多自然川づくりの計画の)素案をつくる段階に、まず流域住民の意見を聞いてたき台のようなものをつくっていくということも考えていかないと、本当の多自然(川づくり)にならないのではないかなと思う。	環境-10 多自然川づくりの検討について(仕組み)	P388	P57, 105～105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.20 吉野川市文化研修センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
21	Eさん	【素案P89】の「河川空間の整備と適正な利用」にある親水護岸の整備事例の写真を見て、これが果たして親水護岸なのかどうかというところにも疑問を持っていて、これも住民の望むものにしてほしいと思う。この親水護岸の整備事例が親水護岸かどうかというところからまず議論してほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	P397	P58-1,103
22	Jさん	3年ぐらい前に西条大橋から上(流)で、ヤナギを切ったり外来植物を抜いたりして(外来種対策の)実験をされて、河川が再生すればらしい河原になっている。善入寺島周辺でも切って頂いて頂いているところは確実に河川が再生している。早急に第十堰から岩津の周辺まで、河道の整備をして頂いたら、優良農地が随分助かるのではないかとと思うので、この整備を早急にお願したい。	環境-5 外来生物対策について	P372	P44-1~ 44-2,57,86, 105~105-1
23	Bさん	治水・利水と並んで重要な環境ということで、分科会方式みたいなものを検討して頂いて、環境に対して他の部門や環境省などの他の省庁との連携、特に環境の(意見)を(計画)に反映できるような方式を考えて頂きたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
24	Bさん	中央の分科会で環境の目標設定等についての検討が行われているが、それは吉野川の各論ではなく総論的なものが行われるのか。もしそうであれば、地元の吉野川にフィールドを持って調査をされている方たちもそのテーマについて、各論的なものが行われるように要望したい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105~105-1
25	Eさん	環境目標の設定について、データが少ないと言われているが、何年分ぐらい蓄積したら環境の目標を設定できるようになると考えられているのか。平成2年から環境調査を始めたと言われているが、生物別の指標であったり植物であったり、今の段階である分だけでも整備計画の(修正)素案の中に示して頂けないか。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42~44-2, 57, 105~105-1
26	Aさん	四国総合開発の美名のもとに、池田ダムでの放流量については、(計画)当時、徳島県あるいは香川県、高知県と交渉したと思うが、少ないのではないか。水が余るときには吉野川に流すが、足りないときは他県へ流すのでは、徳島県は本当に分の悪いことになったと思う。できたら何m ³ /sでも増やして頂きたいと思う。現在(池田ダムからは)毎秒何m ³ /s流しているのか。	利水-7 水利用について	P360	P35-1,98
27	Eさん	昭和29年から吉野川で漏水対策をやっているが、その結果、地下水位が低下している。しかし、吉野川の地下水の復元をするのかどうか、そういう計画が利水にも環境にも維持管理にも出てこない。(川島町では地下水位が)1m50から2mぐらい下がっているから、その水位を上げる(対策)をする必要が要るのではないか。	利水-3-1 地下水の経年変化について	P356	-
28	Jさん	(地下水だけを通す)水路を堤内と堤外につなぐことで、(地下水低下の問題を)十分解決するような話にも見えるが、その辺はどういうお考えを持っているのか。	利水-3-1 地下水の経年変化について	P356	-
29	Hさん	吉野川流域整備計画の柱は、無堤地区の築堤化と第十堰の改築をの2つだと思うが、整備計画で第十堰の改築計画には何ら触れてない。下流域の住民は、やはり第十堰可動堰化を要望していたと思う。(今回の会議は)立派な会議で、流域住民にとってありがたい方向には進んでいると思うが、2本の柱の1つが抜けていることが残念で仕方がない。柿原堰や第十堰を歴史的遺物として残すのなら、第十堰の南側にある広域な敷地にその原形を形として博物館的に残せばいい。あくまでも抜本的な可動堰改革でやっていたらいい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.20 吉野川市文化研修センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
30	Bさん	国交省がずっと危険と言われていた第十堰の部分を後回しにしても大丈夫なのか。(整備計画と)分けろるのは、いいのだが、先に危険で大事なところをすべきじゃなかったかと思う。危険と言われていたところを後回しにされて大丈夫なのかということとをきちんと説明して頂きたいと思う。 いろいろ問題があるから、現実問題としてすぐにとりかかれたいというのはわかっているが、第十堰の方が重要であるならばスケジュールさえもないというのはいいか。具体的にいつから第十堰の検討が始まるのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	j P481	-
31	Eさん	整備計画の今後のスケジュールは3回が目処ということだが、そのときには第十堰の検討も終わっているのか。 重要な問題である第十堰(の計画)が、突然出されて審議が終わるとい形になることを危惧しているの で、審議のやり方に関しての住民参加のあり方についての検討して、十分に周知した上で、時間もとった 上でやって頂きたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	n P481	-
32	Fさん	【素案P71】の岩屋谷地区に船戸谷川があるが、船戸谷川は高越山の下からちよつとの間だけで、あとは大藤谷川である。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-10 P277	-
33	Fさん	(岩屋谷地区)の排水機場は県管理ということとでたかだか5m ³ /sであり、岩屋谷川の計画高水量85m ³ /s(に比べて)能力が小さくて、しかも吉野川の水位によっては、その排水機場を越えて国道192号線まで吉野川の水位が上がっていく。(平成)16年には、6度にわたってこの大藤谷川があふれた。これは将来どうなるのか。	その他-18 徳島県との連携について	a-2 P489	-
34	Fさん	(徳島県管理の)岩屋谷川の排水機場というのは、この流域整備計画でどのように扱われるのか。(岩屋谷地区では)、吉野川の水が逆流して川田川へ上ってくるため、川田川に幾ら排出していても(浸水被害は防げない)。(岩屋谷川排水機場)は本来、国交省が管理すべきではないですか。	その他-18 徳島県との連携について	a-2 P489	-
35	Gさん	内水対策について、計画段階から決まっている2カ所のポンプ場の整備ということ以外に何も修正がないというのはいかにもない。優先順位をつけるとか、被害の程度に応じてとか、何とか検討して次の素案には前進したものを出してほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1
36	Jさん	整備計画というのは、上流から下流まで全ての人が十分満足するような答えは出ないとは思いますが、皆さんの声をたくさん聞いて、これを十分この整備計画に反映して頂いて、いい計画になったらいいと思う。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
37	Iさん	大きなスーパーは、農地をつぶしてコンクリやアスファルトで固めたものであり、一遍に雨が降ったらどつどつ下流の川に流れってくるので、広い駐車場や建物を造ったら、木を植えるとか、地球温暖化対策をした方がいいと思う。 (将来)次々に商業地が整備されて大きなスーパーが来ると、行政だけではとても手に負えないような状態になると思うので、下流の人もある程度協力しないかと思う。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1

第3回吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.11.11 吉野川市立川島公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		桑村川にある窪田は、2年に1度ぐらいは床上や床上への浸水するのが当たり前の所である。川島の排水機は改築後18m ³ /sで、上流にある学の方は20m ³ /sである。改築後も昔からある上流より下流の排水能力が劣るといのは、どういう計算から出てきたものか。せつかく改築するのだから、今回の改修中に、もう少し能力のある排水機を設置できないか。	治水-14 内水対策の進め方について	e P316	P7,70,75, 91～91-1
2Aさん		確率規模としては10分の1、10年に1度ぐらいの内水の量であれば対策できるといような機能を設計して対策しております」という説明に関してですが、そうすると窪田の住民は、ほとんどの家が10年に1度は床を交換しないといけないくなるので、可動式のポンプを据えろとか、そういう対策してもらいたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
3Bさん		学島)と川島を一緒に考えているというが、4kmぐらい上の学島と川島では2m弱の高低差がある。水と低いものは低いところに流れるので、低いところを整備しないといけない。(上の学島のポンプ能力が)高いのは道理に合わない。(川島排水機場の)耐用年数の問題は、(昭和)39年につくったための耐震の方の(理由)が主で、水がどのくらい出るからこのぐらいのポンプを据えろという持っていき方と違うのではないか。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
4Aさん		学島などは余った水は自然に下(川島)へ流れるが、窪田は、城山と土手に挟まれて袋状になっており、川島排水機で能力不足の水は下へ向いて自然には流れない。そういった地形的なことは考えているのか。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
5Dさん		予算のとおり方ですが、予算がないからか、もしくは災害採択なのかわかりません。どこの官公庁でも同じですが、予算がないからできない。それで、実際にこういう工事の説明が来たからこういうことできない。2とおりの返事の仕方をされる。一体どっちが本当なんでしょうか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
6Eさん		(平成)16年の台風のときの水量もしくは気候条件が同じだった場合、(川島排水機場が)18m ³ /sになった後、(洪水の水位高は)何mぐらい(低く)なるのか。	治水-14 内水対策の進め方について	e P316	P7,70,75, 91～91-1
7Fさん		麻名土地改良区の取水口の岩盤の凹凸を滑らかにする工事(を行った)と聞いているが、今年も昨年、一昨年とも相変わらずなような水位であった。改修した結果やどのぐらいの効果があつたかどうか実際に見ているのか。	利水-5 麻名用水について	b P358	-
8Fさん		農林省、国土交通省、縦割りの行政の中で変なことにならないように、水量をきっちり確保して農家が安心して稲作を営めるようにしてほしい。国土交通省は、早急に県の方とも相談を進めて善処していただきたい。	利水-5 麻名用水について	c P358	-
9Cさん		(麻名用水について、)以前はこのあたり(麻名用水取水口あたり)の水が流れていたが、上流で砂利採取して、こちらへ水流が変わったという話を聞いた。それは国土交通省が許可したからそっちに流れたのではないか。	利水-5 麻名用水について	b P358	-
10Cさん		(川島)排水機のごとで、「排水のスイッチを入れるときは、床下浸水するおそれがある水位に達すれば、排水を開始する」ということを聞いたが、どこを基準にしているのか。	治水-14 内水対策の進め方について	e P316	P7,70,75, 91～91-1
11Cさん		現場工事の中でわき水を排水しており、桑村川の水位が、普段に比べて増えている。どのぐらいの水量で出ているのか。	治水-14 内水対策の進め方について	e P316	P7,70,75, 91～91-1
12Cさん		増改築後の(川島排水機場)どの(水位)位置で稼働するかというのを知りたい。量を上げる準備もあるのか、知っておきたい。その水位の表示を電信柱等にやってもらいたい。	治水-14 内水対策の進め方について	e P316	P7,70,75, 91～91-1

第3回吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.11.11 吉野川市立川島公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	Aさん	吉野川には排水車が6台あると言うことだが、早い者勝ちなのか。どこへ連絡すれば出動してくれるのか。管理はどこがしているのか。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	a P427	P96
14	Hさん	川島排水機場のポンプ運転開始水位の表示に関して、(阿波町)にも農林のポンプがあるが、原則的にポンプの運転開始は本川から逆流が始まった以降と聞いている。運転開始水位を表示するのは少し困難ではないかと思う。	治水-14 内水対策の進め方について	e P316	P7,70,75, 91~91-1
15	Iさん	(素案)70ページに「内水対策等」というのが出ているが、ほとんど変わってないに等しい。要望や意見がほとんど反映されていないに等しい再修正だと感じた。	治水-14 内水対策の進め方について	c P314	P7,70,75, 91~91-1
16	Iさん	内水地区についての原因は違うと思うんですけども、そういうのを分析された上できちんと30年の計画の中に、盛り込んでほしい。「コラム」という欄で、内水のことを追加しているが、どういう位置づけでコラムが計画の中に入るのか。コラムの中に入れたからそれで計画には含めないというのでは納得できない。	治水-14 内水対策の進め方について	c P314	P7,70,75, 91~91-1
17	Jさん	H16年の23号台風のように、(計画の中に盛り込まれる内水被害対策の2つのポンプ場)に関連した地域が、ポンプ場の能力不足が原因で床上浸水した場所を把握しているのか。無堤地区の解消の計画は出ているが、それに比べて内水の対策が計画として余りにもきちんと出していない。無堤地区での被害、内水での被害、それぞれの被害額等を総合的に判断し、把握状況に応じて(整備の)順番や予算の関係でできないのであれば、それを入れるべきではないか。必要に応じて整備するという言葉だけで計画が終わりというのはとても被害に遭われた住民の方も納得できないと思う。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1
18	Jさん	阿波市についても、内水、無堤地区の問題がたくさんある。篤谷が改修されたが、ポンプが設置されていない。それはいつごろの計画になるのか。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
19	Jさん	阿波町の無堤地区の問題とかについてもっと時間をとってお話を聞きたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30~30-1, 55,74
20	Kさん	ダムは昔から文化とかいろいろなものを培ってきた。そういうのもまで踏み込んで、例えば河川だけの内側を管理するのはなく、吉野川を通じて、地域の発展や観光とかをこれからつくっていくか、ないといけないと思う。これからの30年の計画の中で、建設省もある程度夢やロマンをもたないと、地域がいつまでたっても、水が出るとか、濁り水とかいうようになってきたら発展がない。やはり水と空気とは徳島県、四国が一番大事なもので、そのあたりをもう一度強調してほしい。	管理-11 河川の清掃活動等への支援について	b P434	P93
21	Lさん	H16年とH17年に、(勝命の無堤地区)のところは水だけの問題でなく、流木とごみの山で後の片づけが大変だった。その対応について考え方をお聞きたい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	c P437	-
22	Lさん	善入寺島の汚泥の問題について、先月有志、廃棄物ネットワークの方、市会議員などを含んで県に要望に行き、その結果、国にもある程度要望したと聞いている。その結果がどうであるかをお聞かせ願いたい。	共通-10 河川利用における観光開発について	b P262	P47,49-1, 103

第3回吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.11.11 吉野川市立川島公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
23	Hさん	付図の11を見ると、岩津の直下流から何百mか下へ漏水対策ということになっている。今の現堤がかみそり堤で単断面であり、高水敷が余りないところで、後ろへ漏水対策として広げるのであれば、勝命の堤防をつくるよりたくさんさんの金が必要んじゃないか。そのような大がかりな漏水対策、堤防補強を考えているのかを聞きたい。	治水-12 浸透対策について g	P308	P25-1,56,66~68,82-3,91,97
24	Bさん	(提出した意見書について)検討してなくても、一つくらいは返答してほしい。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について a	P474	-
25	さん	私たちNPOの方でも要望書を出させていたのだが、それを国交省の内部で検討するのではなく、専門家と上流、中流、下流の住民の方も入れて、3回の意見を聴く会で出た意見をオープンな場で話し合う全体部会のようなものを設置し、その場で意思決定をしてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて d	P463	-
26	Mさん	(川島では)ビニールハウスが、あぜ道や隅の方に放置してある。善入寺島が全部水没した場合に、それが流出し、下流の木にひっかかったり海へ流出している。それについて、何か方策を考えられるのか、今の状態はそれで仕方ないというふうに考えられるのか。	管理-11 河川の清掃活動等への支援について a	P434	P93
27	Lさん	善入寺島のビニール(ハウス)の件で、ごみの問題については、地域が一丸となり、地域住民参加型のネットワークで地域を守っていくようと思う。住民ができることの中で国の方が音頭をとっていただきたい。	管理-11 河川の清掃活動等への支援について a	P434	P93
28	Mさん	町民は下水道の大きな浄化槽につなぎ込む工事に1戸当たり何十万もの負担している。かたや善入寺島に汚泥をいっぱい捨てている(ものがある)。これを取り締まってもらわないと、町民自身は非常にばからしい感じがする。	管理-13 河川の適正な維持管理について c	P437	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.7.23 北島町立公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	Aさん	松茂町北川向地区(広島橋下)では、国交省が川幅を広げるといふ線引きをしてもう25年もなるが、一向に計画を示してくれないということで、住民は本当に困惑をしている。町の事業においても、集落排水などはもう川になるんだから、除外していいんだらう、というようなことで、雨水がたくさん降ると、簡単に浸水する。そういうことで、早く計画を示して5年、10年ぐらいにその計画を示して(実施して)ほしい。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	a P332	P77~79-1, 82
2	Bさん	多様な価値観や互いの人間性を尊重しながら、寛容な精神で認め合うことで、共通理解・共通認識、より良い徳島県と国の行政が推進するのではないかと興味深く参加した。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
3	Cさん	今切川とそれに伴う整備計画をほとんど入れて頂き大変感謝している。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
4	Cさん	附図-38と41で、(川内地区の)宮島江湖川、榎瀬江湖川の今切川との接点に堰をつくる計画になっているが、川内は低湿地帯であり、台風被害だけでなく南海地震等に不安を感じているので、できるだけ早期に整備をしていただきたい。	治水-26 今切川の支川榎瀬江湖川・宮島江湖川の水門設置について	a P335	P77~79-1
5	Cさん	(川内地区では)排水ポンプで小河川に排水をしているが、洪水時にはこれがさげられないので、ポンプも整備してほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1
6	Dさん	整備計画には、目標安全度が明記されていない。平成16年台風23号を目標にしても、その安全度が無いので理解できない。安全度を180分の1か100分の1くらいに高めてやってみてほしい	治水-1 河川整備において目標とする流量について	a P284	P8-1, 54,55~56
7	Dさん	今回の確率が30分の1では理解しにくい。30年かかって今の改修を終わると言うことか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	a P284	P8-1, 54,55~56
8	Dさん	30年で整備率を30分の1にするという程度では、こんなに大げさにマスコミを含めて発表する必要はないのではないか。30分の1では不満ということを表明しておく。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	a P284	P8-1, 54,55~56
9	Eさん	昨年の台風で、北島町北村地区の堤防が破壊寸前になったが、第十の樋門の開閉はやっているのか。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	a P429	P91,92
10	Eさん	河口堰(第十堰)の可動堰、費成する。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	c P481	-
11	Fさん	(松茂町北川向地区では)、第2広島橋ができて10年になるが、川の拡張がいまだに実施・実現されていない。どうにか予算化して、早急にできるのなら実現していただきたい。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	a P332	P77~79-1, 82
12	Gさん	板東谷川(県管理)上流に、現在は閉鎖されている廃棄物埋め立て地がある。谷なので雨が降ると旧吉野川まで流れてくる。その廃棄物はダイオキシンを大量に含んでいるため、上水が使えなくなる可能性がある。河川管理者の責任として国土交通省が県との連携で対策を講じていただきたい。	その他-21 板東谷川(徳島県)の産業廃棄物について	a-1 P499	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.4 北島町立公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		今切川の鴨ヶ州地区に、生活排水を行っている小さな樋門があり、その地区だけ堤防ができていないので、洪水があった場合に危ない。この地区は、町でいろいろやってくれというところだが、なかなか進捗していない。この件に対して国交省の方はどのように把握をされているか。	その他-23-1 市町村管理区間の整備について	a P502	-
2Aさん		今切港周辺の堤防を整備して頂きたい。整備計画の中で、改修できるランク(優先順位)は、どの程度ぐらいいくなるのか。	治水-24-1 今切川老門・中島地区の実施に関する計画内容について	a P333	P77,82
3Bさん		鴨ヶ州の現在ある護岸に、10cmほど上から下まで亀裂が生じている。非常に危険な状態なので、早急に整備して頂きたい。	その他-23-1 市町村管理区間の整備について	a P502	-
4Bさん		今切港周辺の堤防が、いつの間にか低くなっており、現在の周辺の環境が変わっているため、堤防かさ上げしても具合が悪いので、今切港とその堤防との間に立派な護岸をつくって頂きたい。	治水-24-1 今切川老門・中島地区の実施に関する計画内容について	a P333	P77,82
5Cさん		鴨ヶ州の件は、町の方にも申し入れて約6年になろうかと思う。しかしながら、一向に進んでいない。国土交通省においては、リーダーシップをしっかりと発揮して頂いて、早急に整備をお願いしたい。	その他-23-1 市町村管理区間の整備について	a P502	-
6Cさん		今切港の付近の堤防は、水が出る時には県道上へ土のうを盛ったりして、交通の障害にもなる。優先順位を上げて改修を早急にお願したい。	治水-24-1 今切川老門・中島地区の実施に関する計画内容について	a P333	P77,82
7Dさん		水位が上がって、堤防中腹まで水が来ているときに強い風波があると、海と同じような波が起こり、堤防の中腹のやわらかいところがかなり侵食されたということが、吉野川にも旧吉野川にも起こっている。それに対する総合的な対策をお考えでしたらお知らせ下さい。	治水-13 堤防侵食対策について	a P311	P66~68, 91,97
8Aさん		今切川の米津干拓のところが、まだ農林省の堤防であるということで、同じ河川でありながら一体的に管理して頂きたい。かなり老朽化しているので、農林省と国交省で話を進めて、一体的な管理ができるようにお願したい。	その他-18 徳島県との連携について	a-5 P490	-
9Eさん		内水排除のため、ポンプで今切川へ排水するということで、堤防の弱いところをこれ以上、水を上げてくるとかというような意見もありましたので、堤防の整備も進めて頂きたい。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a P330	P77,80,82, 95
10Fさん		板東谷川下流では、40年ぐらいい前に、堤防が新しくできるといって買収をしている。しかし、いまだ堤防ができていない。早急に堤防を築いて頂きたい。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a P330	P77,80,82, 95
11Fさん		鳴門市は、旧吉野川の水が飲料水であるが、生活排水が全部、旧吉野川に流れ込んでいく。早くきれいな水を飲みたいので、その点の説明をお願いしたい。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93, 98~99
12Gさん		地球温暖化で、全く考えられないような現象が起きてきている。異常気象が来た場合に、本当に堤防は耐えられるのか。異常現象が世界的にも認められてきているので、生命と財産を守るための堤防の抜本的な対策について、見直すべきところもあるのではないかと。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	c P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.4 北島町立公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	Hさん	第十堰について、新聞等々で調査ばかり聞く。(国土交通省は)リーダージップをとって、50年、100年先の計画をどんどん進めてほしいと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	e P481	-
14	Iさん	(第十堰の対策として)堰の高さとプラットの状態に川床を上げていったらどうか。深掘れするのであれば、(河床)勾配を吉野川橋あたりまでならからにすれば、堰でなしに川の流れと同じような状態になると思う。堤防の高いは石積みか何かで補強をして頂けたらいいのではないかと思います。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
15	Iさん	4年前の台風があって、北島町の新喜来で堤防が破綻しかけて、去年の10月ごろにきれいに完成した。しかし、堤防の外側へ打ち込んだ矢板の10mぐらいは撤去したが、残り(10mぐらい)打ち込んだままの状態である。矢板を打ち込んだために、地下水がなくなるのではないか、井戸水を利用できなくなるおそれがあるのではないかと懸念している。	利水-3-1 地下水の経年変化について	a P356	-
16	Jさん	コモنزの方が、ワークショッップ方式的に、皆さんの人間性や人格を尊重した配慮で運営なさっているのに対して敬意を表する。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
17	Jさん	生命、財産というは、非常に重大なことで、皆さん盛んに国土交通省並びに県の方へ要望しているが、要望するだけでなく、県民として何をなさなければいけないかという義務というようなこと、今後の重要な課題である。それが県民の行政への参画と思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	o P465	-
18	Kさん	飯尾川の排水ポンプの起動操作は、国土交通省がしているのか。(平成)16年の台風のとくに、内水の被害が相当出たが、今では降雨予想も相当正確になっているので、早い目に排水すれば被害がこれだけ出なかったのではないかと、思う。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	b P429	P91,92
19	Iさん	当時、鱒浜橋から下流にかけて両岸にはアシやヨシが両岸にきれいに繁茂していて、川の水が引くと、貝、シジミとか、エビ、小魚、ハゼみたいなものが住んでおり、すごくきれいな状態であった。今は護岸工事ができ、見た目はきれいになったが、魚、貝類がほとんどいなくなった。今切川の両岸には、ヨシ、アシが生えるような形にして頂きたい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87, 101~103, 105~105-1
20	Lさん	四国にある川の中で、旧吉野川が一番、家庭ごみの不法投棄によって汚くなっている。住んでいる住民の意識の向上を充実させるようにしないと直らない。	管理-10 不法投棄の現状について	b P433	P93,97
21	Fさん	平成16年の10月の台風のとくに、地元消防団は非常招集が掛かり、堤防が切れるということで待機していたが、それを地区住民は余り知らなかった。テレビ等で字幕で放送して頂いたら、即避難できるので、それを切に願っていた。	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95~97
22	Mさん	旧吉野川の東馬語地区は、樋殿谷川が氾濫すると、水が全部流れてくるので、樋殿谷川の堤防をつくってもらいたい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	i-1 P495	-
23	Nさん	昭和45年ぐらいに台風があり、物すごい出水があっって、大谷の放水路のところまで水位がずっと上がった。そのときに、樋殿谷川が尻無し川になっており、旧吉野川につながるようにならないかという話があった。昭和45年から6年だと思ふ。今は、下流の方が困っている。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	i-1 P495	-
24	Oさん	去年の春に、板東谷川に沿って歩いたが、全然水が流れていない。吉野川の大きな流れになるためには、いろんな山系から水が来るので、山を大事にしないと川には水が来ない。だから、環境を考えていくときに、山とのつながりにまで目を向けて頂けたらと思う。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2, 105~105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.4 北島町立公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
25	Oさん	大麻山には、10何カ所廃棄物の捨て場があった。	その他-37	- P508	-
26	Pさん	治山、治水ということで、農水省関係、環境省とも連携をしながら、すばらしい吉野川流域だと言われる施策に展開して頂きたい。	共通-12	b P265	P105~105-1
27	Pさん	河川の中に、アカメヤナギがたくさん生えている。(平成)16年の台風のとくに随分倒れたが、アカメヤナギに随分、ビニール袋や上流の流木も掛かっていった。アカメヤナギの対策も必要ではないかと思う。	管理-4	d P424	P90
28	Pさん	正法寺川は、家庭の雑排水が流れて川の役目をしているという異例な川である。現在旧吉野川から2m3/sの年間200日という限定で、この悪水を薄めるために水を頂いているが、この水をもう少し長目に流して頂けないか。清流ルネッサンスⅡという事業もしている正法寺川なので、環境面を考えたも、ご理解頂いて、水を頂けないか。	管理-18	b P448	P37,58,93,98~99
29	Nさん	鳴門インターの西側の中山谷川に、高速関係の方で、土砂が流れてきている。その土砂に関して、除けてくれないかという地元の要望がある。聞くところによると、土砂を捨てる場所がなく、予算も余りない。高速関係ができて10年間ぐらいの間は、アフターケアして頂けるのか。	その他-20	h P495	-
30	Gさん	ごみの掃除をボランティアでなさっていると思うが、河川敷に車が放置されて、見栄えが余り良くない。見栄えをよくするということに対して、ボランティアも含めて何か協力とか、なさっているのかどうかお聞きしたい。	管理-13	g P440	P93
31	Jさん	広葉樹のあるところには、山からの土砂の流入は少ないのではないか。広葉樹が減って保水能力がなくなると川が洪水になっているのではないか。広葉樹に植え替えて、昔に戻るような形にできたら、洪水も少なくなっていくのではないか。	共通-14	c P270	P5-2,105~105-1
32	Oさん	処分場がいっぱい大麻の山にある。廃棄物処分場ができるということは、そこに有害物質が出る可能性がある。有害物質で汚れてしまった伏流水は、もう飲めない。処分場ができないようにする規則とか、住民と一緒に監視する体制とか、そういうのをもうちょっと危機感を持って頂きたい。	その他-21	a-2 P499	-
33	さん	堤防から川へ入る坂道に、ごみは捨てたら罰せられますよという警察署の表示があり、罰則規定があるが、いまだ法規の適用というのを聞いたことがない。河川パトロールは、警告程度に回っているのではないか。民間委託をやって、もう少し厳しく当たって頂きたい。	管理-10	a P433	P93,97
34	Mさん	馬詰地区の堤防の管理について、補強をずっとしてくれているが、まだ不備などところがある。どこへ言えばこれを修復してもらえるのか。	その他-20	k-1 P496	-
35	Fさん	毎年、県の管轄については、堤防の除草等も全部して頂いているが、国交省の管轄は、民地がある関係で手をつけられない。板東谷川と(旧)吉野川の境を県と国交省の方が協議して、維持して頂きたい。	その他-18	a-6 P490	-
36	Jさん	三ツ合橋から加賀須野橋までの今切川両岸は、きれいに整備されているが、不法投棄はほとんど見当たらなかった。きれいにさえずれば、不法投棄は減るのではないかと思う。	管理-10	c P433	P93,97
37	Bさん	夏の晴天が続いて川の水位が下がったときに、畑に水をやらなければならないが、(旧)吉野川から北島町に引いているパイプラインで取水する水がなくなる。旧吉野川の水位を上げるためには、第十堰を改修して、濁水期に旧吉野川の方にも水が十分流れるようにして頂きたい。現在の堰は、水の調節が全くできない。第十堰の可動堰化を絶対に推進して頂きたい。(堰を)ただ高上げるだけでなく、可動堰で水の調節ができるような堰をつくって頂きたい。	その他-14	d P481	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.4 北島町立公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
38	Mさん	夏の水稻管理に水が要るときに、再々、今切川河口堰を抜かれる。第十の水が少なければ、夏場はどうしても下の堰を抜くの控えてもらいたい。それに、塩分が混ざって仕方ない。	管理-25 河口堰の操作について	a P459	-
39	Cさん	志神の西の方で、パイプラインで水を入れて、5月末ぐらいから田をつくるが、このパイプラインの水が少ない。水利組合に聞くと、松茂の(堰)が開いているという。年によって天候の変化があるので、その変化に伴った松茂の可動堰の運用をお願いしたい。	管理-25 河口堰の操作について	a P459	-
40	Cさん	第十堰は絶対に可動堰ですべきだと思います。可動堰にする場合は、小塚の付近が吉野川で狭まくなっているんで、一番いいのではないかとと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	c P481	-
41	Hさん	365日、四国の山脈の雨は、ものすごく降っていると思う。雨は降るのに、農家の方を中心に(水不足に)困っている。徳島市内の人が(第十堰可動化に)反対した意味がわからない。水というのは、飲み水の、農家やあらゆる産業に必要な水資源ということを、なぜ訴えてくれないのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	d P481	-
42	Hさん	水の配水の口を農水省がいくらしても、水がないので管を通して取れない。聞いた話によると、徳島県は、下水処理が全国最下位という。下水施設をしなければ、(水は)吉野川に(流れて)いく。水を溜めて、有効に利用しないといけない時代である。	利水-7 水利用について	b P360	P35-1,98
43	Qさん	北島町、松茂、東馬詰の農地の件に関しては、農政局の農地防災事業の中には含まれていないのか。	利水-6 国営農地防災事業について	e P359	-
44	Fさん	早明浦ダムが渇水時、水を制限するということになったら、旧吉野川の水は濁るので、第十堰を根本的に可動堰に変えて頂いて、美しいきれいな水を旧吉野川に十分に回してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	v P481	-
45	Oさん	第十堰をすることを考える前に、まず下水をしようとかいう話もあったが、もう少し合併浄化槽とか、水問題はいろいろ考えることができると思う。それで、可動堰をつくる前に、まず水をきれいにする、それはやはり私たちが生活から出す水をどうにかしないといけないということだと思う。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	c P446	P37,58, 98~99
46	Bさん	(元々は)本流が(今の)旧吉野川を流れていたが、あそここの堤防を切ったために、吉野川の支流が今の本流になってしまった。これによって、今の本流の方の川底が低くなり、旧吉野川へ水が流れなくなったため、第十堰の嵩上げをし、旧吉野川へ水が流れるようにした。第十堰は、旧吉野川へ水を流すための堰であって、可動堰にすればもっと効率がよくなる。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	v P481	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.11.24 北島町立公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		広島地区の右岸、旧吉野川の流れが左に急カーブして右側に突き当たる場所に穴があいて水が吹いているので対策してほしい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
2Aさん		左岸は新広島橋の下で川の面積を広げるような計画がある。それもいつやるのか。10年と言わずに早急に整備していただきたい。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	a P332	P77~79-1, 82
3Bさん		広島の前回は右岸、左岸とも非常に危険な地区である。10年というよりも早急に(整備を)やっていただかないといけない。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	a P332	P77~79-1, 82
4Cさん		前回、今切川と米津干拓間の農林省の管轄の堤防を国交省の方で管理していただきたいという要望を申し上げたが、その後の進捗状況はどのようなになっているのか。	その他-18 徳島県との連携について	a-5 P490	-
5Cさん		川内の宮島江湖川、榎瀬江湖川の内水排除のためのポンプ場を設置する場合のルールはどのようなになっているのか。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1
6Bさん		加賀須野開閉橋下流側の民間企業の裏手側にある堤がどこどこ切れている。それを早急に対処してほしい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
7Bさん		堤がない岸壁があるので早く堤をこしらえてほしい。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	a P332	P77~79-1, 82
8Bさん		台風時には、今切川の塩水が鍋川の閘門を越えて旧吉野川に流入しているの、閘門の嵩上げをお願ひする。	管理-25 河口堰の操作について	c P459	-
9Bさん		鍋川で徳島県管理区間の堤防の嵩上げをしているので、直轄区間でも嵩上げしてほしい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
10Bさん		旧吉野川は河口堰まで、右岸、左岸とも石積み堤防が多い。この辺を早急な工事をお願いしたい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
11Bさん		第十堰樋門の強度はどうなのか。	治水-28 地震対策について	c P337	P55~56-1, 74,83
12Dさん		鍋川から旧吉野川への塩水の流入について、今切川の方がはるかにかに川の底が高いので、到底抜けな	管理-25 河口堰の操作について	c P459	-
13Eさん		25年ぐらい前、向喜来の自治会館で説明会があり、堤防整備に7軒の家が川にかかると認定された。で	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	a P332	P77~79-1, 82

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.11.24 北島町立公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
14	Bさん		治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	a P332	P77~79-1, 82
15	Fさん		治水-24-1 老門地区の堤防が低いので早急に整備してほしい。	a P333	P77,82
16	Cさん		藍住町乙瀬にある北新田は、昭和45年に大きな台風があり、堤防をつくるという話で建設省が買収しているのに、いまだに工事にかかってない。平成16年にも大きな被害を受けているので、即工事にかかってほしい。	a P330	P77,80,82, 95
17	Aさん		新広島橋上流の広島ランプのすぐ上側に危険な無堤があるということを認識をしていただきたい。	a P332	P77~79-1, 82
18	Dさん		旧吉野川河口部左岸の堤防整備について、海岸管理者と調整し確実に実施に行ってもらいたい。	a P330	P77,80,82, 95
19	Bさん		今切川河口部左岸にも建設省系の堤防と水産堤があり、両者の話し合いができてない。その堤防が曲がりくねっており、平成16年の台風時に波返しを越えて波が上がってきた。今現在の問題を考慮して、流れをよくするために堤防を真っすぐに滑らかにしてほしい。	b P317	P74
20	Hさん		抜本的な第十堰の対策はいつごろ立てられるのか。また、調査の内容、調査スケジュール等について公表し、地元住民に説明をするべきだ。	e P481	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.8.5 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	Aさん	第十堰の問題が重視されてなく、この先30年の計画にも関わらず、明記されていない。第十堰について、もっと重要性を認識してもらい、今後どうするか伺いたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
2	Bさん	河川の問題を説明してもらったが、その根源の森林の問題についても少し踏み込んでいただけたらと思う。国土保全法として取り扱いをして頂き、森林関係にも少し踏み込んで農水省と連携を持っていたほしい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
3	Bさん	河川を論ずる以上、やはり森林から物を考えていかねばならない。本元の森林から健全化するようにしていただきたい。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105～105-1
4	Cさん	ファシリテーターの方には、今後の回数や時間を多くとってもらえるような運営をお願いしたい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
5	Cさん	国交省の方には、このような議論が出来るような適正なデータを示していただきたい。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
6	Cさん	「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、整備計画と同じ30年のスパンで考えているのか。それとも、基本方針のように、もっと長い(150年程度)長期的な計画を考えているのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
7	Cさん	今回の整備計画は、「抜本的な第十堰の対策」除きで策定出来ると考えているのか。策定が可能であれば、その理由を教えてください。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
8	Cさん	「抜本的な第十堰の対策」を整備計画に反映させる場合は、第十堰に関する調査の進捗やスケジュールを説明して頂きたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
9	Cさん	第十堰は、吉野川全川の中で最も危険なことであるということでも可動堰計画が行われてきた。にもかかわらず、6年間、何の手当でも打たれていない。今回、先送りするのは、河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
10	Cさん	現時点の検討の方法は、十分な情報公開がされていない。今後、第十堰の検討で、突然仕組みが発表されるのであれば、これは住民合意というにはほど遠く、再び混乱が起こる心配がある。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
11	Cさん	第十堰が危険であるというのは、従来の河川管理者の認識だった。第十堰の検討を先送りしたり、6年間放置しているのであれば、第十堰が洪水に対して危険でなかった、という説明をしていただきたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
12	Dさん	p.34の図2.2.1と2.2.2の間に、池田地点で何年から何年の間の平均総流出量がどれくらいあるという様な円グラフを入れてほしい。	利水-1 吉野川池田地点の平均総流出量について	P351	P34～34-1, 35-1～36-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.8.5 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	Dさん	図2.2.2の括弧の中に吉野川水系水資源開発基本計画分と書かれているが、吉野川総合開発計画における用水供給計画と書くべきである。四国水問題研究会へ出された資料は正しい表現で出されていたと思うので、できたら合わせてほしいと思う。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-3 P276	P34-2
14	Dさん	p.35、36は、ダムがなかったという表現ではなく、ダムをつくったことによりなくなったという表現に変えて欲しい。	利水-1 吉野川池田地点の平均総流出量について	a P351	P34~34-1, 35-1~36-1
15	Dさん	ホームページに書き込む(だけでなく)、「意見を聴く会」の場を設け意見を述べ、(河川管理者が)聞くという事をやって欲しい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
16	Dさん	素案には、渇水対策について何ら具体的な表現が入っていない。それについてどう考えているのか。	利水-4 渇水対策について	a P357	P98
17	Eさん	整備計画をつくるための委員会を作って欲しい。学識経験者が入るのもよいだろう。委員会は、住民が公募によって応募をし、その人たちによってつくられたもので、国土交通省の協力を得ながらも独自(住民参加)でこの河川整備計画をつくるというのがあるべき姿だと思ふ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a P461	-
18	Eさん	第十堰の抜本的な対策についての検討は、いつ頃からどのようなやり方で行うのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	h P481	-
19	Fさん	学識経験者に対しても住民も質問もしたいし、意見交換もしたいので、そういう場をぜひつくってもらいたいのがどのような考えなのか。またそういう疑問がある場合、どのように解決されていくのかということについて伺いたい。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	c P473	-
20	Fさん	一元的に国土交通省が意見を集約し、検討の結果返してくるという方法ではなく、住民と学識経験者、それと河川管理者が平等に意見を練り上げていくような場にならないと、意見を集約して返事をもらうのは、本当の住民参加とは言えないと思ふ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b P462	-
21	Fさん	環境基準に対する数値化については、絶滅危惧種に対してはできないと思ふ。何種類ぐらい生息し、どのような保護をし、どのような状態にまで戻すのかということを反映できるのか。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	c P368	P45-1, 105~105-1
22	Gさん	台風の後に、子供たちと一緒にごみの掃除をしようと思ふって国交省の方に電話で問い合わせたら、アドプト事業の方は個人でお願いしますという内容だった。徳島市の方に電話を入れたら、河川のごみは国交省に聞いてくれと言われた。河川の環境やごみ、大事な干潟の環境等についてはどのように考えているのか。	管理-11 河川の清掃活動等への支援について	b P434	P93
23	Gさん	素案には、知らせる努力・住民との協働などの表現は多く記載されているが、それに対してどのような行動を起こすのかという施策が一つも出てない。(意見を)聞き置くではなくて、行動を、文章に残すことをぜひお願いしたい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	c P260	P105~105-1
24	Hさん	発言する場合にはルールを守ってやらないといけない。進行係がもう少し毅然とした態度で処理してほしいと思ふ。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.8.5 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
25	Hさん	これからの洪水(対策)は、過去の記録にないような大洪水が起きるということを想定しなければならぬのではないかと。こうした状況に耐えられるような整備計画を作っていただきたい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
26	Jさん	徳島市住民、石井町では、上水道の水源として吉野川の水を利用しているが、(六条大橋の下流では)河床変化によって、その水源が覆れたという現状がある。その原因を把握しながら計画に入れないといわず、皆さんの指摘したいと思う。六条大橋の下流では、アカメヤナギの繁茂によって河床変化があり、流れが変わったことは国交省も管理者として把握しては、(台風)23号で大きな破壊をして、なおかつこの計画の中にそれが入っていない。砂州をもとに戻す計画が入っていない。	その他-14	d P481	-
27	Jさん	角ノ瀬樋門の内水被害については、洪水と満潮が重なったときに、管理者のミスから大きな被害を出したという事実がある。自然現象だけではなく、人工的なことも踏まえた中で被害を大きくした。今後そういうことがないように、計画の中に管理の内容をはめてほしい。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	b P429	P91,92
28	Kさん	2002年の国交省のアンケート(「よりよい吉野川づくりを目指して」)で、みんなが一番望んだのは環境の豊かな護岸、2番目に森林の保全植生だったと思うが、これらは全然盛り込まれていない。国交省は何のためにアンケートを取ったのかが疑問である。	共通-17 アンケート(「よりよい吉野川づくりを目指して」)の反映について	a P280	P5~5-2, 57,66~68, 105~105-1
29	Kさん	ワンドやよどみなどの伝統工法に関しても、(整備計画に)盛り込んでもらえたらと思う。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87, 101~103, 105~105-1
30	Lさん	治水と環境が一体になっていないような気がする。治水対策と環境というのは、これからの時代において、一緒に考えて考えなければいけないことではないかと思う。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	d P248	P50,57
31	Lさん	多々の選択肢があって、それを多く地域の住民と一緒に話していかないといけない。そうしたときに、計画者と地域の人、専門家たちが語り合っていくということが非常に大切なのに、このプロセスの中にはない。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
32	Lさん	異常気象も予測されるかもしれない時に、(森林)のことは、非常に大事だと思う。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2, 105~105-1
33	Jさん	時間があればあるほどたくさんの方の発言があると思う。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
34	Jさん	善入寺島に、産業廃棄物として汚泥がたくさん捨てられており、その畑に肥料という形で化学物質がいちいち入ってくる。そういうものがたまっていくと、水道水等にも汚染があるのではないかと。川に持ち込まれる土砂や農薬等に対して、国交省の方に管理をして頂き、生活に密着した環境の保全を考えるとほしいと思う。	管理-13 河川の適正な維持管理について	c P437	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.21 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		(テーマ毎の時間が)最大30分ということですが、今回のテーマは膨大な数です。これを30分でしてしまふのは、普通に考えて無理だと思います。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
2Aさん		この運営のあり方について、幾つかの課題の説明がまだなかったと思う。その点についてきちんとして説明をして頂いてから、それを踏まえた上で(議論)入ってもらいたい。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
3Bさん		発言するときは匿名にしてほしい。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
4Cさん		前回、住民の皆さんが意見を発表されても、ほとんどお答えがなかった。まず1回目のその後の状況はどうなっているか。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
5Bさん		前回徳島市民による住民投票の結果は、徳島県の歴史における最大の汚点であり、また、第十堰の可動堰の議論をしてほしいと思います。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
6Eさん		最近、森林を手入れすればダム・堰は要らないという考え方がありますが、これは間違っていると考えています。スギ、ヒノキの手入れは、山の価値や経済性を高めるためには役に立ちますが、それで即、治水効果が出るわけではございません。人の命と財産を守るためには、ダム・堰、堤防は永久に必要ではないかと考えています。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
7Eさん		<アংশリデータから意見の簡潔化を求められ>簡潔に言ってしまうと、意見は誤解される。(1人あたりに)5分の時間も掛けられない住民の意見を聴く会に何の価値がありますか。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
8Eさん		森林についてまとめられている原案(素案)は、立派な案だと思っています。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~ 105-1
9Fさん		第十堰が固定堰で危ないと言いますが、固定堰の方が(洪水流が)上を乗り越えるため安全です。可動堰をつくつたら、将来維持費に困ると思う。(維持費の一部は)地元が負担しないといけない、無駄だと思います。可動堰にしたら(流出した)家屋や乗用車が樋門に引っ掛かったり、工事するのに鉄矢板を打ち回して、100mの囲いをしないといけない。その時分に大きな洪水があつたらどうするのですか。私は可動堰反対です。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
10Dさん		一生懸命に審議しても、まとめなければ何年か経つたら(あの会は)何だったんだと(思うであろう)。今日の話はまとめるのか。	その他-4 意見の反映方法について	P470	-
11Cさん		第十堰の下流の流量が減つたのか増えたのか。	利水-2 吉野川の正常流量について	P354	P57,98

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.21 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
12	Gさん	(香川)分水が決まった時に(当時の)建設省は、池田ダムから下流の流量は減らさず、掲水期には増やすという約束してくれたが、現状は減っているように思います。(池田ダムから下流の流量)のデータ資料はどこへ行ったらもらえるのか。第十堰の下流の流量が減ったのか増えたのか(教えてほしい)。	利水-7 水利用について	a P360	P35-1,98
13	Gさん	川の災害マップも今日はもらえると思ったのですが、それもありませんでした。そういう資料は、浸水の災害マップはあるのかないのか、流水の資料のデータはあるのかないのか(教えてほしい)と思います。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	e P419	P33~33-1,96
14	Hさん	川のことで我々住民が一番問題にしているのは治水と利水です。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
15	Hさん	(今日の会に国交省)の人はこれだけの人が来ているが、民間では代表者が出て聞いて、(後で)横に連絡をとるようにしている。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	b P474	-
16	Hさん	公共工事は、公正で、効率よく、いつまでもに何やるといって工程表をつくることにより県民の信頼を得られると思う。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	b P258	P59,65,77,82
17	Hさん	平成16年の台風23号では、岩津で戦後最大の16,400m ³ /sが流れた。このとき、早明浦や池田ダムが満水であつたら岩津で約2万m ³ /sぐらいの流量になっていたと巷では言われている。今度、堤防がない地域に築堤をしたときに、遊水地帯から川の本流にどれだけの水量が流れるのか。	治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について	b P304	P54
18	Hさん	第十堰の問題を議論していた時は、1万9000m ³ /s流れたら第十堰は切れると言っていた。しかし、あれから10年。安全なんだと言っているのだけれども、説明がないので不信感を持って10年間来ているわけです。そのことについて説明責任があると思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	j P481	-
19	Hさん	徳島県は、道路整備率や下水道整備率も47都道府県の中で最下位になっており、負担が多くて受益は少ない。県会議員から市会議員、我々の代表である人が、県民の生活を考え、将来に美点を残すような政治をしてもらわんと困る。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
20	Iさん	ルールの理解ができていない中で議論するのは、とても迷惑。ルールが徹底できてないと思うし、それ自体が問題だと思う。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	e P475	-
21	Kさん	資料の中に大概説明してあると思う。それ以外の質問を聞いたらどうですか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	e P475	-
22	Lさん	今までたくさん意見があつたが、何ら回答がない。その質問に対して回答してほしい。	その他-4 意見の反映方法について	a-1 P469	-
23	Lさん	川の管理は治水と利水と環境の3つが大事です。治水・利水・環境が成り立つような方策を県なり国なりは、講じないといけないと思う。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	d P248	P50,57
24	Lさん	第十堰は、人の生活に関係があり、こんな大事なこと放っておいてはいけないと思う。固定堰があるのは徳島だけで、他の府県は全部開閉式の堰になっている。国交省はどのような考えを持っているのか聞きたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	b P481	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.21 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
25	Mさん	最近100年もすれば氷山が皆とけて100年後には80cmは海面が上がると言われております。南田宮にある会社では、今から45年前に塩害が発生していました。海面が、50年で40cm上がった場合、海水が地下水や伏水を押し上げて、田宮あるいは藍住、板野に塩害を及ぼすと思いますので、50年後を見通した建設省の考え方を聞きたい。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36,44-1,45,50,54,95,105-1
26	Aさん	専門家と地域住民と本場に身近に被害に直面している人も含めてその対応について知恵を集めたらどうだろうか。そういうところにぜひ研究活動もスタートしてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
27	Aさん	想定外の洪水に対して被害を減らす方法はいろいろある。河川区域内の事業について整備計画をするということと切っていいわけはないと思う。河川区域以外のテーマについて、具体的こどの役所とどういう体制をとって、新たなテーマに対して答えようとしていくのか、このプロセスをぜひ出してもらいたい。それができるかできないかをお聞きたい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1,54,55~56-1,75,85-1,95~97,105~105-1
28	Aさん	治水施設の能力を超えた洪水に対して、堤防がどれだけ対応できるのか。現在計画されている堤防は、越水に対しての強度というのは想定されているのかどうか。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	c P286	P33,54,55~56-1,75,85-1,95~97,105~105-1
29	Lさん	計画の中に、現在(の流下能力)が幾らで、(河川の整備)をすると幾らの(流下能力)になるかということがないため、いいのかわからない。そういう(流下能力に関する)資料を出して頂きたいと思えます。	治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について	b P293	P7,65,72
30	Gさん	第十堰から上(流)に塩が上がっているのでしょうか。	管理-8 第十堰等の補修について	c P431	-
31	Nさん	国交省からの回答は、いつも何とかに配慮しますという抽象的な文言だけで終わるため、皆さんは何も答えて頂いてないという話になるわけです。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
32	Nさん	多くの住民は国営農地防災事業で水量もかなり減り、いろんな問題が起こると懸念しているが、具体的な形ではひとつも回答がなされていない。これから30年の計画、方法論は、いろいろあると思うので、こちらのところをご提示して頂きたい。	利水-6 国営農地防災事業について	a P359	-
33	Nさん	計画の中に、農地防災事業の話の内容を気にしている人たちに情報がきちんと伝わるような仕組みや公開のシステムみたいものを盛り込んでほしいのではないかと。いつも縦割りのことで拒否されますけど、住民から見れば別々ではなく、総合的な観点で非常に心配されているわけです。そこを考慮して頂きたい。	その他-5 検討データの公開について	a P471	-
34	Oさん	情報をみんなにわからせて考えてもらうというシステムをつくって頂きたい。情報は開示しても、みんながコンピューターを見るわけじゃない。本当に住民の意見を聞くのであれば、駅前で配ってください。そういうことが本場の情報公開であって、そこからやって頂きたいと思えます。	その他-5 検討データの公開について	a P471	-
35	Oさん	(会の進行上)聞きたいことがあったが断ち切られました。私も同じ意見だったので、もうちょっとやってほしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.21 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
36	Cさん	新町川の入りにポンプ場がありますが、なぜ、ポンプ場がつくられたのかわからないので、説明をお願いしたい。 (新町川のポンプ場で)水をくまないと水が流れなくなり、(水が汚くなった)というのは、昔とどこが変わり、どうい理由で流れなくなったのでしょうか。	管理-18 水質の保全について	b	P37,58,93,98~99
37	Kさん	多自然型工法であるとかミチゲージョン処置を講ずるといふところに「必要に応じて」と書いてあるのですが、この「必要に応じて」といふのはどういう必要があるときか、教えて頂きたい。	環境-8 ミチゲージョンについて	b	P57~58,68,88,101
38	Kさん	整備計画が決まった後の工事で、多自然型であるとか環境に配慮したところか、どう変わるのか教えて頂きたい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a	P57,87,101~103,105~105-1
39	Nさん	工事を実施する際に、環境調査により幾つかの懸念材料が出てきた時に、ミチゲージョンとして計画の変更があり得るのか。	環境-8 ミチゲージョンについて	a	P57~58,68,88,101
40	Nさん	【四国地方整備局の考え方P67】の「歴史文化」というところが、線で消されているように見える。歴史文化は、地域にとっても大事なことです。そこら辺を説明して頂きたい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	c	P57,87,101~103,105~105-1
41	Nさん	ミチゲージョンや伝統工法を選択する時に、専門部会や関係する地域住民の方々が計画に参加すること、より密度の濃いものができると思う。整備計画を考えられる時に、そのような仕組みを書いて頂きたい。	環境-10 多自然川づくりの検討について(仕組み)	a	P57,105~105-1
42	Pさん	【四国地方整備局の考え方P60】「河川環境の関係を正確に把握することは現時点では困難である」ということで、今までの環境調査のデータもないし、取り組むのも難しいので目標設定は困難であるとお書きになっていますが、実際にそういう状況の中で調査されたり、そういうシステムをお持ちなのであれば、今までも環境の調査をお持ちであるかもしれないし、これからも環境に対して調査とか、関わる公共事業に対する環境調査も十分そういうシステムができる状態であるのではないかと思います。もしなければ、この際にそういうシステムを確立されるべきではないかと思えます。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	d	P45-1,105~105-1
43	Cさん	昭和54年の早明浦ダム、池田ダムが完成してこの方、河川の中にどんどん木が増えており、邪魔でないかと思うが、(これについてどのように考えているのか。)	管理-4 河道の維持管理について(樹木管理・河積確保)	d	P90
44	Jさん	今まで行われてきた工事、伝統工法も含めて分析評価して、今後の工事に活かしていきたいように、この整備計画の中に盛り込んでほしいと思います。	環境-11 多自然川づくりの検討について(調査・評価)	a	P57
45	Jさん	近代になってコンクリートを使って行われている工事と伝統工法との区分というのは何かありますか。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d	P57,87,101~103,105~105-1
46	Qさん	第十堰から河口までの汽水域は、日本で最大の規模を持ち、吉野川の顔であると思っている。また、第十堰の環境調査は、日本で最大のデータ量を持つと思いますので、そういうデータを(用いて)、具体的な保全目標を盛り込んで頂きたい。	環境-2 環境目標の明確化について	a	P42~44-2,57,105~105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.21 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
47	Qさん	もっと環境の保全目標には時間をかけて、いろんな方の意見を聞いて、大所高所というようなところだけではない仕組みや具体的な案を期待します。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	m P464	-
48	Qさん	【四国地方整備局の考え方】を見たら、白い部分が多くて、ほとんど「努めます」という言葉で結ばれていると思うのですが、これは、検討の余地があるという国土交通省の意思表示なのでしょうか。	環境-2 環境目標の明確化について	b P364	P42~44-2, 57, 105~105-1
49	Eさん	3年前の台風(平成16年台風23号)で、最も逃げやすい道を早く皆さんにお知らせ頂くということが、減災につながるということを実感した。避難勧告を出される場合は、少なくとも1日ぐらい前に出して頂くことをお願いしておきたい。	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95~97
50	Rさん	(吉野川には)農地転用可能な河川敷がかなりあるのですが、十分活用されていないと思っております。現在の吉野川流域の河川敷の中で農地として利用可能なところが何%あるのか、それと有効利用する計画があるのかどうか教えてください。	管理-13 河川の適正な維持管理について	h P440	P93
51	Rさん	新町川上流の田宮川の河川敷が不法占拠されている。県や市に、きちっと境界を画定し、遊歩道として活用するとか、桜を植えるとかヤナギを植えるとかを決めるよう指導して頂きたいと思っております。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	b P493	-
52	Iさん	柳瀬ダムや早明浦ダムの水質悪化の原因を説明してくれということに対して、考え方が示されておりませんが、その対応についてお聞きしたいと思います。	管理-18 水質の保全について	a P448	P37,58,93, 98~99
53	Iさん	ダムの堆砂について、森林の荒廃による流出ということが考えられると思うのですが、見解をお聞かせ頂きたいと思えます。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	n P265	P105~ 105-1
54	Iさん	森林の土砂流出については、手入れがされないと裸地の地点より土砂が流出するというようなデータも出始めているが、検証は済んでいるのか。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	c P267	P20-1, 105~105-1
55	Iさん	(ダム堆砂の)対策として土砂の持ち出しをされているということですが、たまたまから持ち出すという対策にも税金がかかるわけですから、森林からの流入をとめるという観点から、森林対策も必要と思う。(森林部局と連携するところがある)ここを連携するのではなくて、積極的に連携した後、データとして含めるというような記載にならないものか。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	n P265	P105~ 105-1
56	Sさん	21世紀は水の世に言われ、きれいな雨水はすごく価値がある時代になります。伝統工法や過去の歴史から、(吉野川で)どうしてこのように良質の水が守られたのかを学んで頂きたいと思えます。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93, 98~99
57	Tさん	川にも赤潮が起きているということなので、具体的にそれに関して研究をして、データを出すぐらいの意欲を持ってやるべきではないと思えます。	管理-18 水質の保全について	h P451	P37,58,93, 98~99
58	Tさん	いつでも聞き置くばかりではなくて、住民からの意見を聞いてそれを使っていく、そういう世の中にこれから変わっていくだろうし、変わらざるを得ないのではないかと思います。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
59	Tさん	徳島市の下流ではジミヤアオノリがとれると思うのですが、(ダム湖で発生している淡水赤潮は)そういうものには影響はないのでしょうか。	管理-18 水質の保全について	h P451	P37,58,93, 98~99
60	Hさん	通訳(フアシリテータ)は要らないと思う。じかに聞く方が早い。	その他-10 フアシリテータの選定方法について	c P477	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.1.21 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
61	Hさん	堤防が水に耐える力は一定じゃないと思う。一番弱い地域で1万6600m ³ /sの水が流れても大丈夫だということなのか。	治水-12 浸透対策について	f	P308 P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97
62	Hさん	生活していて、危険水域だなど思ったら逃げないといけないのです。連絡、どのデータで、どう個人として判断するのか。	管理-1 防災情報の充実について	a	P414 P95~97
63	Rさん	真光川と穴吹川の水利用計画で、小さな堰堤をつくる計画はないのか。真光川、穴吹川の水利用計画の将来計画を教えてください。	その他-20	c	P493
64	Iさん	運営について、全然質問ができない箇所が何カ所もあり、到底時間が足りない。	その他-9	a	P476
65	Iさん	議論を深めるためには学識者の方にも入って頂いて、専門的に分野ごとに運営をしていくべきではないか。	その他-1	d	P463
66	Iさん	ファシリテータを介しての形そのものにも不満が出ているようですので、これは再考の必要があるかと思えます。	その他-10	c	P477

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.12.16 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	Aさん	深まりのある意見交換の場が、意見聴取の中では非常に大事なことであるから、議事進行に当たっては、意見を制約したり、議論を途中で途切れさせたりしないようにしていただきたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
2	Aさん	意見交換がいづごろ、どういう形で整備計画の内容の決定に生かされていくのか、十分な説明が必要だと思ふ。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
3	Aさん	先程提案した2つの点(深まりのある意見交換の場の確保と整備計画への意見反映の仕組み)について十分な合意がないままに幾ら時間を重ねても結局また(同じ不満)が出てくる。互いの信頼関係の中で違う意見を議論して新しいものを見出していく意見交換の場を作ってほしい。コモンズさんにも、これで十分かとお聞きしたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
4	Bさん	本題に早く入っていただいて、本題を十分議論を進めていただきたい。会議のやり方や方法に余りにも時間を使い過ぎるのは不満である。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
5	Bさん	全部の意見を取り入れて一つの案を作るといようなことは不可能で、最終的にそれをどれにするかというところは国土交通省のやられることである。そこを考えていただきたい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
6	Cさん	今から10年くらい前に、吉野川の審議委員会があり、それから(意見を聴く会)になって、今度は第3回です。延々と一体いつまでやるんですか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
7	Dさん	住民が直接かかわる川の整備に幾ら時間を使ったところで、将来に禍根を残すようなことがあってはならないと思ふ。時間を惜しむべきではないし、十分な議論をするべきだと考へる。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
8	Eさん	公正中立ということからも、意見を聴く会ではなく、お互いが信ずるところを述べ合い、最善のものを作り出すという発想が大事なのではないか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
9	Fさん	(治水・利水の)議事に入っていたいただきたい。それ以外の議論をする場合は必要と思ふが、別の機会を設けて議論すべきだ。いつものとお入り口論で時間を費やすのは無駄だと思ふ。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
10	Aさん	そもそも河川整備計画を作るために、住民と十分な議論をして意見を反映するという仕組みが今回河川法によって求められている。そのため、そういう仕組みでなければ、河川法によるよりよい整備計画はできないと思ふ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
11	Aさん	アジェンダが交通整理しないと、「みんなが意見を言われるからこの議論はとありえず待つてください」という形で、(議論が)深まらないまま終わってしまう。それで本当にいいのか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
12	Gさん	前の審議委員会では治水安全度を150分の1に、基本高水流量を岩津地点で2万4000m ³ /secに定めていたが、今回は1万9400 m ³ /secにダウンさせている。150分の1にするという基本方針はどこに飛んだのか。基本方針を変えたいということなのか。(今回の整備計画で治水安全度は)何分の1になるのか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P284	P8-1, 54,55~56
13	Hさん	30年してようやく1万9400 m ³ /secの通水が可能とのこと。我々は150年を目指しているのに、県民の総意として6000 m ³ /secをカットして2万4000 m ³ /secが確保できるよ、努力が必要。6000m ³ /secカットを早くするように考えませんか？	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.12.16 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
14	Eさん	山が大きな比重を河川に対して占めており、治水という以前に治山ということが非常に大事だと思う。もう少し農水省と協調していただきたいので、こういう場に農水省も一緒にでて協議をしていただくことができないか。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105~105-1
15	Hさん	田植えが一ヶ月早く始まるので、ダムの補給パターンも見直してほしい。	利水-7 水利用について	c P360	P35-1,98
16	Hさん	水田は造れないが、水田から浸透してから地下へ入って、吉野川平野は成り立っているの、河川維持用水は確保してもらいたい。	利水-2 吉野川の正常流量について	a P354	P57,98
17	Iさん	(県民の総意として2万4000 m ³ /secが確保できるという意見に対して)それを目標にしたのではいつまでたつてもできないと思う。平成16年の台風23号を当面の現実的な洪水と想定し、目標にして整備していくということだと思う。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	c P284	P8-1, 54,55~56
18	Iさん	河川整備計画でかかる1800億円を内水被害、堤防、侵食対策に幾らかけるといふ内訳を出し、客観的な議論をするための判断材料について早く情報提供してほしい。	治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について	b P293	P7,65,72
19	Iさん	内水被害も外水被害も経済被害なので、同じ土俵で議論をしなければいけないと思う。徳島の方は内水被害を重んじてくれと言おうと思う。それをきちんと判断できるようにしていただきたい。	治水-14 内水対策の進め方について	b P314	P7,70,75, 91~91-1
20	Eさん	分水には相当神経を使っていただかないと思う。	利水-7 水利用について	a P360	P35-1,98
21	Eさん	輪中というのは、徳島にはなじまないのではないか。本当に輪中をやめる気かお聞かせいただきたい。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63
22	Jさん	(内水と外水の被害状況等を出してほしいという意見に対して)データは、国交省の徳島河川事務所ホームページの中に内水と外水に分かれて出ている。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
23	Jさん	(上流の)堤防がないところの人の思い、そして内水被害に遭っている人の思いも一堂に会して住民が合意形成できるような会を持っていただきたい。意見を聞くだけでなく、合意形成が大事だと思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
24	Jさん	内水と外水を同じレベルで議論するのは間違っているという説明だが、国交省の考えを一方的に押しつけるのではなく、それがどうなのかということや話を合意形成の計画を作る意味があるのかわからないかというふうな考え。被害額とか今回の30年の整備計画の中で、内水被害に1800億円のうちに幾らお金を投じて、また外水の対策の堤防に幾ら投じているという具体的な数字をもっとわかりやすく示していただきたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1
25	Jさん	(県民の総意として2万4000 m ³ /secが確保できるという意見に対して)治水安全度を上げることは反対ではないが、ダムを造るための免罪符としてその大きな数字になっているという批判が全国的にすごく大きい。6000m ³ /sカットという実現不可能な高い目標の数字をここで合意しようというのはできない。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	a P284	P8-1, 54,55~56
26	Aさん	超過洪水が来てあふれた場合であっても、人命に影響を与えないようにするための治水方法はどうかという計画だけならできるのか。こういうところに計画の議論をやっていかねば安全度は高まらない。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33-33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.12.16 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
27	Aさん	超過洪水が来たときに被害を減らすためにはどういう手立てがあるのか、どうやって人命を優先した新しい治水戦略の目標として掲げるのかということについて、やはりもっと説明していただかなければいけない。治水戦略が提示されて、それに至るまでにこういうふうなプロセスでやっていくということがあって初めて住民は安心して、今のリスクも負いながら協力してやっていく。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286 a	P33~33-1, 54.55~56-1, 75.85-1, 95~97, 105~105-1
28	Aさん	一方的な意見を聞くというだけのやり方ではなく、住民と専門家に同席してもらって知恵を出し合う、そういうプロセスが整備計画を作るためには必要ではないのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463 d	-
29	Aさん	2万4000m ³ /sから6000m ³ /sをカットするという計画から(整備計画では)2800m ³ /sカットになっているが、(整備計画は)人命が損なわれるような要素を(基本方針から)削っていくための計画づくりなのか？整備計画作りの理念を共有したい。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P284 a	P8-1, 54.55~56
30	Aさん	河川整備計画に対して基本方針がそぐわないときには変更することもある。地元の深みのある計画づくりがされることによって合わないところは変えていったらいいし、ぜひ一緒にやってほしいと思う。そういう原則的な今回の整備計画づくりの理念については是非とも共有できたらありがたいなと思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462 b	-
31	Dさん	(想定以上の洪水に対し、)被害を軽減する方向に行かないと、いつまでたっても150分の1などという大きな治水安全度は達成できないし被害は減らないという時代に入ってきていると考えると考えてよいのでしょうか。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286 a	P33~33-1, 54.55~56-1, 75.85-1, 95~97, 105~105-1
32	Aさん	吉野川の安全を確保するために、いろんな問題が今あります。河川法という法律が、実は河道に限定された、河道もしくはそれに付随的なものしか対応しない想定されているがゆえ、法制度的な面であるとか、本来は遊水地たるべきところにもう家が建って建っているというふうな、現実にもう進行してしまっている土地利用に対してどうするのかというふうな問題もある。そういった問題が一つ一つ解決されていくことが、実は整備計画の中に入ることになり、安全の向上というのはいらないと思います。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286 a	P33~33-1, 54.55~56-1, 75.85-1, 95~97, 105~105-1
33	Aさん	整備計画の議論の中に、こういう形で吉野川の安全確保のために、従来の範疇から超えてでもテーマを実現していくんだという計画作りを盛り込んでもらいたい。どのような内容・テーマで、だれが構成して、いつからどういうテーマについて始めるのか、予算はどうするのかというあたりの議論を、ぜひ専門家も入れて議論したい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463 d	-
34	Aさん	(データ、国の方針、補助のあり方等を提供し、議論していかなければいけない)という回答に対して)提供はいつするのか。	その他-5 検討データの公開について	P471 a	-
35	Dさん	堤防の中だけに閉じ込めるということは限界があるので、いろんな代替案もちゃんと検討する必要があるのじゃないか。流域外水路など、検討が十分でないようだが、その点についてももう少し進める余地があるのではないか。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295 h	P59,61,63
36	Dさん	同じレベルの堤防が決壊した場合、高い堤防、低い堤防は被害がどちらが大きいのか。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286 a	P33~33-1, 54.55~56-1, 75.85-1, 95~97, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.12.16 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
37	Lさん	国が直接内水に支援ができないのであれば、法律を変えてでも川島地区の苦しみを一日も早く解決していただきたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91~91-1
38	Lさん	民意の採択というのはどういうことなのか、その方針をお聞かせいただきたい。	その他-4 意見の反映方法について	a-1 P469	-
39	Lさん	吉野川の整備計画について、自分たちが問題をしっかりと方向づけ解決をしてやるといこうぐらいの気概を持ってやっていただきたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
40	Bさん	地球の温暖化の関係であらこちらで大洪水が起きている。国土交通省としては、もちろん過去の洪水を参考にして計画を作られるということは、それはそれなりの理論がありますから、否定はできない。私たちはこの案について、私たちの考え方は、もっともと強固な堤防なり堰なりを造ってほしいという希望がある。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1,54,55~56-1,75,85-1,95~97,105~105-1
41	Bさん	森林の治水効果について、今どういう状況かを十分に把握して論議してもらわないと、過大評価して大きな誤算になると思う。	共通-14 森林による流出抑制について	e P270	P5-2,105~105-1
42	Bさん	H16台風23号の時に、園瀬川の堤防の下から水が田んぼに吹き上げて、水がどんどんたまり、台風後は田んぼに大きな穴が空いていた。吉野川ではこのような場合の対策というのはあるのか。	治水-12 浸透対策について	d P308	P25-1,56,66~68,82-3,91,97
43	Bさん	園瀬川の堤防の下から水が田んぼの底を通って吹き上げて、水がどんどんたまって大きな穴があいていました。内水面のそういうような場合の対策はあるのか。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	l P498	-
44	Bさん	園瀬川の堤防が完成すると、冠水が5mくらいある。それに備えてポンプで吐き出すつもりだと思いが、それが可能なのかどうか。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	l P498	-
45	Cさん	地球の温暖化により水面が5m上がるという話がある。それが100年先で、早急にならないと言えればそれまでだが、海面の上昇ということを考えて、国家100年の大計を立てて防災の設備や対策を講じてほしい。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36,44-1,45,50,54,95,105-1
46	Nさん	2万4000m ³ /secは、過去の洪水経験をもとにして作られた数字だと思いが、それは正しいのか正しくないのか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	h P284	P8-1,54,55~56
47	Bさん	(森林の80%程が整備されていると思うと思うという意見に対して)、80%がひとりで歩きしているとの意見があつた。最近10年ぐらい前から急速にようになったことを見て見ている。山を歩いてみてほしい。	共通-11 森林の現状と今後について	a P263	P5~5-1
48	Oさん	市場の若宮神社の谷に、みよしいずみというのが100年前に来ていた。そこに観音堂というのがあるのを見つけた。環境保護を含めて学術者に調査に来てもらいたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
49	Iさん	住民の3分の2以上の同意を得ていい(整備計画)を(作ってほしい)。住民の理解だけは得てほしい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.12.16 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
50	Pさん	異論、提案があれば出してくださいという話だったが、本当にそれを提案の対象に上げていただけたのか。計画の中でそういうことを検討する枠組みを作ろうとされているのか。複数案が制度の中にあり、それをベースにしながらかかわっている人たちがかわっていきける枠組みが必要ではないか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
51	Mさん	県や市や農水省にも来ていただいただけでもいい。そういう場づくりについては整備計画に入れてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
52	Qさん	森林の効果について各関係機関と協議しながら進めておられますということだったが、その具体的な内容をご説明いただきたい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
53	Qさん	40年も前の組織(砂防治山地方連絡調整会議)ではなく、組織を活性化させて、森林の効果を検証する活動をしていただきたい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
54	Rさん	河川法の枠組みの中では限界があると言われたが、淀川では学識者と住民とが一緒になって流域委員会を作り、整備計画の内容を具体的に話し合っている場がある。吉野川流域の全住民と国交省で案を出しながらできるところまでやるべきではないか。フォーラム(という形)を提案したい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
55	Rさん	各関係機関には(意見を聴く会への)出席を強くお願いできないことだが、なぜお願いできないのか。各関係機関が同じ場に集まって知恵を絞らなければ、地球温暖化の問題も解決できないと思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
56	Jさん	仮にホームページなどで意見を聴くだけになってしまえば、本当に元も子もないので追加開催を是非お願いしたい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
57	Dさん	ちゃんと議論ができる場を設定していただかないと、いつまでたっても(議論ができない)。あと何回引つ張られれば意見がちゃんと出るのか。(追加開催については)どうなるかわからないという返答では納得できない。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
58	Dさん	森林の問題も、治水・利水についても学識者の方がいない、データを持ちあわせていないという返答では話にならない。データを持って、専門家が来た上で議論をさせてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
59	Aさん	追加開催をどういう形でやるのか。今日出てきた意見について、データを持って答えてもらいたい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
60	Kさん	残りの意見等をペーパーで出せということだが、それで解決しようとすることは避けていただきたい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
61	Sさん	森林に対して今の状況はどうなんだという質問をしたときに確認できておりませんという言葉では、この会自体が不手際だと思う。その上(関係機関を)同じ会場に一同に介して聞ける場を設定したらという提案には、それはできないという回答であった。そのことに関してはいかがか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.14 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		この追加開催(1月14日の徳島市)は、十分に議論するために設定されている。議論が途中で途切れたり、意見が出せなくなったりすると全く意味がない。今回の会の扱いについて事前に説明と意見交換をしてほしい。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
2Aさん		進行役は、意見や回答のやりとりが途中で途切れないようにしてほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
3Aさん		前回が足りなかった点は、問題提起した点についての議論が不十分だったことである。それを煮詰めるにはこの場だけでは無理だと思う。専門家を入れた形で議論をしないと、それはできないと思うが、どんな方式がいいのかお考えを聞きたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
4Bさん		(環境・維持管理の意見交換)各項目について意見できる時間をしっかりと配分してほしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
5Bさん		いい水が導入できるように、流水を妨げる第十堰から上流の雑木などの上流の障害物を早く撤去してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
6Bさん		地球温暖化により、徳島市民の飲み水はますます河川表流水に依存することになるが、病原の原虫は塩素消毒をしても死滅しないこともあるのか。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	P241	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1
7Bさん		早明浦ダムと池田ダムに堆積しているヘドロを早く撤去してほしい。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93~93-1
8Bさん		ダム湖周辺の植樹を、もう少し大々的にやってほしい。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	P409	-
9Bさん		108.1kmの県内の中で11の樋門があるというお話を承っておるんですけれども、これは増設される計画はあるのか。	治水-7 河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて	P300	-
10Bさん		樋門は効果的に運用されているのか。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	P429	P91
11Cさん		第十に関しては治水と利水と両方が非常に深刻な問題になっておるのであって、第十においては治水と利水の両方を関係の上で開閉橋にすると、こういうのを我々は要望する。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
12Dさん		水利用協議会は利水容量分について検討、協議されるべきで、早明浦ダム建設の前提条件である分水の基本となっている不特定用水については検討することは問題外で、権限はないと思っています。不特定用水は早明浦ダム建設以前から認められている水量で、河川が生きていくための最低の必要流量である。国土交通省は、この責任と義務を果たして、不特定用水を守っていくというのが整備計画の基本でなければならぬと思う。	利水-7 水利用について	P360	P35-1,98

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.14 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
13	Eさん	川の維持流量を確保するということは非常に大きなテーマである。環境を守るためには非常に大事だということ啓発するために、この整備計画の中でコラムという部分にでもきちんと書いてほしい。	利水-2 吉野川の正常流量について	P354	P57,98
14	Eさん	夏場に補給がゼロになっていくような状況を作ると河川環境が大変なので、ダムからの不特定用水がゼロにならないようにしてほしい。	利水-7 水利用について	P360	P35-1,98
15	Eさん	徳島県が一方的にダムの恩恵を受けていると誤解されないように、(素案P36の図について)分水がない場合の流量を記載してほしい。	利水-3 吉野川の自然流量について	P356	P36-1
16	Dさん	香川用水に農業用水は入っていないのか。	利水-7 水利用について	P361	P35-1,98
17	Dさん	徳島県がパーセンテージだけ見たら香川県より非常にカット率が少ない表現になっているので、漏水時には徳島県も香川県と同様に節水していることを公表してほしい。	利水-4 漏水対策について	P357	P98
18	Dさん	早明浦ダムが出来たことよって河川環境が悪化したか調査して、教えて欲しい。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41,98~99
19	Fさん	今は一方的に国交省に私たちの意見を聞いていただきただけの会になっているが、今後、学識に専門の皆様様に質問したり、意見を聴けるような会になっていくのか。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	P473	-
20	Gさん	国土交通省だけが学識者ややるのではなく、私たちも学識者の意見をその場で聞き、一緒にやれないかということを質問している。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	P473	-
21	Gさん	国土交通省が不都合な真実を隠していることが不信を招いている。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
22	Hさん	素案P35で「状況を安定化し、水道用水、農業用水及び工業用水等の安定供給を図っている。」という記載があるが、環境のための流量というのがどこにもない。素案P35、36に、環境の観点からの水量という事で記載してほしい。	利水-2 吉野川の正常流量について	P354	P57,98
23	Hさん	将来、流域下水道の稼働によって旧吉野川の流量がどれくらい減るのか把握しているのか。どのような対策を考えているのか。	管理-18 水質の保全について	P451	P37,98
24	Iさん	今の調査結果を出した手法がよくわからない。そのデータの取り方、再現の仕方。我々がそのデータの信頼性を高めるためにはどうすればいいのか。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
25	Iさん	どのデータに基づいているかを、書物として出版しておくことは可能だと思う。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
26	Jさん	市民の要求があれば、早くデータを出して欲しい。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
27	Jさん	市民が要求すれば、科学者もここに連れてきて説明させないといけない。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.14 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
28	Kさん	平成3年度からの4回の魚類調査で、今の河川環境状態が良好とは判断できないと思う。素案P42で、吉野川中流域の環境が魚類にとって良好と判断した根拠を示してほしい。現在の河川環境の状態を判断するならば、もともと昔のを知っている人など、いろいろな人の話を聞いてほしい。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42～44-2, 57, 105～105-1
29	Eさん	川にかかわっている人の感覚は、吉野川の環境は悪くなってきているというのが実態だと思う。アユは吉野川で非常に重要な資源なのに、すごく激減しているという実態がある。それからウナギやモクズガニも減っている。このような実態は記載してほしい。アユにしても、水辺環境をはかる指標になる生物だと思っ	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105～105-1
30	Eさん	河川環境の状態は、水辺の国勢調査以外のデータや地元の聞き取りなどで総合的に判断して欲しい。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42～44-2, 57, 105～105-1
31	Eさん	吉野川の環境について維持されているのか、悪化しているのかという見解についても相違があるので、専門家の意見を聞きたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
32	Lさん	農地防災事業による環境への影響を、河川整備計画に大きな問題として取り上げて、しっかりと数値目標をもって対策を示してほしい。	利水-6 国営農地防災事業について	P359	-
33	Lさん	農地防災事業について、国交省の考えは、3カ年の段階的な取水試験を実施して、その後本運用へ移行するようであるが、3カ年では非常に少ないと思う。少なくとも10年、できれば20年ぐらいの期間をもつて試験運用してほしい。	利水-6 国営農地防災事業について	P359	-
34	Lさん	モニタリングにより、農地防災事業による環境への影響がでていいるということが分かった場合、どのように対策するかということ、今の段階で考えられることはちゃんと計画に入れてほしい。	利水-6 国営農地防災事業について	P359	-
35	Lさん	環境目標についても、現状の環境を数値化、指標化して、これより下げないようにか、最大これは守らんのだというような何らかのその方法を考えて、一つの形にして計画に入れてほしい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105～105-1
36	Mさん	自然を守ることと環境をよくすること、これらは大切であるが、その根底となるのは人命や財産を守ることであり、人々が生きていけることだと思う。今作成中の素案は非常に立派なので、この計画を早く実行に移し、流域住民が、安心で安全な生活を送れるようにしてほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
37	Eさん	環境を守るために、すべての工事に對してミチゲーションをやってほしい。必ずどの段階においてもミチゲーションをやって、代償工事も必ずやってもらいたい。自然再生的なものを河川整備計画の中でより多くやってほしい。	環境-8 ミチゲーションについて	P382	P57～58, 68,88,101
38	Nさん	素案のデータや表現について透明性・公平性、また適当であるかどうかということを、私たちはどうやって担保すればいいのか。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
39	Nさん	きちんとしたデータに基づいて議論され、そして適切に素案に反映されているという判断を誰がするのかを示さない限り、意見の相違は埋まらないと思う。国交省ではなく、農水省ではなく、住民でもなく、公平な立場の第三者機関がジャッジする必要があると思う。	その他-5 検討データの公開について	P471	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.14 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
40	Nさん	土砂流出防止対策としてグリーンベルト、それとか砂防工事などを行われているようである。これについて、森林の土砂流出防止機能を全然計画に入れてないということ自体が国交省のそれには事業にありませんのでという説明だけでは、とても納得がいかない。森林からの土砂の流出の計算もできるデータもかなり検証もせずに今の一番新しい知見もこの計画に加味せずに本当にこれでやっていいのかということを変疑問に思う。これは直接事業をしろとは言っていないわけですが、しかし、計画には書けると思う。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	f	P267 P20-1, 105~105-1
41	Nさん	日本学術会議の内容について専門家に聞きたい。学術会議自体が古い知見であるので、新しい知見についてもぜひこの場所でお聞きたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d	P463
42	Nさん	早明浦ダムの濁水問題について、できる対策はとるべきである。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a	P406 P41,99, 105~105-1
43	Nさん	濁水によって漁獲高がどのように変化しているのかを把握しているのか。それをどのように計画に反映するのか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	d	P402 P40,41, 98~99
44	Nさん	漁獲量はダムができた50年以前の経年データはないのか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	d	P402 P40,41, 98~99
45	Nさん	私たちの関心のあるデータが全然この会議で示されない。次までに調べておく、専門家にも聞いておく、今後検討しますでは、全く素案の修正がなされない。これからのようにやっていくのか。	その他-5 検討データの公開について	a	P471
46	Oさん	(国土交通省は)肝心なことになると返事をしない。このような会を継続しても全く意味がないと思う。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	c	P475
47	Oさん	ダムの堆砂除去について計画・予算を教えてください。	管理-23 ダム堆砂について	d	P456 P93~93-1
48	Oさん	ダム貯水池への土砂流入の抑制や貯水池内土砂の排除等の対策など、整備計画に明文化されている計画は、森林に関する最近の知見を入れて、はっきりとした土砂抑制策を示してほしい。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	f	P267 P20-1, 105~105-1
49	Oさん	一つ一つきちんとした返事を出してほしい。大事なのは議論である。今の意見を聴く会は議論の場を完全に失っている。そこをきちんとしていただきたいと思う。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a	P474
50	Oさん	全ての分野の計画について、省庁横断的な組織を作って、いろいろな知見を集めて総合的にたててほしい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b	P265 P105~ 105-1
51	Pさん	会議をわかりやすく、短時間でする方法として、事前協議をやるべきだと思う。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	d	P475
52	Qさん	環境保全目標を具体的に書き込まれるということは、学識者会議の中でも多くの先生方がおっしゃっていると思うので、今後、具体的な環境保全目標と行動計画を盛り込んでほしい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	b	P368 P45-1, 105~105-1
53	Qさん	環境省が生物の多様性の国家戦略というのを11月に閣議決定をしている。その中には、省庁間での連携したいなのも国土交通省は打ち出しているというふうに書き込まれている。環境の中で生物の多様性という言葉がほとんど書かれていないので、多様性の考え方を盛り込んでほしい。	環境-2 環境目標の明確化について	e	P364 57, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.14 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
54	Iさん	科学的検証のため、今提示しているデータを修正するためにはどういった実験をすればいいか記載してほしい。	その他-5 検討データの公開について	a P471	-
55	Qさん	素案はこれからもっと充実したものになると期待してもいいのか。そしてこれを出して、その都度見直すということになるのか。また議論がまだまだ多い中、これでおしまいたいということもあるのか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a P468	-
56	Iさん	データが正しいことを示すためには、1種類の検証の仕方だけでは不十分だと思う。多角的なデータを同時に検証することも可能と思うが、今後やっていただけなのか。	その他-5 検討データの公開について	a P471	-
57	Rさん	この議事の進め方はすばらしいと思う。意見については、同じ人間が何回言っても構わないが、意見を十分尽くすように進めてくれることを希望します。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
58	Sさん	環境のことについては、学識経験者や管理者も同席して、意見を交換するような場所というのは、今後この会では想定はされるのか。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	c P473	-
59	Tさん	住民が傍聴しやすいように、学識者会議を日曜日にしてほしい。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	c P473	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.27 ホテル千秋閣

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	Aさん	整備計画決定後、速やかにこの基本方針と整備計画との乖離、つまり2万4000m ³ /sと1万9400m ³ /sとの乖離、この乖離をどうして埋めるのかということについて、そのための方策について速やかに検討に着手すべきであるというふうに考えている。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
2	Aさん	河川事業は、人命の安全、財産の保全という生活の根幹にかかわる問題であり、もともと河川事業は重視されてしかるべきである。この整備計画を着実に推進していくために、予算の傾斜配分がされべきである。我々も、十分予算を確保できるようにしたいと思う。	共通-7 河川整備計画の事業費について	d P257	P50,54
3	Aさん	現在の吉野川の治水安全度は大体40分の1であると理解しているが、他の大河川に比べて低いのではないか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	a P284	P8-1, 54,55~56
4	Bさん	この森林と林業の関係から林業では成り立たないというところで若い人が林業界から遠ざかっている。若い人を林業界に招き込まない限り、日本の森林業界は壊滅状態になるのではないか。国土保全の観点からも、農水省を交えた議論の場を作って欲しい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105~105-1
5	Cさん	国土交通省さんとしては、イベントも含め自分たちの管轄内で精いっぱい森林に対する行動もやられている。森林に関して出来ないお願いをしてみたいかかと思う。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	j P265	P105~105-1
6	Dさん	地域住民のためにも、経済対策においても、早く対策を実施してほしいと思います。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
7	Eさん	森林保全の取り組み、関係機関と連携する、過去の砂防治山地方連絡調整会議等を利用してというふうに書かれているが、その取り組みでは森林保全というのには不十分だというふうに思う。縦割りの行政を超えるような取り組みを整備計画に盛り込んで、積極的にやって欲しい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105~105-1
8	Fさん	第十堰を除いた吉野川の整備計画はあり得ない。抜本的な第十堰の対策のタイムスケジュールを、整備計画の中に組み込んで欲しい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	h P481	-
9	Fさん	洪水のときの早明浦ダム放水時に池田ダムから香川用水には送水しているのか。	利水-7 水利用について	d P361	P35-1,98
10	Fさん	平成16年の台風23号の洪水時には香川用水には幾らの水を流していたのか。	利水-7 水利用について	d P361	P35-1,98
11	Fさん	池田ダムから香川用水への最大の送水能力は幾らか。	利水-7 水利用について	d P361	P35-1,98
12	Hさん	現在の杉やヒノキの森林では全く貯水能力がない。それを補うために第十堰を整備することが必要である。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	a P481	-
13	Gさん	どれぐらいが適正に管理され、また管理が放置されて適正でない認識されているのか。森林の適正管理がどう推移していくのかが把握されているのでしょうか。学術会議も、洪水緩和防止機能にしても土砂流出防止機能にしても、適正に管理されたという前提で書かれている。適正に森林が管理されない以上、今期待している以上の土砂流入が見込まれるので、適正管理を最低限求めるべきだと思う。これ以上放置森林が増えたと今以上の流入が見込まれると思う。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	a P267	P20-1, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.27 ホテル千秋閣

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
14	Gさん	森林が与える影響については関知しないというのでは河川の管理はできない。森林なしに河川の対策というのはないと思う。本当に(砂防治山地方連絡調整会議等で)連携してやることについてもう少ししっかり考えてほしい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b	P105～105-1
15	Gさん	森林について全く計画に含めないという事業はあり得ないと思う。これで正当な事業が、実際ダムに堆砂も貯まらずに想定よりも少ない事業費でやれているのなら申しませんが、結局責任をとってくださるはずの国交省さんは抜本的な対策ができないような状況で、これ以上余分な税金を排出することはできないと思う。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	a	P20-1, 105～105-1
16	Gさん	ダムの堆砂は当初想定堆砂量よりも実績堆砂量が上回っており、堆積土砂の排砂に税金を使って事業を行っている以上、堆砂対策をちゃんと計画に含めるべきだ。そのためには、学術会議でされた土砂流出機能のデータを反映させた森林対策を実施してほしい。	管理-23 ダム堆砂について	a	P456
17	Gさん	データ公平性について誰が決めるのか、また森林の適正管理など流域の影響を河川に勘案せず専門家の意見も聴かずにこれを議論せよというのは本当に無理がある。学術者、林野庁、農水省など他の方も召喚して意見交換をお願いしたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d	-
18	Gさん	堆砂や濁水について、森林の影響があるにも関わらず全くデータも収集せず、関係機関とも連携せず、それで河川整備計画を立てようと言われたりも納得ができません。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	d	P105～105-1
19	Iさん	一つ一つのテーマについて納得のいくような議論の応酬をして納得して次に進んでいく、これはやはり合意形成の大前提である。それが難しいのであれば、この仕組み自体に何か工夫をしないと解決出来ないかもしれない。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	1	-
20	Iさん	我々には限界があるんだということこそが、整備計画を作るためにどうするのかということを住民も行政も自治体も一緒にしなければいけないと思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d	-
21	Iさん	この整備計画素案を作るときにどのような仕組みが作られれば難しい課題が(解決)できるのかということに、我々はこだわってきた。一方的な意見を聞いたらそれだけでできるとはではない。それが、いまだに出ているのではないか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	1	-
22	Iさん	森林の問題について、整備計画を作るために必要なデータについてはその専門的な方を呼ぶ、呼べないのであれば専門家を呼ぶ、そして住民と一緒に知恵を出し合って議論をする場を作っていた方がいい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d	-
23	Cさん	会議の仕方について、発言させずに勝手に全く違う方向へ持っていくのはどうなのか、承諾できません。	その他(河川関係以外、感想・意見)	-	-
24	Cさん	ダムの堆砂にはいろいろな要素が積み重なっている。森林を解決すればダムに堆砂がたまらないというものではない。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	e	P20-1, 105～105-1
25	Jさん	自分の想像で発言されたのを正しい意見としてここで言うこと自体が問題ある。ぜひ専門家を呼んで、この場で冷静な客観的な話を聞かせて欲しい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d	-
26	Kさん	この会場に来られない人の声もたくさんある。どうか1日も早い計画素案の着工をお願いしたい。また、まだ4巡目もこのようなことを続けるのか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b	-
27	Lさん	徳島県が計画してつぶれた大きな案件が4つある。その間に経済は衰退してしまっただけで、やはり広くいろんな人の意見も聞いてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.27 ホテル千秋閣

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
28	Lさん	国土交通省だけでなく、農林水産省や厚生省を含めた横のつながりを持った話し合いをした上で具体的な計画を立て、そして我々国民の前にそのデータを出したのから計画を出していただきたい。その判断は国会議員や県会議員が行い、その人たちが決めたことは遂行していただければと思う。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265 b	P105～ 105-1
29	Fさん	森林や植生が土砂の生産を抑制することは大いにある。しかしながら大崩壊については少なくとも森林とか植生は関係ない。関係するのは、地質とか地形の要素が大い。	共通-13 森林による土砂流出 抑制について	P267 e	P20-1, 105～105-1
30	Mさん	(素案P32の)堆砂の実績グラフや(素案P40の)濁水の日数のグラフについて、近年のデータを追加して、それについてのコメントと、引き続き調査研究をお願いしたい。	共通-16 文章等表現内容の 改善について	P274 b-3	P31-3～32-1, 40～40-1,99
31	Cさん	昔のように流域住民が堆砂した砂をただで利用できるように方策を講じて欲しい。	管理-24 ダム堆砂の利活用 について	P458 c	P93～93-1
32	Hさん	高知県に負けないように原生林を守ったり、植林を守ったり、植生を守ってほしい。 高知県に負けないように水をきれいにする、原生林を守る、これも大事なことである。そうして、1日も早く安心して洪水の来ないような施設をしてほしいと思う。30年も待てというのは、これはもうむちゃくちゃである。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265 c	P105～ 105-1
33	Gさん	国交省なり、また河川事務所の皆さんに責任があると思う。	管理-23 ダム堆砂について	P456 d	P93～93-1
34	Nさん	除去した砂はどのように処理し、費用はどのくらいかかっているのか。 省庁横断的な組織を作り、予算を張りつけて、国民として何が大事かということ、徳島の吉野川の流域の住民の皆さんが求めているということ、ぜひとも挙げていただきたい。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265 b	P105～ 105-1
35	Gさん	ダムの排砂の量と砂の再利用の予定・予算の計画を、30年もかけるので、今後どれくらい排出する見込みで、どこにどれくらい使っ見込み、予算は幾らということを示してほしい。	管理-23 ダム堆砂について	P456 d	P93～93-1
36	Cさん	専門家を(住民の意見を聴く会に)呼ばなくても、本当に自分がそのことを勉強したいのであれば、県内に行くところはたくさんあるので、それぞれが関係部署にいつて話を聞くという方法もある。	その他- 1 住民参加に関する 仕組みについて	P462 c	-
37	Cさん	森林の効果を過大評価してはいけません。	共通-14 森林による流出抑制 について	P270 e	P5-2, 105～105-1
38	Oさん	国土交通省は(管理対象外と)逃げずに、県民の声を十分に聞いて早くやるといことが一番大事だと思う。	その他- 3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	P468 b	-
39	Nさん	森林の効果がどの程度あるのか、省庁横断的な組織をつくり、国として調査を行い、国の施策や整備計画に反映できるようにデータを取って欲しい。そうすれば、整備計画に反映できる。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265 b	P105～ 105-1
40	Bさん	森林が河川に重大な関係があるということ、もう一回認め、いろんな場(で意見を)を深めてほしい。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265 l	P105～ 105-1
41	Gさん	森林、環境、他のテーマについても様々な意見が出ており、この議論が深まらないこと、それとも平行線になったときの対処の仕方について、この会には決定的な欠陥があると思う。またきちんとしたデータの保証をしてくれるような、一定の客観性を持った中立のところが必要だと思う。この議論が深まらないこと、それとも平行線になったときの対処の仕方、データの対処の仕方、データの対処については、分科会を開催し、さらに客観的に審査する機関を設けるべきだ。	その他- 5 検討データの公開 について	P471 b	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.27 ホテル千秋閣

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
42	Cさん	「流域住民の意見を聴く会」は何かものごとを決めるというのではなく、自分の意見を述べる会だと思ふ。良い意見であれば国土交通省が採用するだろし、たいした意見でなければ採用しない。それは当然のことだと思ふ。	その他-4 意見の反映方法について	f P470	-
43	Pさん	(流域住民の意見を聴く会は)、整備計画が納得できるものなのかを聞く意見交換の場であると思ふ。国交省が住民を納得させるだけの計画であれば、もつとスムーズに進む。この計画がこれ以上どうにもならないのであれば、河川法により計画した中で、住民との意見交換・意見聴取をするというシステムを無視するということになる。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	l P464	-
44	Gさん	この会は「聴く会」なのか「合意形成」の場なのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	l P464	-
45	Gさん	議論はできているという国交省の見解。私たちは議論ができていないとは思っていない。この乖離についてはどうするのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	l P464	-
46	Jさん	国交省は頑張るとのことより、結果を出して欲しい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
47	Jさん	今までは御用学者を集め、自分たちの都合のいいデータを集めてくるというのが、大概で、住民はずっとだまされ続けてきた。国土交通省を疑うのではなく、チェックをしたいということである。そういう仕組みをせひ取り入れて欲しい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
48	Kさん	いつまでも議論を続けて、もし洪水被害を受けたら議論をされている方は保障してくれるのか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
49	Qさん	新しい河川法に基づいて流域住民意見を聴く会は行われている。河川管理者は、いろんな意見を聞いてよりよい吉野川を持つために、その責任を私たちがお願いをした河川管理者であって、皆と一緒に川をつくる一立場の人である。意見を聴く会に、住民の要望に沿って各省庁の出席を図ることが河川管理者としての責任ある仕事ではないか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
50	Iさん	新しい河川法は安全度を低くするための法律ではなく、安全度を上げるために何をしたいのかという、新しい治水戦略を立てることだと思ふ。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	a P284	P8-1, 54,55~56
51	Iさん	縦割行政の中から出ない問題を、新しい答えを生み出そうとする場が必要である。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
52	Iさん	2万4000m ³ /sと1万9400m ³ /sの差を埋める方策が示されないから皆さん不安に思っている。その安全度を確保するためにダムを造るといふ目標はありません。ならば、流域の80%を占める森林も含めて総合的な治水策をやるから、それにかわる新しい安全というのが確保できるんだというふうなことだとか、いろんな新しいテーマが出てきているはずである。その道筋の作り方が問題である。今までより、もつと住民にとつて安全が高まるという新しい治水戦略を示して欲しい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
53	Iさん	24000m ³ /sと19400m ³ /sの差を埋めるための方策について、現在突き当たっている壁というのがはつきりしているのであれば、その壁を越えるためにどうするのか。入り口論からなかなかいかないところを早く解決してほしい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.1.27 ホテル千秋閣

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
54	Fさん	素案からすれば住民の意見・要望についてかなりの修正が加えられたと思う。整備計画の策定に向けて、早急に作業を進めていただき、この計画を実行に移し、安全で安心のできる吉野川に早くしていただきたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
55	Pさん	24000m ³ /sと19400m ³ /sの差を埋めるための方策について、総合治水という観点から壁になったりできない要因や難しい取り組みというものがあれば、具体的に言って下さい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
56	Rさん	30年から先の、これについて県民の総意、流域外分水をとりあえず言っているが、そういう問題点も含めて、上流でダムが要りそうである。今皆さんには考えられんほどの発想をこれからしていかないとけないと思う。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
57	Sさん	科学的なデータのとり方や見積の仕方の手法を明らかにすることは不可能であるという条件下で、学識者会議の方は一体何を議論するのかを教えてください。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	P473	-
58	Eさん	『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について、意見の整理を一体どこでだれがして、いつどのような議論がされているのかを知りたい。また「ニュースレター」も国交省に都合のいい意見ばかりが集約されている。意見がどのように集約されているのか、よりオープンに透明にしていきたい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
59	Eさん	国交省の考え方を素案に反映させるとき、学識者の見解は入っていないのであれば、科学的な計画ではない。後々に学識者からコメントをもらう形なのか。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
60	Eさん	魚道であれば、魚道のことかわかる学識者と同席で話したい	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
61	Qさん	国交省のフィルタがかかって私たちのものに情報が来るのではないかとという疑心暗鬼がどうしても払えない。そのへんを十分考慮し、今後のことを考えて欲しい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
62	Gさん	合意形成できたということを判定してくれる、本当に中立的な立場の方がほしい。平行線のまま終わるわけにはいかない。今後のあり方について示して欲しい。	その他-1-1 意見を聴く会の評価について	P466	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1E1さん		内水面の洪水対策について 16年の23号台風では、徳島市の大木、国府、大松などで、450戸余りの住宅が浸水しました。特に、大木あたりの冠水ですが、園瀬川の堤防が切れて、冠水するのではなく、内水面が先に冠水して、その水が園瀬川の堤防をこえて園瀬川に流れ込むと言います。典型的な内水面の氾濫であったと思います。最近増えておられます。こうした内水面対策についてお聞きしたいと思います。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
2H1さん		ポンプ場、排水機場の整備についてお聞きしたい。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
3I1さん		鈴江江湖川河川排水機設置(陳情すみ) 早急に実現を。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
4I1さん		宮島江湖川河川排水機設置(陳情すみ) 早急に実現を。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
5J1さん		排水機場については台風23号の被害分析から、増設すべきところを全て優先順位をつけてほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
6K1さん		内水対策の排水ポンプ車について。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	P427	P96
7L1さん		近年の洪水は、内水によるものも多く、第十堰が原因のものはないかと思う。可動堰がないと云々と不安をおおる意見にはきちんと説明してほしい。	その他-14	P481	-
8M1さん		内水被害対策をもっと進めること。素案では川島排水機場と角の瀬の2ヶ所しか内水対策がされていない。他の多くの被害箇所対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
9H1さん		高潮対策について具体的にお願いします。	治水-15 高潮対策について	P317	P74
10K1さん		津波対策及び高潮対策について。	治水-15 高潮対策について	P317	P74
11B1さん		冬柴新大臣は「国民が安全、安心と思えるインフラを隅から隅まで整備することは国土交通省の責任だ。予算は限られており、いろいろな知恵が必要とされる」といわれている。国交省は、強力なリーダーシップを発揮され、しっかりと当計画を進めていただきたい。	その他-3	P468	-
12匿名		北島会場にて地元代表者(中財)が申出たにも拘らず本日(9/30)の陳情内容の発表がなかった。記録を確実に願います。	その他-4	P470	-
13G1さん		河口部での河川構造物(橋)について、地震対策は十分なのでしょうか。	治水-28 地震対策について	P337	P55～56-1, 74,83
14F1さん		洪水災害を防止するための河道の洪水疎通能力の向上について。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
15F1さん		洪水を安全に流下させるための対応について	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
16	NIさん	重要水防箇所の選定基準はなにか。	管理-3 重要水防箇所について	a P421	-
17	NIさん	上流無堤部の締め切りで下流の堤防の安全度が下がるのではないか(危険度)? 漏水の対策が現実に必要なわけなので、そういったことを中心に、治水対策について、十分に配慮してやってほしい。	治水-12 浸透対策について	c P308	P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97
18	OIさん	旧吉野川板野町周辺の改修は災害発生時に困る。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	a P328	P77,80,82, 95
19	PIさん	基本計画については、全面賛成。安心、安全の事業について早期着手し、併せて抜本的対策も。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
20	QIさん	堤防の強化対策について伺いたい。	治水-12 浸透対策について	c P308	P25-1,56, 66~68,
21	SIさん	岩津より上流を有堤化するとすれば、それは「百年河清を俟つに等し」、すべからく地下水路を建設し、幅員大なる善入寺島付近に放出する方策は如何か。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	f P295	P59,61,63
22	SIさん	川島町(吉野川市)に排水樋門が建設されて以降、樋門の建設は遅々として進まず、地域住民、切歯扼腕(ひどく残念がったりすること)	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1
23	RIさん	今日の新聞に吉野川市の5割で堤防強化すると書いてあるが、...	治水-12 浸透対策について	c P308	P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97
24	HIさん	旧吉野川における整備計画において旧堤を利用して旧堤を(考え方)についてお聞きしたい。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	b P330	P77,80,82, 95
25	EIさん	堰が原因でその周辺が決壊する対策について 16年の23号台風では、園瀬川に構築されました、農水用の田中堰の決壊であります、この堰の決壊はまず堰の両岸がえぐり取られ、最後に堰が決壊して水路となり水位が下がるとい、典型的な決壊の仕方がみられたわけですが、川の大さはちがっていても、原理は同じでありますので、吉野川に見られる、数々の堰についても、どのような対策をお考えでしょうか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	n P481	-
26	HIさん	漏水対策における地下水への影響についてお聞きしたい。	治水-12 浸透対策について	d P308	P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97
27	TIさん	素案を作るにあたって第十堰を除くのは不自然です。どうしてですか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	b P481	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
28	U1さん	下流域の問題を考える上で、第十堰を除いて議論することにはやはり違和感がある。(どうしようもないことも理解できるが)	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
29	V1さん	第十堰は今ままで危険と思われる所は補修して可動堰が又浮上しないように。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
30	W1さん	第十堰の上流河道において、洪水流下に支障となる木々の伐採をしてはどうか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
31	X1さん	河川断面は洪水対策として重要と思うが第十堰は流路阻害とならないのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
32	I1さん	第十堰問題を早急に取り組め。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
33	I1さん	第十堰問題は緊急に整備計画を建てよ(近年の異常気象は地球規模的にも恐れを覚える)	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
34	Y1さん	第十堰がなぜ素案からはずされるのか。これまで、洪水の原因といわれて来たのに。十分な説明がなければ他の議論も空論に終わってしまう。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
35	C1さん	第十堰検討の場の設置スケジュールを説明してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
36	C1さん	「抜本的な第十堰の対策のあり方」についての検討はいつ、どのように、進めていくのか？	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
37	Z1さん	かつてより、伝統的技術の採用が答申の中にあり、多自然型工法と関連して、賛成する。今回の素案の中にも、輪中堤や家屋高上げなどの工法が取り入れられているが、答申の中に11項程の工法がある。他の工法について検討されているのか。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57,87, 101~103, 105~105-1
38	A2さん	河川審議会答申「川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57,87, 101~103, 105~105-1
39	B2さん	コンクリートによる治水を極力止めて欲しい。「配慮する」というあいまいな言葉は答えとして不十分。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57,87, 101~103, 105~105-1
40	C2さん	両岸をきれいに整備していますが、何かの理由で整備していると思うのですが、あの雄大な川をどこにでもあるような整備ではなく自然の状態を残したまま、補足するような方法はないものでしょうか？そもそもなぜ整備されているのでしょうか？	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
41	D2さん	洪水の場合あふれる心配のある箇所は堤防を自然のもので広げる計画はあるのか。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
42	M1さん	吉野川の伝統工法を取り入れる 低コストであり、住民の知恵が最大限活かされる。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57,87,101~103,105~105-1
43	E2さん	吉野川水源地周辺の山林の植生を針葉樹から広葉樹へと変えていく。	共通-11 森林の現状と今後について	P263	P5~5-1
44	F2さん	森林を含めた総合治水を考えるべき。河川に限定的過ぎる。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
45	G2さん	森林の整備計画と総合的な法整備を検討してもらいたい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1
46	H2さん	治水は山にあり! 河川だけを整備するのではなく同時に(まず先に)山の整備をすすめるべきと思う。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
47	I2さん	ビジョン21委員会の報告(徳島市長意見)を整備計画において検討する場を設置する。(森林の保水力)	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
48	C1さん	森林の活水力を検証したビジョン21委員会報告について検討の場をつくる。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
49	V1さん	抜本的な洪水対策は山、森林にあると思う。森林整備をお願いします。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
50	L1さん	山林の手入れができていないことが洪水の源と思う。国の費用で山林の手入れが出来るようにしてほしい。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
51	J2さん	先進諸国はダムを撤去する方向に向かっている。コンクリートのダムをなくし森林整備を行い、ダムがなくても河川を管理できる仕組みを作ってください。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
52	K2さん	森を生かす・・・緑のダム機能について、科学的に検証し、その結果を整備計画に生かしてください。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
53	K2さん	森について・・・(森は川と密接につながっている)森を生かす第一の方法は木を使うこと、その方策を考える。	管理-12 伐採木等の利活用について	P435	P91,102~103
54	K2さん	縦割りの行政を排して、森を生かす方策をたてる。住宅政策との結びつき。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1
55	X1さん	山には、緑のダムはありません。山にいくら金を入れても、例えば間伐、除伐を強化しましても、決して治水にはならない。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
56	F1さん	水防備林(竹林)について。	治水-8 水害防備林、竹林等について	P301	P57,59,63,87~88,100
57	C1さん	森林の問題というのは現在の災害の大きな要素になってきている。整備計画の中で、具体的にこういう形ですれば森林問題というのは河川の安全向上のために解決していくのではないかと、継続的な検討機関の設置をお願いしたい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
58	B2さん	森林整備、遊水地の確保などがまずあって、治水問題に取り組んでほしい。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
59	L2さん	森林の持つ力を信じて、森林活性のため、山の木をつかって町の人々が家を立てる活動しています。森林問題を考慮してください。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1
60	M2さん	異常気象が続く時代、河道だけで治水対策に問題がある。森林、水田、畑、田畑、土地利用・・・等総合治水と自治体住民参加の仕組みをつくっていくべきだ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
61	N2さん	原市長の要望した「ビジョン21委員会報告書」の内容の検討はどのようにするのか。(発表・意思交換等)※検討結果は市長意思の会2回目で発表するのですか？	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
62	C1さん	超過洪水対策を入れてほしい。大事なものは計画以上の洪水が来たときにどうやって被害を減らすのか、こういう手だてを、整備計画の中でさらに力を入れて検討すべきだと思う。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
63	P2さん	将来の治水安全度を確保するため上、中流域に氾濫源を充分整備すべし。土地の借上げ、買上げ etc.	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
64	H2さん	河川を堤防強化によって水を川にとじ込めるのではなく、遊水地等を増やすべき。あふれてもよい、堤防・環境づくり。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
65	Q2さん	遊水池の確保。河道の自然な流れと利用し、流下速度を遅くすることを考慮すべき。河川を水路化しない。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
66	R2さん	堤防は高く築けば築くほど、壊れた場合の被害はより大きくなる。流れを河道に押し込むという考え方以外に遊水地や竹林などのような流れをやわらげるような方法も考えられるべきである。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
67	Y1さん	遊水地などの伝統的水防の活用ということが同会で取り上げられているが、輪中堤などを吉野川の流域でもっと考えるべきだ。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
68	E1さん	23号台風では、上鮎喰川橋北詰めでは、信号が変わっても、東西南北、どちらも、一台の車も動けず、また現地で整理する、警察が市内の現時点での冠水により通行止めになっている箇所を全く把握していない状況でした。災害時における交通対策は人の生死を分ける重大な問題でありますので、その対策をお聞きしたいと思います。	管理-1 防災情報の充実に ついて	P414	P95~97
69	U1さん	下流域への水道水・工業用水を地震後に速やかに供給開始できるよう信頼性を高める対策についても検討してください。	治水-28 地震対策について	P337	P55~56-1, 74,83
70	F1さん	渇水対策について	利水-4 渇水対策について	P357	P98

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
71	A2さん	徳島県石井町にある浄水場の水源の近くで、一番環境の悪い地域があります。計画の中に入っていないので、具体的なことをお伺いしたいと思います。	管理-18 水質の保全について	e P448	P37,58,93,98~99
72	Q2さん	湧水・干ばつ対策、森林の保水能力の強化。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2,105~105-1
73	E2さん	人口動態予測とそれにもなう利水予測のデータを示してください。	共通-5 将来予測を考慮した計画策定について	c P253	P54
74	X1さん	下流域の塩水化対策(特に地下水)河口堰(東環状大橋付近)迄淡水化して欲しい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	a P508	-
75	E2さん	流域に引水口を数多くつくり、リザーバー(貯水池)を地下に建設する。	利水-4 湧水対策について	a P357	P98
76	P2さん	国営農地防災事業は、その取水量がかなりありと思う。そこから水をたくさんとると、下流の真水が少なくなってしまう。下流域の漁業とか自然生態系に非常に大きな影響が出ると思う。農地は次第に、都市化していきたくために、少なくなっている状況であります。随分前に計画された計画を見直して、現状に合うように取水量を制限していくようなことをやっていただきたい。	利水-6 国営農地防災事業について	a P359	-
77	G2さん	船で池田ダムまで通行できるようにしてもらいたい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	a P508	-
78	E2さん	吉野川の景観が美しく見える所に若い人や街から人が訪れられるようなホテル(景観を損なわないような落ち着いた)やレストラン、お店があればいいと思います。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
79	W1さん	親水護岸について全国どこでも同じような方法をされているが、地域性を配慮してほしい。コンクリート、石の利用は体の不自由な人は利用しにくい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87,101~103,105~105-1
80	T1さん	吉野川のそばで育った人間は、それぞれ吉野川への歴史があります。町中で豊かな自然が残っているのをなくさないでほしい。子育てにも、川はいい環境なので、それを次の世代にぜひ残していきたいと思えます。	環境-1 河川環境のあり方について	e P362	P51,57,98,100~101
81	I2さん	親水護岸については、今残っているレキ河原を失わないこと。護岸整備が必要な箇所については、自然素材を利用した伝統工法を採用すること。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87,101~103,105~105-1
82	S2さん	素案P.89のような自然を破壊してまで親水護岸をつくるのはおかしい。人がよみつかないところは親水とはいわない。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	d P397	P58-1,103
83	S2さん	他の整備局では伝統工法を見直し余りお金をかけている。自然に配慮した工事がされているが、吉野川ではどうなっているのか?	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87,101~103,105~105-1
84	M2さん	整備計画と工事においてはできるだけ地場素材の木材・石等を積極的に使っていくべきだ。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87,101~103,105~105-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
85	K2さん	川の価値・・・親水”人工物を作るのではなく自然を残すことで保ちたい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100~101
86	M1さん	吉野川の伝統工法というのは何十年も壊れていない。ところが、(吉野川市)川田の水制は、大きなものをつくったので壊れたんです。吉野川の伝統工法はよその川とは違うんです。吉野川ではちやんとした技術になっているはずなんです。それを見極めて、生かしてほしい。その伝統工法によって、水制を設けている場所はすごく素晴らしい場所になっている。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87,101~103,105~105-1
87	M1さん	水際の環境保全について、多様な環境を保全すること。ワンド、水際の植物(カバ-状)についても保全する。急深になった場所(ここに樹木などのカバ-があるのが最高のビオトープ)も大切なビオトープである。素案はなだらかな砂利の水際だけに注目しすぎている。	環境-12 河道掘削時における環境への配慮について	b P391	P63,80
88	X1さん	温暖化による異常気象は計画との関係。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36,44-1,45-1,
89	R1さん	川を工事するときは、周りの景色にあった方法を採用してほしい。	環境-13 河川景観について	c P392	P46~46-2,51,57~58,102~103,105~105-1
90	X1さん	河川環境対策として葦原化した河川敷を作る方向で河川敷は埋立てしないように。運動公園等を縮小する。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
91	M2さん	吉野川には竹林以外に多くの伝統的治水利水の技術がたくさんある。文化遺産と地球環境の観点からもっと研究保全生かしていく対策をすべき。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87,101~103,105~105-1
92	M1さん	堤防を自然環境への影響と最小化することができている計画に変更してください。位置・・・河道巾を広く。河畔林等を分断しない。高さ・・・低くなるように(河道巾を広く)	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	i P295	P59,61,63
93	M1さん	侵食対策は水制や捨石等柔構造で行ってください。吉野川には先人が行った水制がたくさんあり、その場所は自然と調和しながら、長年にわたり護岸機能を発揮している。吉野川の伝統工法を調査・研究して工事に活かすように。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87,101~103,105~105-1
94	M1さん	多自然型川づくりでは水際を直線化しないこと。エコトーンに配慮すること。石積を用いれば良いのではない。ワンド、よどみを保全再生する。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87,101~103,105~105-1
95	I2さん	「多自然型川づくり」の理念づくりにおいては地元住民と関係団体の参加が不可欠。	環境-10 多自然川づくりの検討について(仕組み)	a P388	P57,105~105-1
96	F2さん	多自然型工法の効果はどう証明するのか。	環境-11 多自然川づくりの検討について(調査・評価)	a P390	P57
97	P2さん	河口域の汽水環境維持に欠かせない、本流への河川維持流量を増やして欲しい。今や塩分濃度が、海と変わらなくなっている。	利水-2 吉野川の正常流量について	a P354	P57,98
98	G1さん	地域と共同で地域及び河川の特徴を活かした交流ネットワークの構築を図る上での具体的な案・方法などあるのでしょうか。	共通-2 流域内の交流推進について	c P245	P105~105-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
99	M1さん	根固めブロックに捨石を行ってください。危険(スキ間に落ちる)の防止や、景観(植物が生える可能性)向上のため。根固めブロック前は良好な釣り場である。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a	P384 P57,87, 101~103, 105~105-1
100	M1さん	柿原堰の魚道は水位変動に対応できないことや、多様な流速(特にゆる場)となっていないなどの問題があり、改善してほしい。	環境-7 連続性の確保について	d	P44-1,45, 57,87, 101~102, 105~105-1
101	U1さん	吉野川の環境について検討する場(の設置)。合意形成が難しいようであるので住民が中心となるような調査検討会を設置。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携	a	P57, 104~105
102	S2さん	ミチゲーションについて 工事をあえてしないということも考えてほしい。何のための工事なのか。目的と効果を明らかにしてほしい。	環境-8 ミチゲーションについて	a	P57~58, 68,88,101
103	T1さん	昔から住民が川と親しんできた環境をこれ以上失わないように、最低今残っている自然はくずさないで、レキ河原の再生には意欲的に取り組んでほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d	P51,57,98, 100~101
104	B2さん	築堤をして、土地の有効利用をすることにより、景観がそこなわれ、吉野川の美しさが失われてしまっているのではないかと。吉野川の景観をそのような築堤はできるだけ避けたい。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	g	P59,61,63
105	R2さん	豊かな水量、清い流れ、吉野川河口部の風景は徳島に暮らす私の誇りであり、心とむもものである。これを未来へ残すことが大人としての責務であると思う。環境資本の観点からも、この豊かな自然を壊してはいけないと思う。	環境-1 河川環境のあり方について	e	P51,57,98, 100~101
106	A2さん	環境の回復の年代を示す。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	a	P45-1, 105~105-1
107	V1さん	後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	g	P59,61,63
108	L2さん	計画が立って生物のモニタリングをしていますか。その結果で計画変更なりとかが可能なくらい柔軟な姿勢を基本にもっていただきたい。	共通-6 河川整備計画の見直しについて	c	P54,59,86, 90,98,100
109	G2さん	川の歴史環境を保全してもらいたい。(例、渡し場跡)	環境-1 河川環境のあり方について	d	P51,57,98, 100~101
110	K2さん	風景の問題。残すべき風景が無数にある。徳島県人にとってのみならず、広く万人にとつての「自然という財産」の認識が第一。	環境-13 河川景観について	c	P46~46-2, 51,57~58, 102~103, 105~105-1
111	F1さん	洪水の防止に限らず、特に根本的な治水対策として最も有効であると思います。森林整備は流域全体を対象に、樹木の成長に合わせながら保水力の強い森林に誘導していく、息の長い整備計画が必要であると思います。	共通-14 森林による流出抑制について	a	P5-2, 105~105-1
112	T2さん	緑のダム(の整備計画)をくわしく。実質計画にしてほしいです。山の保水力をあげる為に人員、経費をかけてほしいです。	共通-14 森林による流出抑制について	c	P5-2, 105~105-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
113	J1さん	環境についての種々な項目にも、それぞれ明確な目標設定をすべきである。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42~44-2, 57, 105~105-1
114	C1さん	長期的な環境目標を、昭和40年代の河川環境とし、向こう30年での達成目標を決める。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105~105-1
115	S2さん	環境保全の目標を定め、どのくらい保全されているのか数値で示して欲しい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105~105-1
116	F2さん	環境の現状説明記述がほとんどない。目標もあいまい。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42~44-2, 57, 105~105-1
117	I2さん	環境項目の目標設定について、素案では「努める」としか表記がないので30年後に評価できない。具体的な数値設定をすることがある。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105~105-1
118	Y1さん	環境について、鮎や竹林などは具体的にあげられているが、もっと貴重な動植物を調査・把握し、目標と評価基準を設定すべきだ。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105~105-1
119	U2さん	河川法が改正され治水・利水に加えて環境が目的に加えられたが、今回の素案では「環境の保全に努める」だけでなく、具体的な取り組みが見られない。吉野川河口域は自然的にも重要な場所である。もっと具体的な計画を望む。	環境-6 河口干潟について	P375	P44,57,68, 101,105-1
120	Y1さん	住民が提出している住民案である、ビジョン21委員会報告書をなぜ尊重できないのか。住民を尊重していかないことになる。住民参加の意味がない。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
121	K2さん	河口干潟について、なぜ守るのかを認識して、守るべき目標の数字を記すこと。(例えば、広さや生息生物の種類等)	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105~105-1
122	B3さん	廃棄物の不法投棄を防ぐために警察と協力、監視活動を強化してほしい。	管理-10 不法投棄の現状について	P433	P93,97
123	B3さん	流域にある廃棄物処理施設を把握して、水質の悪化が起こらないようにしてほしい。	その他-22 流域内の廃棄物処理施設の把握について	P500	-
124	D1さん	徳島市は市民の皆さんの税金を使って、ビジョン21委員会に対して、緑のダム計画についての調査、依頼、委託をいたしました。その結果を受けて、議会としてもそれを尊重するという立場で緑のダム計画というものを徳島市の一つの大きな河川整備計画の柱に打ち立てている。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
125	C2さん	外国では、ダムを取り払っていついていますが、日本はまだまだダムをつくっていくのですか？ 国の今後の方針を知りたいです。	その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	P507	-
126	V2さん	地震対策についての質問 ①地震による堤防の決壊時の対策について(必要な対策とありますがもっと具体的にお願いします)。 ②河川構造物並みに港湾施設の津波対策について。	治水-28 地震対策について	P337	P55~56-1, 74,83
127	V2さん	河川構造物並みに港湾施設の津波対策について。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
128	V2さん	地震による液状化現象の対策について。	治水-28 地震対策について	P337	P55~56-1, 74,83

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
129	W1さん		管理-1 防災情報の充実に ついて	c P417	P91～91-1
130	W2さん		治水-28 地震対策について	e P337	P55～56-1, 74,83
131	Y1さん		その他-14 抜本的な第十堰の 対策のあり方について	q P481	-
132	P2さん	これまで出た意見をどう生かすのか？	その他-4 意見の反映方法に ついて	a-1 P469	-
133	L1さん	住民意見の聞いてもらった後、聞きっぱなしにならないようにしてほしい。住民意見を聞いたという既成事実だけに利用しないでほしい。	その他-4 意見の反映方法に ついて	b P469	-
134	O2さん	”流域住民の生命と財産を守る”何よりもその事が大切だし一番に考えなければ・・・議論よりも一日も早い着工を望みます。	その他-3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	b P468	-
135	E1さん	吉野川整備計画の早期着工を 吉野川整備計画については、吉野川のあるべき姿を、かなり時間をかけて議論をしていますが、最近は一異常気象の影響もあり、全国的に今までに例のない、大洪水が発生しており、多くの被害が出ております。議論も大切ですが、流域住民の生命と財産を守るためには、吉野川整備計画に締められている立派な計画を一日も早く、着工し、住民の安心と安全を図られることが急務かと思われま	その他-3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	b P468	-
136	O2さん	吉野川整備計画の早期着工を。大洪水が明日にも来るかもわかりません。議論よりも早く着工を・・・。	その他-3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	b P468	-
137	Y2さん		その他-3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	b P468	-
138	Y3さん		その他-3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	b P468	-
139	L1さん	会場の設定は一般の人がわかりやすい場所を設定してほしい。参加したくてもわからなかつたら出席しづらい。	その他-9 吉野川流域住民の 意見を聴く会につい て(開催回数・時間 配分)	b P476	-
140	Y1さん	意見を公表しても、どの意見がどこに反映されているのか、意見の保障をしてほしい。	その他-4 意見の反映方法に ついて	a-1 P469	-
141	F2さん	意見聴取が広く浅すぎて、専門的な深まりまで至らない。テーマごとに学識経験者も混じえて、意見交換や議論をすべき。また、さまざまな団体の意見を言う場になじまず、別の機会が必要。	その他-1 住民参加に関する 仕組みについて	f P463	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
142	W1さん	ディスカッション方式の会にすることがよい。何事も公平にとらうのであれば、住民の意見が十分に出せる事が重要である。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
143	R2さん	環境とか治水とかというようにテーマごとに意見交換の場を設置してほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
144	C1さん	吉野川に関係する市民団体や学者や芸術者を交じえた議論の場を作ってほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
145	X2さん	意見を検討し、計画素案を修正されると思いますが、再度示された上での議論の場を設けられますか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
146	R2さん	聴きおくだけの会ではなく、意見交換の出来る会にしてほしい。そこで出た意見は十分に尊重してほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
147	H2さん	活発な議論の場所、機会が少ない。これでは充分住民の意見を取り入れられないのではないか。 河川管理者という、住民より優位なところに立っていて、意見をいっばい聴きますが、最終的には私たちが河川管理者が決めますよというようなイメージを受けた。川はだれのものかということに謙虚に受けとめていただきたい、本当に真摯な気持ちで住民の意見を聴いていただきたい。	その他-4 意見の反映方法について	P470	-
148	R2さん	意見をもっと多くの人(ここに来れない)に聞くために、小さい地区で数多くの分科会方式の会を持つべき!	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
149	Y1さん	これまでは国交省の一方通行でまったく議論という形にはなっていない。相方向でやり取り出来る時間を十分とってほしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
150	C1さん	建設的な議論をおこなうため、テーマ毎に、質疑応答、議論する場が必要。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
151	Y1さん	地域住民、関係機関との連携協働がいわれているのなら、市民団体との情報交換・話し合いなどの機会をつくるべきだ。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	P260	P105～105-1
152	N2さん	「質問と答弁」「意見を聞きおくだけ」でなく、大切なポイントはしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
153	C1さん	前回、国が回答していない点を積み残しにせず、質疑応答を保障した進捗をしてほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
154	J1さん	会のあり方について:テーマ別に深く議論できる場の設定が必要で案の採用決定の場に住民参加が必要。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
155	C1さん	住民意見採用の段階で住民参加の仕組みを持つべき	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
156	G1さん	今後20～30年程度の、これからの「吉野川」のあり方について話し合うのが、この意見聴取の会では、時間が少ないのでは。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
157	M2さん	住民参加の時代、意見聴取だけで終わらないシステムをつくるべきだ。議論、提案しあうことができること。共に理解・行動を高めていく制度・仕組みをつくるべきだ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
158	I2さん	各種意見聴取会の意見の取り扱い(反映)については、検討する場で住民が参加できるようにする。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
159	J1さん	会のあり方について:意見を聞く会等だけを公開にするのではなく、計画に反映できるかどうかを検討し、意志決定する場こそ公開してほしい。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
160	F2さん	意見に対する答えがでも反論する機会がない。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P474	-
161	D1さん	整備計画をつくるための会の会のもち方について今のやり方は住民参加とはいえない。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
162	T1さん	前回の意見を聞く会において、国交省からの回答は十分と言えなかったが、ファシリテーターは質問者が納得いく回答を得るまで責任があるのではないだろうか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
163	T2さん	コモンズの立場をもっと明らかにして下さい。そして、住民の意見を整備計画にとり入れて下さい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
164	A1さん	コモンズの実体が、立場が良く理解できません。そもそも喜多さん、澤田さんの本職は何ですか?その立場が大きく影響を与えようと思うのですが、ぜひ教えて下さい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
165	A2さん	コモンズはファシリテーターの中立性を。住民の意見を、そのまま国土交通省へ、また国土交通省の回答をファシリテーターは代弁しない。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
166	S2さん	コモンズは合意形成についてどう考えているのか?この会は議論しないので、(聴くだけなので)意見がない。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
167	C1さん	グラウンド・ルールは現状では住民意見を反映できる仕組みとは言いがたい。改善を要する。	その他-11 グラウンド・ルール「意見の反映」について	P478	-
168	S2さん	もともと住民が参加しやすいように、分野別の会をひらいてほしい。たとえば「河口干潟 について」というような。環境面が弱すぎるので。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
169	K2さん	各NPO等からの団体からのまとめの意見はどう扱われますか?アンケート集約の後(うしろ)に、多くの人がいます。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
170	K2さん	川の価値 川は暮らしの恵の源。社会資本としての価値をもっと見直し、将来にわたって保証されることを求めたい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
171	T2さん	今後30年、100年後もおいしい魚が食べたい。漁獲高を確保できるように食物連鎖がくずれないようにも、もう1度具体的な調査、計画づくりをして下さい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
172	D1さん	河道主義でなく、流域全体を視野に入れるべき。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
173	C3さん	国交省に一言。ゆたかな恵みを未来へ	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
174	H1さん	市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたい。	管理-1 防災情報の充実に ついて	P414	P95~97
175	I2さん	自然保護・環境保護等、吉野川流域で活動する団体から、意見を聴き反映する場を設ける。	その他-1 住民参加に関する 仕組みについて	P463	-
176	V1さん	縦割りの行政を是正し、国交省と農水省が連絡を取り合うようにして欲しい。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265	P105~ 105-1
177	X2さん	山(森林)、川、海(水産業)との循環について、農水省との連携を考えていますか？	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265	P105~ 105-1
178	Z1さん	整備計画の内容では、対象が(吉野川に関して)池田ダムから河口までの流域と、上流のダムだけだが、治山に関しては、国交省だけでは不可能と思う。関連省庁との連絡はないのか。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	P265	P105~ 105-1
179	B1さん	上中下流域での第一回目、意見を聴く会が終った。各種の意見が出たと思うが、その内容は想定内のものが多かったはず。想定内率ほどの程度か。	その他-1 住民参加に関する 仕組みについて	P463	-
180	F2さん	意見聴取について、前回も会場で意見をのべたが2点に限定された。今回も数は5点だが相互に意見を論じられず、やり方そのものに限界がある。中立性、透明性といいたいながら回数を決めるのも、聴取の方法も決めるのは国交省でファシリテーターではない。不公正である。	その他-9 吉野川流域住民の 意見を聴く会につ いて(開催回数・時 間配分)	P476	-
181	F2さん	環境についても国交省は責任を持ってやっていただきたい。	環境-1 河川環境のあり方 について	P362	P51,57,98, 100~101
182	F2さん	環境より利水という意見があったが、納得がいかない。環境と治水についてまず、充分な意見交換を計るべき。	その他-1 住民参加に関する 仕組みについて	P463	-
183	F2さん	第十堰を放置しておいて上流の整備はあり得ないと今まで言ってきたことに対して、方向転換したのであれば、なぜ方向転換したのかという説明はなさるべきだと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の 対策のあり方につ いて	P481	-
184	F2さん	前回も言ったが、学識経験者との意見交換もできず、反論があっても、直接議論ができな。相互交流が極めて不徹底で、納得がいくまでの議論しないままでは合意形成は難しい。	その他-7 吉野川学識者会議 における運営方法 について	P473	-
185	X2さん	出された意見は、誰が？どこで？議論され(検討)、どう活かされるか？	その他-4 意見の反映方法に ついて	P469	-
186	M1さん	意見を聞く会で意見の表明方法を(シートによる)を変更したことを事前に早く教えてほしい。	その他-8 吉野川流域住民の 意見を聴く会の運 営方法について	P475	-
187	D3さん	今回の集会の結果をふまえ、更に「集会」の必要があるかどうかの判断とその公開はどのようにされるのですか。	その他-5 検討データの公開 について	P471	-
188	H2さん	この規模の集会で国交省のスタッフの多さに驚いています。住民の感覚では考えられない。	その他-8 吉野川流域住民の 意見を聴く会の運 営方法について	P474	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
189	R1さん	堤防を工事するのにここを工事する。以上。というのでなく、複数案を示して、住民も参加できるようにしてほしい。住民も参加したい。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
190	W2さん	川とのふれあいの場を、住民参加によってもっとふやしてほしい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	P260	P105~105-1
191	B2さん	今後住民参加による整備計画づくりをどう進めていくのか	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
192	L2さん	計画を立てても、変更可能という基本方針を常を持って欲しい。(意見交換の出来る機会を持ち採用してほしい)	共通-6 河川整備計画の見直しについて	P254	P54,59,86,90,98,100
193	X2さん	学識者(専門家)の会議(場)に、傍聴者との質疑の場を設けるべし、と思うがいかがか?	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	P473	-
194	J1さん	学識者の中に森林水文学の専門家が一名入っていますが、森林水文学においては種々な説があるところであり、複数の専門家を連れて議論していただきたい。	その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について	P472	-
195	A2さん	学識者会議へ意見等の(住民が)時間を。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	P473	-
196	V2さん	9月29日、徳島新聞で吉野川は60%の漏水、決壊の恐れありと出ていました。国交省は強度不足36%の都市部を重点改善とありましたが、吉野川整備計画の早期着工を先行してくださるものと信じております。私は大好きな吉野川へひっこして来たばかりです。	治水-12 浸透対策について	P308	P25-1,56,66~68,82-3,91,97
197	L2さん	工事責任者(局長、部長、課長)等がその工事に携わる期間が短いのでは。十分責任とれる期間在任して欲しい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
198	L2さん	計画が出来上がる前に長い時間を費やして欲しい。現場に立ち、その土地に暮らす人、環境に問うてほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
199	S2さん	徳島市が税金をつかってつくったビジョン21委員会の研究結果はどのように素案に反映されているのですか。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
200	M2さん	徳島市からも助成をだし、住民も資金もだしあって作成したビジョン21委員会の報告書を検討の素材に載せるべきだ。無視するのは、行政の役割責任に問題がある。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105~105-1
201	A1さん	まず会のあり方を話し合ってください。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
202	E3さん	ご意見はご意見で発表して、総合的な判断の中で、聞いたらどうですか。時間の無駄です。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
203	B1さん	これだけ大勢の方が本日お集まりいただいたているので、発言の方も、時間制限をかけてほしい。時間の無駄になりますので。同じような意見を何度もおっしゃらないということ徹底されたいでしょうか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
204	E1さん	今日の段階では、会議の進め方を論議するとなると、これだけにかかなりの時間がかかると思う。今日は今までやってきた、司会者が今考えられている方法でやっていたきたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
205	G3さん	会のあり方をどうするかということを話し合うことこそ住民参加だと思う。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
206	F1さん	素案そのものの議論はこの下流域では一向にやっでやっでないと思います。入り口論、この会のあり方の問題というのは日を改めて、これこそ何日でもやっでいくべきだと思います。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
207	G1さん	入り口はやっぱりつかかりしておかないと、出口が違ってしまうって、その過程も無駄な時間を過ごしてしまうようになる気がします。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
208	F3さん	小田原評定をやめよう。こうしている間に、大きな地震が来たらどうするののか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
209	E1さん	素案についていいか悪いか、またどういう方法があるかということ論議するのが今日の会だ、今の段階になって、入り口論を論議するということは、非常におかしい。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
210	W1さん	名前と住所を言ってくださいと言っているのに、ちっともそれを守っていただけていないので、それを完全にお願いしたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
211	A1さん	行政主導で、聴きおくと公聴会を何度もやってきて、市民のそれに対する不信感がすごい。コモンズという第三者機関ができるということで、ある程度期待しました。でも、どうもそれも怪しい。コモンズとはまた違う時間で、ぜひ前提条件となるルールづくりについて話す時間をたっぷりとってください。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
212	B1さん	これだけ100人も人間を集めて、何かちよつと二、三行書いて、それに対して国交省の見解はどうですか、これで終わりで済むなら、こんなに集めてやることは全くない。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
213	M1さん	この場というのはやりとりの場ではなければならない。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
214	S1さん	地球温度の上昇、過去100年間で地球全体が0.7度、それから日本は1度上昇しており、まだこれから上昇すると思うのですが、環境の中にそういう問題も含むものか、	共通-1 地球温暖化に対する方策について	P241	P33,36, 44-1,45-1, 50,54,95, 105-1
215	C1さん	安全度が、吉野川は前は150分の1だったのが30分の1というのは、これは危険になったのではないかというふうな意見が随分出てました。安全の基準が変わったのだということ、やっぱり明確に出してもらいたい。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P284	P8-1, 54,55~56
216	E1さん	緑のダムとか、いわゆる山のことを非常に高く、治水・利水に買っておられますけれども、実はそんなに効果がないんです。大きな治水効果を発揮するような錯覚をお持ちになっているのではないかと思っています。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
217	J1さん	河川整備計画ができるまでは吉野川の治水の工事が何もかもストップしてしまっているかのように錯覚されていて、早期実現を書かれている方がいらっやと思うが、工事実施基本計画に基づいて、治水のため の工事は着々と去年予算がついて行われておりますので、30年の大事な計画は、本場に議論に議論を 重ねて、真の住民参加で実現していただきたい。	その他-1 住民参加に関する 仕組みについて	b P462	-
218	E1さん	早期着工が間違っているかのごとき発言があったが、堰や堤防を直すにしても、10年という最低の歳月 がかかる。早く着工すると、それが早く完成する。30年かかることだから30年後に着工していいという話 にはならない。 いつ来るかもしれません災害に備えるのが国土交通省の仕事です。国は国民の命と財産を保障しなけ ればならない。	その他-3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	b P468	-
219	A1さん	いろいろ(意見が)出てますが、一体、コモンズはどうしたいのかとお聞きしたい。 1つずつつぶしていくのであれば、それこそ分科会をつくって、週に1回でも半年とか1年ペースでやる べき。	その他-1 住民参加に関する 仕組みについて	f P463	-
220	A1さん	国交省の方にお聞きしたいのは、今日、一体どういうメリットを感じられましたか。検討します、聴きおきま すという返事が何度かありましたけれども、本当にそれが実現されるかどうか。	その他-4 意見の反映方法に ついて	a-1 P469	-
221	S1さん	現在は、山は農水、川は建設、この縦割りでは到底物事は成り立ちません。	共通-12 森林に関する他機 関との連携について	b P265	P105~ 105-1
222	S1さん	「イワツ」という地名で一般に言われておりますが、全国地名辞典36号では「イワツ」となっています。これ は「ツ」が正解なんでしょうか、あるいは「ツ」が正解なんでしょうか。	共通-16 文章等表現内容の 改善について	c-4 P276	-
223	A3さん	水洗便所がこの五、六年で10倍になっている。最終的に、全部水洗便所になって、それが皆、吉野川 へ流れてくる。それを可動堰でせきとめてしまったらどうなるのか。可動堰は絶対つくらんように。	その他-14 抜本的な第十堰の 対策のあり方につ いて	k P481	-
224	S2さん	グラウンド・ルールの中で、コモンズは国交省と契約を結ばれているが、住民とコモンズの関係がやっ ぱりちゃんとしてない。国交省に対して中立というならば、住民に対しても中立でなければならぬので はないか。	その他-37 その他(河川関係以 外、感想・意見)	- P508	-
225	A1さん	コモンズのメンバーになれないですか。参加させてもらっていいですか。	その他-37 その他(河川関係以 外、感想・意見)	- P508	-
226	C1さん	コモンズは以前、これは意見を聴く会であって議論をする場ではないと、おっしゃった。議論する場では ないというのであれば、意見を反映するための手当てはどうやってできるのですか。 意見を聴くけれども議論をするというやり方をとらないと判断されたかと思っっている。コモンズの権限で。そ うだとすれば、そういう議論をする場というのはどういう形で作るのかということを知りたい。そうでないと 言われるのであれば、国交省は、意見を聴く会であって議論をする場ではないとコモンズに指示をされ ているのか、それを聞きたい。	その他-8 吉野川流域住民の 意見を聴く会の運営 方法について	a P474	-
227	A1さん	今後またこういう会をコモンズがファシリテーターでやるのですか。	その他-10 ファシリテーターの選 定方法について	c P477	-
228	E1さん	コモンズは与えられた範囲内で精一杯よくやられている。	その他-37 その他(河川関係以 外、感想・意見)	- P508	-
229	C1さん	もっと前から(開催案内を)発表してもらいたい。	その他-13 広報について	a P479	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H18.9.30 徳島大学工学部共通講義棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
230	A3さん	可動堰をやらない、固定堰を残すということが決まってるから、意見がいろいろ言えるのです。肝心かなめものを除いて議論しろといってもできるわけがない。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481 b	-
231	A1さん	10年ぐらい前、住民投票が盛り上がったときに、県民の生命と財産を守るために、今すぐにも(第十堰が)壊れるみたいなた話でパンフレットをつくって県民に危機感をあおったのです。それが、どうするか決まってる。これはそのままほっておいていいのですか。それは非常に無責任な話だと思ふ。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481 j	-
232	E1さん	吉野川整備計画については、その注意書きのところは、第十堰のことは論議しないということになっていて。ルールは守れる人間でなければ、どんなにいいことを言われても、それはだめだと思ふ。ルールを外れるようなことは外して、第十堰のことはまた後でやるといふんだから、それは何年かけてもやったらいいのだから。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508 -	-
233	Z1さん	今日はそういう場ではないという注意書きがあった。それを司会者も守っていただきたい。今日の会、なぜコモンズに頼むのか。今まで、国交省住民の意見を聴く会をやられていたのですから、そういうふうにはやられたらいいのではないですか。今のコモンズさんのようなやり方を取り入れられてご自分でやったらいいのではないか。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	P477 a	-
234	A1さん	費用は幾らかかかってますか。全部オープンにしてやるべきです。それをごまかすから、不信感を(抱きます)。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	P477 b	-
235	F2さん	私たちがどんな意見を出しても、枠組み自体は変わっていかないというふうにとらえてよろしいんでしょうか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P465 n	-
236	Z1さん	有識者の方の意見と、これからの会の進め方ですけど、下流域域に戻ってきたときには、また違う形でコモンズさんが会ができるのかどうか、そういう意図があるのかどうか、ちよつとお聞きしたい。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	P477 c	-
237	A1さん	今の状態だったら、コモンズを外した方が話は早い。意見を聴くだけの立場なんでしょう。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508 -	-
238	S1さん	日を置いて、治水なら治水、第十なら第十という確たるものを発表していただけたような仕組みを考え、交通整理してください。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463 f	-
239	I2さん	公聴会は、まだ日程は決まっていないということで、流域団体の方で意見を発表する場がこの公聴会であるというふうにお答えいただいたので、そちらの方を答えていただけたらと思います。	その他-12 公聴会について	P478 a	-
240	A3さん	コモンズさんについていい意見言ってます。国交省のつかみどころのない間の抜けたような話、またこつちの住民の批評も厳しい意見を言われて大変苦勞したと思ひます。1時間30万で請求しなさい。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	P477 b	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.3 JA会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		出された意見の取りまとめやすさを前提にして、この会を進めているように思う。意見を聴く会であるので、意見が出やすく、発表しやすいように会を進めることが絶対条件である。今回の会は、素案を中心に集中して進行し、意見の聴取が能率よく前に進んでいくような会の進め方をしてほしいと思う。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
2Bさん		6項目のどの項目かをまず先に言えと言われたのでは、はじめに素案について意見を言おうとしている者にとっっては、出る幕がないように思う。	その他-4 意見の反映方法について	P470	-
3Cさん		第1回に意見を言ったが、質問も【四国地方整備局の考案方】に書いてないし、その回答もない。上水道の水源が23号台風等々で崩壊をして、その原因が、(学識者も)六条の橋の下の中州の集積によるものだと saying していた。第十堰の近くだから外しているのだったら、それはそれとして、この回答の中にある文章として(書いて)くれたらいい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
4Cさん		認識されている中で回答がないということは、どういうことか、皆さんの前ではつきりさせてほしい。議論をする、意見を聞くということは、お互いがある意見の中で、合意の積み上げがあつて初めて建設的な話し合いになるのではないかと。そういうことが、そういう計画決定プロセスの大前提ができてない。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
5Dさん		最も生命・財産のために必要だと言われた可動堰計画が、なぜ別枠になつたか。別枠になつて計画をつくることができるのか。そのことについて、まず(議論を)始めてもらいたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
6Eさん		意見を聴く会を繰り返すのがいいのか、あるいは大体の意見が集約できたようだから、過去を踏まえて、一つ一つ深みのある議論に持っていくのがいいのか。何回かやって頂けるのなら、1項目とか2項目だけに絞って、これからはやりやすさという方法をぜひお願いしたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
7Cさん		コモンズさんは、分科会方式をとるべきという意見に対してどうお考えか。コモンズさんは、ただの進行役か。よりよい議論ができる形を提案すべきではないか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
8Cさん		平成18年11月17日付コモンズ第606号で国土交通省徳島河川国道事務所長あてに送られた意見書(①第十堰対策を除く理由)と、これに対する国交省の回答を、まず説明を頂きたい。	その他-10 フアシリテータの選定方法について	P477	-
9Cさん		平成18年11月17日付コモンズ第606号で国土交通省徳島河川国道事務所長あてに送られた意見書(②枠組みの説明、③素案以外のテーマに対する議論の確保、④進行上の留意点)と、これに対する国交省の回答を、まず説明を頂きたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
10Cさん		第十堰の問題で、過去に可動堰化に賛成、反対の意見があり、対立があつたため、他の計画が止まつてしまったという説明だったが、(当時)旧建設省は吉野川流域の中で、最大かつ最も緊急を要する課題が第十堰だと言われたではないか。対立の原因は、まさに建設省がつくれたのではないか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
11Fさん		たくさんの人の意見を聞くのは大事だが、できるだけ、議論が始まったら、そのテーマについて関連する質問を受けて、皆さんがこのテーマについて一緒に考えられるという進行をして頂きたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.3 JA会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
12	Cさん	この会の進め方は、非常に効率も悪いし、何回、何十回やっても同じである。もっと我々の目に見える格好で、誰がどう決めて、どういうふうに行われていくのか、そういうことをちゃんと目に見えて教えて頂かないと。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
13	Cさん	【四国地方整備局の考え方】は字が小さい。見てほしいのなら、喜んで見るようにつくって頂きたい。せめてページぐらいい書いてほしい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P276	-
14	Cさん	今回の資料は、今日(出席の)4割の方が、21日から見ているし、当然持ってくるべきだ。むだ遣いではないか。我々の税金を使っているのだから。	その他-13 広報について	P479	-
15	Hさん	意見を深めると言いながら、出た意見に関する質問も受け付けず、それを深めて応答することもなく、次の課題に移ってしまう。浅い議論の繰り返しを何回しても、深まっていくとは思えないので、これは仕組みそのものに問題があると思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
16	Hさん	知事からの要望で、第十(堰)とその他を2つに分けて始まったわけだが、そもそもこれを住民が納得しているかどうかの確認はどこでとって頂いたのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
17	Eさん	国交省の担当の方が、知事の意向で(第十堰とその他を)切り離したという話をされていたが、何が根拠で切り離せと言ったのか知事に確認されたのか。国交省側としては、分けて考えるべきなのか、一緒に考えるべきなのか、どちらがベターだと思われるのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
18	Bさん	国交省は、上流・下流、どれぐらいいの範囲を第十堰の抜本対策としてお考えになっているか。その範囲をまず知らせてもらわないと、四国地方整備局の考え方の回答にはならないと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
19	Dさん	コモンズさんから国交省の方への意見書は、配布資料の中に入っているのか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
20	Iさん	吉野川水系河川整備計画の素案に対する意見を言おうと思ってきた。この整備計画に対する意見を言わせてほしい。第十堰の問題については、この吉野川河川整備計画が終わった後で論議すると理解している。これは、一番順当な方法じゃないかと思う。ここで、(会の進め方を)皆さんが決めてというわけにはいかないと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
21	Jさん	第十堰を含んだ議論であるかというところに関して、合意がとれないままに進めたとしても、堂々めぐりで終わってしまう可能性がある。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
22	Iさん	この整備計画について、(住民は)自分の持っている意見を出して、その出てきた意見をまとめるのは国交省の仕事であって、住民の仕事ではない。整備計画素案をまず済ませてしまおうというのが筋だと思ふ。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
23	Iさん	意見をまとめるのは国交省の仕事であり、住民の仕事ではない。整備計画素案をまず済ませてしまおうというのが筋だと思ふ。司会の方は決められたルールどおりこの会議を進めていただきたい。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	P477	-
24	Hさん	第十(堰)のことについて、一緒に討議してくれと要望しているわけではなくて、第十(堰)はほっといて議論しても大丈夫だということの説明を下さなければ、とても納得ができない。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.3 JA会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
25	Kさん	コモンズさんの方から、最低限時間は確保したいというようなおこととおっしゃったかと思うが、今やっていることは相反するのではないかと。 138のテーマを時間の確保をもって議論をする、住民の意見を聴くということが、こういう形式で可能なのかどうかということを議論したいということであって、その他の議論のその前提を言っていると思う。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
26	Lさん	過去に、すぐ可動堰化しなければ危険であるというために、調査をされていなかっただろうか。過去の調査の結果はどうだったのか説明して下さい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
27	Bさん	(第十堰は)「今現在、補修しているからしばらく大丈夫です」と一言言ってくれたらそれで済む。それをなぜ言わないのか。早くこの30年の計画に進みましょと、課長が「お願いします」の一言でも言ってくれたら喜んで進む。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
28	Eさん	知事の意向で、(第十堰とその他を)分けて考えているとお話が出た。本当は国交省は一体でやりたいんだけれども、政治の力が働いて、今回分離してやらざるを得ないのであれば理解できる。そこをはっきり言って下さい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
29	Eさん	住民投票のとき、国交省は(第十堰が)今にも切れて、徳島の県民の命が危ないと言った。もちろん調査した裏づけがあった上で言ったわけでしょう。あれからもう10年近くたっているが、まだ調査されているのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
30	Sさん	(平成)16年の台風のときに、竹やぶでは、洪水で水位が上がってくると、竹やぶの上流側で流れてきたごみと竹がかみ合い、堰ができてしまう。 竹やぶが治水に効果があるということは、全面的には言えない。きれいな竹林であれば多少効果があると思うが、竹林と竹やぶは違う。	治水-8 水害防備林、竹林等について	P301	P57,59,63, 87~88,100
31	Mさん	治水・利水・環境とかではなくて、「堤防」、「無堤地区の解消」というテーマで議論をしたらどうか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
32	Mさん	学識者(会議)でも、専門家の人が何名かしか入っていないと思うが、もっと幅広い学識者の人に意見を聞くようなことはないのか。今回の3部会方式というやり方で、計画がつくれることにすごい不安感がある	その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について	P472	-
33	Mさん	堤防の位置というのは、一体どのような方法で決められているのかを聞きたい。 無堤地区のことを議論する住民の意見を聴く会は、設置しないのか。住民から広く意見を求めたら、この堤防の法線の位置も変わってくるのではないかと。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
34	Nさん	流域的な視点から、総合的にものを見ていくときには、さまざまな分野で検討も必要。 将来的な変動を予測しつつ、計画できるような検討委員会なり、仕組みを計画の中にぜひ入れて頂きたい。30年の計画は、総合的、流域的な観点が必要であり、多分野の方々、住民も含めて決めていくような仕組みをこの計画の中に入れて頂きたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
35	Cさん	やはり本当に住民の意見を反映するためには、できる限り、代替案を含めて提示をして、なぜいろんな案が出てくるのか、その中でなぜこの案を提案したのか、というプロセスを含めて住民に説明する。あらかじめ統一した案だけが出て、これに対して、さあ意見を言えというのは、ちょっと不親切だと思う。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.3 JA会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
36	Cさん	長期的な治水戦略を考えたととき、例えば、遊水地はできるだけ確保しないといけない。堤防で締め切るのは、短期的には安全だけれども、想定外の洪水では、リスクを非常に増大させる。そういうことを踏まえて、総合的にどれを選ぶのかについて、具体的な代替案、(代替案毎の)メリット・デメリットを提示しないと判断できない。 より住民の安全を高め、より環境の大切さを確保するためにはどうすればいいのか。そういう中で住民の選択をする場をつくっていくということが、なぜできないのか。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
37	Mさん	案をつくってにおいて、それに対して意見を聞くというのでは、陳情行政みたいになってしまわないかという不安がある。もっとオープンに議論するべきではないのか。遊水地の議論が難しいというのは、これが必要は住民参加になってないからではないのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
38	Iさん	教育テレビで、異常気象についてやっていただいたのを見たが、吉野川の大洪水の来方を想定していた。計画を立てるときに、異常気象(が想定される)状況の中で、今までのような台風じゃ済まないんだと、そういうことはあり得るんだということを入れてほしい。 異常気象による水害というのは、近くに迫っていると理解をしている。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
39	Hさん	温暖化に対する見地というのが、「新たな課題の発生、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ必要を見直しを行う」ということだが、今後30年を検討するのに、何かあれば必要を見直しを行うという一言で片づけていいわけはなく、遊水地を初め、総合治水に移るべきだということ、この計画でうたうべきだと思う。 具体的な対策をこれからどうやって、どこの部分で総合治水を考えていくんだということを具体的に挙げるべきだと思う。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
40	Fさん	100年先には地球の温暖化が起こって、5m水位が上がる説もある。室戸台風、第2室戸台風、ジェーン台風の上から住吉の町を見ても、実に18m下に家があつて、住民は平気で悠々と生活しており、洪水に無関心になっている。 堤防というのは、洪水とか台風の上から見てみたら、一番危険なときに備えておかなかないか。森を堤防としないか。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
41	Oさん	年度末とか、不必要に工事をしているが、あまいうちにお金を植林とか森林整備に回してもらえないか。森をもっと潤わせて、吉野川全体の保水力を高めてほしい。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
42	Dさん	本元の森を押しやらずにして、子の河川だけ押さえてもだめです。その点について、現在はどう、役所の縦割りでしようがないとお考えなのか、やはり根源までさかのぼるべきか、ご意見をお聞かせ頂けたらと思います。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~ 105-1
43	Aさん	各会場において、森林整備の意見がかなり多く出たと思うが、この【素案P105】では、2行で片づけられている。 一般に河川事業は、古くから治山・治水と呼ばれ、最上流域は治山事業、中流域の土砂災害に対しては砂防事業、下流については河川事業として行われてきているのではないか。(森林整備の)記述がどこかに欲しいと思う。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~ 105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.3 JA会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
44	Hさん	森林保全の取り組みについて、「重要だと考えているが直接管理ではない」という答えだが、それも今後の課題であって、データのどのぐらいの効果であるのかということを一緒にやって行くべきと総合治水にもうたわれるのであれば、「今後やっていきます」ぐらいの文言を入れられないのか。	共通-14 森林による流出抑制について b	P270	P5-2, 105～105-1
45	Pさん	吉野川市で発言させて頂いたことが、ニュースレターで「善入寺島の存在感というものを見失っている。」と書いてあるが、「存在感」だけでなく、「存在価値」というものが整備素案の中で欠落しているのではないかと申し上げたので修正をして頂きたい。	その他-13 a	P479	-
46	Bさん	昭和50年までは、たくさん砂バラスを採取していた。河床を安定させて、ある程度深く掘れば水も流れるだろうが、アカメヤナギなり、シナダレスズメガヤナギが繁茂した中で、砂州が毎年毎年大きくなって、障害物になっている。 相当な量の砂州が河川の中に堆積している現状を、今後河川管理の中でどういうふうにしていくのかお聞かせ願いたい。	管理-4 河道の維持管理について(樹木管理・河積確保) f	P424	P90
47	Qさん	麻名用水の取水口の碑に、7m ³ /sの水を取っていると書いてあるが、麻名用水へ聞くと、一生懸命取っても3m ³ /sしか取れないと言われた。 木が生えて、その木に土や砂が引掛かり河床が上がっていく。維持管理ということから言えば、今までどうして放っておいたのか。建設省の管理が悪かったのだから、何とか水が入れるようにできないか。	利水-5 麻名用水について b	P358	-
48	Rさん	川は、私たちの暮らしに役立っている。いつまでも清流であってほしいが、水質に関する記載が、【素案P57、58】のほんの数行に過ぎない。 川の安全は、洪水が起こらない、そういう安全面だけではなしに、水質というか、その中身の安全ということもあると思う。清流でなくなってしまう危険性というのを非常に感じている。	管理-18 水質の保全について c	P448	P37,58,93, 98～99
49	Rさん	河川敷に捨てられている廃棄物、水源の森に捨てられている廃棄物、谷合いに捨てられている廃棄物が川を汚してしまっている現実が、徳島県の中でたくさん見ることが出来る。	管理-10 不法投棄の現状について b	P433	P93,97
50	Jさん	善入寺島の不法投棄の問題は、風評被害として野菜の産地に打撃を与えている。国交省としては、流域内の産業廃棄物の不法投棄問題をどう考えられているか。	管理-13 河川の適正な維持管理について c	P437	-
51	Jさん	福井県の九頭竜川で、10年前に「ドラゴンプロジェクト」というのがあった。流域全体できれいな水循環を守って、同時に水生動物を豊かにしようという目的のもとで河川整備がされていた。 そういった考え方を今回の吉野川の河川整備計画案に取り入れていくことはできないのか。 農業を振興していくためにも、きれいな水循環をどうやって保っていくかをテーマに掲げて、河川整備計画案を練ってもらいたい。そのために、「ドラゴンプロジェクト」の内容をぜひとも取り入れてもらいたい。	管理-18 水質の保全について c	P448	P37,58,93, 98～99
52	Sさん	【素案P29】に、環境美化に今後とも管理を続けていく、こういう表現を盛り込まれているが、現実に不法投棄の問題を見ると、もちろん啓蒙活動は大切だと思うが、国土交通省は刑事告発をするとか、もっと厳しい表現で盛り込んで頂いて、徳島の自然を守って頂けたらと思う。	管理-10 不法投棄の現状について a	P433	P93,97
53	Sさん	吉野川は、この数年汚れてきている。汚れてきているというのは、廃棄物と柿原堰の下流に砂レキが堆積して、景観が荒れてきているという2点がある。 廃棄物については、国交省が管理を徹底するとしても、流域の皆さんがキャンペーンとか、教育をしていく、自分たちの川であるという意識を持ってないという限界があるかと考えている。	管理-10 不法投棄の現状について b	P433	P93,97

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.3 JA会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
54	Tさん	砂レキについては、砂利の採取業者に取って頂いて、国交省が税金として徴収する。それによって収入が上がる、河川の(流下)面積が増える、それから骨材、天然の川砂利として利用できるという、一石三鳥の得があるのではないかと思う。	治水-6 a 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	P298	P59.63
55	Dさん	最近、地下水の取水の規制が厳しくなっていると聞くと、それはどういう根拠で、あるいは水質であるのかお示し頂きたい。	利水-3-1 b 地下水の経年変化について	P356	-
56	Dさん	不法投棄に対しては、早く発見して、警告を出すとかしないと、莫大な経費が要しているように思う。	管理-10 a 不法投棄の現状について	P433	P93.97
57	Uさん	国府町にアユの養殖場があり、これが日量20万m3地下水を取水していたが、最近、廃業しているのので、地下水の塩水化は、昔よりは改善されている。	利水-3-1 a 地下水の経年変化について	P356	-
58	Uさん	一昨年、一昨々年の台風では、不動橋から名田橋へ行く県道1号線のバイパスが高く、矢三橋と四国三郎橋が高架になって堤防になっているため、田んぼがダムになって、飯尾川が溢れても下流へ流れないという現状である。環状線も道路を低くして頂き、県道の鳴島とシマダ線は東西線を下へぐるようにしてほしい。	その他-18 a-4 徳島県との連携について	P490	-
59	Nさん	工事のあり方に関して、資材とか建材にぜひ地域素材を使っていくと入れて頂きたい。同時に、植林とか技術集団の育成も大切である。そういった観点もその中に入れて頂きたい。	管理-12 d 伐採木等の利活用について	P435	P91, 102~103
60	Nさん	積極的な連携には、計画の段階で住民の参加がシステムの中に入ってくるということが大切だと思う。個々の計画の中で、そういった住民が参加できるような仕組みを考えている、そういうことを目指している、ということを書いて頂けると嬉しい。	その他-1 b 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
61	Nさん	吉野川流域ビジョン21の存在を、国交省の人はどう(評価)されるのかをぜひ聞きたい。	共通-14 d 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
62	Lさん	吉野川流域ビジョンの報告書の中で、林業の不振などで森林が手入れされず、間伐などが十分行われていない放置された人工林が保水力に影響を与えていて、それが洪水流出にどのような関係があるかというところが研究されている。 【案P5-1】の国有林・民有林別の森林面積だけでなく、そういう荒れているということの記述も入れて頂きたい。	共通-14 b 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
63	Lさん	単時間の議論のやりとりでは十分でないと思うので、森林については、環境の分科会も必要だと思う。	その他-1 f 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
64	Kさん	住民を交えて協働で河川整備計画をつくるのであれば、一堂が会わせる場を常に持つということをこの河川整備計画の中に、文言として残すということを求めたい。	その他-8 a 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P474	-
65	Cさん	圧倒的に(会議の)時間が足りない。環境分野については、今日できないのは覚悟しているが、環境の目標値は非常に大事なことで、これは改めてやって頂きたい。	その他-9 a 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H19.2.3 JA会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
66	Cさん	二、三年前に、県が吉野川で余った水を那賀川の湯水対策に持っていく検討をされたことがあったが、このことについて、国交省はどんなふうに考えておられるのか。 将来的な流域管理という面からすると、自然共生型流域圏というのが提案されているおり、今までは、人間のためにもどんどん工業用水、生活用水に使用して、利用し尽くせという考え方でやってきましたが、そういった考え方は変えるべきではないか。	利水-7 水利用について	c P360	P35-1,98

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.2.3 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	Bさん	目標とする森林にもいろいろあり、今私たちが論じている目標森林に対して、どの程度荒廃しているのかということ判断していくべきだと思います。河川整備面から見て期待したい森林とはどんな森林でしょうか。洪水緩和機能や水の関係で保水機能を発揮できる森林が我々が求めている森林でしょうか。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
2	Bさん	1cmの森林土壌が作られるには100年以上かかると言われており、5年や10年で治水に効果があらわれるものではない。森林は永続的に次世代につなげていくことが一番重要であると思う。治水、河川整備上の面から見た場合、(現在は)良好な森林状態と云えるのではないかと。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
3	Cさん	100mmを越した雨が降ると、森林の保水効果はゼロではないが、治水上においては大きく役に立たないと言われており、治水をするならば、堤防、堰、ダムも必要だ。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
4	Dさん	吉野川の利水計画は、過大見積もりをしているから全面的にやり直しをしないといけないか、という感じが、そういうことが現実にあったのか。	利水-7 水利用について	P361	P35-1,98
5	Dさん	いろいろな意見がありすぎるけれども、公正中立で、対外的に日本で一番権威があると云われている学術会議にお聞きしたい。200人ほどの学術会議の先生方がおっしゃるんだから間違いないと思う。そういう公的なもので解明していただければと思う。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
6	Eさん	森林整備をすることによって、河川に対する波及効果がどう変化していくかお聞きしたい。ピーク流量が一気にはね上がることで、河川に発生して一気にはね上がって、河川に発生する流出量に時間差ができるのではないかと。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
7	Eさん	池田ダムと早明浦ダムに対する堆積土砂の除去費用と森林整備に対する費用、その比率をどのようデータとして出しているのか。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93~93-1
8	Fさん	素案P5-1に、吉野川全流域の8割を森林が占めているという事実を明記してほしい。吉野川の特徴としてそういったことを明記することで、森林の放置あるいはその放置による荒廃という現象に対する取り組みの必要性ということを入れてほしい。	共通-11 森林の現状と今後について	P263	P5~5-1
9	Fさん	森林の治水上の機能についての意見は、相反する意見の繰り返し。吉野川流域ビジョン21委員会が調査して大洪水に対して軽減効果があるという報告を出しており、学術的な検討が必要である。そのため整備計画の中に、検討会議をつくり、そのような新しい知見をどういうふうな計画に取り込んでいくのかを明記すべきだと思います。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
10	Gさん	吉野川の北岸、岩津から下流(の堤防)はもう全部完成されたんでしょうか。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
11	Gさん	第十堰は、ステンレスのようなものを使って後の管理を安くするんでしょうか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
12	Gさん	国がしないといけないことはしなければならぬ。あのダム(第十堰)を本当にするんでしょうか、しないのしょうか。測量しただけで反対されたらやめてしまってください。今しないといけないものとしなくていいものをより分けてやってほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.2.3 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	Hさん	今日会場でNPO法人からチラシを渡されたが、会場でこういう用紙は配ってもいいのかな。	その他-37	- P508	-
14	Iさん	30年ではなく5年以内の短期の間に、堤防ができてないところに計画でどれだけの築堤をやるのか。	共通-8	a P258	P59,65, 77,82
15	Iさん	できるようなものから(順に)、早急に川の中に生えている木や土砂を撤去してほしい。	管理-4	d P424	P90
16	Jさん	環境については、森林のことはほとんど素案に触れられていないが、水質の保全と森林の保全というところが無視することができないと思う。	共通-11	a P263	P5~5-1
17	Jさん	魚が食べられなくなったり、濁水を何とかしてほしい等の意見が出されているのに対して、(素案の)「水質の保全」のところで良好な水環境を有する河川であると言っているのか。環境のところでもう少し配慮し、そのような細かい意見を載せることはできないのか。	環境-17	b P402	P40,41, 98~99
18	Jさん	水環境が幾らよくても生物の棲めない川というのはほしくない。生物が棲める環境づくりを目指しているという説明はわかる。しかし、環境目標についてはデータが少ないから(設定できない)という返答だが、漁業資源についてはデータが果々とあるわけなので、漁獲高などを目標、指標として掲げてほしい。指標にできるデータはそろっているのだから、指標づくりをやっていかないといい。	環境-3	c P368	P45-1, 105~105-1
19	Kさん	森林、こんなもの考えません。破堤が一番怖いんです。一番大事なことは堤防を守ることです。	共通-14	e P270	P5-2, 105~105-1
20	Kさん	吉野川の砂採取というのがもう40数年前にとまっており、吉野川上流部全体が天井川になっている。(砂をとってほしい。	治水-6	a P298	P59,63
21	Kさん	旧吉野川の水質が悪いのは、生活排水の汚染である。これを国交省に話を持っていくのはつらいと思うが、まず一番は個人、個人の生活排水だと思う。	管理-17	b P446	P37,58, 98~99
22	Lさん	整備計画の生物の生育環境の項目で、外来種については書かれているが、吉野川にとって大事な生物であるアユについて全然書かれていないことは問題である。指標にするという議論の前に、現状と課題の中で、漁獲量などについて漁業組合や漁業者などいろいろなところヒアリングしてみれば、近年非常にアユの生息量が減っていると思う。長期的なトレンドで見てアユの生息量が減っていることに問題があると思うので、現状と課題の中で書いてもらいたい。	環境-3	c P368	P45-1, 105~105-1
23	Mさん	森林と治水との関係なんですけれども、(体験上)木とか土というのが保水するのは極僅かだと思う。	共通-14	e P270	P5-2, 105~105-1
24	Nさん	塩素をどうとめるかが河川の最大の眼目である。	管理-17	b P446	P37,58, 98~99
25	Nさん	木も関係あるかも知れませんが、岩石や土というものが非常に強力なパワーを持っていると思います。森林と水というのはこれからの学問です。世界中で確定していません。	共通-14	e P270	P5-2, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.2.3 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
26	Nさん	今山は非常に安いので、環境のことを言われるなら皆さんが買って森林に手入れをしてほしい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	c P265	P105~105-1
27	Oさん	費用対効果を考え、限られた予算の中で、専門家に複合的に検証してもらい、優先順位をつけて治水対策をやっていくべきだと思ふ。素人同士が話をしても議論が進まないのが専門家に入ってほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
28	Pさん	過去より吉野川の洪水の恐怖にさらされながら生活してきた。今は異常気象や想像以上の災害も起こる可能性は十分にあると思う。この恐怖の住民の安全・安心には行政の対策に大きく期する。人命に対し、どうしても必要なものはどんな困難な中でも乗り越えて実現に向けて取り組んでいただきたい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1, 54.55~56-1, 75.85-1, 95~97, 105~105-1
29	Qさん	現実的に実際できること、少しでも安心して県民が過ごせるような治水・利水対策をやってほしい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50.57
30	Aさん	計画の策定作業中も工事実施基本計画にのっとって河川工事の方は行われているということと、その点を確認したい。河川整備計画を作る期間中に工事がとまると印象を受けられている方がいると思うので、説明してほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	e P468	-
31	Aさん	まだ全然議論されていない大事なテーマがたくさん残ったと思う。意見を聴く会の中では合意形成は得られていないというご回答だったのかどうか確認したい。得られていない場合、継続して議論を進めていかなければ、河川法の理念にのっとった形での整備計画の策定というのはあり得ないと思う。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
32	Aさん	意見集約は国交省の内部で行われているが、そのやり方が計画を作るときに公平・中立と言えるのかどうか、そのご判断をコメントズにお聞きたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
33	Qさん	被害が出ている無堤地区は、一日も早く工事をしてほしいというのは、誰でも同じだと思う。別に反対もないというところは予算の中で優先順位を決めて早急に着手してほしい。この会も、スピードと効率を基本にして計画と実施をお願いしたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
34	Oさん	この会で国土交通省と市民が話し合うことによって、具体的な方向性や具体案、成果が得られたんだという実がほしい。そういう回答を引き出せるような会にしたい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
35	Qさん	意見を聴く会が済まない限り計画は作らないのか。議論するのでもいいが、いち早く計画を作って(工事に)着工し、完成してほしい。命と財産を守ってほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
36	Rさん	工事の着工、予算が決まれば、この工事に関して住民のご意見でよりよい方法で作りたいというふうなことができないのか。その人たちの熱意というものを早くくんで合意形成ができて、よりよい計画ができるようにお願いしたい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	g P260	P105~105-1
37	Hさん	国交省は何年もかかってこの計画に携わっております。私たちの意見を3年間も聴いていただきましした。国交省に(整備計画を)任せるのが当たり前じゃないですか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	c P468	-
38	Cさん	(この会は)いろいろ話し合いをして決める場ではない。述べた意見を国土交通省が選択し、処理するものだと思う。	その他-4 意見の反映方法について	a-1 P469	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.2.3 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
39	Cさん	魚が激減した理由は、家庭排水や農薬(の影響はわずかだと思ふ。これは厚生労働省や農林水産省の管轄であり、すべてが国土交通省のせいであるという発言は、実態を知ってからにしたい。)	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	P446	P37,58, 98~99
40	Kさん	会のあり方については、吉野川に直接隣接した住民に意見を聞くのが一番いいのかと思ふ。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
41	Sさん	国交省は(この会が)効果的にやれていると思ふのか。専門家やいろいろな人が入り、継続してじっくり話ができる委員会をオープンフォーラムのような形で繰り返しやって合意形成すべきだと思ふ。今までのやり方を変える意思はあるのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
42	Tさん	1997年、河川法の改正により、住民の意見を聴くということが初めて明記され、こういう会が実現しているという原点に返って、これからのことを考えてほしい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
43	Tさん	住民対国交省という対面のやり方では議論が進まないと思ふ。幅広く専門家の意見を聴いて他省庁とも連携をとり、首長、学識者、地域住民との交流を深めてみんなが納得するような方向にしたい(いいかい)。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
44	Uさん	住民に国交省の提示する計画に対する決定権も拒否権もないことが、公平ではないと思ふ。コモンズの方針を聞きたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
45	Nさん	やり方はこれでいいと思ふ。こういうものだと思ふ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
46	Nさん	紀伊水道の瀬戸内海法は深く、なかなか企業立地ができない。瀬戸内海法が蒲生田岬というのは合っているのかどうかを環境面で考えてほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
47	Nさん	三加茂町でチップ工場が吉野川の整備で立ち退き移転したが、大水のたびにモーターを上げている。今後そういうことがないように十分詰めてやってほしい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
48	Lさん	新規の築堤については、いつまでにやるという目標を示すべきではないか。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	P258	P59,65, 77,82
49	Lさん	会のあり方としては、今のままでもうちよつとあればすべて議論がでてくるのではないかと思ふので、もう少しこのやり方で意見を聴いて、その後は対立する意見をどうまとめいくかを考えてほしい。学識者を変えるのも一つの手だと思ふ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
50	Jさん	この会で一番問題になっているのは、公平性・中立性・透明性が担保されていないところに尽きるところ。国交省は何らかの解決の方策を示すべきだ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
51	Jさん	意見聴取、合意形成に対して国交省との間で公平性・中立性における責務を負う何らかの機関が必要だと思ふ。いろいろな意見をまとめるなり、ジャッジしないといつまで議論をしても対立しからまれない。進行の公平性・透明性だけではなくて、内容についての公平性・透明性・中立性を図る何らかの仕組みを考えたいただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
52	Vさん	パブリックコメントを集められるのであれば、国交省は、意見を提案した方々に対して、採用しないのであれば、なぜ意見を採用しないのかということやちゃんと説明してあげないから不満を持つ。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.2.3 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
53	Vさん	住民合意というのはどういうことを言うのか。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
54	Vさん	国会中継で冬柴国交相が、緑のダムという発想からすると、大雨に対しては、最終的な安心を得られるほどの効果はない、あるいは渇水期に蒸発散作用によってむしろ川には水がちよっとしか出てこないという説明をしていた。大事な問題にもかかわらず、そのことを載せているマスコミがないことを疑問に思う。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105～105-1
55	Wさん	全員がいつまでこんなことを続けるのかという意見の原因は、国交省が肝心なところで回答していないからだと思う。例えば、四国地方整備局の考え方の中でも、どういう対策をどういうふうにするのかという返事が欲しいというご質問に対して、全く回答されてない。四国地方整備局の考え方については、再編集して国交省の基本的な考えに基づき返答をすべて出してほしい。また、大事なところは返事しない、そういう形の意見を聴く会になっていくため、改善をお願いしたい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
56	Wさん	四国地方整備局の考え方の欄に、まだデータを持っていない、これからどうするんだ、できないんであればできない、そういう返事をいただきたい。これが四国地方整備局の考え方の問題点、この会が全く機能しなくなっている一番の問題点だと思う。意見に対して返事ができていない。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
57	Oさん	中立な立場で会場からの意見、質問に対して国交省が答えている、答えてないという判断をコメントズにやっていただきたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
58	Fさん	整備計画は利水も含めて30年間については決めないといけない。平成14年2月16日に閣議決定で吉野川の水資源開発基本計画のフルプランが全面的に変更された。そのフルプランの内容について、吉野川の整備計画の中で利水はこういう方針でやりますということを説明し、計画の中に書き込むべきだ。会のあり方について、国土交通省から先ほどこのままで行きたいという返答があったのが、コメントズはこのままで前へ進むと思っているのか。	利水-7 水利用について	P361	P35-1,98
59	Lさん	のままで前へ進むと思っているのか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
60	Sさん	国交省は(会の)進め方に関して評価できる立場ではないと言ったが、だれが評価するのか。	その他-1-1 意見を聴く会の評価について	P466	-
61	Oさん	評価できないものに対して予算を組めるのか。どこからその予算を計上させるのか。今までのやり方を踏まえた上で見直すというのが当然の評価だと思うが、国交省は評価しないということまでやり方を変えない。	その他-1-1 意見を聴く会の評価について	P466	-
62	Oさん	先程、まとめ(意見集約)をコメントズさんにしてほしいと質問したが、それに対して返事がもらえていない。それぐらいの仕事、業務を請け負ってもいいのではないのか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
63	Cさん	コメントズは丁寧過ぎるぐらい意見を聴いて事務局の方へ伝えていく。中立的な立場にある司会者としてはい、これ以上やり方がないのではないのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
64	Cさん	地域の住民の生命、財産を守るということが前提で具体的な問題を出し、早く問題を片づけて工事にかかるということが一刻も早くしてほしいと願っている人たちに応えることである。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域) H20.2.3 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
65	Uさん	国土交通省のやり方は任せておけばいい、コモンズのやり方はすばらしい、これが正しい、という意見を尊重するならばここに来なくていいのでどうぞお帰りください。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
66	Jさん	公平性、中立性が担保されていないため、合意形成を図るための会議があるにもかかわらず、こうやって何度も追加開催、追加開催で議論が進まない。対立の構造が避けられないということは、抜本的にこの会のあり方が間違っているとは言えない。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
67	Jさん	議論の深まりと合意形成を求めている。その仕組みを作ってくれと再コモンズに求めてきたので、そろそろコメントを出していただきたい。コモンズにも司会としての責任がある。国交省も合意形成(に向けた)方向性を示すべき。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
68	Nさん	国交省に農林省の(所管のことを)将来を打ち合わせることは、できない話だ。省を越えての話はとでも無理だと思う。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105~105-1
69	Xさん	話し合いによって徳島の将来が決まるのを目の当たりにし、この会議のやり方はおかしいのではないかと痛切に感じている。会のあり方、進行の体制を整えてから進行してもらえないと、これ以上続けると同じことの繰り返しだと思います。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
70	Wさん	無提地区の堤防を早く造ってくれという発言があるのだから、国交省としてはおおよその目処としていつごろという返事はするべきだ。返事のできる範囲で必ず返事をすることをやっていただきたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
71	Wさん	コモンズに質問事項を評価しろというのではなく、(国交省の返答が)ちゃんとした返事になっているかどうか判断していただきたい。それを(四国地方整備局の考え方)の質問の右に(記載)してほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
72	Aさん	3部会方式というやり方で、住民と学識者が分けられているところに問題があり、民主性と科学性を担保できないため、結果が意思決定に反映されないという不信感がある。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
73	Gさん	国交省が正確な数字(出)したり、いつまでもしつと返事するのは無理である。総理大臣でもできない。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H18.7.8 美馬市美馬福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		グラントドルールについての質問と意見。 質問ですが、反映されるか、されないかを決める場というのはどこなんですか。その決定する場での議論は公開されるんでしょうか。その決定するに当たっての根拠となるデータなども、公開されるんでしょうか。	その他-4 意見の反映方法について	P469 a-1	-
2Aさん		データに基づき説明が出来るものは検討内容を公開していただけたという解釈でよいか。	その他-5 検討データの公開について	P471 a	-
3Aさん		進行を第三者的な中立的な立場のコモンズさんにお願ひされたということは、いいと思う。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	P477 c	-
4Aさん		住民意見を反映する決定過程自体を公平な第三者的機関で(議論して)ほしい。流域委員会方式など、どうして、採用できなかったのか。決定の場に中立性を持たせてほしい。今のこのやり方では、その決定の場はやはり国交省の内部になっているため、すべて公開できないものもあるかもしれないので、その辺の透明性が今後もっと高まるようなやり方を検討していただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P461 a	-
5Bさん		加茂第一箇所の山口谷川合流点付近は堤防ができて、内水被害はなくならないと思います。内水被害を軽減するためには、洪水時の水位を下げるということが大事だと思いますので、この河道掘削、河道を拡幅するという観点で、そこは大きくとってほしいと思います。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	P325 b	附図-16
6Bさん		東三好橋上流の左岸側(芝生)では、堤防との距離の関係から高水敷を幾らか残せるので、河道掘削を大きくやってもえれば、上流の内水被害が若干でも軽減されるのではないかと思います。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	P325 b	附図-16
7Bさん		加茂谷から上流側(加茂第二箇所)については、堤防の設置位置によって、昔のように潜水橋を渡って島へ渡るというような景観が全く残せなくなってしまう。今までの歴史的な景観も残るような堤防方法線も選択のしようがあると思います。堤防位置を決定事項のように示すというのは、疑問が残る。いろいろな意見を汲み、堤防法線も何案か示し、環境や文化的な景観に配慮する。	治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	P326 a	-
8Bさん		多自然型川づくりは、いい事例もあれば、悪い事例もあり、その評価を住民も入ってオープンなところで議論をして、専門家の意見が広くわかるようすれば、ちゃんと対応していることになると思います。	環境-10 多自然川づくりの検討について(仕組み)	P388 a	P57, 105～105-1
9Bさん		環境保全については、指標を作成する必要がある。(指標に対して)評価をつけ、その評価がどのように移り変わって、そして将来に向けて改善していくかを、指標によって管理してもらいたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368 b	P45-1, 105～105-1
10Cさん		貞光川沿いでは、平成16年17年の台風で、あと10cmぐらいまで水が来た。そのために、ヨシを刈ったり立ち木を切ったり、近所の川全体を今も管理しています。どのようなことをしたら、(行政が)対処してもらえるのだろうか。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	P492 a	-
11Dさん		多自然型工法も場所毎にあった工法があると思います。できるだけ生物環境という観点から最善の方法をとって頂き、それに関しても専門家の方々に相談し、住民から意見を聞くということをやっていただきたい。	環境-10 多自然川づくりの検討について(仕組み)	P388 a	P57, 105～105-1
12Dさん		p.101の「河川の連続性の確保」について、魚道のことに関しては、魚は今現在も湖上しているの、第一十堰も盛り込むべきではないかなと思います。	環境-7 連続性の確保について	P377 b	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H18.7.8 美馬市美馬福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	Eさん	計画の中で、新しい堤防をつくることは良いのですが、今の現状で大水が発生した場合、どのように対処していくか。木を切るとか方法はありますが、そのような対策を全面的に推進を頂くことが、我々住民にとって、一回一回の台風や大水のときに安心ができます。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a P298	P59,63
14	Eさん	川の管理において、吉野川は国、支流は県となっております。この計画について吉野川を完全に整備していくと、それに流れ込む支流の整備の方はどのようなか危惧をいたします。その点について市町村と十分に連携をとっていただきたいと思います。もっと具体的にわかりやすく説明をしていただければ、今後取り組んでいただきたいと思います。	その他-18 徳島県との連携について	a-1 P489	-
15	Fさん	平成16年の16号台風と23号台風によって、山口谷川と山陰谷川が氾濫し、内水が相当氾濫しました。その具体的な対策として、堤防をつくるのか、樋門をつくるのかをお伺いしたいと思います。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	a P325	附图-16
16	Gさん	遊水地帯があることで何かよいことがあるか、無いのかということと合わせて、なぜ遊水地帯なのかという言葉の説明をしていただきたい。	治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について	a P304	P54
17	Gさん	検討委員会のようなものも設けていただき、子供が安全に遊べる川にするためにどのようなことが出来るか考えていただきたい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	c P260	P105~105-1
18	Gさん	上流の人はかなり長い間辛抱してきました。下流の人が上流の人に済まんかったなど一言も言っていないことがありません。中流と下流、上流、これら一つになって連携して利用していく運動する必要があります。	共通-2 流域内の交流推進について	a P245	P105~105-1
19	Hさん	沼田箇所で堤防がいつできるかお聞きしたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
20	Hさん	附图-13で、小島橋から脇町大橋までの間の河川敷で牧草を作っておられますが、いろいろ堆肥を積み込んで景観も悪いし、堆肥をやることによって、糖尿病とかが多く出てくる。こういうところに何か解約とか違約金のようなものをとれるのでしょうか。	管理-13 河川の適正な維持管理について	d P437	-
21	Iさん	素案の(堤防)法線は、計画的にどれぐらい意義があるものなのか。この法線の地域住民への説明会はいつごろですか。また、これは決定として説明会をするのか。	治水-7 河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて	a P300	-
22	Iさん	加茂第二地区で、河川の木や竹とか切りたいと事務所の方に連絡したら、勝手に切ってもうたら困ると言われました。どうして切ったらいけないか説明していただきたい。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	c P422	P87~88,90

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H19.1.27 三好市中央公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		(穴吹橋の北側、脇町第一箇所)の堤防が260mにわたって未完のまま放置されているため、大きな被害をもたらしています。焼却場の後のごみを除けなければ、(築堤)しないと思いますが、焼却場跡を除けないと築堤は完了しないと言わずに早く完結して頂きたい。	治水-19-1 脇町第一箇所の実施に関する計画内容について	a P323	-
2Aさん		曾江谷(川)が大水になったときに、堤防内ところで噴水して水がわき出ているので、堤防が出来上がったあかつきには、そのわき出ている内水もポンプアップして出してもらわないと、内水被害をもたらします。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91~91-1
3Bさん		(平成)16年の台風で工場や憩いの家(三好市役所 老人憩いの家)が浸かりました。三野から東に堤防ができると遊水地が少なくなり、毛田の水位が一段と高くなるので、対岸と同時に整備して欲しい。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	a P324	-
4Bさん		毛田の前が一番川が狭いように思いますが、竹林を切って頂くとか、竹林のあたりを掘削して川を広くして下さるのでしょうか。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	b P324	-
5Bさん		毛田(地先)の築堤はいつ頃できるのか。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
6Cさん		(毛田地先の治水)対策としては、北岸の竹林がたくさん生えているところを掘削して川幅を広げて、川の流れを蛇行しないようにしてもらえないだろうか。附图にある掘削では足りないもので、もっと上流の方から北岸の掘削をして頂きたいと思います。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	b P324	-
7Cさん		平成16年の台風23号では、毛田側の水田が2m湛水しました。この高さは標高60.5mになりますが、附图P23の図であれば、水位(HWL)は何mぐらいのところになりますか。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	c P324	-
8Aさん		今日のような切実な生活問題は、他にもたくさんあると思うので、どこへどのように言ったらいいのかをお聞きしたい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	i P260	P105~105-1
9Dさん		(池田町)シマ地区も(内水で水が)たまりこんでいきますから、そういうことも考えておられるのかどうか。(排水ポンプ車は)何台あるのか。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	b P427	P96
10Dさん		緑のダムといわれる山林を豊かにしない限り今の計画では30年後安全にならないと思う。治水において山林を豊かにしていくという面が必要だと思います。それが30年後にできるのかどうかを聞きたい。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2,105~105-1
11Dさん		ダム(の操作)はマニュアルどおりに行われているのかもしれませんが、今の(マニュアルで)ダムの役割が適正に最大限に果たせているのかどうか聞きたいと思っています。台風が来るとなれば、普段の流量を増やして、普段の流量も洪水調節に(使える)ようなマニュアルをつくれればいいと思います。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30,55,74
12Dさん		(池田)ダム貯水(池)の白地の方では、何年前前には見えてなかった土砂が露出しており、池田ダムの貯水量も随分減っているのではないかと思います。(早明浦ダムと池田ダムの堆砂量が)2%と言われましたけど、それはいつ調査されたのですか。	管理-23 ダム堆砂について	a P456	P93~93-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H19.1.27 三好市中央公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	Dさん	台風が来たときに(水が)すぐ濁るのは、山林が荒れているということにほかならないと思います。そういうことをきちっと調査されて、今後、国交省としても森林の方とか、農林省の方とかと連携をとるように、上に向かって言って頂きたい。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105~105-1
14	Eさん	三好市井川町岡野前のふるさと交流センターの駐車場などは、雨水が来て、この前の洪水には何台か浸かりました。こういうところをなぜダムか何かで(対策)してくれないのだろうか。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	P494	-
15	Fさん	(JR)辻駅の南側にある水路に、大きなダム(砂防ダム)がつくられたのですが、あそこらは地滑り地になってきているので、掘削した時点で物すごく傷んでいる。これをいち早く今年度の大水害が来ないいうちにやってもらいたいと思う。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	P500	-
16	Gさん	(治水、利水、環境の)三位一体ということをきちんと据えるためには、環境保全、現在の環境についてどういうものかというデータを示して、現在の環境を保全すること、昭和40年代の吉野川のように豊かな水量と水質と動植物を還元すること、ビオトープにも配慮することを基本に、計画を練り直して頂けないか。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42~44-2, 57, 105~105-1
17	Hさん	毛田地区対岸の清水地区(徳島県三好市三野町清水地先)は広大な農地でございます。(一方)毛田地区は、今まで台風の影響を受けております。対岸の清水地区に築堤の計画があるものにもかかわらず、毛田地区にその計画がないというところはどうかをお聞きしたいと思っております。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
18	Iさん	竹林が吉野川を吉野川たらしめているのではないかと思う。日本中の河川を見ても、これだけ立派な竹林がずっと続いている川は吉野川だけで、大事な資産かと思えます。	環境-15-1 竹林(水害防備林)の保全について	P398	P46~46-1, 102
19	Jさん	川に人が親しんで初めて地域の文化、吉野川の文化というのが生まれてくるように思います。中流域、上流域、下流域の人たちが川を通して交流ができるような方策を立てて頂くために、川の駅という構想を少し持っており、これを交流の拠点にして頂くことができればと思っております。	共通-2 流域内の交流推進について	P245	P105~ 105-1
20	Kさん	下流と中流、上流がお互いの思いが理解できるように、「吉野川の出水については中流域が長きにわたって洪水被害をこうむってきたことは事実であり、下流域はそれによって恩恵をこうむったことも事実である」という文言を入れて頂き、40年までの苦勞を少しでもわかっていたら、なぜ中流域の人が一生懸命、堤防堤防と言っているのか理解してほしい。	共通-2 流域内の交流推進について	P247	P14~15
21	Lさん	吉野川は今でも水がきれい、このきれいな状態を継続することができれば、世界的に誇れる資源になり、観光資源になると思う。だから、今より悪化させないこともありますし、かつて、アユがいっぱいいた、そういう川に戻すような努力をしてもいいと思います。	管理-18 水質の保全について	P448	P37,58,93, 98~99
22	Mさん	平成17年の夏の夏の記録的な長期的な大雨傾向で、早明浦ダム(の貯水位)が低下して、水温が低下し、濁水が出てきたとき、どのような漁業被害があったのか。また、香川用水などは濁った水を飲料水にするためいろいろと対策をしたと思うが、どのような(金銭的)被害があったのか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41, 98~99
23	Nさん	水が少なくなることによる濁水に対する研究や対策は今後どのようにされるのかを聞きたい。異常なときに対する何らかの対応策をぜひ研究とかしてもらえればと思います。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99, 105~105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H19.1.27 三好市中央公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
24	Jさん	高知分水は、単なる発電の分水なので、(平成17年)のような異常な大湯水期においては、ダムの濁水の放水を減らすために、本来下流に流れてくるはずのこの水を戻すような処置はできないのかどうか。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99,105~105-1
25	Jさん	池田ダムには、魚道をアユが遡上しているデータがあると思うのですが、他の川(と比べた)場合、それがどのぐらい有効なのかということが全然わからないので、アユ以外の生物の調査などもやられたかどうかお聞きしたい。	環境-7 連続性の確保について	P377	P44-1,45,57,87,101~102,105~105-1
26	Jさん	銅山川は愛媛分水によって常時水がないという悲惨な川になっているため、影井堰から流している(流量)をせめて1けた台の河川維持流量に上げることができないのかどうか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37~39
27	Jさん	早明浦ダムの発電放流を調整するはずの山崎ダムで、不規則な発電流量を十分に調節できていないと思うのですが、山崎ダムから池田ダムまでの40km区間の時間変動を何とか均一化できないのか、それをできるのかどうかコメント頂ければと思います。	その他-32	P506	-
28	Jさん	山崎ダムに関しては、電源開発ではなく、水資源ないしは国土交通省の方で直接管理して頂ければと思っています。	その他-4	P469	-
29	Dさん	ホームページなどで回答をお願いします。	環境-7 連続性の確保について	P377	P44-1,45,57,87,101~102,105~105-1
30	Dさん	現在のアユは縄張り争いをせず、ダムのヘッドロなんかを食べているため泥臭い。香魚という感じが全然ない。	管理-18	P448	P37,58,93,98~99
31	Aさん	今ある以上に、洪水調節や発電のために四国電力と話し合ってダムを建設するご計画があるのかないのか。できたらつくって頂きたいと思う。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
32	Kさん	早明浦(ダム)の下流域では、洪水のためにどれだけの災害を受けているか。洪水調節するときにゲートをもう少し細かくすれば、そんなに被害を受けないと思います。	治水-30	P341	P30,55,74
33	Kさん	じわっと(流量や水位が)上がった洪水は被害というのは少ないのですけど、どっと来るやつは、これはもう想像できないぐらいの被害が起きます。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37~39
34	Kさん	環境を守るために(必要な流量を)毎秒流すというのは、全国的にそういう風潮になっていて、祖谷のダムでも四電がやっています。だから、新宮ダムからもせめて環境を守るために0.28m ³ /sぐらいの水は流してほしい。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37~39
34	Kさん	(水量が少なく)、水温が上がるとばい菌やいろんなバクテリアの繁殖が増えて、川の水というのは汚れるわけです。銅山川のアユの漁は、7月から10月までになっているわけで、7月、8月にできるだけ流してもらった方が、同じ流すにしても価値があるのではないかと。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37~39

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H19.1.27 三好市中央公民館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
35	Lさん	中流域は平地が非常に少ないところなので、(築堤をして)広い河川敷ができれば、この地を有効活用できるのではないかと思います。こういう河川敷の活用についてどのように考えられているかお聞かせ頂きたいと思います。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
36	Jさん	(池田)ダムのバックウォーターの川底が上がってきて、平成16年の台風16号及び台風23号のときに、水際公園が初めて漏水しました。さらに河床の上昇が続くと伊タノ地区の高目のところも漏水する可能性があるのではないかと危惧しております。(池田ダム上流6km区間の)河床上昇について、どのようなデータがあって、それは閲覧できるのですか。また、どのように今後対策されるのかお聞かせください。	管理-23 ダム堆砂について	c P456	P93~93-1
37	Jさん	岩津の狭窄部や大歩危峡には、ボトルネックによる洪水の抑制効果があると思います。このボトルネック部に対する洪水抑制効果に対して、国土交通省はどのような認識があるのか、どのぐらいの効果を期待しているのか教えて頂ければと思います。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	d P284	P8-1,54,55~56
38	Fさん	今後(国鉄辻の駅から西、佃に至る方向の)堤防(井川箇所)ができるのはいつ頃になるのか、そういう予測(スケジュール)が欲しい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a P306	P54,59,61,65
39	Aさん	四国電力とか県営ダムとか町営のダムは、かなりの容量を持っておりまして、洪水のために各ダムの管理者が連携をとって遊水地帯を回避する。(洪水前に)空っぽにしておいて、貯めて頂いたら遊水地帯の水ぐらいは貯めることができます。	治水-30 ダムの洪水調節について	d P341	P30,55,74
40	Dさん	第3回またこういうようなことを続けるのでしょうか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a P468	-
41	Dさん	(河川整備計画は)やはり実行されなければ何にもならない。予算があって、実行が着々と進められていくことと思えますけれど、その点をひとつお聞かせ願いたい。	共通-7 河川整備計画の事業費について	c P257	P50,54
42	Dさん	南海地震が再び、近いうちにと言われております。このあたりは中央構造線が通っているので、ダムの崩壊が考えられないことはない。(ダムの地震)対策をきちんと考えなければいけない。	治水-28 地震対策について	f P337	P55~56-1,74,83
43	Dさん	(年間の予算が)60億では何もできない。予算を生み出すよう、上へ向かってちやんと行って頂きたい。	共通-7 河川整備計画の事業費について	d P257	P50,54
44	Gさん	42ページの「魚類にとって良好な生息環境となつている。」とありますけれども、吉野川も流域は広いですすから、いろいろな地点での生物等の生息調査、あるいは数年来の累積に基づいて、良好な生育環境となつていると言えるのか。	環境-2 環境目標の明確化について	c P364	P42~44-2,57,105~105-1
45	Cさん	素案p100の、「河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、市町村等と連携・協働を図る。」とは何を意味するのか。(例えば)治水(のための計画)が先にあって、そこに絶滅危惧種に指定されている動植物がいた場合、堤防の計画を部分修正するということがあり得るのか。	環境-8 ミチゲーションについて	a P382	P57,58,68,88,101
46	Mさん	早明浦ダムができてから、大利地区から川崎地区(大川橋から川崎の学校の下の辺まで)が、非常に崩壊しやすいので、ぜひとも護岸の方をお願いをしたいと思っております。	管理-21 池田ダムにおける護岸の荒廃について	a P455	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H19.1.27 三好市中央公民館

No.		発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
47	Dさん		第3回はいつあるのですか。	その他- 3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	P468	-
48	Jさん		超過洪水に対してどのようなソフト面の対策を立てられているのか。例えば、水が当たりやすいところや弱い部分に住宅地の建設を抑制するとか、そのような法的な対策は考えられているか。	治水-2 施設能力を上回る 洪水への対応につ いて	P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H20.1.20 四国三郎の郷 交流体験棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		築堤計画について今後10年間の着手可能区間を示してもらったが、さらに、来年度、再来年度と細かい着手可能な地区や期間を教えてください。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	P258	P59,65,77,82
2Aさん		今後10年間の着手可能区間で示された築堤計画は、予算に忠じてということなので、確実に実行可能ではないところか確認したい。	共通-7 河川整備計画の事業費について	P257	P50,54
3Bさん		毛田対岸の東みよし町の堤防(芝生箇所)を造ると同時に、毛田地区の堤防も一緒に整備してほしい。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P324	-
4Bさん		毛田対岸の東みよし町の堤防を造ると同時に、毛田地区にも進行していただきたいと思っております。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P324	-
5Bさん		東みよし町の築堤(芝生箇所)により水位が上がっている。芝生側の河原の掘削量を大きくしてほしい。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P324	-
6Cさん		芝生の掘削により、掘削箇所の水位は70cm下がっているが、その上流の60km～61kmは水位が上がっている。その理由を教えてください。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P324	-
7Cさん		築堤を否定する訳ではないが、築堤により水位が上昇する部分は、上がらないように、砂利採取を活用し、河道の掘削量を大きくするかは出来ないのか？ 洪水位は低いほどいいので、河川整備計画での河道掘削の位置づけを大きくしてほしい。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	P298	P59,63
8Dさん		沼田地区の築堤計画について、詳細な計画の図面を見たい。支流の処理など、図面を見て要望したい。いつ頃に詳しい計画の図面が見られるのか？	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
9Eさん		芝生堤防の築堤が下流へ進めば、対岸の毛田地先はこれまで以上に浸水被害がでると思う。この不公平についてどのように考えているのか。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P324	-
10Eさん		芝生堤防が完成すると、毛田地先のはん濫被害が大きくなる。今まで以上のはん濫被害が出れば、相応の補償問題にもしなければいけない。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P324	-
11Eさん		三野町の堤防が完成したら、続けて毛田地区の工事に着手してほしい。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P324	-
12Fさん		未着工区間の最も氾濫被害の大きい地区を優先的に実施するとの説明があった。遊水地帯でこの中で一番被害があるのは沼田地区だろうと思う。人家でも何十軒もあるし、耕作面積は30haに及んでいる。ですから、早い時期にぜひ着工していただきたい。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	P306	P54,59,61,65
13Gさん		脇町のパルシェー付近の堤防のブロックに大きな傷がある。以前に修理してもらったが不十分なので、現地と一緒にみてほしい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	P441	P91,93
14Gさん		住民から意見を率直に組むような行政でないといけないと思う。行政は何のためにあるんですか。	その他-4 ついて	P469	-

第3回 吉野川流域住民の意見の聴く会(中流域) H20.1.20 四国三郎の郷 交流体験棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
15	Hさん	沼田地区の築堤計画には、吉野川支川の中野谷とか鍋倉谷川の中野谷との接続も入っているのか？	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63
16	Hさん	沼田箇所の築堤時に、吉野川の本流沿いのところで中野谷と鍋倉谷川を渡れる小橋を造ってほしい。	治水-7 河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて	b P300	-
17	Iさん	2004年の台風の際に、吉田谷樋門の水位が高くなった。吉田谷樋門でポンプアップする計画はあるのか？	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91~91-1
18	Iさん	城の谷樋門の方は、樋門が改修されたと思うんですが、吉田谷樋門のポンプアップする計画があるかどうか。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91~91-1
19	Jさん	高瀬谷に県西部で一番広い河川敷があるので、人が集うために、高瀬谷に橋をかけてほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
20	Iさん	美馬中央橋の部分がアンダーパスになっているため、浸水時に緊急車両が堤防の上を走れないことがあった。堤防の管理用道路と橋とを直結する計画があるかどうか。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
21	Kさん	中島を掘削したことによって、台風時の本流の流れが変わった気がする。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	c P298	P59,63
22	Kさん	再修正素案の附図の黒く塗っている箇所は、掘削の予定地なのか。また、掘削と築堤は同時におこなうのか。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a P298	P59,63
23	Kさん	低い堤防でもいいので早期に築堤をしていただきたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
24	Lさん	堤防は全国どこでも両岸同時に着工が基本と思っていたが、毛田地先が対岸整備後になるとしたら残念。	治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について	a P324	-
25	Mさん	井川箇所の堤防計画は、井内谷川から中村谷川まで堤防ができる計画となっているが、もう少し範囲を拡張してほしい。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63
26	Nさん	南岸用水とは別に、排水路を堤防際に設置してほしい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
27	Nさん	冬の野菜を重点的に行うために、南岸用水が取水制限されると困るので、土地改良区から申請があつた場合承認してほしい。	利水-7 水利用について	a P360	P35-1,98
28	Nさん	環境の共生の観点から、竹のチップとかは循環型社会とか吸収源の対策においてはおかなり必要なものなので積極的に進めてほしい。	管理-12 伐採木等の利活用について	b P435	P91,102~103

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(中流域) H20.1.20 四国三郎の郷 交流体験棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
29	Oさん	(堆砂の影響で)池田ダムの保水力が低下していると思うので、ダム湖の浚渫をおこなってほしい。	管理-23 ダム堆砂について	a P456	P93～93-1
30	Oさん	予算の都合などもあるだろうが、10年をめどに、無堤部の堤防をできるだけ早く造っていただけるとありがたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
31	Mさん	砂利河原は、小さな魚とかの逃げ場所とかになるが、山つきの淵は、大きなウナギやナマズ、コイなどの生息環境になる。このような環境がだんだん上流域では減ってきている。魚類等の生息環境のために、山つきの淵を保全してほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100～101
32	Oさん	河道掘削は、侵食の増長や環境の悪化が懸念されるので、あちこちで行うのではなく、効果的な場所で集中的に行って欲しい。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	c P298	P59,63
33	Cさん	山つきの淵の環境は守ってほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100～101
34	Cさん	根固めブロックが必要となる箇所で河道掘削を行うと非常にお金がかかるので今後見直していただきたい。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	c P298	P59,63
35	Pさん	脇町第一堤防は、昭和44年に堤防法を決定し、昭和48年に用地買収に着手され、一方、美馬環境センター組合及び脇町は昭和49年に河川敷に一般5カ町村のごみの埋め立てを開始した。徳島河川国道事務所では、現在の埋め立てごみ処理は美馬環境整備組合及び美馬市の責任であるとの姿勢で臨まれておるが、私たち住民は埋め立て行為を黙認してきた河川管理者にも責任があると考えている。この問題の対応を求めたいと考えている管理者の所信を伺いたい。	治水-19-1 脇町第一箇所の実施に関する計画内容について	a P323	-
36	Pさん	埋め立てごみ処理の問題は、国交省と美馬環境センターは両方の責任でやってくれ、話し合いをしてくれるのは当然だと私は思っていますので、国交省の見解をお願いしたい。	治水-19-1 脇町第一箇所の実施に関する計画内容について	a P323	-
37	Qさん	吉野川を吉野川にしているのは竹林の景観だと思うが、この景観を30年先の子供たちに同じような形で残してやりたい。そのためにはどのような方策が講じられるか、具体的な対策方法を考えたい。	環境-15-1 竹林(水害防備林)の保全について	a P398	P46～46-1,102
38	Qさん	岩津の狭窄部や大歩危にはどのくらい洪水の抑制効果を期待しているのかという意見もあるが、もし岩津で抑制の効果があるとすれば、その効果はひよっとしたら中流域の遊水池という働きを見越してのことなのかという思いがします。中流はどうでもいいんだというのでも困ると思います。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	d P284	P8-1,54,55～56

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H18.7.9 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		(早明浦)ダムができてからは、ダムの放流により地藏寺川がせきとめて水位が上がリ、去年は道路が水没した。これは人災だと思ふ。地藏寺川の増水状況を踏まえた放流、あらかじめ水位を下げるダム操作を行って欲しい。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30~30-1, 55,74
2Aさん		(事前放流の実施による対策)ができないのなら、現在掘っている田井の小学校の下あたりから、もう少し200~300m下(流)にまで掘削して、地藏寺川をせきとめることにならないようにするべきではないか。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	a P488	-
3Aさん		瀬戸川地区のバックウォーターについて、16年度・17年度の2年ぐらいかけて蛇かごを置いて整備されたのだが、ダムの洪水時には蛇かごが見えないぐらいまで水位が上がリ護岸の役割を果たしていない。ぜひ現地をしっかりと見ていただいて、しっかりとバックウォーターに対する対策をとっていただきたい。	管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について	a P452	-
4Bさん		行政の立場での管轄ということはあると思うが、吉野川流域の住民として、生活エリアとして、吉野川の濁流、それから生活基盤は一緒である。直轄の管理であれば、全体の川の流量を管理するのが本来の姿であるべきと思うので、大豊町、本山町、三好市も一緒に管轄に入るべきではないか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
5Bさん		早明浦ダムの放流により、ダム直下流の県の管理区間で、護岸などへの被害が発生していることを、どのように考えているか。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a P487	-
6Bさん		平成16年10月20日の台風23号で、(早明浦)ダムの放流により大豊町の敷岩のハウスが浸かったという現状があるが、これに対してはダムの影響ではないという考えだろうか。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a P487	-
7Bさん		本来は一本の河川として管理するのが本当ではないか。(早明浦)ダム直下の高知県側の住民が被害をこうむっているというのが現状であるので、今後、検討の中へ入れてほしい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a P487	-
8Dさん		今回の参加体制がどのようなになっているのか。	その他-13 広報について	a P479	-
9Dさん		下流域へきれいな水を流すということ、浄化槽の最終処理場施設が土佐町の一番ダム側に建設されて、最後の仕上げの段階に入っているが、これは早明浦ダムが若干放流すると水没する地域である。水没になってその施設が使用できなくなるときは大変困ることになるので、水没しないような形の放流計画というか、操作をしていただきたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30~30-1, 55,74
10Dさん		吉田橋の下流域は、護岸ができてからかなり年月もたつて、コンクリはどんどん劣化していると思う。そのようなところの施設の補強・整備を、早急に点検をお願いしたい。	管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について	b P452	-
11Dさん		(早明浦)ダムができるまでは、一瞬浸かったら、それで水が引いて被害もなかったが、今は、地藏寺川流域で降ったときと早明浦ダムの放流がちょうど重なると、かなり水位が上がって、長時間冠水するということになる。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30~30-1, 55,74
12Dさん		きれいな水で有名だった吉野川が、今はもう濁水で有名になってきている。以前は子供たちが魚とりなどの川遊びに戯れていたが、今は危険だから川へ行ったらいけないとある。できたら地域の者がこぞって染しめる・親しめる吉野川に少しでも戻るような事業もお願いしたい。	環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について	a P410	P89
13Dさん		(早明浦)ダム直下で恩恵を受けていることは少ないと思う。早明浦ダムが濁水すると、香川県、徳島県の方から見学に来るが、残していくものはごみだけで、地元の人たちはごみ拾いに徹していないといけないときもあるのか、そんなことも含めてお願いをしたいと思う。	その他-30 上・下流域の関係について	a P504	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H18.7.9 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
14	Dさん	グリーンベルト事業で植栽工事は、ダム周辺の整備という点ではいいのかもしれないけれども、水質の保全には全然ためにならないような木ばかりを植えて、何でこんなことをしたのだろう。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	a P409	-
15	Dさん	せっかく事業(グリーンベルト事業による植栽工事)でやっているのに、後の管理ができていないような状況で、残念に思う。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	b P409	-
16	Dさん	早明浦ダムの周辺でも環境が整えば、渡りの途中でヤイロチョウが営巣して声も聞けるのではないかと思うので、環境面の整備には特に力を入れていただきたいと思う。	環境-20 早明浦ダム周辺環境整備について	b P410	P89
17	Cさん	ダム管理規程に匹敵するような放水は行われるたびに、下流では田んぼがつかり、ハウスが傾き、修理もきかないような状態になる。水は全部香川県が使うのに、我々には何の利益もない。このような不公平は今の日本にあっているのだろうかと思う。	その他-30 上・下流域の関係について	a P504	-
18	Cさん	早明浦の流入量が大きくなったからといってドンと流すが、下流では全然降ってないときもある。周りの支流からほとんど水が出ていないので、吉野川の滝のような流れが一気に走る。それで土地が崩れ、作物が皆根こそぎ持っていかれる。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30~30-1, 55,74
19	Cさん	支流の適当な位置に雨量計を設置すべきである。また、水位計も支流と本川の合流部に設置し、支川の流出量を考慮したダム管理を行ってほしい。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30~30-1, 55,74
20	Cさん	高知県ともタイアップをし、(流域住民の意見を聴く会)に高知県の関係者も来ていただいで、我々の意見も聞いてもらいたいし、またその計画も述べてもらいたい。	その他-19 高知県との連携について	a P491	-
21	Eさん	濁水が昨年は2回もあったわけであるが、このことについてどのように整備計画へ載せていくのか。	利水-4 濁水対策について	a P357	P98
22	Eさん	第2回、第3回の会では、もっと地域の住民と、本場にひざを交えて意見を聴くような場をつくっていただきたい	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a P474	-
23	Eさん	濁水について何とかが解消してもらいたい。ダムが濁水になってきたときは、上流からきれいな水が入っているのをわざわざ濁った水にして下流へ流しているわけである、導水バイパスをつくっていただきたいということをお願いしておきたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	b P406	P41,99, 105~105-1
24	Eさん	このような会議をする上には、もっと幅広く周知徹底を次回はお願いしておきたい。	その他-13 広報について	a P479	-
25	Eさん	濁水についてなぜこのような原因になったのか、回答をいただきたい。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	a P402	P40,41, 98~99
26	Eさん	(昨年の)2回の濁水の原因は、徳島への43m ³ /sという水利権の問題があると思う。このことも今度の整備計画へ載せておいていただきたいということをお願いしておく。	利水-4 濁水対策について	a P357	P98
27	Fさん	池田ダムから下流の話がほとんどで、私どもには実感が少ない。直轄だろうと何だろうと一本でつながっているものであり、国がかかわっていることである。ぜひ次の会ときには、(早明浦)ダムの直下から池田ダムまでの間で、洪水時にどこがつかかるのか、御存じだと思つたので、ぜひお聞かせください。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	c P487	-

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H18.7.9 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
28	Gさん	上流域を国土交通省に訴えて、直轄区域に入れる考えがあるのかないのかお聞きしてください。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
29	Gさん	上流域を直轄区域に加えるという地元の要望を、本省に本当に伝えられるか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	c P484	-
30	Hさん	PRが十分ではなかったのではないか。住民の方々にもう少し周知徹底してたくさん来ていただけたらよい。	その他-13 広報について	a P479	-
31	Hさん	(早明浦ダムの)管理規程は公表されているものか。	管理-19 ダム管理規定について	a P452	-
32	Hさん	最近ではアメダスなどにより降雨予測が分かると思うので、事前放流というのは可能ではないのか。(河川管理者の説明では)、降雨予測が分かっているのに腹いっぱいダムに水を貯めて、流量がふえたから放流しようというような感覚に聞こえた。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30～30-1, 55,74
33	Hさん	(ダムの運用は)それぞれのダムが管理するのか。それとも、吉野川ダム統合管理事務所が管理するのか。	管理-19 ダム管理規定について	a P452	-
34	Iさん	上流域には自然のダムという森林があり、濁水や土砂の流入についても人工的なことで解決するだけではなく、自然の資源をもっと利用することを考えていただければ、上流域についてもいろいろな活用ができるのではないか。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	a P267	P20-1, 105～105-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.2.10 大豊町総合ふれあいセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		この(上)流域は、県の管轄であるため、建設省はしないということだったけど、第2回、第3回目には県の方と話し合いをして、県もここへ来てもらいたいと言ったが、来てくるか来てないか。	その他-19 高知県との連携について	P491 a	-
2Aさん		立川川、南小川、穴内川などの主な支流には、水位計と雨量計をつけて、放水の際にはそれを参考と考して調節をして頂きたいと、第1回で申し上げたが、【四国地方整備局の考え方】に入っていない。これはどうい理由で入っていないのか。	治水-30 ダムでの洪水調節について	P341 a	P30,55,74
3Bさん		本山町は早明浦ダムの直下で、今までに大きな被害を受けているが、この中に聴く会ができていないという事は非常に残念に思っている。本山町で聴く会を開く予定があるのか。本山町が希望したら本山町でやって頂けるのか。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476 b	-
4Bさん		早明浦ダム下流域の右岸・左岸は、ほとんどコンクリートの壁になってしまっているが、いまだ崩壊しているところがあるが、国がやるのか、県がやるのかということ責任逃れをしている。	管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について	P452 b	-
5Bさん		(早明浦)ダムがないときには、両岸にすばらしい砂地があったが、今は濁りで石も真黒になっている。また、魚もいろいろいたが、ほとんどいなくなっている。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402 b	P40,41,98~99
6Cさん		大豊町と本山町の方は県の管理下であり、国の管理下ではないということだが、国と県とで、今後どのような河川の対策をしていくか、という話し合いはあったか。	その他-19 高知県との連携について	P491 a	-
7Cさん		1月22日に各市町村長の会があったが、その中での要望に対して、国がどのような考え方であったか、そして、今日の吉野川上流域の住民意見がどこまで反映されるか。	その他-4 意見の反映方法について	P469 a-1	-
8Cさん		早明浦ダムの放流による河川災害があったときに、県の方が整備計画を組んでやってくれると。(そのことについて、)国の方ではどう考えておられるか。(高知県の河川)整備計画の中で、国としてはどういバックアップをすればお願いしたい。	その他-19 高知県との連携について	P491 a	-
9Dさん		早明浦ダムをつくった目的は、多目的ダムということで、受益(者)香川県とか徳島県の利益の方が優先的で、上流の方は漁業補償とかを多少しているが、ダムをつくったことによって生じる濁水とかいろんな環境破壊に目を向けていないのではないのか。責任を持って対処してもらわなければ、上流の住民は納得できないのではないのか。	その他-30 上・下流域の関係について	P504 a	-
10Dさん		指定区間の直轄管理区間の編入に関して、国土交通省の省令が出ており、これに当てはまるのであれば、国が管轄できるのではないのか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484 a	-
11Dさん		直轄管理区間の編入の有無を決定される人が、地元に来て説明をして聞くべきではないか。(決定権のない)四国地方整備局に言っても意味がない。やはり意見を聞いたら、こういう意見が出ているということ(決定権のある人に)言ってもらわないと。	その他-4 意見の反映方法について	P470 e	-
12Eさん		聞いただけで後のことは知りません、という姿勢だったら、何のための会なのか。	その他-4 意見の反映方法について	P469 b	-
13Eさん		吉野川の地域の意見も聞いて、ペーパーの上での話だけになって、実際に反映されてないと思う。財政や人員の削減と(厳しい)現状だが、もうちょっと汗をかいた政策、意見を聞いて、地域にふさわしいきれいな町づくりをしてほしい。	その他-4 意見の反映方法について	P469 b	-
13Eさん		橋もつくって頂かないといけないが、古い橋の橋台を落としたまま放置している。環境面、自然、水の大切さということを考えてら、今後、撤去して頂けるものだったら撤去して頂きたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488 b	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.2.10 大豊町総合ふれあいセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
14E	さん	洪水のときの調整については、確かに許容範囲内で放流をしていると思うが、ダムというのは、人間がつくったもので自然には勝てない。大雨が降ったら必ず水は濁る。先程の説明で、濁水、異臭は、護岸や地質の問題だとあったが、ダムをつくる時点で地質や周辺の調査をしていると思うので、言い訳にならない。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99,105~105-1
15E	さん	不特定用水については徳島県、ダムの管理については、水資源機構が行っており、国土交通省と連携してやっているが、幾ら連携をとっていても考え方が違うのではないだろうか。	利水-4 濁水対策について	a P357	P98
16F	さん	不特定用水43m3/s(見直し)について、(吉野川水系水利用連絡協議会)への提案をした経緯がありますか。	利水-4 濁水対策について	a P357	P98
17F	さん	グリーンベルト事業でやっていることはわかるが、濁水になって露出した湖面を、どう対応していくのか、いつごろまでにするのか、そのところを具体的に聞かせて頂きたい。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	c P409	-
18F	さん	導水バイパスは(濁水対策に)効果がないと、学識経験者の会で、ご回答があったと聞いているが、流入量が少ない中で、貯めている利水の水を足して発電を行えば、希釈をするのではないか。また、モデルをつくって実験もしていただくといい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	b P406	P41,99,105~105-1
19G	さん	早明浦ダムができて、365日汚れた水ばかり。魚は何もかもいなくなってしまう。これをどうしてくれるのか。環境破壊は、地球規模で今言われているが、それをどのようにされるのか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	b P402	P40,41,98~99
20G	さん	早明浦ダムが濁水すると、香川県の用水がなくなると新聞に出るが、これは、我々が香川県のために犠牲になっているということだ。香川県から課徴金をもらって、大豊町へ持ってきてもらわないと過疎になってしまう。そういう考えはないのか。	その他-30 上・下流域の関係について	a P504	-
21G	さん	新聞等を読んでいたら、あつちもこつちも国の事業を中止すると(書いてある)。このように、早明浦ダムを一遍、除けてから話し合いをするという考えはないのか。	その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	a P507	-
22H	さん	(これまでの国交省の回答は、)「こういう条件があつて無理」、「聞いたことは資料として残してある」ばかりで、「我々はここまでやりました」というお話がないから、誰からも「誠にご足労かけた」、「お世話になりました」という言葉が出ない。精一杯にやった結果が、今日1つでも2つでも出てきていけば、ここへ出席されている地元の人にも納得すると思う。要するに、この場が過ぎたら、規定の方針どおりに国はやっていく、(この会)をしなければ帳面が消えないので、というようにみんな疑っている。	その他-4 意見の反映方法について	a-1 P469	-
23I	さん	瀬戸川の終点に私の土地があるが、洪水のときにバックウォーターでダムの水位が上がって、山腹崩壊が起こっている。【四国地方整備局の考え方P92】には、(平成)16年度から18年度にかけて整備をしたと回答を頂いているが、これで完成したとお思いなのか。また、川井橋の右岸側の上部の森林鉄道や通学路も、ずたずたになつたまま修理ができていない。【四国地方整備局の考え方】に、修理のためにつくった橋は地元の要望によって残してあげたというような感じの書き方が出ているが、しゃくにさわつたままらない。	管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について	a P452	-

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.2.10 大豊町総合ふれあいセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
24	Iさん	洪水のときには、山林土壌あるいは岩石が一緒になって、ダムに入ってます。(濁水対策として)、表面取水だの選択取水だの言っても、濁った水のどこを取ったら、きれいな水ができるのか。一番根本の濁りのものになっていく山腹崩壊に目を向けず、どうして濁水問題が解決できるのか。魚の問題も山から流れてくる濁水を止めることによって、魚は復活できると思う。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99, 105~105-1
25	Jさん	ダムが出来たために、本山の河原という河原はアシが繁って見すばらしい川になっている。どうしてこのようになつたのか確認して頂きたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
26	Jさん	ダムが出来てから、川の流れが変わり、川の岸が侵食されて、農道が消えそうになっている。水田も心配している。本山でも意見を聴く会を設けて頂いて、ダムの下流がどれだけ被害を受けているかについても把握して対処して頂きたい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	P487	-
27	Bさん	選択取水と導水バイパスについて、水資源機構にしる、建設省にしる、説明があやふやな点がある。本山町に、水資源機構から選択取水をするので(早明浦ダム)の改造をしたいというお話があったときには、上下に機械を移動して、きれいな水を流すのでお願いしたいということだったが、大雨が降ったときには、一気にそこから悪い水を流しているのではないか。(濁水対策として)、池田の方まで導水バイパスをつけて頂きたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99, 105~105-1
28	Cさん	本日(の会には)、整備計画の内容を変更できる権限を持たれた方がいらっしゃるのか。	その他-4 意見の反映方法について	P470	-
29	Cさん	平成9年に水資源機構は、ダム下流域にきれいな水を流すという約束で、選択取水設備を設置するといいう説明だったが、何年か経って、選択取水設備運用の内容が変わっていくことに対して、下流域には説明はなしということについてお聞きしたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99, 105~105-1
30	Cさん	選択取水をするときに、先に下の濁った水を流したらどうか。底泥のヘドロ(を流せば)川の環境が変わるため(以前、水資源機構から、底泥のヘドロは)一生涯ささいという説明を受けたが、それは現実的に不可能ではないかという議論があったが、答えを聞いていない。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99, 105~105-1
31	Aさん	高知県の調査は、何年ごろまでですか。そして、その計画は、何年ごろまで立てて、実際工事はいつごろするのかということをお聞きしたい。ぜひとも早くして頂きたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
32	Aさん	学識経験者の会議で、災害補償すべしという意見が出た。学識経験者が考えなくても、災害は補償すべしということであるので、そのことについて前向きな答えを頂きたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
33	Kさん	濁水と洪水の被害は、人為的な被害であり、自然災害ではないと解釈しているの、損害補償とかそういうものを何とかしてくれないか。濁水の対策は、ダムをつくった責任上、解決してもらえないといけないが、その間は、特別交付税でもやってもいい、ダムの濁水で悩まされているところに、それなりの援助をして頂きたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99, 105~105-1
34	Kさん	ダムが出来るとき、もう吉野川では泳が泳ぎできないからと、水資源開発公団から援助をもらい、プールをつくった。もう40年たち、これが修理の段階になる。水資源開発公団でまた復活もできるのか。	管理-22 ダムの補修・補強について	P455	P93~93-1

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.2.10 大豊町総合ふれあいセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
35	Lさん	吉野川の美しさは、日本一であり、世界一であり、今世界の遺産と思う。しかし、濁水で川底の石は焦げ茶色で汚く、きれいな石がヘドロがとれないという状況にある。ダムがなければ、まさに遺産であり、たくさんのアユの漁師が集まっていたら。洪水調整という面では私たちも一定の評価はしているが、吉野川の砂を洗い急流になっていて沼地をなくし、あるいは氾濫をする。それにより川をやせさせているという実態があると思う。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41, 98~99
36	Lさん	ダム建設のときに、建設省は、(濁水はなく)、道路はよくなり、観光に大きな役割を果たすと言われた。しかし、大きな犠牲になっている。今日、嶺北の直轄化が困難ということに対して大変不満である。県当局においては、地方分権ということもあったが、川の管理は地方分権で発展があるのか。国の責任においてやって頂かなければならないことではないか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
37	Fさん	(早明浦)ダムから下流は、砂場がなくなつて、ヨシばかりで大人でも川淵を歩くことができな。ヨシを除去すると、川の整備またはそれに伴う護岸の災害等々もこの整備計画へ載せてもらいたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
38	Fさん	県の(河川整備計画)の方も、国のこの計画へ入れるようにお願いしたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
39	Mさん	【素案P93】の河川美化に、水質の悪化、魚が減ってきたという話が出ているが、実際には、他に生活排水の問題とか河川に投棄されたごみの問題があり、ダムだけが原因だと言えないような現状である。 【素案】に、悪質な行為に対しては適切な対策を実施すると書いてあるが、実際に取り締まるどころまでして頂けるのか。どの場所にも不法投棄があるかを確認できる資料を作成して配るとあるが、このような地道をつくつても、それが不法投棄にどこまで対策として効果があるのか疑問に思っている。もう少し踏み込んだ内容をこの計画の中に盛り込んで頂きたい。 また、上流域の住民意識、河川美化に関する住民意識の向上に役立てるような支援も盛り込んで頂きたい。	管理-10 不法投棄の現状について	P433	P93,97
40	Nさん	不特定用水がどんなものか、簡単にご説明頂きたい。 また、高知県が徳島県とかけ合って、不特定用水を濁水のとまだけは流すのを止めてくれないか。この不特定用水の解決なしには、濁水関係は対策にもならないと思う。	利水-4 濁水対策について	P357	P98
41	Iさん	1月22日に上流域の市町村長の意見を聴く会が土佐町であったが、整備局の局長さんが不在だったと聞いた。 意見を聴く会へは、最高責任者としてぜひ出席してほしい方が、何で抜けているのだろうかという疑問を持った。ぜひ積極的に出てきて頂いて、責任あるご回答を頂きたい。	その他-4 意見の反映方法について	P470	-
42	Dさん	早明浦ダムは、建設当時、80年に一度の洪水に対処できるといふことで設計されて施工されたと思うが、近年4回か5回ぐらい異常放流をされている。治水に対する運用面と施設の改善面について、シミュレーションを踏まえた検討委員会を立ち上げるような、もっと前向きの施策を考えて頂きたい。	治水-31 早明浦ダムの洪水調節能力について	P347	P30,74
43	Dさん	山崎に調整ダムがあるが、発電後30分したら満杯になるぐらいの調整ダムだと思ふ。それぐらいの小さな調整ダムで、本当に(洪水)調整になっているのか。 もし、それが本当に機能しているのであれば、連続して異常放流が起きるわけがないと思ふ。ダムの放流指導をどうされているのか、改めてお伺いしたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30,55,74

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.2.10 大豊町総合ふれあいセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
44	Oさん	洪水期というのは、6/1～10/10だが、平成16年台風23号みたくに洪水期ではないときにも来ているので、これに備えて、洪水期の期間を見直すようなことも考えられているのか。 また、早明浦(ダム)では、32年間に計画高水を上回るのが4回も来ているので、早明浦ダム上流の電力ダムの有効貯水量の一部を、治水用に譲渡していただくか、そういう考えはないのか。	治水-30 ダムの洪水調節について	f P341	P30,55,74
45	Oさん	池田ダムは右岸側しか魚道がないので、左岸側にも魚道を設置し、例えばアユが最も生長する時期には、池田ダムの発電の放水を止めて、魚道のみを流すような改造とかそういうことができるのか。	環境-7 連続性の確保について	g P377	P44-1,45,57,87,101～102,105～105-1
46	Oさん	【素案P44-1】の文面で気になったのが、「魚道機能の維持向上」の「向上」が消してあるが、維持すればいいという発想なのか。	環境-7 連続性の確保について	i P377	P44-1,45,57,87,101～102,105～105-1
47	Oさん	川でいろいろな魚種が確認されたこと書いてある。(アユ遡上量が)定量的にどのぐらいかという経年的な変化が全くないというのには疑問である。	環境-7 連続性の確保について	f P377	P44-1,45,57,87,101～102,105～105-1
48	Oさん	(濁水対策として)濁水における導水バイパスが余り有効ではないというご意見があったが、緊急事態においては、ダム下で穴内川の発電専用に分水しているのをこの時期だけ緊急的に分水を止めて、本来の水系の方に戻すとか、もし導水バイパスができれば、仁淀川の方で分水しているのを戻すとかいう処置をとれば、濁水の量が率的にかなり減るような気がする。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	c P406	P41,99,105～105-1
49	Dさん	ダムというのは、百害あって一理なしと、これに尽きる。 大雨洪水注意報が出たときに、早くダムの水位を減らして、洪水調節ができないのか。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30,55,74
50	Pさん	吉野川は、御存じのように魚の宝庫であった。しかし、(早明浦)ダムが出来た後に、絶滅した魚がほとんどと言っても言い過ぎではない。 濁水の問題については、再三申し入れをしてきたが、全く改善されない。清流を戻してもらいたいし、元々いた魚をもとに戻してもらいたい。 ダム湖の上流に落葉樹を植えるとか、そういうこともやっぱり検討していくことによって、濁水も少しも和らぐのではないかと、思う。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99,105～105-1
51	Pさん	魚の卵が産みつけられていても、ダムを止めるとそこが干上がるということになって、魚が絶滅するということがあるので、(山崎ダムの)ピーク発電の見直しができないものか。	その他-32 発電事業について	b P506	-
52	Pさん	皆さんの意見を聞いても、それを反映させなければ、この会は何にもならないと思う。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
53	Cさん	「今切川の国(直轄)管理区間を延長して、旧吉野川で9.1km、今切川と【素案P18】とあり、国の直轄管理区間に編入されたという徳島県の事例があるので、同様に県と協議し、今後直轄の中へ入っていくような方針を計画して、次の会でご返答頂ければと思う。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.12.9 本山町プラチナセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん	ダムが放流により地藏寺川の水が上がり、上流域では洪水被害が起こる。きめ細かいダム操作をやっていた方がいい。毎台風、放流ごとに浸水の心配をし、対策をするため走り回らなければならない状況があることをご認識いただきたい。	ダムが放流により地藏寺川の水が上がり、上流域では洪水被害が起こる。きめ細かいダム操作をやっていた方がいい。毎台風、放流ごとに浸水の心配をし、対策をするため走り回らなければならない状況があることをご認識いただきたい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a P487	-
2Aさん	今までの常識では全く考えられない雨の降り方をすることも頭の中に入れて、洪水調整をしていただきたい。	今までの常識では全く考えられない雨の降り方をすることも頭の中に入れて、洪水調整をしていただきたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30～30-1 .55,74
3Aさん	濁水問題について、選択取水では抜本的な解決になっていない。裸地を固めて土砂が流入しないようにする、第二堰堤をつくるぐらいの抜本的な対策をやっていた方がいい。ヤツメウナギ等がどうして戻らないのか、ダム建設以前の水にどうしてならないのかについて知恵を出し、子供のころに見た川を未来に残していかなければならない。	濁水問題について、選択取水では抜本的な解決になっていない。裸地を固めて土砂が流入しないようにする、第二堰堤をつくるぐらいの抜本的な対策をやっていた方がいい。ヤツメウナギ等がどうして戻らないのか、ダム建設以前の水にどうしてならないのかについて知恵を出し、子供のころに見た川を未来に残していかなければならない。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99, 105～105-1
4Bさん	早明浦ダムの放流によって地藏寺川がせきとめられて、田井地区で水位が上がってくる。今の説明の中で(放流について)具体的でなかったので、具体的な説明をお願いしたい。	早明浦ダムの放流によって地藏寺川がせきとめられて、田井地区で水位が上がってくる。今の説明の中で(放流について)具体的でなかったので、具体的な説明をお願いしたい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a P487	-
5Bさん	地藏寺川流域の降水量はダムの方では関知していない、雨量計がないと前回ご返事あったが、ないのであれば設置し、地藏寺川の水位がどうなっているかを把握してほしい。	地藏寺川流域の降水量はダムの方では関知していない、雨量計がないと前回ご返事あったが、ないのであれば設置し、地藏寺川の水位がどうなっているかを把握してほしい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	b P487	-
6Bさん	ダムのバックウォーターの瀬戸川右岸で山腹崩壊し、瀬戸川右岸の濁水が流れ込んでいる。瀬戸川の右岸の山腹崩壊をどうやってとめるかというものの具体的な計画してほしい。	ダムのバックウォーターの瀬戸川右岸で山腹崩壊し、瀬戸川右岸の濁水が流れ込んでいる。瀬戸川の右岸の山腹崩壊をどうやってとめるかというものの具体的な計画してほしい。	管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について	a P452	-
7Aさん	(濁水の問題)の計画の目標をどこに置いているのか。私たちは現状を少しでもよくするというような発想ではない。もとの川に戻すことができるのかについてどのようか考え、盛り込むのかお教え願いたい。	(濁水の問題)の計画の目標をどこに置いているのか。私たちは現状を少しでもよくするというような発想ではない。もとの川に戻すことができるのかについてどのようか考え、盛り込むのかお教え願いたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99, 105～105-1
8Cさん	早明浦ダムの堆砂(量)の計画(値)と現実はどうなっているか。堆砂によって、治水、利水の効果が容量にしてどれだけ減ったのか。調査結果を報告してほしい。また、堆砂の容量は100年間(で貯まる量を想定している)ということ、あと3倍増えたらどうなるのか。	早明浦ダムの堆砂(量)の計画(値)と現実はどうなっているか。堆砂によって、治水、利水の効果が容量にしてどれだけ減ったのか。調査結果を報告してほしい。また、堆砂の容量は100年間(で貯まる量を想定している)ということ、あと3倍増えたらどうなるのか。	管理-23 ダム堆砂について	b P456	P93～93-1
9Dさん	特別交付税等の手当がもたらえる方法があるのか。(前回の大会場で「地元はこれだけ被害を受けているのに対して具体的に何か支援策がないのか」という質問に対して「改めて持ち帰って検討」という答えだった。)その返答がいただきたい。	特別交付税等の手当がもたらえる方法があるのか。(前回の大会場で「地元はこれだけ被害を受けているのに対して具体的に何か支援策がないのか」という質問に対して「改めて持ち帰って検討」という答えだった。)その返答がいただきたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99, 105～105-1
10Dさん	嶺北地区は国で予算を組んで、洪水対策のみでなく公園づくりをやってもらいたい。国で、すべての住民が納得できる計画を立てていただきたい。	嶺北地区は国で予算を組んで、洪水対策のみでなく公園づくりをやってもらいたい。国で、すべての住民が納得できる計画を立てていただきたい。	環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について	a P410	P89
11Dさん	(考え方に)「国の直轄下に編入するのは大変難しいと考えています」という返答と、イ、ロ、ハ、ニという(直轄化への要件)があるが、イ、ロ、ハ、ニ(の要件)にこの地区が含まれないという詳しい説明をしていただきたい。	(考え方に)「国の直轄下に編入するのは大変難しいと考えています」という返答と、イ、ロ、ハ、ニという(直轄化への要件)があるが、イ、ロ、ハ、ニ(の要件)にこの地区が含まれないという詳しい説明をしていただきたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
12Dさん	土佐町長が東京の国交省へ、洪水被害の(陳情)に行った。返答があったと思うが、それをお聞かせ願いたい。	土佐町長が東京の国交省へ、洪水被害の(陳情)に行った。返答があったと思うが、それをお聞かせ願いたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	c P484	-
13Dさん	書面上で「難しいと考えております」では、可能性があるので判断するのでは、(直轄化が)無理なら、無理とはつきり書いてもらわないと困る。	書面上で「難しいと考えております」では、可能性があるので判断するのでは、(直轄化が)無理なら、無理とはつきり書いてもらわないと困る。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
14Dさん	「(整備)計画を作るときに、国から(高知)県に声をかけたが、今の段階では分けて作る方向でやりたいと聞いている」とあるが、これは本当か。	「(整備)計画を作るときに、国から(高知)県に声をかけたが、今の段階では分けて作る方向でやりたいと聞いている」とあるが、これは本当か。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	d P488	-
15Dさん	(高知県の整備計画について)県は今から調査して計画を立てていくでは納得がいかない。調査の時点から国に協力してもらって、整備計画に入れる必要がないのかあるのか明確に言っていただきたい。	(高知県の整備計画について)県は今から調査して計画を立てていくでは納得がいかない。調査の時点から国に協力してもらって、整備計画に入れる必要がないのかあるのか明確に言っていただきたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	d P488	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.12.9 本山町プラチナセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
16	Dさん	もしダムが無ければ夏も川遊びをして四万十川と並んで観光産業としても発展していたのでは無かろうかと思う。しかし、当然洪水とか四国4県の利水の問題とか、四国の命と銘打ってやっている、それは仕方ない事だと思う。大川村等、水に沈んだ町もある。それを理解いただいて、この地区の住民が納得できる計画を立てていただきたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
17	Eさん	国がダムを建設した時、国が責任を持つと言った。県に整備計画を立てるといのはおかしいのではないか。国で全部責任を持つて対応していただくのが筋ではないか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
18	Fさん	国が起こしたダムの問題に(国が)対処しなければならぬ。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
19	Fさん	(高知)県も「整備が必要となれば」と言うが、整備が必要であるというたくさんの方々の声がある。(住民の)声を生かすという目的を持った会を発展させていただきたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
20	Fさん	濁水の問題について、選択取水や低水取水等、方法があるなら一刻も早く取り組んでいただくのがいい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99,105~105-1
21	Fさん	今国は三位一体で地方に金を出してくれない。国が県と一緒にやることではなく、国が直轄でやれば不公平がなく実行できる。その辺を履き違えず、地元の見聞を聞いてやっていただきたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
22	Gさん	(高知)県の話からは、積極的な姿勢や気持ちは伝わってこない。吉野川流域に生活する住民が、希望を持って吉野川の環境整備をやっている計画を策定していく、という姿勢を示していただきたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
23	Hさん	(高知)県の河川課として直轄化へ、どのような努力をしているのか。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
24	Hさん	濁水時期に対策協議会で話し合っているということだが、(不特定用水の)43m ³ /sについて、4県の会へ、(高知)県の河川課として土木部長や知事などのような対応をされたのか。事務局として、実態をもっと協議会へ訴えていただきたい。また、国としてどのような考えなのか、徳島県へ働きかけようという意思があるのか、お伺いしたい。	利水-4 濁水対策について	P357	P98
25	Iさん	濁水の件についてですが、不特定用水の件が何ら触れられていないということ、もともと整備計画の方で積極的にやるという意思が感じられない。	利水-4 濁水対策について	P357	P98
26	Iさん	増水・濁水については書いてあるが、冷水温については全く触れられていない。また、濁水における濁水についても書いていない。大きな問題だと思いうので、書いてほしい。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41,98~99
27	Iさん	冷水温について、どのぐらい被害があるのか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41,98~99
28	Iさん	濁水と増水を分けて(濁水問題を)検討してほしい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99,105~105-1
29	Hさん	選択取水の機能が発揮できなくなったときはどうするのか。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99,105~105-1

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.12.9 本山町プラチナセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
30	Iさん	濁度5度ぐらいいでも問題があるのではないか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	b P402	P40,41, 98~99
31	Iさん	導水バイパスが(機能しない)という説明が納得いかない。なぜだめなのか、具体的に書いてほしい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	b P406	P41,99, 105~105-1
32	Iさん	(導水バイパスの)ダムの流入量、4m ³ /s程度という数値は高知分水後の数値か。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	b P406	P41,99, 105~105-1
33	Iさん	導水バイパスをすれば冷水温の改善にもつながるのではないか。検討できない課題であっても素案に書いておかないといけない。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	b P406	P41,99, 105~105-1
34	Iさん	濁水対策として分水を利用するのは、水利権の問題があるから難しいという返答だが、特定用水も水利権の問題であり、同じことではないのか。徳島県には協議会で話しているが、こちらの分水計画に関しては(話す)気はないということか。両方とも解決は難しいということか。	利水-4 濁水対策について	a P357	P98
35	Iさん	前日も決定権のある人の出席をお願いしたのですが、整備局長や本省の方が来られていない。今回の意見も決定権の新しい要件について)今まで指定されていなくても、新しく基準が示されたのなら、その基準に従って管理区間を増やしてもいいのではないか。整備計画の中に、国管理を検討することを入れていただきたい。	その他-4 意見の反映方法について	e P470	-
36	Iさん	(直轄化の新しい要件について)今まで指定されていなくても、新しく基準が示されたのなら、その基準に従って管理区間を増やしてもいいのではないか。整備計画の中に、国管理を検討することを入れていただきたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
37	Iさん	上流域で河川水辺の国勢調査は実施されているのか。どのような結果になっているのか公表をお願いしたい。ダム湖の調査があると言ったことだが、早明浦ダムから池田ダムまでの間の調査はやられていないか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	d P402	P40,41, 98~99
38	Iさん	水利権の問題について、割り当て制度のような、水の権利の新しいルールを検討しなければいけない時期に来ているのではないか。	利水-4 濁水対策について	c P357	P98
39	Jさん	魚道の問題について、魚の遡上が最近少なくなっており、なぜ少なくなっているのかという調査と、(現状維持)というのではないかと、よりよい魚道をつけるという検討をしていただきたい。	環境-7 連続性の確保について	g P377	P44-1,45, 57,87, 101~102, 105~105-1
40	Jさん	導水バイパスの件は難しいというが、何が難しいのか。小さな効果でも複数集まればある程度の効果が出ると思うので、導水バイパスについても地元としても地元としてはやっていたらいい。濁水に対して努力をしましたところを見せたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	b P406	P41,99, 105~105-1
41	Jさん	下流の支流で雨が降った場合、早明浦ダムより下の方は水位が上がる。2000m ³ /sを流した時に浸水する箇所ハザードマップを提出して堤防を作る、水位計を設置する等、県管理の区域についても、(下流の水位に)配慮しながら、総合的に治水管理をしていただきたい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	c P487	-
42	Bさん	早明浦ダムの堆砂土の有効利用に関して、運搬のみではなく整地まで含めて実施してほしい。	管理-24 ダム堆砂の利活用について	b P458	P93~93-1
43	Lさん	ダムに起因する問題は、建設をした国が責任を持って対処すべき。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99, 105~105-1
44	Lさん	ダム直下を県管理とするなら河川整備計画の案に、他機関の管理区間については国も全面的に支援をする、協力についても積極的に考えているという文言を入れていただきたい。	その他-19 高知県との連携について	a P491	-

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.12.9 本山町プラチナセンター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
45	Jさん	管理区間については県がやっても国が管轄してもやることが同じという回答があったが、県が計画した事項の予算は、国が全面的にやっていたのか。県負担もあるというが、国が査定ではなくバックアップするような態勢でないか、地元としては納得しがたい。	その他-19 高知県との連携について	a P491	-
46	Aさん	早明浦ダムの流入量・放流量と、それにかかわる洪水被害を受けそうなところのハザードマップをネット上に載せていただきたい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	c P487	-
47	Aさん	土佐町は全く水を利用できない状況になっている。下に流す量は全く変わらないので、中水道として途中で利用させていただくことを検討願いたい。	利水-7 水利用について	e P361	P35-1,98
48	Dさん	田井小学校は老朽化と小中統合であく可能性がある。そこを環境整備ということ、公園化できないか。	環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について	a P410	P89
49	Dさん	(高知)県の河川整備計画に関して、今ここまで調査していますというのをホームページ上で出してもらえないか。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	d P488	-
50	Iさん	上流域に関しては時間が足りないような気がする。十分な時間と場所を設定された方がいいと思う。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
51	Iさん	水利権の問題などいろいろあるので、流域での全体が必要ではないか。電源開発や四国電力も入れて、いろいろ問題があるところを全体で認識しどうするかというロードマップを作成した方がよい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
52	Jさん	水利権の問題として、ある水しか流せないで、河川法の改正も見据えた新ルールは、今の利用の検討委員会とは別に検討していただきたい。	利水-7 水利用について	c P360	P35-1,98
53	Jさん	水利権の問題で流さざるを得ない濁水や冷水の問題は、河川の水辺の生物、それから河川を保全するという意味から、積極的に提言してやっていただきたい。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	c P402	P40,41,98~99
54	Jさん	国直轄ではないので、地元の意見が伝わりにくいというところが問題である。それを含めて検討委員会で今回の意見を反映させていただきたい。	その他-19 高知県との連携について	a P491	-
55	Kさん	森林整備がダム上流付近で遅れており、濁水問題にも関係していると思う。関係省庁と協力し、抜本対策や森林間伐整備等にも積極的な取り組みに努めていただきたい。この場の意見を林野庁にもお伝え願いたい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	d P265	P105~105-1
56	Aさん	濁水の問題について、17号線、県道伊予三島線の整備をやれば、山や早明浦ダムの湖面のり面の崩壊がとまると思うので、それを考えていただきたい。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	a P267	P20-1,105~105-1
57	Jさん	(整備計画)を見直す手段について、見直してただ官報で地域の人に周知するのか。10年とか15年という一定期間で、経過報告も含めてもう一度住民の意見を聴く会を開いていただきたい。	共通-6 河川整備計画の見直しについて	a P254	P54,59,86,90,98,100

第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H18.8.6 四国中央市福祉会館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		早明浦ダムなどからの濁水の問題、堆砂の問題は、森林状態と非常に密接な関係にあるのではないかと考えられる。森林の状況はある程度モニタリングをして、森林の部局に対策をお願いしたりとか、人工林の対策もあわせて、ハードとソフトをあわせて森林の整備ということをお願いしたい。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267 a	P20-1, 105～105-1
2Aさん		我々は下流域に住んでいるので、池田ダムからの放流量というのが大事になってくる。情報の出し方は、工夫が要ると思うが、放流量の予測を予報という形で出していきたいと思えます。	管理-1 防災情報の充実について	P418 d	P95
3Aさん		(池田)ダム管理で、弾力的な運用というものが、もってできるようにしていきたいと思う。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341 c	P30～30-1, 55,74
4Aさん		四国山地砂防事務所は早明浦ダム上流の方だけか、愛媛県の銅山川流域もやっているのか。直接的にできなくても、連絡調整できるように会議とかをして、全流域に広げることができたらというふうに思う。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265 e	P105～ 105-1
5Bさん		p.89に、(銅山川筋の)水源地域ビジョンと書いているが、どのようなものか教えてほしい。	環境-21 水源地域ビジョンについて	P411 b	P89
6Bさん		p.74に、柳瀬ダムで放流設備の新設を行うと書かれているが、これは洪水調節の関係なのか。	治水-33 柳瀬ダムの改良について	P350 b	P74
7Bさん		(水源地域ビジョンの情報は、)ホームページを見たらよいのか。	環境-21 水源地域ビジョンについて	P411 b	P89
8Cさん		P94に、柳瀬ダムで堆砂の除去の状況とか流木の有効利用の例というのがあるが、この事業の具体的な内容や新居浜市内での活用手続きなどの具体的内容について教えてほしい。	管理-24 ダム堆砂の利活用について	P458 a	P93～93-1
9Dさん		戦後、造林した山林がどんどん立派になってきているが、これ以上利用していかないと、土砂災害があつたら流木も一緒に流れ落ちているというのが現状である。それだけ破壊力を持った木が育っている。そういう自然の中でどんどん太ってきた木を循環利用という形で、河川工事の中に使っていた方がいいと思っている。	管理-12 伐採木等の利活用について	P435 d	P91, 102～103
10Eさん		(銅山川での)河川水辺の国勢調査は、5年前にもやられているのかどうか。やられているのなら、そういう資料がどういふふうにしたら閲覧できるのかを教えてください。	その他-24 調査・検討資料の情報公開について	P502 a	-
11Gさん		(河川整備計画)今素案の段階のようだが、今後これを正式決定するのはいつごろなのか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468 a	-
12Gさん		(河川整備計画)長い期間のことなので、途中で見直すことができるのか。できる場合にはその公表の方法等を教えてほしい。	共通-6 河川整備計画の見直しについて	P254 b	P54,59,86, 90,98,100

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.2.11 霧の森 交湯～館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		祖谷の砂防ダムは、堆積して満杯になった後の処置方法はどうか。砂防ダムがつくられているところは、地すべりした土砂が流れ込んできたら一気に崩壊すると思う。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	P501	-
2Bさん		銅山川中流では、水量を多く流して、常時安定した水量を流して頂くのがいいと思う。もともとから生息していた魚も見なくなったり、毎年、義務放流をしているが、思うように生育しない。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
3Bさん		銅山川では、水質について対策されているか。今まで生息していた魚が生息しにくくなっているのか、水質がどうなっているか。調査はしていないか。ダムが出来る前の水質と現在の水質とどのようになっているか。そういう調査はしていないのか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
4Cさん		銅山川には、最上流に別子ダム、最下流に伊予川ダムがある。吉野川水系整備計画の中には最上流と下流のダムは関係ないのかもれないが、そこあたりどう感じられているのか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P488	P37～39
5Cさん		銅山川にたまる水は、水質がよくないので流すべきだと思う。多くの人がその水の恩恵を受けるが、我々は犠牲ばかりなので、少しは恩恵を与えてもいいのではないか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
6Cさん		川というものに余りにも住民の意識が少ないのは、非常に残念である。だからといって、行政の方で余りにも一方的なやり方というのはどうか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
7Dさん		新宮総合支所の下で、平成16年の台風のとときに大洪水で水位が上がってきて、住民の避難誘導とかがあり、いろいろ怖かった。水を制御できなくなった場合は、どの程度の水位まで上がってくるのか。どの辺まで逃げたら大丈夫なのか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
8Dさん		影井堰は、定期的に放流して水質を良くするためにつくったとお聞きはしたが、あまり流されているようでもないと思った。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
9Dさん		新宮ダムより上流の柳瀬ダムは、なぜ国の直轄(管理)なのか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
10Bさん		管轄は違うが、(発電ダム等との)洪水時の放水の連携とかについては、とり合ってちやんとしているのか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
11Cさん		一昨年(平成16年)の台風ときは、(ダムからの放流)水が多くて、付近の土がほとんど流されてしまった。ダムの放水のやり方を緩やかにしておけば、そんなに被害は受けないのではないか。ダムのゲートの操作に問題があるのではないか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
12Eさん		【素案P39】に、影井堰の0.17m ³ /s、あるいは0.042m ³ /sという2つの維持流量の数値があるが、なぜ2個あるのか。この2つの数値の算出根拠を説明して頂きたい。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.2.11 霧の森 交湯～館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	Eさん	河川局からの水利権更新に伴う河川維持流量設定で、100km ² 当たり0.1m ³ /sから0.3m ³ /sを設定するということ通達があったと思う。今後、そういう通達に伴う変更は、次回の水利権更新時に検討されるのか。馬立川の流量で、【素案】に示しているグラフは、影井堰の容量に依拠した数量しか出ていないので、できれば0.17m ³ /sの日数の比較とかも、ぜひ次回の素案のときに出して頂ければと思う。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
14	Cさん	(影井堰下流の維持流量は)馬立川と銅山川を合わせた水量というお話があったが、銅山川は銅山川、馬立川は馬立川で別個に見ないといけないのではないか。最低環境を守るために、国の方からも、維持用水は流さなければいけないという通達が出ているのに逆行している。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
15	Aさん	柳瀬ダムの改修工事について、本体工事の開始時期とか規模とか詳細がわかっているのであれば、流域住民へ説明会等を早目に開催してもらいたい。	治水-33 柳瀬ダムの改良について	P350	P74
16	Aさん	富郷ダムを見ると、通年で同じ洪水調節容量を確保していると言っているが、それ以外の新宮ダムと柳瀬ダム、特に柳瀬ダムの期間の違いがよくわからないので説明してほしい。 平成16年の台風23号は10月20日で、新宮ダムが洪水容量を確保しなければいけない期間外になるが、このような実態を鑑みると、この期間をもうちょっと延ばす必要があると思う。実態に合わせて改良すべきだと思うが、素案とかに載せるような余地はないか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
17	Cさん	過去32年間で、早明浦ダムが計画高水を上回る放水をしたとあるが、この銅山川水系の3ダムに関して、すべて計画高水以内で収まっているということがあるのか。 計画高水を上回った回数も次回の素案のときに入れて頂きたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
18	Cさん	(支川銅山川と本川との)合流点では、銅山川の方が短いので当然早目に(流量の)ピークが来ますよね。大雨が降ると銅山川の(流量の)ピーク波がずれてしまうと、(流量が)増えてしまうという問題点はあられるのかないのか、あるいはそういう検討をされているか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P284	P8-1,54, 55～56

第3回吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.12.2 霧の森 交湯～館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1Aさん		今日の会はコモンスのスタンスに記載されている、「進め方のルールや関係者による合意が明確ではない状況」、また「公表からの時間が短く、皆さんに十分に理解し、合意していただいているとは思っていません」の中で行われているということなのか。それはコモンスの理念と反しているのではないのか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
2Aさん		会のあり方自体に透明性、公開制というものが疑問を感じる。もともと整備計画を議論するに当たって、会のあり方を再度考え直さなければいけないのではないのか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
3Bさん		なぜ(配布資料に)詳しく書いてあることが素案にほとんど記載されていないのか。これは今後再々修正素案に入るのか。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P278	-
4Bさん		(愛媛県)会場のニーズが少ない現状は、情宣が進んでいかなかった結果だと思ふ。ホームページ等、恒常的に閲覧できるように環境をつくり、整備計画内にフィードバックできるようにお願いしたい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
5Aさん		広報のあり方にも問題があるのではないのか。希望者には(まず再修正素案を)配布していただきたい。整備計画の枠組みとして、広報のあり方やどういう形で会を開催するのかというところから議論を始める必要があるのではないのか。住民のニーズをまず確認する必要があるのではないのか。	その他-13 広報について	P479	-
6Bさん		早明浦ダム及び池田ダムの受益者は徳島県と香川県と思うが、香川県では公聴会はやらないのか。	その他-12 公聴会について	P478	-
7Bさん		上流の意見は香川県に伝わっているのか。流域で対立項目があるのに、それが各会場では見えていない。本来であれば1カ所でそのような意見があるところをやった方が実は効率的に整備計画を立てられるのではないのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
8Aさん		会に学識者が参加し、住民の意見に対して科学的な見地から一括して話し合える場合は、今後必要になってくるのではないかと思ふ。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
9Aさん		吉野川と比べ流域面積や人口の多い淀川は、流域委員会をつくらせて議論しているの、今回のやり方が流域面積が広いという理由では納得できない。ほかの川の例を参考にすることを必要はあるのではないのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
10Aさん		(愛媛県会場に)報道関係者が全く来られていないのは、ニーズに合っていないことが1つの原因ではないのか。開催を周知することも必要だが、会議の結果について、報道の方にニュースとして発表していただく必要はあるかと思ふ。	その他-13 広報について	P479	-
11Cさん		新宮ダム下流では、常時、ダムのおおかげで水が流れていないので、洪水時に堤防が崩壊するところがある。堤防についても直接ダムの方で対応しているのか。県に要望しても(予算)が少ないので、ダムの方から援助できないのか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
12Cさん		早明浦の方で、人工で雨を降らす計画があり、いろいろ議論したところだが、どういような結果になったか、今後の計画についてお尋ねしたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
13Cさん		馬立堰については県が管理するのか池田ダム(水機構)の方の管理下に入っておるのか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
14Bさん		流域全体で会合した方がいいという提案に際して、各流域で不満があるといったが、決して対立しているとは思っていない。河川計画課長がそのような認識をお持ちなら、個人的考え方を改めてもらいたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-

第3回吉野川流域住民の意見を聴く会(上流域) H19.12.2 霧の森 交湯～館

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
15	Bさん	予備放流と事前放流には、どのような違いがあるか教えていただきたい。 事前放流をしているダムは一つもないのか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
16	Bさん	平成13年以降、新宮ダムで計画を超える放流が1回あったということだが、富郷ダムができて銅山川の治水機能はどのように向上しているのか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
17	Bさん	馬立川の流量の0.285m ³ /sの根拠を教えてください。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
18	Bさん	環境用水の0.17m ³ /sという流量は影井堰の運用によって137日間増加したということだが、1年間の半分にも満たない日数で、余りにも少ない。大体1.5m ³ /sぐらいの流量は出すべきではないのか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
19	Bさん	水利権というのは何年スパンでやるのか。30年以内に更新が来るのであれば、整備計画に調整も試みることを記載すべきではないか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37～39
20	Bさん	例えば利水と洪水の配分を変える、洪水期の期間を見直す等、各治水・利水施設、既存ダム施設に関しての運用規定を変えるのは困難であり、ドラステックに変えることはできないことを整備計画の最初の一文に書いてほしい。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
21	Bさん	早明浦ダムの増量分が予定では一体どのぐらいであるのか。治水の増量分が具体的に決まっていなくてあれば、下流の計画高水に影響を及ぼすのではないかと。もっと具体性を書かれた方がいい。	治水-32 早明浦ダムの改良について	P349	P74
22	Bさん	(早明浦ダムの治水容量の増量を)検討しますというのとは高上げとか別のダムをつくるかを含めて早明浦ダムの容量を増すという意味なのか。未定だが30年以内にはやるということか。	治水-32 早明浦ダムの改良について	P349	P74
23	Aさん	整備計画の策定をしているときに、工事実施基本計画の工事はストップしているのか。今まるで工事が全部ストップしているように誤解をされている方も大勢いると思うので、(考え方p347の)回答に記載して頂きたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
24	Bさん	早明浦ダムに関して「低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築」と書いてあるが、洪水放水路のことか、取水口のことか。	治水-32 早明浦ダムの改良について	P349	P74
25	Aさん	整備計画の第3回目の会議の後のスケジュールについて予定を教えてください。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
26	Bさん	電源開発が管理している山崎ダムについて、1回目、2回目で質問したが、回答に前進がない。電源開発に内容が伝わっているのかということ、正式な回答をいただきたい。次の会場で電源開発の担当者も出席を願えないか。	その他-32 発電事業について	P506	-
27	Bさん	意見を聴く会が河川整備計画の成立とともになくなるのではなく、恒常的に設けていただけないか。川に対する無関心が多いとそれだけ災害がふえると思う。今回の会は大変参考になったので、啓蒙的な意味で、恒常的なものとして頂きたい。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
28	Bさん	電源開発が私企業だからと言うのではなく、調整機関として国土交通省は積極的にやってほしい。(このことについて)整備計画に入れることはできないでしょうか。	その他-32 発電事業について	P506	-

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H18.7.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	徳島市長	堤防の嵩上げについて、河口付近から5km前後の両岸では計画高より低いところがある。この辺りは嵩上げしなくてもこの30年は対応できるかどうか聞きたい。できるだけ嵩上げを実施してほしい。	治水-17 河口周辺堤防の対策の計画反映について	a P318	P74
2	徳島市長	漏水対策の必要区間において、今回の計画素案で実施区間になっていない応神と徳島第2箇所についてはどうなるのか。	治水-12 浸透対策について	a P308	P25-1,56,66~68,82-3,91,97
3	徳島市長	内水対策について、角の瀬を実施してもらっているがさらなる能力アップをお願いしたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91~91-1
4	徳島市長	内水対策について、川内地区での樋門新設にあわせた排水機場の設置について配慮をお願いしたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91~91-1
5	徳島市長	地震対策・高潮対策等について、直轄管理樋門の耐震補強のみではなく、堤防全体の安全性を検討してほしい。	治水-28 地震対策について	c P337	P55~56-1,74,83
6	徳島市長	徳島市は第十堰の下で水道水を取水しているが、一昨年(H17)の台風23号で井戸がいくつか被害にあった。上堰の破損が上水道の施設に影響のないように適切な補修が行われるようにしてほしい。	管理-8 第十堰等の補修について	a P431	P91
7	徳島市長	危機管理対策について、警戒水位になればどう危ないかわかりやすいようにならないか。住民にわかりやすい言葉で自治体と河川管理者との間で共通認識を持ってやってほしい。	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95~97
8	徳島市長	環境については、環境保全、地域と川の共生関係の構築に努めてほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	c P362	P51,57,98,100~101
9	徳島市長	徳島市には、吉野川に関する住民団体から報告書がある。この整備計画策定に関しても、森林の現状等の話も論議していただけたらいいようにお願いしたい。	共通-14 森林による流出抑制について	d P270	P5-2,105~105-1
10	鳴門市市長	旧吉野川が直轄としての取り組みが遅かったこともあって整備が遅れている。できるだけ早く整備計画から実施計画を策定していただき、一日も早い整備を希望、要望したい。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a P330	P77,80,82,95
11	鳴門市市長	鳴門市内の上水・工水は、旧吉野川から取水していることもあり、できるだけ早く、抜本的な第十堰の対策部分の整備計画策定手続きに着手していただきたい。	その他-14	e P481	-
12	吉野川市長	平成16年から直轄事業で角の瀬の排水機場、平成17年度から川島の排水機場に着手して頂き感謝している。また、漏水関係についても、今回の整備計画に入らせていただき重ねてお礼申し上げたい。	その他-37	- P508	-
13	吉野川市長	内水対策について、今回の素案でも(吉野川市の)内水対策を挙げてもらっているが、吉野川市の大きな課題なのでよろしくお願したい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91~91-1
14	吉野川市長	排水機場から本川に出る導水路の樹木が非常に大きくなっており、また、その部分に土砂が堆積しているため川の流れがとまってしまうので、排水機場から本川までの間の整備をお願いしたい。	管理-9 排水施設の機能維持について	c P432	P91
15	吉野川市長	吉野川市県民グラウンド2年続けて災害に遭い、約3500万の修理費がかかってくる。ふさわしくはないが、何か対応や知恵がありまらお願いしたい。	その他-33	a P506	-

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H18.7.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
16	阿波市長	(善入寺島周辺では、最近河床が上がってきたので、少し水が出ると思う。特にケンザキと呼んでいる所に向かって吉野川の水が押し寄せ、2年連続で真つ二つに割られ困っている。ケンザキ部分の補強をお願いしたい。	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	P320	P5,59,63,90
17	阿波市長	谷島地区(勝命箇所)に無堤地区に2kmある。毎年のように床上浸水等があり農作物が全滅になるので、この解消のため無堤地区に早期実施(堤防の整備)をお願いしたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P306	P54,59,61,65
18	阿波市長	鷲谷川には、内水排除のための樋門が設置されたが、最近は何度かの出水により樋門が閉められ、農作物の全部冠水や床下・床上浸水等もあるため、機械排水(ポンプ)の設置を計画してほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75,91~91-1
19	石井町長 代理 助役	角の瀬の排水場について、20m ³ /sの排水能力を持つポンプの設置の許可をいただいております。整備計画のP67に堤防漏水対策を実施する区間ということがあるが、すばらしいものができつつあると期待している。	その他-37 他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
20	石井町長 代理 助役	第十堰から上流部分の堤防の補強について、漏水対策、漏水調査を行っていただいておりますが、まだ黄色い部分(漏水対策必要区間)が少いように思われます。漏水対策は完全な整備を行って頂き、地域住民の不安の解消をお願いしたい。	治水-12 浸透対策について	P308	P25-1,56,66~68,82-3,91,97
21	松茂町長	今切川の左岸は(国道)11号線の北島境から広島の排水機場、船だまりがあるところまでを順次実施(築堤)して頂いている。継続してこの区間を実施してほしい。	治水-25 今切川広島地区の実施に関する計画内容について	P335	P83~85
22	松茂町長	p.81で、北川向地区の赤く塗ってあるところが掘削の場所だが、鳴門市まで両岸ずつと早期にお願いしたい。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	P332	P77~79-1,82
23	北島町長	これまでのディスプレイでは、ピンポイントの箇所が多かったが、総合的な話も聞けて非常に良かったです。このように思っています。	その他-37 他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
24	北島町長	防災は要因が非常に多いため、全体的なことを考えなくてはならないので、情報をもっと整理して出して欲しい。	管理-1 防災情報の充実について	P414	P95~97
25	北島町長	水辺プラザについては感謝している。	その他-37 他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
26	北島町長	北島町は周囲が水に囲まれているので、全方位を注意する必要があります。無堤地区、弱堤地区が残っているところについて第一にお願いしたい。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	P330	P77,80,82,95
27	北島町長	(北島町は)ゼロメートル地帯の内水排除対策が非常に重要である。この対策に非常に興味がある。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75,91~91-1
28	北島町長	災害に係わる情報網の整備を今後ともお願いしたい。情報網の整理をしていただき、わかりやすく対策(防災)をとれるようにすることに一番関心がある。	管理-1 防災情報の充実について	P414	P95~97
29	北島町長	(北島町は)河川に囲まれた島になっており、最後には島から逃げ出さないといけないので、橋の強化をよろしくお願いしたい。	治水-27 旧吉野川・今切川の橋梁改築について	P336	P80
30	藍住町長	第十堰下流2.5km左岸の藍住町徳命字小塚先に古い石積みの護岸が約300mあるが、この侵食対策を兼ねて早急に護岸の整備を実施してほしい。	治水-13 堤防侵食対策について	P311	P66~68,91,97

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H18.7.25 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
31	藍住町長	人と川とのふれあいに關する施策の推進について、旧吉野川に東中富親水公園や秘堤公園の整備を 行っており、多くの住民の憩いの場として利用されている。吉野川においても、水辺に近づきやすい親 水護岸を整備し、子供から高齢者に至るまで吉野川に親しめるような整備を実施してほしい。 旧吉野川は堤防がないところがほとんどで、洪水で浸水する箇所も何カ所がある。川幅の狭いところは 河道の掘削や堤防の築堤を行っていただき、住民の生命と財産を守ってほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について a	P397	P58-1,103
32	藍住町長		治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に關する計画内容について a	P328	P77,80,82,95
33	藍住町長	(旧吉野川で)洗掘が起こっている場所は、応急修繕はもとより強固な護岸整備を施工していただきたい。 い。	治水-13 堤防侵食対策について a	P311	P66~68,91,97
34	板野町長	板野町では、宮川内谷川の末流の地点(東徳島病院)あたりが増水のために浸水する。建設省時代か らいろいろ要望してきたが、「下流から実施する」という回答ばかりだ。できれば、上下流のバランスのと れた整備計画をしてほしい。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に關する計画内容について a	P328	P77,80,82,95
35	板野町長	大寺から川端地区の3kmぐらいは、無堤地区である。用地交渉は全部できているので、そういうところか ら築堤整備をしてほしい。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に關する計画内容について a	P328	P77,80,82,95
36	板野町長	西中富地区も無堤地区であり、一昨年(H16)の台風では手を伸ばしたら届くぐらいのところまで水がき ていた危険な場所である。その地区は人口が増えているので早急に堤防を整備してほしい。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に關する計画内容について a	P328	P77,80,82,95
37	板野町長	大寺橋付近で、昨年要望して木の伐採やごみの清掃をしていただき、感謝している。川端地区も木の 伐採が必要などころがあるので、よろしくお願ひしたい。	その他-25 旧吉野川の樹木伐採について a	P502	-
38	板野町長	災害があれば初動活動が大切であるため、防災情報の発信について、できるだけ正確に早く情報を流 して欲しい。	管理-1 防災情報の充実に a	P414	P95~97
39	上板町長	堤防の漏水対策をやっていたらいいが、引き続き堤防の強化に力を入れていただきたい。	治水-12 浸透対策について b	P308	P25-1,56,66~68,82-3,91,97
40	上板町長	これからの危機管理については思い切った情報を流す、事前に協議しておくことが、被害を最小限に抑 えられ、住民に対して安心感を与えられると思う。そのように情報を出して頂き、自治体へのご指導をお 願ひしたい。堤防が破堤した場合に、これぐらいの雨量であればこの地区にはどれぐらいまで水位が来 るといふ情報を提供してほしい。	管理-2 ハザードマップ等の充実に b	P419	P33~33-1,96
41	松茂町長	(堤防の)工事箇所については、地元と協議して優先順位をつけたいと考えている。できれば最優先順 位に住宅がかかる部分を実施し、何年ぐらいにそこを計画して実施していくということをやりたいと思 う。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について b	P332	P77~79-1,82

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H19.2.5 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	徳島市長	内水対策というのは、(徳島)市にとって大変重要な問題で、多少の雨が降っても被害が出るということなので、予算枠があるのはわかっているが、必要な優先順位をつけながら、やるべきことはやる必要があると思う。	治水-14 内水対策の進め方について	b	P7,70,75,91～91-1
2	鳴門市市長	第十堰を補修して頂くのは非常にありがたいと思っっているが、(第十堰の)抜本的な対策をできる限り早く結論を出して頂きたい。今回の素案をたたき台とした意見を聴く会が済み、ほぼ成案としてまとまるのではないかと。したがって、この第3回で最終とりまとめを行い、この河川整備計画を早く策定して頂いて、抜本的な第十堰の対策のあり方の具体的な検討を開始してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	h	-
3	門市長	旧吉野川の無堤地区での整備については、既に新規堤防実施地区ということで記載をして頂いていい。予算を獲得の上で、一日も早い実現をご要望申し上げます。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a	P77,80,82,95
4	鳴門市市長	【素案P33】情報提供とかハザードマップのことがより具体的にになってきた。鳴門市においては、昨年の8月に徳島河川国道事務所と河川情報の提供に関する協定書を締結させて頂いている。この締結に基づき、現在は河口堰のみの情報だが、大寺橋の観測所や今切河口の堰、それから鍋川などの情報も速やかな提供が頂けるとありがたい。	管理-1 防災情報の充実について	a	P95～97
5	鳴門市市長	情報の共有化については、昨年11月に国交省が中心となって、徳島北部災害情報協議会を設立し、その目標、目的の中に、災害情報の共有化を推進することが書かれている。したがって、そうした河川水位や防災警報、通行規制など総括的に、管理体制の強化ということの中に、国、県、市、関係機関との災害情報の共有化ということも、より具体的に書き加えられることはできないのではないかと。	管理-1 防災情報の充実について	a	P95～97
6	吉野川市長代理	吉野川市内のぼたる川地区では、平成16年10月の台風23号においても流域一帯に内水が湛水し、60戸を超える家屋の浸水被害が発生したので、排水機場の新設について、お願い申し上げます。	治水-14 内水対策の進め方について	a	P7,70,75,91～91-1
7	吉野川市長代理	川田川と吉野川本川との合流点付近では、近年の度重なる台風等の影響もあり土砂が堆積し、川田川から吉野川へ水が流れにくくなっている。素案附図の中に、掘削等の施工場所の記載をよろしくお願ひしたい。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	f	P90
8	阿波市長	善入寺島は、阿波市にとって最も大事な農用地であるが、(平成)16年、17年と相次ぐ台風によって耕作の放棄地もできており、これ以上被害が出る農家の方々の経営意欲にも大きく影響するので、先端部分の剣先の護岸補強だけでも取り急ぎ計画に入れて頂きたい。	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	b	P5,59,63,90
9	石井町長	角ノ瀬のポンプ場を、計画どおり早く完成をさせて頂くようにお願いしたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a	P7,70,75,91～91-1
10	石井町長	第十堰から上流に向かって、かなり広範囲にわたっての漏水対策には御礼を申し上げたいと思うが、引き続き続いて取り組んで頂くようにお願いしておく。	治水-12 浸透対策について	b	P25-1,56,66～68,82-3,91,97
11	石井町長	麻名用水の取水は、鴨島町や石井町にとって死活問題であるので、河川管理上いろいろ問題もあると思うが、安全に、安定して取水ができるようにお願いしたい。	利水-5 麻名用水について	b	-

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H19.2.5 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
12	石井町長	吉野川本川の遊水地帯をなくして、堤防をきちっと整備することは、非常にいいことだと思うが、それを完成することによって、流量あるいは流速等、柿原堰や第十堰に影響があるのかなのかお尋ねしたい。	治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について	P304	P54
13	石井町長	利水上、治水、第十堰は240年におわたってそれなりの機能を果たしてきたと思うが、第十堰は固定堰と可動堰で、どちらが治水上、利水上ペターなのか、十分ご検討して頂くようお願いしておく。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
14	松茂町長	今切川の改修の優先順位については、地元の見解も参考にして頂いて頂いたらと考えている。災害復旧でなく、災害予防に重点をおいて改修をお願いしたい。	治水-25 今切川広島地区の実施に関する計画内容について	P335	P83~85
15	松茂町長	今、旧吉野川(河口堰)は3湛2落で、計画水位を保って水が農地に入るように(操作を)しておりますが、干潮時には大谷川上流の潮どめ樋門をあけて、旧吉野川の水位を落として頂きたい。台風時、大雨のときには、雨が今からどれだけ降るといったのが気象情報で事前にはわかると思いますが、気象情報をしっかりと聞いて、それに対応できるように処置をとって頂いたらと思う。	管理-25 河口堰の操作について	P459	-
16	北島町長	北島町は、ゼロメートル地帯の川に囲まれた島であると同時に下流なので、津波も来るし、上から(洪水が)流れても来る。工事その他補強によって、随分堤防もできてはいるが、まだ無堤地区が少しあるので、対策をお願いしたい。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	P330	P77,80,82,95
17	北島町長	避難情報を出すとすると、一番低いところを基準にやらざるを得ないので、凹(無堤地区)がどこにあるか(教えてほしい)。(避難)情報ということで、言葉の定義を頂いているが、定着させるといふことでよろしいか。今までの言葉は難し過ぎたので、ぜひその定義を確定頂いて、情報ということを使って、避難というか事前には人的な被害を防ぐという体制もとっていききたいと思う。	管理-1 防災情報の充実について	P414	P95~97
18	藍住町長代理	整備計画の中で、藍住町の堤防侵食対策の場所が具体的に示されているが、住民は、この侵食対策はいつできるのかということが一番身に感じるものではないか。優先順位を決めて頂いて、10年以内、15年以内といったある程度の施工年度を計画に入れられないものか。	治水-13 堤防侵食対策について	P311	P66~68,91,97
19	板野町長	11k400は、吉野川の水が直接当たる場所であるため、できるだけ早い時期に着手できますようにお願いしたい。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	P328	P77,80,82,95
20	板野町長	住民が安心して生活ができるよう、早い機会に無堤地区で堤をお願いできたらと思う。	治水-27 旧吉野川・今切川の橋梁改築について	P336	P80
21	板野町長	西中富橋付近は、河川の幅が急に狭くなり、流れが早くなっている。もしこの橋が、増水で落ちるといふことになると大変なことになる。町道だが、橋付近も整備計画に入れて国の方で橋の架け替えをお願いできたらと思う。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	P328	P77,80,82,95

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H19.2.5 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
22	上板町長	堤防の強化について、漏水対策等も着々と進み、施工して頂いている点に対して、お礼を申し上げます。今後、引き続きよろしくお願いいたします。	治水-12 浸透対策について b	P308	P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97
23	上板町長	漏水対策で、吉野川沿いの地下水が少し水位が下がるといったことを時々聞くが、影響が出ているのかわからないか。水に対する考え方も今までの生活圏でそれぞれの方々の思いがあるので、今の状況が維持できるような方向で、管理を今後やって頂きたい。	治水-12 浸透対策について d	P308	P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97
24	阿波市長	30年の計画というのではなく、10年ごとに見直しをしながら、その中でやはり可能な限り10年、長くとも15年以内の計画というものをつくって頂きたい。	共通-8 河川整備計画の事業工程について a	P258	P59,65, 77,82

第3回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H20.1.28 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	徳島市長代理	現行予算をベースにした30年計画と言わず、予算の優先的な確保あるいは拡大に特段の配慮・ご努力をいただき、可能な限り早期に計画実現ができるように要望する。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
2	鳴門市市長	問題点は出つくした、早期にこの整備計画を策定、取りまとめをしていただきたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
3	吉野川市長	吉野川下流域の国営総合農地防事業業について、農業用水のピークの取水量が少し減少したと聞いている。その分、早明浦ダムの方に貯留して、利水安全度を高めたいという意向を聞いているが、この不特定用水を確保するということをお願いしたい。	利水-7 水利用について	P360	P35-1,98
4	吉野川市長	早期に河川計画を策定していただきたい、河川整備に早く着手していただきたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
5	阿波市長	善入寺島の剣先の護岸整備を早期に実施してほしい。	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	P320	P5,59,63,90
6	阿波市長	勝命地区には、無堤地区が約2kmあり、大雨が降るたびに農作物が冠水するという被害に遭っている。できるだけ早期に築堤をお願いしたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P306	P54,59,61,65
7	石井町長	現在の開放水路の排水機場40m ³ /sでは、出水時には対応できない状態であるので、角の瀬排水機場の改築、特に20m ³ /sから40m ³ /sの増設の早期完成をお願いしたい。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75,91~91-1
8	石井町長	飯尾川内水地域の護岸整備の早期完成をお願いしたい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	P493	-
9	石井町長	麻名用水の水路に水が全然こないなので、取水確保に国交省も協力して欲しい。	利水-5 麻名用水について	P358	-
10	石井町長	今現在洪水ハザードマップを作成中で、16年の台風の影響状況を見ると、石井町全域がほとんど浸水している。特に県の方、国交省と一緒に早期の実現を再度ご要望したい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
11	石井町長	第十堰については、住民の意見を参考にしながら現況で強化をしてほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
12	松茂町長	洪水と満潮や高潮が重なると自然排水ができない場合あり、最下流の松茂の方で越水をする危険性があるがあるので、できるかぎり臨機応変に極め細かな堰の操作をしてほしい。	管理-25 河口堰の操作について	P459	-
13	松茂町長	広島地区と中喜来地区の家屋移転が必要になるため、できる限り早く実施時期を明確にしてほしい。	治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について	P332	P77~79-1,82

第3回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(下流域) H20.1.28 徳島県建設センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
14	松茂町長	もうこの辺できちっと計画決定をして、一日も早く整備に着手していただきたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
15	北島町長	100年、200年に一度のものまで完璧なものというのを全地域でやるなんていうのは不可能であるため、もっと小さいものでも、あるいは仮設的なものであっても、総合的なバランスをとりながら、一歩一歩でも進めてほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
16	藍住町長	正法寺川と前川では、平成16年にも内水被害が発生しているのので、排水機場の能力のアップをしてほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91,91-1
17	藍住町長	正法寺川と前川の土砂の浚渫をしてほしい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	P497	-
18	板野町長	旧吉野川上流部の無堤地区についてもできるだけ早く堤防整備や河道掘削をしてほしい。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	P328	P77,80,82, 95
19	板野町長	避難時に使用する西中富橋は幅員が3mと非常に狭く、歩道橋の設置を計画しているのので許可してほしい。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	P444	P93
20	上板町長	漏水対策などの堤防強化を、さらに進めてほしい。	治水-12 浸透対策について	P308	P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(中流域) H18.7.11 美馬市美馬福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	三好市長	池田ダム直下流の(池田地区)では、フラップゲートをなどの対策をしていただいたが昨年も浸水したので、ポンプ車の配置を的確にできるよう、また、要望したときには即時に応じていただけるよう、取り組みをお願いしたい。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	a P427	P96
2	三好市長	三野町の(芝生地区)では、ほとんど堤防が完成しているが一部できていないため、そこから県道沿いまで浸水し、木材団地で多大な被害をこうむったことがある。工事を進めるには時間がかかるとは思うが、一挙にやり上げていただきたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
3	三好市長	最上流にいる者は、下流域の人が水を有効に活用できるために(川を)大事にしないといけないという精神にあふれている。しかし、堤防の整備の進め方など、下流域からすべての施策が展開される。上流域もこのような精神や責任もあるので、単に河川の管理や整備ということではなく、川全体として考えていかなければならない。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a P306	P54,59,61,65
4	三好市長	川の周辺にあるわずかな面積を多機能に活用できるようにすれば、上流域で生活している人たちが親しみを持って川の空間を活用できる。堤外地に地域住民が耕作で使っていたところを国が買い上げたから、地域住民の利活用の場に提供してほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
5	三好市長	上流に行くとも川と陸地との区切りがなかったところに、道路や護岸や堤防ができ、足の悪い人や高齢者にとってはなかなか川に近づきにくい。危険防止のために川へ入るという看板を立て、川から人を遠ざけようとしているところについても、配慮した取り組みが必要なのではないか。	環境-16 河川利用における高齢者への配慮について	a P400	P47,49,58-1
6	三好市長	河川情報ももう少しわかりやすく市町村の災害対策本部にも伝わるように、情報の整理と、情報を伝達できるような取り組みを改良していただきたい。	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95~97
7	美馬市長	(沼田地区)付近は無堤地区であり、築堤を1日も早く完成させていただきたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
8	美馬市長	(脇町第一)付近は無堤地区であり、築堤を1日も早く完成させていただきたい。無堤地区では、23号台風の時に、新しい県道のバイパスをつくっている付近が浸水し、大きな被害があった。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
9	美馬市長	岩津が鶴首になっており、その水が意外と早く来ると言われている。地形の特殊な形のところ(岩津)については、いろんな形でコミュニケーションをしていただいて情報をより的確に流してほしい。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	b P419	P33~33-1,96
10	美馬市長	地域の特長性を十分勘案し、本当に活用できる生きたハザードマップにしたい。吉野川流域全体で、浸水地域のハザードマップを作っていただいているが、もう少し精度を上げたものもお願いしたい。そうすると、市町村もより効果的なハザードマップになるのではないかと。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	b P419	P33~33-1,96
11	美馬市長	地域で住んでいる人が一番その川をよく知っているもので、意見を聞いていただくのはありがたいが、形だけでなく本当に、いろいろな形でそれが活用できるようにお願いしたい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
12	美馬市長	吉野川流域に引かれている光ファイバーを開放していただきたい。各市町村では、デジタル化対応をしようとしており、そういう部分についても国土交通省の情報系をできるだけ開放していただければ非常にありがたい。	その他-26 光ファイバーの占有について	a P503	-
13	美馬市長	内水排除の対策について、県との連携で河道掘削とか樋門のコントロール等工夫してほしい。浸水は内水が主だと思うため、配慮をお願いしたい。	管理-9 排水施設の機能維持について	a P432	P91~91-1

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(中流域) H18.7.11 美馬市美馬福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
14	美馬市長	吉野川も含めて、川はすばらしい観光資源であると思う。ある一定の場所に遊魚船に対する船溜まりみたいなものをつくっておけば、吉野川を利用して遊びにも来られるのではないかと思う。下流域ではきれいな水の上で遊べる場所があれば、観光客なんかも増えてくるのではないかと思う。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	c P397	P58-1,103
15	東みよし町長	この整備計画が概ね30年であるが、やはり具体的に5年10年があって30年があると思う。予算がまだまだ減ってくる構造改革の中で、この10年はこまごまぐらいできるだろうという具体的なお答えができないのか。我々も住民の皆さん方から、(加茂)第二のはどうなっておるのだという話もいたしたが、返事ができない。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	a P258	P59,65,77,82
16	東みよし町長	加茂第一を整備していただいており、山口谷について、200m手前まで築堤が出来ているが、まだどういう形で支流が始まるのか聞いていない。情報提供をもっとしてほしい。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	a P325	附图-16
17	東みよし町長	今回、直轄だけの計画であるが、支流(山口谷川)についても県と協議して、これに付随した計画を持って説明をしていただけたらと思う。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	a P325	附图-16
18	つるぎ町長	一昨年(H16)の23号台風では、(東毛田)集会所も腰ぐらいまで浸水した。昨年(H17)の14号台風のとくにはまたまた早明浦が濁水であったが、満杯状態だったら、一昨年と同じような浸水被害を受けるといってデータが出ていますので、特に治水、利水がメインでなかろうかと思う。環境や自然破壊やというのは、きれいとあり、きれいごとで住民や県民はもう守れない。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
19	つるぎ町長	議論のテーマはどこかで終止符を打ち、早く実施の時期を見出していただけたらありがたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
20	つるぎ町長	スポーツの場としてのグラウンドが共有なのは、徳島県で半田の小学校と中学校にだけと思われる。つるぎ町半田中藪の中藪島に水際公園的な整備をしていただき、教育部門に役立ててるのが、住民のすべての悲願である。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	b P397	P58-1,103
21	東みよし町長	素案のp.62に、中流域の(堤防を)整備する区間という図面があるが、位置関係や地域的なものについては、完成するまでもう一度協議頂けるのか。	治水-7 河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて	a P300	-
22	三好市長	池田ダムは香川用水や吉野川北岸農業用水の水源地になっているが、水道や浄化槽という社会生活を支える整備が進まない。徳島県の水処理率は上流に行けば行くほど低く、廃水処理整備も厳しい。上流域が水を守っているという意識を持っていることを、下流域で思ってくれてしかるべきだ。国交省が思い切った政策を講じれば、大多数の下流域も喜んでくれるのではないか。川の管理川全体を考えると、土地は国土と考えるように、川も大きな意味で考えて頂く必要があると思う。	その他-30 上・下流域の関係について	b P504	-
23	三好市長	銅山川は完全分水で、愛媛県へ利水しているの、愛媛県は四国一の産業の盛んな町になっている。今日の所管の話ではないが、完全分水の問題についてもご配慮いただきたい。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	a P412	P37~39
24	つるぎ町長	近年の度重なる出水により、ダム堆砂は進み、ダム洪水調節効果は、減少し、河川水位が上がっているのではないか。このままではダムがもたないもので、早く何かの処置を考えて頂きたい。	管理-23 ダム堆砂について	a P456	P93~93-1

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(中流域) H18.7.11 美馬市美馬福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
25	美馬市長	無堤地区の築堤で遊水地帯が減ってくると、その地域の過去の水位が下流まで行ったら、上がっているのではないかという気がするが、どうなのか。	治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について	P304	P54
26	東みよし町長	昨年(H17)は渇水で早明浦ダムが空っぽの状態で台風が来て、ダムがいっぱいになった。現実に早明浦ダムに水があればもっと全体的に出たとか、状態によって上がるのか。	治水-3 平成17年台風14号洪水の流出量について	P292	-

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(中流域) H19.1.24 美馬市美馬福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	美馬市長	(修正素案については)地域の方々の意見をよく聞かれ、また修正等もされているので、あまり申し上げることはない。	その他-37	P508	-
2	美馬市長	下流域は現在築堤が全地域終わっており、その恩恵を受けられている。一方、無堤地区の方は直接的に被害を受けているので、この整備計画についてのスピードや内容に温度差があるのは当然だと思いが、無堤地区の解消をぜひ早くして頂きたい。	治水-11	P306	P54,59,61,65
3	美馬市長	この整備計画が遅れば遅れるほど、無堤地区の解消が遅れてくるので、早く整備計画をまとめて、つくって頂きたい。	その他-3	P468	-
4	美馬市長	中流域では、内水の排除が大きな課題です。吉野川の大きな支流にはポンプ場をつくって頂いていますが、県や市町村がつくるポンプ場を有効活用するという意味で、きちっと連携できるような手法や連絡調整をお願いしたいと思います。	管理-7	P429	P91
5	美馬市長	地域イントラや地域情報システムをこれからつくっていくのだが、公共施設や個人の管理者に災害情報、防災情報を直接できるだけ早く伝えていきたいので、情報システムをつくるときに、情報をできるだけ早くもらえるような相談に応じて頂きたいと思う。	管理-1	P414	P95~97
6	美馬市長	吉野川中流域や上流域では、地下水を飲料水などに使っているところもあるが、河川の改修や地域の開発あるいは宅地開発など(の影響)で地下水の状態が変化しているのではないかと気がする。中流域ぐらいで地下水位の状態等のデータがあれば、教えて頂きたいと思います。	利水-3-1	P356	-
7	美馬市長	岩津から上流では、竹林が吉野川の原因をつくっているが、非常に入りにくい。一部伐採し、地域の人も入っていきやすいかな、しかもその竹林をできるだけ地域の人たちに利用してもらえように、開放していく方向がいいのではないかな。	環境-15-1	P398	P46~46-1,102
8	美馬市長	吉野川の幾つかのポイントでは、環境面で大丈夫という話(水質が環境基準を満足している)はあるが、(流域でみた場合)どうなのだろうか。そういう情報があれば、汚水や生活雑排水をできるだけ減らしてくれただとか、そういう活動も市町村としてもやっていけるので、非常にいいのではないかなと思います。	管理-18	P448	P37,58,93,98~99
9	三好市長	前回のいろいろご質問やお願いをした件で、随分具体的に考え方、対応について記載を頂いておりまして、ほとんど満足しているというふうな感じもするわけです。	その他-37	P508	-
10	三好市長	無堤地区の解消は、中・上流(域)にとって、いづごろやってくれるかというのが偽らざる気持ちです。すべてを完成して、事業に着手するというのでは、余りにも時間をかけ過ぎることになる。災害に対する備えはいつでもやっておかないといけないわけですから、できるだけ速やかに計画をまとめて実行に移して頂けるように、多くの皆さんにそういう声を届けて頂きたい。	その他-3	P468	-
11	三好市長	(無堤地区の解消は)無堤地区の皆さんにとって待ち遠しいので、20年、30年先ではなくて、5年とか10年ぐらいの単位での中長期的な目標数値があれば非常にわかりやすいし、ありがたい。	共通-8	P258	P59,65,77,82
12	三好市長	河川を一体として考え、河川をより地域住民が活用できるようにするためには、治水は下流から、河川利用は上流からという考え方があっていいのではないかな。土地の少ない中・上流域にとって、そういうことは非常にありがたい話である。	環境-15	P397	P58-1,103

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(中流域) H19.1.24 美馬市美馬福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	三好市長	水辺の楽校などの部分的な開放とか限定した開放とかいうのではなくて、いろんなところから川へ近づけるような方策を考えていくべきだと思う。堤防等ができる段階になりますが、できるだけスロープのようにして頂けると、小さな子供や高齢者も一緒になって行けると思っています。	環境-16 河川利用における高齢者への配慮について	a P400	P47,49,58-1
14	三好市長	排水ポンプ車の利用する手順の説明頂きましたが、非常にまどろっこしい。台風時期にそういう情報がリアルタイムで表れてくれるような広報をして頂けると、より利用しやすいと考えるところであります。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	a P427	P96
15	つるぎ町長	旧半田町やつるぎ町は、(平成)16年と17年にかなりの被害を受けた。(一方)下流域では、近年浸水したことはないと思う。本当に被害を受けた方の痛みを理解して頂いて、(堤防整備の)早期着工をお願いしたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
16	東みよし町長	基本的には、(堤防整備の)早期着工、早期完成ということでございます。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
17	東みよし町長	パブリックコメントに対してのお答えを、役場に置いてあるとか市庁舎に置いてあるということでは十分周知できないのではないかと思います。(今,)会場として中流域なり上流(域)でして頂いていますが、もう少し小さく旧町村単位で、いろいろな質問に対して早期にお答えを頂いたら、住民の皆さん方も納得頂けるのではないかと。	その他-4 意見の反映方法について	c P470	-
18	東みよし町長	(排水)ポンプ(車)について、現在6台ということですが、今後、増強の予定はあるのか。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	b P427	P96
19	東みよし町長	香川、高知、愛媛などの県にどれぐらいの(ポンプ車)設備があるのか、(それらの県との)連携がどうなっているのかをお聞きたいと思えます。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	c P427	P96
20	東みよし町長	築堤工事がどんどん進むにつれて、その景観も含めて、川というものの計画、構想みたいなものを簡単なものでも書いて頂いて、できるだけそれに近づいて、何か少しずつでもやって頂けないか。築堤工事の残骸撤去も含めて、竹林のある程度の整備をするなり、そういった計画も順次入れて頂けるのか。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
21	東みよし町長	(平成16年の台風23号)のときも、1万6000m ³ /sという情報が流れてきたので避難勧告をいたしました(が、結果として浸水被害は発生しませんでした)。これがたび重なると、水も来ないのに町がやかましく言いよるわというふうなことになるか、確実な情報を早い時期に頂きたいという思いがあります。	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95~97
22	三好市長	(三好市)も単独で光ファイバーと防災カメラを主要河川に設置をしているのですが、専門的に考えた防災カメラではないものですから、またご協力、ご指導頂けたらありがたいと思えます。	その他-26 光ファイバーの占用について	b P503	-

第3回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(中流域) H20.2.6 四国三郎の郷 交流体験棟

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	美馬市長	地域住民にとっては、いつ洪水が来るかわからない状況なので本当に不安である。上流部の築堤等の計画を着実に、しかも早期の着工を含めてお願いをしたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P306	P54,59,61,65
2	美馬市長	国土の維持管理として、国土保全として、特に大規模河川については国が直轄でやっていただかないとできないと思う。直轄河川の維持はぜひ進めていただきたい。	その他-15-1 一級河川の直轄化について	P486	-
3	美馬市長	気象状況等により安定的な維持用水が確保されていない、上水や農水が安定的に供給できるように管理してほしい。	利水-2 吉野川の正常流量について	P354	P57,98
4	三好市長	意見は出尽くしたと思う。河川の整備については、一日も早く災害や突然の事態に対応していただかなければいけない。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
5	三好市長	銅山川の完全分水のために新宮ダム下流では水量が足りない。上流の富郷から放流すれば水量を維持できるのではないか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37~39
6	三好市長	銅山川では住民による環境整備の取り組みも行われている団体もあり、30年間の現状そのままでは非常に困る。河川整備計画でも銅山川の水環境の改善に取り組んで欲しい。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	P412	P37~39
7	つるぎ町長	池田ダムの放流や美馬地域の改良でつるぎ町が被害を受けている。これらを解消するには築堤しかない。早く事業着手して欲しい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
8	東みよし町長	ある程度の区切りをつけていただくか、あるいはまたは、国土交通省も吉野川の全体の計画を持っておられる下流域、中流域、上流域に分けて整備計画を完成させていただいて、もうできたところから重点的に工事をするというようなことでもいい、できるだけ早く無堤地区の解消、二市二町同じ思いであろうかと思う。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P306	P54,59,61,65
9	東みよし町長	堤防ができてくると、内水の問題が発生する。堤防がないときよりは被害が少なくなるというように考え方ですけれども、ポンプが必要な箇所、これは順次どうやって整備をしていくのか、こういった計画もある程度踏み込んで計画の中に入れていただきたい。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75,91~91-1
10	東みよし町長	リアルタイムの収集、共有体制はこれからの調査・研究ということであるが、これについてはできるだけ早く、統一した見解で我々地域の者が動けるような形づくりをお願いを申し上げたい。	管理-1 防災情報の充実について	P414	P95~97
11	東みよし町長	毛田地区の問題ですが、途中で終わっているというふうなこの問題とか、あとみよし地区の宮岡等々については輪中とか宅上げ等ということになっている。こういった計画になるのか。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
12	東みよし町長	築堤をした川側にもやはり護岸がかなり侵食されて傷んでいるところがある。これについては整備計画とは別個にまた国土交通省の中でそういった改修、修復についての計画を持っていたらいいのか？	管理-13 河川の適正な維持管理について	P441	P91,93
13	東みよし町長	侵食されている箇所については、一緒に現場を見ていただくことができますか。	管理-13 河川の適正な維持管理について	P441	P91,93

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H18.7.26 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	新居浜市代理助役	富郷ダムによって、新居浜市は非常に潤いをもらっている自治体であり、河川計画でこういうことをやって欲しいということはない。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
2	新居浜市代理助役	河川敷に近いところに集落が1つだけあるので、(新居浜市の)上流の状況など河川情報を充実して流して頂くと助かる。	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95~97
3	四国中央市長	(四国中央市は)1つの市で銅山川の3つのダムを抱え、水資源の恩恵を受けた町だと思ふ。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
4	四国中央市長	洪水調節機能という観点から、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたい。	治水-33 柳瀬ダムの改良について	a P350	P74
5	四国中央市長	(柳瀬ダムの)堆砂の除去と堆積土の利用について継続してお願いしたい。	管理-24 ダム堆砂の利活用について	a P458	P93~93-1
6	四国中央市長	平成13年、14年に(作成した)銅山川の3ダムの水源ビジョンに地域環境整備や水辺が果たす教育の価値などが書かれている。その辺と整備計画との連携協力体制で臨んでほしい。	環境-21 水源地域ビジョンについて	a P411	P89
7	本山町長	ダムの管理の問題として、直轄で管理し、ダムの設置者としての責任を直下流、特に本山、土佐町、大豊町の浸水対策あるいは河川環境の整備、浸水機能の向上について、解決しないとなかなか難しい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
8	本山町長	この河川整備計画は、この先30年ダム上流域には何もしないという計画であり、甚だ落ちがらあって、遺憾である。これから30年下流域の整備を直轄でして上流域には何の対策も講じないということは、ダムの設置者として、全く無責任ではないかと思っている。ダム設置者として国が果たす役割、責任、これを果たしていくということを明確にするべきではないかと思ふ。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	b P484	-
9	本山町長	早明浦ダム建設当時、建設中も建設後も濁水は絶対に出さない、と言われ、地元で了解した経緯があるが、全く抜本的な対策を講じていない。これから30年先、このままでは到底我慢できないので、抜本的な対策を講じるという前向きな姿勢を示して欲しい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41.99, 105~105-1
10	本山町長	早明浦ダムは圧倒的な治水容量があるが、構造上クレストゲートから下の事前放流が可能なダムの体質改善をぜひ考えていただきたい。	治水-32 早明浦ダムの改良について	a P349	P74
11	本山町長	最近、アウトドアスポーツで河川の利用が始まっているため、かんがい期の流入量をもう少し幅広くとれないか(例えば5月以降も3月のかんがい期並の水量で確保するなど)。整備計画とも別かもしないが、考慮して欲しい。	その他-31 河川利用への水量調整について	a P505	-
12	大豊町長	(早明浦)ダム直下流の直轄区間でないところがなぜ計画で取り上げられていないかの説明で、被害の大いところから対策をしていくという説明があった。その発言に非常に憤りを感じ、撤回してほしいと思つた。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	b P484	-

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H18.7.26 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
13	大豊町長	濁水の問題について早明浦ダム直下流と下流の被害状況を把握するべき。ダム湖内では水質の基準値を満たしているとなっており、下流では濁水時には悪臭のする水が流れていた。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	b	P402 P404, 98~99
14	大豊町長	治水機能を備えたダムが上流にありながら、農作物が1日でだめになるということを、住民がどのように受け止めているかを考えてほしい。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a	P487
15	大豊町長	洪水調節機能を大きくしたら、具体的に(早明浦)ダム直下流でどうなるのかということが全くわからな	治水-32 早明浦ダムの改良について	b	P74
16	大豊町長	治水・利水機能を備えたダムを設置し管理する責任において、流域は1つなのだから管理されるべきで、住民に配慮すべきだ、という考えである。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	b	P484
17	大豊町長	治水・利水機能のあるダムの管理をすることで利益(メリット)を得る地域、デメリットがある地域の利害を調整する制度について、30年の整備計画の中で検討した経緯があるのかどうか、今後どうなのかについて伺いたい。	その他-30 上・下流域の関係について	c	P504
18	大豊町長	今の整備計画は、これから30年は何もしてくれないという計画なので非常に遺憾に思う。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	b	P488
19	土佐町長	(早明浦)ダム直下の土佐町、本山町、大豊町について、今回の計画で直轄管理区域として拡大して具体的な計画まで載せてもらうということできなければ、容認できない。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a	P484
20	土佐町長	直轄管理区域であるうが、県管理区域であるうが吉野川に違いなく、今回30年先を見据えての計画なので、しっかりと高知県とも調整を図ってもらいたい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	b	P488
21	土佐町長	市町村長、住民の意見はどれほど反映されるのか。	その他-4 意見の反映方法について	a-1	P469
22	土佐町長	源流域に近いところは、吉野川の水質を良くしていくと平成30年には土佐町全域に下水道を整備していくこととしているが、早明浦ダムからの濁水で川の魚がほとんど全滅の状態である。ダムに起因した濁水問題の抜本的な改善について今までも何度か話し合いをしてきた。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a	P406 P41,99, 105~105-1
23	土佐町長	森林が整備されない(状態で)、大雨が降ったら流木ごと、昨年の早明浦ダムであつたとおりである。林野庁とも連携をとって山の手入れをしてほしい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b	P265 P105~105-1
24	土佐町長	林野庁とも連携をとって山(森林)の手入れをしてほしい。これは濁水対策の1つの方法ではないかと思っている。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	d	P265 P105~105-1
25	土佐町長	ダムの事前放水のために確実に低貯水位でも放流できるような施設を考えるとこの整備計画に書かれているが、これは具体的にどのようなことを考えているのか。	治水-32 早明浦ダムの改良について	c	P349 P74
26	土佐町長	高知県は財源不足であり、河川の堤防はできる状態ではないと言っている。そうすると、いつ被害を受けるかわからない源流域、上流域は我慢しなさいということか。このことについて高知県と話し合いはしたか。	その他-19 高知県との連携について	a	P491

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H18.7.26 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
27	土佐町長	危険箇所については上流域であろうが、必要などころは改善し、計画に載せていく、ということが行政としての努めではないか。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	b P488	-
28	大川村長	事前に整備計画を熟慮したが、啞然とした。上流域に対する整備計画が無に等しい。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	b P488	-
29	大川村長	(県道)17号線の早明浦橋から役場まで11kmの間にカーブが大小合わせて107箇所ある。ダム堆砂をあげて道路線形の改良に使えばどうかと提案したが、依然として検討するという話しかない。できるのかできないのかはつきりしてほしい。	管理-24 ダム堆砂の利活用について	b P458	P93～93-1
30	大川村長	ダムの濁水に起因する地滑り、それが濁水に通ずる状況は現実には起こっており、これを保全して欲しい。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	a P402	P40,41, 98～99
31	大川村長	国土を保全するのは国の責任である。もう少し源流域に対する想いも整備計画の中で位置づけておくべきだと思う。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	b P488	-
32	大川村長	森林整備の問題が遅れているので、林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立てて欲しい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105～105-1
33	大川村長	源流域は、自分の郷里を犠牲にして利水地域の命を守っているというプライドを持っているので、整備計画は被害の大さいところからというプライオリティーの問題ではなく、トータルの問題として見て欲しい。	その他-30 上・下流域の関係について	d P504	-
34	大川村長	今回の会では意見を聞き置いただけなのか、出された意見についてただちに修正し、具現化するのか確認したい。整備計画に意見が反映され、変更もあり得ることか。	その他-4 意見の反映方法について	a-1 P469	-
35	いの町長	P32早明浦ダムの堆砂量の経年変化について、平成5年から平成8年あたりまで約50万m3の土砂が減っている。なぜここだけが減っているのか、説明すべきだと思う。	管理-23 ダム堆砂について	b P456	P93～93-1
36	いの町長	河川は山から川、海まで一体である。林野庁と農水省も吸収し、森林の分野をもっと書いてほしい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105～105-1
37	いの町長	堆積砂を一定減らすという項目があれば環境にもいいと思うし、アユの生息もよみがえるのではないか。	管理-23 ダム堆砂について	a P456	P93～93-1
38	いの町長	山地砂防の事業計画もこの河川計画に記載できないか。同じ国交省だから、山地砂防は記載できるのではないか。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	d P267	P20-1, 105～105-1
39	いの町長	堆砂の除去の問題や、濁水の問題も林野庁との連携を強化していく等の記述がないと、河川法だけで進むことになる。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	d P265	P105～105-1
40	大豊町長	(早明浦)ダム下流域の直轄化の話の中で、予算軸と時間軸から言って無理だという話だったが、30年という期間がどれくらい長くて大きな時間かということをおわかって欲しいのか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	b P484	-

第1回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H18.7.26 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
41	大豊町長	河川を管理するということは、流水を利用し、治水、利水を行い、その水をいかに守っていくかということである。その中で、当然利害がある。それを調整する制度について、この整備計画がそこまで踏み込んだ、全体を見据えた計画であるべきだと思う。	その他-30 上・下流域の関係について	P504	-
42	大豊町長	吉野川の場合、治水・利水のために四国の命として早明浦ダムを建設し、水利用を開発し恩恵を与えている、それに係る管理という考えで言っている。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
43	いの町長	早明浦ダムは100年計画のダムで、これまで40年経っている。30年間の計画で、国交省は早いうちに補強・修繕することにより延命対策をすするという方針を打ち出しているが、ダムにも当てはまらないのか。	管理-22 ダムの補修・補強について	P455	P93～93-1
44	土佐町長	p.74の「上流ダム群の改良等」で「早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築する」と書いてある。事前放水も含め、ぜひそのようにしてほしい。	治水-32 早明浦ダムの改良について	P349	P74
45	土佐町長	県管理区域であっても、国として県に対して国土保全の考えを指導し、連携をとり、どう対策を講じたらいいのかを基本に置いて話をしてほしい。	その他-19 高知県との連携について	P491	-

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H19.1.22 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	新居浜市長代理	平成16年の台風災害における土砂流出の状況を見ると、ほとんどが針葉樹林の土砂崩壊、山腹崩壊だと思ふ。照葉樹林の促進とか、具体的なことは話し合いができるのかどうかお伺いしたい。照葉樹林は水源涵養でも非常に必要なことだと思うので、ぜひ促進をして頂ければと思う。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105~105-1
2	四国中央市長代理	柳瀬ダムについては堆砂の撤去、あるいは堰堤改良事業としての放流設備等を実施して頂くという事で感謝申し上げます。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
3	四国中央市長代理	(柳瀬ダムと同様に)、富郷、新宮ダムでも状況を見て、堆砂の撤去、堰堤改良事業としての放流設備等を実施する計画であるが、今後どのような時期に、どのような状況でして頂けるのかお聞きしたい。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93~93-1
4	四国中央市長代理	富郷、新宮ダムの貯水内の地すべり対策は、どのような状況でして頂けるのかお聞きしたい。事業計画にも書いてあるように、地すべり対策等は特に迅速にお願い申し上げたい。	治水-33 柳瀬ダムの改良について	P350	P74
5	本山町長	(早明浦)ダム設置者として、直轄区間であるのに関わらず、この下流域へどういう責任を負って頂けるのか。この30年以上にわたってダムにより、迷惑していると地域の者は感じている。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
6	本山町長	事前放流は下流域にもかわる問題であるが、早明浦ダムについても改築の必要性を認めて頂き、記述もして頂いたことは大変ありがたく思っている。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
7	本山町長	日々の生活の中で濁水問題により精神的に大きな苦痛をこうむっている。森林の蓄積量と面積については、ここ何十年来変わりはないという現状認識をとられてはいるが、森林の環境が著しく変化をしていることを、全く理解していないのではないかと。山がやせて、日々土砂が流出している環境を改めるには、間伐を徹底して、繰り返しやっていく以外にない。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105~105-1
8	本山町長	【素案P105】には、森林保全への取り組みについて、土砂流出の防備機能等の保全が求められるとある。濁水問題を解決していくには、森林の環境整備が大きき問題になっているので、ダム設置者の国とダム管理者の水資源機構等で、森林組合等、担い手づくりのための基金造成ができないものか考えて頂きたい。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105~105-1
9	大豊町長	管理権限がどこにあるかが川というものは一体的に管理しないと地域住民としては困るため、直轄管理区間に編入をお願いしたいという行動をとらせてもらった。ところが、今回の素案の訂正の中に(それが)ない。やはり考え方として、向こう30年の計画をつくる中で、住民の意見がきちっと反映されることが必要であると思う。それがないと、この計画に地域の意見が反映されたとは思えない。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H19.1.22 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
10	大豊町長	【四国地方整備局の考え方P124】その他-30の上・下流域の関係についての考え方として、「下流域を含む受益地域と水源地域の交流を今後とも進め、～」とありますが、上流域、下流域のきれいな水の流れを継続していくためには、やはり山に対して投資が要る。この向こう30年の計画の中でモデル的にも、そういう上下流域の連携を1つシステムにするという事はできないか。やはりそういう考え方を、向こう30年の計画をつくるのであれば、ぜひ出してほしいと思う。	その他-30 上・下流域の関係について	P504	-
11	土佐町長	(国土交通)大臣も(河川)局長も、上流域と下流域に住む住民の安全の確保は等しいものでなければならず、県の管理区域であるが、国の直轄管理区域であろが、これは等しくなければいけないということを指導していくと明言してくれた。今回、幾分素案が修正されていることは評価するが、直轄管理区域のことも含めて、どのような指導があったのかを皆さんに聞いてみたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
12	土佐町長	ダムに濁水がたまると、そう簡単に水は澄まない。森林資源を間伐して、健全な森林にすることによって、大雨が降っても足元が洗掘されないように、林野庁とも連携を持って、整備をして頂けるような方を打ち出してもらわなければならないと思う。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105～105-1
13	土佐町長	(早明浦ダムの湛水区域)最上流の川井地区では、布団かごで護岸を固めていたが大変な状態になっているし、その上部で大規模な地すべり現象を起こしている。下流で中村地区では、人家の前の坪先にクラックがはいって何百年も続いた家を出ていかないといけないような危険な状態に犯されている。これらは、(早明浦)ダム(の湛水)が起因していることは間違いないので、ぜひ調査してもらいたい。	管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について	P452	-
14	大川村長代理	美しい国づくりという観点から、ダム貯水地の水位の変動がかなりあるために、河床から水域までの法面がむき出しのままですべて年々侵食されている。その対策をできるだけ早くお願いをしたい。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	P409	-
15	大川村長代理	濁水になると湖底に相当量の堆砂土があらわれていて、大川村のイメージダウンにもなっているのので、ダム使用延命の観点からも積極的な対策をお願いしたい。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93～93-1
16	大川村長代理	早明浦ダムと上流の町の間の間には桜の木がずっと植えられているが、最近病気になるようになって枯れてきている。ポランテアアではどうしようもないところまでいってしまっている木もあるのでも、病気の木や枝を切るなどの対策を、美しい国づくりとして美しい河川というのをできるだけ目指してやって頂きたいと思う。	環境-20 早明浦ダム周辺環境整備について	P410	P89
17	いの町長	【素案P20-1】の砂防事業(の記載)はありがたいが、(現状の報告)だけで、これからの対策がないのが残念。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	P500	-
18	いの町長	【素案P105】の「森林整備を実施している林野庁等」の関係機関と連携の”等”には、山地砂防も入っているのか。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
19	いの町長	【素案P90】の中ほどの「河道整正や樹木伐採」は、河川敷に堆積している砂利までは踏み込んでみると認識した方がいいのか、そこまでは踏み込んでいないと認識した方がいいのか。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	P424	P90
20	いの町長	【素案P55】のダム管理において、濁水調整や洪水調整のために発電ダム等との連携はできないのか。また、そういった意味も含んでいるのであれば結構である。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30,55,74
21	いの町長	【素案P91】(施設の維持管理)に「閘門」という文字が出てくるが、これは実際にあるのか。附図を見ると、どこかにあるのか。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	P429	P91,92

第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H19.1.22 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
22	いの町長	【素案P1からP21】までの固有名詞等には平仮名が振られているが、P21から次、P61の「狭隘」を最後に平仮名が然らない。これは何か意図的にやっているのか。整理をされた方が読者にとってはお利便なことと思う。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-11 P277	-
23	土佐町長	吉野川の支流の地藏寺川や汗見川などの河川整備が、県の管理区域だからできない場合に、砂防事業でその堤防をやるとかということは何も不可能なことなのか。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	c P500	-
24	大豊町長	県と国が一緒になって計画をつくり、一緒に責任を持って進めようというふうな計画をされた例というのは全国ではないのか。また、この吉野川においては、今の段階でもそういうふうな選択肢の考えというのはないのか。	その他-19 高知県との連携について	a P491	-
25	土佐町長	ダム直下の(被害の)状態を見ても、被害の大ききところを重点的にやるべきで、上流域は我慢しなさいというようなお考えが皆さんもあるのか。代表者でも構わないので、ちょっとお考えを聞いておきたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
26	大豊町長	今回の計画が向こう30年という非常に長期にわたる計画なので、今時間をかけて(議論する)ことは非常に意義のあることだと思う。我々も言い続けるので、よろしくお願ひします。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	d P468	-
27	土佐町長	(河川整備)というものは計画に沿って事業を実施していくもので、基本的な計画に沿った事業計画を立てて予算要求していくことになるわけですから、整備計画が30年先を見通した基本的な計画であるならば、その計画の中に県の管理区域も含めた連携をもって、必要な箇所については事業を実施していくと、直轄に入れることができなくても、県との連携をもって等しく安全が確保される形でやっていくということを明記して頂きたい。	その他-19 高知県との連携について	a P491	-

第3回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H20.1.16 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	新居浜市代理市長	放流量を判断する際の、降雨予測の正確性や予測技術の進歩状況を教えて頂きたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30,55,74
2	新居浜市代理市長	治山、砂防と森林の保全を、連絡調整会議のように省庁の垣根を越えて近年にマッチした内容で進めて欲しい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105～105-1
3	四国中央市長代理	柳瀬ダムは計画堆砂容量の1.7倍相当の堆砂があるが、近実施された内容でどのくらいの期間でどのくらいの量の堆砂を除去あるいは搬出できたかについて教えて欲しい。	管理-24 ダム堆砂の利活用について	a P458	P93～93-1
4	本山町長	濁水について、渇水期だけでなく満水時にも、ダムの崩土が流入しないかというようなことなど、何らかの対策を講じていくような、前向きな姿勢を示して欲しい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99,105～105-1
5	本山町長	洪水調節能力と、事前放流ができる施設に早く改築をするよう、そうした方策と日程的なものについても示していただきたい。	治水-32 早明浦ダムの改良について	a P349	P74
6	大豊町長	早明浦ダムの改良について、住民は安心できないと思うので、その効果や工事時期をいつ頃住民に示すことが出来るのか。	治水-32 早明浦ダムの改良について	b P349	P74
7	大豊町長	下流域の堤防とか、いつとどのようなことは計画としても示さないんですか。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	b P258	P59,65,77,82
8	大豊町長	早明浦ダムの洪水調節機能の確保等についての、手順や時期等を住民に示せる計画にしてほしい。	治水-32 早明浦ダムの改良について	c P349	P74
9	大豊町長	濁水について、向こう30年の計画ですから、もう少し踏み込んで、これをなくす方向で取り組むんだということを明記していただきたい。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	a P406	P41,99,105～105-1
10	大豊町長	直轄管理について、国の方まで行くなどしまして取り組んでききましたけれども、端的に言えば難しいというお話があります。しかし、国として河川を管理しないと、住民の安心な生活を確保できないということがあります。難しいと言われたからそうですかという状況ではありませんので、そのことは認識しておいていただきたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
11	大豊町長	素案P20-1「吉野川の現状と課題」の中で、砂防事業について、今後の取り組みのところでは計画の中でどのような位置づけがされているかとはちよっと読み取れなかった。また、地域として、課題の中で取り上げたことについて、この計画の中で全然取り組みの位置づけがないというのはどうかかと受けとめました。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	b P500	-
12	大豊町長	中流域の直轄砂防エリアと上流域の直轄砂防エリアの間を直轄の砂防エリアとして河川整備という観点からも今後取り組んでいただきたい。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	b P500	-
13	大豊町長	いろいろな制度にまでも踏み込んでやるんだと、そしてこの川を守るんだという姿勢で、期待されるかと継続するではなくて、そういうことをきちっと明記していただきたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
14	土佐町長	下流の計画については図面上に計画が示されているが、上流については早明浦ダムの改良計画等の記載が抽象的すぎるので具体的に示してほしい。	治水-32 早明浦ダムの改良について	c P349	P74

第3回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会(上流域) H20.1.16 土佐町保健福祉センター

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
15	土佐町長	説明の中で、過去から洪水緩和機能は全然変化してないと言われていた。実際は物すごい変化をしているのか。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105~105-1
16	土佐町長	この計画書はいつ終わるのか。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
17	土佐町長	(早明浦ダム下流を)直轄管理区域にして欲しいという希望は捨てていない。早明浦ダム建設後も、河川流域が氾濫して、濁水が上流域では半年ぐらい続いた。現状がそういうことであるとういことを十分ご認識いただきたい。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	P484	-
18	大川村長	堆砂が上がっているのか、抜本的に河床を低くして堆砂の除去をしてほしい。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93~93-1
19	大川村長	多量の堆砂を道路線形改良に利用することなど、土砂の有効利用について明記して欲しい。	管理-24 ダム堆砂の利活用について	P458	P93~93-1
20	大川村長	ダムサイトの桜並木が天狗巢病に罹って景観が悪くなっているのか、手入れをして欲しい。	環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について	P410	P89
21	大川村長	湖岸の植栽に地域の樹木ではない樹木が使用されている。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	P409	-
22	大川村長	湖岸に植栽した樹木は成長して見通しも悪くなっているのか何らかの手入れをして欲しい。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	P409	-
23	大川村長	(早明浦ダムと上流のいの町の間の)桜並木はボランティアで手入れをしている。その手入れを国でやってほしい。	環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について	P410	P89
24	いの町長	放流に関する情報等を下流のダム管理に通知するための協定を何か結んでいるのか。大橋ダムの放流に関する情報等が欲しい。	管理-1 防災情報の充実について	P414	P95~97

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	1	学識者と住民の意見交換の場がない。意見集約を工事主体である国交省が行うのはおかしい。中立的な流域委員会を設置すべきである。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a P461	-
2	1	森林の洪水の低減機能について、参考にされていない。ビジョン21からダムの代替案が出ている、これに対する評価をすべき。	共通-14 森林による流出抑制について	d P270	P5-2, 105～105-1
3	1	総合治水についてあまりにも記述が少ないのではないか。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	a P295	P59,61,63
4	1	なぜ、一番危険な第十堰付近から対策を行わないのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	a P481	-
5	2	吉野川の河口について「干潟保全」だけでなく、吉野川の「汽水域」を正當に評価して、保全を盛り込んでいただきたい。	環境-6 河口干潟について	a P375	P44,57,68, 101,105-1
6	2	環境、景観、さらに人と自然とのふれあいの現状把握にもっと努めていただきたい。その上で再生よりも、吉野川の特徴を活かした保全目標をしっかりと盛り込んでいただきたい。	環境-2 環境目標の明確化について	b P364	P42～44-2, 57, 105～105-1
7	2	住民参加型の仕組みを実現してほしい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b P462	-
8	2	汽水域生態系の多様性を保持するために、様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することを盛り込んで下さい。	環境-6 河口干潟について	b P375	P44,57,68, 101,105-1
9	2	河口の地形の多様性や生態系の絶妙なバランスを保つことが重要であるため、河口への河川流量の確保、土砂管理が必要である。	環境-6 河口干潟について	c P375	P44,57,68, 101,105-1
10	2	汽水域環境保全のため、多方面の専門家を集めて検討し、管理計画を作成し、実行していただきたい。	環境-6 河口干潟について	d P375	P44,57,68, 101,105-1
11	2	河口域は、多くの行政部局や人々が管理し、関係している場所であるので、河川局関係、関連自治体、港湾局、海岸部局等もろん市民も含めて、「河口域環境の保全のための協議会」を国主導でつくっていただきたい。	環境-6 河口干潟について	d P375	P44,57,68, 101,105-1
12	2	上～下流の連続性だけでなく、水辺の高い所から低い所への連続性(エコトーン)の保全が大切である。	環境-7 連続性の確保について	a P377	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
13	2	汽水域の多様性を保持している水辺、昔の石工による護岸を評価して頂きたい。	環境-6 河口干潟について	f P375	P44,57,68, 101,105-1
14	3	専門用語が多く、一般の方々には理解ができなかったのではないか。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-1 P276	-
15	4	余りに短い時間配分に学識者の意見がすいあげられていない。改善してほしい。説明(が)長くとっても質問などできないではないか。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	a P473	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
16	4	大規模地震が予測されていることを前提に検討すべき。	治水-28 地震対策について	P337	P55～56-1, 74,83
17	4	環境について樹木管理に重点をおいているが、根本的な環境問題を考えてみてはどうか。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
18	5	検討方法に関して、今回のように時間で切ってしまうのは、充分な意見が出てこない。回数を3回をめぐりと決めるのではなく、とことん意見が出るまで、会議を重ねてほしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
19	5	計画の内容には、地域住民とのかかわりや、管理における住民との役割分担という概念がまったく含まれていない。住民が河川管理に参画しなくては、よりよい吉野川づくりは望めないのではないか。	管理-14 河川維持管理への地域住民の参加について	P442	P91～91-1, 93, 105～105-1
20	5	学識者のメンバーの中には、住民参加、総合治水という概念を専門にした方がおられない。その専門家を追加すべきだ。	その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について	P472	-
21	6	素案の説明に時間をかけすぎているのではないか？ おおむね1年間を目安にしているのであれば、形式だけの会議にならないよう創意工夫をするか、徹底的に時間をかけるかという選択をしてほしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
22	6	学識者委員の選定の根拠を示してほしい。	その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について	P472	-
23	7	国交省から住民への一方通行の情報提供では、意見の交換はできない。住民意見を反映したいのであれば意見交換会を開く必要があると思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P464	-
24	8	第十堰改築問題を除いて議論するのは残念である。防災危機管理など緊急を要するのではないか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
25	9	地震と違って、水量が多くなると逃げられる。その補償金の方が、工事費とどうか？ 自然流の調整は不可能。税金を有効に。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
26	10	平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対応する整備計画としているが、極めて不安であり、もう少し安全度の高い整備計画にすべきである。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P284	P8-1, 54,55～56
27	11	一日も早く、河川(整備)計画を実行をすべきで(ある)。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
28	11	第十堰の対策を除くのは、おかしいのではないか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
29	11	大いなる議論は結構な事ですが、今にも人の生命、財産が失われるかもしれないという時期に来ているのに、危機感が感じられません。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
30	11	集中豪雨になると思うだけでこわいと思います。こんな不安をとりのぞいて頂きたい。身近な人の不安をよそに可動堰に反対した無責任な人達は何を考えているのでしょうか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
31	12	高度経済成長の頃には、川砂利が過剰に採られ、それは堤防の安全性をおびやかすほどでした。その後、川砂利の採取が禁止され、かなり川原も干潟も回復してきたのに、また、大規模に掘削することの心配です。掘削量は環境に配慮した妥当な量なのでしょうか。掘削量をどのように算出したのか。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	P298	P59,63
32	12	徳島市の水源である第十堰の上堰あたりに、水流があつまり、水源の井戸のある岸がかなり侵食されています。この侵食をやわらげるために六条の川原を掘削し取ってしまっただらと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
33	12	今回の整備計画の進め方は、あまりにも情報が少なく、根拠となるデータもあまりにも示されていません。工事がどのような必要性のもとに、どのような成果を期待してのものなのか(を)もっとわかりやすく示した方がよいと思う。情報公開をもっと徹底してほしい。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
34	13	根固めブロックを捨石(粒径の大きいものから小さなもの)で覆うことで親水性、景観の回復、さらに生物生息空間の質的向上を図ってほしい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57,87,101～103,105～105-1
35	13	H16はS51ごろに相当する雨が当たったにもかかわらず、濁水発生が少なかったのは、森林状況が良くなったのではないか? 検証してほしい。その結果をおしえてください。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1,105～105-1
36	13	潜水橋によるセキ上げ量はいくら程度ですか。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
37	14	「森林・緑のダム」について、今後、素案に盛り込むというところでしたが、整備計画の現段階で他機関との連絡はどれほど進んでいますか? また今後の予定を教えてください。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
38	15	早明浦ダム直下の田井地区の浸水になるため、ダムの放水により地藏寺川の流水を止めるようなことがないようにしてほしい。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1,55,74
39	15	バックウォーター地域の山くずれ防止工事(瀬戸川)まだまだ不十分。歩道も復旧できていない。	管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について	P452	-
40	16	台風後、河原を見れば木の枝に農業資材のビニール、黒マルチが帯のごとくひっつかかって環境も悪い。	管理-11 河川の清掃活動等への支援について	P434	P93
41	17	川の中の木を民間ボランティアをつかって木をきるべき。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	P422	P87～88,90
42	17	流木等の再利用の研究をすべきである。	管理-12 伐採木等の利活用について	P435	P91,102～103

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
43	18	半田の築堤の早期実現をお願いしたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
44	19	無堤防地区を早急に工事完成願います。	治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	a P328	P77,80,82,95
45	19	第十堰の対策をなぜ除くのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	b P481	-
46	19	学識者会議に、流域住民の代表者を1/2ぐらいにすべきではなかったか。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	c P473	-
47	19	住民の意見を聞く会が形式だけにならないようにより意見は取り入れられるようにして下さい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
48	20	工学的な設計段階においては、技術者は十分なる「安全率」を確保するものである。なぜ今回だけ一昨年の23号台風の流量そのままなのか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	a P284	P8-1,54,55～56
49	20	2005年9月6日台風14号が来襲した。早明浦ダム満杯時に、この台風のもたらした雨が吉野川に如何なる状況になったか。	治水-3 平成17年台風14号洪水の流出量について	a P292	-
50	20	第十堰の可動堰化についても議論すべきである。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	b P481	-
51	21	議論を深める時間が時間が足りない	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
52	21	河道掘削によってどの程度、水位が下がるか。シミュレーションを行ってほしい。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	b P298	P59,63
53	21	山口谷の内水対策、河道拡布が有効と考える予想浸水深を示すこと。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	b P325	附図-16
54	22	早く、完成するようお願いいたします。(加茂第二堤防)	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
55	23	早明浦ダム湖岸に植栽している花木等(主として上吉野川橋より上流の県道沿)は成長して葉が繁り見通しが悪くなっているところがあるので早急に除去してください。今後の植栽については交通に支障のない様に気を付けてください。	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	b P409	-
56	24	素案の102頁・103頁に景観に配慮した樋門という写真がのっているが、どこが景観に配慮されているのかわからない。景観の分野は住民参加しやすいのもっと積極的に住民参加の場を開いてほしい。	環境-13 河川景観について	b P392	P46～ 46-2,51,57 ～58,102～ 103,
57	24	堤防の位置についても、何案か出して、それぞれの特徴を説明し、住民が納得する案を採用するようにした方がいいと思うのだが。どのような意図で決定したのか？せめて費用対効果ぐらいいは書いておいてほしい。場所によっては堤防が必要ない場所もあるのではないか？(JR土讃線の下流の北岸の堤防)無駄なところはおもしろいって、削って、必要ないところに投資するべきではないか？	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	b P295	P59,61,63
58	25	無堤地区に早期の築堤をお願いしたい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
59	25	内水排除のための施設の設備について。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
60	25	住民の意見をとり入れた計画づくりは、賛同いたします。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	c P462	-
61	26	水の管理について。今月水質調査を実施させてもらいますがBOD、気温、水温、硝酸性、不法投棄等を調査する予定です。毎年悪化の傾向にありながら対策の強化をお願いしたい。 牛の食たい、人間の糖尿病の悪化本学西部がワースト1位とはなさげなく、医療も打ち切りなればだれが負担するのであろうか。大きな社会問題です。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
62	26	早く遊水池帯を解消してほしい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
63	27	ファシリテータを務められたコモンズさんに国土交通省がファシリテータの派遣要請をするに至った経緯は公開されているか。たとえば、他団体にも、同様の要請を行ったのか。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	a P477	-
64	28	環境対策が入っていない。目標・指標を出すように。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	b P368	P45-1, 105～105-1
65	28	森林の機能もはいつてない。農水とは別とは考えないで。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105～ 105-1
66	29	第十堰問題等の大きな事業ばかりにとらわれず、築堤や排水ポンプ設置など、今すぐに必要なものから早急に取り組んでほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	i P481	-
67	29	吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	c P258	P59,65, 77,82
68	29	上流域の森林の整備は、今すぐにも取りかかればならぬ事業と思います。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	c P265	P105～ 105-1

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
69	30	直接、住民の生活に関わる事などで住民への声かけを、多くして、もっと多数の住民にこの、整備計画を知ってもらい努力が必要だと思ふ。そのためには、やはり、「流域委員会」設置が望まれる。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a P461	-
70	30	住民の意見は、どのように扱われるのか、住民には、わからない。	その他-4 意見の反映方法について	a-1 P469	-
71	31	増水した河川の水位を表す用語を住民が避難の判断をしやすいう、わかりやすく記入すること。	管理-1 防災情報の充実に	a P414	P95～97
72	31	災害に対して、山・川・海に関わる地域の連携・協働の仕組みをつくる。	共通-2 流域内の交流推進	b P245	P105～105-1
73	31	吉野川の、国土交通省の、防災のエキスパートの人員は何名か。	その他-27 防災エキスパートについて	a P503	-
74	31	吉野川の竹資源を燃料・肥料・水質浄化・鈴虫のねぐら等(に利用してほしい)。	管理-12 伐採木等の利活用	b P435	P91,102～103
75	31	吉野川の堤防の草をバイオマスエネルギー、燃料・肥料(に利用してほしい)。	管理-12 伐採木等の利活用	c P435	P91,102～103
76	31	洪水・洪水に対する恒久的な対策を立ててほしい。多雨と少雨の差が拡大していて、大洪水と大洪水がいつ起こるかかわからない。上流の森林整備も検討してほしい。	共通-14 森林による流出抑制	a P270	P5-2, 105～105-1
77	31	吉野川の河道内の清掃活動・樹木や竹の伐採、水の流れや景観を守ってほしい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	e P438	P87～88,90
78	31	河口から池田まで堤防に桜の木を植える、全県民参加、(一人1本名前をつける)約67万人	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	b P422	P90
79	32	「良質な水質の維持に努める」とあるが、この「努める」とは具体的にどのような「努める」のか？ 具体的には水質の基準や保全のためにどのような行動の指針を示してほしい。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93, 98～99
80	32	善入寺島に鴨島の下水の汚泥と兵庫の食品かすとまぜられたものが、リサイクル肥料として大量に持ち込まれている。もともとが汚泥なので、大量の水銀・鉛・カドミウムが含まれていることがわかっている。川の水質を守るためには、川に持ち込まれる土や化学肥料や農薬などをしっかり管理する必要があると思ふ。事が大惨事に発展する前に、不法投棄まがいの行為を禁止してほしい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	c P437	-
81	32	環境の保全に対しては、できれば環境省と連携してほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	b P362	P51,57,98, 100～101
82	32	徳島の土木技術は全国水準よりも遅れていると感じる。	その他-36 回答の特定できない	a P508	-
83	33	この案は空と海のような案です。もっと具体的、抜本的な対策にしてください。整備計画が重すぎます。	その他-36 回答の特定できない	a P508	-
84	33	学者ばかりでなく付近住民の知恵を借りるべき。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	c P473	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
85	34	一方通行の意見聴取と通り一辺等の国交省側からの返答だけでは、理想的な河川の整備は不可能です。住民・学識者・国交省の三者が議論できる流域委員会を設置するべきである。	その他-1 a 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
86	35	過疎地域の人口の移行(少子高齢化)などをふまえたような計画であるのか。	共通-5 b 将来予測を考慮した計画策定について	P253	P54
87	35	本当の治水は水をどじこめないことである。この計画では流水の速さを上げ、水の勢いをます方法をとっている。	治水-5 c 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
88	36	嶋島グラウンドの整備をお願いします。洪水などですぐ利用できなくなるのでスポーツができなくなる。	その他-33 a 占用地の修繕について	P506	-
89	37	第十堰は今回除くようだが、吉野川を語るときに何を問題としているのか。住民の生命と財産を守ることができるのか。	その他-14 b 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
90	38	住民投票の結果をふまえて、第十堰もいっしょに整備計画を立ててほしい。	その他-14 b 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
91	39	最近の洪水のものは森林の荒れからきている部分が多いと思う。森林の整備により、無堤地区の完備、内水問題で洪水の不安は大部分解消されるのではないのか。	共通-14 a 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105～105-1
92	39	第十堰以外にも、危険な場所がたくさんあるのではないのか。	その他-14 i 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
93	40	護岸や多自然工法に、住民の意見をもっと聞くことはできないのか。	環境-10 a 多自然川づくりの検討について(仕組み)	P388	P57, 105～105-1
94	41	今切川の下流では、船が多くとめてある。洪水のときの障害になるのではないのか。津波のとき、海水と一っしょに堤内に打ち上げられるのではないのか。舟留りを作ってほしい。	管理-13 f 河川の適正な維持管理について	P440	P93
95	42	今のままでは、いい意見集約はできない。住民代表を含め委員を公募し、応募者で「吉野川委員会」のようなものを作って行うべきである。	その他-1 a 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
96	43	第十堰の存在価値と被害について、どのように認識しているか。	その他-14 a 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
97	43	下流域に於ては台風の時におこる海面の上昇による堤防の破かいをどのように認識しているか	治水-15 a 高潮対策について	P317	P74
98	44	温暖化にそなえて土手の高さを1m高くするには、外のすそをどのぐらい広げなくてはならないか？	共通-1 a 地球温暖化に対する方策について	P241	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1
99	44	長い土手(多くは道でもある)を変えるのは大変だから遊水地帯を作るといふのはどうか。	治水-5 d 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
100	44	堤防は土や砂で作られているので侵食に対して弱いのが、柴で作った沈床を設置することで土手の崩れを防げるのではないかと。	治水-13 堤防侵食対策について	P311	P66～68, 91,97
101	44	津波はどこまで来るか？	治水-16 津波の影響範囲について	P317	-
102	45	我が国の森林は急激に荒廃の一途をたどっています、その要因は廉価の外材輸入にあります。抜本的対策として、現在の縦割行政を廃止し、旧建設省と農水省部門を合体し国土保全省の創設が不可欠と考えます。森林の公益的評価額(日本学術会議の農水大臣への答申)は、年間67兆7800億円と巨額のものとなっています。森林から受ける恩恵は経済面もさることながら環境面でも筆舌に尽くしがたいものがあります。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
103	45	岩津より善入寺島の間に川底流路の建設をお願いしたい。	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	P320	P5,59,63, 90
104	45	無堤地区の早期解消と堤防強化への一策として、超合金鋼板の打設により、工期の短縮と堤防強化に資すべき。	その他-29 堤防構造について	P504	-
105	45	水防竹林の必要性の有無について再考願えればと存じます。	治水-8 水害防備林、竹林等について	P301	P57,59,63, 87～88,100
106	45	民衆が問題解決のため「委員会」設立、官の側は説明要因として列席する、「委員会」関係者の衆議によって組織、傍聴・発言自由、会議録にも記載する。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
107	46	河川敷占用地(善入寺島を含めて)はすべて農薬の使用を禁止し、肥料についても搬入、散布量の基準を設け制限してはどうか。	管理-13 河川の適正な維持管理について	P437	-
108	46	河川敷の水田目的の使用は禁止されていますか。	管理-13 河川の適正な維持管理について	P440	P93
109	47	会の進め方、意見聴取方法については整備局が現在進めている方法で、十分住民の意見を反映できると思いますが。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
110	47	意思決定過程の透明性及び意見を述べる機会があり、情報公開もされ、市広く住民の意見を取り入れる方法となっている。	その他-5 検討データの公開について	P471	-
111	48	勝命地区の築堤は原案は盛土となっているが盛土なる法線はもつと前に出すべきでないか。また後ろ、盛土のスーパー堤防的なのは検討できないのでしょうか。国有地は、防災センターにでも使用できないか。	治水-18 勝命箇所の実施に関する計画内容について	P319	-
112	49	「吉野川水系河川整備計画」【素案】は直轄管理区間における今後30年間の河川整備方針について治水、利水、環境等全てにわたって解りやすく十分に説明されている。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
113	49	第十堰を素案に取り込むと議論が散逸し、急ぐべき整備計画の策定が遅れてしまう。一日も早い整備計画の策定により、流域住民の生命、財産を守り、安心して過ごせる吉野川にしてほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
114	50	すべての工事にミチゲーション処置を行うべきではないか？	環境-8 ミチゲーションについて	P382	P57～58, 68,88,101

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
115	50	水害防備林の竹林を保全するとしているが、三三大橋の下流の堤防計画では、竹林のど真ん中に堤防を予定。矛盾がある。	治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	a P326	-
116	51	「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言は「計画策定の各段階で市民参加を 行い意思決定を段階的に積み上げていくくみ」の重要性を強調し、それを総合治水・市民参加検討 委員会(仮称)や吉野川流域協議会(仮称)としてまとめている。国交省自身がつくったものをなぜ採用し ないのか。	その他-2 「明日の吉野川と市 民参加のあり方を考 える懇談会」の最終 提言について	a P467	-
117	51	2002年の国土交通省の流域アンケート結果では、自然にやさしい護岸、森林の保全や植林、これ以 上変えないで(人工的にしない)で、川との共存共栄という意見が最も多かったが、これらの結果は整備 計画に反映されているのか。	共通-17 アンケート(「よりよい 吉野川づくりを目指 して」)の反映につい て	a P280	P5～5-2, 57, 66～68, 105～105-1
118	51	超過洪水対策が示されていないのはなぜか。	治水-2 施設能力を上回る 洪水への対応につ いて	a P286	P33～33-1, 54.55～56-1, 75.85-1, 95～97, 105～105-1
119	51	森林の整備は洪水対策・濁水対策につながるもので、ビジョン21委員会の提言を整備計画に盛り込んで ほしい。	共通-14 森林による流出抑制 について	d P270	P5-2, 105～105-1
120	51	堤防の位置について、複数案を提示し、必要性など経済面・環境面・景観や風景の面など多角的な観 点から検証し、住民意見を反映するべきではないか？	治水-5 吉野川の洪水を安 全に流下させるため の対策(築堤等)	b P295	P59.61.63
121	51	堤防工事は景観や自然環境への影響が大きいと思われる。ミチゲーション処置をしつかり行い、マイナ スでない工事にすべきではないか。	環境-8 ミチゲーションにつ いて	a P382	P57～58, 68.88.101
122	51	河道のまっすぐに水路化するような堤防計画は時代遅れの考え方ではないか？堤防位置を後退できる 場所は、引いて建設し、川にあそびをもたせた方がいいのではないか。自然環境や歴史・文化的景観 への配慮が必要ではないか。	治水-5 吉野川の洪水を安 全に流下させるため の対策(築堤等)	e P295	P59.61.63
123	51	伝統工法をもっと取り入れられるべきではないか。	環境-9 多自然川づくりの検 討について(工法)	d P384	P57.87, 101～103, 105～105-1
124	51	環境への影響について検証を行い、工事にいかすべきではないか。	環境-11 多自然川づくりの検 討について(調査・ 評価)	a P390	P57
125	51	環境目標を達成するために、アユ・モクズガニ等を指標に決めたり、水辺の自然度などを数値化するな ど、指標によって評価すべきではないか？	環境-3 環境目標となる指標 の設定について	c P368	P45-1, 105～105-1
126	52	災害に強い県土づくりの目的のため、治水、利水に重点を置いた整備計画の策定を行なう。	共通-3 治水・利水・環境の 優先順位について	c P248	P50.57

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
127	53	吉野川では、昔から「岩津下流は築堤、中流は遊水地」という考えで、中流域で堤防工事が行われていたが、遊水地としての効果はあったのか。	治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について	a P304	P54
128	53	中流域の被害にあり苦しみに対して、下流域の人から、被災に対する言葉を耳にしたことがないことは、情報の欠如によるところ大ではないかと思われます。吉野川は一つの思想に立って、上流・中流・下流の交流を推し進めたい。	共通-2 流域内の交流推進について	a P245	P105～105-1
129	53	樋門を閉めて、内水を遊水池化することは聞いたことがあるが、遊水池化するなら冠水被害につながるのでは。これは、政策上必要な対策であれば、事前説明は有るべきと思う。	治水-10 築堤計画内容の説明について	a P305	P7,70
130	53	10年後吉野川で親子・友達の歓声が聞けるようにしたいものです。吉野川の自然とともに生きる運動も重要課題です。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	d P260	P105～105-1
131	54	住民意見を反映させる仕組みを議論することも大切だが、現在国交省が進めている方法でも、十分意見は反映できる仕組みであると考えている。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	c P462	-
132	54	安全で安心して暮らせるよう、多くの流域住民の意見を河川整備計画に反映していただきたいと考えている。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
133	54	早く(河川)整備計画の位置づけを行い、住民を安心させてほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
134	55	流域住民の意見を河川整備計画に反映していただきたい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
135	55	未だ堤防のないところ、内水被害が発生している箇所、堤防漏水が発生している箇所を整備計画への位置づけを早く行い、住民を安心させることが大切と考えます。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
136	55	意思決定の過程における透明性と十分な情報の公開で住民は安心できる。	その他-5 検討データの公開について	a P471	-
137	55	計画目標は平成16年10月台風23号と同規模洪水でよいのではと考えます。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	c P284	P8-1, 54,55～56
138	56	吉野川の一つ大きな問題点は「第十堰の問題」であり、この問題を棚上げするのはおかしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	b P481	-
139	57	川底の整備が重要である。吉野川の堤防は、丈夫に出来ている。川底の堆積物を除くだけでも、十分である。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a P298	P59,63
140	57	取り除いた砂利は公園などで使用したり、建築資材としてお金にして県の福祉に活用してはどうか。	その他-28 採取砂利の活用について	a P503	-
141	58	自然破壊は極力避けるべきです。将来を見すえて計画を立ててほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100～101

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
142	58	浅瀬等を利用し、釣場や公園が出来ないか。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について c	P397	P58-1,103
143	58	不法に係留している個人の釣船は撤去すべきと思う。	管理-13 河川の適正な維持管理について f	P440	P93
144	59	吉野川に架る橋の上下流の堆積物を取り除き、元の川底に近い状態にかえてやる。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削) a	P298	P59.63
145	60	吉野川河口の橋の建設、高速道路の建設など、河口の干潟をめちゃめちゃにして、あの自然を郷土に活すことを考えてない。	管理-15 許認可事務の適正な実施について a	P444	P93
146	61	吉野川の治水・利水は、第十堰を抜きに考えられないことから、第十堰のあり方を説明すべきである。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について b	P481	-
147	62	(第十)堰の上に、30万市民の水源があることを認識すべきである。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について d	P481	-
148	62	吉野川流域の山間地を早急に上部の森づくりを先行して緑のダムづくりをしてはどうか。県民総ぐるみで、ボランティア活動をしてはどうか。	共通-14 森林による流出抑制について c	P270	P5-2, 105～105-1
149	62	100万匹の鮎がのぼる川づくりの実行。	その他-36 回答の特定できなかったご意見 a	P508	-
150	63	高知、愛媛での源流の管理、山肌、の下草の維持、木のすきとり、広葉樹の植樹奇岩があるから美しい。この奇岩の管理根巻コンクリート、アンカー等。表面排水路工をポラコン、穴あきコンクリート土で通す事。表面排水路工のネットワーク。砂防えん堤等。注意することは砂防えん堤の下側に穴をくっつけておく事。源流の維持管理も同じ。根巻コンクリート。アンカー工消音消波ブロック工等。等にダムの維持管理に気をつける事、吹付コンクリート工等。さめうらダム。厚みの検討。穴をあけてこくこう。水位調整ゲート式がよい。 法面緑化工事、水を資源として考える事。多段堰化。射流を常流化。消音効果をねらった消波工。池田ダムでの水の炭等浄化。洪水時の板野での蛇カゴ。アトラのタテ積、ヨコ積で管理提防の保護。洪水時をチャンスと思いい多段堰。かすみ提などによる水のたくわえ。	その他-36 回答の特定できなかったご意見 a	P508	-
151	64	1時間くらいで意見を聴ける筈もなく、全会の構成や時間割等を根本的に改めるべきである。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分) a	P476	-
152	64	(意見を聴く)側のスタッフが余りにも多すぎるのではないか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について b	P474	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
153	65	池田ダム中流の三好市池田町大和地区の護岸の荒廃によって、増水の度に危険が増大して不安な日々を送っています。一度現地を見て調査していただけますか？	管理-21 池田ダムにおける護岸の荒廃について	a P455	-
154	66	05年に決定した「河川整備基本方針」により、「治水 upstream 支障となる既設固定堰に必要な対策を行う」との文書が盛り込まれたことにより、可動堰建設は白屋夢となり、可動堰問題再浮上必至となりました。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
155	67	第十堰を除く堤防整備に重点が置かれ抜本的な部分が含まれていないように感じます。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	b P481	-
156	67	住民の意見が反映されないような素案では意味がないように感じます。住民の意見を聞き置くのではなく、十分な検討を行い、反映して頂きたい。住民意見は反映されるのでしょうか	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
157	68	加茂第二箇所では、素案における堤防法線が堤防工事が行われると、①高島の特徴的な景観を損なう、②堤防法線が極端に屈曲しており洪水をスムーズに流下させることが出来ない。洪水流をスムーズに流下させるためには右岸側に河道拡幅を行い、河道の屈曲度を減らすことが必要と考える。堤防法線の見直しをお願いしたい。	治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	a P326	-
158	68	井川箇所では、遊水地を堤内側に取り込むように締め切った場合の治水には問題があると考えられることから、堤防法線を変更(河道が広がるように)し広く土地を買収し、遊水機能の維持と自然環境の保全が行える方向で検討してください。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	h P295	P59,61,63
159	68	効果的な場所での河道(=低水路)拡幅を堤防工事よりも先に実施するようをお願いしたい。特に高瀬谷上流左岸(59/100～60/400=芝生・太刀野地区)で素案p.63,64より大きく河道拡幅を行えば、対岸の浸水被害の軽減(堤防を行わないでも)や上流域での水位低下が望めると考えます。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	b P325	附図-16
160	68	効果的な場所での河道(=低水路)拡幅を堤防工事よりも先に実施するようをお願いしたい。東三好橋上流左岸の掘削を素案p.63,64より大きく行い(東三好橋の橋脚へ影響を及ぼさない範囲で最大限)、洪水時の水位低下を図れるようにしてもらいたい。山口谷合流部は地形上、内水被害が発生しやすい場所となっており、堤防工事が完了しても浸水被害が生じるものと考えます。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	b P325	附図-16
161	68	河道拡幅では北陸地方整備局の多自然型川づくり事例にあるような方法で行えば、吉野川全体の自然環境の回復にもつながることから、素案での掘削方法より優れた方法も検討してください。	環境-12 河道掘削時における環境への配慮について	a P391	P63,80
162	68	河道掘削を行った場合について検討する際は、水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	c P325	附図-16
163	68	加茂第二箇所の堤防法線を変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。	治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	b P326	-
164	68	自然環境の保全の項目で、鮎やモクスガニは最も身近で重要な資源であり、自然環境の豊かさの指標となる生物と考えます。その生息量や遡上量をモニタリングし、回復していくことを自然環境保全の目標として下さい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	c P368	P45-1, 105～105-1
165	68	遡上降下の支障になっている堰の改善(特に第十堰)や正しい多自然川づくりを行うためには、関係住民や専門家の意見を的確に反映させるシステムづくりが大切で、整備計画の素案にシステムづくりを行うことも明記して下さい。	環境-10 多自然川づくりの検討について(仕組み)	a P388	P57, 105～105-1

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
166	68	吉野川の主要な水当たり部には多くの根固めブロックが設置されていますが、水際が直化されたり、エコーンが無くなるなど自然環境を悪化させています。一方で、親水性という面でも大きな問題となっています。このため、既に行われてきた工事箇所での環境対策を行って下さい。	環境-11 多自然川づくりの検討について(調査・評価)	P390	P57
167	68	伝統工法は資材や機械が十分でなかった時代に造られたため、自然の流れを読み取って最適・最小の工事となっており、環境保全といった面でも優れていると考えます。こうした伝統工法を研究し、今後の工事に活用することを願います。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57,87, 101～103, 105～105-1
168	69	住民の安全と財産を守るのが国交省の仕事であることから、第十堰の計画も(整備計画に)盛り込むべきでは。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
169	69	上流の森林の整備も治水機能があることが証明されているのだから、具体的な計画案を盛り込むべきである。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105～105-1
170	70	森林の整備は予算的にも実現可能であり、自然環境の保護にも重要な役割がある。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
171	70	今回の学識経験者、市町村長、住民の意見の聴取方法では、理想的な川づくりは不可能である。3者それぞれが討論できる場所づくりをなぜ、やらないのでしょうか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
172	70	第十堰問題は棚上げにするとおいて8月27日に第十堰の調査を開始すると急に報道されたから、国交省四国地方整備局は県民の意見を聞く意志があるのか疑問です。	利水-6 国営農地防災事業について	P359	-
173	71	農地防災事業で柿原堰から旧吉野川に水を流すというのはどうなったのでしょうか。川の生態系に影響を及ぼすので大変気がかりです。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
174	71	「意見を確保したうえで、公平・公正に各層から選ばれた委員(公募も含む)による吉野川流域委員会(第三者機関)」を設け、現在聴取されている意見の集約、その調整を図るため、住民対話集会、住民討論会、公開勉強会、リバーミーティングなど、住民が参加しやすい方法で検討・合意を図り、この委員会で整備計画を決めるべきである。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42～44-2, 57, 105～105-1
175	74	「河川環境の整備と保全に関する目標」には、「環境の保全に努める」とだけしか書かれておらず、具体的な計画が作成されていない。「汽水域の河川環境の捉え方に関する手引書」、「河川事業の計画段階における環境影響の分析手法の考え方」などのマニュアル、平成14年の「よりよい吉野川づくりを目指す」指し「流域アンケートを活かし、吉野川河口域(汽水域)の豊かな自然、多種多様な生物が成育・生息する自然環境、広大な水辺空間・景観の保全に全力を注ぐ計画を立てるべきである。	管理-13 河川の適正な維持管理について	P437	-
176	75	善入寺島は遊水地として全島買収された国有河川敷であり、この一部が洪水により表土が流出したり護岸が壊れたからと(といって、)無駄な投資はすべきでない。占有を取り消し、堤内民地を探さるべきである。	その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について	P472	-
177	75	学識者会議の構成メンバーはどのようにして選ばれたのであるか。地球レベルで、今後の異常気象発生の警鐘が打ち鳴らされているにも拘らず当会議のメンバーの中に気象学識者が皆無であるのは如何なる了見であるのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
178	75	住民の意見質問は事前から想定される範囲のものが殆んどであったのではないかとすればこのような説明会は何回開いても無駄なことである。この計画作成後に地元説明会で微調整を行えば充分。国交省が、地域毎の具体的な実施計画の取りまとめを速やかに推奨するべきである。洪水の危機はいっつも来襲するかも知れないのであるから、とにかく工事に着工して欲しい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
179	75	今回の計画は第十堰問題について外されておき、やはり根本的には無理がある。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
180	75	徳島市の説明会においては、県議会議ははじめ環境団体所属者の発言が目立って多かった。限定される住民が限定された事項にしか興味を持っていない証左であり、もつと合理的で効率の高い実施方策を探るべきではないだろうか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
181	75	徳島市の説明会においては、国交省側の出席スタッフ数の多いのも目立っていた。大部隊が度々出向くようでは官費の無駄遣いである。一考されては如何でしょうか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P474	-
182	76	吉野川のイメージは吉野川流域で生産される農作物のイメージとつながると考えられますので、吉野川の河川整備を進める時には、吉野川の持っているイメージを壊さないようお願いいたします。	環境-13 河川景観について	P392	P46～46-2, 51.57～58, 102～103, 105～105-1
183	76	これからの河川整備は景観や風景を犠牲にしてまでも、治水や利水の工事をすべきであると住民が思っているかどうかを、意見聴取の結果などから検討していただきたい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
184	76	吉野川の河川整備を行う際には、吉野川の清流のイメージを壊さないよう、現在ある自然は十分に残し、あまり人工的な河川にしないいただきたい。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	P298	P59.63
185	76	河川整備全体についてミチゲーション措置を講じ、自然なままがよい場所は手を加えないということも検討していただきたい。	共通-4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	P250	P50, 57～58-1, 63
186	76	多くの方が、現状の水道水に満足しているのに、河川工事によって水質が低下しないように具体的にどのような対策をとるのか検討していただきたい。	管理-18 水質の保全について	P448	P37.58.93, 98～99
187	76	水源が洪水などで破壊されないよう水防に努めていただきたいが、第十堰周辺においてどのような整備計画を行おうとしているのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
188	76	河川の護岸に使用するコンクリートの量を控え、自然が本来、持っている浄化能力を損なわない工事の仕方を推進していただきたい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57.87, 101～103, 105～105-1
189	76	コンクリートを使用し河川の浄化能力が失われてしまふ場合は、失われた分を、草を植えるなどして復元する工事も同時に行っていただきたい。	環境-8 ミチゲーションについて	P382	P57.58.68, 88.101
190	76	森林の状態で河川に与える影響大きいという科学的なデータもあるのだから、吉野川河川整備計画にビジョン21委員会報告書に記載される森林の保全による河川の整備を盛り込むべきであると考えます。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105～105-1
191	76	多くの方に愛されている干潟について、「干潟の生物多様性」「浄化能力」「渡り鳥の休憩地」「かにや魚の産卵場」を保全するために具体的にどのような取り組みのか。	環境-6 河口干潟について	P375	P44.57.68, 101～105-1

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
192	76	「干潟の生物多様性」を保全するため「指標となる生物」を決めて、その数を減らさない対策をとっていたいただきたい。このことについて検討し、検討の方法と検討結果について回答していただきたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	c P368	P45-1, 105～105-1
193	76	「素案」には大規模な河道の掘削が予定されていますが、この掘削が行われた場合、干潟への土砂流入が低下して干潟がやせてしまうことが予想される。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	c P298	P59.63
194	76	干潟の面積を減らさないよう配慮した工事をしていただきたい。	環境-6 河口干潟について	f P375	P44.57.68, 101,105-1
195	76	ここを守りたいという具体的な場所を広く住民から聞いて、その場所の具体的な守り方を住民と一緒に議論していただきたい。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携	a P370	P57, 104～105
196	76	もっと多くの住民の意見を集めてる方法を考えていただき、多くの住民意見を河川整備に反映していただけるようお願いいたします。	その他-4 意見の反映方法について	c P470	-
197	76	今回は意見募集の広報が不十分であり、多くの住民が意見を持っていないながら、それを述べる機会を失っています。広報の仕方について、考え直すべきと考えます。	その他-13 広報について	a P479	-
198	76	生物の多様性が豊かなことこそが吉野川の特徴であり、この特徴を河川整備に活かしていただきたい。このことについて検討し、検討の方法と検討結果について回答していただきたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	c P368	P45-1, 105～105-1
199	76	環境の保全の中でも、ぜひとも「生物の多様性」の保全に力を入れて頂きたいが、具体的にどのような保全するのか、指標となる生物の種類や数値目標について検討し、検討の方法と検討結果を回答して頂きたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	b P368	P45-1, 105～105-1
200	76	環境の保全を具体的に進めていくためには、現場を熟知する専門家や地域のNPOや市民団体とも連携して進めていただきたい。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携	a P370	P57, 104～105
201	76	「住民の意見を聴く会」の継続とは別に、環境分野にしぼった議論の場を設け、ひとつひとつの問題点に対して、その問題に関係する方が集まり議論が深められる場、合意形成の場をつくっていただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	f P463	-
202	77	吉野川の治水・利水・環境を考えると、河川内だけに留まった整備計画では本質的解決にはならないのです。河川整備計画に森や住宅の問題を盛り込むこと。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	e P265	P105～105-1
203	77	今の縦割り行政を是正し、国交省内における建設局と河川局、国交省と農水省が連携することを要望します。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105～105-1
204	77	住民の意見を聴く会での進行のあり方などをみる限り、決して住民参加とは言えない計画づくりに疑問を感じています。吉野川の河川整備計画策定にむけ住民と行政がきちんと意見交換できる場の設定を要望します。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a P474	-
205	78	早明浦ダムの濁水対策として、早明浦ダムへ流入する、主流および主な支流から直接取水し、ダム下流へ放水するよう迂回路を設置したらいいかがでしょうか。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	b P406	P41.99, 105～105-1
206	78	早明浦ダムの濁水対策として、平成17年の長期少雨傾向のような異常期には、緊急的処置として、水力発電を停止、あるいは抑制し、下流へ放水すべきだと考えます。	利水-4 濁水対策について	a P357	P98

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.		発言者		意見及び質問		テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ	
207	78	78	78	78	早期浦ダムの発電放水は、河川利用が高い吉野川本流の流れに直接関わりますので、他の発電施設との連携などにより、より安定した変動の少ない放水運営に改善ください。	その他-32	b	P506	-
208	78	78	78	78	山崎ダムは、早期浦ダムからの発電放水を貯留などにより調整し、山崎ダムより下流の河川流量を安定化する施設だと思えますが、その調整機能が十分働いていると思えないため、運用の改善を要望するとともに、調整のための貯留量が不十分であれば、貯留量の増大のための改造をご検討ください。	その他-32	a	P506	-
209	78	78	78	78	愛媛分水により、新宮ダム下から吉野川合流までは、川と呼べるような状況ではなく、漁業やその他の水棲生物の生息はごくわずか、漁業は実質壊滅しています。新宮ダム(ないしは影山堰)からの放水の増加を要望します。	環境-22	a	P412	P37～39
210	78	78	78	78	アユやカニなど、川を移動する漁族などの水棲生物にとり、池田ダムは、大きな障壁になっているため、可能であれば、池田ダムを改築し、アユ遡上のピーク時にゲートを開放し、一時的に、流水河川に戻すなどの対応はできないでしょうか。	環境-7	c	P377	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
211	78	78	78	78	通常の水難救助や洪水災害に対しても、水防ボランティアを構築、導入したらいかでしょうか。	管理-1	b	P414	P95～97
212	79	79	79	79	今のようなやり方では住民参加とはいえない。もっと長年そこに住んで川とともに暮らしてきた住民の意見・知恵がこの河川整備計画には重要だと考える。よりよい川づくりとは何なのかをまず住民と話し合わなければ、その計画作りなどできない。	その他-1	b	P462	-
213	79	79	79	79	あらゆる人が参加できるように、日程を増やし、日程を増やしていただきたい。	その他-9	a	P476	-
214	79	79	79	79	流域の全戸に対してアンケート調査・聞き取り調査を行う必要があるのでは？	その他-1	g	P463	-
215	79	79	79	79	自然を制するのではなく、自然をうまく利用した河川づくりでなければ、限界がある。	治水-5	c	P295	P59,61,63
216	79	79	79	79	昔から無堤地区にしているところには、大切な役割があり、それをわかった上で近くに人が住まないようになっているのでは？ 遊水池が必要だと思ふ。	治水-5	h	P295	P59,61,63
217	80	80	80	80	質疑応答の時間を十分確保するよう、「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営を改善すること。	その他-9	a	P476	-
218	80	80	80	80	意見等に対して的確な回答を行うとともに意見を出した住民への確認を行うこと。整備計画に対する住民意見の取り扱いを住民参加で行うこと。	その他-5	a	P471	-
219	80	80	80	80	環境保全については、吉野川の自然環境をこれ以上悪化させないよう、環境目標の設定、治水対策のあり方やマイグレーションの進め方についての十分な議論を行う。	その他-1	f	P463	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
220	80	総合的な治水対策は住民の協力がなしに実現不可能であるため、住民や自治体と連携し、総合的な治水対策を検討する場をつくること。P73やP105に「連携・共同した取り組み」についての具体的対策として、住民参加による検討会等を設置すること。	その他-1 治水-5	b b	- P59,61,63
221	80	堤防工事等は吉野川の自然環境への影響が大きいことから、様々な視点から複数案を提示し住民参加で決定するようにすること。	その他-1	h	-
222	80	吉野川に関する市民団体等の意見を聞く場を設けること。	環境-3	b	P45-1, 105～105-1
223	80	最終的な環境目標と段階的な達成目標は、具体的な数値指標等により設定し、住民参加により決定すること。	環境-3	b	P45-1, 105～105-1
224	80	環境目標の達成度は、指標動植物、自然の水辺延長などの具体的な数値指標等によって評価し、その評価は専門家、住民参加で行うこと。	環境-3	b	P45-1, 105～105-1
225	80	河川整備計画におけるミティゲーションの優先順位は回避を先に行い、次に環境への影響を最小化、それでも残る環境影響については代償行為を実施すること。	共通-4	b	P50, 57～58-1, 63
226	80	堤防設定位置が河道中心からの距離により機械的決められているが、氾濫源の自然環境や歴史・文化的景観さらには遊水機能も考慮し、それらへの影響を軽減できるような位置に変更すること。	治水-5	h	P59,61,63
227	80	これまでの河川工事により、自然環境や景観が悪化してきたことから、今後行う工事は「多自然川づくり」によることとし、「学識者や市民等が参加し、多自然川づくりを検討するしくみを構築する」ことを河川整備計画P102に入れること。	環境-10	a	P57, 105～105-1
228	80	河川環境に影響の大きい河床掘削を行う場合は、北陸地方整備局の多自然型川づくり事例を参考に、よりよい環境対策を行いながら効果的な方法で実施すること。	環境-12	a	P63,80
229	80	吉野川の伝統工法は自然環境や景観への影響が極めて少なく、かつ工事費用もかからないことなど工法・環境面で高く評価できることから、今後の工事に活かすこと。	環境-9	d	P57,87, 101～103, 105～105-1
230	80	これ以上吉野川の環境を悪化させないために、既に行われた工事によって損なわれた自然環境の回復を行うこと。	環境-11	b	P57
231	80	人と川とのふれあいにに関する整備においては、住民がどのようなふれあい活動を望んでいるのかを的確に把握した上で、自然河岸である場所に新たな親水護岸を設けるのではなく、既に工事が行われた区間で自然環境を回復することにより、同時に親水性確保を図ること。	環境-11	b	P57
232	80	河川の連続性の確保(P101)においては第十堰の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。	その他-14	l	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
233	80	吉野川全体での維持流量をより多く確保するとともに、第十堰下流の環境を守るために必要な維持流量を確保すること。	利水-2 吉野川の正常流量について	P354	P57,98
234	80	豊かで清浄な水の確保のためには、森林整備を河川整備計画に取り入れること。特にダムの濁水対策のために、ダム上流域での人工林の荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取り組むこと。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105～105-1
235	80	自治体、住民と連携し、森林整備を検討する場を設置すること。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
236	80	災害危険地域を住民に分かりやすく明示し、危険地の開発を抑制することで被害軽減を図るための具 体策を検討すること。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	P419	P33～33-1, 96
237	80	ハザードマップ作成のあり方(吉野川の現状に即したもので、マニュアル等に縛られすぎない)を住民参加で検討し、利用する側の住民が日頃から被害回避行動を起こしやすいハザードマップが作成されるようにすること。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	P419	P33～33-1, 96
238	80	洪水予報(何時間後にいくらの流量となるか)を行い、速やかに自治体・住民に伝えるようにすること。	管理-1 防災情報の充実について	P414	P95～97
239	80	超過洪水に対する効果的な対策(破堤を防ぐことをより積極的に行ったソフト対策等)を検討すること。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33～33-1, 54,55～56-1, 75,85-1, 95～97, 105～105-1
240	80	想定を越える洪水が起きた場合の対応について住民と情報共有することが重要である。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P286	P33～33-1, 54,55～56-1, 75,85-1, 95～97, 105～105-1
241	80	森林状態によって渇水時や洪水時の河川流量が変化することのデータがあることから、吉野川流域においても検証すること。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2, 105～105-1
242	80	土砂災害防止(ダムへの堆砂・流木対策)のため、住民や自治体等とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	P267	P20-1, 105～105-1
243	80	堤防工事については費用対効果を示し、堤防を行わない案との比較も行うこと。	治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について	P293	P7,65,72
244	80	洪水時の水位を高めないうことで、破堤時の危険性を低くすると同時に下流域のピーク流量を増大させないこと、さらには内水被害を減じるため、河道幅が広がるような堤防計画とすること。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	P295	P59,61,63
245	80	掘削による効果(水位低下量)や逆に土砂流下の減少による下流域の干潟などへの影響を検証し、その結果を示すこと。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	P298	P59,63

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
246	80	第十堰の上流河道においても洪水流下に支障となる樹木の伐採を行うこと。	その他-14	P481	-
247	80	内水対策(【素案P70】)のうち排水機場の新設・増設について、実施中以外の箇所でも今後行う予定の箇所についても具体的に記述すること。	治水-14	P314	P7,70,75,91～91-1
248	80	台風23号により生じた内水被害のうち整備計画によって、どの程度被害軽減できるか具体的な数値(P65のようなもので、面積・戸数等をより詳しく)を示すこと。	治水-4	P293	P7,65,72
249	80	吉野川流域における台風23号の浸水被害(床上浸水745戸、床下浸水1975戸、浸水面積7645ha)について、無堤地区による外水氾濫によるもの、支流河川の氾濫(単なる低地の排水不良を含む)によるものに区分し地区毎に示すこと。また、河川整備の効果については前記の被害がどのように軽減されるのかを示すこと。	治水-4	P293	P7,65,72
250	80	飯尾川で行われる角の瀬排水機場の新設及び飯尾川総合内水対策事業(補助)により浸水被害(床上浸水、床下浸水、浸水面積)がどの程度減少するかを示すこと。また川島排水機場の整備についても同様に効果を示すこと。	治水-4	P293	P7,65,72
251	80	築堤、輪中堤・高上げ、河道掘削、樹木伐採、排水機場(角の瀬排水機場、川島排水機場など)等全ての工事について、工事区間(箇所)毎に工事費とその事業効果を示すこと。	治水-4	P293	P7,65,72
252	80	直近5カ年の工事内容(工事箇所、延長等の工事概要)と予算額を示すこと。	共通-7	P257	P50,54
253	80	河川整備計画に記載された工事の5年毎の実施内容とそれに要する予算額を示すこと。	共通-8	P258	P59,65,77,82
254	80	堤防整備によって下流の洪水ピーク流量が大きくなることが予想されるが、岩津地点での値を示すこと。	治水-9	P304	P54
255	80	河道掘削や河道内樹木の伐採による治水効果を水位計算結果により示すこと。全ての区間について以下のデータを公表すること。なお、水位計算については計算過程(河積、径深、流速、エネルギータ、フルード数、粗度係数)も併せて公表すること。 ○平成16年台風16号、台風23号平成17年台風14号の流量と痕跡水位 ○台風23号の再現水位計算表 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削前の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削後の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削及び樹木伐採後の水位計算結果	治水-6	P298	P59,63
256	80	築堤計画区間及び河道掘削や河道内樹木の伐採区間の横断面図(築堤計画を含む) 堤防整備を行っても内水被害は発生すると想定されるが、築堤区間での浸水予測(台風23号洪水規模での浸水範囲、その内水と外水位及び浸水深)を示すこと。	治水-10	P305	P7,70

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
257	80	吉野川橋の桁下が低く、想定を越える洪水が発生した場合、流水が引つかかり氾濫の恐れがあるが、どの程度の流量でそうした事態が生じるのか示すこと。また、現況堤防高の著しく低い箇所(吉野川合流部の支川堤防を含む)などについても、どの程度の流量で洪水が現況堤防を越えるか示すこと。	治水-17 河口周辺堤防の対策の計画反映について	P318	P74
258	80	P32のダム堆砂量の年毎の数量を示すこと。また、P41の濁水発生との関連で、ダム上流域での斜面崩落などの発生面積、箇所数及び斜面崩落を発生させる原因となる豪雨発生件数を年毎に示すこと。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93～93-1
259	80	動植物の生息・生育状況の経年変化を具体的数値等で示すこと(鮎、ウナギ、モクズガニ他の魚類、竹林、樹木の面積)。また、れき川原の面積や河口干潟など面積の変化を示すこと。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1, 105～105-1
260	80	P36図-2.2.6において、香川、愛媛、高知への分水が行われなかった場合の池田ダム地点の自然流量を示すこと。	利水-3 吉野川の自然流量について	P356	P36-1
261	80	第十堰について、4年間の補修計画の内容を具体的に示すこと。	管理-8 第十堰等の補修について	P431	P91
262	81	素案は、目の弱くなった素人の年寄りにわかるはずもなく、詳細はともかく誰にでもわかるように提示していただけないでしょうか。	共通-16 文章等表現内容の改善について	P276	-
263	81	お金をかけるより頭を使っしてほしい、人類的損失にならないよう、世界に誇れる吉野川であってほしい、と切に要望いたします。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
264	82	吉野川は、徳島市の水道水源となる大切な水であるため、国交省としては常に住民に対して、自分達の飲料水が衛生的に保持されるよう指導徹底を図ってほしい。	管理-18 水質の保全について	P448	P37,58,93, 98～99
265	82	河川湧水枯渇の原因は、元建設省が洩水止めと称して堤防にブロックを積み、セメントで固めて了った為である。昔の改修工事は岩を積み、砂利を挟み岩を積みの工法で湧水を守っていたが、原点に立ち帰り、この際河川水門を設け洪水時閉鎖式にすべき。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
266	83	第十堰建設以来、現固定堰が壊滅的打撃を被ったと言いつつ話はなく、国家財政逼迫の折りから、「可動堰建設」は断念し、「現固定堰」を、ご先祖様や子々孫々のためにも愛情を込め、補修管理をすべき。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
268	84	近年異常気象による洪水災害が多発しているため、議論も大切であるが、一日も早い整備計画の実施・実行が一番必要である。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P468	-
268	85	この堰堤とトンネルのコラボレーションの意義が県境を越えて大きな国土の動脈に繋がり、流動人口の恒常化、生活圏の交流、生産物流、観光促進の媒体になることにより中流の発展が川下の未広がりでの繁栄に繋がっていくことを疑わない。この機会を失えばふるさと三好郡は地域間競争に大きく立ち遅れ市町村の存在意義や連帯性は希薄に液化化し取り残された余白の地域と存在でしかなくなる。ここに着目しない政治不在は、益々深刻な地域間格差を助長している。過疎の地域の再生と河川の整備の一体的合目的を住民の一人として提案し、よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
269	86	流域委員会方式は、委員の人数に制限があり、選ばれた人だけの偏った人の意見になりかねず、流域全体の多様な意見が繁栄し難いと思われる。このため、住民の意見の聴き方としては、流域委員会方式より、現在の国土交通省の方式が良いと思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
270	86	双方向性と透明性を高めるため、住民の意見に対する国交省の見解を資料をつけて公開すること。	その他-5 検討データの公開について	P471	-

第1回 パブリックコメント H18.6.27～H18.8.31

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
271	86	30年間は長過ぎて工程がわからず、30年間の間には、社会・経済・財政等の状況が大きく変化する可能性がある。国土形成計画や社会資本整備重点計画等の上位計画との整合性を考えると10年程度が妥当と思われる。このため、計画期間は30年間の全体計画と、その内の最初10年間の計画を示すべきである。	共通-8 河川整備計画の事業工程について	a	P258 P59,65, 77,82
272	86	中流の築堤より、下流の内水対策が費用対効果の面で効率的、効果的でないかと思う。このため、内水対策をもっと積極的に推進すべきである。	治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について	c	P293 P7,65,72
273	86	河口部の高潮や津波対策は、河川、海岸、港湾等の異なる管理者が別々に対応するのではなく、費用負担や事業者、施行区間等を定めて一元的に行う方が効果的である。このため、一元的に事業の実施ができるように特別法による新しい制度の創設が必要であると思われる。	治水-15 高潮対策について	c	P317 P74
274	86	旧吉野川下流区間(広島橋より下流)は、比較的自然が豊富であり、都市化が進んでいる地区でもあり、人と自然の触れ合いの場として、動線の確保や美観の向上などの整備が必要である。このため、この区間の河川環境整備を促進してほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	e	P397 P58-1,103
275	86	わかりやすい情報を提供し、共有化を積極的に図らなければ、異常渇水時にどのような渇水調整が適正なのか、県民はわからない。このため、吉野川水系全体の利水の状況や流水の正常な機能の維持、ダムの役割等についてもっと情報を公開し、わかりやすく説明すべきと思われる。	利水-4 渇水対策について	b	P357 P98
276	87	汽水域生態系の多様性を保持するためには、鳥類、底生生物など様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することが重要である。	環境-6 河口干潟について	b	P375 P44,57,68, 101,105-1
277	87	現在維持されている汽水域のエコトーンの保全について盛り込んでいただきたい。	環境-6 河口干潟について	b	P375 P44,57,68, 101,105-1
278	87	河川流量の確保により、汽水域の水環境は絶妙なバランスを保っている。今後の利水に関しては、汽水域の生態系への影響も評価し、利水関係者との協議を行うことが必要である。	環境-6 河口干潟について	d	P375 P44,57,68, 101,105-1
279	87	河口域の基盤をなすテラスや、環境の多様性をもたらす砂州の保全や再生は重要である。そのためには、河口域や汽水域の環境に配慮した、適正な土砂管理が必要である。	環境-6 河口干潟について	c	P375 P44,57,68, 101,105-1
280	87	河口域は多くの行政部局や人々が管理し、多くの市民が大切にしている場所でもあるので、市民の意見を反映する場を設けていただきたい。住民意見を反映させるためには、広く様々な立場の住民が参加した流域委員会の設置を強くお願いしたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a	P461 -
281	87	汽水域環境の保全のためのガイドラインに照らして、集中した検討を進め、管理計画を作成し実行していただきたい。	環境-6 河口干潟について	d	P375 P44,57,68, 101,105-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1		1 内水被害対策に排水ポンプ場は具体的に名前が出ている2ヶ処以外は計画がない様な国交省の答えだったがポンプ車の配備等の具体的な被害、軽減の策がほしい。今後30年間内水被害を受け続けなければならないのか。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	a P427	P96
2		1 善入寺島周辺で河道の砂利採取をして河道を下げてください。耕作者が大変困っています。樹木の採取だけでは周辺整備が十分ではないと思われれます。	治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について	a P320	P5,59,63,90
3		2 【素案P10】の「文明年間 細川勝元云々」はおかしいです。『吉野川辞典』では「細川氏が文安年間」と書かれており、しかも「信頼性の高い史料ではなく」とあります。新たな信頼性の高い史料あればお示しください。(素案で)こんな初歩的なプリントミスはされるのであれば他の資料でもと疑ってしまいます。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-9 P277	-
4		2 バンブー公園が美しいですか？あんな悲しい醜いセメントぼりの公園はない。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	d P397	P58-1,103
5		3 国府町黒田の飯尾川について早急な護岸工事をお願いいたします。特に北側は脱輪事故が何度かおきており、市バスの通路にもなっております。今年こそ大きな台風等がなかったのですが、先の事を考えてみると必ず路肩の崩壊が起ります。町内会としても、個々の人が、議員さんにも陳情したりしておりますが、ぜひ、もう一度点検されて、早急な対応をお願いしたいのです。必要とあらば、町内外の署名も集めて陳情するつもりです。よろしくご検討の程、お願い申し上げます。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	e-1 P493	-
6		4 第十堰下流に水門を設ける事は反対します。現行の堰及び堤防を補強することにより水害時の災害防止対策として貰いたい。 水は流れなければ淀み汚くなり、上流から下流にかけて流れることにより清らかさが保たれます。この自然の摂理を我々人間は忘れてはいけません。鮎等の魚が遡上出来やすい第十堰の改修をお願い致します。 東京の多摩川では川をきれいにすると同時に、魚の遡上を物理的に考慮した構造の堰を作っていることです。魚の性質を掴み堰の構造を考慮した結果、鮎やその他遡上する魚が増えて来ているとのことです。参考にしてください。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
7		5 高越鉾山が出来てから、その排水を吉野川に流すようになってから、吉野川はだめになってしまいました。むかしの堤防が国道に利用されたことで、僕の家と吉野川は分断されてしまいました。あんな所に国道をつくったこと自体全く不自然なことです。生活道路が、全部車道になってしまっています。河川整備・道路整備の計画自体が全て間違っているという事です。国土省(建設省)が自然を破壊してしまっ(している)という、その一言につきると思います。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
8		6 六条大橋を渡ったり、沿岸道路を走ったりして見かけるのは、土手とか水際をブロックで固めてる所が多くなつたことです。 見た目には丈夫そうですが、水生動物のことがか景観を考えると、なるべく自然のあるまを生かした整備の方が良い。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
9		6 土木関係への利権は、橋を架けるとかに使って、第十堰、吉野川をできるだけ自然のままに、後世に残したいです。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
10	6	この雄大な吉野川を、観光にも力を入れて徳島の発展につなげたらと思います。	共通-10 河川利用における観光開発について	a P262	P47,49-1, 103
11	7	上流部から河口部までの堤防上をできるだけ連続させて歩道・自転車道専用にして吉野川管理レールのアピール力を向上させるべき。随時、川辺に降りられるようにする。長距離連続した散策・自転車道などの線のアピール、さらには川辺まで含めた面のアピールに結びつけていく必要があるように考えます。一挙に連続した整備ができないのは当然であり、継続的に推進していくことを目標にしておくべきではないかと考えます。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a P399	P103
12	7	川周辺の学校・ボランティア団体・老人会と連携して川の清掃や写生大会・生態系学習などを企画して、川や周辺に触れる機会をできるだけ多くし、関心を高める必要があるのではないかと感ずる。(意見を聴く会への)参加者が少ない要因として、吉野川と直に接する機会が少なすぎるのではないかと感ずる。関心が高まれば、地域住民から川の異状の連絡や、積極的な改善提案などが出てきて、良循環に結びついていくのではないかと感ずる。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	f P260	P105～105-1
13	8	会開催の周知方法を再度検討して、もっとたくさん参加者を集めてください。パブコムも同じく。吉野川の今後30年のことを決めるのに、流域65万人のうち、これだけの人数で定議しているだけでは話にならない。 みんな興味ないので仕方ないですが…。	その他-13 広報について	a P479	-
14	9	第十堰の政治問題化には絶対反対である。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
15	10	第十堰可動堰を再検討し、実施してほしい。それが徳島県民の為になり、子孫への最大のプレゼントとなる。また観光名所ともなり得る。住民投票およびその結果は無効である。なぜなら吉野川は徳島市民だけのものではないからである。可動堰の再検討は今後行われるのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	h P481	-
16	11	石井町から上流に土砂が大変多く堆積しています。おそらく40年位凌えていないと思います。毎年台風が来ますが土砂は上流から下流に流れってきます。土砂はいくら取ってもいけるはずですが、土砂を浚えるのかどうするか教えてほしい。 今現在は土砂が溜まりすぎと違いませんか。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a P298	P59,63
17	11	もし堤防が決壊したら責任は国土交通省が取っていただけるのか教えてほしいです。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33～33-1, 54,55～56-1, 75,85-1, 95～97, 105～105-1
18	12	公開している文書はどれも片よった報道だと思います。意見の要約がどうしても国交省側のまどめになっています。住民の意見がストレートに伝わっているとほども思えません。(前回出席して、その場での意見が放映されていないと思う。)すべての意見を上手にまとめよとは申しませんが、国交サイドの意見広報ばかりをしないでください。	その他-13 広報について	a P479	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
19	12	少子化、あるいは地域差あるいはこの地域に特徴的な過疎に対しての吉野川(整備計画)への盛りこみがない。	共通-5 将来予測を考慮した計画策定について	b P253	P54
20	13	この形式では意見がまとまらない。専門家の意見も直接聞きたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
21	14	教育再生チャレンジ会のようにこれにこれもやらせかな?と思う。最初に結論ありきで型として、会議を開いてるように思えてならない。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b P462	-
22	14	第十堰は今のまま、補修すればよい。人口が減少している中で工業用水のこれ以上の利用など必要ないと思う。このままの自然と水の環境を100年先の子供達にも残してやりたいので人工的な物は作ってほしくない。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
23	15	発言のルールを次のように決めてください。 1. ひとりで5分以内とする。 2. 結論を先に説明を後にする。 3. 5分すぎたら発言をやめさせる。 4. 司会者の権限をもっと強くする。 だからと何をいつているのかわからない人がいる。発言者が偏って他の人の発言のチャンスがなくなる。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	e P475	-
24	15	吉野川流域住民の意見を聴く会開催の真の狙いは何ですか?	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b P462	-
25	16	美しい吉野川の流れを止めないで、治水、利水をして下さい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
26	17	吉野川の水資源は徳島にとっては最大の資源であると思います。洪水調整も必要な事ですが、水資源の利用に関してもビジョンを示し、もつともとアピールすべきであると感じます。 水が無いところは人も産業も育ちません。徳島県人口は65万人まで減少する予測があります。豊かな水資源を有している訳ですから、利水面を整備し、農業振興、産業誘致に結び付けてもらいたい。徳島再生は豊かな自然環境の維持なんからでは困れない。吉野川の水資源こそが、徳島再生の第一歩。	利水-7 水利用について	b P360	P35-1,98
27	18	本計画完了後の30年後にしても、洪水に対する住民の不安はなくなりません。その証拠に、台風後吉野川水源を涵養すなわち山林への整備がどうしても必要(間伐植林など)である。狭い河川管理ではダメである。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2, 105～105-1
28	18	現在あるダム(早明浦、池田など)を洪水対策に有効に使う。洪水に備えてダムの貯水を事前に減らす。そんなマニュアルをダム管理に使ってほしい。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30～30-1, 55,74
29	18	60億円の年間予算では少なすぎる。	共通-7 河川整備計画の事業費について	d P257	P50,54
30	19	昭和以前の吉野川治水事業に一切、中流域の対策が見られなかったことは、いかにも残念な事である。中流域の果たした役割について、下流域の人達に理解を得た上で交流する。「吉野川治水については、中流域が長きに亘り結果として、遊水地としての役割を果たしてきた。すなわち洪水被害を被ってきた事は事実であり、下流域はそれによって恩恵を被った事も事実である。」この文言を、いずれかの場所に挿入して下さい。	共通-2 流域内の交流推進について	f P247	P14～15

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
31	19	吉野川交流推進協議会活動の活発化 昔舟が上下した様な(交流の)復活を図るには？(現在ではEボート・ラフティング・カヌー？) 川の駅事業の立ち上げ	共通-2 流域内の交流推進について	c P245	P105～ 105-1
32	19	水生生物調査・吉野川流域水質調査以外に、地域からの要望の汲み上げ、実施にも協働の姿勢を	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	g P260	P105～ 105-1
33	19	◎森林の役割 森林育成業への取り組みと、自然連鎖の学習	共通-12 森林に関する他機関との連携について	m P265	P105～ 105-1
34	19	◎竹林保全活用に向けて 吉野川を吉野川たらしめる風景が、竹林であると言っても過言でない。下流においては伐採が進み、見る影もないが、中流域では美しい情景をかも出している。竹林に、実際に取り組む体制を決め、30年先に致るまで変わりのない風景の保持に努める。	環境-15-1 竹林(水害防備林)の保全について	a P398	P46～46-1, 102
35	19	◎川の安全確保 川に親しむ為に安全で遊べる川になるよう、地域のサポートが必要となる。 地域住民のボランティア活動に期待。支援の体制協議が必要。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	c P260	P105～ 105-1
36	19	安全のマニユアルの作成	管理-1 防災情報の充実に ついて	a P414	P95～97
37	19	堤外地の活用	その他-36 回答の特定できなかった ご意見	b P508	-
38	19	農地に利用することにより、ヤナギ・ガヤ等外来植物予防に役立っている。	管理-13 河川の適正な維持管理について	i P440	P93
39	19	◎公園化 老若男女が集い、健康の増進を図る。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
40	19	レキ川原の保全・育成 中流域の整備計画の意見としては、堤防の完成と内水問題の解決で要望の大半が満たされる。 自然十人間＝文化の構図を考える時、いかに川と親しみ、活用交流するか、その足跡が中流域には多く残されている。これの発掘と活用を図るべきである。	共通-2 流域内の交流推進について	c P245	P105～ 105-1
41	20	【素案P7,50,51とP24,29,55】の内水()の中の文章は同じ表現の方が良いと思いました。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-12 P277	-
42	20	【素案P20-1】砂防事業(S.49),S50,S51年と連年にわたる豪雨で 【素案P40】(S50),S51の台風で斜面崩壊()内を追加してはどうでしょうか	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-13 P277	-
43	21	きれいな良い水が飲みたい。北島町の上水道の取水口は旧吉野川の北島町高房ですが、上流の採尿排水や工業、農業排水を殆んど使っている。上水道は、第十堰付近から取水できるように計画された い。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93, 98～99
44	22	しっかりと備えてほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
45	24	一刻も早く可動堰を設置して稀に降る大水に備える。上部を道路にすれば余分な橋を作らなくてもよくて一石二鳥である。 可動堰が出来る事によって下流住民も安心する。又、徳島環状線にも併用出来る。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	c P481	-
46	25	住民の安全と理由つけた過剰工事はやめてくれ！税金を無駄にするな！！ 国民の血税を何だと思ってるんだ。裏でひと儲けを企む業者や政治家にいいようにされてたまるか！！	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
47	26	河川敷や河原に生える雑木を早く取り除いて下さい。 洪水時に流水を防げます。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P90
48	27	まず昔の事を知る事(良い方を学ぶ)。町中を通る小さな小川に小魚・エビ・うなぎが上って来る様にする事。そのためにはどうすればよいか考えよう。	環境-7 連続性の確保について	a P377	P44-1,45, 57
49	28	休日は、吉野川グラウンドで遊んでます。残念なのは、グラウンドにあったゴミ箱がなくなりましたが、なくなつたのは、一人一人のモラルです。ゴミは、決まった場所に、分別すれば、みんな協力できます……。	管理-10 不法投棄の現状について	b P433	P93,97
50	29	やはり、生命・財産を守る治水と利水が最下の必要な事と思います。環境や景観も守り乍ら充分な整備を進めて欲しいです。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
51	30	生物の多く住み、人々が楽しく遊べる河川に 景観の良く自然を利用。	環境-1 河川環境のあり方について	f P362	P51,57,98, 100～101
52	31	可動堰などという馬鹿げた計画は撤回すべきである。ダムがあるのだから何百年に一度という洪水対策ではなく、排水路(河川)の整備で浸水地域をなくすべきである。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
53	32	河川管理行政の最大の目的は、流域住民の安全を守ることである。限られた予算(税金)を有効かつ効果的(集中的に無駄なく)に使うことを忘れてはならない。	共通-7 河川整備計画の事業費について	c P257	P50,54
54	32	何の対策も示さず、何でも反対するNPOや無知なニセ有職者等の意見等は聴く必要はない(税金の無駄使いである)(河川管理には税金が使われることを何ら顧慮しないヤカラである)国土交通省の役人はNPOに弱腰である！！猛省すべし！！	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
55	33	石井町石井字石井の川(飯尾川)の近くに住んでおり平成16年の台風で浸水しました。小さな川だから溢れるとは思ってなかった。水が出ない様にしてほしい。どうか至急に内水対策をして下さい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
56	34	吉野川は自然のままに利用したいです。	環境-1 河川環境のあり方について	f P362	P51,57,98, 100～101
57	35	吉野川は名にも負う美しく又役に立つ河川の一つです。「四国三郎」の名を後世に伝えたい。安全かつ県民にメリットの良い施設は必要。大吉野の清き流れを忘れまじ。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
58	35	住民参加の意見も受入れて頂きたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
59	36	吉野川は私達、徳島県民の命の水ですし、心のふるさとでもあります。これからの吉野川の川づくりは、県民の意見を必ず取り入れて頂きたいと思えます。吉野川というこの美しい自然を将来の子供達世代に残せる様にして下さい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
60	36	自然を大切に、協調性のある河川整備を行なって下さい。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
61	37	“日本一の吉野川に”河川の水辺整備、工作物の新設に当っては、技術的、実利的、景観的に最高レベルのものとしてほしい。全国から、外国から技術者や一般旅行者・観光客が来訪するよう、日本の将来ともに私に地域住民の誇りとなるようなものを作り、整備してほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
62	38	現在の施設を整備し、自然を守るようにしてほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
63	39	いつまでも干潟のカニたちが住めるように守ってほしいです。	環境-6 河口干潟について	b P375	P44,57,68,101,105-1
64	40	第十堰は今のままにして残してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
65	40	干潟がなくならない(消えない)ようにしてほしい。	環境-6 河口干潟について	b P375	P44,57,68,101,105-1
66	42	山口谷川の修正案に賛成です。地球温暖化の影響で洪水が発生し易くなるので、早めに推し進めて欲しいです。	治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	d P325	附図-16
67	43	自然を守り、洪水に備えるという両立は難しいと思いますが、両方共頑張ってできるようにしたいものです。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	d P248	P50,57
68	44	昔の人達が築いた土堤を現在は、高速道路のように車が走り、とれだけ傷ついているか、計り知れない。早急に補修、補強を強く要望します。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
69	45	吉野川は全国的にも自然の宝庫でもあります。大切にしたいのが一番です。昔の河川のはん濫の経験は、現代の人達は覚えていない人少ないと思います。私は沖洲地区です。若い人やほとんど知っておりません。今の自然は、その災害に打ち勝って、努力した後の自然なのです。若い人達に、それを解って、もらいたいと思います。	環境-1 河川環境のあり方について	e P362	P51,57,98,100～101
70	46	吉野川水系河川整備計画について、1年間に1回位は意見を聞いて欲しい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
71	47	吉野川の水は、多くの山脈から発する小谷の水からなるが、山々は荒れた現状。このため、保水力(調整機能)の低下や降雨等の増減(異状気象)が相乗し、吉野川の水量に影響を及ぼしている思いがあります。したがって、今後山を守る関係者と連携を一層深められて、支流域の山々を豊かにする改善対策に取り組まれるよう望みます。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2,105～105-1
72	48	地域住民の意見を一番に考えてほしい。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
73	49	近いうちに、南海地震が起こると言われている。津波や洪水が起きても、吉野川近くに住む私たちが安心できるような、排水門などをつくってほしい。	治水-28 地震対策について	g P337	P55～56-1,74,83
74	49	川の沿岸部分には、たくさんシオオマネキがいる。この間は、沿岸近くをコンクリートで固める工事が行われていたが、これは、川の沿岸また、川にすむ生き物にとって、いけないことをしたんじゃないかと思う。	環境-11 多自然川づくりの検討について(調査・評価)	c P390	P57

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
75	50		コンクリートの橋や堰はもういらぬ。堤防をきちんと整備してほしい。	治水-5 j	P295 P59,61,63
76	51		鮎食川下流域護岸、堤防作りにも力を入れて下さい。私有地が水流で崩れて流失していています(一宮町東丁附近)。	その他-20 d	P493
77	52		原市長に反対する。	その他-37 -	P508
78	53		JR勝瑞から池谷駅へ行くまで旧吉野川をまたいでいる鉄橋下の工事は20年前ぐらいなると思いますが、多自然型護岸工事はどうなっているの。恐らく止めているのではないか。土木の多自然型の工事についてご回答下さい。	環境-11 d	P390 P57
79	53		旧吉野川に船の不法占拠。	管理-13 f	P440 P93
80	54		最近、堤防漏水対策工事がさかんに取られるが、対策の進め方を知りたい。	治水-12 c	P308 P25-1,56,66~68,82-3,91,97
81	54		外来植物の対策は、どの程度進んでいるか？	環境-5 b	P372 P44-1~44-2,57,86,105~105-1
82	55		計画の基本は(異常洪水量に対応した)洪水対策を最優先に考えるべきである。	治水-2 a	P286 P33~33-1,54,55~56-1,75,85-1,95~97,105~105-1
83	55		この問題を政争の具としてはならない。過去の愚かさ、(第十堰政策問題)を反省すべきであり、特にメディアは無責任である。河川管理の責任は、国土交通省にある。無責任な意見には、配慮する必要はない。技術問題を情で解決しようと思うな！	その他-14 c	P481
84	56		徳島は豊富な水によって成り立っている。水をきれいにする事で土地も人も健康を維持出来ると思います。川にゴミを捨てる人に罰金を厳しくする。	管理-10 a	P433 P93,97
85	57		河川整備と森林整備(立木の間伐推進)は洪水防災の為に車の両軸と思考する。	共通-14 a	P270 P5-2,105~105-1
86	57		早明浦湖の水量発電揚水の為に鳴らす本山町吉野川阿波邑のサイレンをもっと明るさのある音声で鳴らして欲しい。悪い響きで町に活気なく衰亡する気がする。	管理-1 d	P418 P95
87	57		高知県本山町で公聴会を催しては如何。	その他-12 b	P478
88	58		人間は川と共存共生するべきで、洪水予防イコール可動堰という考えには、反対です。	その他-14 q	P481

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
89	59	河口の干潟に架橋ができることには、反対していたが、もっと県民が納得する方法があったと思う。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	a P444	P93
90	60	徳島県の山にあるのは、ほとんどが、針葉樹つまり、杉、ひのきで、根っこの所をほると、カラカラの土です。広葉樹は保水力が大きいので、大きな土木工事を行うのではなく、自然の力を使うべきです。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2, 105～105-1
91	61	一部の人間の目先の欲と人間のみの都合で自然を地球を壊してきました。海で、川で浜辺で住んでいける生物あって人間も守られている。最低必要なだけと言うと、大きな声の人の限りの最低になってしまふのが悲しいです。徳島の自然を守って下さい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100～101
92	62	吉野川河口の茅の増殖・保護をすること、埋立ては絶対に不可。	環境-6 河口干潟について	b P375	P44,57,68, 101,105-1
93	62	上流の河底の石に緑の苔をはやす方法を考えること、生活廃水の制限。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	b P446	P37,58, 98～99
94	62	堤防の河川の境にはコンクリートを使わない工事をし、石垣にする。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87, 101～103, 105～105-1
95	62	第十堰の改築反対、これから洪水があるとは考えられない。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
96	63	吉野川の土手沿いに通って歩ける道を整備して欲しいと思います。現在、一部車道の脇も歩けない所もあるので。そうすれば吉野川に対する感心もより深まると思います。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a P399	P103
97	64	香川用水への分水を中止するか負担金を値上げする。又は中止せよ!! その費用を吉野川水系の保金に使う。又、砂利・砂等の骨材を売却し、同様の資金に使用してはどうか!	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
98	65	今の第十堰でいいです。あれだけ反対があったのに、開閉堰をまだ、あれだけ反対があったのに。いくらか国から補助金が出るからとそんな工事は必要ないと思います。もっと遊歩道とかマラソンロードとかそんな工事を進めたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
99	66	子供時代は水遊び、水泳、魚釣り、大人になっては鮎かけのできる川であってほしい。ところが、吉野川と人間の関係、人間が昔から持っていた吉野川への愛着はなくなつた。魚がいらない、川の底を見ても、石という石、全部の石が泥をかぶっている。これでは小魚は育たない。そのような川になってしまった。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	f P260	P105～105-1
100	66	ダムができて、洪水被害が昔と比較するとずっと少なくなつたり、ありがたい。昔の建設省、今の国土交通省に感謝はしたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
101	67	県民の安全を守る為、とにかく堤防の強化は、大切だと思えます。	治水-12 浸透対策について	c P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
102	67	私はとりわけ穴吹川に毎夏行っていますが、これ以上水質を悪くしないよう、元来のアユ(天然)などの魚を減らさないよう、自然保護に取り組んでもらいたいです。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100～101
103	68	堤防道路をつなげてほしい。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a P399	P103

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
104	68	川辺の家の生活排水を直接入れないでほしい。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	b P446	P37,58,98～99
105	68	河川敷の運動グラウンド造りをしてほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
106	68	用水路を利用した水が発電は出来ないか？	利水-7 水利用について	b P360	P35-1,98
107	69	今のままでもいいんです。土建屋を儲けさすというよりも政治家がピンハネするための工事は一切必要ありません。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
108	70	戦後土木工事のめざましい発展で、小さな谷々にコンクリートで整備したのが悪いように思います。(平成)17年10月の大雨などは、私も70年この地に住んでいますが、予期せぬ所が冠水したり、役場の職員も手が足りなく、独居老人、又高齢化社会を心配する事で我が身一人の安全がやっとの事。一度に真光川、吉野川と大水が出て思わぬ災害になる。昔の様に谷は谷の様子が良い様に思う。ジンドク、メダカが谷の坂登って来ていました。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	d P501	-
109	71	私も吉野川の流域(屋間西貝川)に竹林と農地があります。H16年の洪水により農地の浸水がありまりました。(竹林)は台風時には年に数回浸水があり、そのたびに少しづつ(竹林)が崩壊しております。浸水防止のため吉野川オアシスから美濃田橋の間の整備をお願い致します。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63
110	71	吉野川オアシスから、上流へ美濃田橋の間位の流域の美化、川とのふれあいを推進し、町の活発化を図るためにも、遊歩道(サイクリング)など整備をお願いします。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a P399	P103
111	72	井川町の美濃田大橋上流の竹林が(水の流れが変わって)ひどく痛んでいるのが見えます。上流に高速道の橋が出来て水の流れが変わった様に思います。(井川池田)インターへの入口の所にも長い橋が掛り水中に橋脚が何本も出来た。最近よく耳にする事は三好高校の下流(JR土讃線橋梁上流左岸)を建設省が売却されたとか？あの島の砂利や砂を取れば又水の流れが変わってしまうのではないのでしょうか。私達は不安です。井川町の辻地区(井川箇所)が過去何回も洪水で水に浸かりました。多くの人が河とか早く井川町へ堤防をと望んでおられると思います。予算が無いなどと良く云われますが無ければ組めばいいと思います。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
112	72	井川町の美濃田大橋上流の竹林が(水の流れが変わって)ひどく痛んでいるのが見えます。上流に高速道の橋が出来て水の流れが変わった様に思います。(井川池田)インターへの入口の所にも長い橋が掛り水中に橋脚が何本も出来た。最近よく耳にする事は三好高校の下流(JR土讃線橋梁上流左岸)を建設省が売却されたとか？あの島の砂利や砂を取れば又水の流れが変わってしまうのではないのでしょうか。私達は不安です。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P90
113	73	地球温暖化に伴い、過去の記録にない想定外の大洪水が起きる可能性が大である。洪水時の情報の徹底を急いで欲しい！！	管理-1 防災情報の充実について	a P414	P95～97
114	73	地球温暖化にともない、過去の記録にない想定外の大洪水が起きる可能性が大である。沿川住民の資産保護のため、堤防の整備を急いで欲しい！！	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
115	74	第十堰、柿原堰の魚道の改修。最端部で緩やかに。	環境-7 連続性の確保について	b P377	P44-1,45, 57
116	74	柿原用水取水口小魚の迷入防止対策。	管理-15 許可事務の適正な実施について	b P444	P93
117	74	堤防外側の道路登り下り坂道、片側だけでなく左右に付けてほしい。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	b P399	P103
118	74	堤防管理用道路の通行時、粉塵を巻き起し、近辺住宅に多大な迷惑を掛けている。早急防塵対策を願いたい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
119	74	河川敷地内の樹木の撤去、水の流れを良くする。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P90
120	75	きれいな空気と水には、本当に感謝しています。でも台風時の洪水の心配は毎夏しています。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
121	75	可動堰は絶対反対です。県外からの来客には北岸をドライブして川幅の広さや夕日の素晴らしさを自慢しています。自然いっぱい吉野川でありますように！	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
122	76	最近10年間位は川砂利、砂等の採取がなく、川底、川原等に土砂がたまり、潜水橋等の高さまであります。砂利等を取ると水位が下がらないでしょうか。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
123	77	吉野川両岸の堤防道路近くの河川敷等を利用して桜並木を作って頂きたいです。春先の水ぬるむ頃、菜の花、桜花を眺めて自然を満喫することが出来ます。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
124	78	今、地震への関心が大きい中、洪水への関心は薄い。世代を超えた大きな洪水に備えることが必要である。説得(力)ある行政、政治が必要である。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
125	79	吉野川がこれ以上汚れない様、下水処理システムの整備を早く進めてほしい。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	c P446	P37,58, 98~99
126	79	無駄なダムや可動堰にお金をかけないでほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
127	80	最初、可動堰での(阿南への)送水計画ではなかったのですか。阿南工業地域の毎年の渇水による操業停止、吉野川の浄水を送水管にて送ることは、容易に出来るかと考えます。実現を希望します。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	s P481	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
128	80	いろいろの施策感謝します。	その他-37	- P508	-
129	81	吉野川固有種の保護 後世に残そう自然。	環境-1	e P362	P51,57,98,100～101
130	82	既得権のある人間が、自己の利益の為に吉野川を利用する時代は終わっています。そんな事が続けば、徳島も日本も世界の流れから取り残され、今の徳島の子供達の将来はありません。真摯に吉野川のあるべき姿を考え、この出来る人達で整備計画を立て、県民に計るべきです。県外に住んでいる徳島県人も皆、この吉野川を大切に思い、吉野川の将来を見つめています。	その他-4	b P469	-
131	83	洪水に備え、先祖の知恵も活かし、基本的に今の流れを変えず、遊水地域は今以上に広げることなく、堤防は近代的な技術力をもって強化し、合理的な工法で作られた堰を残し補強しつつ、後世に受けつぐ努力をしてほしい。	その他-14	q P481	-
132	83	新しくダムを作ることなく、森林保全を行い、吉野川の自然をトータルに保護してもらいたい。決して地方行政ではできないことを国が責任をもってほしい。	共通-14	a P270	P5-2,105～105-1
133	84	“人間”は正しい地球の支配者で在るので、「小生物」から「山」「平野・土・石・草木植物」迄、総べてに責任在り。まず、上から「正治山」(正植林等)そして、正「治水」に(魚・生物の共生を[動物・昆虫の自然圏を])を最大に“共生”した自然に優しい事業工事をすべきで在る。共生を考慮した優自然工法で実施を！そうすれば、自然や生植物がより豊かな良環境の自然を恩返ししてくれる3Rリターン。それが「豊かな地球策」リターン	その他-37	- P508	-
134	85	中小の川の砂防堰は魚道がなく、深掘れのため、これからは緩やかな流れになるよう改良する必要があらうと思っています。	その他-23	d P501	-
135	85	堤防道路の整備、サイクリング道を作り、桜などを植え、四季を通しい、楽しく安全に川と共に人生を楽しめる美しい吉野川を作りましょう。自然の水を利用した水車小屋を造って下さい。	環境-15-2	a P399	P103
136	86	第十堰から第十樋門迄の距離が約1000mで、第十堰の高さを1m下げると、(第十樋門では)1mmでほぼ水平となり、樋門に与える影響は無いと思う。堰の高さを1m～1.5m下げると予算が安くなると思われる。堤防も安心で有ると思われ。国府商工会でこの質問をした時に砂がたまると言われたが、(堆砂することとは)現在と同じであるから、工事がしたいだけか思えない。	その他-14	t P481	-
137	87	発諸時間を5分以内に制限せよ。広く多くの人の意見を聞く必要がある。だから発言は途中で打ち切れ。	その他-8	e P475	-
138	87	可動堰反対は徳島県にとって最大の悲劇である。	その他-14	c P481	-
139	88	きれいな水が保てます様願っています。	管理-18	c P448	P37,58,93,98～99
140	89	急がずに良い物を作ってほしいです。	その他-37	- P508	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
141	90	不法投棄はどんなに少量でも罰則を重くして、氏名を公表するようにして欲しい。住民みんなが監視するつもりで見守っていくよう、PRして欲しい。	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
142	91	100年前の麻名用水施設設置時には自然流水で末端まで利用可能であったが、現在では水位が低くなり、地下水に頼っている。再度見直して頂き、ご回答をお願いしたいと思う。	利水-5 麻名用水について	b P358	-
143	92	台風が来るたび田畑、倉庫、家が浸かる。堤防が無いのは絶対ダメ！一日でも早く工事をして下さい。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63
144	93	広く県民の意見を聞くのは良いのですが、マスコミはじめ、いたずらに事業の推進を妨げようとする傾向が強すぎます。その上に、自らの政党のためにする主張で県民をおおっている人の意見が出過ぎています。ある程度の賛同があれば決断して、事業を進めて下さい。水源の確保に森林保全を主張する団体の人など、その保全の為に山で生活する人がどれだけでもいいです。実行しない人達の主張に惑わされないようにして下さい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	c P468	-
145	94	素案とはどんなものか周知が不足。簡単に1枚にまとめて各戸に配る。	その他-13 広報について	a P479	-
146	94	水道水を利用する事を一番に考える事。ダム→水の汚染がある。安心して飲める水の確保。国の計画はお金を使う事の方に専念している。税金の無駄使いは最小限に。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93,98～99
147	95	吉野川第十堰は自然文化遺産として未来に残すべきです。新河口堰は自然を壊すだけでヘドロがたまり悪環境になります。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	o P481	-
148	95	漏水対策として吉野川上流域の森林整備(広葉樹を植林するなど)を行い、保水力を高める必要があると思います。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2,105～105-1
149	96	地球温暖化による異常気象により災害が大きくなることが今後予測される。それを見越した対策を早く考えて頂きたいと思う。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36,44-1,45,50,54,95,105-1
150	97	堰上にショベルカーが置かれていて、以前に見た青石の見える堰とは全然違ってました。上流の方もあちこちコンクリートの防波堤で固められ、風景がまるで損なわれた感じがします。次世代に残す我々みんなの財産である。吉野川の自然は、洪水(起こるかどうかから)を防ぐ名のもとに、消えていっているような気がする。せめて、第十堰を青石のまま保存してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
151	98	H16年、16号、23号の台風で、ダム放流により直ぐ下流周辺が相当な被害を受け、河原の草木も無くなり、倉庫も無くなり、鶏舎用機械、器具等大変な被害を受けました。其の後も現在のままだと次第に崩れ、無くなり危険を感じます。1度現況調査して頂きたいと思います。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a P487	-
152	99	戦前少年の頃、新居須の土堤が切れそうになったことを憶えている。戦後、各所にダムが出来て洪水の心配はなくなりました。今後はこの水をどんなに使うかが大切であると思う。	利水-7 水利用について	b P360	P35-1,98

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
153	100	洪水と地震に備える事を第一に考えて、安全と安心の吉野川にしてみたい。それも早く進めて下さい。台風、水害等が「地球温暖化の為」年々ひどくなって来ています。自然環境や地域、社会環境に配慮下さい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
154	102	堰の故障・破損部分の修復と魚道の増設が必要と思う。堰の堅牢な復元と南北堤防の補強も併せ補修が必要。今の堰は250年も続いた古人が積み重ねて、経験と技術の施設である。年に2回程の洪水があつても堤防も堰も破壊されず残った。徳島特産の青石で深々積み重ね洪水にも持ち耐えた。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
155	103	吉野川に架けられた全ての橋について、写真展を見たいです。池田ダムから下流に向かって、船下り等、両岸の自然な景色を眺めたり、イベントがあれば参加したいと思えます。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	f P260	P105～105-1
156	104	地震に依る大災害と大津(波)による天変地異は人間の想像を超えるものがある。昔の私の母は明治20年の徳島大洪水を体験し、多くの阿波人が家の標(?)に股分(?)で助けを求めて海に流れた悲しい現実を見ている。母は水ほど怖いものはないとの遺言である。大洪水には飲水に用いる塩水は飲めないダム管理は特に飲水とか大安心である。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
157	105	民主政治はマチャベリズムへ経済は寡占欲望主義へ健全な家庭と社会崩壊へ文明の衰退期目の前に。以上踏まえて日本全体から考えて欲しい。国庫の充実、民力の蓄養。世界の日本へ。日本の四国、四国の吉野川へ。文明の生き残りは日本へ。川だけでなく山全体からもタイアップして自然をできるだけ変えない。国の予算できるだけ少なく計画を。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
158	106	吉野川左岸の下流域に移住していますので、特に洪水への備えに関心を強く持っています。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
159	106	吉野川河岸を本来の自然の姿に戻して欲しいものです。特に外来植物等の繁殖によって、かつての綺麗な礫河原が失われつつあるのを何とか、ストップをかけ、失われたのを復活させるべく努力すべきだと考えています。	環境-5 外来生物対策について	b P372	P44-1～44-2,57,86,105～105-1
160	107	北側を整備すると南側が流れが変って、道もなくなり水深くなったり、南側を整備する事により北側がよく水が出ると使えなくなったり、もう少し全体を考えた計画整備をお願いします。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
161	108	今後いかなる大雨にも堤防の決壊がないようにして頂きたい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33～33-1,54,55～56-1,75,85-1,95～97,105～105-1
162	109	この折込みチラシの作成・配布にとれだけの血税を使ったのか、知りたい。紙質はこれ程ぶ厚いものがいいのか。いくらハカキ代わりの面があっても……もっと、効果があり、周知徹底のためにはよい方法が他にないものか。	その他-13 広報について	a P479	-
163	109	治水は重要だが、もっと神経を使って、予算を使ってほしい。	共通-7 河川整備計画の事業費について	c P257	P50,54

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
164	110	公共事業について、道路も河川整備事業も同様ですが、特に河川事業についてですが、生態系に疑問を持っています。	その他-23 砂防事業区間の改修要望等について	a P500	-
165	110	東祖谷の河川敷で国土交通省の整備事業で昔の自然な川のせせらぎはなくなってしまいました。全て自然のままでは困難と思いますが、もう少し地元の見聞も反映して、治水対策は、周辺の森林整備も同時に行う必要が有るのではないかと思います。人工林の間伐は絶対必要ではないか。今、森林整備で行っていますが、もっと予算を増やして、人工林を少なくしたら治水や飲料水も確保出来ると思います。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2, 105～105-1
166	111	吉野川の施設・設備が多くあるので見学したい。吉野川現地講座にもよく応募していますが、余り当たりません。バスを何台か出すとか、(吉野川現地講座を)3～4週連続して行う等多くの人の希望があるのだから考慮してほしい。	共通-2 流域内の交流推進について	e P245	P105～ 105-1
167	111	支川や支流の水を美しくする方法を行政に指導してほしい。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93, 98～99
168	112	魚の生域、産卵できる環境を整える。コンクリート製品を少なくして、出来るだけ自然の物を利用するのが好ましい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87, 101～103, 105～105-1
169	113	大坂危は、毎年、大雨や台風による洪水で悩まされています。特に平成16年の洪水には、度々心配させられ、近年特に水量が増した様に感じます。今回の計画では、地域外になっていきますが、どうか国の管理にして頂き、対応を下さるようお願い致します。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	a P484	-
170	114	吉野川北岸堤防の補強に当たって下さい。特に気掛りなのは柿原堰から第十樋門の間である。	治水-12 浸透対策について	e P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
171	114	遊水地帯は平時には無用の長物と思われるが、大洪水の時に水を貯めて下流の堤防の決壊を防ぐ大きな役目を果たして居るのです。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	h P295	P59,61,63
172	114	吉野川第十堰の建設計画は大手ゼネコンが動いて居るものであり、堤防の決壊につながる危険は非常に高い。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	o P481	-
173	115	大洲の国立の施設に居りました。そこには、肱川という小さい河川がありましたが、(流域の)大洲市の人々は、100%利用し、地域おこしに役立っていました。鶴飼い、カヌー、河原での芋たき、寒中水泳など魚の狩以外に活用、そして大切なことは「川を汚さない」と言う考えがこれらの利用の根底にあったように思います。	管理-13 河川の適正な維持管理について	e P438	P87～88,90
174	116	へりポート作ってほしいです。三好病院近くに一つほしいです。救急病院なのにへりポートがありません。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
175	116	洪水に気をつけてほしいです。三好市池田町シマ地区は堤防で守られている地域です。ぜひとも地元と連携して整備をしますが、より一層のお願い申し上げます。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
176	117	三加茂町は台風が来る度に谷が増水するので、洪水になるのが恐くて、たまらない。早く、加茂第2第1(箇所の)堤防を完成してほしいと思う。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
177	118	自己責任による河川の市民スポーツ利用整備を！ “駐車場とスリップウェイ”欧米の河湖では普通の風景です。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
178	119	森林整備計画がなくて河川整備計画がどうしてできるのですか？もともと一体であるべきものと思いません。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	l P265	P105～105-1
179	119	ゴミの不法投棄についてほんとに努力しているの？	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
180	119	船の不法係留について本当に努力しているの？	管理-13 河川の適正な維持管理について	f P440	P93
181	119	何故治水より利水が優先なのですか。国土保全とは何ですか。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
182	120	木津川の上流で魚が見える様に。又水辺を利用できる様下に降りれる様にしてほしい。又上流で砂がたまり堰止められている。	その他-23-1 市町村管理区間の整備について	b P502	-
183	121	吉野川市鴨島町上浦団地(飯尾川沿川)に住んでおり、洪水の度に周辺道路が冠水し陸の孤島と化してしまいます。排水ポンプの強化と同時に道路の高上げを！	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91～91-1
184	122	河川整備には具体的にごどこれくらいの金や建設の投資がなされたのかははっきりと数字でわかるように広く広報して欲しいです。	共通-7 河川整備計画の事業費について	a P256	P50,54
185	122	このような一面仕立ての広報紙は少し見にくいと感じます。	その他-13 広報について	a P479	-
186	122	「ミチゲージョン」というあまり一般的に聞かれない言葉は用いるべきではないと思います。どういう意味なのでしょう？	環境-8 ミチゲージョンについて	c P382	P57,58,68,88,101
187	122	吉野川のあちらこちらの写真、ダム等の写真が載せられています。どこなのか場所が明確な方が興味を持って見る側にとってはよい情報になると思います。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-1 P276	-
188	122	自然と共生した計画を進めて欲しいです。	環境-1 河川環境のあり方について	c P362	P51,57,98,100～101
189	123	吉野川の自然は徳島の命だと思います。人の命とこの自然を守る河川整備を願っています。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
190	125	川の上流にはダムをつくるのはやめよう。それより山林の間伐に力を入れて木の根が水を吸収する様にする。大木が少なくなる。空気はきれいになる。	共通-14 森林による流出抑制について	c P270	P5-2,105～105-1
191	126	現在は日本だけでなく世界的に異常気象が起きています。私たち吉野川北岸に住み、農業を営んでいる者は将来的には洪水の心配よりも水不足の状況が起きて来ないか心配しています。早く吉野川の水をもっと有効に利用出来るようなダムや堰等の整備が早急に必要だと思えます。	利水-7 水利用について	b P360	P35-1,98
192	127	治水、利水、環境、いろいろな人々の御意見を大切に河川整備計画を豊かな川、堤の自然と仲良くつき合いたい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	d P248	P50,57
193	128	堤のない所は安心生活を出来るように堤を作る。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
194	128	堤の完了後は、住民県民より何かの記念樹として1本1000円とか貰い、老人でも若い者でも散歩花見等が出来て、大きくなれば観光客も来る吉野川堤にしてはどうですか？	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
195	129	池田ダムにより、少年時代に遊んだ河原が消え、一の瀬と言う急流に鮎を追ったことも、今は全て夢の中です。どうか、自然を大切にされた改修をとの願いです。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98, 100～101
196	130	吉野川は私達県民にとって一番誇りに思っている美しい川です。堤防の修理等洪水・地震対策に備えるため、吉野川的美観が損なわれるのは淋しい気がします。でも天災も人の命や財産を失うのでこれも大切です。両方うまく成り立つ様考えしてほしいと思います。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	d P248	P50,57
197	131	森林についての国土交通省のまとめられている案は、適切な案であると思います。杉、檜の枝打や、間伐をいくら行っても、洪水がなくなるわけではありませんので、人の命と財産を守るため、ダムも、堰も、堤防も、必要である事には変わりはないわけです。	共通-14 森林による流出抑制について	e P270	P5-2, 105～105-1
198	132	現堰をそのままにして破壊されたときは、現堰に対する自然のシッペ返しと受け止め修理する。水害を徳島の農業にどう活かすかを考えるべきです。化学肥料や農薬を出来るだけ使用しないで洪水による冠水を徳島の農業に利用して他県にない独自の作物を考えるべきではないでしょうか。また被害を受ける住居や施設については、可動堰に1000億円以上の資金が必要と言われていますが、この資金を利用して防水対策を実施すればよいと思います。現状で破堤の恐れのある地域から新築する建物に補助金を出して敷地に盛り上げずることを法的に義務づけることです。この事により新たな建築需要が起こり徳島の経済が活性化すると考えられます。巨大な自然の力に逆らう事を考えずに、その力を上手に利用する立場から第十堰の問題を考えるべきではないでしょうか。	その他-14	q P481	-
199	133	地球の温暖化により想像もつかない大雨や水位の上昇による大洪水が将来起きるかも知れません。鳴門方面に見られる多くのハゲ山の土で吉野川の土手を高くして行き、跡地を農地なり施設に利用する計画は如何なものでしょう。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33-33-1, 54,55-56-1, 75,85-1, 95-97, 105-105-1
200	134	可動堰は洪水の予防には何の役にも立たない。かえって洪水被害を助長するようになるものである。第十堰は適正な補修さえすれば半永久的にもつ構造である。第十堰を撤去して可動堰を造るような、無駄な公共事業だけは止めて貰いたい。吉野川の洪水を防ぐためには、堤防の増強が一番であり、そのほかに上流の森林整備や堤防の嵩上げおよび増強、遊水池の確保などで対応出来るはずである。吉野川の自然を守るためにも、可動堰を造ることに断固反対する。	その他-14	k P481	-
201	135	護岸補強、山への植林、大きなダム事業より堤防整備事業を自道に進めて下さい。洪水への早道だ。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	c P295	P59,61,63
202	136	自動車の整備だけでなく、自転車道を充実させ、サイクリングロードを是非作ってほしい。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a P399	P103

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
203	137	ダムその他の工事完了後に大洪水発生で大きな被害が出た場合、腹を切ることが出さるのか。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	b P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
204	138	吉野川は徳島にとって大切な財産です。洪水に備えながら水辺の自然も守って下さい。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98, 100~101
205	139	徳島の自然の良さ、古さを壊さない様に本当に県民のための事業を。不幸にする事業をしてはならない。田舎は町にしないで、観光地になるよう、行ってみたく成る様な徳島作りを。税金の無駄使いは許せません。	共通-10 河川利用における観光開発について	a P262	P47,49-1, 103
206	140	第十堰は「堰上げ現象」引き起こすが、文化的遺産でもある。人工の堰は長良川の例にもあるようにまた問題を含んでいる。上流部の堤防整備を中核として、ダム整備、植樹増進を中心に整備を進めるのが、妥当な方向であると思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
207	141	川辺に生息する生き物などを守りながら整備を心がけてほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98, 100~101
208	142	他県の失敗例を参考にしてそうならないように最善の方法で取り組んでほしい。目先ではなく、ずっと先を見て自然を守って…徳島の吉野川はとでもすばらしいと誰もが思えるように努力していただきたいとします。お金を使えばよりよいものになるという考え方は捨ててほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100~101
209	143	平成16年10月20日の台風23号の洪水のことですが、地田ダムの放水のことですが、午後3時ぐらいに放水すると通報があったと思います。満ち潮が午後5時か6時だったと思います。そうなると石井町あたりの水は堤防下2m~3mぐらいしかなかったと思います。私が思うのに台風の前には、洪水防ぐために、台風の前には全部放水しておくべきだと思います。水も必要だと思いますが下流域の洪水対策が一番大切でなかろうかと思っています。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30~30-1, 55,74
210	144	残念な事はあの美しい吉野川を自転車で行きにくい事です。車で走った時は自転車の人が気になり、子供なら走らせられないなと思います。吉野川の外でなく吉野川を眺めながらの自転車道がずっと続かないかと。そして自転車人口も増え便利になるのではないかと。今はとざれとざれの整備で残念に思っています。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a P399	P103
211	145	吉野川を通るたびに感じることは雑草、雑木、砂たまりが多く、台風のと等雑木や高い草等に七夕ならいいけどごみがいっぱいからみついてきたらしい…。見た目もきれいな川とは言えないのか、残念です。すぐ川辺の生き物とか？大事とか自然がと言いますが、洪水のためには川幅があるのに流れている所が少ないのでは。ある程度度川の中程位は砂、雑木草等、取り除けばいいのではと思っています。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	f P424	P90
212	145	せつかく堤防を強化整備してらんだから桜でも植えてゆったり出来る場所もいいのでは。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	b P422	P87~88, 90
213	146	三好市池田町シマ地区の内水及び本川の浸水による被害対策の為、排水ポンプ場の整備をして頂きたい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91~91-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
214	147	今の子供は川を知らない。河原にランニング練習コースを。大きな石を取り除き砂地にする足、腰の強化には最高だ。S27年頃まであった井川町西井川～州津間の大具の渡し。川の流れて進む渡舟の再構築、復元してはどうか。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a	P399 P103
215	148	先人の知恵に学び、人間、自然環境を守りながら、住み良い吉野川を大切に。水と共に生活できる場と共に水の恩恵に感謝できるきれいな川にしてほしいです！	環境-1 河川環境のあり方について	d	P362 P51,57,98, 100～101
216	149	香川県は、池田用水後は、全県に分水して、県民に水の懸念をほぼ無とした。本流のある徳島では我々最大のコンピナートである、阿南市では、毎年のように洪水騒ぎをしている。何たる矛盾。	利水-7 水利用について	b	P360 P35-1,98
217	149	第十堰の代替を未だに未練がましく話題にしようとしている。私にはお役所の要らない仕事の一つとしか思えない。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k	P481
218	149	川島町の県道の北側歩道工事-南の歩道はいつもガラ空き-何で必要なの！	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	-	P508
219	150	洪水は下流の田畑に栄養を送り、上流では美しい河原ができる。だから洪水は必要でもある。洪水と上手く付き合うことが大切である。	共通-0 吉野川の概要について	b	P240 P5
220	151	鳴門市の無堤地区で一昨年前の台風23号にて、畑の冠水状態になった土地があります。国交省に早く堤防を築くように要望するも、いつかわからない状態であり、国民の財産を守る下流の無堤地区を早く解消してほしい。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a	P330 P77,80,82, 95
221	152	吉野川本流に流れ込む支流の川や谷川の整備が、あまりにもおそまつ。担当は、県の土木事務所と云うことでしたか。もつと連携を進めてほしい。	その他-18 他島県との連携について	a-3	P489
222	152	川に住む魚が、本当に少なくなってきた。もつと魚が住み易い川にしてほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d	P362 P51,57,98, 100～101
223	152	水量が少なくなってきた。川原の中の雑木が大きくなり林→森になってしまっそうで洪水時が心配である。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d	P424 P90
224	152	第十堰主体の整備計画案はやめてほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	i	P481
225	153	“道の駅”のような施設が下流域にもあればいいと思います。サイクリング、ツーリング、ドライブの目的地になるような憩いの場となれば、水辺がもつと身近に感じることができるとは。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	c	P399 P103
226	154	大きな地震が起こればダムも壊れる。吉野川の自然を守るものがI番大事だ。これ以上ダム等造る必要なし、堤防だけ整備すればいい。壊れた自然は元に戻らない！	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	b	P248 P50,57
227	155	ダムは絶対反対です。ダムの死んだような水にしない下さい。吉野川(の水質)は高知の四万十川に負けないと思います。自然のまま洪水対策を考えて下さい。	その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	a	P507

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ	
228	156	自然環境の保全も大切なことは理解するが最も重視するのは災害による人命の保護である。動植物や河川景観のある程度の犠牲は止むを得ない。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c	P248	P50,57
229	156	早く工事に着手して貰いたい。マスコミは反対意見を多く取り上げる。交通渋滞の解消にもつながる以前の案が良いと思う。	その他-36	b	P508	-
230	157	自然を守ることは大切なことです。吉野川の洪水で家のまわりにはん濫して2日ぐらい家から出られなかった。流域に住んでいない人はすぐに自然を大切にしますが、やはり、流域に住んでいる人の意見を一番に考えて、吉野川を守りたいですね。	共通-3	c	P248	P50,57
231	158	吉野川流域一斉水質調査は大変良い計画、実践である。参加した人がとても良いと言っていました。今後も続けて下さい。	共通-9	f	P260	P105～105-1
232	158	河口干潟の保全や竹林の保全も自然を守るうえで重要なことだと思います。更に、環境面に配慮した取り組みを続けて下さい。	環境-1	g	P362	P51,57,98,100～101
233	159	旧吉野川を愛し水利の恩恵を受けて生きておる者です。第十の堰はぜひ必要です。	その他-14	d	P481	-
234	159	大麻町板東の樋殿谷川の水に、困惑致しております。樋殿谷川の改修工事を是非お願い致します。吉野川水系計画、組入れてくれることを願望しております。	その他-20	i-1	P495	-
235	160	可動堰は将来も絶対建設しないでください。	その他-14	k	P481	-
236	160	シオマネキなど貴重な生態系を守るためにも東環状大橋の建設を中止して高速の案は廃止して下さい。	管理-15	a	P444	P93
237	161	吉野川総合開発事業の要である多目的ダム、早明浦ダムは山崎調整ダム、汗見川取水ダム(?)と池田ダムが組になっているはずである。その意味において、山崎調整ダムと汗見川取水ダム流域が国管理になっていないのは納得できない。説明を求め。本来、山崎調整ダムは、早明浦ダムの貯水量に比べて格段に小さく、山崎調整ダムは必要でないのではないかと、説明を求め。 (出来れば撤去)	治水-30	e	P341	P30～30-1,55,74
238	161	早明浦ダムが建設されるまでいた天然の鮎や、八つ目ウナギ、セゴリ等の魚がいなくなっている。これらの魚が再び住めるべく河川に再生して頂きたい。	環境-1	d	P362	P51,57,98,100～101
239	161	早明浦ダムの下流では80年に1回水位である。住宅と畑が浸水する事案が4～5回発生していることは、放流の誤りと考えられるので指導を強化して頂きたい。	治水-30	a	P341	P30～30-1,55,74
240	162	住民は市から配布された「災害に備えて」(水害・土砂災害・地震から身を守るため)と四国地方整備局が発表した堤防の強度計算をみていると不安と心配をあたえている。しかし、こんなことを3～5も開催する前に住民の命と財産に関することを、すぐ実施し、不安を1日でも早く無くする工事を見せることである。	その他-3	b	P468	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
241	163	善入寺島をダム化すること。 1. 島の砂・礫を関西地区で売却する。 2. 遊水・湧水の為に島・跡地をダム公園として、利用する。 3. 豊富な水を関西地区に売却する。 ※砂礫及び水により、ダム建設、管理費用をまかなうことができる。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	k P295	P59,61,63
242	164	池田ダムを作った時点より中・下流の川は汚れた。あのダムは中・下流の者にとっては悪い物である。(堤防の側で生活をしている人々の意見を聞いてほしいと思う)。江川の清流もなくなり本当に池田ダムは悪い物だ。	管理-18 水質の保全について	a P448	P37,58,93,98～99
243	165	昔から川は、自然と共に形態を変えてきた。人が、川の周辺に住み、川のあるべき姿を、人が技術で強制的に維持している。水は、高い所から低い所に流れるのが自然であり、山は水に削り取られ、下流に行き堆積するのは、あたりまえである。ダムの浚渫及び河床の整備も必要ではなからうか？	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	f P424	P90
244	165	自然を守ると言う事は、人の手を加えずにおくこと。自然種の、雑草木の生育が不可欠である。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	e P424	P90
245	165	水辺を利用するについては、ダムの放流で最大流量となった場合、冠水している問題あり。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30～30-1,55,74
246	166	吉野川両岸を桜並木にすると日本一珍しい川になる。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
247	167	四国一の清流穴吹川の環境水質保全。穴吹川にもっと鮎を放流して下さい。吉野川の水質は近年劣化が進行しています。人による汚染が進まぬよう管理強化をお願いします。もう一度泳げる河にしてほしい。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93,98～99
248	168	脇町柿原地区の堤防の無い所に1日も早く堤防を造って貰いたいです。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
249	168	ペットが死んだ時、堤防の竹林に持って行って行っているのをよく見掛けます。市の方に運動をしかけて下さい。	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
250	169	吉野川は今、半病人の川となっています。毎年、瀬がなくなり、水はたまり場のようになっていきます。原因は、上流にできたダムのためです。これ以上、川をこわさないで下さい。	その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	a P507	-
251	170	川は毎年、瀬が減少してまさに病氣です。病んだ大河をこれ以上痛みつけるようなダムは作らないで下さい。	その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	a P507	-
252	172	吉野川は穴吹川などの多くの支流によって保たれていると感ずる。吉野川だけの取り組みでなく各支流への再認識も大切だと思います。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	k-1 P496	-
253	173	湧水への備え 各市町村で、山の保水力を増せるように、取組みをしてほしい。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2,105～105-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
254	173	子供の未来のために、自然や水辺でのふれあいが現在できていないので、人と川とのふれあいを整備してほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
255	174	吉野川は宝です。水は農薬用水として昔から藍作り野菜作りには欠かせないものです。しかし歴史を振り返ると、一目台風などに見まわると暴れ河となり堤防の欠壊などにより周辺住民の生命財産を奪い、被害は甚大で今も語り継がれています。どうかこの点十分に検討して何時までも愛され親しまれる一級河川として子孫に伝えたいものです。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
256	175	世界の鳥達の為に、河口の自然をこれ以上こわさないで下さい。吉野川流域の人達の生活を考えると、自然災害に対する対策も大変大切だと思います。できるだけ自然に(悪い)影響を及ぼさない方法を専門の方達に考えて頂きたいです。	環境-6 河口干潟について	a P375	P44,57,68,101,105-1
257	176	洪水、地震に備える必要も大きな課題であるが、今、自然破壊が急速に進んでいる。この点を少しでも改善し、残された子孫に残すことができると考える。	環境-1 河川環境のあり方について	e P362	P51,57,98,100～101
258	177	台風の後や堤防沿いにプラスチックのゴミが散乱しているのを見ると、心が傷みます。	管理-10 不法投棄の現状について	b P433	P93,97
259	177	堤防沿いに、カワラナデシコやねじり草、野菊等が咲いたと思うと、いつも草刈り機で刈りとられてしまいます。野草を残していき、堤防沿いに美しい花を咲かせることによって、自然を守っていきたいです。	管理-13 河川の適正な維持管理について	k P441	-
260	178	池田町に下水浄化施設がないため汚水が池田ダム下流より半田町位までの吉野川の水質が悪いと思います。この間の吉野川に水源を求め飲料水を取水し、住民に供給しているのが多く、よく調査して下さい。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	c P446	P37,58,98～99
261	178	池田より下流の吉野川に住んでいた魚が流域の農作物の消毒等により昭和30年頃以降モズガニ、エビ、ドジョウ、メダカ、スナヤツメ等川岸(水辺)に住んでいた魚がいなくなっている。このようにいなくなつた魚が住めるような環境にしたい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100～101
262	178	カワウが多く住んでいる。このカワウの駆除をしてもらいたい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	l P441	-
263	179	「素案」では全くふれられていませんけれども、可動堰を建設する事には絶対反対いたします。その理由は(意見ハガキの)前項【関心のあるもの】でチェックした事に矛盾するからです。	その他-14	k P481	-
264	180	今現在の第十堰を絶対存続すべきです。	その他-14	q P481	-
265	181	護岸の整備	治水-13 堤防侵食対策について	a P311	P66～68,91,97
266	181	河床の土砂掘削	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a P298	P59,63
267	181	内水対策	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91～91-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
268	181	河道内樹木の伐採、マイナスイオン面洪水営力	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P90
269	181	ごみのポイ捨て、不法投棄、ゴミの回収	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
270	181	水質浄化流量の確保	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93,98～99
271	181	加減堰(飯尾川)の問題解決 河幅を狭くしている所	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	e-2 P494	-
272	182	江戸時代から明治にかけて吉野川の工事。石を敷詰めて工夫をしている苦労のあとが見られる。これから徳島県民はこれを遺産と心掛け大切にし、必要があるならばこのうえはどうか、知恵をいぼるべきです。それが先人に対するつとめではないでしょうか。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87,101～103,105～105-1
273	183	吉野川の水位が昔に比べ高くなって来た。宮島、沖島辺りは記録によると1mしか標高が無い。満潮時には(今切川が)常時天井川になっている。排水設備で川内地区は守られていると云う。大型化する台風、大地震による津波を考えると(榎瀬・宮島)両江湖川対策が早期必要と思う。	治水-26 今切川の支川榎瀬江湖川・宮島江湖川の水門設置について	a P335	P77～79-1
274	184	吉野川流域で、住民同士の交流の場として、もっと各地の市町村が主体となり、水とかかわりありえるイベントを住民参加型で開催して欲しい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	f P260	P105～105-1
275	184	自然災害による被害を少なくする為に住民への学習の場をもっと多く与えて欲しい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	b P260	P105,105-1
276	184	自然災害による被害を出来るだけ予知して住民の被害ができる限り少なくなるよう対処して欲しい。	管理-1 防災情報の充実にについて	a P414	P95～97
277	185	日本有名河川「四国三郎」を北岸南岸用水などの有効利用と共に、下流域でも更なる工業用水としての利用が望まれる。「第十堰」での利用分配方式は、見逃せない本県の課題である。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	s P481	-
278	186	堤防、ダムが必要。しかし、自然破壊は人類の滅亡に繋がる。何が必要か専門知識、地域住民の考えを聞き未来の子供達が安全で、安心に住めるより吉野川づくりを検討いただきたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
279	186	吉野川学識者、吉野川流域住民、吉野川市町村長の諸氏と、河川管理者の意見公開、聴取会の公開を期待する。抜本的な第十堰のあり方を除く進捗状況の公開実施を望みます。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	i P481	-
280	187	早明浦ダムを造り、香川県への分水以前の吉野川の透明度は良く、深い所でも底が見え、鮎も小魚も沢山いました。その後は悪くなり今は1m強位、魚は激減した。生活排水や工場排水を流すべからず、と主張したい。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	b P446	P37,58,98～99

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
281	188	基本的な考え方に賛成です。	その他-37	- P508	-
282	188	現在だけでなく将来を考えた計画をお願いします。	共通-5	a P253	P54
283	188	自然を大切にすることを確保して下さい。住民の環境教育を推進するように自治体に働きかけて下さい。それが吉野川の自然尊重や美化につながると思います。	共通-9	b P260	P105～105-1
284	188	水源林の保全は洪水対策としても重要です。広葉樹林を広くする必要ががあります。	共通-14	a P270	P5-2, 105～105-1
285	189	三加茂町上流の堤防を早く取りかかってほしい。谷や田んぼの雨水で洪水になるのは大変困った。	治水-11	c P306	P54,59, 61,65
286	190	ダムは絶対には造ってはいけません。現在の長安ロダム上流(那賀川)を見て下さい。あの惨状。もう元には戻るのは不可能だと思います。昔の川を思い出すと涙が出ます。	その他-37	- P508	-
287	191	意見ハガキの字の訂正～投函下さい。ご覧下さい。統一してひらがなにしてください。	その他-13	a P479	-
288	192	私は旧江口渡し場南(三好市池田町シマ地先付近)に住んでおります。一度大水により床下浸水しました。このときは大雨時に池田ダムが併せて放水しました。地形により遊水地帯となっております。輪中堤にするか樋門をして安心して生活出来るようお願いいたします。	治水-5	h P295	P59,61,63
289	193	分水に反対です。特に香川県に。昔、徳島県が干ばつと洪水に苦しんでいた時に、都市作りの力を入れて、栄えて来た県だから。整備計画と分水が、セットになっているのだからと思います。「意見を聞く会」に「やらせ」はありませんか？	利水-7	a P360	P35-1,98
290	193	台風が来る度に洪水になり死者も出て、それを見ているから河川整備はよいと思うが、第十堰は、そのまま良い。第十堰は市民が、反対投票を行っていたのに、又、問題にするのは、どうか？	その他-14	k P481	-
291	194	私の所は市場町伊月で吉野川北堤防と九頭宇谷に挟まれて水が貯る所です。だから台風が来て吉野川の水位が上がると樋門が閉ざされ私の集落は泥水で囲まれ舟が出るほどです。いつも台風が上陸するのを恐れています。吉野川の水底が上っているのではないのでしょうか、バラスを取るとかしてはどうでしょうか。	管理-4	f P424	P90
292	195	地球温暖化による洪水、それに地震等、自然を守る前に人命を守っていただくのが一番だと思っております。川のすぐ側で生活している者にとって、毎日が不安です。	共通-3	c P248	P50,57
293	195	鈴江水門に関しても住民にもっとどういった機能をもっているのか、説明をしていただきたいと思っております。	管理-7	c P429	P91,92

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
294	196	(21世紀)後半に始めてBig Planを考えればよい。第十可動堰完成の折には、何派も押し寄せる大津波に対してタイムリーに開門すれば、同津波の威力をかなり減弱できるものと確信する。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
295	197	素晴らしい吉野川整備手法を駆動されて、淀みなく実行されていることに、感謝いたします。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
296	198	可動堰はいらない。今の第十堰で十分治水ができると確信します。台風とか梅雨時の、降水量が多い時に、はん濫の危険をおぼえる地域にのみ、防波堤を作るとかしたらどうだろうか。あまり必要のない所に、土手とか河原をこわして、コンクリートの防波堤にするのは良くないと考えます。液状化に関しては、土手の草とか木の方が強いと考えます。コンクリート化は、いざという時、弱いと思う。治水は、早明浦ダム、池田ダムで十分保全できると思っています。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
297	198	土手をコンクリート化して地震などの時に、液状化は起こらないか調べしてほしい。	治水-28 地震対策について	P337	P55～56-1, 74,83
298	198	会に参加して思ったこと。国土交通省の考え方については、あらかた理解できた。会場の人たちの意見には、現状を見てない、空論のような気がしました。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
299	199	魚道に関して(素案 P44-1,P44-2で)、魚道機能の「向上」という文言が、「維持」に変換されている。現在の機能で満足しているとのコメントだが、今後30年間で技術も素材も進化するであろうから、「向上」を目指してほしい(文言を「向上」に戻してほしい)。	環境-7 連続性の確保について	P377	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
300	200	美しい吉野川であって欲しい。	管理-10 不法投棄の現状について	P433	P93,97
301	200	ゴミ(ポリ他)、濁水 言いつばなし聞きつばなしの会。心は別の処に有りにならないことを願います。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
302	201	住民不参加で語を進めていいのか。やはり、どんなことがあるともし意見も聞くといい体制が必要なのではないのか。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
303	202	次回開催時、会進行の改善を求めます。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	P475	-
304	203	四国整備局や徳島事務所には環境系の技術者がいないか何人いるのか？環境目標を設定できないとかデータが不足しているというが、データは日本の川の中でも多い川といわれている。データをよみとく技術者が不足しているのではないかと思う。そして、その技術者数で足りているのか？	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
305	204	今日の聴く会はよかった。 質問者、回答者ともよかった。 私は第十可動化推進論者である。いつ、第十堰を論議できるのか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
306	205	堤防の安全性の確認 広域に亘って異常に水の浸透速度の早い処はないか。最近下流域で水位の上昇と風波により、堤防の弱い部分があったむ例があちこち起こっているが、その対策として、簡単なボーリング調査を計画的にすべき。	治水-12 浸透対策について	P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
307	205	第十堰の表面材の整備 かつて災害復旧工事が頻発していたが今はコンクリートで固められている。これは逆に空洞化の原因となる。将来は1～1.5m位の厚肉ブロックを並べるべき。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
308	205	地球的規模で河川吐き出し口である海面の水位に対応した長期計画はされているか。	治水-15 高潮対策について	b P317	P74
309	206	津波警報と同時に旧吉野・今切両河口堰を全開することを検討下さい。(水資源機構の所管でしようか)。特に南海沖地震のとき。 河口～堰間の共振周期が数分～十分(チリ津波)であれば、大被害の可能性が高くなります。徳島市内御座船川でそのような被害があったと聞いています。	治水-28 地震対策について	b P337	P55～56-1, 74,83
310	207	旧吉野川鳴門市大麻町から川崎に通ずる道路が冠水し通行止めになります。夜間は通行止、柵もなく通行中車が停車し困りました。これに対する対策は取られたか、お願い致します。道路の高上、用水の整備が必要です。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	i-2 P495	-
311	208	第十堰以外の流域住民の意見を聞く会、ということなのに何故第十堰の可能堰化に話がいくのか不思議。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
312	209	地球環境を含む治山～治水の考えの視点に立って、吉野川水系のあり方を十分検討して頂きたい。自然から頂いた水の有効利用、もう一度原点に立ち、未来を見据えた施策の検討。	共通-5 将来予測を考慮した計画策定について	a P253	P54
313	210	事務局側の説明では第十堰の問題は外した意見を聴く会のはずであるのに、第十堰賛成意見にとりまかれるのはやらせといわれてもしょうがないでしょう。この会は無効です。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	m P481	-
314	211	当初の説明をすっかり、分りやすく(具体的)にかつ、優先度を考え、順番にしていただきたかったです。目次別にする必要があるのでしょうか。 まずは聞く側の立場を考慮した説明が必要ではないでしょうか。 流域全体の住民生活、(農業関係者の意見が多く)他の考えを受け入れる司会者の配慮も(片よらない)必要ではないか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	c P475	-
315	212	吉野川の下流、徳島市内を守るために遊水地帯を三ヶ所。中庄地区(加茂第一箇所)については出来だけ早急に堤防の完成をお願いします。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
316	213	東みよし町(旧三好町)(昼間箇所)で何年か前の九月に二度も洪水で田、畑が冠水しました。一刻も早く堤防を整備して下さい、御願います。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
317	214	洪水対策については本流筋の堤防のみの問題論を論じ支流域の内水面浸水対策については、あまり関心が乏しい。大雨毎に降りだまりによる被害について、十分な配慮が欲しい。特に飯尾川流域について。	治水-14 内水対策の進め方について	d P314	P7,70,75, 91～91-1
318	215	名田橋から下は泥沼化してジジミを始め二枚貝は全滅に等しい状態になって居ることが悲しいです。出ることなら昔のような砂地にしてほしいと思います。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100～101

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
319	216	先の学識者会議のメンバーには気象学者が入ってなかったが？	その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について	a P472	-
320	216	吉野川南岸下流域の堤防上に多数の亀裂があるが強度、耐久性に問題はないか？	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P93
321	217	本場に徳島の将来を見つめて案を作ってもらいたい。	共通-5 将来予測を考慮した計画策定について	a P253	P54
322	218	名田橋北詰の堤防の柱に、電光掲示板のようなものがありますが、車から見ると文字が小さくて何を書いているかわからないし、税金の無駄使いだと思います。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
323	218	浄化槽の点検、水質調査5000円は高く払えませんが、水質管理は、直接業者の方へ指導を御願います！！	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	b P446	P37,58,98～99
324	219	早明浦ダムの洪水時効力を発揮と書いてあるが、いつも台風時はここで水を止めてもらいたい時に放流も大きくなる。もっと早くから水を放水してもらいたい。早明浦ダムの上流にダムが何個もあるのは昔からわかっていることで、奥のダムの放流も初めから考えられて下さい。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30～30-1,55,74
325	220	日頃はどうも住みやすく良いですが、毎年台風の時はどこかへ移りたい気持ちになります。これだけはどうする事も出来ないですが危険な所は整備して戴きたい所もたくさんあります。何とか安心して暮らせる様にならないでしょうか。	その他-16 高知県管理区間の浸水被害について	a P487	-
326	221	吉野川の整備計画に当って、素晴らしい策定方法を駆動させられました。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
327	222	大自然の中で生活を共存し合う恵みを大切に考えながら環境作りと無理のない安全性の中で、子供達と老人が仲良く導びき伝えて相互行く続く永悠、天地の神の恵を大切に守り伝え、良き方向に進める事を皆んなで協力し作り上げるべきである。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携	a P370	P57,104～105
328	223	住民不在で話が進むとありますが、住民に話を聞かせないでしようか。そうすれば、住民の意見の反映したものとなるのではないでしようか。このような状態で、住民不在にしてよいのでしょうか？僕もよくわかりませんが、そちらの御威光におまかせしたいというのが、僕の意見です。	その他-4 意見の反映方法について	c P470	-
329	224	洪水の時は、家が流されているのを目撃した。洪水の時に耐える吉野川として整備して、自然を壊さぬようにして欲しいと思う。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
330	225	今、目先の利益や利便を求めた人間の開発によって失なわれた物を取り戻す努力は、世界中で広がっていると思います。災害に備えるにしても、川を利用するにしても、自然を守ることを前提にしてもらいたいと思います。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	d P248	P50,57
331	226	人間は自然を壊しすぎ。結果、人間に不都合な現象が起こっていると思う。生活は便利な方が良いとは思いますがもう充分。これからは自然を壊さないように努力すべきだ。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100～101
332	227	美しい第十堰を残してほしい。未来の子供達に豊かな自然を守ってあげてほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
333	228	吉野川堤防上に沿って、上流部から河口部まで連続した歩道・自転車専用道(クルマ・バイク不可)を整備する。 〔整備した場合予想されるメリット〕 1) 周辺住民が憩え(ウォーキング、ジョギング等に活用)、吉野川へ愛着が深まる。健康レベルと向上に有効。 2) 周辺学校の学生が活用して体力の向上・精神の安定が図れ、厚生駅伝等の地位向上も図れる。 3) お福路さんが周辺で宿泊したり、遍路道の一部として吉野川のすばらしさを実感してもらおう機会に。 4) 数十kmの連続した歩道・自転車道として全国に知られるようになれば、四季を通じて観光客が訪れる。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a P399	P103
334	229	ダムが出来た関係が大雨にて放流した際、吉野川の「にぎり」が長く続き美観を損なっています(子供のころは泳いだ川も泳げなくなって残念至極です。)	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	b P402	P40,41,98～99
335	230	自然に感謝し、利用させていただいている事を忘れず、美しい吉野川を次の世代に残せるようお願いしたいと思います。	環境-1 河川環境のあり方について	e P362	P51,57,98,100～101
336	231	辻渡し場周辺の河床のように流水の減少と水流の緩慢による堆積物の増加は、魚類の棲息を圧迫している。池田ダム設置後の影響と思われるが抜本的な解決策は無いものだろうか。人工的森林の破壊は予想外の災害を引き起す。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	f P424	P90
337	231	湧水等の変化には常に細心の注意を払って欲しいものである。	利水-3-1 地下水の経年変化について	a P356	-
338	232	1日も早く実現して下さい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
339	233	最近吉野中下流で、堤の補強工事が大規模に行われているようですが、これ程迄に行わなくても思っています。業者に仕事をつくるための工事のような気がしてなりません。必要な所の工事があるのでは。小さな事ですが側溝の掃除等やるべき事があるのでは。	治水-12 浸透対策について	g P308	P25-1,56,66～68,82-3,91,97
340	234	洪水に対してのはん濫による浸水注意情報など、台風の際に、ケーブルテレビや四国放送テレビなどで、住民に情報を知らせるのは大切だと思う。またハザードマップ以外にも(テレビ、ラジオにて)、避難箇所の案内も、してほしい。	管理-1 防災情報の充実にについて	a P414	P95～97
341	234	また、徳島を代表する一級河川吉野川のすばらしさをアピールする番組を使ってはどうかと思う。たとえば、テレビだけでなく、自然の写真展やコンクールなど、募集するのはどうか？	共通-10 河川利用における観光開発について	b P262	P47,49-1,103
342	235	このような上質の紙を使うのは、もったいないと思いました。	その他-13 広報について	a P479	-
343	236	近年、著しい江川の枯渇と地下水の沈下を目の当たりにしております。池田ダムの運用当時、当局は池田から下流域の多くの中小河川によって賄われるので下流域に異常は無い筈だと説明されました。しかし、現実には地下水の沈下により鳴島町内に有る多くの防火用井戸が枯れ、今なお各家庭の打ち込み井戸も軒並みに鉄管を足して打ち替える始末です。これは江川水系の枯渇が原因であることが明白であります。	利水-3-1 地下水の経年変化について	a P356	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
344	236	柿原堰ではひどい濁水が見られ昔の面影が無く、柿原堰を早急に改修し、川島町上流までの水位を復元することが先決であり善処を切望する。	管理-8 第十堰等の補修について	b P431	P91
345	237	全国に誇れる四国三郎の別名もある吉野川こそわが“ふる里”である。水質もよく、今後積極的に全国P.R.をすることが望まれます。	共通-10 河川利用における観光開発について	b P262	P47,49-1, 103
346		「美しい日本」ではありませんが、「美しい吉野川」を考えながら私たちが行うべき事を選んで行けばあまり矛盾した事にならないのではないのでしょうか。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100～101
347	239	急激な地球温暖化で大雨や洪水、竜巻は他国の話では有りません。もし吉野川として徳島県で起きたらの立場で問題の処理に当たって欲しい。自然景観の保護も大事ですが、人々の家が破壊され人々が滅亡するような事態が有ってはなりません。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
348	241	洪水対策は徳島市民ではなく、中・下流域住民の意見に沿って行うこと。(被害損失は中流域)。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
349	241	上流域により農業用ビニールが流れ、中・下流の河原の風景は目に余る。早急な対策要。	管理-11 河川の清掃活動等への支援について	a P434	P93
350	241	既に昨年中より堤防改修工事を進らせていながらの意見聴取とは？逆ではないのか。	その他-36 回答の特定できなかつたご意見	b P508	-
351	242	第十堰の改修工事は必要であるが全面改修が当面無理であるなら傷みのひどい堰堤から計画的に改修事業を進めてもらいたい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	c P481	-
352	243	吉野川北岸、11号から小松海岸にかけて、通学路、サイクリングロード、その他避難道路になっていきます。防犯灯(外灯)を設置して下さい。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	b P444	P93
353	244	美しい、吉野川づくりは、第十堰に水の流れを、絶えず供給することです。今からでも遅くはなく、至急堰の上(20cm)を流して下さい。工事中でも可能と思いますがいかがなものでしょうか。	利水-2 吉野川の正常流量について	a P354	P57,98
354	245	全ての家庭の汚水が川に注ぎその水が世界の海を日々汚れさせていることがとても心配です。水がきれいだと全ての生物(動物)が正しい形で生きると存じます。汚水を川に入れない方法はないのでしょうか。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	b P446	P37,58, 98～99
355	246	旧吉野川水系に下記問題が増大している。両岸に「ヒシ」が多く育っている。底にはヘドロが貯まり悪臭。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93, 98～99
356	247	・早明浦ダム等吉野川の洪水に対する調整ダムとしての機能を十分備えるよう科学的なメスを入れること。	治水-31 早明浦ダムの洪水調節能力について	b P347	P30,74
357	247	・洪水に対して流域住民の安心安全の為に堤防づくり。～堤防上部の道路としての交通機能をよくする相乗効果的計画。	治水-7 河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて	b P300	-
358	247	可動堰の作成については、第十堰の今迄の機能を十分考え科学的データをもとに、更に安心、安全の為にの堰を。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	c P481	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
359	248	「素案に対する意見」を言え、というのがその説明がどこにも無い。目かくしをしておいて、目前の「コト」への感想を迫るようなもの。それだけでは止らず、これを以って、「広く大衆の民意を問うた」とされる事。どうか、そんな事がありませぬように。	その他-4 意見の反映方法について	a-1 P469	-
360	248	「ある」「ない」「か判らない」地震や洪水にコトよせて、真意は、特定の個人や一部の組織の利便、利得ではないのか、という疑念がある。百年に一度の洪水や無いと思っていた地震の災害に見舞われた後の起ちあがり、それも又、人の営みとして自然な姿ではないのか、とも。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
361	249	堤防の補強により堤防の決壊が生じない様にしてほしい。	治水-12 浸透対策について	a P308	P25-1,56, 66~68, 82-3,91,97
362	250	水量、水質を今までと同じように保つために、森林の整備をして下さい。年度末に不必要な道路整備をする費用や人を、植林や保全にまわして下さい。四国全体、日本全体で各省庁と連携をとり、しっかり森林の管理を行い、豊かな土壌の広がる、そんな街で暮らしたいです。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105~ 105-1
363	251	上流域の川底(バラス砂雑木)等の整備をする	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	f P424	P90
364	252	川を美しく保つ為の方法を周辺住民に伝えて欲しいです。松茂町は自然がいっぱいなのに水がとでもカルキ臭いのが、気になります。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93, 98~99
365	253	昔は川と言えれば泳いだり、魚を釣ったりと、生活の中に入っていた様に思う。ダムとか堤防ばかりするのではなく、人が集う場にした方が良いのでは？地域住民が集いの場として、例えば桜を植樹し弁当持って楽しめる様、昔に戻すことが大切と思う。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
366	253	家(人口増加に伴い)が増え、川辺の近くに建てたりとか人為的に危険性を高めていると思う。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
367	254	水資源の利用についてビジョンを示してほしいし、もっとアピールするべきであると思います。洪水をおさえるのは必要な事ですが、産業振興を図るためにも堰の整備をしてもらいたい。	利水-7 水利用について	b P360	P35-1,98
368	254	洪水調節の機能+利用可能な水資源の確保が重要。その為には、一時的に生態系に影響が出て良い。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
369	255	海のような大波もないのにテトラポットを入れるのは無駄ではないのでしょうか？	治水-13 堤防侵食対策について	d P311	P66~68, 91,97
370	255	岸辺の草・砂・砂利など失くさないこと、渡り鳥・うなぎ・えび・じみが生息し存続できるように。子供達が川遊び、大人も泳げる川に戻してください。草刈りの回数をもっと増やして美しい堤防であって欲しいです。交通安全のためにも。	管理-13 河川の適正な維持管理について	e P438	P87~88,90
371	256	吉野川河口から池田大橋まで河川整備が必要だと思います。不法投棄をなくするために。	管理-10 不法投棄の現状について	c P433	P93,97
372	257	ゴミ類、空き缶、ビニール袋などが捨てている光景をよく目にしました。	管理-10 不法投棄の現状について	b P433	P93,97

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
373	258	三好郡市町に大洪水が発生した場合今の池田ダムの効力も発揮できるでしょうか？ これからの洪水対策についても強いダム及堤防の施設作ってほしいと思います。	治水-30 ダムの洪水調節について	a P341	P30～30-1, 55.74
374	259	吉野川整備に関しての会運営の方策 国交省さんと住民は対等の立場で、先入観や偏見を持たず、ありのままを素直に平静に受入れる会合であって欲しいと考えます。 前回から得た結論、課題として残された事項などについて、相互の確認を取ることが、会を進めていく上で必須の要件と考えます。 従来の進行方法は、各項目ごとに前もって決められた時間の範囲内で事案を処理しようとする。しかしそれでは深みのある対論は到底得られない。 実りある結論を得ようとするとき、従来のような必要と思われる項目を網羅しては「百年河清を俟つ」に等しい。 対論の項目を1～2位に収斂して打打発止の議論を戦わせるべきと考えます。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a P474	-
375	259	川上から川下へ、昭和50年4月1日より作動している、早明浦・池田両ダムの下流域に及ぼす影響について。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	a P508	-
376	259	岩津(40.2km)より上流、無堤地区の浸水被害の概要並びに対策などについて。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63
377	259	岩津より下流の浸水被害の状況、排水機場(県内108.1km中11箇所設置済み)増設の必然性。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
378	259	全河川の森林・治水・利水・水質・漁業・干潟など事案の検討。 視点を環境面から考察すべきと考えます。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	d P248	P50,57
379	260	吉野川は大変な県民の財産です。そのことを日本中に発信してほしいと思います。そして、その豊かさにもふれてほしいです。そのためには、自然を保つことが大切だと思います。また、治水の歴史について、教育に生かしてほしいと思います。第十堰などは、学ぶべき知恵が詰まっているのではないのでしょうか？	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	b P260	P105～105-1
380	260	洪水対策は、森林の保水力によって解決してほしいと思います。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2, 105～105-1
381	261	国交省も率先して自然工法を推進し、水の保全、自然への環境良化を指導されたい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	b P384	P57,87, 101～103, 105～105-1
382	262	何よりも大切なことは、洪水から我々の生命財産を守ることだと思います。自然環境も大切と思いますが、先は生命財産をまもることです。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
383	262	第十堰は、川の半分は固定堰、残りの半分は可動堰にしては如何でしょう。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-
384	263	堤防の補強を、早くしてほしいです。洪水にも、地震にも備えることになると思います。	治水-12 浸透対策について	a P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
385	264	勝命地区で1日も早く堤防をして下さい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
386	265	今では川の中には柳や草の姿がなくなつた。以前は(砂利を)とりすぎたという事で近頃は取っていないように思います。砂利を取り(ほどほどに)、水流を多くしてほしい。現在は浅くなりすぎているように思います。台風時には、堤防がきれいな原因にもなると思う。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	d P298	P59,63
387	266	水を治めるには、山を治めるにある。山林の手入れ、林道の整備をすと、水の貯水能力が高まり、大雨が降っても山の植物がその雨水を吸収し徐々に水を放水していく、山林は自然のダムです。早急に林道の整備、山林の整備、そして吉野川の清流が進んでいく、豊かになる。	共通-14 森林による流出抑制について	c P270	P5-2,105～105-1
388	267	川を見る前にまず山を見るべきである。山が在ってこそ川が在る。山豊かなれば川豊かなり。川豊かなれば海豊かなり。海豊かなれば地球豊かなり。地球豊かなれば全て豊かなり。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2,105～105-1
389	268	吉野川は非常にゴミが多くてびっくります。緑も多く水も比較的きれいな川なのに、洪水の後はそのゴミが出る事が残念です。流域の方々にゴミを川に流さないよう、強く指導して下さい。	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
390	269	石井町から上流の川の底を取り除いて下さい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-
391	270	第十堰改築すべきと思う。全面可動でなく集中豪雨前を計算し、半々位でどうか。堤防嵩上げは農家の負担のみとなる。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-
392	271	地球温暖化により自然が破壊され、現在も大雨や竜巻が多数発生しているので洪水に備えて対策をお願いします。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a P241	P33,36,44-1,45,50,54,95,105-1
393	272	洪水対策が主要であるが、自然も守りながら、進める。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
394	273	何でも潰す事ばかり考えるな。道路や橋。こうゆうことばかりやると、被害が大きいや。そんなこと子供でもわかる。国から大きい金が自分のふところに入る。だから、力入れてんのや。市民県民がしてほしいこと頼んでも何にも助けませんのに、大きい金使うてまでもいらんことすな。自然を破壊するようなことすな。少しは人助けせよ。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
395	274	自然を守る。自然は未来へ残す。よく議論し、河川工事を行ってほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
396	275	川づくりの取り組みは、洪水、自然、水利、施設、水辺と多面的です。自然を守って、水を使って、施設を保って、水辺を利用する等は皆人々が快感、悦楽する事象ですが、洪水時には毅然と立ち向かい財産を守らなければならずその時点だけは他の事は二の次にならざるを得ません。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
397	275	環状道の橋は堰のすぐ近くを必ず通ります。流水の抵抗になる施設を併設するのは如何なものでしょうか？堰、橋が一体型であれば経費は少なくなるでしょうし、固定堰の堰上げもなく、堤防の嵩上げも少なくて済み、補修も仕安く合理的と考えます。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
398	276	沖ノ洲方面は土地が低いのでたびたび浸水する。排水して下さい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
399	276	藍住町の正法寺川は正に「ドブ川」です。この汚れが、吉野川に注いでいます。早く、下水を進めて下さい。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	c P446	P37,58, 98～99
400	277	税金使って吉野川埋めるのはヤメロ。オドレら何やってもおどれはゆるされるのか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
401	278	ムダな工事に税金何100兆円も使って毎年税金タレ流すな。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
402	279	河川の不法投棄、河川の土砂、石、ジャリ動かすだけでお前ら難グセつける。オドレが河川埋め立てたり、税金の札束何千億円も使って吉野川埋め立てるな。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
403	280	どうして川の石や砂を取らないのですか？大雨のたびに山から土や石が流れてきて川の底が上ってき堤防は低くなる一方ではないですか？ダムを作るとか堤防を強化する事はばかり考えないで山、川の底をもう少し考えて下さい。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a P298	P59,63
404	281	堤防がしっかりしているかよく調べしっかりとしたい。洪水時にも安心できるようにしてほしい。	治水-12 浸透対策について	c P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
405	299	ソフト面での洪水対策(洪水ハザードマップの整備等)は、各市町ごとではなく流域広範囲での検討が必要だと思います。また、各市町での検討には時間がかかるので、国がリーダーシップをとって検討を行って頂きたいと思	管理-2 ハザードマップ等の充実について	d P419	P33～33-1, 96
406	300	計画規模以上の洪水により浸水被害が発生した場合の最悪の事態を想定し、ライフラインへの影響、浸水が予想される時間、復旧までにかかる期間等も試算し、流域住民に啓発して頂きたいと思	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	c P446	P37,58, 98～99
407	301	新宮町内667戸に対し合併処理槽を(県～国)が各家庭に無料で設置し川に流す。各家庭から出る雑排水を浄化してはどうか。	管理-14 河川維持管理への地域住民の参加について	b P442	P91～91-1, 93, 105～105-1
408	301	ダム被害について。17年度の台風で、善入寺島、大きな被害にあった。濁水といわれていたのに大きな被害、どうしてでしょう。秋雨前線で長雨そして台風の四国上陸アマス等でも予測されるはず。九州に上陸した時点で整正して放流すべきであり、徳島に上陸にして雨の一番多い夜中に放流しているの大きな被害です。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30～30-1, 55,74

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
409	301		河川パトロールを民間に委嘱ダム管理を民間に委嘱してはどうか。	管理-14 a	P442 P91～91-1, 93, 105～105-1
410	302		早明浦ダム、池田ダム間は国の管理下にすべし。国、(旧建設省の肝入りで始めた事業)の指導下の元で始めて事業。 今の様な被害が出ている今日、国は責任を取るべし。 清流にもどるまで下流域の町村に交付税(特別税)をもって補償すべきと考える。	その他-15 a	P484 -
411	303		地域説明会を何回開催したというような地元対策だけで本場に地域の声を繁栄させた計画にしようとする誠意がまったく見られない。大変残念な会であったと存じます。 諸々の根源が解消されないのであれば、交付金等により解決する方法よりないと思われ。終始弁解ばかりで何の内容もなし。これで策定されると思うと、どんな計画になるのか危惧される。	その他-4 b	P469 -
412	304		計画の始めの部分、直轄管理区間と非直轄区間の説明が少ない気がします。また、なぜこのような管理体制なのかの説明もほしいところです。	その他-15 a	P484 -
413	305		吉野川水系河川整備計画の文章を直すことではなく何をしていくのかを計画していくことではないのか。 意見を聞く会を開いてどのように取り組んでいくのかをつめていくのではないのか。	その他-4 a-1	P469 -
414	305		整備計画の中で大豊町本山町の直轄の管理区間外の高知県との対応を具体的に出して来てほしい。 吉野川は一本の川である。	その他-19 a	P491 -
415	306		今後の計画について。松山河川国道では、愛媛大学と連携し、「重信川をはぐくむ会」とし、学生が動いています。吉野川でもそういった計画や働きかけがございませうでしょうか？	共通-9 f	P260 P105～ 105-1
416	307		新宮ダムより下流域への放流毎時実施出来ないか！ 川の水の清潔は流れがあつて為すものでダムで一滴の水も流さないということ。例に0.25tは最終的といわれている筈。	環境-22 b	P412 P37～39
417	307		洪水時におけるゲートの使用等について今以上の考え方はないのか。	治水-30 a	P341 P30～30-1, 55,74
418	308		パンプレットの中にある”河川本来の自然環境を有する吉野川の再生”これが一番。 ダムありき、出来ればハイレマデヨの行政なんかいりません。	その他-35 a	P507 -
419	309		職員は公僕で職務に専念されたい	その他-37 -	P508 -
420	310		吉野川をコンクリートでつつまないで下さい。水底には蛇(ジャカゴ)を入れて魚がタマゴを生み大きくなるよう考えてください。今、南岸を石でつつんでいます。これを吉野川の中に入れて水際をつつんでください。	環境-9 a	P384 P57,87, 101～103, 105～105-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
421	311	「超過洪水対策」とは、土砂を踏み台にして水がオーバーフローする現象ではないか、と思いました。天災と人災と両面から考えなければならぬ。 自然流水によって川床が平均化されて川はゆったり流れていたように思う。ダム建設以降は、所々に中州ができてここに土砂が堆積するようになった。規定水量が少なくなり、天井川に近い状況になったのではないだろうか。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	P298	P59,63
422	311	増水が予測されるのであれば、事前にダムを空にするぐらいに段々に放水をしてあげば、氾濫も緩和されるように思う。 時間の経過的隘路としてこのような問題が滞在していたことも合わせてご検討頂きたい。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
423	311	北岸の堰堤とバイパスを兼用した道路の整備と河川の整備、阿讃トンネルの効果を三位一体とし、郷土の明るく豊かな未来の構想と夢を実現していただきたいと思っています。	治水-7 河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて	P300	-
424	312	吉野川の水が災害を起こす事はない。水は増えないという事です。セメントや砂を使ってムダな工事をしたがるものです。本当に必要な工事はしない、お金がないといって、またやり直す工事しかしない二度三度と業者とぐるぐるで自分の手に金を手にする事しか考えていないこれが今の姿である。昭和20年台と今の違いがみ込めないバカ者達。山は木を切り、杉は植えたて、木炭のためパルプのため山は荒れ放題の時代の事を比較するノカ者、今は杉が直径40-50にもなりその1本の水を吸い上げる水量を林野庁を訪ねる。計算してもらえ。どれだけの水を根に持っているのか知れ。雑林で鳥と水を蓄えないと言っているのは無知そのものである。杉、桧、松全て水を葉から出し血液を空中に出しているのが洪水は(以下FAX送信エラー)	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
425	313	(意見を聴く会場で)展示してあった、150年間での吉野川の洪水予測マップの件です。 鳴門市撫養町木津などの水位予測が、少なすぎると感じられます。 なお大麻町でも、尻無し川の樋殿(谷)川の氾濫は常態化しています。この地帯の水位予測も少なすぎます。 讃岐山地からの水の流入がもともと多くなり、水位が高くなるのではないかと。 よって、マップに誤解が起ころかありません。 そこで、シミュレーションの注釈や条件に、誤解が無いように、もっと大きな字で断りを記すとよいかと存じます。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	P419	P33～33-1, 96
426	314	土成町で愛媛の温泉に匹敵すると言われた温泉地を買いましたが個人では何も出来ません。地域の何軒かの権利を分けてでも滋養になる町づくりはどうでしょうか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
427	315	内水による住宅の浸水被害の解消に力を入れてほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
428	316	下流でシジミが掘れるようにして欲しい。	環境-6 河口干潟について	P375	P44,57,68, 101,105-1
429	316	護岸工事で徳島市川内町金岡地区(吉野川大橋上流左岸)の堤からの水の浸透がなくなった。	治水-12 浸透対策について	P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
430	316	鈴江水門(榎瀬樋門)からの榎瀬江湖川西側、堤の嵩上げか、榎瀬へ排水ポンプが欲しい。…H16年23号で道路上65cm浸水(徳島市川内町金岡)。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91～91-1
431	317	貴方たちの子や孫に負担を押し付けず、素晴らしい自然を残してあげましょうよ。	環境-1 河川環境のあり方について	e P362	P51,57,98,100～101
432	318	今の状況で環境を守ってほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100～101
433	319	・河川へのゴミの不法投棄が多すぎ。もっと監視、取締りを徹底してほしい。(条例等を作ってはどうか)。	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
434	319	・堤防等の治水対策もよいが、私らが子供の頃、川にあった治水用の、カンノウ(青石と松丸太を組み合わせた物)等の昔の遺産を残してほしい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	d P384	P57,87,101～103,105～105-1
435	319	・何億円もかけて治水対策の工事しても次の台風でもその工事箇所が流出している場合が多々ある。もったいないので、流れがない工法等の工事をしてほしい。	治水-13 堤防侵食対策について	c P311	P66～68,91,97
436	320	子供の頃、吉野川の中へ「クイ」を打ってあったのは、何の為だったのか。この辺りで魚釣りなどをした、思い出がありますが、今では跡形も無く懐かしいです。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
437	321	堤防(バック堤)の整備について。支川川田川の吐出しから上流への整備が中途でおかれている。完成してほしい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	f P493	-
438	321	洪水時に十分活用できるように洪水時に備えて整備の万全を期してもらいたい。(例 瀬詰橋西の排水機場)。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75,91～91-1
439	328	昭和29年9月12日の洪水が過去最大と思われれます。吉野川本流の最高水位時に(川口駅付近)銅山川ダムの放流が合流し板野で16m池田四電前国道迄(徳島県三好市池田町シマ地先)、辻宝来橋230cm昼間官内神社前石段1段迄、三庄小学校前道路浸水、貞光駅線路浸水の犬洪水でしたが、なぜか早明浦ダム建設の関係で記録は消却されたのではないのでしょうか。将来洪水時のダム運用には貴重な資料と思いい残念です。今なら調査することも可能と思われれます。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	f P284	P8-1,54,55～56
440	329	吉野川流域の森林整備、間伐広葉・落葉樹の植林に人とカネを注ぐべき。「森づくり」に尽きる。外材輸入のストップを。地球温暖化阻止のためにも国内林業の再生を図るべし。	共通-11 森林の現状と今後について	a P263	P5～5-1
441	330	日本に誇れる、雄大な人工「池田湖」は吉野川の清浄な水をたたえる湖で四面の山々を背景に調和した三好市の大切な財産として親しまれております。将来の水の需要に応えいつまでも吉野川を護って行きたいと思っております。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
442	331	計画に異論はありません。日々、この周辺流域の美しい自然環境を見守っております。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
443	332	竹林が堤防に押しつけられてます。美しい吉野川の竹林も安全と共存出来ませんか。	治水-8 水害防備林、竹林等について	a P301	P57,59,63,87～88,100

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
444	333	川辺に住む私達の安全、安心を守っていただきたい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
445	333	川辺、川の中の美が失われて、ゴミの山と化している様に思う。	管理-10 不法投棄の現状について	b P433	P93,97
446	334	堤防は洪水を防ぐだけでなく、せっかくのスペースを多面的に、積極的に活用すべきである。旧鴨島町・旧川島町間の堤防は早急に道路として整備し、国道192の渋滞緩和に役立てて欲しい。ここ以外にも、さらに道路として活用できる個所は数多くあると思う。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	b P444	P93
447	335	自然と上手く付き合っていくために、無謀な自然を壊すようなダム計画等には反対。洪水や地震の備えは、個人がまずしっかりしていることが何よりも大切だと思います。美しい吉野川を保つためには自然を壊さない個人個人の努力が最も重要だと思います。	その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	a P507	-
448	336	河川整備の際は景観に留意していただき、河川の生き物にも配慮をお願いします。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98,100～101
449	336	保水力の高い植林も進めていただきたいです。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2,105～105-1
450	337	河川整備と称して、公金の無駄遣いが行われている現状とてもいけないと思います。そもそも自然相手に無理。皆そうとわかってるんだから、最低限にしましょうよ。洪水が起こったら補償できないし。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
451	338	近年の温暖化で台風が大型化し、近くの堤防が度々崩壊するのかわかると思われる程水位が寄ってくるのを見ています。堤防を強化して下さい。	治水-12 浸透対策について	a P308	P25-1,56,66～68,82-3,91,97
452	339	阿波麻植大橋下流の香美橋南詰付近から善入寺島出入口周辺のゴミの散乱、パトロールの時間外に不法投棄してる物と見られる。また土日曜日などの夕方に島内廃ビニールなど時々焼かれてるのを見かけます。監視カメラ施設して見てはいいかがでしょうか。	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
453	340	可動堰反対を勧めてくれた人に「可動堰って何」と問いかけたら、「何や知らんけど反対するんがええんや」と答える。こんな運動家も混っているようである。吉野川も、大周観の裏付けがないと整備の実効があらがないので、雑音の沈静化に多少の時間をかけるのがよいと思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-
454	341	洪水による被害を防止してほしいです。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
455	344	水は生命の源。人間にとっても動植物にとっても！清流を維持する事は命を守る為という事を第一にして欲しい。	管理-18 水質の保全について	c P448	P37,58,93,98～99
456	346	河川をコンクリートで固めた公園とかは最小限にして、川に注ぐ水が豊かで生き物達が沢山存在する自然をどうかこれからも守って下さい。吉野川沿いを散歩することが生きる最大のエネルギーになる人もいます。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100～101
457	347	第十樋門から今切川、旧吉野川への取水量が少ない。第十堰、北岸下流側に堆積した中州を撤去してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	d P481	-
458	347	今切川の河口堰の開閉のタイミングが悪いため、水の逆流や大きな水位差が発生し、ゴミがたまったり魚が死ぬ被害が発生している。	管理-25 河口堰の操作について	b P459	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
459	348	台風のたびに、私方自治会(日の出第一)では、学島川の北へ100m近く氾濫して、数戸が、床下浸水して困っている。吉野川への排水強化をしてほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
460	348	②第十堰の現況の補修強化 現堰が建設されてから、300年近い歳月を経て、上、下流へ適当に土砂がたまり、上流の水は兩岸の地下へ浸透し、しかも、アユ、ウナギなど魚類の遡上を可能にして、いわゆる、活きた川となっている。	環境-7 連続性の確保について	b P377	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
461	348	台風による洪水対策は、上流の堤防の補強を暫次進めてほしい。	治水-12 浸透対策について	a P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
462	350	環境の点から言うと自然を守る美しさを求めることも必要と思うけれど、人命保護の点から洪水に備えることも欠くことが出来ないのではなかろうか。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
463	352	今ある堰を補強しながら使用し、自然の環境を保全し子孫に残していけたらいいなあと思います。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
464	353	洪水に備えるため現在の土手(特に危険箇所)を二重にするか土手巾を倍に補強する。	治水-12 浸透対策について	a P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
465	353	第十堰は現在のまま補修する。環境と自然を守るため。最良の方法で。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
466	353	(10m以上の)津波が発生した場合吉野川河口は大丈夫ですか？	治水-28 地震対策について	b P337	P55～56-1, 74,83
467	354	無駄なダムに使わないで。税金は有効に使って下さい。吉野川の水辺は、宝の島です。渡り鳥が安心して休める場所は人間も安心して住める地域です。	その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	a P507	-
468	355	市民の意見を取り入れ、自然豊かな吉野川がこれからも子供達に残してやれるよう取り組んでほしいです。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
469	356	水運先進国を参考にして所要のゲートを設備して最もエネルギー効率の良い輸送方法を検討すると共に水量の確保を推進しては如何。USAのAKS Riverは16のゲート(国営)が州を横断しており1600tのバーク船が重量物を運んでおります。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
470	357	雄大な吉野川の風景を大事にしてください。可動堰などに頼らない吉野川独自の住民の意見を取り入れた自然景観に配慮した治水対策を望みます。吉野川の魅力はあまり手をかけていない自然の風景なのです。税金でイベントや楽校なんて開かなくても、魅力を残してくれさえすれば人が自然と集まってきます。	環境-13 河川景観について	c P392	P46～46-2, 51,57～58, 102～103, 105～105-1
471	358	水は怖い。治水対策に万全を期待します。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
472	359	水を汚染するものは困るが水を利用した産業に継いで欲しい。豊富な水を観光、レジャーに。豊富な水を水産養殖など。	利水-7 水利用について	b P360	P35-1,98

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
473	360	今の第十固定堰の100m上に小さい可動堰を作る理由(固定堰は流量調整ができないが可動堰は洪水発生時に下流へ大量の水量放流を止めたり流したりすることができる。)工事費用も少なく第十堰も残せる。 ・第十堰より上流の河川敷内に生えている、ヤナギ、竹、その他の木を切って水の流れをよくする。 理由(木の繁殖の為に下に草が生えて川床に砂利がたまっている。木を切れば草も砂利も下流に流され川床が低くなる。)	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
474	360	・北岸と南岸の堤防の内側で川が蛇行している。川の中の草、木を取り除いて川床を均等にする。 ・高瀬の潜水橋、現在は砂がたまりすぎて固定堰になっては一部分しか流れていず深掘れになっている。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	P424	P90
475	360	吉野川の砂、バラスは最高級なのにとまりっぱなしで砂、バラスを売って吉野川整備資金に有効利用できるとしている。	その他-28 採取砂利の活用について	P503	-
476	361	吉野川も自然が、きれいな水があるだけで人が集うような川になって欲しいと思います。	環境-1 河川環境のあり方について	P362	P51,57,98,100～101
477	362	ダム直下にある我本山町はダム竣工以来、30年余も、放流による長期の、増水、濁水に苦しみ、堪えて来ました。どこよりも戸1番先に、対応されるべき地域では、ありませんか？川原の砂や石、魚類や水中生物、川岸の草花を早急に保護して頂きたいです。	その他-17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P488	-
478	363	長いことこの地を留守にしており久しぶりに48年ぶりに戻りました。螢川の余りにも汚なさに腹立ちを禁じ得ずそちらへ発信します。除草して川ん中きれいにすれば治水の一になるの解らんか。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	P424	P90
479	364	竹林の保全管理と言いますが、穴吹橋から池田町にかけての竹林は両岸とも壊滅状態ではないですか。吉野川の竹林は全国的にも数少ないものだと思います。竹林を残し、整備保全と言うなら伐採とかその他の手入れにお金を使って下さい。川の為に動植物の為に地域の人々の暮らしにもそのほうがはるかに役に立つと思います。	環境-15-1 竹林(水害防備林)の保全について	P398	P46～46-1,102
480	365	自然環境を損なわない様にと再生をして地場の青のり、じじみ、あゆなど海産物のよく育つ吉野川にしてほしいです。	環境-1 河川環境のあり方について	P362	P51,57,98,100～101
481	365	昔ながらのくんだり舟のゆきから川にして子供達が学校の教科にとり入れて。吉野川の干潟を学んだら、じじみ取りに気軽に気軽に行ける様なコミュニケーションな場所を作ってほしいです。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	P397	P58-1,103
482	366	昭和20年より以前は小谷でも水が流れていた ◎保水 山を自然に戻す。高知県は雨が多いので戻り易い。 ◎植林を全部切った所は杉松を植えない。 ◎今の植林の間伐は反当り50合以内。	共通-14 森林による流出抑制について	P270	P5-2,105～105-1
483	366	◎ダム濁水時に底の土砂を取り除く事。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93～93-1
484	366	◎現在のダムは大地震で大丈夫か。	治水-28 地震対策について	P337	P55～56-1,74,83
485	366	◎現在のダムより上の何百もの小岸に小堰を作り除々にダムへ入る。工事費は水利用者オーナー制にして集める。	利水-7 水利用について	P360	P35-1,98

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
486	366	◎水源地方では農薬を使用しない。 ◎米作農家には代償金を出す。 ◎中流域地方は洗剤の使用少くする。 ◎水中生物が居なく成った。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	b	P37,58,98～99
487	367	数年前深夜夜通じて討論された第十堰検討委と河川局の問題点や原データ(数値)の疑問点をクリアーにされていないが全体的にヒックアップした点は評価できる。但し国、県の費用負担(大抵は造る分の半分は国、現時保守は県で長い目でみても県の負担が大きくなる)の点などに全く触れていないので今後、関係部門の方々の御苦労は大変とお察し致します。今後共、情報公開、民間を含めた話し合いを期待します。	その他-5 検討データの公開について	a	P471
488	368	魚道の作り方が悪い(流れ方向)。魚道に金網を取り付け防鳥対策をする。ダムを作らない。池田より下流に。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b	P508
489	369	ダム管理と云りますけど私達下流で生活する人間にはわかりません。大雨の最高の時に平気で放流する。停電にはなるし、夜間放流して、水位も何も見えない時、不気味なサイレンが鳴る時の不安な恐ろしい気持ちわかりますか？大雨で不安な時に放水だけはやめて下さい。	治水-30 ダムの洪水調節について	a	P30～30-1,55,74
490	370	山を豊かにし、自然が本来持っていた力を取り戻すことで河川も豊かになり、自然災害を小さくくい止めることができます。同じ大きな金額を投じるのであれば、コンクリートで固められた事業でなく、自然の力を回復又は引き出す方法で事業を推進してもらいたいです。	環境-5 外来生物対策について	b	P44-1～44-2,57,86,105～105-1
491	371	先日の新聞で、徳島県には吉野川と云う大河があるのに、和歌山県新宮から阿南まで水を袋に入れて海上を引っぱって来ると云うのです。吉野川に可動堰を造って真水をつかり溜める事をお願いしたいのです。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	r	P481
492	370	吉野川河口の新しくつくられている橋、あぁいうのは最悪だと思います。必要が理解しかねます。あと高速度も最悪です。見直しを今からでもして下さい。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	a	P444
493	372	私は、堰と防潮扉の設計をして居ます。この2つの構造物は、可動動力源に地球が持つ自然の力を応用して居るのが大きな特徴です。地球温暖化防止に少しは役立つものと信じます。尚、設計完成予定は、防潮扉が2月末日、堰は年内完成を目指します。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t	P481
494	373	ダムと堤防がなければ全流域にどんな事が起きてどんな暮らしになるか、それは現代人に耐えられることなのか、考えてみるべきです。やはり全流域の現状をみんなが把握することが、河川整備計画になくはならないことだと思います。	共通-0 吉野川の概要について	a	P5
495	374	池田ダム直下流域の住民として一番に思うのがダムの決壊です。2～3年に一度はある大洪水その上30年に50%の確率で予想される南海大地震、ダムの耐震性・対洪水性の診断を十分に実施、公表し、常に安心、安全の確保をお願いしたい。	治水-28 地震対策について	f	P55～56-1,74,83
496	374	地形状からも三好市池田町津中津地域(箆藏箇所)は一番の危険性を持っている。出来れば自然環境を十分考慮し(例えば竹林を保全し昔通りの輪中堤の役目を持たせ)水辺の利用をし昆虫・動植物の観葉の場とするなど考えたと家庭の団らん、青少年の健全育成等にもつながると思う。早期対策をし完全安心の明るい地域づくりをしてほしい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P54,59,61,65

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
497	375	吉野川の自然を守るためと河口の鳥類魚介類守るが第十堰は現状の堰を修理で良いと思います。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
498	375	堤防は弱い箇所調査補修していく。	治水-12 浸透対策について	a P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
499	376	吉野川を整備し川ガキを水辺に作ってほしいと思います。人格形成するの10才位までのとき、多くの仲間と思いい出を作ることから、これからの人生を学ぶのだと思います。そのためにも水辺を利用してもらいたいと思います。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	d P260	P105～105-1
500	378	鳴門の水は、まずいです。藍住・板野の下水道の整備を早くして下さい。おいしい水を希望します。旧吉野川の水をきれいにする為税金は有効に使いましょ。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	c P446	P37,58, 98～99
501	379	何と言って吉野川はすばらしい川ですので、自然は極力残すようにした方法が良いと思います。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100～101
502	380	①榎瀬江湖川の堤防強化 毎年の大雨、台風により堤防があふれております。至急対策をお願いいたします。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	j P495	-
503	380	②上別宮、北原地区(榎瀬江湖川)の排水設備設置。大雨時に道路が冠水しています。	治水-14 内水対策の進め方について	a P314	P7,70,75, 91～91-1
504	380	吉野川可動堰について、不安要素(堰の設置により、大雨時下流水位の上昇が予想され、榎瀬江湖川のはん濫、上別宮・北原地区で道路冠水)がある以上、反対です。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	k P481	-
505	381	旧吉野川流域住民の一人として、「安全安心」して生活を営むためにも、“洪水に備える”諸策や”南海大地震の津波”などに如何に対応すべきかについて大いに関心があるだけでなく、住民全員の安全や財産の保全に国や県および市などが一緒に早急に対策を講じる必要を感じております。ハザードマップも大切ですが、大津橋が決壊したら逃げる方法がなくなります。	治水-28 地震対策について	b P337	P55～56-1, 74,83
506	382	「吉野川水系河川整備計画【素案】」については治水政策及び利水政策に重点を置く。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
507	382	「吉野川水系河川整備計画【素案】」については、“川と学び川と親しむ”を目的とした「吉野川水園」としての「川の学校」の開校、「河の森」、「吉野川遊水池公園」、「吉野川淡水漁水族園」等の多機能型公園の整備を行う。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
508	382	「吉野川水系河川整備計画【素案】」についてはハード面及びソフト面の双方からの整備を行う。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	a P508	-
509	383	川をコンクリートで固める必要は無い。環境保護が大切である。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98, 100～101
510	384	生育環境と洪水対策の両面から堤防側面から水位までの(堤防を含めた)水際の生育部分を自然な形で確保してほしい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87, 101～103, 105～105-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
511	385	内閣の言葉「美しい日本」にふさわしく現在進められている吉野川の河川工事、堤防より望める青石で出来た第十堰自然環境を保持する。これこそが美しい日本3大河川の一つ四国三郎吉野川の風景と喜んでいる一住民です。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
512	386	吉野川の土手に立って上流を見たときに昔のままの美しい風景がいつまでも自然のままでありたい。今後に考えてもらいたい。	環境-13 河川景観について	c P392	P46～46-2, 51, 57～58, 102～103, 105～105-1
513	387	専門家の意見を取り入れる事。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P463	-
514	388	つるぎ町半田字中藪、通称中藪島は対岸の築堤により一層、遊水地になると思われます。長らく浸水のなかったこの地区も浸水が次第と多くなり、被害も大きくなってきました。小地区への取組みにも配慮をお願いいたします。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	j P295	P59,61,63
515	389	徳島県人の誇り。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
516	390	「吉野川水系河川整備計画【素案】」において池田ダム周辺に「どんぐりの森」、「カブトムシの森」等の植栽事業を行う。	共通-10 河川利用における観光開発について	c P262	P47,49-1, 103
517	390	「吉野川水系河川整備計画【素案】」において一般県道・土成-徳島線及び徳島-長原港線の交通安全対策事業を盛り込む。 「吉野川水系河川整備計画【素案】」に徳島外環状道路の徳島市国府町西黒田と藍住町東中富とを結ぶ道路橋建設の着工を盛り込む。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
518	390	「吉野川水系河川整備計画【素案】」において、徳島市川内町旭野に“海鳥の森”，“海鳥観察園”の整備を行う。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
519	392	「吉野川水系河川整備計画【素案】」に吉野川の水質改善及び旧吉野川の水質改善を図るために公共下水道の整備又は合併処理浄化槽の設置の基盤整備の促進を盛り込む。	管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について	c P446	P37,58, 98～99
520	393	吉野川の“多自然型川づくり”のために河川の植樹運動事業や竹林を活かした高水敷事業を行う。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a P384	P57,87, 101～103, 105～105-1
521	394	素案の洪水対策(P98)は、あまりにも具体性に欠ける。洪水調整ルールがどのようなものか、発電用水とかダムの底水の活用なども含めた段階的洪水対応についてその原則を明らかにすべきである。さらにあらゆるダムによる補給機能がなくなったときの「洪水ハザードマップ」ともいべき被害想定を作成して公表すべきである。	利水-4 洪水対策について	d P357	P98
522	395	中流域の無堤地区では、堤防整備をしない場合、さらに内水対策を実施した場合の費用対効果、完成時期などを示すとともに第3の整備方式を工夫するなど複数の選択肢を提案すべきである。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	b P295	P59,61,63

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
523	395	堤防整備が行なわれると内水被害は不可避である。特に非拡散型氾濫区域である中流域では、内水被害は深刻である。外水対策の後で内水対策を行うという段階的整備方式には問題がある。堤防整備により水害がなくなるとの幻想を与えてはならない。	治水-10 築堤計画内容の説明について	a P305	P7,70
524	396	第2室戸台風(S36)で、鳴門市撫養町南浜で床上浸水を体験した。S30～40年代は3度程度上(浸水)があった。H16年の洪水が戦後最大規模というが、鳴門市中心部他にとっては室戸台風規模の防災出水対策を願いたい。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	g P284	P8-1, 54,55～56
525	396	◎木津・大津町 木津野の出水です。ハザードマップ等対策をお願いします。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	d P419	P33～33-1, 96
526	396	◎木津・大津町 木津野の出水です。築堤等対策をお願いします。	治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a P330	P77,80,82, 95
527	397	外来魚の徹底的な駆除と(バスゴイ等)在来魚の保護生存に努力して頂きたい。	環境-5 外来生物対策について	b P372	P44-1～ 44-2,57,86, 105～105-1
528	397	河鵜の駆除を積極的に行って欲しい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	1 P441	-
529	398	北岸、南岸をよく利用します。が、両方とも非常に走りにくい。堤防という面を考えれば、又、幹線道路とすることからして、もう少し広く、直すぐな道としてはどうでしょう。堤防強化策として両岸を1～2m高くして広くすれば、洪水に備えられるでしょうし、広くすれば、走りやすくなるでしょう。アンダーパスは仕方ないとしても、(国道、県道優先)、安全な堤防は、上記の条件が必要になると思います。同時に土手という所、(川の中州ではなく)に自然を多く残すことも出来るのではないのでしょうか？	管理-15 許認可事務の適正な実施について	a P444	P93
530	399	流域住民が台風が来ても、地震後に津波が発生しようとして暮らしているように、洪水時に最大に効力を発揮できるダムの建設。特に地盤低い宅地の高上げ又堤防を造る事。次に自然環境整備。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
531	400	昔と比べて上流には、沢山のダムができて、洪水に備えていると思います。スーパー堤防やダムより自然との共存が大事だと思います。水害(年間2800人)(死者32人)は、交通事故(年間100万人の被害者)(死者8728人)よりはるかに少ないです。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	b P248	P50,57
532	401	東みよし町で三庄地区(加茂第一箇所)は80%堤防が完成し残り山口谷川も計画中ですが加茂地区は堤防がなく整備計画もありません。吉野川が出来た昔より周辺の住宅と農地は台風が来る度に被害を受けて来ました。遊水地帯と言って被害を受けても1円の保証もありません。人命、住宅、農地を守るため堤防を作って下さい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59, 61,65
533	403	農業用に地下水を使っている。現在、水位が下がってしまっって、連続使用に支障をきたしている。	利水-3-1 地下水の経年変化について	a P356	-
534	403	第十堰の騒ぎの時には堤防補強という事を大きくうたっていたが、西環状大橋の時には後退していたように思う。西環状線の橋をかける時には、堤防補強をもっとするように、河川協議を行ってください。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	a P444	P93
535	404	吉野川の美しさは徳島にとって大切な大きな財産だと思います。とにかく吉野川を大切にしていきたいと思います。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100～101

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
536	405	吉野川の車道の橋の右折禁止の点滅はよくできていますが、右折と禁止で別れているのを、4文字点滅の方が大変わかりよいと思います。それと真つ暗の右折禁止の赤と白の字も橋の上の左側にありますが、これも右折禁止の4文字点滅にすればよいと思いますか。理解できる人ばかりでは、ないので、案内灯をお願いしたいです。	その他-37	-	-
537	406	最大関心事は治水であり、豊富な水の有効利用です。 柿原堰第十堰も利水面からなくてはならないものでしょう。	共通-3	c	P248
538	406	①森林を守り、育て、山の保水能力を維持すること	共通-14	a	P5-2, 105～105-1
539	406	老朽化した第十堰は固定堰のまま改修、補強し、可動堰にはしないこと。年間10億円の維持、管理費用は国の予算であっても無駄だと思ふ。	その他-14	k	-
540	406	岩津から下流には堤防が築かれ、洪水から守って来ましたが、岩津から上流に堤防は不要なのか。	治水-5	j	P59,61,63
541	407	北岸の堤防三好市三野町清水の手前造工事が進んで居り、美馬市の堤防造つながらるのは間近と思うのですが、北岸の清水地区と南岸の毛田地区の堤防を同時着工して下されば洪水による被害が無く安心出来ますので宜しくお願いします。	治水-11	c	P54,59, 61,65
542	408	「吉野川水系河川整備計画【素案】」の整備に5年、10年、20年、30年、50年、100年といったように短期整備計画・中期整備計画・長期整備計画を立てて優先順位を付けて河川整備計画を進める。	共通-8	a	P59,65, 77,82
543	409	川が浅くなって、砂地が多く見られるようになった。護岸工事も大事だと思いますが、川底を深くするのも必要なのではないかと思ふ。浅すぎると、水が表面を流れてしまい、水が少なく砂地が多くなる悪循環が繰り返されている感じがします。上流へ行くほど大雨が降るとすぐ溢れそうな浅さで心配です。	治水-6	a	P298
544	410	河川横断許可工作物が魚等の遡上を阻害しているため、(山崎ダム)設置者の責任に於いて対策を実施すべきである。	環境-7	h	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
545	410	人と川とのふれあいのできる親水公園の整備をしてほしい。	環境-15	a	P58-1,103
546	411	吉野川の池田ダムから上流の堆積砂の除去	管理-23	a	P456
547	411	吉野川支流の日頃の管理の徹底による洪水時の被害防止に努める必要がある。支流の馬路川等は両岸の樹木による水流の阻害、流木、流石による被害防止が出来る様、心掛けて頂きたい。 また、その地区(つるぎ町)小谷には流域に樹木が生え繁り流れがせき止められ合流域に大きな被害を及ぼす恐れがあります。常日頃から充分に巡視し管理を徹底して欲しいと思つて居ります。	その他-18	a-7 P490	P93～93-1 -

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
548	412	こんな調査で税金使うなよ！現時点では吉野川の改修工事は不要と思う。何故かわるのか？税金の無駄使いは止めよう！殆どどの農民は吉野川の改修は望んでいない。役所の体制維持の為、効果はどうでもよい、どうせ税金だ適当に自分等がよければそれで良い精神だろうが国民の税金を無駄に使うな。他に仕事はあるでないか良く考えよ！	その他-37	- P508	-
549	413	川は溢れるものと考え遊水地をつくる。	治水-5	P295	P59,61,63
550	413	緑のダムをつくる—上流の山に木を植えきちんと手入れをする。	共通-14	P270	P5-2, 105～105-1
551	413	吉野川の水は流域住民の財産である。流域住民以外の者に無料で与えてはならない。	利水-7	P360	P35-1,98
552	414	北島町民は、旧吉野川の水をひいて飲んでいます。吉野川への家庭用排泄物全て流された後の水と工場水を水道水としているため飲めるものではありません。水不足の時などはひどいです。旧吉野川をきれいにしてほしいです。また、JAたばこ工場のあと地に日亜化学工場がきましたが、その排水が不安です。管理体制はできているのでしょうか。	管理-17	P446	P37,58, 98～99
553	414	北島町は、旧吉野川と今切川に囲まれ土地は水面より3mほど低く土手が切れた時1階がつかった時があったそうです。土手は古く、土でできているので、台風たび不安です。コンクリートの丈夫なものにしてほしいです。もし切れても水をくみ出すポンプがあればいいのにも思います。	治水-23	P330	P77,80,82, 95
554	415	早明浦ダムの前後だけでなく全体を整備計画対象区間に、編入してほしい。高知県内の流域市町村に對する取り組みが弱い。	その他-15	P484	-
555	416	平成16年の洪水は判りませんが昭和30年の洪水は小生の記憶している最大の洪水でした。池田ダム完成後の状況不明ですがトウゲ地区、クヤウジ地区の塚目よりの増水は皆無となったのでしようか。俗称「火の口」より増水には子供心より見廻りは欠かしませんでした。ほとんど夜の洪水に東が白ずんで来た先は稲の下に相当進んで来ておりました。徹夜の番は自分の務めでした。	その他-37	P508	-
556	417	道路として使われている堤防が、その震動や圧力によって弱体化してはいないかとでも心配しています。イベントばかり目立つやり方は疑問を感じています。	治水-12	P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97
557	418	第一は洪水に對する整備植林	共通-14	P270	P5-2, 105～105-1
558	418	上板町ですが、北岸土地改良区より通水頂いておりますが、降雨の少ない時や土地の上っている関係や配管のミスでの濁水、地区地区でのローテーションにおいて水が来る当番の日も来ず毎年少なからず濁水に悩まされております。	利水-4	P357	P98
559	424	高知県は水源流域として、水を徳島、香川に取られ放しである。池田～大歩危～早明浦ダム～源流域までを、直轄管理とし、前述の山、川、海のバランスに配慮した自然再生、治水、利活用、良好な管理を実現されることを強く主張する。	その他-15	P484	-
560	425	県は金が無く、なにもしてくれない。災害復旧工事なども、近自然工法で施工してほしい。やはり国の管理がしっかりしている。	環境-9	P384	P57,87, 101～103, 105～105-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
561	426	近年発生した早明浦豪雨災害や来たる南海地震等の自然災害に対応した防災対策が地域の大きな課題です。地すべりや土砂崩壊が山津波を発生させる可能性も考えられます。下流住民(徳島、香川県)への災害発生に関心を持っていることに行政として答える役割もあると考えます。	共通-15 流域土砂管理について	b	P273, 105-1
562	427	阿波市市場町香美郷社前番地の木を切ってほしい。15～7米200本余り。直径400。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d	P424
563	428	ごみ投棄については河川のみならず、今更、親の教育は無理。となれば各省連携して、小学校の基本の教育から「美しい日本」を始めなければならぬのではないのでしょうか。是非、ごみ行政に取り組んでいただきたい。	管理-10 不法投棄の現状について	b	P433
564	429	学識経験者に気象学の方がいないのが残念です。少なくとも50年後の予測をするなら地球温暖化に対するシミュレーションも考慮に入れていただきたいと思っています。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1
565	430	人間中心の発想、主義に偏る事なく、大自然と共生、植物、魚貝類等の共生を最大限に保証される事が重要で、吉野川の水が飲める様に取り組んでほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	-	P508
566	431	吉野川を「日本のふるさと」の川としてのモデル河川の指定を国土交通省が行う。	共通-10 河川利用における観光開発について	b	P47,49-1, 103
567	432	狭窄部では、洪水時に流量を調整する機能があると存じますが、池田ダム下流ではそのような箇所がどこにあり、それぞれどの程度の洪水抑制機能があるのでしょうか。また、池田ダム上流の大歩危・小歩危付近の峡谷部では、どの程度の洪水抑制機能があるのでしょうか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	d	P8-1, 54,55～56
568	432	1988年7月建設省通達「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」では、河川維持流量の目安として流域面積100km ² 当り0.1～0.3m ³ /sとのことですが、新宮ダムより下流の銅山川では、この適用はなされていないように見受けられます。馬立川の「0.285m ³ /s」の数値の意味を教えてください。影井堰による「0.042m ³ /s」の実績日数が示されていますが、同様に「0.17m ³ /s」の実績日数も明示ください。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	b	P37～39
569	432	狭窄部の江口付近では、河道掘削が【素案】に明記されていますが、その計画では、どの程度、洪水流量が増加し、下流にどのような影響が見込まれるのでしょうか。江口狭窄部を掘削しても大丈夫ですか。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	e	P298
570	432	岩津の水位流量観測地点は、狭窄部より上流でしょうか、下流でしょうか。岩津地点の基本高水24,000m ³ /sは、狭窄部効果を考慮した数値なのでしょうか。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	h	P8-1, 54,55～56
571	432	早明浦ダムや新宮ダムの「洪水期」は7月1日～10月10日になっていますが、岩津地点で戦後最大のピーク流量を記録した平成16年(2004年)の台風23号が「非洪水期」である10月20日であったことや、今後のさらなる長期的な海水温度の上昇＝台風発生期間の長期化を考慮すれば、「洪水期」を延ばす必要があるのではないのでしょうか。	治水-30 ダムの洪水調節について	f	P30～30-1, 55,74

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
572	432	これまでの大きな被害をもたらす洪水の大半は、台風によるものだと思いますが、その規模と通過コースなどにより降雨域や降雨量の特性が異なると思います。啓蒙を図り、洪水被害を低減するためにも、どのような降雨・流出タイプがあるのかを明示・説明ください。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	i P284	P8-1,54, 55～56
573	432	池田ダムの堆砂率は1%程度ということですが、これは、ダム本体より、どのくらい上流までを対象とした値でしょうか。 池田ダムより上流は、一部、河床が上昇しているように見えます。ダム設置後の河床の経年変化について明記ください。 池田ダム湖半の一部は洪水時に冠水することを前提にした遊水地としたことですが、その場所を明記ください。 それ以外の遊水地の場所も明記ください。	管理-23 ダム堆砂について	c P456	P93～93-1
574	432	「山崎ダムの運用改善や改造について」の質問に対し、電源開発(株)からは「山崎ダムから下流については、ダム操作規定に従い、適正な調整運用を行います。」とのことですが、実際には、時間単位で大きく変動することが多々あります。 河川管理者として、どのように実態を把握されておられるのでしょうか。 また、どのようにすれば、山崎ダムからの放水を調整していただけるのでしょうか。	その他-32 発電事業について	b P506	-
575	432	超過洪水などによる破堤や内水氾濫などにより浸水被害を受け、浸水被害の頻度や被害レベルを分け、ゾーニングによる住宅地や産業建築物の抑制などを図るべきではないでしょうか。 浸水被害の頻度や被害レベルが高い場所は、農地利用に留め、浸水被害の場合は、補償や融資制度を検討すべきではないでしょうか。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33～33-1, 54,55～56-1, 75,85-1, 95～97, 105～105-1
576	432	池田ダムから下流の確保流量として、早明浦ダムの不特定用水の一部を銅山川水系の3つのダムに振り分けられないでしょうか。 別子、富郷、柳瀬、新宮ダムがなかったときの銅山川の濁水流量に相当する流量(1.5m ³ /s前後)を放流すれば、河川浄化や魚類の一部復活など環境放流にもなると思われます。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	a P412	P37～39
577	432	第十堰、柿原堰、池田ダムの魚道を遡上および下降する漁族などの経年データを明示ください。 データが不十分な場合は、「漁業・養殖統計年報」などを利用されたいかがでしょうか。	環境-7 連続性の確保について	e P377	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
578	432	ダム・堰堤の設置や各種河川工事により、漁族などの生態系の変化や生息数の減少は止むを得ないことですが、例えば、天然アユの場合など、ダム・堰堤の運営や管理を工夫すればある程度まで回復することが他の川で実証されています。具体的な目標数値を決めて、運営・管理の改善計画を設定されたいかがでしょうか。	環境-7 連続性の確保について	c P377	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
579	432	【素案】では、魚道は「維持」するとしかありませんが、機能向上や改造、増設などの検討の余地はないでしょうか。	環境-7 連続性の確保について	i P377	P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
580	432	「早明浦ダムの治水機能向上が強く求められています」と明記されていますが、具体的にはどのような改善を検討されているのでしょうか。 早明浦ダムの治水容量の大幅な増加を見込めない場合などは、早明浦ダム上流にある3つの発電ダムの容量を一部、または全部を買い上げ、治水容量に転用できないのでしょうか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
581	432	洪水時、(早明浦ダムの)ゲート放流による落下水の直下流への影響はどのようなのでしょうか。	治水-30 ダムの洪水調節について	P341	P30～30-1, 55,74
582	432	濁水の現状として、年ごとの濁度10度以上の日数が示されていますが、具体的にはどのような影響、被害があるのかを明示ください。(増水時濁水と濁水時濁水を分けて明示ください。) また、濁度10度で分ける根拠、濁度10度未満では影響や被害はないのでしょうか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41, 98～99
583	432	濁水対策の増水時の対応として、具体的には選択取水が明記されていますが、濁水時濁水の対応について何ら示されていません。増水時と濁水時の現象を分けて、対策を立てるべきではないでしょうか。	環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について	P406	P41,99, 105～105-1
584	432	(早明浦ダムには)冷水温の放水の問題がありますが、【素案】では、「冷水温」について、一言も触れられていません。これまでの状況と、分析と、対策について明記ください。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41, 98～99
585	432	早明浦ダム竣工後、ダム直下をピークに、上流部の生態系が大きく変動している、地元の方々が発言されています。 聞き取り調査などを行い、どのような変化が起こっているのかを集計、明記ください。 その上で、どの程度までの回復を目標とするのかの数値を設定したらいいでしょうか。	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	P402	P40,41, 98～99
586	432	過去2回の意見を聴く会などを通じ、特に、上流部や下流部では、時間が不足していたようです。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
587	432	今後は、河川管理者、学識者、地元住民を構成員とした専門委員会を設置し、討議した方が、有効かつ効率的な策定につながると思います。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P463	-
588	432	利水に関連のある香川県では、意見を聴く会はやらないのでしょうか。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-
589	433	吉野川の“汽水域”をラムサール条約湿地に登録し、将来の展望をもって保全管理計画を立てることを盛り込んでいただきたい。国土交通省が管轄する重要湿地として、ラムサール条約湿地の登録を積極的に進めることを期待したい。	環境-6 河口干潟について	P375	P44,57,68, 101,105-1
590	433	汽水域生態系の多様性を保持するためには、鳥類、底生生物など、様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することが重要である。具体的な保全目標を盛り込んでいただきたい。	環境-2 環境目標の明確化について	P364	P42～44-2, 57, 105～105-1

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
591	433	エコトーンの再生を盛り込んでいくことは評価できるが、現在維持されている汽水域のエコトーンの保全について盛り込んでいただきたい。 工事をすすめる際には、計画段階から住民等の意見をきき、エコトーンに配慮した工事を進め、さらにモニタリングを行うことを盛り込んでいただきたい。 (河口域では)航路浚渫土砂を干潟に盛り上げて放置され、エコトーンが分断されていることが残念でありません。	環境-6 河口干潟について	b	P375 P44,57,68, 101,105-1
592	433	河川流量の確保により、汽水域の水環境は絶妙なバランスを保っている。今後の利水に関しては、汽水域の生態系への影響も評価し、利害関係者との協議を行うことが必要である。	管理-15 許認可事務の適正な実施について	a	P93
593	433	河口域の基盤をなすテラスや、環境の多様性をもたらす砂州の保全や再生は重要である。 そのためには、河口域や汽水域の環境に配慮した、適正な土砂管理が必要である。特に、中小規模の出水時も含めた適度な擾乱をもたらし検討するべきである。また河口域からの砂利採取については慎重に検討すべきである。	環境-6 河口干潟について	c	P44,57,68, 101,105-1
594	433	吉野川河口は、その広大な景観が徳島県民のふるさとの風景であり、かけがえのないものである。「景観」及び「人と吉野川との自然とのふれあい」については、丁寧に地域住民等の声を聞き上げ、住民の思いや日常的な吉野川とのふれあいに對しての検討を行うべきである。	環境-13 河川景観について	a	P46～46-2, 51, 57～58, 102～103, 105～105-1
595	433	再生事業を優先させるのではなく、今ある自然環境を保持することを最優先させる環境保全目標について盛り込んでいただきたい。そのためには、膨大な汽水域の環境調査データを有効に活用すべきである。	環境-2 環境目標の明確化について	a	P364 P42～44-2, 57, 105～105-1
596	433	堤防強化工事に関して、特に汽水域の工事については自然環境に配慮すべき保全目標を具体的に盛り込んでいただきたい。	環境-2 環境目標の明確化について	a	P42～44-2, 57, 105～105-1
597	433	河口域は、多くの市民が大切にしている場所でもあるので、(その整備と保全には)市民の意見を反映する場を設けていただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b	P462
598	433	汽水域環境の保全のためのガイドラインに照らして、集中した検討を進め、管理計画を作成し実行していただきたい。	環境-6 河口干潟について	d	P375 P44,57,68, 101,105-1
599	433	吉野川をフィールドにして調査をしている県外の研究者、現地に詳しい専門家の意見も含めて、より広い公開性をもって決定していただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d	P463
600	433	住民意見を反映させるために、広く様々な立場の住民が参加した流域委員会の設置を強くお願いしたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a	P461
601	433	環境保全目標策定のための分科会を設置し、時間をかけて協議することをお願いしたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	e	P45-1, 105～105-1
602	434	川が氾濫するのは当然であって、河川の近くの土地は「そうゆうものだ」との自覚を持って利用するべきです。河川を自然のコントロール下に戻すべきです。川がきれいになれば自然とのふれ合いの場として人々は水辺にやってくるでしょう。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	c	P295 P59,61,63
603	434	川原に車が乗り込めない様にすることは大切です。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j	P441 P91,93

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
604	434	早明浦ダムによって川原の土地が肥えて植物が繁茂しサイズも大きくなりました。ダムが撤去されればすばらしいのですが...	環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について	d	P402 P40,41, 98～99
605	434	新聞折込の瓶ヶ森の写真は西黒森です。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	-	-
606	435	池田ダムの水利用による観光開発の促進について。	共通-10 河川利用における観光開発について	c	P47,49-1, 103
607	436	北岸の応神あたりの河川工事で、水際にコンクリートのテトラをたくさん入れてました。吉野川大橋北岸下流には自然の大きな石が入ってますが、ああいゆう工法を増やしてほしい。少々工費が高くても、コンクリートばかりというのはやめてほしい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a	P57,87, 101～103, 105～105-1
608	437	水辺をコンクリートで全部おおうのではなく、ウナギ、カニ、フナ虫 ハゼなど生物がすめるようなコンクリートを使わない昔の石垣にしてほしい。自然にやさしく、洪水も防ぐ自然工法を増やしてほしいです。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	a	P57,87, 101～103, 105～105-1
609	438	川の水で遊べるように、“きれいな水”になりますように、お願いします。	管理-18 水質の保全について	c	P37,58,93, 98～99
610	438	自宅の川に近い畑は、大水のたび水没し、野菜は流れ、野菜は流れ、ゴミが残り大変困っています。土を入れて埋めるのも、高額な費用を要するようで、いつも頭を痛めています。どうぞ、早期に解決して下さい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b	-
611	439	吉野川は、戦中戦後にかけて、兵役で人手不足の為に上流域の山々が荒廃し、その上、堤防も貧弱でしたから、洪水の危険にさらされました。それから、着々と堤防が改築され、安心して暮らせるようになりました。日頃の河川管理に改めて感謝申し上げます。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	-	-
612	439	今後共にどうかくぐれども方向を間違わないで、清流安全、豊かな美しい自然の景観等を失わないように努めて頂きたいと切望致します！！	環境-1 河川環境のあり方について	d	P51,57,98, 100～101
613	439	高瀬の川原に木が沢山、生い繁っているのが気持ちです。	環境-5 外来生物対策について	b	P44-1～ 44-2,57,86, 105～105-1
614	440	ダム(池田)の湛水区域内の土砂の堆積は毎年増えています。土砂の取り除き計画は出来ているのでしょうか。吉野川流域住民は毎日、美しい吉野川をながめ、1日の英気を養ってきました。美しい吉野川を守り、災害に強い有効活用できる方策を願っています。	管理-23 ダム堆砂について	a	P93～93-1
615	441	他の生きものにとって生き易い自然は、当然人間にとっても生き易い自然なのです。ぜひとも河口干潟は守って下さい。	環境-6 河口干潟について	f	P44,57,68, 101～105-1
616	442	河口干潟の保全ですが、カニなどのたくさんの生物がすんでいるのは自然を守(ってほしい)。	環境-6 河口干潟について	f	P44,57,68, 101～105-1
617	443	部分的でも、堤防に桜を植えて欲しい。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a	P103
618	443	野鳥の観察地、河口干潟(などに)看板を立てたり、公園作りをして欲しい。標示、宣伝をして欲しい。観察に行こうと思っても場所がわからない。知らない人が殆んどだと思います。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	b	P58-1,103

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
619	444	災害対策や安全管理は、当然、考えなければならぬが、環境対策に(も)十分注意を払うべきだ。たとえば、現在の吉野川下流の護岸工事は、小魚等のすみかや、産卵する場所を壊しているのではないか？ 工事の方法により十分共存が可能と思う。	環境-11 多自然川づくりの検討について(調査・評価)	c P390	P57
620	445	川のゴミの清掃作業は、川に関係ある市町村ごとに区域化して、競争意識(をもった)ボランティア活動(として)国の指導のもと実施すること。	管理-14 河川維持管理への地域住民の参加について	b P442	P91～91-1, 93, 105～105-1
621	445	川の流域の森林ダムづくり、木立の朝露や夜露の流れが一筋となって大河をつくるのが、川と何百年の前から教えられてきた。	共通-14 森林による流出抑制について	c P270	P5-2, 105～105-1
622	445	漏水個所復旧工事(が)完成(し)、一安心です。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
623	446	この地域は、吉野川の堰とかかわった住民です。それで土木技術者、川博士(自称)ができたが、国策産業は衰退したが、恵みのある流土を活かした阿波澤庵づくり、四季の野菜づくりは繁栄しました。10年余、小さな部落の産業史談に取り組んでいます。何かと御指導のほどお願いします。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	e P260	P105～105-1
624	447	渡内川の改修	その他-36 回答の特定できなかつたご意見	b P508	-
625	447	鮎喰川の水を石井国府の給水に利用する方策を(考えてほしい)。	その他-36 回答の特定できなかつたご意見	a P508	-
626	448	地球温暖化(の対策として、)従来の交通機関(を)利用(すること)。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
627	448	自然を守る	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
628	448	風呂の湯(を)洗濯(やトイレ)に利用(すること)。 ・雨水(を)草木に利用(すること)。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
629	449	吉野川は主に上の水を安全に下へ流すことです。川に水門なんか作るものではありません。杭一本打っても水の流れに反します。	その他-36 回答の特定できなかつたご意見	b P508	-
630	449	今程度の水利用が良いことでしょう。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
631	449	自然(を)守るのも大切なことです。現在で良いと思います。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
632	450	河川整備計画【素案】に對さないご意見や川づくりに期待しないので取り組んでほしくない事その他吉野川に對しては関係ないと思ひます。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
633	451	北岸の陸橋下の運動公園に散歩の途次堤防修復の見事な大工事に感謝と感嘆と安堵を頂きました。厚く御礼申し上げます。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-

第2回 パブリックコメント H18.12.19～H19.2.28

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
634	452	水位と森林広葉樹の役割 昭和3～40年頃から「森林整備事業」に基づき天然広葉樹を伐採しその後人工林「針葉樹」の山林面積を拡大した。これによって山間部の保水力が極端に低下し大雨時には鉄砲水を発生し山崩れの原因をつくり、平常時は濁水状態で小谷の水を無くし、清流吉野川の水質をより悪くしている。この実状を無視して河川の整備を語る事は無理だ。今こそ「林、国、農」の三位一体の連携施策が望まれる。期待は大きい。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	a	P265 P105～105-1
635	452	宅地嵩上げ、輪中堤、堤防の整備 洪水対策の指針で有る。確かに新しく宅地造成を計画する上においては正しい。しかし既存の住宅生活者にとって個々には無理だし行政もそこまでの配慮は不可能だろう。たとすれば生活者の立場は従来より危険な状況に成る。堤防の完備によって吉野川は一本の樋の形に成るから水位も上がると言うもので有る。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	b	P295 P59,61,63
636	452	水際環境の保全及び更生 人為的に伐採し急勾配を無くする事は増水によって両岸の弱く成った個所が削り取りられ川幅が広く成る事で水の勢いが四方に散って川底を埋め浅く平にし瀬を無くし、方々に水溜りを作りへドロを量産するように成る。ダム底の万年へドロと同じ様な高い河原も無くする事になる。現に大きな瀬が少ない。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	e	P424 P87～88, 90
637	452	ダムに注目 ダムが出来てからはその美しい表状は全く消えてしまい、この汚れの原因は、家庭排水？糞尿処理場の排水？ダム底の万年へドロ？関係行政は原因究明に全力投球を!!郷土の誇る清流吉野川を更生しよう。	管理-18 水質の保全について	c	P448 P37,58,93, 98～99
638	452	吉野川水系河川整備計画「素案」について 本当に吉野川河川の整備を計画するのなら、第一に池田ダム「撤去」を考えるべきだ。香川県、北岸用水にはダムでなくとも袖垣を作る事で十分に対応が出来る。濁水による利水？水は無く成らない。その都度対処出来る。洪水？大洪水には持ちきれないから「放水」する。これが又より危険だ。急に水位が上昇するからだ。それより水質汚染!!ダム内の蓄積土砂!!	管理-18 水質の保全について	c	P448 P37,58,93, 98～99
639	452	吉野川第十堰(大正12年完成) 公共事業は地方の活性化を図ると考える行政側の姿勢には理解出来る、としながらも県民の思いは大規模公共事業による環境汚染の実態を知らされ、せめて清流吉野川は我々が守るのだとの強い意志を持って反対運動を起こしたのだろう。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	b	P481 -
640	452	「バック堤」の整備 井ノ内谷川の洪水処理に関しての整備計画は有りや、いなや？	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	k-2	P496 -

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1		川島排水機場の排水量に疑問をもっている。内水・桑村川の増水について川島排水機場は12t/s全面改築・6t/s増設「21完」で施工中だが、①排水量12t/s+6t/s=18t/sは50%増とはどの程度か。国土交通省の洪水予想(150年に1度の洪水・数年前発表)で示して(ほしい)。	治水-14 内水対策の進め方について	P316	P7,70,75, 91～91-1
2		予想洪水量は幾らで計画か。一流域内の降雨量・本流からの漏水・上流からの流れ込みー	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P284	P8-1, 54, 55～56
3		吉野川水系整備計画【素案】によると現在、ポンプは23ヶ所・144m ³ /sとなつていのが川島排水機場12t/sはS39に完成、現在施工中の6t/sを考えると「順序・容量」について(疑問がある)。考えを(ききたい)。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
4		吉野川市マップ洪水編によると浸水深さが深いところが濃く表示されている。この表示が1番深い5m以上の所を見ると川島排水機場の範囲の桑村で街中心で面積も広く、群を抜いている。これについて意見を(ききたい)。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	P419	P33～33-1, 96
5		これまでに、本整備計画と性格を同じとする「吉野川に関する整備計画」のようなものがあるのか。もし、あるのであれば、その計画書をいただきたい。	その他-24 調査・検討資料の情報公開について	P502	-
6		前回の記憶だが、ディスプレイはあれでよかつたと思う。双方納得がいくまで話し合いたらいいと思う。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P462	-
7		堰や護岸工事は、天然石でして、芒(ススキ)の穂が川風にゆれ虫が鳴き魚の泳ぐ川にしてほしい。	環境-9 多自然川づくりの検討について(工法)	P384	P57,87, 101～103, 105～105-1
8		セイケアワダチソウ・シナダレスズメガヤを撲滅してほしい。	環境-5 外来生物対策について	P372	P44-1～ 44-2,57,86, 105～105-1
9		川島排水機場の改築内容の説明を御願いたい。設備についてイ、吐口「放流口・本流」底高ロ、呑口、稼働開始時の水位高ハ、同左ヶ所のインバート高ニ、管径φmmホ、集塵装置ヘ、維持管理ー整備の方法・管理の方法	治水-14 内水対策の進め方について	P316	P7,70,75, 91～91-1
10		川島地区の排水について、H16年の台風23号とまったく同じ風雨があつたとすれば洪水の水位高は改築後「12t/s=18t/s」幾ら低くなるか。	治水-14 内水対策の進め方について	P314	P7,70,75, 91～91-1
11		川島地区の排水について、改築後18t/sの全稼働での桑村川ポンプ位置上1km地点の流速m/sが判れば教えてほしい。	治水-14 内水対策の進め方について	P316	P7,70,75, 91～91-1
12		川島地区の排水について、川島排水機場は地形が城山、岡山と丘陵に堰かれ、釜場になつている、この地理条件を考慮の程、御願いたい。上流の学島排水機場20t/sが、下流の川島排水機場18t/sより大きいのはなぜか。	治水-14 内水対策の進め方について	P316	P7,70,75, 91～91-1
13		自動ポンプの運用方法を教えて下さい。「保管場所一台数 規格 出動依頼方法」	その他-36 回答の特定できなかったご意見	P508	-
14		川島地区の堤防の強度について、国土交通省はh10年から行っている堤防強度点検で60%が強度不足で漏水、決壊の危険性があると発表しているが内水面の問題ヶ所「川島橋～学島橋」はどのような結果か。まだであれば調査を御願いたい。また強度不足であれば補強工事を早くお願いしたい。	治水-12 浸透対策について	P308	P25-1,56, 66～68, 82-3,91,97

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
15	6	吉野川は、私の子ども時代を回想する時、比類なき総合学習の場である。ところが、県下の教育界は子どもが川に親しみ川遊びをすることを全面的に禁止し、このことは、子どもたちの権利条約に違反している。(これについて)全国の情報提供や支援をお願いしたい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	f P260	P105～105-1
16	7	(素案)P104の「川に親しむ取組」についての姿勢や支援活動には、全面的に賛同します。県下の教育界が子どもたちの川に親しむ機会や川遊びの権利を奪っていることに抗議する。(これに関して)川に親しむ取組について国土交通省と文部科学省との見解を教えてほしい。全国の川に親しむ取組についての情報提供をお願いしたい。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	f P260	P105～105-1
17	8	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」については治水面、利水面を優先して考える。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57
18	8	吉野川遊水池公園の整備によって「自然との共生のふれあいゾーン」を作る。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
19	8	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」に「吉野川淡水魚水族館」の建設を含める。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
20	9	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」に「川と遊び川と学ぶ」をテーマにした多機能公園としての「吉野川公園」を作ること盛り込む。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	b P397	P58-1,103
21	10	平成十三年に、「県土木部第十堰推進対策チーム」に書状にて意見を申し上げた事がある。その私案は、副堤を作り、旧吉野川への取水口を、上流の適当な場所へ移動する案だが、当時の推進班長の返事の中で、「ご提案のように、上流から旧吉野川へ分流すれば、分流地点より下流の吉野川本川に平常時はほとんど水が流さないという環境上の問題点などもあることが、審議委員会で議論された。」とあったが私には理解出来ない。現在の取水口では固定堰、又は可動堰でなければ流入しないだろうが、適切な上流へ、取水口を作れば河床が上がるので堰が無くても自然流入が出来、固定堰も可動堰も必要ないと思う。その取水口で可動堰か何かを作り、旧吉野川への流入量を調節すればよいのではないか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-
22	11	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」に吉野川の「川の駅(国道の道の駅に相当)の開設を盛り込む。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	c P399	P103
23	11	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」に吉野川の「川の学校」の開設の開設を盛り込む。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	b P397	P58-1,103
24	11	吉野川を「河の森」への整備を行う。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
25	12	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」に県道「土成徳島線」(吉野川北岸道路)の整備を盛り込む。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
26	12	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」に「徳島西環状道路」の建設を盛り込む。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
27	13	吉野川の洪水対策と塩水対策に力を入れる。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	c P248	P50,57

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
28	14	「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」における吉野川第十堰の扱いについては可動堰が客観的に(見て)ベストである。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
29	15	吉野川可動堰の早期実現。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
30	16	吉野川第十堰は可動堰にすべきである。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
31	17	下流の環境を考えながら運営して欲しい。	その他-36 回答の特定できなかつたご意見	P508	-
32	17	資料を、もう少しまとめてはどうかと思う。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
33	17	出来るだけ、水を大切に調整すべきだと思う。	利水-7 水利用について	P360	P35-1,98
34	18	ダムの治水能力向上、特に堆砂対策は重要だと思う。毎年起こる濁水、今後の地球温暖化の影響による予測を踏まえ、対応を具体化すると良いと思う。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	P241	P33,36,44-1,45,50,54,95,105-1
35	18	吉野川の豊かな水の恵みを今後、後世に伝えていく、維持していくための整備計画(ハード)は重要だが、ソフト面(歴史、背景等)を県民、市民に広くPR、教育していくことも大事と思う。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	P260	P105～105-1
36	18	数多くの同様の説明会等が開催されることを期待する。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
37	19	不正があれば正して、小さな事から国と人々の安全、安心を見せて、それからこの様な会を開いてほしい。いくら土手を補強しても、川にあるジャリを不法に持って行く業者を放置して川は守れるのか。	管理-13 河川の適正な維持管理について	P441	-
38	20	国政の見地から、力強く事業を進めてもらいたい。一度呈示した第十堰可動堰化を再度おし進め、旧吉野川の本川からの分派点を現地点の第十樋門から下へ1,100m位下げ、新河道堰が出来た場合その直前に新樋門を造成し、そこから運河をつくり旧吉野川へ接続すれば、鳴門方面への利水と吉野川本川の治水も確保されると考えられる。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
39	21	吉野川第十堰の早期実現。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
40	22	野鳥、高山植物、川、近くに嶺北の素晴らしさを一同に集める場所がある。昭和の30～40年頃の本山町には、高山植物などが多く、その種類は多かった。本山町で子供の頃により見えてきました吉野川の岸つつじ、川であそんだ思い出と興し、すごい宝物を失ってしまった。意見は葉書では書ききれない。	環境-20 早浦ダム周辺の環境整備について	P410	P89
41	23	物部川はゴミすでも有り又台風の後などは多くのゴミ(ビニール家庭製品など々)で大変である。又水により川のほとりの木々が川の方に倒れる事もある。吉野川の水質は、物部川に比べてきれいだ、管理の方法はどの様に取組んでいるのか。	その他-36 回答の特定できなかつたご意見	P508	-

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
42		23 現在山を管理する人々が少なくなり、山が荒れて来ている。その点で川にも影響があると考えられるが、今後どのような取り組みをしていくのか。	共通-11 森林の現状と今後について	a P263	P5～5-1
43		24 建設時の約束は、本山町には濁さない・道路は整備する更に観光振興を果たすという課題を残さないことだったと聞いており、国の責任において改善を図るべきであるにもかかわらず、池田迄の区間が県に管理をまかせず区間とは責任転嫁ではないか。	その他-15 県管理区間の直轄化要望について	b P484	-
44		25 現状維持。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
45		26 吉野川の川の中の砂バラス等をとりぞいでほしい。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P87～88, 90
46		26 午後5時を過ぎてからゴミを燃やしている。(午後5時からのパトロール)	管理-10 不法投棄の現状について	a P433	P93,97
47		26 河川愛護モニターをだれがしているかわからない。	管理-14 河川維持管理への地域住民の参加について	a P442	P91～91-1, 93, 105～105-1
48		26 国土交通省の各出張所に意見箱を作ってもらいたい。	その他-4 意見の反映方法について	c P470	-
49		27 可動堰以外に正案がない。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-
50		27 下流の人の声なき声を聞くこと 下流の洪水を守れ。	その他-4 意見の反映方法について	b P469	-
51		28 第十堰は昔の石組みで補修・補強してほしい。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	a P481	-
52		28 セイタカアワダチソウ、シナダレススメガヤを撲滅してほしい。	環境-5 外来生物対策について	a P372	P44-1～44-2,57,86, 105～105-1
53		29 この計画に反対。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
54		29 川の清掃はこのまま続けていったらいい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	e P438	P87～88, 90
55		30 河川環境はほほに良くなっていると思う。川魚が多くおり、若者も老人も楽しめる川、愛せる川であってほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
56		30 近い時期に大地震があるとの予報がある。早明浦ダムは心配ないか。	治水-28 地震対策について	f P337	P55～56-1, 74,83

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
72	39	わたらの税金のムダづかいはゆるさないぞ！	共通-7 河川整備計画の事業費について	c P257	P50,54
73	40	情報の公開と住民への説明をどんどんしてほしい。	その他-13 広報について	a P479	-
74	41	昭和45年に堤防着手のため、用地を買収しているにもかかわらず、未だ工事にかかっていないとの意見があった。 約40年近くたっても、工事に着手しないということは、工事を実施することはないと考える。そうであれば、河川整備計画に向けて検討はしないと表現をかえるべきではないのか？ 検討を進めるということは、実施しないと言うことであるならば、今後の意見を聴く会の実施はただちに、やめるべきである。(税金のムダづかいである。)	共通-7 河川整備計画の事業費について	c P257	P50,54
75	42	国土交通省や水資源機構の組織を集約すれば、建設、維持費用が増えるのではないか。	共通-7 河川整備計画の事業費について	c P257	P50,54
76	43	美しい山々、河川を維持してほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98,100～101
77	43	水路の充実。用水路を大きく確保してほしい。将来の道路計画みたいなものが必要なのでは？	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
78	44	吉野川水系河川整備計画は、是非とも施工されなければならない計画である。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	b P468	-
79	45	玄関雨つもり壁腐った壁板腐った階段板腐った壘クサイそのまま小笠原俊夫さん45年長い。理容所の天井紙張ってほしい。イス皮きたない布作ってほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
80	46	河川の渓谷の掘削。山林の伐採。充分気を付けて。景観をこわす事無く。(設計)をもう一度、見直す。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	a P508	-
81	47	現第十堰を整備補強せよ。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	a P481	-
82	48	どんな美辞麗句を並べたても「ダムを造る(自然を壊す)に良いことなどにひととつない」心してもらいたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
83	49	(第十堰は)江戸時代からの石セキとして貴重な構造物であり、後世に残す価値のあるものである。現行の堤防が不安というのであれば、もう少し補強し、かつ第十堰を改修すれば全く洪水にたいして不安はありません。 過去の実績から十分説明できます。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	q P481	-
84	50	今切川の北側、古いので台風の時是不安。コンクリートのつなぎめが10cmくらい開いている。一日も早く堤防を直してほしい。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
85	50	松茂町のように堤防を作って、その上を車が通行せずに横下を車が通るようにできないか。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	a P508	-
86	51	もっと意見交換したほうが良いと言う意見に賛成。ただ、修正素案をスリム化しないといけないのでは。時間をもっと、割かなくては、いけないと思う。もっと、より良い案件作成をお願いしたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	m P464	-

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
87	52	河川整備計画では、ダムについての水資源開発施設の有効活用についてのみの記述に終始している。治水対策について、具体的な治水対策を記載してほしい。	利水-4 治水対策について	a P357	P98
88	52	環境に重なる面があるが、ダムのみに頼るのではなく、水の自然循環(森林の貯水機能)を頭に入れた(再修正素案)を見たかった。これでは受け入れられない。	共通-14 森林による流出抑制について	a P270	P5-2, 105～105-1
89	53	河川ごとに『流域委員会』がいる。市・地元も入れることがいいと思われる。地元の方々の意見も入れるように場をつくること。県(庁)ないでは、各課内の連絡協議はしてるのは良い。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a P461	-
90	53	旧中山谷川では大代谷川の北東部の山地からの水(流)の量が増えており、洪水はあったが、ハザードマップには表されていない。故に平成16年度の洪水以上のものが(CO2とか)あった。想定をオーバーしている点もあり。(指摘)	管理-2 ハザードマップ等の充実について	b P419	P33～33-1, 96
91	54	国交省のデータは都合のよいものが並べられている。箱ものが多いが、それら作った時のデメリットを提示してほしい。	その他-5 検討データの公開について	a P471	-
92	54	意見は一方通行。学習した住民と共に”一般論(ある学者が申された教訓)”を補完して欲しい。河川はどこでも同じではない。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	d P461	-
93	55	聴く会でなく、お互いに胸襟を開いて問題点の解明に当たるべき。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	l P461	-
94	55	治水以前の要問題である治山を論ずべきである。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	c P265	P105～105-1
95	56	中立性・公平性という理念には共感するが、その理念と実際の運営との剥離を感じる。途中、司会の方が議論を遮っていると感じることがあった。中立性・公平性を本当に担保するためには、ファシリテータは議論の運営に関するスキルだけではなく、河川改善そのものに関する知識も必要になると思う。	その他-10 ファシリテータの選定方法について	c P477	-
96	57	「意見を聴く会」の開催時刻が新聞折込チラシに記載がなかったので、困った。	その他-13 広報について	a P479	-
97	57	一部の団体の方との意見発表の時間が多く、意見をもう少し幅広い方々から聞けるよう一人の時間制限をもうけてほしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
98	58	利水について、新河川法のもとの環境というテーマをもちこんだ新しい利水のあり方を考えるべきと思う。新たに環境を守るために流量確保の数値を入れてほしい。	利水-2 吉野川の正常流量について	a P354	P57,98
99	59	堤防を強固にカサ上げするということではなく越水させて、水をゆるやかににはけさせる。水をとじこめるとなく、水と上手く付き合うことを考えていただきたい。	治水-5 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	h P295	P59,61,63
100	59	住民と同じ立場で河川整備計画づくりを出来る仕組みづくりを作っていたきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b P462	-
101	60	吉野水系とは、どの河川が入っているのか。専門用語が多くむずかしい。一般の人が分かりやすいように教えてほしい。内容は非常にレベルが高く、初めての人が口を出し間がない。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-1 P276	-
102	60	なぜ市民が出席しないのか、もっと考えられるべき。もう少し多くの人集めが必要。	その他-13 広報について	a P479	-

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
103	61	住宅地の多い場所に二線堤を設けることで二線堤内の浸水がひどくなることは、あきらかで二線堤防を設ける位置の決め方に問題がある。国交省の内水に対する考え、堤防に対する考えを住民に示す研究であるなら、せめて、田畑など人命にかかわりの少ない地域について試算をし、破堤を前提にして考えるのではなく、越流を前提に、超過洪水をやわらげる研究として考えて欲しい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a P286	P33~33-1, 54,55~56-1, 75,85-1, 95~97, 105~105-1
104	62	築堤整備について、「概ね10年間で着手可能」を「10年間で着手」という表現に改めて欲しい。	共通-16 文章等表現内容の改善について	c-17 P278	P65~65-1, 82~82-1
105	62	ぶぶるパークのパークゴルフ場増設を含め、既存施設の評価とそれを踏まえた再整備を計画の中で位置づけて欲しい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
106	62	東みよし町でも意見を聴く会を役場で開催で開催してもらえないか。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	b P476	-
107	63	次世代に自然を残してほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	e P362	P51,57,98, 100~101
108	63	橋を次々たぐさんなせつくる?	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
109	64	堤防はいつもオープンに車を走らせる。	管理-13 河川の適正な維持管理について	j P441	P91,93
110	64	堤防を高くしても川底はなるべくひくく。	治水-6 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a P298	P59,63
111	64	小砂採取。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b P508	-
112	64	自然にやさしく人、魚、羽交い締め(はがいじめ)を少なく、やさしく(落葉木を植えよう)。	環境-1 河川環境のあり方について	g P362	P51,57,98, 100~101
113	65	自然をそのままに残して欲しい。無堤防地区の改善は絶対にはなくてはならないが、香川県に分水するようになって昔ほどの洪水で心配は無くなっているのにと一般県民は多数思っているようだ。自然と税金(お金)を大切にしたい。	環境-1 河川環境のあり方について	d P362	P51,57,98, 100~101
114	66	大豊町上東の川原の岸辺に恵比寿様神社が鎮座し縁日は相撲が奉納され、現在は集落総出し、土俵つき相撲大会を行っている。早明浦が(で)き、青白の砂の平原はアシと竹笹に変わり残念でならない。我々集落民はこの伝統行事を守っていくべく行っているのも美しい川辺の整備の実施をお願いしたい。	環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について	b P410	P89
115	67	ダムの洪水調節について、24時間とか48時間かイメージで秋雨前線と台風のコースから1週間ぐらい続く雨量は予想がつくはずで、早い時期から放流すべきである。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30,55,74

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
116	67	へんろ道であり景観からも見苦しいため、大野島潜水橋(阿波市)周辺の木を除いて欲しい。(また堆積)土砂は潜水橋より高くなっており、被害は当然起こるべくして起きると思うので、阿波市側の土砂を除いて欲しい。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d	P424 P87～88, 90
117	67	伊月(阿波市)の揚水場台風時等早めにして欲しい。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	a	P429 P91,92
118	68	第十樋門から六条大橋に行くまでの吉野川沿いの大型ゴミを取り除いて欲しい。	管理-10 不法投棄の現状について	a	P433 P93,97
119	68	朝夕の第十樋門の交通渋滞解消のために橋をかけて2車線にして欲しい。 旧吉野川沿いの北側の畑に行くときになかなか車とかトラクターで行けないから、早急に考えて欲しい。 10年前からできると言っていたのに、なぜ出来ていないのか知りたい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	-	-
120	68	安心して農業ができるような河川計画にして欲しい。	利水-7 水利用について	b	P360 P35-1,98
121	69	吉野川の河口部の干潟は全て無くして渡り鳥の飛来を無くしてもらいたい。	環境-6 河口干潟について	i	P375 P44,57,68, 101,105-1
122	69	内水被害対策は、中小支川のある県および市町が行うもの。内水被害地区の住民はすみやかに県及び地元市町に対し陳情し、解決を図るべきである。	治水-14 内水対策の進め方について	a	P314 P7,70,75, 91～91-1
123	69	住民の意見を聴く会での発言者がほぼ決まっているようであり、出席者に全員発言してもらおうにしてもらいたい。同一人の発言は2回くらいまでとするような取り決めはできないものか？	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a	P476
124	70	水辺を利用する。 吉野川の堤防を利用したフルマラソン、ハーフマラソンコースの設定「吉野川」を大々的に売り出すことによって四国の活路を見出す。	環境-15-2 河川空間(堤防)の利用促進について	a	P399 P103
125	71	早明浦ダムは愛媛県及び香川県の為に作られたとしか考えられない。両県は大きな利益を得ているが、高知、徳島両県は損害被害を受けるばかり、地域住民にとっては全く迷惑を被るばかりとしか考えられない。	その他-30 上・下流域の関係について	a	P504
126	71	吉野川の支流一番大きな銅山川については、愛媛県新宮町に於いて100%水を取水している。河川の環境を守るべき最低量の水すら流していないということは全く徳島県民を馬鹿にしているとしたら考えられない。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	a	P412 P37～39
127	71	徳島県側としては銅山川に流入している谷川の水は木炭等を材料に浄化設備を実装している。万全とは言えなくとも河川の環境には関心配慮している。国土交通省としても年間1～2回は水質調査を実施しているがそれに対しての対応がないのはどう思われるか。	環境-22 銅山川の完全分水問題について	a	P412 P37～39
128	71	過去2回整備計画意見を聴く会に出席池田町会48名、新宮町15名(60名)住民の関心が如何に低いかと驚きを感じる。発言者の声を聞いても中身が薄い。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	-	P508
129	72	政治家のすることは信用出来ない、本当に住民の事を思っているのか？意見を聴く会は本当に意見に聴くのか？形式だけでは足りないのか？「意見を聴く会を開いた」という形だけでこれだけ大工事になれば利権も膨大？公明正大にやれるのか。いかにいいように見せて他県に吉野川の水を取られないように。本当の目的は、分水ではないのか？利権と共に。	その他-4 意見の反映方法について	b	P469

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
130	73	反対、ムダヅカイ、税金のタレ流し、やめろ。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
131	74	美馬郡あたりの河川敷にはうっそうと樹木が茂っている。池田ダムが出来たから樹木が川原にはびこっているのだから。流れの妨げにはならないのか。樹木を除去すれば堤防には強い味方になると思う。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	P424	P87～88, 90
132	74	池田ダムの堆積土砂は洪水調整の妨げにはならないのか。土砂の除去は行う予定はないのか。	管理-23 ダム堆砂について	P456	P93～93-1
133	75	毎回多額の税金を浪費し、吉野川をセメントの堅まりにしよとするとする土建屋とバカ族議員とバカ役人の計画の「カクレミノ」にしよとすると偽装会は止められよう。心底から住民の安全・幸せを献身の力を振りしぼり、智慧と技を極限まで発揮して築いてきた先人の誇り高き心を学び、己の栄達や財を積むイヤシイ・サモシイ・ビンボウ根性を自らたたき直して欲しい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
134	76	第十堰は、先人の残してくれた文化遺産でもあるわけですから、後世まで残してもらいたいです。又、観光の一点点でもなれば、非常に良いことだと思います。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
135	76	吉野川にコンクリートの堤防を作ることにより、土手の上の道路の幅を広げることか六条大橋を作りかえて、もっと車や人のゆとり通れる道路にして欲しいです。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
136	76	もし川をコンクリート三面張りになると、その役割が果たせず、水は浄化されず、栄養のある水のまま下流へ行き、海は赤潮などの海になってしまいます。吉野川を、できるだけ今のままに、自然、棲んでいける生き物を壊さない方法で整備計画を考えて下さい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	P248	P50,57
137	76	地球温暖化と共に雨の降る量も減る傾向にあると思います。吉野川がはん濫していたのは、昔日のことで、現代の気候状況を把握して、洪水の可能性も考えていかねばならないと思います。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	P241	P33,36, 44-1,45, 50,54,95, 105-1
138	77	環境保全の基準にしたデータがわからない。つまり、吉野川をいつの時代の吉野川に近づけようとしているのか。また、専門的な意見を直接に聞ける会を企画してほしい。皆が一同に会して、計画を立てなければ、整備計画はできないのではないかと。	その他-7 吉野川学識者会議における運営方法について	P473	-
139	78	地下水の水質調査(吉野川水系に流れてくる河川も含めて)をする必要があるのではないかと。この問題も省庁横断して取り組みなければならぬ。	管理-10 不法投棄の現状について	P433	P93,97
140	79	全体的に水が減るといことで、新池川の環境保全(特に土砂を排除)をしていただきたい。徳島市の新町川並みにきれいにしたい。努力をする方策を出していただきたい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	P497	-
141	79	地元の市とか流域委員(会)の公募とか、地元の代表を入れてもらいたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P461	-
142	80	過般は治水・利水について勉強会があったが、時間の制約から治水にのみ終始し、利水は割愛せざるを得なかった。司会は先ず、時間配分を皆さんに周知して頂きたい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	P476	-

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
143	80	巨木・雑木類の伐採撤去。また、河川内に放置されている雑物の撤去などを速やかに実施し、河川本来の姿、本来の清流を取り戻すべき。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P87～88, 90
144	80	2・上流ダム群の沈殿土砂撤去	管理-23 ダム堆砂について	a P456	P93～93-1
145	80	3・ダム湖周辺への有益樹木の植栽	環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	a P409	-
146	81	用水の整備費用以外に山林用の予算は、どうなっているのか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
147	82	支流の江湖川について、堤防を高くしてほしい。または排水レベールを下げて欲しい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	k-6 P497	-
148	83	国交省の人は環境保全の市民活動にプライベートで参加してほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
149	84	第十堰は底に敷きつめた青石が更なる相乗効果を清流に与えていましてまさに阿波の先人より受け継ぎ次代にのこす、ほこれる遺産と思います。土手を曲がり角の流れのあふれそうな所を1米嵩上げすれば土手も破れないのではないですか。費用もごく少なくて済むのではないのですか。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t P481	-
150	85	(1月14日の吉野川流域住民の意見を聴く会は)駐車場の代金が要らないも多数の人数が収容出来る会場はなかったのか。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	b P476	-
151	85	他国や他県では海水を淡水化する渴水対策を考えて既に実行している。渴水対策に税金をかけて欲しい。	利水-4 渴水対策について	a P357	P98
152	85	何の工事が行なわれても出来るだけ質素節約していかなければならない。私達や、子供、孫達に無駄な税金を賭けない様にしてほしい。	共通-7 河川整備計画の事業費について	c P257	P50,54
153	85	意見の送付先が八千代エンジニアリング(株)となっているが又、別会社を作って(経費を使って)何かあれば責任逃れをしようと思っているのか、責任者ははっきりした回答を掲載してください。	その他-4 意見の反映方法について	e P470	-
154	86	国道192号線と吉野川右岸の農地が台風のために吉野川の大水が氾濫し農作物や耕作施設が大きな被害を受けているのに、対岸の三野町清水地区に堤防工事が完成すると今までの以上の大水がはね返り、被害が増すことは明らかである。この様な不公平をなくす為に毛田地区の早急な工事着工をお願いしたい。	治水-19-2 毛田地区の実施に關する計画内容について	a P324	-
155	87	御遍路道で見苦しいため、阿波市の大野島潜水橋両側の草木及び土砂をのける。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P87～88, 90
156	87	春雨、秋雨前線と台風が重なる場合、大量の放流で被害大であるので、池田ダムの放流を早くして欲しい。	治水-30 ダムの洪水調節について	b P341	P30,55,74

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
157	88	日本一の桜並木の川沿いにしてはどうか。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	b	P422 P87～88, 90
158	89	加茂第2堤防の早期計画着工を。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59,61, 65
159	90	加茂第二堤防の実現。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
160	91	加茂第二堤防の早期計画着工。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
161	92	加茂第2堤防の早期実現へ。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
162	93	加茂第2堤防の早期計画着工。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
163	94	加茂第2堤防の早い計画着工へ。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
164	95	加茂第2堤防の早期計画着工に向けての最大限の努力を要望。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
165	96	加茂第2堤防の早期計画着工へ。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
166	97	加茂第2堤防の早期計画着工へ。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
167	98	加茂第2堤防の早期計画着工へ。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c	P306 P54,59, 61,65
168	99	池田(シマ地区)に堤防がすぐできないなら、ポンプで排水する必要がある。とりえず、毎年優先してポンプ車を配車お願いしたい。	管理-6 排水ポンプ車の運用について	a	P427 P96
169	99	池田(シマ地区)を10年間の計画に入れてほしい。下流から順という考え方は納得出来ない。住宅、公共機関、医療機関等の集積地は優先しても何も問題ないと思う。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a	P306 P54,59, 61,65

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
170	99	池田バイパスができたときに堤防ができたが、東端200mのみ橋にし、堤防ができなかった理由も不明。この箇所は、新しく堤防を造るといふより、もともと堤防のあるところの追加、補強という考え方をとれば下流から順にという発想とは別。 なぜ東端200mに堤防ではなく橋にしたか教えてほしい。	治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について	c P306	P54,59,61,65
171	100	吉野川の堤防を、筑後川のように全川鉄骨鉄筋コンクリート造りにしてほしい。 河口部は液状化で工事が困難であるが、岩盤まで届く鉄骨で支え、あるいは軽量化するため堤防のコンクリート内部を空洞化する等の方法もあるはずである。	その他-29 堤防構造について	a P504	-
172	101	意見を言う参加者同士の意見交換がないから、話し合いの論点がうまく合わないと。参加者→事務局→参加者→事務局となるから、時間ばかりとられ、それぞれの参加者が納得しないまま終わってしまう。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a P474	-
173	101	どうして森林部局とか関連省庁との連携を具体的にしないのか。省庁のカベを取り払って、国交省が中心で呼びかけ、是非とも森林部など他の省庁と同じ場で意見交換会をすべきだと思います。(出来るか出来ないか、出来ないければその理由も説明してほしい)	共通-12 森林に関する他機関との連携について	b P265	P105～105-1
174	102	何が問題なのか、なぜこうなっているのか、国交省の方々もわかっているのではないですか。それでも出来ないわけは何ですか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a P474	-
175	103	学識者の選び方の透明性がない。住民すべてが納得できるように、オープンな場で選んでほしい。	その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について	a P472	-
176	104	河川整備計画において議論があったのは、森林の効果、ダムの堆砂についてであった。森林の効果等についても「今後の取り組み」についての記述をもう少し厚く(細かく)して、合意形成を図ればいいのではないか。その「今後の取り組み」を修正すればいいと思う。	共通-13 森林による土砂流出抑制について	a P267	P20-1,105～105-1
177	104	議論をする場を整備計画(素案)とは別にまとめて進めていく時期もきているのではないか？	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a P474	-
178	105	吉野川の水(あまつて)新町川に流れている。その水を地域のために上側に流してもらいたい。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	a P508	-
179	106	国土交通省は如何にも金の余る省だね。人の税金だからそのように使うのか。いつまで吉野川、吉野川と言っているのか。馬鹿じゃないのか、税金盗人め。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
180	107	新池川の水質をよくしてもらいたい。2007吉野川流域一斉水質調査結果、CODが8以上で県下一濁っているとのこと。河川の改修が必要ではないか。魚がすめるようにしてほしい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	k-7 P497	-
181	107	今、第一高校前の河川が広げられて水が流れ、少しはCODがよくなるか？ 農林水産省がこの土地が新池川に流れ込まないように関係機関との調整をしてもらいたい。大町町農地の水路の改修も少しずつ必要と思う新池川に旧吉野川より水を導入できる工夫がある。農地だけに水を流すだけでなく何割か必ず入れないか。ポンプでも、または大代谷川の逆流水をでも入れれないか。利水権だけでは今ままで通りであり、それに対し、新河川法では環境に配慮するようになっているので、利水権の制限はできるとかかんがえる。農民だけの利益ではおかしいのではないか。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	k-7 P497	-

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
182	108	「吉野川は良好な水環境を有する河川であり」と書いてあるが、何と比べて良好だと言っているのか。	管理-18 水質の保全について	a P448	P37,58,93,98～99
183	108	(素案P58景観目標について)「河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつその保全に勤める」とあるが、具体的に示してほしい。	環境-13 河川景観について	e P392	P46,～46-2,51,57～58,102～103,105～105-1
184	108	国交省の方とは会話が成り立たない。コモンスさんは、もって議題をリードするよう努力してください。国交省の方に質問しても話が進まないということ、国交省の方は自覚していますか？コモンスの会議を進めている方も、国交省の態度に疑問は抱かれませんか？意見を言う側の参加者は、体験談等、私的な話は控えるべき。参加者の多さからして、時間が足りず、時間が足りず議論の仕方を考え参加者もそれをつっかき理解すべき。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
185	108	「河川整備計画」を見ていると住民に密接な事柄はまったく書かれていないように思える。この計画を国交省が実行した場合将来の吉野川や住民はどのような影響がでるのか教えてほしい。	共通-5 将来予測を考慮した計画策定について	d P253	P54
186	108	コモンスは、何のために意見を紙に書いて張っているのですか？理解に苦しむ。どうして、読めるわけがないものを書き、貼っているのですか？紙の無駄だとおもう。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
187	108	国交省は「〇〇と連携する」とすぐ言うが、そう言えばなんとかなる、とりあえず今の状況を脱するため言っているように思える。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
188	109	さまざまな意見が出ているが、出ているだけでこの場で何の解決にもなっていない。議論が深まっているという国交省の考えと、住民側の議論が深まっていない、この会のやり方では深まらないという思いの相違はどうするのか？この相違を解消していくように、「では次どうするか？」という対策をしなければ、合意形成はありえない。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	c P475	-
189	109	予算、1800億円とは、治水対策のみに使われるのか？環境や維持管理についての予算についてはどうなっているのか、具体的に示してほしい。すべて、治水対策に使うということであれば、調査研究費環境について全く何もやらないということか？	共通-7 河川整備計画の事業費について	a P257	P50,54
190	109	ファシリテーター役があまりうまく機能していないように思う。間に入ることでも話がすり変わってしまう。違った方向にすすんでいる場合にのみ話をひき戻すとか、指名役だけにしてほしいか？1つの意見に対しては、まず国交省の意見を聞いてまた次の意見を聞いたほうがよいのでは？違うテーマの話をしてはならないときは、その話をささげざる必要が、ファシリテーターの役割では？みんなの意見を公平中立に！というそのことは、全く別問題。コモンス自身に限界をかんじていたり、困っているというよりは、単に住民がルールを破っているというのではなく、会のやり方の問題。なぜそれを、かえないのか？そしてこれはコモンスだけの問題だけではなく、この会を主催している国交省の問題。	その他-10 ファシリテーターの選定方法について	c P477	-
191	110	阿波市の大野島潜水橋両側の樹木草等の処分について(通路道ですがみづるしい)(土砂もたまっている)。	管理-4 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	d P424	P87～88,90
192	110	池田ダムの調整について、春雨、秋雨前線と台風が重なる場合、大量の雨の上におい風をかけて台風で被害大(ダムがなければ自然に増えるが、ダムにためてなで被害大)早めに放流をしてほしい。	治水-30 治水の洪水調節について	b P341	P30,55,74

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
193	111	吉野川がまず住民の文化として、四季を通じて安心安全の場として、また使える状況として位置づけしてほしい。 魚釣り、潮干狩り、水泳など、危険でない環境、特に子供高齢者にやさしい川づくりを。また、渡り鳥、淡水魚の育つ葦垣の環境をなくさないでほしい。	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	a P397	P58-1,103
194	112	国交省だけでなく住民間同士でも考え方のスタートラインに大きな相違があり、それが、議論が深まらず対立が生じる根本原因ではないか。国交省および早期着工を願う年配の参加者は、国交省の河川管理者としての立場をよく理解しているが、みんなの会の方たちや一般的な人はその立場を理解していないのではないか。立場の理解を得なければ平行線を辿る一方だ。河川整備計画の目標とするところを説明するだけでなく、冒頭で、現在の河川整備計画で行える限界・河川管理者としての立場を詳細に説明すべきではないのか。その上で、森林整備や漁獲量確保、昔のような良好な環境を有する吉野川を取り戻すための取り組み、他省庁との連携、縦割りの行政を打破した計画・施策を、河川整備計画以外で取り組んでいこうとする姿勢・方向性を提案すべきではないのか。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	a P474	-
195	112	フェアリテーターのコモンズの役割がよく分らない。中立性・公平性の進捗を謳っているが、進行だけの中立性・公平性ではなく、会議のあり方などを評価することも含めて中立性・公平性を確保するような役割でなければ、根本的に必要ないのではないかと感じる。コストに見合った成果を誰が受けとれているのか？コモンズのフェアリテーターとしての評価をすべきではないか。コモンズはこれまでの成果を示し、その成果について客観的な評価を受けた上で、今後の役割と会のあり方について検討すべきではないのか。	その他-10 フェアリテーターの選定方法について	c P477	-
196	113	藍住町のこれ以上の開発については、正法寺川、前川の排水機能が十分に確保ができるまで止めてほしい。	その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について	k-8 P497	-
197	114	第三者の立場で専門家を交えて住民と議論して深めたり、問題や課題を共有していくことが大切である。今後の気候変動や林業のスタイイ、放置林の増加等を考えると、森林の存在と役割は重要である。現状認識と科学的議論をする為に、住民、国、専門家を交えた委員会等を作成する。そのような仕組みをつくることを計画づくりに記述していくべきである。又、そのような委員会？をつくらせて計画づくりに反映して欲しい。意見聴取でなく合意形成の仕組みの仕組みに取り入れて欲しい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a P461	-
198	115	「3部会方式」がなぜ、いい方式なのか知りたい。	その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	c P475	-
199	116	議長が国交省のかわりにこたえているのはおかしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-
200	116	まだ意見はあるのでは？3回で終わりなのはおかしい。	その他-9 吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	a P476	-
201	117	キヨリを表す単位として「K」という表現を使っているが、一般の方が見られるのできちんと「km」としてほしい。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P508	-

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
202	117	PDCAサイクルを作って示さないと、硬直化した計画のように思われてしまふ。	共通-6 河川整備計画の見直しについて	P254	P54,59,86,90,98,100
203	118	現在の水量でも吉野川下流域の地下水の塩水化が進んだり、名水百選になっている江川の湧水群が枯れるなど、川の水量や水位不足の影響が目立っているため、河川維持用水を減らすことに反対である。鴨島の地下水観測所の水位データが低くなっているのに、これ以上川の水量を減らしても大丈夫なのか。香川県への分水を第一に考えているのと違うか。	利水-7 水利用について	P361	P35-1,98
204	119	第十堰について ・洪水時には障害物となる事は確かだし可動堰がよいのは当然である。 第十堰が害になるのならやはり、改良というのがよいと思う。 制水にはたくさん堰堤がいてと思う。洪水を阻害するのであれば5km位下で可動堰を考えればよいと思う。(多段堰:洪水到達時間のズレにより高水位を管理する) 堤防でどんな濁流にも耐えらすという考え方には反対だ。かすみ堤、二重堤で直接の水害を逃がし危険のない方向へ水処理する撓み性に富んだ案を要望する。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
205	119	砂防というのは表面排出路のネットワークを組む事が一番大事であると思う。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
206	119	(山地・森林は)枝打ちをし木を管理することが大事だ。国で管理すべき。	共通-12 森林に関する他機関との連携について	P265	P105～105-1
207	119	・調節ダムにしなけければならない。 ☆多段堰構想 → 現第十堰はいる → 可動堰を作るのであれば位置をズラす。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
208	119	現在ある横断橋を足場に洪水調節ゲートを数ヶ所作れないものか？そうすれば堤防の負担が軽減されると思う。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P481	-
209	119	下流地域は・全体的に地下水位が高いのではないか？ → 所々に集水位を設け余水の排除をする。 ・宅地の林立、道路の盛土で、吐口がふさがっているのではないか。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
210	119	鳴門千鳥ヶ浜・由岐鯛の浜の砂の流出 → テトラのハネ出しによる堆砂の期待、標砂(砂の流出)の防止	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
211	119	人工地盤を考えている(小松島市和島地区)(漁礁)。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
212	119	道を白い透水性の舗装でつなぐことだ。石灰をとるときにできる生石灰スラグを1年間雨水でさらし消石灰化し、敷き均し、セメントを振り込み水締めするだけでよい様に思う。 信仰の道、市町村道、農道、国道、県道、林道、入り乱れている様に思うからである。	その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)	P508	-
213	120	意見を聴く会や学識者会議での意見が吉野川河川整備計画に丁寧に反映され盛り込まれまことを切にお願いしたい。	その他-4 意見の反映方法について	P469	-
214	120	環境保全目標を明らかにし、別項を設けて、環境保全に関する具体的な行動計画を年次ごとに策定し、記載していただきたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P368	P45-1,105～105-1

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
215	120	具体的な環境保全計画の策定に関しては、景観ガイドラインを参照にして、市民参加型の環境委員会を設置していただきたい。 その際、吉野川をフィールドにして調査をしている県外の研究者、現地に詳しい専門家や市民の意見もふくめて、現地でもより広い公開性をもって決定していただきたい。	環境-13 河川景観について	b	P392 P46、～46-2、 51,57～58, 102～103, 105～105-1
216	120	『河口干潟を保全すること』を明記していただきたい。 さらに、河口域および河口干潟の環境保全目標について集中した検討を進め、管理計画を作成することとその行動計画を盛り込んでいただきたい。	環境-6 河口干潟について	d	P375 P44,57,68, 101,105-1
217	120	『河川水辺の国勢調査』のデータだけではなく、吉野川独自に集積された調査データを活用し、整備計画の希少種リストを見直し、修正していただきたい。	環境-2 環境目標の明確化について	d	P364 P42～44-2, 57, 105～105-1
218	120	『多自然川づくり』の意義を市民にもわかりやすく明記し、その方針に沿って具体的な記載をしていたいただきたい。	環境-10 多自然川づくりの検討について(仕組み)	a	P388 P57, 105～105-1
219	120	下記の事項を行動計画として盛り込んでいただきたい。 (1) 河川の上下流の連続性の確保	環境-7 連続性の確保について	a	P377 P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
220	120	(2) 河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどの水域の連続性の確保	環境-7 連続性の確保について	b	P377 P44-1,45, 57,87, 101～102, 105～105-1
221	120	山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理。	共通-15 流域土砂管理について	a	P273 P27,33, 105-1
222	120	内水面における漁場の保全。	その他-36 回答の特定できなかったご意見	b	P508 -
223	120	正常流量の設定。	利水-2 吉野川の正常流量について	a	P354 P57,98
224	120	住民との連携・協働。	共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について	a	P260 P105～ 105-1
225	120	(7) 河川を活用した環境教育や自然体験	環境-15 河川空間(河川敷)の利用促進について	b	P397 P58-1,103
226	120	今ある自然環境を保持することを最優先させることを盛り込んでいただきたい。	共通-3 治水・利水・環境の優先順位について	b	P248 P50,57
227	120	吉野川河口の地理調査を盛り込んでいただきたい。	環境-6 河口干潟について	e	P375 P44,57,68, 101,105-1
228	120	河口の道路橋建設の環境への影響に関するモニタリングについて明記していただきたい。	環境-6 河口干潟について	a	P375 P44,57,68, 101,105-1

第3回 パブリックコメント H19.10.17～H20.2.29

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
229	120	吉野川の“汽水域”をラムサール条約湿地に登録することを積極的に進め、将来展望をもって保全管理計画をたてることを盛り込んでいただきたい。	環境-6 河口干潟について	h	P44,57,68,101,105-1
230	120	日常的な“人と自然との豊かなふれあい”という観点から、河口域の重要性を記載していただきたい。	環境-6 河口干潟について	a	P44,57,68,101,105-1
231	120	特に汽水域の工事については自然環境に配慮すべき保全目標を具体的に盛り込んでいただきたい。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	b	P45-1,105～105-1
232	120	河口域について市民の意見を反映する場を設けていただきたい。	環境-6 河口干潟について	d	P44,57,68,101,105-1
233	120	広く様々な立場の住民が参加した流域委員会の設置を強くお願いしたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	a	P461
234	121	増水後、旧吉野川の下流域の水位が安定した段階で、一定の時間、第十樋門のゲートを少し多めに開け、流量の確保をお願いしたい。	管理-7 樋門等河川管理施設の操作について	a	P429
235	122	新聞に意見広告として載せて欲しかった。	その他-13 広報について	a	P479
236	122	堤防の整備が一番。ダムは一時しのぎに過ぎない。堤防がしっかりしていれば、可動堰など不必要である。	その他-14 抜本的な第十堰の対策のあり方について	t	P481
237	122	渇水時は水利権は棚上げにして、吉野川、勝浦川、那賀川の3大河川に送水路を設置して、相互で水のやりくりをすべきだと思う。	利水-4 渇水対策について	a	P357
238	122	週に1回、月に1回でもいいから、定期的にダムの貯水量を県民に知らせるべき。	利水-4 渇水対策について	b	P357

5. ご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方

ご意見に対する四国地方整備局の考え方 目次

テーマ		頁
①河川整備計画全般		
共通-0	吉野川の概要について	240
共通-1	地球温暖化に対する方策について	241
共通-2	流域内の交流推進について	245
共通-3	治水・利水・環境の優先順位について	248
共通-4	治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	250
共通-5	将来予測を考慮した計画策定について	253
共通-6	河川整備計画の見直しについて	254
共通-7	河川整備計画の事業費について	257
共通-8	河川整備計画の事業工程について	258
共通-9	今後の地域住民、関係機関の連携について	260
共通-10	河川利用における観光開発について	262
共通-11	森林の現状と今後について	263
共通-12	森林に関する他機関との連携について	265
共通-13	森林による土砂流出抑制について	267
共通-14	森林による流出抑制について	270
共通-15	流域土砂管理について	273
共通-16	文章等表現内容の改善について	274
共通-17	アンケート(「よりよい吉野川づくりを指して」)の反映について	280

テーマ		頁
②洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減		
治水-1	河川整備において目標とする流量について	284
治水-2	施設能力を上回る洪水への対応について	286
治水-3	平成17年台風14号の流出量について	292
治水-4	治水施設整備に係る費用と効果について	293
治水-5	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)	295
治水-6	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)	298
治水-7	河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて	300
治水-8	水害防備林、竹林等について	301
治水-9	岩津上流の改修による下流への影響量について	304
治水-10	築堤計画内容の説明について	305
治水-11	吉野川本川堤防の整備の進め方について	306
治水-12	浸透対策について	308
治水-13	堤防侵食対策について	311
治水-14	内水対策の進め方について	314
治水-15	高潮対策について	317
治水-16	津波の影響範囲について	317
治水-17	河口周辺堤防の対策の計画反映について	318
治水-18	勝命箇所の実施に関する計画内容について	319
治水-19	善入寺島地区の実施に関する計画内容について	320
治水-19-1	脇町第一箇所の実施に関する計画内容について	323
治水-19-2	毛田地区の実施に関する計画内容について	324
治水-20	加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	325
治水-21	加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	326
治水-22	旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	328
治水-23	旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	330
治水-24	旧吉野川北川向地区の堤防整備について	332
治水-24-1	今切川老門・中島地区の実施に関する計画内容について	333
治水-25	今切川広島地区の実施に関する計画内容について	334
治水-26	今切川の支川榎瀬江湖川・宮島江湖川の水門設置について	335
治水-27	旧吉野川・今切川の橋梁改築について	336
治水-28	地震対策について	337
治水-29	堤内地の液状化による地盤沈下への取り組みについて	340
治水-30	ダム洪水調節について	341
治水-31	早明浦ダムの洪水調節能力について	347
治水-32	早明浦ダムの改良について	349
治水-33	柳瀬ダムの改良について	350

テーマ		頁
③河川水の適正な利用		
利水-1	吉野川池田地点の平均総流出量について	351
利水-2	吉野川の正常流量について	354
利水-3	吉野川の自然流量について	356
利水-3-1	地下水の経年変化について	356
利水-4	渇水対策について	357
利水-5	麻名用水について	358
利水-6	国営農地防災事業について	359
利水-7	水利用について	360
④河川環境の整備と保全		
環境-1	河川環境のあり方について	362
環境-2	環境目標の明確化について	364
環境-3	環境目標となる指標の設定について	368
環境-4	環境保全に対する地域住民等との連携について	370
環境-5	外来生物対策について	372
環境-6	河口干潟について	375
環境-7	連続性の確保について	377
環境-8	ミチゲージョンについて	382
環境-9	多自然川づくりの検討について(工法)	384
環境-10	多自然川づくりの検討について(仕組み)	388
環境-11	多自然川づくりの検討について(調査・評価)	390
環境-12	河道掘削時における環境への配慮について	391
環境-13	河川景観について	392
環境-14	旧吉野川における河川環境の保全について	396
環境-15	河川空間(河川敷)の利用促進について	397
環境-15-1	竹林(水害防備林)の保全について	398
環境-15-2	河川空間(堤防)の利用促進について	399
環境-16	河川利用における高齢者への配慮について	400
環境-17	早明浦ダムにおける環境の現状について	402
環境-18	早明浦ダムにおける渾水対策について	406
環境-19	早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	409
環境-20	早明浦ダム周辺の環境整備について	410
環境-21	水源地域ビジョンについて	411
環境-22	鯛山川の完全分水問題について	412

テーマ		頁
⑤維持・管理		
管理-1	防災情報の充実について	414
管理-2	ハザードマップ等の充実について	419
管理-3	重要水防箇所について	421
管理-4	河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	422
管理-5	ホテイアオイの除去について	425
管理-6	排水ポンプ車の運用について	427
管理-7	樋門等河川管理施設の操作について	429
管理-8	第十堰等の補修について	431
管理-9	排水施設の機能維持について	432
管理-10	不法投棄の現状について	433
管理-11	河川の清掃活動等への支援について	434
管理-12	伐採木等の利活用について	435
管理-13	河川の適正な維持管理について	437
管理-14	河川維持管理への地域住民の参加について	442
管理-15	許認可事務の適正な実施について	444
管理-16	水質事故への対応について	445
管理-17	吉野川に流入する汚濁負荷について	446
管理-18	水質の保全について	448
管理-19	ダム管理規定について	452
管理-20	早明浦ダムにおける護岸補修について	452
管理-21	池田ダムにおける護岸の荒廃について	454
管理-22	ダムの補修・補強について	455
管理-23	ダム堆砂について	456
管理-24	ダム堆砂の利活用について	458
管理-25	河口堰の操作について	459

テーマ		頁
①吉野川水系河川整備計画の進め方について		
その他-1	住民参加に関する仕組みについて	461
その他-1-1	意見を聴く会の評価について	466
その他-2	「明日の吉野川」と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について	467
その他-3	河川整備計画の策定スケジュールについて	468
その他-4	意見の反映方法について	469
その他-5	検討テーマの公開について	471
その他-6	吉野川学識者会議における委員選定について	472
その他-7	吉野川学識者会議における運営方法について	473
その他-8	吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	474
その他-8-1	吉野川流域市町村長の意見を聴く会の運営方法について	476
その他-9	吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	476
その他-10	ファシリテーターの選定方法について	477
その他-11	グラウンド・ルール「意見の反映」について	478
その他-12	公聴会について	478
その他-13	広報について	479
②抜本的な第十堰のあり方について		
その他-14	抜本的な第十堰の対策のあり方について	480
③直轄管理区間外の整備等について		
頁		
その他-15	県管理区間の直轄化要望について	484
その他-15-1	一級河川の直轄化について	486
その他-16	高知県管理区間の浸水被害について	487
その他-17	高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	488
その他-18	徳島県との連携について	489
その他-19	高知県との連携について	491
その他-20	徳島県管理区間の改修要望等について	492
その他-21	板東谷川(徳島県)の産業廃棄物について	499
その他-22	流域内の廃棄物処理施設の把握について	500
その他-23	砂防事業区間の改修要望等について	500
その他-23-1	市町村管理区間の整備について	502

テーマ		頁
④国土交通行政へのご意見・ご質問について		
その他-24	調査・検討資料の情報公開について	502
その他-25	旧吉野川の樹木伐採について	502
その他-26	光ファイバーの占用について	503
その他-27	防災エキスパートについて	503
その他-28	採取砂利の活用について	503
その他-29	堤防構造について	504
その他-30	上・下流域の関係について	504
その他-31	河川利用への水量調整について	505
その他-32	発電事業について	506
その他-33	占用地の修繕について	506
その他-35	今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	507
⑤その他		
その他-36	回答の特定できなかったご意見	頁
その他-37	その他(河川関係以外、感想・意見)	508
		508

「考え方に対応した【原案】内容」の表示説明

- ・ゴシック体及び取り消し線文字:素案文章の修正箇所
- ・下線付き文字:意見要旨に対応する記述内容

共通一〇 吉野川の概要について

意見 要旨 a. 吉野川の産業として、もつと漁業と農業を多面的に深く書いてほしい。
 要旨 要旨 b. 洪水の概要として、皮肉にも洪水にも洪水が地味を豊かにし、徳島の産業に大きく寄与していたという歴史的・客観的な表現が欠落しているのではないか。

見 要 要 要	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>吉野川流域における内水面漁業及び養殖業の盛んさと、藩政期に阿波藩の財政を支えた藍作等は吉野川を代表する特徴と考へ、河川整備計画原素案P5(6)土地利用及び産業を修正しました。</p>	<p>1. 吉野川の概要 1-1 流域及び河川の概要 【河川整備計画原素案P5】 (6) 土地利用及び産業</p> <p>流域の土地利用区分は、山林が78.5%、水田や畑地等の農地が15.1%、宅地等の市街地が4.6%、河川等1.8%となっている。</p> <p>流域の産業をみると、農業分野では、古くは吉野川のはん濫水が運ぶ良質な客土肥沃な土砂を利用した藍作が盛んであった。しかし、近年は吉野川下流域の平野部においてレンコン、ニンジン、かんしょ、ダイコンの生産が盛んであり、冬季の温暖な気候を利用して阪神地域を消費地とする都市近郊型農業経営への移行がすすみつつある。また、川中島である善入寺島は、農業に利用されており、野菜が生産されている。水産業については、シジミ、アユ等をはじめとしたその漁獲量は全国でも有名数であり、養殖業としてスジアオリやアユ、ウナギの生産が盛んである。製造業については、旧吉野川流域を中心として、化学工業、食品業や電気・機械器具、紙加工品業、木製品、家具製造業等が分布も営まれている。</p> <p>高知県、愛媛県内の吉野川流域はほとんどが山地であり、森林の生育に適した自然条件が活かされた林業等が営まれていた。近年、木材価格は低迷しており、農村地域では林業就業者の減少と高齢化が進んでいる。</p>	

共通 1-1 地球温暖化に対する方策について

要旨a. 温暖化による異常気象は計画の中に含むのか。

四国地方整備局の考え方

温暖化による海水面の上昇や降雨特性の変化は、治水安全度の低下に繋がることから河川管理者も関心を持っています。

しかしながら、地球温暖化に伴う影響量については、定量的な把握が難しく、計画に反映できる状況にはありません。

当面は、河川整備計画原素案の2.吉野川の現状と課題に記載している治水・利水・環境上のさまざまな課題について、計画的に対応を図りたいと考えています。

また、河川整備計画原素案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の気象条件の変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考え、河川整備計画原素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正しました。

近年、吉野川流域においても集中豪雨が多発する傾向にあることから、吉野川の抱える課題として集中豪雨による災害を整備計画原素案P50 3-1河川整備の基本理念に追記しました。

また、海水面の上昇に対する調査研究への取り組みとして、海象データの蓄積、及び調査・研究を進める旨、整備計画原素案P105 5-4河川整備の調査研究に追記しました。



意見要旨

要旨a

考え方に対応した【原案】内容

2-1 治水の現状と課題
【河川整備計画原素案P33】
(4)浸水被害軽減策及び危機管理

吉野川では、これまでも工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状での施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。したがって、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、例えば、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えば、そのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の洪水はん濫による浸水被害を少しでも小さくするための対策を実施することが求められてい実施に努めていく必要がある。

2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題

【河川整備計画原素案P36】

2-2-2 現況の流況

平成17年夏洪水では、長期間にわたって取水制限が行われ実施されたが、早明浦ダムからの補給により、河川環境や市民生活への大きな影響が生じるところを最小限にとどめられ、9月に来襲した台風14号のもたらした雨により洪水が解消された。

早明浦ダムからの補給がなければ、吉野川の流量は減少し、水道用水をはじめとする都市用水、農業用水の取水が困難となり、住民生活に大きな影響を与えていたと考えられる。

平成6年と平成17年の洪水時には、早明浦ダムの利水容量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における調整を踏まえ、**発電事業者の協力により発電専用容量からの緊急放流を行った実施した。**

早明浦ダムでは、これらの大洪水を含め、昭和50年の運用開始以降31、平成19年までの33年間のうち219年回の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降31、33年間で18回のうち20年において取水制限が実施されている。

共通 1-1 地球温暖化に対する方策について

意見 要	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>さらに、3回目の「意見を聴く取り組み」終了後の平成20年6月に社会資本整備審議会より「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変動への適応策のあり方について」の答申がなされ、「適応策のあり方」に関する基本的な方向が明らかとなったため、今後、吉野川水系でも、「適応策」について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性に照らして、必要なものから取り組んでいくこととし、その旨を河川整備計画原案P33(4)浸水被害軽減策及び危機管理、P95(3)浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備、P105-1 5-4 河川整備の調査・研究に追記します。</p>	<p>このように渇水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる、今後においても関係機関との連携し、合理的な水利用に努め、平成14年2月に改訂された「吉野川水系における水資源開発基本計画（通称フルプラン）」と整合を図り、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。</p> <p>2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況 【河川整備計画原案P44-1】 (1) 吉野川</p> <p>これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境への変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化等に取り組む必要がある。</p> <p>2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況 【河川整備計画原案P45-1】 (2) 旧吉野川</p> <p>これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境への変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化等に取り組む必要がある。</p> <p>【河川整備計画原案P50】 3-1 河川整備の基本理念</p> <p>吉野川では、明治40年(1907年)に第一期改修工事として本格的治水事業に着手して以来約100年、また、旧吉野川では昭和42年(1967年)に徳島県による中小河川改修事業に着手して以来約40年が経過した。この間継続して、水害の軽減等を目的とした治水事業を推進してきたが、いまだ川沿いには、かなりの延長の無堤地区が残り、洪水や高潮の発生に伴い水害が後を絶たない。また、堤防整備等など治水事業の進展に伴い、内水(河川に排水できずにはん濫した水)は、人による水害や堤防漏水浸透・侵食への対応、さらには河川管理施設の老朽化や洪水調節容量の不足など等への対応も必要となっている等、新たな課題が発生している。加えて大規模地震や津波、集中豪雨による災害の発生も危惧されており、吉野川では現状においても治水に関する課題が山積している。また、利水面については、早明浦ダムや銅山川ダム群において渇水が頻発している状況にある。</p>

共通一1 地球温暖化に対する方策について

意見
要
要

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

一方、環境面では、吉野川の流れば、雄大で、川沿いの竹林やレキ河原など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤ等^①など外来種^②が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。

また、吉野川の河川敷(高水敷)や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。岩津上流には、水害防備林として植林され、過去には和傘等の地域産業を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林^③なども存在する。

これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、利水、環境に関わる施策を効果的かつ総合的に展開する。このとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは環境に係るある分野の課題を解決するにあたっては、他の分野への影響を十分に配慮しながら調和のとれた施策を実施する。

【河川整備計画原素案P54】
3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要を見直しを行うものとする。

- 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
- 【河川整備計画原素案P95】
- (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

共通-1 地球温暖化に対する方策について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進め実施する。</p> <p><u>また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。</u></p> <p>【河川整備計画原素案P105-1】 5-4 河川整備の調査・研究</p> <p>吉野川等における管理上の課題の解決や河川管理に関わる新しい技術の開発等に向け、<u>水位・流量・雨量・海象・水質等の水文データ及び環境情報の蓄積を行い、調査・研究を進める。また、今後は地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮の増大、濁水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、研究の状況も踏まえ、吉野川の地域特性等に照らして、その影響について検討を実施する。</u></p> <p>環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。</p>

共通-2 流域内の交流推進について

意見要旨	<p>要旨a. 吉野川は一つの思想に立って、上流・中流・下流の交流を推し進めて欲しい。</p> <p>要旨b. 災害に対して、(吉野川に関わる)地域の連携・協働のしくみをつくってほしい。</p> <p>要旨c. 地域と共同で地域及び河川の特徴を活かした交流ネットワークの構築を図る上での具体的な案・方法などあるのでしょうか。</p> <p>要旨d. 高齢福祉の観点から、上流と下流の人の交流のために高齢者もやっいていくことがたくさんあると思う。</p> <p>要旨e. 吉野川現地講座を通じて、吉野川の施設や設備を見学したい。</p> <p>要旨f. 下流域の人に中流域の思いを理解してもらうため、「洪水被害を被ってきた事は事実であり、下流域はそれによって恩恵を被った事も事実である。」という文言を入れてほしい。</p>
------	--

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	平成14年度より実施している「吉野川現地(フィールド)講座」では、流域住民の方にご参加いただき、上流のダム事業や砂防事業、下流の内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策事業や環境事業などを現地でご説明し、事業の状況を紹介しています。	吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、流域講座・現地(フィールド)講座等の開催、ホームページや広報誌等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有化を図るとともに、今後より一層地域への情報提供に努める。
要旨b	また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民のみならずご協力で毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っています。	また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民と協働で毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っており、さらに、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。
要旨c	さらに、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めています。	今後河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報の提供を受け、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくりの活動の連携・支援を推進するよう努める。
要旨d	今後河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を活用し、地域の身近な情報を提供していただき、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信すると共に、既存施設の活用や新たな河川防災ステーション及び地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動を支援するとともに、防災力の強化に向け、関係機関と連携しつつ、災害時要援護者も含めた地域住民へ防災に関する知識や情報を紹介し、理解を醸成していきたいと考え、連携・支援を推進していきたいと考え、河川整備計画原素案P105、5-1 情報の発信と共有、	また、過去の災害について、地域住民と情報共有を図り、災害文化を継承できるように努める。
要旨e	5-2 地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。	
	また、四国地方整備局及び徳島河川国道事務所などでは、地域づくり相談窓口を設置しており、地域づくりについて相談があれば、ご利用ください。	

共通-2 流域内の交流推進について

意見
要
求

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P105～P105-1】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見ていく。

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

共通 - 2 流域内の交流推進について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>岩津上流については、昭和40年の国(直轄)編入まではそのほとんどが無堤であり、洪水のたびにはん濫がくりかえされていたことは認識しています。河川整備計画原素案P14～15の6)工事実施基本計画(昭和40年策定、昭和57年改定、平成6年改定)P14の5)改修総体計画(昭和38年)の文章を修正しました。</p>	<p>【河川整備計画原素案P14～15】 6)工事実施基本計画</p> <p>昭和39年の新河川法の施行に伴い、基本高水のピーク流量及び計画高水流量は昭和38年の改修総体計画を踏襲し、工事実施基本計画を策定した。これによりまた、池田から岩津に至る上流部についても、国(直轄)管理区間に編入されたことを受け、改修事業を進めることとなった。昭和40年度より早明浦ダムの建設に着手するとともに、それまでほとんどが無堤地区で、洪水によるはん濫が多発していた池田・岩津間約38kmを国(直轄)管理区間に編入し、改修事業に着手した。</p> <p>一方、岩津下流の改修は、昭和46年度に阿波市(旧市場町)香美地先の締切を完了して堤防を概成させたほか、堤防強化を実施した。また、昭和41年に着手した正法寺川の排水ポンプ場(排水機場)等、内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)対策も実施した。</p> <p>昭和40年の工事実施基本計画策定後も、昭和45年、49年、50年、51年に計画規模を超える洪水、またはこれに匹敵する洪水があり、重大な被害が発生した。そこで、昭和57年に工事実施基本計画を改定し、計画規模は基準地点岩津で1/150とした。基準地点岩津での基本高水のピーク流量は24,000m³/sとし、これを既設の54ダムを含む上流ダム群で洪水調節することにより、池田地点での計画高水流量を13,200m³/s、基準地点岩津での計画高水流量を18,000m³/sとした。以後、この計画に基づき、岩津上流の築堤事業の推進、並びに岩津下流の堤防補強強化、内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)対策等を実施した。</p>

共通 1-3 治水・利水・環境の優先順位について

意見 要旨	<p>要旨a. 治水・利水・環境における基本理念について、優先順位を明確にするべきだと思う。</p> <p>要旨b. 治水・利水よりも環境にウェートを置いた整備計画が欲しい。</p> <p>要旨c. 治水、利水に重点を置いた整備計画の策定を行なう。</p> <p>要旨d. 治水対策と環境というのは、これからの時代においては、一緒に考えて考えなければいけない。</p>
----------	--

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a</p> <p>要旨b</p> <p>要旨c</p> <p>要旨d</p>	<p>吉野川では、河道区間毎に河川整備の状況や周辺地域の自然特性・社会特性が異なり、これに起因して河道区間毎に異なる、さまざまな治水・利水・環境上の課題が存在します。現状で存在するさまざまな課題については、各河道区間の現状を踏まえ、地域社会への影響度、切迫性、地域の意向、他の周辺地区とのバランス等を考慮しつつ、順次、適切に対応し、解決を図っていきます。また、ある分野の課題を解決するにあたっては、その他の分野の課題についても考慮するなど、調和を図りながら、施策を進めていきたいと考えています。</p> <p>例えば、吉野川岩津～池田間の河道区間には、長い延長の無堤地区が残っており、堤防整備を行い吉野川のはん濫による浸水被害を防止する必要があり、そこに多様な生物が生息・生育するなど豊かな水域環境が存在します。また、川沿いには歴史・文化的景観を創出し環境上の価値もある竹林が存在します。さらに、川沿いの土地は住民により生活・生産の場として使われており十分に考慮する必要があります。</p>	<p>【河川整備計画原素案P50】 3-1 河川整備の基本理念</p> <p>吉野川では、明治40年(1907年)に第一期改修工事として本格的治水事業に着手して以来約100年、また、旧吉野川では昭和42年(1967年)に徳島県による中小河川改修事業に着手して以来約40年が経過した。この間継続して、水害の軽減等を目的とした治水事業を推進してきたが、いまだ川沿いには、かなりの延長の無堤地区が残り、洪水や高潮の発生に伴う水害が後を絶たない。また、堤防整備等など治水事業の進展に伴い、内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫による水害や堤防漏水浸透・侵食への対応、さらには河川管理施設の老朽化や洪水調節容量の不足など等への対応も必要となっている等、新たな課題が発生している。加えて大規模地震や津波、集中豪雨による災害の発生も危惧されており、吉野川では現状においても治水に関する課題が山積している。また、利水面については、早明浦ダムや銅山川ダム群において濁水が頻発している状況にある。</p> <p>一方、環境面では、吉野川の流れは、雄大で、川沿いの竹林やレキ河原など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤ等など外来種生生物(植物)が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。</p> <p>また、吉野川の河川敷(高水敷)や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。岩津上流には、水害防備林として植林され、過去には和傘等の地域産業を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林なども存在する。</p>



(つづく)

共通一3 治水・利水・環境の優先順位について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

これらの課題に対し河川整備計画(原素案)では、期間中に堤防整備を行い、戦後最大規模の洪水が再度発生した場合にも、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することとしています。その際の堤防位置等は、将来、河川整備基本方針で定められた計画高水流量の安全な流下が可能となり、また、地域住民が社会活動に使用する堤防の居住地側(堤内側)の土地面積が、極力、大きく確保できるよう配慮し設定しています。堤防位置は、現況の河岸より堤防の居住地側(堤内側)の位置であり、概ね現況の平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の掘削についても、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の瀾淵の状態を残すこととしていることから、平常時の水域環境に影響は小さいと考えられます。さらに掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなど、環境面等その他の課題にも配慮しています。

このように、河川整備計画(原素案)に記載されている各種施策の実施に際しては、治水・利水・環境について総合的に調和を図りながら進めていきたいと考え、河川整備計画(原素案)P50、3-1 河川整備の基本理念の内容を修正しました。

考え方に対応した【原案】内容

これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を効果的かつ、総合的に展開する。このとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは環境に係るある分野の課題を解決するには、他の分野への影響を十分に配慮しながら調和のとれた施策を実施する。

【河川整備計画原素案P57】
3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々さまざま要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とするなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

共通一4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について

下マ

意見 要旨	<p>要旨a. 治水・利水と環境及びレクリエーション利用と環境は対立関係が起こることから、その回避の仕方等について方針・計画が盛り込まれなければならない。</p> <p>要旨b. 河川整備計画におけるミチゲーションの影響を最小化、それでも残る環境影響については代償行為を実施すること。</p> <p>要旨c. 河川整備計画の中に盛り込まれている事項(例えば治水面の整備)は、環境などの他の分野の課題も考慮された案となっているのか疑問である。</p> <p>要旨d. 環境面の課題を解消する場合は、河道掘削を平水位以上と決めつけるのは危険性があるのではないが。</p>
----------	---

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>河川環境の保全に関する目標については、河川整備計画原素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標において、「治水・利水・河川利用との整合を図りつつ保全に努める」及び「工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価し、環境の保全に努める」と記載しているところ。河川空間の利用に関しては、河川整備計画原素案P58-1、3-5-3 河川空間の利用に関する目標において、河川環境との調和を図ると記載しています。</p> <p>また、河川環境の配慮事項としては、例えば、河川整備計画原素案P63、③ 河道の掘削において、魚類等の生息域となっている良好な水域環境への影響を最小限にとどめるために、吉野川においては平水位以上を掘削することや、としており、今後も河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、掘削横断形状についても勾配を緩くし、水際から陸域への連続性に配慮することなどを基本としています。</p> <p>また、実際に河道掘削を行う際にも、環境情報図等の基礎情報を活用しながら、事前に貴重種や外来種生物等の生息・生育状況を把握したうえで、具体的な掘削方法を検討することや、順応的管理を行うなど、河川環境を保全するための必要な対策について検討していきたいと考えられています。</p> <p>なお、河川工事等の際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じてミチゲーション等を実施することや、「多自然川づくり」を基本とし、することなどにより、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び、多様な河川景観の保全・創出に努めたいと考えられています。</p>	<p>【河川整備計画原素案P50】 3-1 河川整備の基本理念</p> <p>このとき、河道区間毎に存在する治水・利水あるいは環境に係るある分野の課題を解決するにあたっては、他の分野への影響を十分に配慮しながら調和のとれた施策を実施する。</p> <p>【河川整備計画原素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とする。ことなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくりに努める。</p> <p>(1) 吉野川 1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等への産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等への繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策としてについては、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際河岸の直立化については、なだらかで連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。</p>

共通一4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

吉野川の河口部には、潮位変化など等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境があるとなっている。そのためとくに、河口干潟を含む汽水域については、こそといった特有の環境場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっている。また、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したりうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施する。

(2) 旧吉野川
【河川整備計画原素案P58】
1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

旧吉野川の河川環境は、長年に渡わたる河口堰による湛水等によって形成、維持されていることから、治水・利水との整合を図りつつ、ワンドやよどみ等のある多様な水域・水際環境の保全・再生に努める。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されている。今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

また、魚類等の遡上・降下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物については、河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したりうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施する。

共通一4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P58-1】 3-5-3 河川空間の利用に関する目標</p> <p>人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるように努める。</p> <p>また、関係機関や地域住民等と連携して、人々が貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流の促進に努める。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画原素案P63】 ③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請等なご状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性を高めるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際域環境の保全に努める。なおまた、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これら機能を考慮し、竹林の伐採面積の抑制を最小限に止めるように努める。</p>

共通－5 将来予測を考慮した計画策定について

意見 要旨	<p>要旨a. 30年先の社会の将来予測について取りまとめ、その情報を皆で共有して議論することが重要ではないか。</p> <p>要旨b. 過疎地域の人口の移行(少子高齢化)などをふまえたような計画であるのか。</p> <p>要旨c. 人口動態予測とそれにもなう利水予測のデータを示してください。</p> <p>要旨d. 整備計画を実施した場合、将来の吉野川や住民はどのような影響がでるのか教えてほしい。</p>
----------	---

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>河川整備計画原素案では、地域の将来予測・展望や住民のニーズなどを踏まえて徳島県がとりまとめた県政推進方策である「オンラインワン徳島行動計画」や各市町の総合計画に示される施策の方向性なども念頭におきながら、現在の吉野川において存在する各種課題の解決に向け、実施する施策の方針・内容を整理しています。</p> <p>また、河川整備計画原素案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の情勢変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考え、河川整備計画原素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等の内容を修正しました。</p> <p>なお、利水予測について、河川管理者は、申請者から示された必要水量等に基づき、水権審査等の許認可行為を行っており、存続の許認可を行うこととしているため、独自の利水予測のデータは保有しているものではありません。そのため、整備計画の中では、詳細には記載しておりません。なお、水権申請等に当たっては、申請者が独自に調査・算定した人口動態予測や必要水量予測に基づき行われていま</p> <p>す。</p> <p>実施する施策の内容、効果については、原案「4. 河川整備の実施に関する事項」の各項目に記載しています。</p>	<p>【河川整備計画原素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等</p> <p>本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるように河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p>

共通-6 河川整備計画の見直しについて

意見 要旨	要旨a. 河川整備計画の見直しの時期について、具体的に記しておくべきではないか。 要旨b. 河川整備計画は、途中で見直しすることができるのか。 要旨c. 生物のモニタリング結果で計画変更が可能なくらい柔軟な姿勢をもっていただきたい。
----------	--

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a 要旨b 要旨c	<p>河川整備計画は、フォローアップを行い、その時点で河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況や流域の社会情勢等の大きな変化や、新たな課題の顕在化等があれば、計画の変更を適切に行うことを河川整備計画原素案P59,P86,P90,P98,P100に記載しています。</p> <p><u>なお、計画変更を行う際には河川法第16条の2の規定に基づき適切に実施します。</u></p> <p>なお、四国地方整備局が行う公共事業は、実施段階において概ね5年毎に、学識者等により構成される四国地方整備局事業評価委員会による事業計画の再評価等が行われ、事業完了後においても事後評価を行うこととしています。</p> <p><u>また、河川整備計画の見直しについて、計画目標(戦後最大流量)を超える大水害の発生にも見直しを行うことを明確にするため、その旨を原素案P54 3-3 河川整備計画の対象期間等に記述を追加しました。</u></p>	<p>【河川整備計画原素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>【河川整備計画原素案P59】 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間における治水上の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。</p> <p>【河川整備計画原素案P86】 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。</p>

共通-6 河川整備計画の見直しについて

意見 要 点	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P90】 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に向け、河道、河川敷、堤防、ダム及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。</p> <p>なお、今後、河道、河川管理施設や河川占用の状況の変化や全国における被災事例等に基づき知見、管理技術の進展等を勘案して維持管理方法等の見直しが必要となった場合には、項目の追加・削除、実施内容の変更等を適切に行う。</p> <p>吉野川及び旧吉野川における洪水、高潮等による災害発生防止または軽減に関する現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念、目標の達成を目的として河川維持管理を計画する。</p> <p>河川維持管理の項目と内容については、吉野川及び旧吉野川の河川特性を十分に踏まえ、概ね3～5年間を対象に河川管理上の重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理計画(案)を作成するとともに、年度ごとに1年間の維持管理実施計画を策定し、それに基づく調査、点検を実施する。その結果を評価し、次年度の実施計画を見直しサイクル型維持管理を実施する。</p> <p>なお、これらの調査、点検結果については、河川カルテに記録して整理し、データベース化を図ることと今後の適切な維持管理を図るものとする。</p>

共通-6 河川整備計画の見直しについて

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P98】 4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図に努める。</p> <p>【河川整備計画原素案P100】 4-2-3 河川環境の保全に関する事項</p> <p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川環境の保全に関する整備の項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングによる移動植物の生息・生育・繁殖環境等の変化の状況やを把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。</p>

7-1 マ 共通一7 河川整備計画の事業費について	
意見 要旨	<p>要旨a. 現状(今年度)の事業費が(この先)30年間連続と考えているのか。また、(河川整備計画)の事業費は、どれぐらいなのか。</p> <p>要旨b. 直近5カ年の工事内容(工事箇所、延長等の工事概要)を示すこと。</p> <p>要旨c. 河川の整備や管理にあたっては、限られた予算を有効かつ効果的に使ってほしい。</p> <p>要旨d. 年間の予算が60億では少なすぎる。</p>
意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>河川整備計画原素案における整備内容は、戦後最大規模の洪水規模等为目标として必要な整備を計上しており、治水施設整備に関する事業費は概ね1800億円です。この額は、最近10年間に占める事業費(災害復旧除きの年間予算額)の約30年分に相当します。</p> <p>なお、公共事業費は年々減少しており、不確定な要素もあるので、本整備計画は、今後フォローアップを行うこととしており、その時点で予算状況や河川整備の進捗、状況等に変化があれば必要な見直しを行いたいと考えており、その旨を河川整備計画原素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正しました。</p> <p>河川整備計画原素案における整備内容を着実に推進するため、維持管理や環境整備等も含め必要な予算の確保に努めます。</p> <p>また、浸水被害や頻度の大きい箇所等に重点投資することで、事業効果の早期発現を図るとともに、コスト縮減に努め、限られた予算を効果的に執行します。する旨を、P50 3-1 河川整備の基本理念に追加しました。</p>
	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P50】 3-1 河川整備の基本理念</p> <p>これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を効果的かつ総合的に展開する。</p> <p>【河川整備計画原素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等</p> <p>本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるような河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p>

共通－8 河川整備計画の事業工程について

要旨a. 整備計画は、5年の具体的な目標を立て、できたかどうかを評価しつつ30年を見てもよい方法をとればよいのではないか。
 要旨b. 30年間の事業の計画一覧表のようなものがあれば、目標になると思う。
 要旨c. 吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。

意見 要旨	考え方に対応した【原案】内容
<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>現在、吉野川では、岩津～池田間の無堤地区である脇町第一箇所(美馬市脇町)、芝生・太刀野箇所(三好市三野町)、加茂第一箇所(東みよし町)で堤防整備を進めており、これらの事業は数年後の完成予定です。また、河口～岩津間では平成16年10月の台風23号で内水により大きな浸水被害が発生した飯尾川内水地区(徳島市国府町)及び桑村川内水地区(吉野川市川島町)で排水ポンプ場(排水機場)整備を進めており、これらの事業は平成20年、21年に完成の見込みであり、その他に石井箇所(石井町)等で漏水浸透対策を進めています。</p> <p>旧吉野川では、治水安全度が低く市街地等への大規模なはん濫被害が想定される新喜来地区(北島町)、中喜来・長岸地区(松茂町)で堤防整備を進めており、この内、長岸地区及び中喜来地区の国道橋上流区間については、堤防嵩上・旧堤撤去を行い事業を概成させる予定です。</p> <p>今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所の整備を最優先で進め、早期完成に努めたいと考えています。</p> <p>その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情報、用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実かつ適切に河川事業を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、四国地方整備局が行う公共事業は、実施段階において概ね5年毎に、学識者等より構成される四国地方整備局事業評価監視委員会による事業計画の再評価等が行われ、事業完了後においても事後評価を行うこととしています。</p> <p style="text-align: right;">(つづき)</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画原素案P59】</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中であるの区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>① 堤防の整備</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狭隘地を除く)においては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画原素案P65】</p> <p>コラム⑧ 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果</p> <p>に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>

共通－8 河川整備計画の事業工程について

意見 要 要	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>また、整備の考え方について具体的に記述を行うため、素案P59、1)洪水を安全に流下させるための対策 P65、〈コラム⑧〉 P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82(コラム⑩)の記載の修正を行います。した。</p> <p>今後の堤防の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。</p> <p>吉野川は、無堤部においてははん濫による浸水被害が頻発していることから、早期の無堤地区解消を目標としています。その手順については、事業効果の早期発現の観点から、過去の被害状況を勘案し、事業中の区間(脇町第一、芝生、太刀野、加茂第一)の堤防締切の完了を目指すとともに、未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい加茂第二箇所(締切)の完了を目指したいと考えております。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。</p> <p>旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい区間から順次堤防締切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後も事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。</p> <p>また、その他の区間については、上下流・左右岸バランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。</p> <p>なお、河川整備計画原素案P65(コラム⑧)及びP82(コラム⑩)の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p>	<p>4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画原素案P77】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策</p> <p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤防等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間においては、堤防整備や河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。</p> <p>旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p> <p>整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画原素案P82】</p> <p>コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果 に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>	

共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について

見	
要	
要旨a	地域住民、関係機関との連携・協働」について、河川管理者と住民との綿密な協力が不可欠。その窓口として、防災ステーションなどを利用して住民に語りかけるといふ姿勢を強調してほしい。
要旨b	環境教育を推進するとともに、川や自然に親しむだけでなく、自然は怖いものだということをわかってもらうことも教育の大事なものではないかと思う。
要旨c	検討委員会のようなものも設け、子供が安全に遊べる川にするために出来ることを考えていただきたい。
要旨d	10年後、吉野川で親子・友達との自然とともに生きた運動も重要課題です。
要旨e	地域住民、関係機関との連携協働がいわれているのなら、市民団体との情報交換・話し合いなどの機会をつくるべきだ。
要旨f	川とのふれあいの場を、学校・ボランティア・老人会と連携を図るなどし、住民参加による活動もよい。情報提供や支援をお願いしたい。
要旨g	パートナーシップを図りながら、実際に川づくりを協働的にやっていく仕組み、個別の工事についての合意形成の仕組みを、景観のマニュアルなどを参考に書いてほしい。
要旨h	団塊世代の人がやる気になって頂ければ、水防団活動への支援、地域の聞き取り調査や情報共有への支援、若者との交流や若者へのアドバイスなど、色々な発想で何かが出来上がってくるのではないかな。
要旨i	(川に係る)切実な生活問題は、どこへどのように言ったらいいのかな。

見		
要		
要旨a	災害時における防災拠点として整備された「石井河川防災ステーション」は、平常時においては、河川に係わる情報発信や地域のスポーツ交流を図る場としての活用が図られています。	【河川整備計画原素案P105～P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働
要旨b	また、「子ども達が自然と出会う安全な水辺の創出」や「NPO法人や地域の方々との連携しながら、自然体験の場等として活用される仕組」を目指し、現在、吉野川市と東みよし町の2カ所に「水辺の楽校」が整備され、教育機関等から環境学習等での利用が図られているところです。	洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。
要旨c	毎年7月の河川愛護月間には、流域住民の方と連携し、「吉野川流域一斉水質調査」や「水生生物調査」も実施しております。	そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。
要旨d	今後、このような既存の施設等を利用するとともに、新たに河川防災ステーションや地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動を支援するとともに、防災力の強化に向け、関係機関と連携しつつ、災害時要援護者も含めた地域住民へ防災に関する知識や情報を紹介し、理解を醸成していきたいと考え、との連携・支援を積極的に推進するよう河川整備計画原素案P105、5-2 地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。	一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。
要旨e		このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見做す。

共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について

意見 要 旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>具体的な工事の実施にあたっては、地域住民等への説明会などを聞き、内容の説明など、具体の説明を、それぞれ個別の工事箇所ですら実施をさせていただいているところです。</p> <p>今後進めていく工事におきましても、このような取り組みは続けていきたいと考えています。</p> <p>広報活動についても、防災情報や河川利用の情報等をホームページや広報誌等を更に活用して、幅広く流域住民の方に提供し、情報の共有を図っていきます。</p> <p>様々な地域の課題については、四国地方整備局及び徳島河川国道事務所などに設置している地域づくり相談窓口や出張先機関としての出張所にお気軽にご相談いただければと思います。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行って推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
--------------	--	--

共通-10 河川利用における観光開発について

要旨a. 吉野川流域の観光開発について、今後どういふ開発が可能なのかを、30年の視点で見ても、素案に入れてほしい。
 要旨b. 吉野川のすばらしさを積極的にPRすることが望まれます。
 要旨c. 池田ダム周辺の観光開発を促進してほしい。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a 要旨b 要旨c</p>	<p>吉野川の観光開発については、個々の河川利用計画における河川管理上の支障の有無等を判断する必要があると考えております。また、観光開発に関連した取り組みについては、関係市町の河川利用計画も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたくないと考え、河川整備計画原素案P47、(1) 吉野川を修正します。しました。</p> <p>平成15年に、一般からの応募により「四国のみずべ八十八カ所」が選定されており、吉野川流域においても、17箇所が該当しています。「四国のみずべ八十八カ所」は、選定された各箇所が連携し、「歴史、文化、風土に潜む魅力創出」、「情ある人間交流の再形成」、「地域の特徴を活かした活性化」、「四季折々に魅力あふれるみずべ」を視点に、産学官はもとよりNPOや住民の皆様が一丸となって、選定されたみずべを核とした地域の活性化、振興、発展、創出を目指しています。なお、河川整備計画原素案に、「四国のみずべ八十八カ所」のコラムを追加します。しました。</p>	<p>4-2-6 河川空間の利用 【河川整備計画原素案P47】 (1) 吉野川 吉野川では、アユ等の漁業やジミジミ等の採捕が行われている。河川敷(高水敷)は、耕作地等の農地として利用されているほか、各種イベントの会場や野球、サッカー等のスポーツ大会会場として利用されており、特に景勝地となっている「美濃田の淵」は、遊覧船を利用する観光客が多く訪れ遊覧船も運航するなど、吉野川の自然を感じることができる水辺空間となっている。</p> <p>【河川整備計画原素案P49-1】 コラム⑦「四国のみずべ八十八カ所」に追加記載</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画原素案P103】 (3) 河川空間の整備と適正な利用 吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々に向かいやすいやすらぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を創設整備する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を創設整備する。</p>

共通-11 森林の現状と今後について

意見
要旨

要旨a. 森林の現状と課題を入れるべきではないか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

河川管理者としても森林の機能は重要と考え、河川整備計画原素案に、森林及びその地域の現状の項目を追加し、内容を充実させます。

河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としていますが、河川管理者が実施する事業内容に森林整備は含まれていないため、河川整備計画に森林整備を位置付けることができせん。そこで、森林整備を担う関係機関との連携を強化することとしたいと考えています。

また、四国地方整備局としてもできる限り協力していきたいと考え、河川整備計画原素案P5-1、(7) 森林を修正します。しました。

考え方に対応した【原案】内容

- 1. 吉野川の概要
- 1-1 流域及び河川の概要
- 【河川整備計画原素案P5】
- (6) 土地利用及び産業

流域の土地利用区分は、山林が78.5%、水田や畑地等の農地が15.1%、宅地等の市街地が4.6%、河川等1.8%となっている。

流域の産業をみると、農業分野では、古くは吉野川のはん濫水が運ぶ良質な客土砂を利用した藍作が盛んであった。しかし、近年は吉野川下流域の平野部においてレンコン、ニンジン、かんしょ、ダイコンの生産が盛んであり、冬季の温暖な気候を利用して阪神地域を消費地とする都市近郊型農業経営への移行がすすみつつある。また、川中島である善入寺島は、農業に利用されており、野菜が生産されている。水産業としては、シジミ、アユ等をはじめとしたその漁獲量は全国でも有名数であり、養殖業としてスジアオノリやアユ、ウナギの生産が盛んである。製造業については、旧吉野川流域を中心として、化学工業、食品業や電気・機械器具、紙加工品業、木製品、家具製造業等が分布も営まれている。


高知県、愛媛県内の吉野川流域はほとんどが山地であることから、森林の生育に適した自然条件が活かされた森林業等が盛んである。しかし、近年、木材価格は低迷しており、農村地域では林業就業者の減少と高齢化が進んでいる。

共通-11 森林の現状と今後について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>1-1 流域及び河川の概要 【河川整備計画原素案P5～P5-1】 (7) 森林</p> <p>吉野川流域(吉野川流域にかかる市町村全域の総計)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られない。また、樹種の構成は、昭和35年から昭和55年頃までは、57%から69%と針葉樹林が増加傾向であったが、その後には僅かに広葉樹林が僅かに増加する傾向にあり、昭和55年から平成12年にかけて針葉樹林が69%から67%と針葉樹が僅かに減少しており、平成12年現在、針葉樹林が63.67%程度、広葉樹林が37.33%程度となっている。</p> <p>森林面積に占める国有林と民有林の比率をみると、国有林は全体の12%程度であり、大部分は民有林であるが大部分を占めている。</p> <p>※各年の森林面積は、吉野川流域にかかる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。</p> <p>図-1.1.8 樹林別森林面積の推移</p> <p>※森林の管理者区分の比率は、吉野川流域にかかる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。</p> <p>図-1.1.9 森林の管理者区分</p>

共通-12 森林に関する他機関との連携について

	<p>要旨a. 「森林・緑のダム」について、今後、素案に盛り込むということでしたが、整備計画の現段階で他機関との連絡はどれほど進んでいますか？また今後の予定を教えてください。</p> <p>要旨b. 林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立てて欲しい。</p> <p>要旨c. 上流域の森林の整備は、今すぐにも取りかかかなければならない事業と思います。</p> <p>要旨d. 濁水の問題も林野庁との連携を強化していく。</p> <p>要旨e. 砂防事業を実施する際に森林整備について連絡調整できるようにお願いしたいと思います。</p> <p>要旨f. 森林の持つ力を信じて、森林活性のため、山の木をつかって町の人が家を立てる活動をしています。</p> <p>要旨g. 自治体、住民と連携し、森林整備を検討する場を設置すること。</p> <p>要旨h. 森林の整備計画と総合的な整備を検討してもらいたい。</p> <p>要旨i. 水源涵養機能の保全ということで関係機関が連携し、常時、利水協議会を設置して協議してほしい。</p> <p>要旨j. 森林について、よくまとめられている。</p> <p>要旨k. p.105の「林野庁」等の関係機関には、山地砂防も入っているのか。</p> <p>要旨l. 森林整備計画がなく河川整備計画がどうしてできるのか。</p> <p>要旨m. 森林育成業への取り組みと、自然連鎖の学習をして欲しい。</p> <p>要旨n. ダム堆砂の対策として、森林部局との連携というのではなく、積極的に連携した後データをとして含めるという記載にならないのか。</p>
意見 要旨	

		<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P105～P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p>
意見 要旨	<p>一般的に、森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上也重要と考えています。</p> <p>河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としていますが、河川管理者が実施する事業内容に森林整備は含まれていないため、河川整備計画に森林整備を位置付けることができず、具体的な取り組みを進め、また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っていき、河川整備計画原素案P105、5-2地域住民関係機関との連携・協働を修正します。しました。</p>	
要旨a		
要旨b		
要旨c		
要旨d		
要旨e		
要旨f		
要旨g		
要旨h		
要旨i		
要旨j		
要旨k		
要旨l		
要旨m		
要旨n		

共通-12 森林に関する他機関との連携について

意見 要 求	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>なお、吉野川上流域で実施中の国の直轄砂防事業では、土砂災害を防ぐことと、ダム湖への土砂流入を抑制することでの濁水対策も視野に入れ、適切な事業推進に努めており、治山事業との調整についても行ってきたところです。砂防事業は、荒廃の著しい流域を対象に行っており、吉野川流域では早明浦ダム流域と祖谷川流域、大豊町の南小川流域で国の直轄事業を実施しています。また、県の事業として吉野川水系内各地では、砂防えん堤、床固工、溪流保全工、護岸工、山腹工等が設置されています。</p> <p>国の各機関が行う森林整備、砂防、河川整備等の事業は、各々根拠法令に基づいて実施されています。森林整備については、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため森林管理者が整備・管理を行います。砂防については、砂防法の目的である砂防設備のために施行する作業のため、治山管理者が整備・管理を行います。河川整備については、河川法の目的である洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備・保全されることを図るため、河川管理者が整備・管理を行います。</p> <p>森林整備に関する要望・意見は多くいただきました。今後はも砂防治山地方連絡調整会議等を活用し森林整備を担当する関係機関とより一層の連携を図っていききたいと思います。</p>
<p>考え方に対応した【原案】内容</p>	<p>このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があるしていく。</p> <p>また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえたいえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検査・検査を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の活」等の地域交流拠点の整備についても「地域づくり相談窓口」等を通じて、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>


共通-13 森林による土砂流出抑制について

意見	要旨
要旨a	ダムの濁水対策のために、ダム上流域での人工林の荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取り組むこと。
要旨b	土砂災害防止のため、住民や自治体等とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと。
要旨c	H16はS51頃に相当する雨が当たったにもかかわらず、濁水発生が少なかったのは、森林状況が良かったのではないかと検証してほしい。
要旨d	同じ国交省だから、山地砂防は記載できるのではないかと。
要旨e	ダムの堆砂にはいろいろな要素が積み重なっている。森林や植生が土砂の生産を抑制することは大いにある。しかしながら大崩壊については少なくとも森林と植生は関係ない。関係するのは地質とか地形の要素が大きい。
要旨f	一番新しい知見もこの計画に加味せず本当にこれだけでやって良いのかと考えると大変疑問に思う。

意見	要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	砂防事業では、地すべり、がけ崩れ、土石流、山腹崩壊などからの土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水はん濫など、多様な形態で発生する土砂災害から人命や財産を守るため、構造物の設置によるハード対策に併せ、警戒避難体制の整備等によるソフト対策を実施しています。	砂防事業では、地すべり、がけ崩れ、土石流、山腹崩壊などからの土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水はん濫など、多様な形態で発生する土砂災害から人命や財産を守るため、構造物の設置によるハード対策に併せ、警戒避難体制の整備等によるソフト対策を実施しています。	2-1-2 治水事業の沿革 【河川整備計画原素案P20-1】 (3) 砂防事業 吉野川の砂防事業については、明治18年に曾江谷川で国(直轄)による砂防工事に着手したのが始まりである。昭和40年9月には、豪雨により祖谷川筋大西地先の12万 ³ におよぶ地すべり性大崩壊をはじめ、各所に崩壊が発生した。そこを契機に祖谷川と南小川流域を国(直轄)の砂防区域として、昭和46年4月から国(直轄)による砂防事業を開始し、その後、昭和53年4月には、とうじ山をはじめとした崩壊、地すべり箇所が多い赤根川においても国(直轄)による砂防事業に着手した。
要旨b	特に、荒廃した山地を源流域に持つ河川は、そこから流れ出す土砂によって、河床が上昇して洪水はん濫が発生し、流域に大きな被害をもたらします。このような河川においては、上流域で流出土砂をコントロールし、下流河川の河床の変動が極端に変化しないようにする必要があります。このように流域で実施する砂防事業を水系砂防と呼んでおり、吉野川の砂防事業は土石流対策などの地先対策と水系砂防を目的として実施されています。	特に、荒廃した山地を源流域に持つ河川は、そこから流れ出す土砂によって、河床が上昇して洪水はん濫が発生し、流域に大きな被害をもたらします。このような河川においては、上流域で流出土砂をコントロールし、下流河川の河床の変動が極端に変化しないようにする必要があります。このように流域で実施する砂防事業を水系砂防と呼んでおり、吉野川の砂防事業は土石流対策などの地先対策と水系砂防を目的として実施されています。	源流域の吉野川上流域でも、昭和50年の台風5、6号、51年の台風17号という2年連続の豪雨により山腹崩壊が多数発生し、著しく荒廃した。そこを契機に、昭和54年4月より国(直轄)の砂防区域とし、国(直轄)による砂防事業を開始した。
要旨c	吉野川流域においては、国の直轄事業として砂防えん堤、護岸工、溪流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、赤根川流域、吉野川上流域(汗見川流域、地藏寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置しています。また、県の事業として吉野川水系内各地で、砂防えん堤、床固工、溪流保全工、護岸工、山腹工等が設置されています。	吉野川流域においては、国の直轄事業として砂防えん堤、護岸工、溪流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、赤根川流域、吉野川上流域(汗見川流域、地藏寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置しています。また、県の事業として吉野川水系内各地で、砂防えん堤、床固工、溪流保全工、護岸工、山腹工等が設置されています。	また、昭和57年4月には、地すべり地帯である祖谷川の善徳地区、南小川の怒田・八畝地区で、国(直轄)による地すべり対策事業に着手した。
要旨d			
要旨e			
要旨f			



共通 13 森林による土砂流出抑制について

<p>意見要旨</p> <p>四国地方整備局の考え方</p> <p>砂防事業を実施するにあたっては、土砂災害から地域の安全安心を確保することを基本に据えつつ、自然環境に配慮し、地域の歴史・文化や生態系等の特性を生かせるようにしていく必要があります。災害等で特に荒廃した山腹を緑に還元して土砂流出防止と併せ、環境回復・保全を図ることにより、安全で住みよい地域づくりを目指し、吉野川においても吉野川上流域の災害復旧箇所等で山腹工が実施されています。(なお、これらの対策は、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律などに基づき行われています。)</p> <p>なお、砂防事業の沿革については、河川整備計画原素案P20-1、(3)砂防事業を修正します。しました。</p> <p>早明浦ダム周辺で実施中のダム事業では、ダム貯水池の水質改善を目的として、貯水池周辺の植栽等を行い、流入土砂抑制を図るグリーンベルト事業を実施しています。これらの事業は、早明浦ダムの濁水対策の一助となっているものと考えています。</p> <p>今まで実施した森林の整備(グリーンベルト)や砂防事業等の効果について、今後検証していきたいと考えています。</p> <p>なお、河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としています。従って、森林の機能は、重要と考えますが、河川管理者が、直接実施できる内容には限界があるため、関係機関との連携強化を図ることとし、河川整備計画原素案P105、5-2地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。しました。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(つづく)</p> </div>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>このように、吉野川流域では、土石流対策など等の地先対策と崩壊地など等からの急激な土砂流出の防止など等を目的として砂防事業を実施しており、国(直轄)の事業としての、砂防えん堤、護岸工、溪流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、赤根川流域、吉野川上流域(只見川流域、地藏寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置するとともに、県の事業として、吉野川水系内各地で、砂防えん堤、床固工、溪流保全工、護岸工、山腹工等が設置されている。</p> <p>図-2.1.10-1 国(直轄)の砂防区域位置図</p> <p>【河川整備計画原素案P105～P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p>
---	---

共通-13 森林による土砂流出抑制について

意見 要 旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>崩壊や表面流出に関して森林がどのように機能しているかというのは、いまだ研究途上の課題であり、今後、研究の進展を注視しつつ、<u>濁水対策、堆砂対策に活用出来る状況になれば、その知見を計画に取り込んでいきたいと考えております。</u></p> <p><u>なお、森林の土砂流出機能というものは、全く評価していないわけではなく、現状の森林が維持されることを前提に、土砂流出現象を考慮し、堆砂量の設定を行っております。</u></p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見ている。</p> <p>また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえたいうえで、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検査を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても「地域づくり相談窓口」等を通じて、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
--------------	--	--

共通-14 森林による流出抑制について

意見 要旨	<p>要旨a. 洪水対策・渇水対策として、森林の整備について検討し、整備計画に盛り込んでほしい。</p> <p>要旨b. 森林状態によって渇水時や洪水時の河川流量が変化することのデータがあることから、吉野川流域においても検証すること。</p> <p>要旨c. 上部の森づくりの実行して緑のダムづくりをしてはどうか。</p> <p>要旨d. 森林の整備は洪水対策・渇水対策につながるもので、ビジョン21委員会の提言を整備計画に盛り込んでほしい。</p> <p>要旨e. 緑のダムとか、山のことを非常に高く、治水・利水に買っておられますけれども、実はそんなに効果がないんです。大きな治水効果を発揮するような錯覚をお持ちになっているのではないかと思っております。</p>
----------	--

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>一般的に、森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上も重要と考えています。</p> <p>降雨が河川へ流出する際に影響する要素は、多様かつ複雑であり、厳密に計算することは困難です。このため、河川への流出量を算定するためには、実測される降雨量と河川流量の関係を適切に捉えることが重要です。</p> <p>実測された降雨量と河川流量の関係から洪水の流出量は算出しており、基本高水算定時に森林の効果を見込んでいます。治水計画に用いる流出計算では、流域に降った実際の降雨と下流河道での観測流量により再現性を確認しており、森林を含む流域の流出特性を反映しています。</p> <p>また、吉野川流域では、過去から見ても森林面積は流域面積の約8割を占めており、他の土地利用を考えるとこれ以上の森林増加は難しいと思われれます。</p> <p>従って、現計画で見込んでいる以上に洪水緩和機能の増大を期待することができません。</p> <p>一般的に、河川への洪水緩和に寄与すると考えられている森林地域の構成要素は、主に地表樹木、森林土壌、基岩(母岩)の3つと言われています。</p> <p style="text-align: right;">(つづ)</p>
	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P5-2】</p> <p><コラム①> 森林の水源かん養への降雨について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残りは一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再配分されま分けられます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域に降ったへの雨水は、降水量・地形条件や森林の状態により、溪流への流出量と地床部への浸透の量が変動するほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われる量が変動するなど複雑な現象が生じています。</p>

共通 14 森林による流出抑制について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

森林に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透の他、蒸発散により水蒸気として流域から失われ、など複雑な現象が生じています。このうち、樹木の葉などに捉えられ、雨水等は、洪水時の降雨量から比べるとわずかです。また、基岩(母岩)については、

このように、複雑な森林の水理現象を理解いただくために、p.5-2[コラム①]森林の水源かん養について」を記載しています。

なお、その状況により洪水緩和機能への影響は様々ですが、基岩の上には森林土壌が形成されており、人為的な影響は少なく、洪水緩和機能を変化させるものではないと考えられます。一方また、基岩の上に形成されている森林土壌は、浸透能力が大きく、降雨の大部分は一旦、森林土壌に浸透することから森林の洪水緩和機能を考える上で森林土壌が最も重要です。しかし、地表面に近い部分の森林土壌が1cm発達するのに約100年(文献によっては約500年)もの長期間を要すると言われており、流域の森林土壌の洪水緩和機能はほとんど変化しません。

従って、吉野川流域の洪水緩和機能は、以上のことから、流域の森林面積の変化がなければ、ほとんど変化しません。吉野川流域の計画上の洪水緩和機能について、現在見込んでいる以上に見込むことが出来ませんが、現状の洪水緩和機能は森林保全を行い、森林土壌が保全されることにより維持されるものであり、森林を保全することは重要です。

なお、農林水産大臣の諮問による日本学術会議答申(平成13年11月)では、「治水問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するようになる状態となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できず」、「森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できず」とされています。

森林保全への取り組みについては、河川整備計画原素案P105、5-2地域住民、関係機関との連携・協働を修正しました。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P105～P105-1】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見ていく。

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

共通－14 森林による流出抑制について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、回答申では、水資源貯留機能について、「森林が流出を遅らせることは、無効流量を減少させ、利用可能な水量を増加させることを意味し、水資源確保上有利となる」が、「渇水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかんりの水を消費するからである。」とされており、「降雨が河川に流出するまでには地形条件や地質条件の影響を受ける。それらを森林の機能と誤解しないように注意する必要がある。さらに、森林は水を生み出すわけではないこと、渇水流量が減少する場合もあること、しかしながら、水資源確保上有利であること等、一見矛盾する事実を含めて、森林の水資源涵養機能を正しく理解することが必要である」と述べられています。

【参考】

日本学術会議(平成13年11月)抜粋(地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について;農林水産大臣諮問)

○森林の水資源かん養の限界について

・洪水緩和機能

治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。

・水資源貯留機能

流況曲線上の渇水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかんりの水を消費するからである。

○治水・利水計画について

あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。

共通 15 流域土砂管理について

<p>意見 要旨</p> <p>要旨a 要旨b</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点は、河川管理者も重要であるものと考えております。 砂防ダムえん堤の堆砂状況については、四国山地砂防事務所管の流域内にある既設砂防えん堤堆砂率は、平均すると概ね4～5割となっています。</p> <p>吉野川流域(吉野川流域にかかる市町村全体域の総計)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られません。</p> <p>吉野川(池田ダムより下流)管内の河床変動状態については、全川的に見た場合、昭和40年代まで全川の河床が低下していたが、昭和50年代以降河道はほぼ安定状態であるものと考えています。しかしながら、河道は局所的に見ると、繰り返される洪水等の作用により経年的に変化するものことから、モニタリングにより状況を注視していくこととし、河川整備計画原素案P27、1)河道の管理に、その観点を記載しています。現状での河床変化の状態を記載していません。ため、河川整備計画原素案を修正しました。</p>	<p>河道掘削にあたっては、平水位以下の掘削は行わず、環境に配慮しながら実施する予定ですが、河道掘削もふくめ、今後の調査研究により管理上の課題解決に努めていきます。</p> <p>また、平成16年に、台風や地震など様々な大規模災害が発生したことを受け、災害時の被害軽減を目的に関係機関(四国地方整備局・県・関係市町村)合同で災害情報協議会を設立し、防災情報・災害情報の共有化、災害対策の応援・支援体制の強化等を計っています。また、防災に関する講習会や訓練を実施し、住民に対する啓発活動を行っていきます。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点は、河川管理者も重要であるものと考えております。 砂防ダムえん堤の堆砂状況については、四国山地砂防事務所管の流域内にある既設砂防えん堤堆砂率は、平均すると概ね4～5割となっています。</p> <p>吉野川流域(吉野川流域にかかる市町村全体域の総計)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られません。</p> <p>吉野川(池田ダムより下流)管内の河床変動状態については、全川的に見た場合、昭和40年代まで全川の河床が低下していたが、昭和50年代以降河道はほぼ安定状態であるものと考えています。しかしながら、河道は局所的に見ると、繰り返される洪水等の作用により経年的に変化するものことから、モニタリングにより状況を注視していくこととし、河川整備計画原素案P27、1)河道の管理に、その観点を記載しています。現状での河床変化の状態を記載していません。ため、河川整備計画原素案を修正しました。</p>	<p>河道掘削にあたっては、平水位以下の掘削は行わず、環境に配慮しながら実施する予定ですが、河道掘削もふくめ、今後の調査研究により管理上の課題解決に努めていきます。</p> <p>また、平成16年に、台風や地震など様々な大規模災害が発生したことを受け、災害時の被害軽減を目的に関係機関(四国地方整備局・県・関係市町村)合同で災害情報協議会を設立し、防災情報・災害情報の共有化、災害対策の応援・支援体制の強化等を計っています。また、防災に関する講習会や訓練を実施し、住民に対する啓発活動を行っていきます。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点は、河川管理者も重要であるものと考えております。 砂防ダムえん堤の堆砂状況については、四国山地砂防事務所管の流域内にある既設砂防えん堤堆砂率は、平均すると概ね4～5割となっています。</p> <p>吉野川流域(吉野川流域にかかる市町村全体域の総計)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られません。</p> <p>吉野川(池田ダムより下流)管内の河床変動状態については、全川的に見た場合、昭和40年代まで全川の河床が低下していたが、昭和50年代以降河道はほぼ安定状態であるものと考えています。しかしながら、河道は局所的に見ると、繰り返される洪水等の作用により経年的に変化するものことから、モニタリングにより状況を注視していくこととし、河川整備計画原素案P27、1)河道の管理に、その観点を記載しています。現状での河床変化の状態を記載していません。ため、河川整備計画原素案を修正しました。</p>	<p>河道掘削にあたっては、平水位以下の掘削は行わず、環境に配慮しながら実施する予定ですが、河道掘削もふくめ、今後の調査研究により管理上の課題解決に努めていきます。</p> <p>また、平成16年に、台風や地震など様々な大規模災害が発生したことを受け、災害時の被害軽減を目的に関係機関(四国地方整備局・県・関係市町村)合同で災害情報協議会を設立し、防災情報・災害情報の共有化、災害対策の応援・支援体制の強化等を計っています。また、防災に関する講習会や訓練を実施し、住民に対する啓発活動を行っていきます。</p>

考え方に対応した【原案】内容

2-1-3 治水の現状と課題
 (2) 河川の維持管理
 【河川整備計画原素案P27】
 1) 河道の管理

吉野川及び旧吉野川・今切川を含めた国(直轄)による河川管理延長は、約116kmと四国内の河川で最も長い延長を管理している。全川的に見た場合、河道の平均河床高の経年変化の状況は、近年、ほぼ安定している状態にある。しかしながら、河道は局所的に見ると、繰り返される洪水等の作用による砂堆積、河道内の樹林化、竹林の放置による繁茂面積拡大と高密度化等による洪水流下への支障等の課題があり、局所的な深掘れによる堤防等の安全性の低下なども懸念される。

2-1-3 治水の現状と課題
 【河川整備計画原素案P33】
 (4) 浸水被害軽減策および危機管理

国土交通省では、洪水、水質事故及び地震等の緊急時には、昼夜を問わず組織体制を組み、被害の軽減を目的として、迅速・的確な河川情報等の収集・提供に努めておられる。毎、緊急時の対応の迅速化等を目的とした訓練を実施している。今後とも災害情報協議会など等を通じて関係機関と連携し、防災情報・災害情報の共有化、災害発生時の危機管理体制の強化を図る必要がある。

【河川整備計画原素案P105-1】
 5-4 河川整備の調査・研究

吉野川等における管理上の課題の解決や河川管理に関わる新しい技術の開発等に向け、水位・流量・雨量・海象・水質等の水文データ及び環境情報の蓄積を行い、調査・研究を進める。また、今後は地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮の増大、濁水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、研究の状況も踏まえ、吉野川の地域特性等に照らして、その影響について検討を実施する。

環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。

共通-16 文章等表現内容の改善について

意見 要旨	<p>要旨a. 基本方針には「総合的な」という言葉があるが、整備計画でなくなっている。何か使い分けをしているのか。</p> <p>要旨b. 【素案】は専門用語が多く、理解できないため、解説を加えてほしい。</p> <p>要旨c. 【素案】に使用するデータは、最新のものに更新・追加し、誤解を招くような表現や図表は修正してほしい。</p> <p>要旨d. 【素案】は目の弱くなった素人の年輩りにわかるはずもなく、詳細はともかく誰にでもわかるように提示していただけないでしょうか。</p> <p>要旨e. 使用するデータは最新のものに更新してほしい。</p> <p>要旨f. 分かりにくい表現等の修正、専門用語の解説など、誰にでも分かるようにしてほしい。</p>
----------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨 a	基本方針のタイトルは、全国ほぼ同一の表現で、記述しているため、「総合的な」という言葉を使用しています。	
要旨 b-1	なお、人口データにつきましては、現在、平成12年国勢調査結果を流域単位で集計しなおす作業を実施しているところであり、集計出来次第河川整備計画素案P44に記載している流域人口を修正します。 平成12年国勢調査結果を流域単位に集計し直す作業が、昨年度完了しましたので、データを更新します。	<p>1-1 流域及び河川の概要</p> <p>【河川整備計画原素案P4-1】</p> <p>(5) 流域の人口</p> <p>吉野川流域は、徳島市をはじめとする12市14町2村(平成18年7月現在)からなり、人口は約64万人(平成12年国勢調査)である。</p> <p>流域内の人口の推移は、近年横ばい状態である。また、流域面積の15%に相当する想定はん濫区域内には、流域人口の約70%にあたる約4549万人が、集中し居住している。</p>
要旨 b-2	平成20年7月現在、流域の市町村数を見直した結果、12市14町2村から変化していないことを確認しました。	
要旨 b-3	河川整備計画原案 P32-1 堆砂のグラフ 図-2.1.22～図-2.1.24 及び P40-1 濁水のグラフ 図-2.2.12に平成19年度までのデータを追加します。 堆砂及び濁水の現状・対策については、それぞれ原案P31-2、P40及びP99に記載しています。	<p>2-1-3 治水の現状と課題</p> <p>(3)ダム管理</p> <p>【河川整備計画原案P31-2～32-1.40-1】</p> <p>2)堆砂状況</p> <p>早明浦ダムの年間堆砂量は、ほぼ計画通りの堆砂を示しているが、では管理開始直後の昭和51年9月に来襲した台風17号の記録的な豪雨により、上流域で山腹崩壊等が随所に発生し、当初の想定を超える多量の土砂が貯水池に流入したため、また、その後も大きな洪水(出水)が発生する度に土砂が流入したこともあり、現在は当初年数に比べて想定していた堆砂量を上回っている。</p> <p>また、ダムの堆砂が濁水時の濁水の発生原因となっていることから、貯水位が下がった場合には堆砂除去を実施している。銅山川の富郷、柳瀬、新宮ダムでも同様に堆砂が進んでおり、特に柳瀬ダムでは計画堆砂容量(50年計画)の1.7倍に相当する量が堆積している。</p>

共通－16 文章等表現内容の改善について

意見
要
要

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、池田ダム、富郷ダム、新宮ダムでは、ダムの機能に支障を及ぼすほどの堆砂には至っていない。しかし、富郷ダム、新宮ダムでは年数に応じて想定していた堆砂量を上回る堆砂で進行しているため、今後堆砂対策を検討していく必要がある。ダム貯水池への堆砂がこのまま進行すると治水容量や治水容量に多大な影響を及ぼすため、今後ともダム貯水池への土砂流入の抑制や貯水池内土砂の排除等の対策を実施する必要がある。

柳瀬ダムでは計画堆砂容量(50年計画)の1.7倍に相当する量の土砂が堆積しており、堆砂除去等の対策を検討実施している。

また、すでに柳瀬ダムで実施している農地への客土利用等を推進するなど、排除除去した堆砂土砂の有効活用についても努めていく必要がある。

図－2.1.22 早明浦ダム堆砂量経年変化

図－2.1.23 柳瀬ダム堆砂量経年変化

図－2.1.24 柳瀬ダム堆積土砂の客土への利用状況図

図－2.2.12 早明浦ダムの濁水発生状況

※平成19年度までのデータを追加しました。

2-2-3 水質

【河川整備計画原案P40】

(2)早明浦ダムの濁水

早明浦ダム上流域では管理開始直後の昭和51年9月に来襲したの台風17号に伴い記録的な豪雨が発生した。これにより流域内には多くの斜面崩壊や侵食が発生し、貯水池に流入した多量の土砂が高濃度の濁水現象を発生させたもたらした。このため、早明浦ダム下流域では濁水放流の影響が長期化し、濁水が解消されるまでに約4ヶ月を要したため、大きく報道された。

貯水池に流入した土砂は、洪水時以外にも濁水が発生させる原因となっており考えられ、濁水時等の貯水位低下時においても濁水現象が確認されている。

また、濁水現象は平成17年の濁水時にも長期化し、濁水とその後の台風14号がもたらした洪水により濁度10度以上の放流水が48日間継続した。

共通 - 16 文章等表現内容の改善について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
		<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する事項 【河川整備計画原案P99】 (3)水質の保全 また、早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水放流の長期化をの軽減については、<u>た</u> <u>めに、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水の発生の実態把握に努め</u> <u>るとともに、また、選択取水設備の運用や、底泥除去を継続していき、さまざまな検討</u> <u>及び対策を今後引き継ぎ行う。</u> <u>さらに、銅山川についても、おける河川環境の保全については、関係機関と連携し、水環境向上</u> <u>のため、現状の取り組みを継続するさらなる環境改善について検討する。</u></p>
要旨 c-1	<p>6月27日の学識者会議の意見を受け、7月8日以降に開催した「流域 市町村長の意見を聴く会」「流域住民の意見を聴く会」において、用語 解説集を配付しています。また、HPに掲載しています。</p> <p>さらに、国土交通省では、防災情報の用語をはじめとした内容を総点 検し、これまでの発信者側の情報や用語であったものを抜本的に見直 し、受け手の立場に立ったものに改善する検討を行い、「洪水等に関 する防災情報体系のあり方について」(平成18年10月1日、国土交通省 河川局)の提言をまとめ、分かりやすい表現に努めることとしています。</p> <p>河川整備計画原案については、ご意見をいただきながら、分かりや しい表現や見やすいように努め修正します。</p>	
要旨 c-2	<p>河川整備計画原案P3 図-1.1.3に赤線の説明文を追加しました。</p>	<p>1-1 流域及び河川の概要 【河川整備計画原案P3】 (2) 地形 図-1.1.3 徳島平野と洪水時における吉野川の水面水位との関係</p>
要旨 c-3	<p>河川整備計画原案P34-1 図-2.2.2の表題を修正いたしました。</p>	<p>【河川整備計画原案P34-2】 2-2-1 水利用 図-2.2.2 四国4県の用水配分開発発水量割合(吉野川総合開発計画における用水供給計画)</p>
要旨 c-4	<p>河川整備計画原案文書中の岩津(いわづ)にはふりがなをつけま す。</p>	
要旨 c-5	<p>河川整備計画原案P51の該当箇所を修正いたしました。</p>	<p>【河川整備計画原案P51】 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念</p>

共通 - 16 文章等表現内容の改善について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨 c-6	河川整備計画原案P105-1の表現を修正しました。	【河川整備計画原案P105-1】 5-3 IT(情報技術)の活用 流域の浸水状況や道路(避難路等)の浸水(冠水)状況
要旨 c-7	河川整備計画原案P105-1の表現を修正しました。	【河川整備計画原案P105-1】 5-4 河川整備の調査・研究 水質等の水文データ
要旨 c-8	豊・平・低・濁については、用語集に説明を追記しました。	
要旨 c-9	河川整備計画原案P10において「吉野川辞典」P61の掻き寄せ堤の記載に合わせて修正しました。	
要旨 c-10	確認したところ、ご指摘の通りでしたので、河川整備計画原案P22, P44, P62, P64, P67, P69, P71, P76を修正いたしました。	
要旨 c-11	固有名詞等で読みにくい部分につきましては、ご指摘の通り、追加しました。	
要旨 c-12	一般的な用語として内水という用語を使用する場合は、内水(河川に排水できずにはん濫した水)と定義し、固有名詞として使用する場合は、例えば、内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)としています。ただし、一部記載もれがありましたので、修正しました。	
要旨 c-13	吉野川上流域の、国(直轄)による砂防事業は、昭和50年、51年の豪雨を契機として、昭和52年4月より直轄調査に着手し、昭和54年4月より直轄事業に着手したため、現行の記載となっております。	
要旨 c-14	河川整備計画原案P44-1、44-2においてイチモンジタナゴを削除しました。	

ト マ 共通 - 16 文章等表現内容の改善について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨 c-15</p> <p>河川整備計画における文末の表現については概ね以下のような考え方で整理しています。 ①【必要である】ある課題等に対して、何らかの対応策をとらなければならないこと。 ②【努める】対応策の検討や実施により、目標達成に向け、努力していること。 ③【図る】対応策の実施を前提として、工夫していくこと。 ④【行う】対応策を実施すること。 ⑤【検討する】対応策について、詳しく調べて考えること。</p>		
<p>要旨 c-16</p> <p>河川整備計画原案には計画として盛り込むべき事項を記載しております。配付資料は、素案の理解を深めるために、検討に用いた基礎データ等をわかりやすくとりまとめました。なお、配付資料やその基となるデータは徳島河川国道事務所の情報公開室やホームページなどで公開しております。</p>		
<p>要旨 c-17</p> <p>河川整備計画原案P65～65-2、82～82-2のコラムに記載している「概ね10ヶ年で着手可能な区間」については、現在の予算状況が今後も継続し、順調に事業が進捗し、下流から堤防を整備した場合を仮定した上で記載したものです。事業の進捗は、今後の予算状況や災害の発生状況、地域の協力状況、社会状況などの様々な要因に影響されることが「概ね10ヶ年で着手可能」としてあります。</p>		<p>【河川整備計画原案P65～65-2】 コラム⑧ 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果</p> <p>【河川整備計画原案P82～82-2】 コラム⑩ 日吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果</p>
<p>要旨 c-18</p> <p>5年に1回実施している河川現況調査によると、平成3年度以降の流域内人口が概ね64万人程度で推移していることから、ここでは「流域内人口は近年横ばい」と簡潔に記載しているものです。</p>		
<p>要旨 c-19</p> <p>ミチゲーションについて、わかりやすくするために本文の記事を修正しました。ワードについては用語集に説明を追加しました。</p>		
<p>要旨 c-20</p> <p>用語集に説明を追加しました。</p>		

共通-16 文章等表現内容の改善について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨 c-21	用語集に説明を追加しました。	
要旨 c-22	ジェーン台風は1950年(昭和25年)9月の台風28号のことで、ここに記載している1954年(昭和29年)9月の台風12号はジェーン台風です。	
要旨 c-23	モニタリングについては、河道の維持管理や河川環境の保全に関する事項において修正素案に記述しています。これらの事項については、継続的な観測・調査を行うことにより状況を把握し、必要に応じて対策を検討することが必要であると考えております。修正素案では、この内の観測および調査について、これらを総称してモニタリングという言葉で記載しています。	

共通-17 アンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）の反映について

意見
要旨

要旨a. 2002年の流域アンケートの結果が整備計画に反映されていないのではないか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

河川整備計画の検討にあたっては、平成14年に行った徳島河川国道事務所のアンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）により頂いたご意見も踏まえて、「自然に優しい護岸」に関しては、治水上、河岸の深掘れ（洗掘）等から堤防等を防御するため、護岸等の施設整備を行う場合、現況における動植物の生息・生育環境の把握を行い、必要に応じてミチゲーション等を行うなど、環境の保全に努める旨、河川整備計画**原素案P57**に記述を追加しました。

「森林の保全や植林」につきましては、河川管理者としても森林の持つ機能は重要と考えますが、河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を記載するものであり、河川管理者が直接実施できる内容には限界があるため、森林整備については、関係機関との連携強化を図ることとし、また森林の現状については、河川整備計画**原素案P5-1,57,105**の記述を修正しました。

考え方に対応した【原素案】内容

1-1 流域及び河川の概要
【河川整備計画原素案P5～5-1】
(7) 森林

吉野川流域（吉野川流域にかかるとる市町村全域の総計）の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られない。また、樹種の構成は、昭和35年から昭和55年頃までは、57%から69%と針葉樹林が増加傾向であったが、その後には僅かに広葉樹林が僅かに増加する傾向にあり、昭和55年から平成12年にかけて**針葉樹林が69%から67%と針葉樹が僅かに減少する傾向にあり、平成12年現在、針葉樹林が63.67%程度、広葉樹林が37.33%程度**となっている。

森林面積に占める国有林と民有林の比率をみると、国有林は**全体の12%程度**であり、大部分は民有林であるが**大部分を占めている**。

※各年の森林面積は、吉野川流域にかかるとる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。

図-1.1.8 樹林別森林面積の推移

※森林の管理者区分の比率は、吉野川流域にかかるとる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。

図-1.1.9 森林の管理者区分

共通-17 アンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）の反映について

意見 要 要	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P5-2】</p> <p>＜コラム①＞森林の水涵涵養への降雨について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残りは一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再配分されま<u>ず分けられます</u>。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、<u>溪流へ向かって移動します</u>。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域に降った<u>への雨水は、降水量・地形条件や森林の状態により、溪流への流出量と地下深部への浸透の量が変動する</u>ほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われる<u>量が変動する</u>など複雑な現象が生じています。</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画原素案P57】</p> <p>1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等への産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等への繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策として<u>ついでには、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする</u>。水際河岸の直立化については、<u>な</u>だらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。</p> <p>吉野川の河口部には、潮位変化などにより、水位、流速、流水の流量、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境がある<u>と</u>なっている。そのため<u>とくに</u>、河口干潟を含む汽水域については、<u>こそ</u>といった特有の環境場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっている<u>であ</u>ることから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。</p> <p>また、堰等の河川横断構造物においては、<u>概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、</u>今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。</p> <p>なお、工事等を実施する際には、<u>現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したりえで、河川環境への影響を軽減するために必要回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施する。</u></p>

共通-17 アンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）の反映について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P66～68】 2) 堤防漏水浸透・侵食対策</p> <p>堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸では約24-530.8km、右岸では約24-028.7kmの区間堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸透については、堤防漏水被害の実績のある区間に優先的に整備するとともに、その他の浸透対策必要区間においても、発生被害状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等からを総合的に判断し、必要に応じて、計画的に堤防漏水浸透対策を実施する。</p> <p>堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸で約25.2km、右岸で約21.8kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会的条件等から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。</p> <p>護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握を行い、必要に応じて回避、低減、代償等(ミチゲージョン)等を実施すること及び「多自然川づくり」などにより河川環境の保全に努める。</p>

共通-17 アンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）の反映について

意見 要 求	四国地方整備局の考え方
	<p>【河川整備計画原素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要支援者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見做す。また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を推進する。さらに、地域住民や川づくりに関する関係者に対して、「多自然川づくり」の啓蒙に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>

考え方に対応した【原案】内容

治水-1 河川整備において目標とする流量について

意見	要旨a. なぜ、(吉野川の治水対策の目標が)平成16年10月の台風23号と同規模なのか。もう少し安全度の高い整備計画にすべきである。今回の整備の規模が30分の1というのは、不満であり、理解しにくい。
意見	要旨b. 安全度の基準が変わったのだということ、明確に出してもらいたい。治水安全度が1/150から下がったのは、方針を変えたからか？
意見	要旨c. (吉野川の治水対策の)目標は、平成16年10月の台風23号と同規模でよいと考えます。
意見	要旨d. 岩津の狹窄部や大歩危峡には、どのぐらいの洪水の抑制効果を期待しているのか。
意見	要旨e. 大雨が降ると銅山川のピーク波がずれてしまうという問題点はあるのかないのか。
意見	要旨f. 昭和29年9月12日の洪水が過去最大と思われまます。早明浦ダム建設の関係は消却されたのではないのでしょうか。
意見	要旨g. H16年の洪水が戦後最大規模というが、鳴門市中心部他にとっては室戸台風規模の防災出水対策を願いたい。
意見	要旨h. 岩津地点の基本高水24,000m ³ /sは、狹窄部効果を考慮した妥当な数値なのでしょうか。
意見	要旨i. これまでの大きな被害をもたらす洪水の大半は、台風によるものだと思いますが、どのような降雨・流出タイプがあるのかを明示・説明ください。

意見	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	吉野川における最終的な治水対策の目標は、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津(河口より41.1km)で、基本高水のピーク流量24,000m ³ /sとし、このうち既存ダム及び流域内の洪水調節施設により、6,000m ³ /sを調節して、河道への配分流量を18,000m ³ /sとすることが定められています。	3-4 洪水、高潮による災害の発生の防止または軽減に関する目標
要旨b	しかしながら、その対策を完了させるには長期期間を要するため、無堤地区が多く残る岩津～池田間の堤防整備(完成堤防とH.W.L以上の暫定堤防)率は71.8%(H20.3現在)で、全国平均の84.7%(H19.3現在)に比べ低い状況であることも踏まえ、その対策を完了させるには長期期間を要します。そこで、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものであります。	(1) 吉野川 【河川整備計画原素案P54】
要旨c	具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m ³ /s、このうち既設の洪水調節ダム(早明浦ダム、富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム、池田ダム)の治水容量を用いて、現在の操作規則により、2,800m ³ /sを調節し、河道整備流量を16,600m ³ /sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。	1) 洪水を安全に流下させるための対応
要旨d		吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m ³ /sと定められているが、その対策を完了させる目標を達成するには、長期期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m ³ /sとし、このうち既設ダムにより2,800m ³ /sを調節して、河道への配分流量を16,600m ³ /sとする。この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。

(つづく)

治水-1 河川整備において目標とする流量について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

河川整備計画原素案P54、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正しました。

洪水の計画流量の検討には、貯留関数法による降雨流出計算手法を用いており、降雨と流出の関係を実績の洪水の流下状態の関係性から求めていることから、狭窄部による貯留量は見込まれておらず、また、複数の実績洪水により分析を行うことよって、様々な支川合流流入パターンや降雨パターン等の洪水の状態を検証したうえで包括しています。なお、その際には、洪水調節施設の能力を考慮しています。

大きな被害をもたらした主な洪水の特徴を、台風による降雨と流出量等の関係性を紹介することにより、洪水の特性についての理解を深めるため、原素案P8-1にコラム③として追加しました。

昭和29年9月洪水のピーク流量は、岩津基準地点で15,000m³/sと、平成16年台風23号(16,400m³/s)より小さかったものと記録されています。しかしながら、当時の河床は、現在の河床と比較して2~4m程度高かったため、過去の痕跡水位では最大となっている箇所もあります。したがって、吉野川では、岩津地点において戦後最大流量を記録した、平成16年台風23号と同規模の洪水を、現在の河床で安全に流下させることを目標としております。

旧吉野川の目標流量は、大寺地点における観測流量が昭和36年第2室戸台風による洪水のピーク流量(540m³/s[計算値])よりも大きく戦後最大流量を記録した昭和50年8月洪水と同規模の洪水(1,000m³/s)を安全に流下させることとしております。なお、旧吉野川及び今切川の河口付近については、河床勾配が緩いため、潮位が水位の高低や被害の大小に大きく影響します。河川整備計画における下流部の堤防計画については、小松島潮位観測所が昭和26年に観測を開始して以来、最高潮位を記録した昭和36年第2室戸台風時の潮位(A.P.3.286m)を考慮して計画しております。

なお、原素案p.63~64(附图-11)にも示しているように、岩津地点の掘削は予定しておりませんが、掘削を行わない状態で、将来、計画高流量の安全な流下が可能な計画で、現在、上流側の堤防整備を実施しています。

考え方に対応した【原案】内容

(2) 旧吉野川

【河川整備計画原素案P55~56】

1) はん濫被害軽減に向けた対応

旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量1,500m³/sと定められているが、その目標を達成する対策を策定するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水や昭和36年9月第2室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で1,100m³/s、このうち既設ダムにより100m³/sを調節して、河道への配分流量を1,000m³/sとし、旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川沿いの必要区間について築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

【河川整備計画原素案P8-1】

＜コラム③＞吉野川の洪水特性について

四国地方吉野川では、台風の進行経路に応じて洪水等の特性が異なります。吉野川の代表的な浸水被害の形態としては、降雨特性として、降雨特性として、流域型、全流域型に、高潮型を加えた、3つが挙げられます。以下に、その代表例を紹介します。

【上流域型】(例：昭和49年台風18号)

台風が九州の西側海上から九州地方に上陸し、その後四国付近を横断した進んだ場合は、池田上流の山地部を中心に激しい降雨が見られる、生じる上流域型の降雨特性となります。この場合の洪水特性は、池田下流の支川合流量がからの流出は比較的少ないことから、内水被害が生じにくい傾向があります。

【全流域型】(例：平成16年台風23号)

台風が九州の東側海上を通過し、土佐湾から四国に上陸し、縦断すると、池田上流の山地部を中心に激しい降雨が見られ生じ、その後、池田下流域においても激しい降雨が見られる、全流域型の降雨特性となります。この場合の洪水特性は、吉野川本川の洪水の流下流量の上昇に加え、支川からの合流量も比較的大きいため、くくなります。そのため下流にいくに従いほど流量が多くなり、大規模洪水となる傾向があります。また、本川の洪水水位が高いレベルにある時点でも下流域等に強い降雨が生じるため、内水被害が生じやすい傾向があります。

【高潮型】(例：昭和36年台風18号、昭和50年台風6号)

台風が高知県の東側海上を通過し、紀伊水道を進行すると、河口周辺に南方より台風が接近するため、高潮が生じやすい傾向があります。

治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見 要旨	<p>要旨a. これからの洪水(対策)は、過去の記録にないような大洪水が起きるといことを想定し、こうした状況に耐えられるような整備計画を作っていたきたい。</p> <p>要旨b. 計画を立てるときに、異常気象である状況の中で、今までのような台風や済まないんだと、そういうことはあり得るんだということを入れてほしい。</p> <p>要旨c. 治水施設の能力を超えた洪水に対して、現在計画されている堤防はどれだけ対応できるのか。</p> <p>要旨d. 外国の大きな川だったたら川を治めることはとんでもない話で、川と一緒にどうやって生きていくかということが問題。吉野川は大きいので、川と共生するというポイントで、今後に向けて書いて頂けたらいいと思う。</p>
----------	---

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>吉野川における最終的な治水対策の目標は、河川整備計画原案P54に記載の通り、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津(河口より41.1km)で、基本高水のピーク流量$24,000\text{m}^3/\text{s}$とし、このうち既存ダム及び流域内の洪水調節施設により、$6,000\text{m}^3/\text{s}$を調節して、河道への配分流量を$18,000\text{m}^3/\text{s}$とすることが定められています。</p> <p>しかしながら、無堤地区が多く残る岩津～池田間の堤防整備(完成堤防とH.W.L以上の暫定堤防)率は71.8%(H20.3現在)で、全国平均の84.7%(H19.3現在)に比べ低い状況であることも踏まえると、その対策を完了させるには長期間を要します。そこで、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定しています。</p> <p>具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量$19,400\text{m}^3/\text{s}$、このうち既設の洪水調節ダム(早明浦ダム、富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム、池田ダム)の治水容量を用いて、現在の操作規則により、$2,800\text{m}^3/\text{s}$を調節し、河道整備流量を$16,600\text{m}^3/\text{s}$としており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっています。</p> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>
考え方に対応した【原案】内容	<p>2-1 治水の現状と課題</p> <p>【河川整備計画原素案P33～P33-1】</p> <p>(4)浸水被害の軽減策及び危機管理</p> <p>吉野川では、これまでも工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状での施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。また、これまで以上に、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えばそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の洪水はん濫による浸水被害を少しでも小さくするための対策を実施することが求められてい実施に努めていく必要がある。</p> <p>洪水はん濫が発生した場合にも、人的被害の発生を回避するためには、的確な避難を可能とすることが必要である。そのためには、住民が的確な避難行動を取るために必要な役立つ情報を分かりやすく提供する必要があります。国土交通省では、自治体による避難勧告・避難指示の発令を支援するため、洪水予報により洪水時に予測される水位情報等を提供している。今後は、用語の見直し等により、より受け手に分かりやすい情報になるよう努めていく必要がある。</p> <p>また、国土交通省は、浸水想定区域図の公表により、自治体による洪水ハザードマップ作成の支援を行っている。平成17年5月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの公表が義務付けられているが、現在公表済みの吉野川流域(国管理区間沿川)の自治体は、46市57町であり、今後は残る他の市町村についても早急に公表できるように支援していくとともに、まるとまるとハザードマップ等の施策を推進・支援することにより、住民にとって身近でわかりやすい情報として定着を図る必要がある。</p>

治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

また、河川整備計画原素案においても施設能力を上回る洪水への対応は重要であるものと考えており、原素案P33の2-1治水の現状と課題(4)浸水被害軽減策及び危機管理等に、「現状での施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。したがって、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくのと並行して、例えばそのような洪水が発生したとしても、壊滅的な被害を回避するとともに、洪水はん濫による浸水被害を少しでも小さくするための対策を実施することが求められている。」と、記載済みです。

堤防が決壊するなど重大な災害の発生に対しては、段階的に施設能力の向上を図るとともに、浸水被害軽減策への取り組み及び危機管理の充実を図っているところですが、しかし、現在の堤防は、拡築・嵩上げを繰り返してきたため様々な危険性を内包しています。そのため、施設能力を上回る洪水の発生時はもちろんのこと、施設能力以下の規模であっても洪水が長時間継続すると、最悪の場合、計画高水位以下で堤防の決壊が生じることも危惧されます。

「河川堤防設計指針(国土交通省河川局治水課、平成19年3月23日)」では、計画高水位以下の流水の通常の作用に対しての安全性を確保することとして、堤防設計の考え方が示されています。河川整備計画原素案では、この指針に基づき、堤防補強強化対策(漏水浸透対策、侵食対策)を実施することとしています。

危機管理として、施設能力以上の洪水等が発生した場合の被害軽減措置については、ご意見を頂いているとおり、重要であるものと考えています。

このため、河川整備計画原素案P33の2-1 治水の現状と課題(4)浸水被害の軽減策及び危機管理に浸水被害軽減策実施の必要性を、P55～56 5)浸水被害の軽減策及び危機管理に目標を記載しているところでありますが、記載を充実すべきのご意見を戴いているところであり、項目名「浸水被害軽減策及び危機管理」に変更し内容を充実しました。

(つづ)

考え方に対応した【原案】内容

さらに、激甚な被害を発生させる堤防の決壊(破堤)はん濫の発生を防ぐためには、適切な水防活動の実施が不可欠である。現在、洪水時には昼夜を問わず水防団等が出勤し、必要に応じて水防工法を実施している。国土交通省では、水防警報の発令により、水防団等による水防活動の確かな実施を支援している。現在、水防団等の高齢化が進んでいるが、訓練等を通じ、水防体制の強化を図る必要がある。

加えて、浸水による被害を最小限に抑えるためには、浸水の危険性がある地域において、浸水に強いまちづくりを進めていく必要がある。国土交通省では、浸水想定区域図の公表等により、浸水の危険性のある地域の周知を図っているが、今後とも、自治体や関係機関と連携をとりつつ、総合的な浸水対策の推進を図る必要がある。

国土交通省では、洪水、水質事故及び地震等の緊急時には、昼夜を問わず組織体制を組み、被害の軽減を目的として、迅速・的確な河川情報等の収集・提供に努めており、毎年多く、緊急時の対応の迅速化等を目的とした訓練を実施している。今後とも災害情報協議会など等を通じて関係機関と連携し、防災情報・災害情報の共有化、災害発生時の危機管理体制の強化を図る必要がある。

堤防・護岸等など河川管理施設の状況把握のため、河川巡視等を行っており、不測の事態が発生した場合には、保有する災害対策機械の派遣など等を行い被害の防止・軽減に努めている必要がある。

3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P54】

1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められているが、その対策を定子させる目標を達成するには、長期期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした。整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/sとし、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとする。この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。

治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

施設能力を上回る洪水への対策としての危機管理や被害軽減策に関しては、今後も様々な調査研究が必要です。

また、自治体との防災情報の共有や洪水時の的確な情報伝達等に向けた施設整備やハザードマップの作成支援、危険箇所の市町等への周知、防災訓練の実施、災害情報協議会を活用した市町との連携体制の強化等ソフト面での対策についてこれまでも実施してきたところであり、今後も継続するとともに、災害情報協議会を**活用して、減災対策についての情報提供等技術支援を通じ、市町との連携を強化します**とも実施していきます。このため、河川整備計画原素案のP55～56、P75、P85-1、P95～96の記載を充実します。**しました。**

《参考》

災害情報協議会の構成

徳島県、吉野川圏域市町、国土交通省

さらに、迅速かつ効率的な水防活動や住民の円滑な避難を支援したり、被災時の応急的な対応により洪水の被害を最小限に抑えることを目的として、河川防災ステーション、排水ポンプ車の作業場、側帯等防災関連施設の整備を実施することとしており、河川整備計画原素案P75、85に記載していますが、位置付けをより明確にするため、河川整備計画原素案の3. 河川整備計画の目標に関する事項のP55～56 5)危機管理の項目にも記載を修正**しました。**

こういった危機管理や防災に関する内容は、河川整備計画原素案P33,55～56-1,75,85,95,96,96-1,97に記載しています。

（つづく）

考え方に対応した【原案】内容

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P55】

5) 浸水被害の軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、**計画規模を上回る洪水等が発生した場合、整備途上での施設能力以上の洪水・地震等や高潮が発生した場合においても、被害のを軽減するに努める。**

(2) 旧吉野川

【河川整備計画原素案P56-1】

3) 4) 浸水被害の軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、**計画規模を上回る洪水等が発生した場合、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮・地震等が発生した場合においても、被害のを軽減するに努める。**

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

7) 防災関連施設の整備

【河川整備計画原素案P75】

① 河川防災ステーション・水防拠点等の整備

《本文省略》

② 排水ポンプ車等の作業場の整備

《本文省略》

③ 側帯の整備

《本文省略》

④ 光ファイバー網等の整備

《本文省略》

治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

「堤防が決壊した場合、被害が大きいのが高い堤防と低い堤防のどちらか」というご質問についてですが、高い堤防の方が、高い水位から洪水がはみ渡るため、被害は大きくなります。

二線堤については、一般的に一定の効果を期待するためには、貯留域として広大な空間が必要ですが、吉野川では、背後の土地利用状況(市街化等)やはん濫特性等を踏まえ、一定の効果を期待することは困難であると考えています。

土地利用規制等の総合的な治水対策については、現在の河川法では、河川管理者が直接実施できる行為には限界があり、基本的には、市町村により各関係法令に基づいて実施することになります。しかしながら、国土交通省としても県や市町村の情勢を見極めつつ、必要に応じて関係機関と連携・協働に努めていきたいと考えています。

考え方に対応した【原案】内容

(2) 旧吉野川
344) 防災関連施設の整備
【河川整備計画原素案P85-1】

①河川防災ステーション・水防拠点等の整備
《本文省略》

②側帯の整備
《本文省略》

③光ファイバー網等の整備
《本文省略》

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
【河川整備計画原素案P95】

(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進め実施する。

また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。

1) 河川情報の収集・提供
《本文省略》

【河川整備計画原素案P96】
2) 地震及び洪水への対応
《本文省略》

3) 洪水ハザードマップ整備の促進
《本文省略》

4) 水防団等との連携
《本文省略》

5) 水害防止体制の構築
《本文省略》

治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P96-1】
6) 浸水に強いまちづくりの支援
《本文省略》

【河川整備計画原素案P97】
7) 水質事故への対応
《本文省略》

【河川整備計画原素案P105～P105-1】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と知る努力が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見做す。

治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえうえで、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行なう。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行なう研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

【河川整備計画原素案P105-1】
5-3 IT(情報技術)の活用

防災に関する河川の情報については、河川水位、映像等など各種情報の提供体制が整いつつある。一方、流域の浸水状況や道路(避難路等)の浸水(冠水)状況、住民の避難状況等の被害に関する情報の収集・共有は、技術的に難しい課題を有していることから、自治体、河川管理者等が協力して、リアルタイムの収集・共有体制について調査・研究を進める必要がある。

治水-3 平成17年台風14号洪水の流出量について

意見
要旨

要旨a. 平成17年の台風14号で、もし早明浦ダムが満杯であったら、吉野川はどうなっていたのか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

平成17年9月の台風14号の基準地点岩津における実績ピーク流量(13,800m³/s)は、実績洪水で最大となった平成16年10月台風23号の実績ピーク流量(16,400m³/s)を下回る規模でした。

既設のダムが無いと仮定した場合の基準地点岩津のピーク流量は、平成17年9月台風14号で18,800m³/s(戦後第2位の規模)であり、戦後最大規模(平成16年10月台風23号の19,400m³/s)に匹敵する規模でした。

また、既設ダムの利水容量が満水状態とした場合に活用できる治水容量を用いた流量は、平成17年9月台風14号で15,100m³/sであり、平成16年10月台風23号のみ(16,600m³/s)と、ほぼ同規模の浸水被害が生じていたものと考えられます。

河川整備計画では、いずれの場合も平成16年10月台風23号の洪水規模が大きくなるため、平成16年10月台風23号を河川整備計画の対象洪水として採用しています。

考え方に対応した【原案】内容

治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について

意見
要旨

要旨a. 堤防工事については費用対効果を示し、堤防を行わない案との比較も行うこと。
要旨b. 整備計画によって、どの程度被害軽減できるか具体的な数値を示すこと。
要旨c. 中流の築堤より、下流の内水対策が費用対効果の面で効率的、効果的でないかと思う。内水対策をもっと積極的に推進すべきである。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

平成16年10月台風23号の実績浸水被害情報は、無堤地区での吉野川のはん濫によるもの、内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫によるものに区分して、徳島河川国道事務所のHP、パンフレット等により公表しているほか、河川整備計画原素案P7にコラムとして参考記載しています。また、徳島県においても「平成16年台風浸水マップ痕跡マップ」を公表しています。

【河川整備計画原素案P7】
〈コラム②〉平成16年10月洪水の概要

【河川整備計画原素案P65】
〈コラム⑧〉吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果
に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加

吉野川のはん濫については、河川整備計画原素案では、戦後最大規模の洪水に対して吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とし、必要となる整備内容(堤防の整備、輪中堤・宅地高上げ等、河道の掘削等)を記載しています。また、その効果に関しては、河川整備計画原素案P65にコラムとして参考記載しています。

【河川整備計画原素案P72】
〈コラム⑨〉飯尾川流域の例(直轄事業と補助事業が連携した内水対策の事例)

なお、整備計画実施に位置づけている治水対策の河川改修費は、約1800億円を想定しており、計画的な対策に約1600億円を見込み、必要に応じて実施する対策に約200億円が見込まれています。なお、内水対策や浸食対策は、計画的な対策の中に、内水対策が約34億円、浸透、浸食対策が約73億円が含まれており、必要に応じて実施する対策にも含まれています。

費用対効果分析は、河川事業では各箇所事業が上下流・対岸間で効果が影響し合う関係にあり、戦後最大規模の洪水に対する吉野川のはん濫防止を目的とした一体での整備であるため、吉野川国(直轄)管理区間の全区分を対象として実施することとしています。現在、素案の内容についてご意見を伺っているところであり費用が定まらないこと、効果の発現時期が不明であることなどから確定できませんが、費用対効果が1.3～2.8程度となり、投資は妥当と判断しています。



治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫については、平成16年10月台風23号による家屋浸水被害が大きく、事業中の飯尾川内水地区角ノ瀬排水機場の新設、桑村川内水地区川島排水機場の増設の完成を河川整備計画原素案に記載しており、その他の地区については今後の増水(出水)における家屋浸水状況を注視し、被害の規模・頻度・浸水被害の発生要因等を勘案し、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)対策の実施の可否、整備の優先順位等を適切に判断していきたいと考えています。飯尾川・桑村川の事業については、概ね10年に1度の降雨(平成16年10月台風23号降雨波形)に対して床上浸水被害を解消すること(飯尾川については加減堰下流対象)を目標として計画しており、飯尾川については河川整備計画原素案P72にコラムとして概要及び効果を記載しています。

なお、費用対効果の観点から岩津～池田間の堤防整備より下流の内水(河川)に排水できずにはん濫した水)対策を優先すべきとのご意見につきましても、近年、吉野川のはん濫や内水(河川)に排水できずにはん濫した水)はん濫が頻発している中、両事業はバランスをとりつつ進捗させる必要があると考えています。

第2回住民説明会の説明資料の中で、流下能力等の資料を公表しており、吉野川河川整備計画に関するHP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室等にて、閲覧可能となっております。

治水一5 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（築堤等）

要旨a.	総合治水についてあまりにも記述が少ないのではないか。
要旨b.	堤防の位置は、何案か出して、住民が納得する案を採用するようにした方がいいと思う。
要旨c.	地震と違って、水量が多くなると逃がられる。その補償金の方が、工事費とどうか？自然流の調整は不可能。
要旨d.	長い土手(多くは道でもある)を変えたいのは大変だから遊水地帯を作るといっているのはどうか。
要旨e.	堤防位置を後退できる場所は、引いて建設し、川にあそびをもたせたいのではないか。自然環境や歴史・文化的景観への配慮が必要ではないか。
要旨f.	岩津より上流を有堤化するならば、それは「百年河清を俟つに等し」、地下水路を建設し、幅員大なる善入寺島付近に放出する方策は如何か。
要旨g.	後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。
要旨h.	流れを河道に押し込むという考え方以外に遊水地や竹林などのような流れをやらねばならない方法も考えられるべき。
要旨i.	河畔林等を分断しない。
要旨j.	河川の整備は、堤内地の農地や家屋を守るためであるものであって、そのためには、堤防等をきちんと整備して流水が遅滞なく流れるようにしてほしい。
要旨k.	今ある以上に、洪水調節や発電のためにダムを建設するご計画があるのかないのか。できたらつくって頂きたい。

意見
要旨

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	河川整備計画原素案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高流量に対して手戻りがなく、現在の河道の能力を基本的に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるよう設定しています。このため、例えば、岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現況の河岸より堤防の居住地側(堤内側)の位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないものとはならず、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込めるような河道計画とはなっていないのと考えています。	4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策
要旨b	洪水被害を軽減するための対策として築堤等(輪中堤・宅地嵩上げ等を含む)を位置づけている対象は、河川整備計画の目標流量の流下により住家の浸水被害が発生する地区としており、その区間を河川整備計画原素案P59～P62に記載しています。	吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m ³ /s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中である区間と未着手区間のうち最も氾濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。
要旨c	その中で、浸水被害が多い箇所については、背後の平地は狭く、貴重な社会活動の場であるため、農地等も含め極力堤内地側の土地面積が確保できるようにも配慮しています。	堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。
要旨d		① 堤防の整備 吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狹隘地を除く)においては、洪水による氾濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。



治水-5 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（築堤等）

意見
要
旨

四国地方整備局の考え方

しかしながら、吉野川と背後の高台に挟まれた狭あい地に防衛対象の家屋があり、防衛の対象となるべき家屋の移転が必要となる箇所や少数の家屋を防衛するために、長い延長の堤防を整備する必要のある箇所等では、輪中堤や宅地高上げ等の対策により改修を行うこととされています。

また、吉野川については附図-1～附図-19、旧吉野川については附図-27～附図-37、今切川については附図-38～42に堤防の整備、河道の掘削等の施行の場所を掲載しています。

また、歴史・文化的景観の面でも岩津池田間の河岸沿いに植えられ守られてきた竹林の大半を存置できる計画とすなど配慮しています。さらに、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地変量を最小限にとどめるため、平常時の水面（平水位）以下の掘削は行わず、自然の瀬淵の状態を残すこととしたり、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、自然環境の改変度合いを抑制する計画としています。

このように、いただいたご意見については、河川管理者も河川整備計画原素案P59～P64-1で記載している河道計画を作成する段階で考慮しており、河川整備計画原素案に計画の考え方を理解いただくため、記述を追加しました。



考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P61】
② 輪中堤・宅地高上げ等

岩津上流（池田～岩津間）の狭隘地区においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減すること等を目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤等の設置や宅地高上げ等を行う。なお、輪中堤・宅地高上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を講ずる行う。

【河川整備計画原素案P63】
③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請等などの状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際環境の保全に努める。なお、また、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これらの機能を考慮し、竹林の伐採面積の抑制にを最小限に止めるように努める。

図-4.1.5 河道の掘削等を実施する区間(吉野川)

治水-5 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（築堤等）

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

但し、現在の無堤地区を遊水地域としてり遊水地を整備すべきとの御意見については、無堤地区では吉野川のはん濫による浸水被害が頻発しており現状でも安全度が著しく低いこと、そこに住民が住み社会活動をを行っていること、堤防の早期締切に関する御意見が多いことなどを考慮すれば、河川整備計画原素案への反映は困難と考えています。

また、流域外放水路については、吉野川の流量規模が大きいことや、四国山地と阿讃山脈に挟まれて流れるという地形的特性の中で、治水効果の上がる規模の施設を建設することは、現段階では困難であると考えています。

なお、堤防の位置は複数案を示し、住民の選択をする場を設けるべきとの御意見につきましては、河川整備計画原素案で示している法線案についての基本的な考え方を説明させていただきました、その内容について御意見を伺っているところであり、御意見を頂ければ、必要な検討を行い、反映すべきは反映し、反映できない場合はその理由について説明させて頂きたいと考えています。

新たにダムを建設する計画があるのかとのご意見につきましては、河川整備計画原素案では戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水(基準地点岩津にて19,400m³/s)を安全に流下させる方策として、既設ダムにより2,800m³/sを調節し、残る16,600m³/sについては、無堤地区の築堤、掘削等の事業で対応することとしています。このことは、河川整備計画原素案P.59に記載しています。従って、河川整備計画では、新規のダム建設など洪水調節施設を新たに建設することは具体的に計画していません。

治水-6 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（河道の掘削）

意見 要旨	<p>要旨a. 現状で大水が発生した場合、どのように対処していくか。木を切るのか方法はあるが、そのような対策を全面的に推進を頂くことが、我々住民にとって、一回一回の台風や大水のときに安心ができます</p> <p>要旨b. 河道掘削によって、どの程度水位が下がるのかシミュレーションを行ってほしい。</p> <p>要旨c. 大規模な河道の掘削が行われた場合、本流が変わったり、侵食の増長や干潟への土砂流入の低下して干潟がやせてしまうことなどを懸念。が予想される。</p> <p>要旨d. 吉野川の河川整備を行う際には、吉野川の清流のイメージを壊さないよう、現在ある自然は十分に残し、あまり人工的な河川にしないいただきたい。</p> <p>要旨e. 狹窄部の江口付近では、河道掘削が【素案】に明記されていますが、その計画では、下流にどのような影響が見込まれるのでしょうか。</p>
----------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a. 現況河道の河床は、長い年月に渡る吉野川の侵食・堆積作用等により形作られたものであり、自然のバランスの中で現状では概ね安定し、動植物の生育・生息の場ともなっています。従って、流下断面を確保するために現況河道を大規模な掘削等により大きく改変した場合には、河床は自ずから復元に向かう傾向となるため、流下断面の維持に多大な労力を要し、自然環境へ悪影響を来す結果となります。</p> <p>そこで、整備計画では、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく計画高水流量相当の流下能力が確保可能な川幅を想定し、まず築堤により流下能力を確保することとしており、堤防等整備後にを実施してもなお、河川整備目標流量に対し流下能力が不足する区間では、必要最小限の河道の掘削又は樹木の伐採により、流下能力を確保するものとして、河道計画を策定しています。 この結果、整備計画において掘削を実施する区間は限定的なものとなります。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中であるの区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p>	



治水-6 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（河道の掘削）

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

また、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地改変量を最小限にとどめるため、平常時の水面（平水位）以下の掘削は行わず自然の瀬淵の状態を残すこととしたり、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、環境改変の度合いを極力抑制する計画とされているほか、河床が維持されている現状と流れの状態を大きく変化させないよう留意することにより河床形が維持されやすい計画としていきます。なお、その内容については、河川整備計画原素案P63、③河道の掘削等に掘削の考え方を記載しているところですが、計画の考え方を理解していただくために記述を修正します。

河道掘削については、侵食増長への影響や新たな根固めブロックの設置が生じないよう、掘削による影響を極力考慮した形で対応を考慮していきます。

河道の掘削等による水位低減効果については、場所により異なりますが、最大で0.8m程度です。

河床掘削による河口部の干潟への影響は、流れの状態を現状と大きく変化させないように留意することとしているため、少ないものと考えています。

河道掘削については、現在の流下能力に於じて計画しているところであり、実施にあたっては、砂利採取計画との整合を図りつつ掘削を行うこととしています。

また、河道掘削及び築堤等については、上下流・左右岸のバランス等に配慮しながら、適切に実施します。さらに、対策後につきましても適切な河道管理を行います。

江口地先（東三好橋上流）については、痕跡水位や水位計算の洪水時水面縦断勾配から狭窄による水位上昇の程度を確認したところ、極端な狭窄の影響は見られず、下流へ大きな影響を及ぼすような状況にはありません。

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P63】

③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請等などの状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際域環境の保全に努める。なおまた、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生鳥・育成の場とする動植物が存在することなどから、これらの機能を考慮し、竹林の伐採面積の抑制などを最小限に止めるように努める。

治水一七 河川整備計画の堤防法線・堤防整備の方法の位置付けについて

意見要旨
要旨a.【素案】の堤防法線や整備方法は、計画的にどれぐらい意義があるものなのか。また、この法線の地域住民への説明会はいつごろするですか。また、これは決定として説明会をするのか。
要旨b.堤防上部の道路としての交通機能をよくする相乗効果的計画にしてほしい。

意見要旨

四国地方整備局の考え方

要旨a
要旨b
 整備計画では、概ねの堤防計画位置と整備方法を示しています。また、詳細な位置は、測量設計を経て段階で定めていくこととなり、その段階で地元説明会を行うこととなります。

吉野川には、現在87の排水門(樋門・樋管)がありますが、今後も堤防整備が進み、支川を締め切る箇所など必要な箇所については、排水門(樋門・樋管)を設置します。

新規に築堤事業に着手する際には、堤防機能の向上の観点から、道路等他事業者の計画の有無を確認し、兼用工作物として整備出来る場合においては、合併事業として事業着手するなど、効率的な事業展開が図られるよう努めます。

考え方に対応した【原案】内容

—

治水-8 水害防備林、竹林等について

要旨a. 歴史的な景観である水害防備林は、それなりの意味や機能があつて残っているので、必要性を含め、十分にその役割を考えてほしい。
 要旨b. どの竹林を残して、どの竹林を切るのかがもう少し図でわかりやすくなっている。
 要旨c. 竹やぶが治水に効果があるというところは、全面的には言えない。きれいな竹林であれば多少効果があると思うが、竹林と竹やぶは違う。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a 水害防備林は、堤防が無い中、水害防備林として守られてきた竹林の歴史的・文化的な価値、また、吉野川の代表的な景観のひとつとなり、竹林を生育の場とする動植物も存在するなど、大切さを認識しています。</p> <p>河川内に残される竹林については、これらの機能を考慮しつつ、存置・保全対応を図っていきたいと考えており、河川整備計画原素案P57の河川環境の整備と保全に関する目標やP87、P100に記載しているところ。</p> <p>その考え方にもとづき、河道計画では、水害防備林・竹林等の伐採は、堤防敷地及び堤防保全上必要な部分や掘削を実施する上で最低限必要な部分などに留め、可能な限り存置させるものとして策定しています。結果的に伐採せざるを得ない竹林は、堤防敷地及び堤防保全上必要な部分により7ha、掘削を実施する上で最低限必要な部分で7ha、合わせて14ha程度であり、現状で吉野川に残る竹林面積308haの5%程度です。</p> <p>河川環境等に関する内容は、河川整備計画原素案P57,63,87～88,100に記載しています。</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P57】 1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等に産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等への繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策として、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際河岸の直立化については、なだらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。</p> <p>吉野川の河口部には、潮位変化などにより、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境があるとなっている。そのためとくに、河口干潟を含む汽水域については、こそいった特有の環境場(生息・生育・繁殖)する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっている。ことから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。</p>	<p>また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後とも河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価し、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施する。</p>
<p>要旨b 第2回住民説明会等の説明資料により、竹林の伐採位置を示す図の公表を行ってきたところですが、広域図であったため、位置関係が不明確でした。あらためて、竹林の伐採位置を示す図面をとりまとめ、説明いたします。</p>		

治水-8 水害防備林、竹林等について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域の歴史・文化等とともに、吉野川の優れた河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するように努める。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P59】

1) 洪水を安全に流下させるための対策

吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量 $16,600\text{m}^3/\text{s}$ (岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中であるの区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。

【河川整備計画原素案P63】

③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請等などの状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際域環境の保全に努める。なおまた、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これらの機能を考慮し、竹林の伐採面積の抑制を最小限に止めるように努める。

治水-8 水害防備林、竹林等について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

【河川整備計画原素案P87】

2) 水際環境の保全・再生

吉野川では、昭和50年から平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では今も拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所では、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

【河川整備計画原素案P87～88】

3) 河道内樹木の取扱い

吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大が、により洪水のを安全ならに流下のさせるとして支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。

樹木管理を実施するにあたり、当面の措置を先行管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立コンフリクト注1)を調整するためにミシゲーション措置(回避、低減、代償等(ミシゲーション)の措置)を講じ実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画原素案P100】

② 竹林(水害防備林)の保全

吉野川の竹林(水害防備林)は、吉野川固有の河川景観を形成しているとともに、鳥類のねぐらや営巣地に利用されるなど、動植物にとって良好な生息・生育・繁殖環境となっている。ことから、そのため、堤防の整備、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、竹林の保全に努める。

治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について

意見 要旨 a. 吉野川では、昔から「中流は遊水地」という考えがあったが、この遊水池の意味を説明してほしい。
 要旨 b. 無堤地区の築堤で遊水地帯が減ってくると、下流の水位が上がってしまうのではないか。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a 要旨b	<p>河川整備計画原素案では、河道配分流量の安全な流下を図ることを目標として、対象期間内に順次、無堤地区の堤防整備を進め完成することとしています。</p> <p>従って、本整備計画では平成16年10月台風23号と同規模の洪水を対象として、河口から池田までの堤防締切が完成した状態を想定して、河道流量を算出し、この流量に基づき堤防等の必要な整備内容を決定しています。河道配分流量の決定に際しては、上流改修による下流への影響量は考慮しており、目標流量を河川整備計画原素案P54、1) 洪水を安全に流下させるための対応に計画の考え方を理解戴くために記述を修正しました。</p> <p>無堤部の締切による下流のピーク流量の増加量は、洪水の規模、継続時間により異なります。その結果については、別途お知らせします。</p> <p>なお、岩津～池田間については、下流側から優先で整備を行ってきた関係から、上流側では改修着手が遅れた経緯がありますが、昭和40年改修着手以来、河川改修を実施する区間と位置付け、継続して整備を進めています。</p> <p>河川整備計画原素案に計画を位置づけている無堤部（現在事業実施中の区間並びに未着手区間）の締切による下流のピーク流量の増加量は、洪水の規模、継続時間により異なりますが、平成16年10月の台風23号と同規模の洪水で、概ね200m³/s程度と見込まれます。</p>	<p>3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P54】 1) 洪水を安全に流下させるための対応</p> <p>吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められているが、その対策を完了させる目標を達成するには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/sとし、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとする。この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。</p>

治水－10 築堤計画内容の説明について

意見
要旨

要旨a. 築堤は、外水氾濫を防止する上で有効であるが、締切後に内水被害が発生することも、きちんと住民に説明すべきではないですか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

吉野川では、無堤地区の整備に際し、吉野川のはん濫が、流速や土砂を伴い、被災者の人命を脅かし、生活により大きな悪影響を及ぼすものであることを考慮して、これを防止する堤防整備を優先し、堤防締切後は、内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害の軽減及び拡大防止のため、ソフト対策を地元自治体と連携して積極的に内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害の状況により必要に応じて内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策を実施を検討するとういう手順で、段階的に整備を進めています。

従って、堤防のみを整備した段階では内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害は発生する場合があります。家屋浸水被害を伴う場合もありません。しかしながら吉野川のはん濫の場合に比べ、大きな流速を伴わないこと、支川からの流出は上流からの洪水の到達に比べ時間的に早く、排水門(樋門)閉扉前にかかりの量が吉野川へ流出すること、洪水位に対し内水位が高いようなら排水門(樋門)はゲートを開く操作をすること等から、浸水頻度は減少し浸水状況も大幅に改善されます。

想定される内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害に関する広報等については、これまでも色々な機会を通じて説明等してきたところですが、今後、さらなる広報に努めるとともに、堤防整備後の状況を理解いただくために、河川整備計画原素案P70(3)内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策に記述を修正しました。

なお、平成16年10月台風23号の浸水被害に関しては、無堤地区でのによる吉野川のはん濫によるもの、内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫によるものに区分された情報を、徳島河川国道事務所(HP、パンフレット等)により既に公表しています。また河川整備計画原素案P71にもコラムとして参考記載しています。また、痕跡水位等のデータを公表します。

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原案P7】

＜コラム②＞ 平成16年10月洪水の概要

10月18日16時から降り始めた雨は、台風23号の接近とともに10月20日早朝から強くなり、10月20日13時から14時までの1時間に上流の溜井雨量観測所(高知県土佐町)で87mm/hr、下流の山雨量観測所(徳島県上板町)で73mm/hrの激しい雨を観測しました。

流域全体で多くの降雨があり、各観測所では400～500mmの総雨量を観測し、基準地点岩津の最大流量は16,400m³/sと戦後最大の流量を記録しました。

この洪水は、池田から岩津間等の無堤地区で外水はん濫による被害、飯尾川、城の谷川等で内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫被害を引き起こし、浸水面積7,645ha、床上浸水745戸、床下浸水1,975戸と甚大な被害が発生しました。また、旧吉野川流域でも浸水面積3,120ha、床上浸水139戸、床下浸水457戸の被害となりました。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

【河川整備計画原素案P70】

3)内水対策等

吉野川の国(直轄)管理区間の川沿いには、現在状態で3534の内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)地区が存在します。これらの地区では、内水被害が発生する可能性があり、実際に平成16年10月台風23号など等の洪水で内水被害が発生している。

内水被害の発生する可能性がある地区については、内水被害の軽減及び拡大防止のため、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であることから、ハザードマップの公表や、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行う。

また、内水はん濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。

吉野川沿いには、現状で15箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)(国(直轄)管理144m³/s)が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じた適切な対策を実施する。

また、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設等など必要な対策を実施する。

治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について

要旨a. どの地区から堤防の整備をするのか。施工順序が納得できるような形で工事を進めてほしい。
要旨b. (堤防整備の優先)順位はどのようにして決めているのか。

要旨c. 無堤地区の堤防整備を早期に実施してほしい。
(勝命、沼田、加茂第二、半田、脇町第一、芝生箇所)
(井川、池田、加茂第一箇所)

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

要旨a. 吉野川は、無堤部においてはん濫による浸水被害が頻発していることとから、早期の無堤地区解消を目標としています。

要旨b. ここで、吉野川の川沿いに残る無堤地区における堤防整備については、河川整備計画に位置付け、対象期間内に整備を実施することとしており、河川整備計画(原素案P54、P59～P61)に記載しています。

要旨c. 今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所(脇町第一、芝生、太刀野、加茂第一)の整備を最優先で進め、早期完成に努めたいと考えています。

その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情勢、用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実かつ適切に河川事業を進めていきたいと考えています。

また、整備の考え方についての重点的な整備を行う必要性について、具体的に記述を行うため、原素案P59、65の記載修正を行います。各時点における改修状況は、毎年実施している記者発表やホームページを通じて情報提供しているところであり、今後も実施していきます。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P54】

1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量 $24,000\text{m}^3/\text{s}$ と定められているが、その対策を完了させる目標を達成するには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした一整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で $19,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち既設ダムにより $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P59】

1) 洪水を安全に流下させるための対策

吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量 $16,600\text{m}^3/\text{s}$ (岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中であるの区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。

治水一11 吉野川本川堤防の整備の進め方について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

今後の堤防の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。

吉野川は、無堤部において、はん濇による浸水被害が頻発していることから、早期の無堤地区解消を目標としています。その手順については、事業効果の早期発現の観点から、過去の被害状況を勘案し、事業中の区間(脇町第一、芝生、太刀野、加茂第一)の堤防締切の完了を目指すとともに、未着手区間のうち最もはん濇被害の大きい加茂第二箇所(締切)の完了を目指したいと考えております。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。なお、河川整備計画(原)素案P65(コラム⑧)の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。

池田箇所の堤防につきましては、昭和40年の岩津上流(岩津～池田間)直轄管理区間編入後、最初の築堤工事として、当時建設が進められていた国道192号バイパスに並行し、同時施工が必要な区間を先行して実施しております。未施工区間については、その他の無堤部との上下流・左右岸のバランス等に配慮しながら、適切に整備を実施します。

考え方に対応した【原案】内容

① 堤防の整備

吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狭隘地を除く)においては、洪水によるはん濇被害を防止するため堤防の整備を実施する。

【河川整備計画原素案P61】
② 輪中堤・宅地高上げ等

岩津上流(池田～岩津間)の狭隘地区においては、整備による宅地等の資産の損失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減すること等を目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤等の設置や宅地高上げ等を行う。なお、輪中堤・宅地高上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を講ずる行う。

【河川整備計画原素案P65】

コラム⑧ 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果
に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加

治水-12 浸透対策について

意見 要 目	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>現在までの対策は、対策必要区間の中で、危険度の高い石井、鴨島、上板、吉野の対策を行ってきたところであり、平成19年度も引き続き、鴨島箇所、上板箇所を実施することとしております。</p> <p>漏水被害に対する堤防点検については、堤体の材料や基盤の状況が一樣でないこともあり、概ね1kmに1箇所程度の地質調査結果から、堤体への浸透に対する安全性を照査しており、その結果から対策が必要な区間を記載しているものです。吉野川水系では、平成19年度3月末現在で、点検対象区間117.9kmに対して約85%にあたる99.8kmの区間の点検を完了しました。その結果、59.5km-61.6kmと対象区間の約50%、約52%において安全性が所定の基準に達していないことが判明しました。旧吉野川などの堤防点検が行われていない一部の区間なお、旧吉野川・今切川については、平成19年度末までに、堤防の安全性の照査を完了したので、原案P25-1②堤防整備区間における浸透への対応、P82-3②浸透対策に記述を追加し、結果を反映します。させることとして点検を進めているところです。</p> <p>なお、点検の状況については、HP等により公表しているところです。</p> <p>岩津下流の北岸地区の堤防については、河川整備計画原素案P66に記載しているところ、計画的に漏水浸透対策を実施する区間と位置づけられています。</p> <p>また、川の流れを中央に流せないかのご意見については、川の中のみお筋は、増水(出水)等により、たえず変化する場合もあり、川の流れを操作することは非常に難しいものと考えております。</p>	<p>堤防整備済区間を対象に浸食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸で約25.2km、右岸で約21.8kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会的条件等から総合的に判断し、必要な箇所に対して浸食対策を実施する。</p> <p>護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握を行ひし、必要に応じて回避、低減、代償等(ミチゲーション)等を実施すること及び、多自然川づくりなどにより河川環境の保全に努める。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画原案P82-3】 2)浸透対策</p> <p>堤防整備済区間を対象として、浸透に対する安全性を点検した結果、旧吉野川では概ね左岸1.0km、今切川では概ね左岸0.6km、右岸0.6kmの区間において対策が必要となっている。浸透については、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会条件等を考慮し、漏水の発生状況を注視しつつ、必要に応じ対策を実施する。</p> <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P90～91】 ② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能を維持されできるよう、平常時の点検における点検との実施や必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。</p>	

治水-12 浸透対策について

意見
要
旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸損傷等の被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災等の有無を巡視・点検を行い、必要に応じて適切な補修を実施する。

なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に見出するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩による巡視等堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクル・コスト縮減に努める。

護岸については、護岸その変形・ひび割れ等の変状を早期に見出するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視のほか、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う実施する。

特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域の中で、過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧計等の計器を使用したモニタリングの結果から継続的に巡視、堤防漏水浸透対策工の効果を把握し、今後の堤防漏水浸透対策に反映するとともに必要に応じて適切な追加対策を行う補修を実施する。

さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道用通路の等必要な適切な施設の整備・補修を実施する。

- 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
- 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
- 【河川整備計画原素案P97】
- (4) 災害復旧

増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。

特に堤防の決壊(破堤)等など大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂等を使用し緊急的な対策を行う。

さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。

治水－13 堤防侵食対策について

ア
マ

意見 要旨	<p>要旨a. 第十堰下流の藍住町地先の護岸や旧吉野川の洗掘箇所は、侵食対策を兼ねて早急に護岸の整備を実施してほしい。</p> <p>要旨b. 堤防は土や砂で作られているので侵食に対して弱い。柴で作った沈床を設置することで土手の崩れを防げるのではないか。</p> <p>要旨c. 何億円もかけて治水対策の工事しても次の台風でその工事箇所が流出している場合が多々あるので、流れない工法等の工事をしてほしい。</p> <p>要旨d. 海のように大波もないのにテトラポットを入れるのは無駄ではないでしょうか？</p>
----------	---

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>堤防侵食に関する整備箇所については、堤防整備済区間を対象として堤防侵食に対する危険度を定量的に評価し、平成16～17年度に学識者らにより構成された「吉野川堤防強化委員会」の場において審議いただいたところであり、堤防の安全性の低下が懸念される箇所は、計画的に整備を行う対策実施区間として位置付けており、河川整備計画原素案P6866、2) 堤防漏水浸透・侵食対策に記載しています。また、それ以外の区間についても今後洪水(出水)時等の堤防点検を充実させ、被害の状況を注視し、必要に応じて緊急的な対応を講じてまいります。</p> <p>なお、藍住町の石積み護岸の区間につきましては、整備計画期間中の実施区間として位置付けています。</p> <p>また、堤防侵食対策については、河川整備計画原素案P90～91、②堤防・護岸の維持管理及びP97、(4) 災害復旧に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画原素案P66～68】</p> <p>2) 堤防漏水浸透・侵食対策</p> <p>堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸では約24-530.8km、右岸では約24-028.7kmの区間堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸透については、堤防漏水被害の実績のある区間を優先的に整備をするとともに、その他の浸透対策必要区間においても、発生被害状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等から総合的に判断し、必要に応じて、計画的に堤防漏水浸透対策を実施する。</p> <p>堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸で約25.2km、右岸で約21.8kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会的条件等から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。</p> <p>護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握を存心し、必要に応じて回避、低減、代償等(ミチゲーション)等を実施すること及び、多自然川づくりなどにより河川環境の保全に努める。</p>



(つづく)

治水-13 堤防侵食対策について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>洪水(出水)時に堤防前面に護岸が無い区間については、侵食作用により被害が発生している実績があり、被害状況等に応じて、対策を行ってきたところです。また、堤防前面の河床が深掘れ(洗掘)されるなど、水上特に注意を要する箇所は、重要水防箇所(定め、市町等への周知を行ってきたところです。洪水(出水)時には、堤防点検等により安全性の確認を行い、危険箇所が確認されれば、関係機関への連絡調整等により、水防活動等が行われています。</p> <p>今後、洪水(出水)に備えて、危険箇所周知の充実を図るとともに、洪水(出水)時の堤防点検等を充実させ、被害の状況を注視しながら、対応を行うこととしております。</p> <p>護岸・根固ブロックについては、河岸等の被災防止を目的として、必要な箇所に適切な施工をしてきたところです。</p>	<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P90～91】 ② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能を維持できよう、平常時の点検との実施や必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸損傷等の被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災等の有無をこまめに巡視・点検を行い、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩による巡視等堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクル・コスト縮減に努める。</p> <p>護岸については、護岸その変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視のほか、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う実施する。</p> <p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域の中で過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧計等の計器を使用したモニタリングの結果から継続的に河川、堤防漏水浸透対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水浸透対策に反映するとともに必要に応じて適切な追加対策を行う補修を実施する。</p> <p>さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理専用通路の等必要な適切な整備・補修を実施する。</p>

テーマ 治水－13 堤防侵食対策について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画原素案P97】 (4) 災害復旧</p> <p>増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p> <p>特に堤防の決壊(破堤)等など大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂等を使用し緊急的な対策を行う。</p> <p>さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。</p>

治水－14 内水対策の進め方について

意見 要旨	<p>要旨a. 内水被害対策について、必要なハード面での投資については前倒しでの対応も必要ではないかと思う。【素案】に示されている箇所以外にも、内水対策の充実を図ってほしい。</p> <p>(角の瀬の増強、阿波市、吉野川市、鷺谷川、北島町、川内地区(シマ地区、沖ノ洲地区、吉田谷地区))</p> <p>要旨b. 内水対策の優先順位やスケジュールは、【素案】に含まれないのか。</p> <p>要旨c. 内水対策について、多くの被害箇所の対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください。</p> <p>要旨d. 堤防が切れて冠水するのではなく、内水が先に冠水して、その水が堤防をこえて川に流れ込むと言う氾濫が最近増えております、こうした内水対策についてお聞きしたいと思います。</p> <p>要旨e. 川島排水機場の効果、ポンプ規模の考え方及び運用等について</p>
----------	---

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>
<p>要旨a) 内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策等については、河川に関する内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害への対応は、家屋浸水被害の軽減を目的として、必要に応じ、河川管理者等(国土交通省又は都道府県等)が実施し、都市排水等の雨水排水対策は下水道事業者(市町等)、農地・農業施設の湛水防除はかんがい事業者(県等)など、いくつかの行政機関等が、それぞれの目的に応じて実施しています。</p> <p>吉野川流域では、平成16年度洪水による大規模な内水被害の発生を受け、国土交通省では家屋浸水被害の大きかった美馬市城の谷地区の排水ポンプ場(排水機場)増設を完了し、飯尾川内水地区角ノ瀬排水機場新設を平成20年度、吉野川市川島排水機場の増改築を平成21年度改築・増設の完成に向け、重点投資しているところです。</p> <p>その他箇所についても、平成16年から17年にかけて相継いだ大洪水(出水)、特に平成16年台風23号では、川沿いの堤防整備済箇所多くで内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害が発生しており、この内、家屋浸水被害が著しい地区について、今後の出水における家屋浸水状況を注視するとともに、</p>	<p>2-1-1 洪水の概要 (1)藩政期以前の洪水 【河川整備計画原案P7】 コラム② 平成16年10月洪水の概要</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画原案P70】 3)内水対策等</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の川沿いには、現在状態で3534の地区において内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)地区が存在します。これらの地区では、内水被害が発生する可能性が高いとあり、実際に平成16年10月 台風23号などで内水被害が発生している。</p> <p>内水被害の発生する可能性が高い地区については、内水被害の軽減及び拡大防止のため、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であることから、ハザードマップの公表や、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行う。</p>	



治水－14 内水対策の進め方について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害の発生する可能性がある地区については、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害の軽減や拡大の防止のためには、流域からの流出量の抑制や低地への家屋進出の抑制が必要であるためことから、地元自治体と連携してソフト対策を実施したいと考えています。おた</p> <p>またさらに、危機管理対応として、排水ポンプ車等の作業場を必要箇所段階的に整備し、四国地方整備局等が保有する排水ポンプ車を臨機に派遣する等対応についても位置付けており、河川整備計画原素案P70、3)内水対策等及びP75、②排水ポンプ車等の作業場の整備に記載しています。</p> <p>なお、四国地方整備局では、排水門(樋門)等の操作について河川整備計画原素案P91、③施設の維持管理に記載していることとあり、操作規則に則り確実な施設の操作に努めています。</p> <p>また、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害を軽減するため、被害の規模、頻度、浸水被害の発生要因等を勘案し、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)対策の実施の可否、整備の優先順位等を適切に判断していきたいと考えています。</p> <p>その考え方について明示するため、河川整備計画原素案P70、3)内水対策等に記載しています。平成16年台風23号の浸水被害に関しては無堤地区による吉野川のはん濫によるもの、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)はん濫によるものに区分された情報を、徳島河川国道事務所HP、パンフレット等により既に公表している他、河川整備計画原素案P7にコラムとして参考記載しています。</p>	<p>また、内水はん濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。</p> <p>吉野川沿いには、現状で15箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)(国(直轄)管理144m³/s)が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じた適切な対策を実施する。</p> <p>また、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設等など必要な対策を実施する。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 7)防災関連施設の設備 【河川整備計画原素案P75】 ② 排水ポンプ車等の作業場の整備</p> <p>内水(吉野川)に排水できずにはん濫した水)はん濫時に応急的な対策としての排水ポンプ車及びクレーン車等の必要な作業場を現地状況・内水被害実績等を考慮し、必要な箇所を整備する。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P91～P91-1】 ③ 施設の維持管理</p> <p>洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門)・樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、洪水時に確実に機能が発揮できるよう、平常時の河川巡視のほかによる他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、さらに、専門家による定期点検もを年1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門(樋門)樋管)堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p>	

治水－14 内水対策の進め方について

意見 要旨	考え方に対応した【原案】内容
<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>○平成16年台風23号洪水の大規模な内水被害を受けて、内水被害の状況、原因等を検証し、角の瀬排水機場や川島排水機場のポンプ増設に着手しているところであり、その計画概要や効果については既にホームページ等を通じて広く周知しています。</p> <p>○内水対策における一般的なポンプ規模の考え方は、まず、内水(吉野川に排水出来ずにはん濫した水)の原因となっている支川の流域面積等ははん濫特性を把握します。そして、支川毎にははん濫被害規模等を考慮し、ポンプ規模、設置箇所を決定します。</p> <p>検討の結果、川島排水機場のポンプ規模を$12\text{m}^3/\text{s}$から$18\text{m}^3/\text{s}$に増設することとしています。</p> <p>○川島排水機場の増設により、平成16年台風23号型で10年に1度の規模の出水が発生した場合、床上浸水被害を解消する効果が見込まれています。</p> <p>○なお、今回の川島排水機場の改築内容は、設備規模が、ポンプ管径 $\phi 1,800\text{mm}$、吐出口樋門底高 A.P.+16.30m、呑口高 A.P.+15.80m、吸水槽敷高 A.P.+14.30mで、集塵装置が自動除塵機です。また、運転開始水位は A.P.+18.80mです。維持管理については、通常の排水機場と同様に、点検整備を年2回、始動確認を4月～11月は月4回、12月～3月は月1回行います。</p> <p>○川島排水機場増設の工事で発生した排水量は、工事の状況等により変動しますが、多い時で毎秒約0.4m^3程度です。</p> <p>○川島排水機場の操作は、本川水位の上昇に伴う桑村川の排水樋門閉鎖により、桑村川の水位が上昇し、越水が始まる水位を概ねの基準に操作を開始することを原則としています。</p> <p>○運転水位の表示については、吉野川本川の水位や桑村川流域内の降雨状況により、運転開始水位が多少変動しますが、目安としての水位表示は可能であり、表示します。</p>	<p>なお、排水門(樋門・樋管)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門・樋管)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは操作、自動操作等への転換等のが可能なように対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、施設の状態を点検し、総合的に診断を行い、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、開門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>

<p>7-15 治水-15 高潮対策について</p>	<p>要旨a. 下流域では、台風時における海面の上昇による堤防の破壊をどのように認識しているのか。 要旨b. 津波対策及び高潮対策について。 要旨c. 河口部の高潮や津波対策は、河川、海岸、港湾等の異なる管理者が別々に対応するのではなく、費用負担や事業者、施行区間等を定めて一元的に行う方が効果的で効率的である。</p>
<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>要旨a 高潮対策として、小松島検潮所において昭和25年の観測開始以降最大である昭和36年9月第二室戸台風規模の潮位に侵入波浪を加えた高さに対して被害が生じないように計画しており、被害実績を考慮しつつ対応することとして、河川整備計画(原素案P74、5) 高潮等対策に記載しています。</p> <p>要旨b 河口部における事業の実施に際しては、必要に応じ海岸・港湾等関係機関と調整しながら実施していきたいと考えており、整備計画(原素案P74、5) 高潮等対策を修正しました。</p> <p>要旨c 吉野川の高潮対策の計画高については、河川砂防技術基準(計画編P72)の1. 過去の(既往)最高潮位、2. 朔望平均満潮位+既往の最大潮位偏差、3. 朔望平均満潮位+推定された最大潮位(偏差)に基づき、計画対象地域に過去の(既往)最大の水理量(潮位、波等)を発生させたときの気象を採用しています。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P74】 5) 高潮等対策</p> <p>吉野川河口部においては、高潮による浸水や河道内進入波浪の越波による越波被害の防止・軽減のため、越波実績被害の発生状況を考慮し必要に応じて高潮堤防等の整備を実施する。 なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者等など関係機関との調整を図る。</p>
<p>7-16 治水-16 津波の影響範囲について</p>	<p>要旨a. (地震発生によって、)津波はどこまで来るのか。</p>
<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>要旨a 東南海・南海地震後に予想される津波が河川を遡上する区間を徳島河川国道事務所で検討途中段階ではありますが、概略的に試算した結果では、津波高の大小はありますが、吉野川においては、河口から第十堰付近まで、旧吉野川・今切川においては、河口から板野町西中富橋(旧吉野川河口より22km付近)までと推定しています。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>

治水－17 河口周辺堤防の対策の計画反映について

意見
要旨

要旨a. 吉野川の河口付近から5km前後の両岸周辺では、現在の堤防高が計画の堤防高よりも低いところがあるが、高上げをしなくても対応できるのか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

河口部は洪水と高潮の作用を受ける区間であることから、その計画堤防高は一般に2つの外力に対する必要高を勘案して設定する必要があります。吉野川河口部では、昭和36年9月の第二室戸台風でA.P.+3.286mと極めて高い潮位を記録した履歴があること及び紀伊水道に面し台風時には大きな波浪が侵入することから高潮(高波)による必要高が洪水による必要高を大きく上回り、このため高潮により計画堤防高A.P.+7.3mが決定されています。

御意見のように吉野川下流部(四国三郎橋(8キロ)付近まで)の現況堤防高は、鮎喰川合流部の導流堤部分を除き、計画堤防高に対して、最大1.4m(概ね0.5m程度)の高さ不足を生じていますが、河川整備計画の目標となる戦後最大規模の洪水位に対しては、十分な高さとなっていることから、洪水対策としては、当面、整備の必要性が低いものと判断し、本整備計画での対象事業とはしておりません。

また、吉野川橋は、桁下高が計画高水位を15cm程度下回っており、管理者には河川施設の占用許可に係る更新時に、河川施設等構造令に適合する施設へと改善するよう是正指導を行っています。河川整備計画の目標となる戦後最大規模の洪水位と桁下高の差は1.6m程度あり若干の不足は認められるものの、架橋地点の堤防高は洪水位に対し余裕高が確保されていることから、緊急性は高くないと考えています。

なお、高潮・高波対策としては、被害実績を考慮しつつ整備を進めることとし、河川整備計画(原素案P74)に記載しています。

考え方に対応した【原案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P74】

5) 高潮等対策

吉野川河口部においては、高潮による浸水や河道内進入波浪の越波による越波被害の防止・軽減のため、越波実績被害の発生状況を考慮し必要に応じて高潮堤防等の整備を実施する。

なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者等など関係機関との調整を図る。

治水－18 勝命箇所の実施に関する計画内容について

要旨a. 勝命地区の堤防法線をもつと前に出して、スーパー堤防などの検討はできないでしょうか。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	<p>勝命箇所付近の河道区間は、整備計画目標流量に対し流下能力が不足しており、築堤に加え善入寺地区の樹木伐採を実施することにより流下能力を確保する計画としています。よって、堤防位置を前出することは、難しいと考えています。</p>	

治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について

ア
マ

意見 要旨	<p>要旨a. 善入寺島の周辺では、近年、河床が上昇して剣先部から冠水する頻度が高くなっているため、樹木の伐採や河床の掘削をしてほしい。</p> <p>要旨b. ケンザキと呼んでいる所に向かって吉野川の水が押し寄せ、2年連続で真つ二つに割られ困っている。ケンザキ部分の補強をお願いしたい。</p> <p>要旨c. 善入寺島が遊水地帯としての機能を発揮して、下流の堤防に対する圧力を和らげていること、農業者の農地としての生産が行われてきたことが十分に説明されておらず、善入寺島の存在価値が見失われている。</p>
----------	--

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a</p> <p>要旨b</p> <p>要旨c</p>	<p>善入寺島剣先部からの浸水(冠水)については、昭和49年9月洪水の際にも発生しており、12,000～13,000m³/s以上の規模で全島が浸水(冠水)するものと考えています。岩津地点において流量観測を開始した昭和36年以降、12,000m³/sを上回る洪水は8回発生していますが、時期的にはバツキがあり、近年では、平成5年以來約10年間記録していなかったものが、平成16～17年では3回記録しました。</p> <p>一方、この間の善入寺島周辺区間(30k0～33k0)の平均河床高は概ね安定している状態ですが、昭和40年代に対しては0.5～1.5m程度低下しており、浸水(冠水)しにくい状況となっています。</p> <p>加えて、河川整備計画原案P63、③ 河道の掘削等に記載しているとおり、低水路内の樹木伐採を位置付けており、当該区間の流下能力は上昇することとなります。</p> <p>また、樹木伐採後の河床変動の状況、樹木群の再繁茂状況を定期的にモニタリングを行い、流下能力評価を行って、必要に応じて樹木管理等を行うこととして、河川整備計画原案P90、① 河道の維持管理に記載しています。</p>	<p>1. 吉野川の概要</p> <p>1-1 流域及び河川の概要</p> <p>【河川整備計画原案P5】</p> <p>(6) 土地利用及び産業</p> <p>流域の土地利用区分は、山林が78.5%、水田や畑地等の農地が15.1%、宅地等の市街地が4.6%、河川等1.8%となっている。</p> <p>流域の産業をみると、農業分野では、古くは吉野川のはん濫水が運ぶ良質な客土肥妖な土砂を利用した藍作が盛んであった。しかし、近年は吉野川下流域の平野部においてレンコン、ニンジン、かんしょ、ダイコンの生産が盛んであり、冬季の温暖な気候を利用して阪神地域を消費地とする都市近郊型農業経営への移行がし進みつつある。また、川中島である善入寺島は、農業に利用されており、野菜が生産されている。水産業としては、シジミ、アユ等をはじめとしたその漁獲量は全国でも有名産であり、養殖業としてスジアオリやアユ、ウナギの生産が盛んである。製造業については、旧吉野川流域を中心として、化学工業、食品工業、電気・機械器具、紙加工品業、木製品、家具製造業等が分布し営まれている。</p> <p>高知県、愛媛県内の吉野川流域はほとんどが山地であることから、森林の生育に適した自然条件が活かされた林業等が営まれてい盛んである。しかし、近年、木材価格は低迷しており、農山村地域では林業就業者人口の減少と高齢化が進んでいる。</p>



(つづく)

治水－19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について

意見
要
旨

四国地方整備局の考え方

善入寺島周辺の樹木伐採の効果は、第2回住民説明会の説明資料の中で、樹木伐採上流部の流下能力不足箇所への洪水位低減効果資料を公表しており、対策により最大0.3m程度水位低減することが見込まれる他、これまで低水路樹木によって捕捉されていた堆積土砂のフラッシュが期待でき、当該地区の特性を踏まえた整備内容であるものと判断しています。

当該資料については、吉野川河川整備計画に関するHP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室にて、閲覧可能となっております。

剣先部分の護岸被害については、補修等を講じたところです。必要に応じて、農林関係部局との調整を図りつつ、河川管理者として対応できる部分については対策を講じていきたいと考えています。

善入寺島周辺の河道区間については、洪水(出水)時には広大な川幅によって河道貯留が生じています。善入寺島の浸水(冠水)特性は、7,000～8,000m³/s程度の洪水規模を上回ると善入寺島の下流端から浸水(冠水)が始まり、12,000～13,000m³/sを上回ると全島が浸水(冠水)状態となっております。このような洪水の流下特性から、ある程度の洪水規模までは、善入寺島が遊水機能を発揮する場合があります。

吉野川の第一期改修により、善入寺島が全島買収されて以降、川中島の耕作地として農地利用が行われており、こういった経緯の現状をふまえ、河川整備計画原素案P5の流域及び河川の概要(6)土地利用及び産業に追記します。しました。

考え方に対応した【原案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P59】

1) 洪水を安全に流下させるための対策

吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中であるの区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。

【河川整備計画原素案P63】

③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請等などの状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際域環境の保全に努める。なおまた、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これらの機能を考慮し、竹林の伐採面積の抑制に最小限に止めるように努める。

治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
		<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P90】</p> <p>① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の流下疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>特に洪水を安全に流下させるための施策対応として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に及び吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテイアオイ等への対応としては、河川巡視などのモニタリングにより早期に発見し駆除するほかにも、「ホテイアオイ対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の連携駆除に努める。</p>

治水-19-1 脇町第一箇所の実施に関する計画内容について

意見要旨 **要旨a.** 脇町第一箇所で、焼却場の後のごみを除けなければ、築堤をしないという噂を聞いたことがあるが、このごみは、合併前の5町村が持ってきたものであるため、焼却場跡を除けないと築堤は完了しないと発言しないと言わずに早く完結して頂きたい。

意見要旨

四国地方整備局の考え方

要旨a 揖原最終処分場の廃棄物(ゴミ)処理については、平成18年度に美馬市等関係機関が、揖原最終処分場適正処理検討委員会(公開)を設置し、廃棄物(ゴミ)処理方針の検討を実施しました。この中で、堤防をそのままつくってしまうと、廃棄物(ゴミ)が川の中に残ってしまうということから、川の外にゴミを搬出し、適正処理を行うこととなりました。

また、現在の処分場は河川区域外であり、河川管理者である国土交通省としても、法的拘束力のある指導はできませんでしたが、ゴミの処分停止、撤去について要請してきました。

今後については、美馬市のゴミ撤去計画並びに築堤の詳細設計等施工計画について、関係機関と調整を図りつつ進めていきます。

考え方に対応した【原案】内容

治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について

意見
要旨

要旨a. 三野から東に堤防ができると遊水地が少なくなり、毛田の水位が一段と高くなるので、対岸と同時に整備して欲しい。
 要旨b. 毛田地先の治水対策として、北岸の竹林がたくさん生えているところを掘削して川幅を広げてほしい。
 要旨c. 平成16年の台風23号では、毛田側の水田が2m湛水したが、附図P23の図であれば、この水位はどの辺りになりますか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

現況河道の河床は、長い年月にわたる吉野川の侵食・堆積作用等により形作られたものであり、自然のバランスの中で現状では概ね安定し、動植物の生育・生息の場ともなっています。従って、流下断面を大きく変更した場合には、河床は自ら復元に向かう傾向となるため、流下断面の維持に多大な労力を要し、自然環境へ悪影響を来す結果となります。

そこで、整備計画では、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく計画高水流量相当の流下能力が確保可能な川幅を想定し、まず築堤により流下能力を確保することとしており、堤防等整備を実施してもなお、河川整備目標流量に対し、流下能力が不足する区間では、必要最小限の河道の掘削又は樹木の伐採により、流下能力を確保するものとして、河道を計画しています。この結果、整備計画において掘削を実施する区間は限定的なものとなっています。

各堤防整備事業の着手にあたっては、堤防整備により下流や対岸の無堤地区に被害の拡大がないよう、上下流、左右岸のバランスを考慮して進めていきます。

計画に位置づけられている毛田地区の対岸の河道の掘削の効果量については、戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水が流下した場合、毛田地区付近(附図P23の59k2付近)で、現況の水位はAP61.1m、築堤及び河道の掘削後にAP60.4mとなり、水位低減量は70cm程度を見込んでおります。

また、築堤及び芝生の掘削により、毛田地区の上流(右岸60km～61km地点)で水位が上がる現象についてのご質問ですが、これは、毛田地区の川幅が堤防完成後に狭くなることから、水理現象として生じているものと考えられます。しかしながら、水位上昇量は微量で、毛田地区の流下能力には影響ありません。

治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について

意見 意 要	<p>要旨a. 山口谷川と山陰谷川が氾濫し、内水が相当氾濫しました。その具体的な対策として、堤防をつくるのか、樋門をつくるのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>要旨b. 山口谷川合流点付近は堤防ができて、内水被害はなくならないと思います。内水被害を軽減するためには、洪水時の水位を下げるということが大事だと思えますので、河道を大きくとももらいたいと考えます。</p> <p>要旨c. 河道掘削を行った場合について検討する際は、水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p> <p>要旨d. 山口谷川の修正案に賛成です。地球温暖化の影響で洪水が発生し易くなるので、早めに推し進めて欲しいです。</p>
--------------	--

意見 要 要 要 要	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	<p>山口谷川の支川処理方式は、徳島県と調整した結果、被害軽減効果が最も大きい堤防（バック堤）による整備方式を採用することとなりました。</p> <p>また、河道掘削については、加茂谷川合流点付近（65k0付近）の流下能力不足に対して、河川整備基本方針では、61k2～65k0の区間の平水位以上の掘削を予定し、さらに不足分の確保のため高瀬谷川合流部左岸直上流部を掘削し対応することとして河道計画を策定しています。</p> <p>河川整備計画原素案で設定した築堤及び河床掘削は、整備の最終目標である計画高水流量の安全な流下のために必要な河床掘削には、段階的に整備計画の河道配分流量相当分を整備するものです。</p> <p>御指摘の高瀬谷川合流点直上流左岸及び山口谷川合流点対岸の掘削箇所は最大限（計画高水流量対応）の河床掘削を見込んでいます。この掘削による山口谷川合流点付近の水位低減量は0.3m程度です。</p>	<p style="text-align: center;">附图-16 加茂第一箇所山口谷川支川処理方式の変更に伴う法線形の修正</p>
要旨b		
要旨c		
要旨d		

治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について

意見
要旨

要旨a. 加茂第二箇所では、【素案】の堤防法線が変更された場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂きますようお願いいたします。
 要旨b. 堤防法線を見直ししてほしい。
 要旨c. 加茂第二箇所のように浸水被害を受けやすいところは、何らかの土地利用の規制をかける方が優先されるべきだと思います。

意見
要旨

考え方に対応した【原案】内容

四国地方整備局の考え方

河川整備計画原素案で提示している川幅は、河川整備基本方針で決められた計画高水流量を対象として、将来実施する追加の河川整備に対して手戻りが生じないよう、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるよう、また、同時に上流域の平野部は狭く、貴重な社会活動の場であるため、極力、堤防の居住地側(堤内側)の土地面積が確保できるように設定しています。その堤防位置は、概ね毎年発生する程度の洪水位より、堤防の居住地側(堤内側)の高い位置になっています。

これに対し、ご意見のように、堤防の位置を堤防の居住地側(堤内側)に後退させた場合には、堤防が流れに直行する向きになることから、水衝部(67k2付近)となり、堤内地への危険性が増大します。また、河道幅の急変区間となるため、流速が遅くなり、水位の上昇を招きます。さらに、加茂第二箇所の築堤法線を潜水橋を渡って島へ渡るような高島付近の地形を残すこととした場合、新たに90戸程度の移転家屋が生じることとなります。

さらに、河川整備計画原素案の法線案で計画している堤防位置は、堤防の高さが概ね5m程度であることから、堤防に隣接する竹林の高さは概ね8～15m程度であることから、堤防の居住地側(堤内側)に潜水橋を渡って島へ渡るような景観が保全できる計画となっており、且つ川側に竹林を残すことで堤防が目立たず、対岸からの景観を大きく改変する計画とはなっていません。

また、文献調査も併せて行いましたが、三加茂町史にも、高島に史跡等は掲載されておりませんでした。

以上を考慮し、河川整備計画原素案の築堤法線案を採用したいと考えております。

(つづく)

治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>第2回住民の意見を聴く会等では、代替案として引堤案と高島を存置させる案の比較検討結果を説明したところであり、その説明資料の中で、各案の効果資料を公表(徳島河川国道事務所HP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室)しております。</p> <p>また、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、歴史・文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、専門家や地域住民等との懇談会への設置に向けた取り組みを行っていきます。</p>		

治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について

意見
要旨

要旨a. 旧吉野川の板東谷川合流点上流部は、無堤地区が多いため、早急に堤防の整備を実施してほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の向上を図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等を進めてきました。

今後も河川整備基本方針で定めた目標の達成に向けた段階的な対策として、河川整備計画では、上流部・下流部ともに戦後最大規模である昭和50年8月洪水と同規模の洪水(出水)に対し家屋浸水被害が概ね解消することを目標として整備を進めます。

目標達成のための方策として、板東谷川合流点より上流区間については、板東谷川付近の開削と既存用地買収区間における河道内の掘削を行い水位を下げる改修を実施します。整備計画目標対応の改修方式としては、将来実施する築堤等を先行する方法も考えられますが、この場合長い延長の築堤及び河道幅幅のための用地を確保する必要があり達成までに長い年月を要することとなるため、整備計画期間中に効果発現が可能な掘削方式を採用しました。

旧吉野川の板東谷川合流点上流部の実施に関する計画内容については、河川整備計画原素案P80、② 河道の掘削等に記載しています。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(2) 旧吉野川

【河川整備計画原素案P77】

1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策

旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤防等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間において、堤防整備や河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。

旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

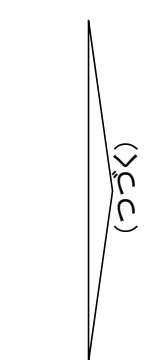
整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

治水一22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>整備の考え方について具体的に記述を行うため、原素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82《コラム⑩》の記載の修正を行います。</p> <p>今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。</p> <p>旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい地区から順次堤防縮切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。</p> <p>また、その他の区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。</p> <p>なお、河川整備計画原素案P82《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p> <p>また、堤防の整備等ハード面以外の対策の1つとして、平成19年3月末に浸水想定区域図を作成・公表致しました。今後、各市町でハザードマップの作成等にご活用いただければと考えております。</p> <p>また、特に堤防の整備が遅れている地域については、市町等関係機関と連携し、ソフト面での対策に取り組んで参りたいと考えています。これらに関しては、整備計画原素案P95(3)浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に記載しています。なお、具体的な地盤高データなどにつきましては、災害情報普及支援室(徳島河川国道事務所内)に相談してください。</p>	<p>【河川整備計画原素案P80】</p> <p>② 河道の掘削等</p> <p>旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等の対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間において、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制低減のため河道の掘削を行う。</p> <p>なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。</p> <p>【河川整備計画原素案P82】</p> <p>コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果</p> <p>に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画原素案P95】</p> <p>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</p> <p>浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進め実施する。</p> <p>また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。</p>	

治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について

意見 要旨 a. 旧吉野川の板東谷川合流点下流部では、無堤地区や弱堤地区が残っているため、早急に堤防の整備を実施してほしい。
 要旨 b. 旧吉野川における整備計画において旧堤を利用している理由(考え方)についてお聞きしたい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方
<p>①洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画原素案P77】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策</p>	<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。</p> <p>今後も河川整備基本方針で定めた目標の達成に向け早期に治水安全度を向上させるための段階的な対策として、旧吉野川下流(板東谷川合流点下流)及び今切川については、戦後最大規模の昭和50年8月洪水と同規模の洪水に対し、流下断面や堤防高が不足し、川治いに残る旧堤の有効利用等を考慮した場合にも、市街地への大規模なはん濫被害が想定される区間について、堤防整備、河道掘削等を実施し、旧吉野川・今切川のはん濫による大規模な家屋浸水被害を概ね解消します。</p>
<p>旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p> <p>整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>①堤防の整備</p> <p>流下断面や堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備や水門新設等の対策を実施する。</p> <p>また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害が生じる区間については、消波工を整備する。</p>	<p>旧吉野川の板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容については、河川整備計画原素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P80、②河道の掘削等に記載しています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(つづく)</p> </div>

治水一23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>整備の考え方について具体的に記述を行うため、<u>原素案P77、1)</u>洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82《コラム⑩》の記載の修正を行います。</p> <p>今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。</p> <p>旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい地区から順次堤防縮切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後も事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。また、その他の区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。</p> <p>なお、河川整備計画原素案P82《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p> <p>また、堤防の整備等ハード面以外の対策の1つとして、平成19年3月末に浸水想定区域図を作成・公表致しました。今後、各市町でハザードマップの作成等にご活用いただければと考えております。</p> <p>また、特に堤防の整備が遅れている地域については、市町等関係機関と連携し、ソフト面での対策に取り組んで参りたいと考えています。これらに関しては、整備計画原素案P95(3)浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に記載しています。なお、具体的な地盤高データなどにつきましては、災害情報普及支援室(徳島河川国道事務所内)にご相談してください。</p>	<p>【河川整備計画原素案P80】</p> <p>② 河道の掘削等</p> <p>旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等の対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間において、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制・低減のため河道の掘削を行う。</p> <p>なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。</p> <p>【河川整備計画原素案P82】</p> <p>コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果</p> <p>に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画原素案P95】</p> <p>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</p> <p>浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進め実施する。</p> <p>また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。</p>	

治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について

意見
要旨

要旨a. 旧吉野川の北川向地区の堤防整備について、早急に実施してほしい。
要旨b. (堤防の)工事箇所については、地元と協議して優先順位をつけている。できれば最優先順位に住宅がかかる部分を実施し、何年ぐらいそこを計画して実施していくということを地元にご案内をしたいと思います。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。</p> <p>北川向地区周辺においても、昭和58年より長岸地区、平成5年より中喜来地区広島橋上流の改修を行ってきました。</p> <p>中喜来地区(北川向)については、広島橋上流の堤防と一体となって堤内が洪水から防御できる一連区間であり、堤防整備・河道掘削を進める箇所として、河川整備計画原素案P77～79、① 堤防の整備に記載しています。</p> <p>今後の整備の進め方については、現時点では次のように考えています。</p> <p>旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい地区から順次堤防締切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後も事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えています。また、その他の区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。</p> <p>なお、河川整備計画原素案P82《コラム①》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しております。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 【河川整備計画原素案P77～79-1】 ① 堤防の整備 流下断面や堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備や水門新設等の対策を実施する。</p> <p>表-4.1.8 堤防の整備(築堤)を実施する区間 図-4.1.15 堤防の整備を実施する区間(旧吉野川・今切川)</p> <p>【河川整備計画原素案P82】</p> <p>コラム① 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果 に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>

治水-24-1 今切川老門・中島地区の実施に関する計画内容について

要旨a. 今切港周辺の堤防を整備して頂きたい。整備計画の中で、改修できるランク(優先順位)は、どの程度ぐらいになるのか。

四国地方整備局の考え方

要旨a
整備の考え方について具体的に記述を行うため、原素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82《コラム⑩》の記載の修正を行います。いしました。

今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。

旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい地区から順次堤防締切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後も事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。また、その他の区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。

なお、河川整備計画原素案P82《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。

考え方に対応した【原案】内容

4-1-1洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(2)旧吉野川

【河川整備計画原素案P77】

1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策

旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤防等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間において、堤防整備や河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。

旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

【河川整備計画原素案P82】

コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果

に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加

治水-25 今切川広島地区の実施に関する計画内容について

意見
要旨

要旨a. 今切川の広島地区の堤防整備について、継続して実施してほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

加賀須野橋付近の堤防整備については、区内で実施される加賀須野橋の架け替え工事と工事実施上密接に関連しており県と協議中です。

また、加賀須野橋下流については、堤防整備を進める箇所として、河川整備計画**原素案**P83～85、**分3**地震対策に記載しています。

考え方に対応した【原案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(2) 旧吉野川

【河川整備計画原素案P83～85】

2)3) 地震対策

地震等による河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せて**中規模河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対する耐震対策を推進実施する。**

表-4.1.11(1) 地震対策を実施する区間(築堤)

図-4.1.19地震対策実施箇所(旧吉野川・今切川、**中規模地震動**)

河川構造物の供用期間中に発生する確率の高い地震動

治水一26 今切川の支川榎瀬江湖川・宮島江湖川の水門設置について

要旨a. 榎瀬江湖川・宮島江湖川の今切川合流点の水門について、南海地震等の不安があるため、早急に整備していただきたい。

四国地方整備局の考え方

旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。

榎瀬江湖川・宮島江湖川と今切川との合流点に設置する水門については、河川整備計画に基づき、今後整備を進める箇所として河川整備計画原素案P77～79、①堤防の整備に記載しています。

着手時期については、実績浸水被害の状況、背後地の資産集積状況、築堤による他箇所への悪影響の有無などを勘案し適切に判断していきます。

考え方に対応した【原案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(2) 旧吉野川

1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策

【河川整備計画原素案P77～79-1】

① 堤防の整備

流下断面や堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備や水門新設等の対策を実施する。

表-4.1.9 水門の新設を実施する箇所

図-4.1.15 堤防の整備を実施する区間(旧吉野川・今切川)

治水-27 旧吉野川・今切川の橋梁改築について

意見
 要旨a. 北島町は、周囲を河川に囲まれているため、避難路となる橋の強化をお願いしたい。
 要旨b. 西中富橋は、町道だが、町で橋を架け替えることは非常に難しいので、橋の付近も整備計画に入れて頂き、国の方での橋の架け替えをお願いできたらと思う。

意見 要旨	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a 要旨b</p> <p>旧吉野川・今切川には、橋梁の径間長や桁下高の不足により、洪水の流下に支障をきたす橋梁が数多く存在します。これらの橋梁は、堤防の整備の進捗に合わせて、改築等対応していきたいと考えます。しかしながら、橋梁改築等の実施には橋梁管理者の費用負担も必要となることから、対策に際し、個別に調整していきたいと考えます。</p> <p>橋梁等の許可工作物の改築については、河川整備計画原素案P80、 ③ 橋梁等の許可工作物の改築に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 【河川整備計画原素案P80】 ③ 橋梁等の許可工作物の改築</p> <p>橋脚の径間長や桁下高の不足により、洪水の流下に支障を与えることが懸念される橋梁等の許可工作物については、河川工事に合わせて改築する。なお、改築の際には施設管理者と協議し改築を実施する。</p>

治水-28 地震対策について

要旨a. 今切川や旧吉野川の河口堰は、耐震性について見積もっているのですか。

要旨b. 大規模地震が予測されていることを前提に検討すべき。

要旨c. 地震対策・高潮対策等について、大規模地震が予測されていることを前提に、直轄管理樋門の耐震補強のみではなく、堤防全体の安全性を検討してほしい。

要旨d. 地震による液状化現象の対策について。

要旨e. 地震対策について、現在最も力を注いでいる点を教えてほしい！

要旨f. 吉野川流域には中央構造線が通っているので、ダムの崩壊が考えられないことではない。だから、そういう対策をやはりきちっと考えなければいけない。

要旨g. 南海地震による津波や洪水が起きて、吉野川近くに住む私たちが安心できるような、排水門などをつくってほしい。

四国地方整備局の考え方

四国地方整備局は、平成7年度より吉野川河口部及び旧吉野川下流部・今切川において、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い比較的生じる可能性の高い地震を目標外力とした河川堤防の耐震対策に着手し、平成8年度に吉野川を完成、旧吉野川・今切川の対策を継続しています。また、平成16年度より東南海・南海地震に伴い、来襲する津波による浸水防止対策として吉野川・旧吉野川・今切川河口への津波監視施設の整備を完了し、吉野川河口部の国(直轄)管理の8排水門(樋門)を対象とした、排水門(樋門)ゲートの閉扉速度の高速化・自動化、付属の設備改良等を実施しました。進めています。

東南海・南海地震を対象として、吉野川では、津波による浸水被害が懸念される河口部の国管理の排水門(樋門)の耐震対策について、は、検討を進め耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施するとともに、河口部の堤防についても被害状況等の検討を行い、必要な対策を行うこととして河川整備計画素案P55、4)大規模地震等への対応及びP74、4)地震対策に記載しています。また、旧吉野川・今切川についての堤防等河川管理施設の耐震対策については、液状化等を考慮しつつ検討するも、必要に応じて堤防等河川管理施設の被害状況と地震後の浸水被害状況等の検討を行い、必要な対策を行う旨、河川整備計画素案P83、2)地震対策に記載しています。このような予想される大地震に対する整備の考え方を明確にするため、河川整備計画素案P55、4)大規模地震等への対応、P74、4)地震対策及びP83、3)地震対策を修正します。なお、吉野川河口部の堤防についても被害状況等の検討を行う旨、河川整備計画素案P55、4)大規模地震等への対応及びP74、4)地震対策を修正します。なお、地震後の浸水被害状況の検討にあたっては、近年発生した大規模な地震で被災した堤防の緊急復旧が概ね2週間程度で完了していることから、その期間で発生する水位と地震直後の津波を対象に検討を行うこととしています。(つつく)

意見要旨

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標
 (1) 吉野川
 【河川整備計画原素案P55】
 4) 大規模地震等への対応

今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に及びてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)により甚大な被害の発生が予想されるによる損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の堤防及び国管理の排水門(直轄管理樋門・樋管)等の河川管理施設に対して、必要な対策を実施することによりととも、河口部の堤防について被害状況の検討を行う被害を軽減する。

また、昭和36年9月に来襲した第二号戸台風規模の河道内侵入波浪による越波河口部では台風時の高潮や波浪による被害を防止する。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標
 (2) 旧吉野川
 【河川整備計画原素案P56～56-1】
 2)3) 大規模地震等への対応

地震等による災被害の軽減に向けて、下流部における堤防整備を促進するとともに、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い中規模地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、沈下後の堤防高が朔望平均満潮位+1.0m以下となることで発生する地震後の潮汐等による壊滅的甚大な浸水被害を防止する。

考え方に対応した【原案】内容

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P55】

4) 大規模地震等への対応

今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に及びてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)により甚大な被害の発生が予想されるによる損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の堤防及び国管理の排水門(直轄管理樋門・樋管)等の河川管理施設に対して、必要な対策を実施することによりととも、河口部の堤防について被害状況の検討を行う被害を軽減する。

また、昭和36年9月に来襲した第二号戸台風規模の河道内侵入波浪による越波河口部では台風時の高潮や波浪による被害を防止する。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標
 (2) 旧吉野川
 【河川整備計画原素案P56～56-1】
 2)3) 大規模地震等への対応

地震等による災被害の軽減に向けて、下流部における堤防整備を促進するとともに、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い中規模地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、沈下後の堤防高が朔望平均満潮位+1.0m以下となることで発生する地震後の潮汐等による壊滅的甚大な浸水被害を防止する。

治水-28 地震対策について

意見
要
要

四国地方整備局の考え方

また、旧吉野川河口堰・今切川河口堰の地震対策については、管理者である水資源機構が、今後、必要に応じ耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施すると聞いており、河川整備計画原案P56、3)大規模地震等への対応及びP83、3)地震対策に記載しています。

早明浦ダム等の設計は、現行基準に定められた耐震設計法「震度法1」によって行われています。「震度法1」により設計されたダムは、兵庫県南部地震阪神淡路大震災を含めた過去の多くの地震において大きな被害を受けたという報告は聞いておらず、りません。想定されている南海大地震規模の地震に対しては、ダム本体の安全に影響するよう大きな被害には至らないと考えられています。なお、ダム近辺で震度4以上を記録する地震などがあつた場合には、直ちにダムの臨時点検を行い、異常がないかどうかの確認を行つていきます。

考え方に対応した【原案】内容

また、今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、東南海・南海地震による地震動及び津波への対応については、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)による浸水被害が危惧される堤防及び下水道部に位置する国管理の排水門(直轄管理樋門・樋管)や河口堰に対しては、関係機関と調整を図りつつ必要な対策を実施することにより被害を軽減する。の耐震対策を進めるとともに、堤防耐震対策についても必要な検討や関係機関との調整を進め、早期事業着手に努める。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P74】

4) 地震対策

東南海・南海地震など対策としてのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたつて考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、その結果、地震発生後のに來襲する津波による浸水被害状況が懸念される河口部の堤防及び国(直轄)による管理の排水門(樋門・樋管)・堤防等の河川管理施設に対して耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)における被害状況、社会的状況等を検討し、その影響の程度が著しい河川管理施設についても必要な対策を実施する。

さらに、対策完了以前の地震発生を想定し、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。

治水-28 地震対策について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画原素案P83】 2)3)地震対策</p> <p>地震等による河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せて中規模河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対する耐震対策を推進実施する。</p> <p>また、東南海・南海地震対応の耐震・津波対策についても、などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。堤防等河川構造物の被害状況とその結果、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)による浸水被害が危惧され、状況の検討を行い、耐震・津波対策として対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防御する海岸堤防・支川堤防・港湾施設等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施する。</p> <p>さらに、排水門(樋門・樋管)・河口堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。</p> <p>加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関地元自治体と連携して、被災に向けたソフト対策を実施する。</p>

治水-29 堤内地の液状化による地盤沈下への取り組みについて

要旨a. 地震時には、堤防の沈下だけでなく、堤内地の液状化による地盤沈下も含めて議論する必要があるが、どのような取り組みをしていくのか。

意見 要旨	考え方に対応した【原案】内容
<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>東南海・南海地震については、今後検討を進めることとしています。この中で河川管理者の所掌しているのは、基本的に河川であり、具体的に何をどこまで検討できるか、また、その結果を反映できるかについては、難しいところもありますが、概略検討を行っていきます。</p>	

治水-30 ダムの洪水調節について

要旨a. ダム下流域の降雨や支川の流出量、浸水被害を考慮した、早明浦ダムの操作をしてほしい。

要旨b. アメダスなどの情報を活用することで、事前放流が可能になるのですか。

要旨c. ダム管理で、弾力的な運用というものが、もってできるようなうにしてくださいと思う。

要旨d. 発電ダム等とも連携した洪水調節を実施して欲しい。

要旨e. 本来、山崎調整ダムは、早明浦ダムの貯水量に比べて格段に小さく、山崎調整ダムは必要でないのではないか。

要旨f. 洪水期を見直す必要があるのではないか。

要旨g. 予備放流と事前放流はどのような違いがあるのか。

要旨h. 富郷ダムができて、銅山川の治水機能はどのように向上しているのか。

四国地方整備局の考え方

早明浦ダムでは、洪水(出水)期には9,000万³の洪水調節容量を用い、下流区間の広い範囲で効果を発揮できるように定めた施設管理規程に基づき、適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、管理開始以降全ての洪水に対し、ダムが無い場合に比べて下流の河川水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。

また、ダムには計画対象とする洪水があり、それを越える規模の洪水に対しては、洪水調節これ以上ダムに水を貯めることが出来なくなり、流入量＝放流量ダムへの流入量をそのまま放流(放流量が流入量を上回ることはない)とする場合があります。なお、流入量が計画最大放流量を下回り洪水調節が終了した後は、洪水調節容量を確保するため、計画最大放流量を限度として流入量を上回る放流を行います。

また、河川整備計画原素案では、早明浦ダムにおいて洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるように施設を改築することとして、原素案(P74、6)に記載しています。

各ダムのゲート操作については、5分～あるいは10分単位で行っており、施設管理規程等に則り流入量の範囲内で徐々に放流量を増やすような操作を行うことにより、ダム下流の安全性を確保しています。

また、洪水調節の時のゲート放流による落水水の直下流への影響については、洪水調節の際には、ダム頂部のゲートから放流しませんが、その放流水は副ダム等からなる減勢工にて落下の勢いを減少させ、安全に下流に流下させます対策を行っています。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

2-1-3 治水の現状と課題

(3) ダム管理

【河川整備計画原素案P30～31】

1) 洪水調節

吉野川における洪水調節では、吉野川総合開発計画の中核とされるをなす早明浦ダムの役割が大きく、計画最大流入量4,700m³/s、計画最大放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³(洪水期)を有している。

早明浦ダムは昭和50年4月の管理開始以来降、8187回(平成1820年3月現在)もの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、濁水により利水のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の濁水を貯留するなど、池田ダム、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与している。

特に、平成17年9月の洪水では、大濁水により早明浦ダムの貯水量が枯渇していたため、利水容量を含め、洪水のほぼ全量の約2億5千万³を早明浦ダムに貯留することで、本来持っている治水機能以上の効果を発揮し、洪水被害の軽減に寄与することができた。一方で早明浦ダムは、80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できるよう計画されているが、そのうち2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされておられた経緯があり、早明浦ダムの治水機能の向上が強く求められている。

吉野川中流地点のまた、池田ダムでは、平成16年に2度も計画最大流入量を上回る超える洪水が相次いで発生し、池田ダム貯水池周辺で、浸水被害が発生している。このため、白地地区及びイタノ地区において堤防の新設、地盤の嵩上げ、家屋の移転等の対策を実施している。

銅山川では、新宮ダム・柳瀬ダムにおいてそれぞれ3度の計画最大放流量を超える放流を実施している。

治水-30 ダムの洪水調節について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

ダム放流時の地域住民への周知については、ダムの操作状況や最大放流量等について、四国中央市などの自治体を始め関係機関に連絡を行います。四国中央市などの自治体では、事前に避難場所を設置するとともに、洪水の状況に応じて避難勧告等を出します。新宮総合支所付近の避難所は新宮公民館となっており、公民館の地盤標高と付近の河川断面から判断すると洪水に対し十分安全な避難場所となっております。

事前放流については、利水容量(下流に供給する用水等を貯留するための容量)を洪水調節のために一時的に使用する必要があり、その場合、洪水調節後に低減させた容量を回復させる必要があります。そのため利水容量を洪水調節のために利用する際は慎重に対応する必要があります。

事前放流については、早明浦ダムでは、洪水(出水)期には9,000万³の洪水調節容量を用いて、施設管理規程により適正に洪水対応を行っているところです。この計画で定められた洪水調節容量に加えて、洪水の前に利水容量の一部を放流し、更なる洪水調節容量を確保しようとする場合、利水者の同意が必要なこと、利水容量の確実な回復が大前提になります。現在の気象予測の精度から勘案すると、確実に回復させることが困難なため、予測が外れてしまった場合に洪水被害を増大させる危険性があり、慎重に対応する必要があります。

最近は降雨予測の精度向上は図られています。事前放流等に十分使えるような精度にまでは向上していません。今後とも、予測精度の向上に努めていきたいと思えます。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

またなお、柳瀬ダムでは、洪水放流設備が高標高部のダム上部のクレストゲートのみであることから、濁水等によりクレストゲート敷高(放流可能水位)よりも水位が低い場合に発生する洪水の初期においては、対し、放流可能水位まで上昇するまでの間、放流ができず、治水機能を十分に発揮できない状態を放流可能水位に達する頃には非常には非常に大きな流入量となっており、ダムから急激な放流を余儀なくされ、下流に大きな水位上昇を招く恐れがある招くこととなる。このようことから、柳瀬ダムについても治水機能向上が求められる。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

- (1) 吉野川
- 【河川整備計画原素案P55】
- 6) ダム管理

上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、早明浦ダムでは適正な洪水調節機能の確保を図る一方ととも、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び、堆砂除去等による治水・利水機能への影響を改善するの回復及び向上を図る。

治水－30 ダムの洪水調節について

意見
要
要

四国地方整備局の考え方

予備放流と事前放流の違いについては、予備放流は、計画で位置づけられた洪水調節容量を確保するため操作規則に定められた操作で、事前放流は、計画上位置づけられていませんが、利水に影響を与えない範囲で、利水者に了解を得た上で実施するものです。事前放流の四国内の実施事例としては、中筋川ダム、鹿野川ダムがあります。なお、早明浦ダムにおける治水機能向上のための対応としては、洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築することとして、河川整備計画原素案P74、6)に記載しています。

池田ダムの放流については、池田ダムにおいては、管理規程において最低水位が定められており、洪水調節の可能性がある場合は、事前に最低水位に向かって水位を下げる予備放流を実施し、予備放流により水位を下げ、洪水調節容量を確保しています。H16の台風16号、台風23号は、管理開始後初めて計画を上回る洪水でしたが、これら洪水時においても管理規程に基づく適正な操作を実施しました。

池田ダムでは、流入量が5,000～11,300m³/sまでは200m³/sを上限として洪水調節を実施することとなっています。なお、5,000m³/sに満たない洪水については、流入量をそのまま下流に放流する操作を行っています。

なお、今後とも適切なダム管理に努める必要が認められます。河川整備計画原素案P55、6)ダム管理に記載しています。

また、弾力的な運用については、各ダムでは、洪水調節のため空けておく容量、各種用水のために貯留しておく容量などがあり、操作規則や施設管理規程により季節別に容量が定められており、これを変更し、弾力的に運用することは、管理上支障があります。



考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P74】
6) 上流ダム群の改良等

上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築する。とともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。

また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。

池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を行う。また、

治水－30 ダムの洪水調節について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

ダム間の連携については、吉野川2ダム(早明浦ダム、池田ダム)と銅山川3ダム(富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム)を吉野川ダム統合管理事務所と水資源機構が管理しており、相互に情報共有し連携運用しています。また、自治体への情報提供など、関係機関との連携についても素案にも記載しています。

また、ダムは目的に応じた容量を持っており、操作規程に従い適正に運用され、通常発電専用ダムを洪水調節に用いることはできません。今回の整備計画では、早明浦ダム上流の発電ダムの治水容量への転用ではなく、早明浦ダムの治水機能向上のために洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築することとして、河川整備計画(原素案P74-6)に記載しています。

なお、発電ダムの放流に関する情報は、下流の河川管理者に通知されており、**情報を共有して適切なダム管理を行っています。**ることになっており、情報の共有はされています。

また、山崎ダムには、早明浦ダム発電所により発電に使用された平常時の流量の変動を小さくおさえる等管理規程に従い、安定した流量へと調整するために発電事業者である電源開発が設置した施設です。洪水調節のための治水容量は保持していません。

また、汗見川取水堰についても発電事業者である電源開発が設置した施設です。

(つづく)

治水－30 ダムの洪水調節について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

洪水期間の見直しについての意見についてですが、H16の台風23号時の早明浦ダムでは、非洪水(非出水)期の洪水調節容量8,000万 m^3 の中で、施設管理規程等にもとづき、適正な洪水調節を実施し、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。よって、現在のところ洪水期間の見直しは考えていません。また、今回の整備計画では上流の電力ダムの容量の買い取りは考えていませんが、早明浦ダムの洪水調節容量を増大する計画としています。また、これとあわせて、改築した放流設備によって低い水位から放流することにより、増大した調節容量を有効に活用していくこととして、河川整備計画(原案P74.6)上流ダム群の改良等に記載しています。

富郷ダム、柳瀬ダムには洪水(出水)期の設定はなく、富郷ダムでは1,250万 m^3 の洪水調節容量が年間を通して確保され、柳瀬ダムでは760万 m^3 の洪水調節容量(一部は予備放流含む)が確保される計画となつていきます。また、新宮ダムでは非洪水(非出水)期には予備放流により洪水期と同量の500万 m^3 の洪水調節容量が確保される計画となつていきます。

これらの各ダムの計画は、治水・利水の必要性等の状況を踏まえて決定されており、現在のところ洪水(出水)期を変更する予定はありません。将来の気象変動等に伴い、洪水期の見直しの必要が生じた場合には検討を行います。

銅山川における計画を超える放流の実績については、柳瀬ダムでは、S34、S36、S54の3回計画を超える放流を実施しています。新宮ダムでも、S54、S62、H16の3回計画を超える放流を実施しています。

(つづく)

治水-30 ダムの洪水調節について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容							
<p>なお、H13年には富郷ダムが完成しており、建設前に比べて銅山川の治水機能は向上しています。全ての洪水で調節効果を上げています。平成16年に発生した新宮ダムで計画を超える放流時においても、新宮ダムの最大流入量、最大放流量は、富郷ダムがなかった場合に比べ、ともに減っていたというシミュレーション結果(※)が出ています。</p> <p>※参考(平成16年10月洪水(台風23号))</p> <table border="1" data-bbox="539 1391 671 2029"> <tr> <td>富郷なし(推定)</td> <td>富郷あり(実績)</td> </tr> <tr> <td>新宮ダム最大流入量</td> <td>毎秒1820m³</td> <td>1521m³</td> </tr> <tr> <td>“ ” 放流量</td> <td>毎秒1820m³</td> <td>1458m³</td> </tr> </table>	富郷なし(推定)	富郷あり(実績)	新宮ダム最大流入量	毎秒1820m ³	1521m ³	“ ” 放流量	毎秒1820m ³	1458m ³	
富郷なし(推定)	富郷あり(実績)								
新宮ダム最大流入量	毎秒1820m ³	1521m ³							
“ ” 放流量	毎秒1820m ³	1458m ³							

治水-31 早明浦ダムの洪水調節能力について

意見
要旨

要旨a. p.30の「利水容量がゼロ」という言葉はおかしいので、「貯水量がおかしいので、「貯水量がゼロ」が良いと思う。中ほどの「早明浦ダムは……十分な洪水調節機能を有している」とは言い難い」と記述しているが、洪水調節能力を発揮してないというの、納得できない。書き方をもう少し工夫してほしい。

要旨b. 早明浦ダムの治水に対する運用面と施設の改善面についての検討会を立ち上げるような前向きな施策を考えて頂きたい。

意見
要旨

ご指摘の通り、「利水容量がゼロ」という表現は間違っていたため「利水のための貯水量がゼロ」と修正いたします。また、洪水調節能力については、誤解を招く恐れがあるので、河川整備計画原素案P30、1)洪水調節を修正しました。

早明浦ダムでは管理開始以来、S50とS51の2回計画を超える放流をしております。早明浦ダムの治水機能の向上に向け、洪水調節容量を増大し、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築することし、河川整備計画原素案P74.6)に記載しています。

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

2-1-3 治水の現状と課題
(3) ダム管理
【河川整備計画原素案P30】
1) 洪水調節

吉野川における洪水調節では、吉野川総合開発計画の中核とされるをなす早明浦ダムの役割が大きく、計画最大流入量4,700m³/s、計画最大放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³(洪水期)を有している。

早明浦ダムは、昭和50年4月の管理開始以来降、8187回(平成1820年3月 現在)の洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、濁水により利水のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の流水を貯留するなど、池田ダム、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与している。

特に、平成17年9月の洪水では、大濁水により早明浦ダムの貯水量が枯渇していたため、利水容量を含め、洪水のほぼ約2億5千万m³を早明浦ダムに貯留することで、本来持っている治水機能以上の効果を発揮し、洪水被害の軽減に寄与することができた。一方で早明浦ダムは、80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できるよう計画されているが、管理開始以降来33年間で、流入量が計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、そのうち2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされておいた経緯があり、早明浦ダムの治水機能の向上が強く求められている。

治水-31 早明浦ダムの洪水調節能力について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
		<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P74】 6) 上流ダム群の改良等</p> <p>上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。では洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築する。とともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量$12,500\text{m}^3/\text{s}$の安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を行う実地を実施する。</p>

治水-32 早明浦ダムの改良について	
見 意 要 目	<p>要旨a. 早明浦ダムを事前放流が可能な施設に改善してほしい。</p> <p>要旨b. 早明浦ダムの洪水調節機能を大きくしたら、ダム下流域はどうか。</p> <p>要旨c. 早明浦ダムの改良内容を教えてほしい。</p>
見 意 要 目	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>洪水調節容量を増大するとともに、下流域河道の整備状況を踏まえ、最適操作ルールを策定することにより、ダム下流域の洪水被害軽減を図ります。</p> <p>また、改築した放流設備によって低い水位から放流することにより、増強した調節容量を有効に使用していくこととして、河川整備計画(原素案P74、6)上流ダム群の改良等(洪水調節)に記載しています。</p> <p>洪水調節容量の増大や、施設の改築につきましては、今後、具体的に検討していきます。</p>
見 意 要 目	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P74】 6) 上流ダム群の改良等</p> <p>上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるように施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。早明浦ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設改築により、放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を行う実施する。</p>

治水-33 柳瀬ダムの改良について

意見	要旨a. 上流ダム群の改良等の1つとして、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたい。
要旨	要旨b. p.74に、柳瀬ダムで放流設備の新設を行うとありますが、これは洪水調節に関するものなのですか。
要旨	要旨c. 富郷、新宮ダムの貯水内の地すべり対策は、どのような状況でして頂けるのか。
要旨	要旨d. 柳瀬ダムの改修工事について、本体工事の開始時期とか規模とか詳細がわかっているのであれば、流域住民へ説明会等を早目に開催してもらいたい。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見	柳瀬ダムは、昭和29年に完成した古いダムであり、洪水を放流するゲートはクレストゲートしかありません。このゲートは非常に高い位置からの放流にのみ対応するものであり、濁水などで貯水位が下がった場合に洪水が起これると、初期の段階での放流ができません。さらには、放流できる水位になったときには、ダムへの流入量が大変大きくなっており、急激な放流になるおそれがあります。従って、 <u>原素案P74、6)上流ダム群の改良等に記載している低い水位から放流できるような放流設備の追加を行う事業を、現在実施中であります。</u>	4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P74】 6) 上流ダム群の改良等
要旨	富郷・新宮ダムの地すべりについては、地盤が変位している場所があることから、観測を実施しています。現在、富郷ダムでは排水工を施工しており、危険箇所については、引き続き対策を実施する予定です。また、新宮ダムについても、法面アンカー工の補修を実施しており、 <u>新たな危険箇所についても今後引き続き補修工事対策を実施します。</u>	上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、 <u>低い貯水位でも放流できるような施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。また、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。</u> なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。
要旨	<u>工事における説明会については、柳瀬ダムのえん堤改良事業の一環で、発着場の工事について地元説明会を実施しました。現在本体工の</u>	また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。 池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m ³ /sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水管所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を行う実

<p style="text-align: center;">利水ー1 吉野川池田地点の平均総流出量について</p>	<p>要旨 a. p.34に、池田地点で何年から何年の間の平均総流出量が分かる円グラフを入れてほしい。 p.35、36は、ダムがなかったという表現ではなく、ダムを建設したことにより良くなったという表現に変えて欲しい。</p>
<p>意見 要旨 a</p> <p>四国地方整備局の考え方</p> <p>吉野川の水利の歴史は古く、様々な経緯や分水があり現在に至っています。その経緯の説明のため、水利の現状、分水の歴史と吉野川総合開発計画について河川整備計画原素案P34、2-2-1 水利用及びP34-1、(2) 吉野川総合開発を修正しました。</p> <p>現況の流況における表現においては誤解を招く恐れがあるため、河川整備計画原素案P36、2-2-2 現況の流況について適正な表現へと修正しました。</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 2-2-1 水利用 【河川整備計画原素案P34～34-1】 (1) 現況</p> <p>吉野川の水利用については、徳島平野等において古くから行われ、農業用水としての本格的な水利用は、大正元年に完成した麻名用水、板名用水にはじまり現在では、水道用水、工業用水、農業用水等に幅広く利用されている。</p> <p>また、流域外への分水としては、支川銅山川より愛媛県東予に、吉野川上流域より高知県中部に、池田ダムから香川県にそれぞれかんがい用水や都市用水として分水されるなど、四国4県にわたり広域的に利用されている。</p> <p>農業用水については、総かんがい面積約45,000haにおよぶ耕地のかんがい利用され、発電用水については、32箇所が発電所で利用され、総最大出力約946,000kWの電力供給が行われている。</p> <p>(1)(2) 分水の歴史</p> <p>吉野川流域は、四国4県にまたがっておりる大河であり、その豊富な水資源を多目的に活用しようとして、藩政時代末期から幾多の分水構想が描かれた。</p> <p>最初に実現したのは、高知県内においてかんがい用水として目的に導水した穴内川分水で、明治33年に竣工し、明治43年には、落差を利用して吉野川で最初の水力発電を行った。さらに昭和15年には発電を目的に仁淀川分水が開始された。</p> <p>愛媛県では、明治45年に、支川銅山川から二級水系国領川に発電を目的とした分水を開始し、昭和37年の鹿森ダム(国領川)、昭和41年には別子ダム(銅山川)の完成により、別子分水として発電供給と工業用水の確保が図られた。一方、伊予三島市・川之江市(現在の四国中央市)への銅山川分水は、愛媛県と徳島県の協議が成立した昭和11年に事業着手し、戦争による中断をはさんで昭和28年に柳瀬ダム完成により分水が開始された。</p>

利水一1 吉野川池田地点の平均総流出量について

意見
要
求

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

昭和42年に、吉野川総合開発計画の早明浦ダムを中核とする吉野川水系水資源開発基本計画(いわゆる吉野川総合開発計画)が閣議決定された。昭和50年に香川用水により香川県への分水が開始され、古くより利用してきた徳島県も含め、吉野川の来は古くより利用してきた徳島県も含めた4県で利用される重要水源となっている。

図一2.2.1 四国における吉野川の水利用状況

(2)(3) 吉野川総合開発

吉野川総合開発計画は、早明浦ダムを中核とし、池田ダム、旧吉野川・今切川河口堰、香川用水、新宮ダム、富郷ダム、高知分水の各事業からなり、吉野川水系の洪水調節、四国4県への用水(かんがい、上水道、工業用水)供給及び発電などの多目的事業であり、四国開発の根幹をなしている。

吉野川総合開発計画で年間用水量は17.3億³m³(不特定かんがい及び既得用水量含む)が4県に配分されている。

吉野川水系は、昭和41年に水資源開発水系に指定され、昭和42年に水資源開発基本計画が策定された。吉野川総合開発計画は、早明浦ダム建設を中核とし、池田ダム、旧吉野川・今切川河口堰、香川用水、新宮ダム、富郷ダム、高知分水の各事業からなり、吉野川水系の洪水調節、四国4県への用水(農業用水、水道用水、工業用水)供給及び発電など四国地方の開発の根幹をなす事業計画であった。

吉野川総合開発による年間用水量は17.3億m³(既得用水量含む)にのぼり、吉野川本川、旧吉野川に加え、吉野川北岸用水、香川用水、愛媛分水、高知分水を通じて、農業用水、水道用水、工業用水及び発電等の目的で四国4県に供給されている。

図一2.2.2 四国4県の用水配分開発水量割合
(吉野川総合開発計画における用水供給計画)

【河川整備計画原素案P35-1】

図-2.2.4 早明浦ダムからの補給がある場合の流量による流況の安定化(池田ダム流入地点)
図中「ダムがない場合の流況」を「早明浦ダムからの補給がない場合の流況」に修正

利水一1 吉野川池田地点の平均総流出量について

意見
要
旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P36～36-1】
2-2-2 現況の流況

平成17年夏渇水では、長期間にわたって取水制限が行われ実施されたが、早明浦ダムからの補給により、河川環境や市民生活への大きな影響が生じることを最小限にとどめられ、9月に来襲した台風14号のもたらした雨により渇水が解消された。

早明浦ダムからの補給がなければ、吉野川の流量は減少し、水道用水をはじめとする都市用水、農業用水の取水が困難となり、住民生活に大きな影響を与えていたと考えられる。

平成6年と平成17年の渇水時には、早明浦ダムの利水容量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における調整を踏まえ、発電事業者の協力により発電専用容量からの緊急放流を行った実施した。

早明浦ダムでは、これらの大渇水を含め、昭和50年の運用開始以降、平成19年までの33年間のうち219年間の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降、平成34年間で18回のうち20年において取水制限が実施されている。

このように渇水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる、今後においても関係機関との連携し、合理的な水利用に努め、平成14年2月に改訂された「吉野川水系における水資源開発基本計画（通称フルプラン）」と整合を図り、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。

図-2.2.6 平成17年渇水における早明浦ダムからの補給状況

図中「池田ダム地点の自然流量」を「早明浦ダムからの補給がない場合の池田ダム地点流量」に修正

図中「ダムがない場合の流量」を「早明浦ダムからの補給がない場合の池田ダム流入地点流量」に修正

図中「ダムがある場合の流量」を「早明浦ダムからの補給後の流量」に修正

利水-2 吉野川の正常流量について

要旨a. 吉野川全体での維持流量をより多く確保するとともに、第十堰下流の環境を守るために必要な維持流量を確保すること。

<p>意見要旨</p> <p>四国地方整備局の考え方</p> <p>流水の正常な機能を維持するために必要な流量を正常流量といたします。これは、<u>動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して定める維持流量、および水利流量から成る流量であり、低水管理上の目標として定める流量です。</u></p> <p>吉野川における維持流量の安定的な確保については河川整備計画(原素案P98、(1)適切な流水管理に記載しているところであり、今後も適切な流水管理に努めていきたいと考えています。また、第十堰下流の河川環境については、今後も継続したモニタリング調査により、動植物の生息・生育・<u>繁殖</u>環境等の把握に努めていきたいと考えています。</p> <p>生物の生息・生育・<u>繁殖</u>環境の保全に関する内容は、河川整備計画(原素案P57、1)動植物の生息・生育・<u>繁殖</u>環境に記載しています。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。</p> <p>(1) 吉野川 【河川整備計画原素案P57】 1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等への産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等への繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策としてについては、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際河岸の直立化については、なたらかない連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。</p>
--	---

利水-2 吉野川の正常流量について

意見 要 要	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>吉野川の河口部には、潮位変化など等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境があるとなっている。そのためとくに、河口干潟を含む汽水域については、こそといった特有の環境場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっている。また、ことから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画原素案P98】 (1) 適切な流水管理</p> <p>四国の社会基盤を支えている都市用水や農業用水等の安定した取水と流水の正常な機能を維持するため、河川の水量・水質を常時監視するとともに、既存の分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行うものとする。また、利水者に対しては、取水量を的確に計測するための流量計または水位計等の設置を指導するなど、適切な流水管理に努めるを行う。</p>

利水-4 渇水対策について

- 要旨a. 近年、渇水被害が頻発しており、【素案】には具体的な渇水対策を記載してほしい。
- 要旨b. 吉野川水系全体の利水の状況や流水の正常な機能の維持、ダム役割等についてもっと情報を公開し、わかりやすく説明して欲しい。
- 要旨c. 渇水対策として、渇水時の流量配分図をつくっておいた方がいいのではないかな。
- 要旨d. あらゆるダムによる補給機能がなくなるときの「渇水ハザードマップ」ともいうべき被害想定を作成して公表すべきである。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a 要旨b 要旨c 要旨d</p> <p>渇水対策については、ダム等の既存の水資源開発施設を有効的に活用することが、大切であり、また、合理的な水利用に関しては、関係諸機関との連絡・調整が必要な事項でもあり、異常渇水への対応も含めて、総合的な検討を進めてまいりたい。河川整備計画原素案P98、(2)渇水への対応に記載しています。</p> <p>また、情報提供については、現在においてもホームページ、パンフレット配布等様々な広報媒体を利用した情報提供や広報を行っているところではあります。今後、ダムの貯水状況や取水制限の状況等を含めて情報提供をより一層充実させていきたいと考えます。</p> <p>HPアドレス：http://www.skr.mlit.go.jp/yoshino/index.html (吉野川ダム統合管理事務所HP)</p> <p>また、不特定用水の削減については、平成17年度及び、平成19年度及び20年度の渇水時に、吉野川水系水利用連絡協議会の場で不特定用水の削減が提案されましたが実施には至っていません。今後とも吉野川水系の効率的な水利用の推進に努めて参ります。</p> <p>なお、吉野川水系水利用連絡協議会により決定した取水制限率は、新規用水と不特定用水の内訳と合計の画方を公表しております。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画原素案P98】 (2) 渇水への対応</p> <p>吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、渇水による取水制限は、制限その程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産、工業生産等に大きな影響を与える及ぼす。このため「吉野川水系水利用連絡協議会」や「銅山川渇水調整協議会」等を通じて、流況等の情報を共有し、渇水時には円滑に渇水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水を利用している地域住民水利用者に対して節水を呼びかける等、啓発に努める。あわせて、広域的な水利用及び危機管理の観点から、既存の水資源開発施設の有効利用も含めた異常渇水への対応について検討を行う。</p>	

利水-5 麻名用水について

意見
要旨

要旨a. 麻名用水取水口周辺は、昭和30年代までのように、南側の堤防に沿った底流を還元してほしい。

要旨b. 麻名用水に水が流れ込むよう、取り入れ口のバラスや樹木の除去について許可をいただきたい。

要旨c. 麻名用水については、農水省が働きかけて、協議とかいう形で国交省の方へ行けば解決の糸口が出てくるのではないかと。また、水量をきちっと確保してほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

川は自然によって形成されていることより、川の流れについては、河
道内状況や出水の影響および砂州の移動などにより変化しているた
め、取水のために人工的な河道の付け替えを行うことは、国土交通省
では困難であることをご理解下さい。なお、川の形状については自然
に任ずることが良いと思います。

また、取水機能の維持に関しては、土地改良区が対策を示し、協議
を頂ければ審査を行い、対応していきたいと思います。

利水の機能維持については、取水を行う施設管理者が対応すること
になります。か、

麻名用水については、平成19年昨年度2月末に取水機能維持のた
めの麻名土地改良区より、改築申請が提出され、平成19年3月末には
その改築工事は完成しています。

また、今後も引き続き協議を頂ければ、審査を行い対応していきたく
と思います。

なお、砂利採取については、砂利採取法に則り適正に処理していま
す。

考え方に対応した【原案】内容

利水-6 国営農地防災事業について

意見 要旨	<p>要旨a. 国営農地防災事業で水をたくさんとると、下流域の漁業とか自然生態系に非常に大きな影響が出ると思う。以前に計画された計画を見直して、現状に合うように取水量を制限していくようなことをやっていただきたい。</p> <p>要旨b. 柿原堰から旧吉野川への放水はどうか。生態系への影響あるので気になる。</p> <p>要旨c. 柿原堰から第十堰までの間は3~10m³/sぐらい減水するが、第十堰から下流への流量には変化はないので、汽水域には直接の影響がないと、現在のところ見られている。</p> <p>要旨d. 吉野川の農地防災総合事業は、毎秒何m³という取水量があるもので、それは明記しておいて一つの目標値として掲げるべきではないか。水利権を持っている農業団体もあるので、そういうことを保全、維持するということも必要ではないか。</p> <p>要旨e. 北島町、松茂、東馬詰の農地の件に関しては、農政局の農地防災事業の中に含まれているのではないか。</p>
----------	--

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

要旨a	国営農地防災事業の取水に関する協議については、環境に配慮した上で協議がなされたところです。			
要旨b	国営農地防災事業については、申請者である農林水産省が農地面積などにより必要取水量を算出し、協議書を頂き、適正な審査を行い協議をおこなったところです。			
要旨c	審査については、河川法やその他関係法令及び各基準により審査を行っており、環境面については、3ヶ年かけ段階的に取水試験を実施し現状を確認した後、本運用へ移行する予定です。			
要旨d				
要旨e				

<p>利水-7 水利用について</p>	
<p>要旨a. 池田ダムから下流の流量を減らさないよう、池田ダムからの放流量を増やしてほしい。</p> <p>要旨b. 吉野川の水を有効に利用できるよう、利水面を整備し、農業振興、産業誘致等に結び付けてもらいたい。</p> <p>要旨c. 今までは、人間のためにどんどん工業用水、生活用水に使って、利用し尽くせという考え方でやってきたが、そういった考え方は変えるべきではないか。</p> <p>要旨d. 池田ダムから香川用水に送水しているのか。</p> <p>要旨e. 中水道の扱いについて。</p> <p>要旨f. 吉野川の利水計画について。</p>	
<p>意見 要旨</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>北岸用水、香川用水等、ダム下流への放流量は期別で取水量が決まっており、池田ダム下流への計画放流量を増やすことはできません。河川整備計画(原素案P35-1)の図を見てもわかる通り、早明浦ダムからの補給によって、濁水流量が約$18\text{m}^3/\text{s}$から約$25\text{m}^3/\text{s}$に改善されています。</p> <p>吉野川の水は、四国4県の広域的な水利用を支えていることから、今後も都市用水や農業用水等の安定した取水等のために、適切な流水管理に努めてまいります。また、濁水時においては、「吉野川水系水利連絡協議会」等を通じて状況等の情報を共有し、円滑な濁水調整を行うなど、今後も迅速な対応に努めて参ります。あわせて、広域的な水利用及び危機管理の観点から、既存水資源開発施設の有効利用も含めた異常濁水への対応についても検討を行いたいと考えています。</p>
<p>考え方に対応した【原案】内容</p>	<p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 【河川整備計画原素案P35-1】 2-2-2 現況の流況 図-2.2.4 早明浦ダムからの補給がある場合の流量による流況の安定化(池田ダム流入地点)</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画原素案P98】 (2) 濁水への対応 吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、濁水による取水制限は、制限その程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産、工業生産等に大きな影響を与える及ぼす。このため「吉野川水系水利連絡協議会」や「銅山川濁水調整協議会」等を通じて、流況等の情報を共有し、濁水時には円滑に濁水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水資源を有効に活用している地域住民水利用者に対して節水を呼びかける等、啓発に努める。あわせて、広域的な水利用及び危機管理の観点から、既存の水資源開発施設の有効利用も含めた異常濁水への対応について検討を行う。</p>

利水-7 水利用について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨d	<p>香川用水の水は農業用水、工業用水、水道用水として利用されており、洪水時にも取水しています。平成16年台風23号の台風時には約4m³/sを送水しています。香川用水の最大の通水量は15.8m³/sです。</p>	
要旨e	<p>取水した水を河川に全量戻す場合でも、取水場所と排水場所の間には水が減少し環境に悪影響を与える可能性等があります。そのため、水利権申請をし、河川管理者が審査して適正と認められなければ中水道として利用できません。</p>	
要旨f	<p>H13年7月6日付けで総務省から「水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省に対し行われています。</p> <p>H14年2月15日閣議決定により、H22年度を目標として「吉野川水系における水資源開発基本計画(通称フルプラン)」が変更されました。吉野川水系にかかるとる水需給計画の変更を実施しています。</p>	
		<p>水資源開発促進法(利水)と河川法(治水・利水・環境)との違いはありますが、整合できる部分については整合を図って行きたいと考えております。</p>

環境一1 河川環境のあり方について

要旨a. 環境や景観は、治水と比べると情報の差があるので、近づけるような努力はしてほしい。

要旨b. 環境の保全に対しては、環境省と連携してほしい。

要旨c. 環境については、環境保全、地域と川の共生関係の構築に努めてほしい。

要旨d. 昔から住民が川と親しんできた豊かな自然環境歴史環境を保全して欲しい。

要旨e. 吉野川の豊かな自然を次世代にも伝えることが、大人としての責務であると思う。

要旨f. 生物が多く住み、景観の良い吉野川の自然を利用したい。

要旨g. 川辺に生息する生物や景観に配慮した河川整備を心がけてほしい。

四国地方整備局の考え方

河川環境のあり方については、河川整備計画原素案P51の基本理念に記載しているように、吉野川に残る良好な自然環境や景観等を保全するとともに、地域の自然環境・景観や社会環境に調和した河川空間を創出するための施策を展開していきます。

また、河川整備計画原素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標に記載しているように、治水・利水・河川利用と整合を図りながら、良好な河川環境の保全に努めたいと考えています。またなお、河川環境の保全に関しては、良好な自然環境や景観等を後世に継承していくために、より一層、地域住民や関係機関等と連携して進めたいと考えています。

原素P.98(3)水質の保全、P.100～101 4-2-3 (1)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全(①瀬・淵の保全、③河川の連続性の確保、④河口干潟の保全)を記載していますように、河川環境の保全に努めていきます。

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P51】

3-1 河川整備の基本理念

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念

○安全で、安心できる吉野川の実現

上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、洪水、内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害、高潮、地震等のさまざまな水害から川沿いの地域住民の人命と財産を守り、人々が安全で安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする。このため、基本方針で定めた目標に向け、関係機関と連携しつつ段階的に整備を進めるとして、各種の治水対策を展開し促進するとともに、既設の河川管理施設の機能維持と向上を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、洪水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。

○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生

吉野川に残る良好な自然環境や・景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原や水際のなだらかな連続性(エコトーン)、清浄清らかな吉野川の流水れれなど自然環境の再生を図るための施策を展開する。

○地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造

地域の自然環境と・景観や社会環境に調和した河川空間を創出し、流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の利用を促進するための施策を展開する。

【河川整備計画原素案P57】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

環境－1 河川環境のあり方について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

<p>なお、河川工事等の際には、<u>河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくりを基本とすることにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し」とも、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。</u></p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画原素案P98】 (3)水質の保全 吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、<u>良好な水質や河床の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題である</u>となっている。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1)動植物の生息・生息環境の保全 【河川整備計画原素案P100～101】 1) 吉野川 ①瀬・淵の保全 吉野川には、アユ等の産卵場や採餌場となる瀬や淵が多く分布していることから、<u>魚類、底生生物の良好な生息環境</u>となっている瀬・淵の保全に努める。</p> <p>③河川の連続性の確保 吉野川には、アユをはじめなど湖上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、<u>支川を含めて魚類等の移動の連続性を確保する必要がある</u>。このため、定期的な点検等を行い、池田ダム、柿原堰等にある<u>魚道の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。</u></p> <p>④河口干潟の保全 河川と及び海からの影響を同時に受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアシ等の植物が生息・生育・繁殖しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。また、オオヨシキリ等の鳥類にとっては、<u>良好なヨシ群落が繁殖や餌場になってとじて利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育・繁殖場となっている</u>ことから、<u>良好な干潟環境の保全に向けて継続的なモニタリングを行う。</u></p>	
---	--

環境-2 環境目標の明確化について

要旨a. 河川環境に関しては、ほとんどが「努める」という表現になっており、具体的な計画が作成されていない。

要旨b. 河川環境に関しては、目標が明確でない。現状の把握に努めた上で、吉野川の特徴を活かした保全目標をしっかりと盛り込んで頂きたい。

要旨c. 素案の内容は、様々な地点の調査結果や経年変化に基づいて記載されているのか。

要旨d. 現在の環境に関するデータを示し、素案に記載して欲しい。

要旨e. 生物の多様性の考え方について、整備計画に記載してほしい。

四国地方整備局の考え方

環境に関する事項については、その現状や因果関係について定量等が困難なものが多く、また過去の経年的な調査資料も少ないのですが、これまでに実施されている河川水辺の国勢調査等の結果を基に、河川区分や河川区分毎の環境の変化及び現状と課題の整理を行っています。また、問題点の原因と対応策が、学識者等による検討会、現地実験等である程度明確になっているものについては、実施に関する事項において具体的に記載するようにしました。なお、**原素案**については、環境調査結果等を再度検討・整理した上で、できる限り記載内容の充実を図っています。

また、河川内の自然環境は、洪水などの様々な要因により大きく変化することが考えられることや、治水のように具体的な数値目標を設定することが困難であることから「努める」と表記しています。さらに、関係機関等との連携が必要となる水質の保全等についても「努める」と表記しています。なお、「努める」の意味は、例えば河川内の動植物にとつて良好な生育・生息・繁殖環境を確保するための施策を実施することにより、目標達成に向け努力していくということです。河川整備計画**原素案**については、目標達成に向けた実施内容が明確になるように、できる限り記載内容を見直しました。

(つづ)

考え方に対応した【原案】内容

2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画原素案P42～44-1】 (1) 吉野川

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、瀬・淵等にアユ等の魚類が多く生息し、アユの産卵場となっている。瀬も多く存在する等など、魚類にとって良好な生息環境となっている。

また、中流域に見られる広いレキ河原は、かつてコアジサシ等の鳥類の繁殖地として利用されていた。しかし、吉野川では、多くの外来生物(植物)が繁殖してきており、特にシナダレスズメガヤについては平成12年度及び平成15年度の調査によって、西条大橋地区、柿原地区等の河原の約50%を覆っていたことが確認されている。シナダレスズメガヤが繁殖することにより、吉野川本来の河川環境であるレキ河原が消失し、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響や微地形変化等、環境と治水の両面に係わる問題を引き起こすことが懸念されている。なお、河原に繁茂したシナダレスズメガヤについては、平成16年度の度重なる洪水により大部分は消失したものの、現在も河道の樹林化等、シナダレスズメガヤが繁茂しやすい河道状態状況となっていることから、侵入・定着しにくい河道状態環境となるように、レキ河原を保全・再生する必要がある。

また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されている。一方、ヤナギ類の樹林化に伴う水際河岸の直立化が進行しており、水辺のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、吉野川に広大なレキ河原や水際環境の保全・再生に向けた取り組みが必要である。

吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)における汽水域は、河川及びと海からの影響を受ける特有の環境であり、多くの生物にとって良好な生息・生育・繁殖の場となっている。また市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じることができ、貴重な空間となっている。特に、河口干潟は日本の重要湿地500等に選定されており、シオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。

環境-2 環境目標の明確化について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

また、環境目標の設定にあたっては、河川の変動特性を把握する必要があることから、今後も河川水辺の国勢調査による長期的なモニタリングを行うことにより、洪水等の様々な要因によって変化する自然環境を把握していきます。

意見を聴く会やパブコメ等で、皆様から環境に関する様々なご意見をいただきました。河川整備計画の策定に当たっては、そのような皆様からのご意見も踏まえて、できる限り内容の充実を図っています。

動植物の生息・生育・繁殖状況については、河川水辺の国勢調査結果をもとに記載しているところですが、その他の環境調査に関するデータについても公開するなど、情報の共有に努めていきます。なお、河川整備計画原素案P42～44-1,44-2,57に特定種の一覧表をも記載しています。

生物多様性国家戦略の中で多自然川づくりや河川水辺の国勢調査等の行動計画が記載されていますので、原素P57やP105で記載されているように生物の多様性の確保を前提として地域の歴史・文化・景観の観点を含めて、河川環境の整備等に取り組みで行きたいと思えます。

考え方に対応した【原案】内容

また、第十堰上流部は、緩やかに流れる湛水域となっており、水際にはアカマヤナギ群落等が分布し、水域にはタナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。

なお、吉野川においては、特定外来種生物として、植物ではアレチウリ、オオフサモ、オオカワヂヤ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にも多くの外来種生物が確認されており、**在来の生態系等への悪影響が懸念されている。ことからしたがつて、今後河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除作業等を行う必要がある。**

また、絶滅危惧種等の**特定種の確認状況**については、表-2.2.1に示すとおりである。これらについても、継続したモニタリングの**結果を見ながら**を行うことにより、**生息・生育・繁殖環境の保全に努める必要がある。**

河口から池田ダムまでの堰等の河川横断構造物においては、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの湖上も確認されていることから、**それらの概ね移動の連続性が概ね確保されている。しかし、増水(出水)の際には影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。**

これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境の変化が懸念されており、**今後、モニタリングの強化等に取り組む必要がある。**

【河川整備計画原素案P44-2】
(2) 旧吉野川

旧吉野川・今切川の河口堰上流は、堰の運用によって緩やかな流れとなっており、ワンド・よしみ等の多様な河川環境を有している。水域には、イチモンジタナゴ等の魚類、クロモイバラモ等の沈水植物等が生息・生育・繁殖しているほか、**他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地として利用されている。また、水際には、オビ群落やハチケマダケ林等が分布しており、チュウサギ等の鳥類が生息している。**

なお、旧吉野川・今切川においては、特定外来種生物として、植物ではアレチウリ、ボタンウキサ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にもホテイアオイ等、多くの外来種生物が確認されており、**在来の生態系等への悪影響が懸念されている。ことからしたがつて、今後河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除作業等を行う必要がある。**

環境-2 環境目標の明確化について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P57】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々さまざま要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P57】

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等への産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等への繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策としては、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際河岸の直立化については、なだらかかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。

環境-2 環境目標の明確化について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

吉野川の河口部には、潮位変化など等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境があるとなっている。そのためとくに、河口干潟を含む汽水域については、そういった特有の環境場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっていることから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の溯上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等（ミチゲーション）を実施する。

【河川整備計画原素案P105～105-1】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

環境-3 環境目標となる指標の設定について

意見 要旨	<p>要旨a. 何年頃(例えば昭和40年代)の吉野川を環境目標とするのか?</p> <p>要旨b. 環境保全のための数値指標を設定し、その指標によって管理してもらいたい。</p> <p>要旨c. 絶滅危惧種やユ・モズガニ等の生物を指標として設定してほしい。</p> <p>要旨d. 河川水辺の国勢調査については、PDCAサイクルが確立していないことが問題である。また、調査不足を補うための検討が必要である。</p> <p>要旨e. 社会資本整備審議会の河川分科会における環境目標の検討について、吉野川をフィールドとして各論的に行われるように要望したい。</p>
----------	--

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>平成9年に河川法が改正され、法律の目的として「治水」、「利水」に、「環境」が加えられ、これまで多自然川づくり等の様々な取り組みを行ってきた。河川環境の目標については、治水、利水のように具体的な目標を設定する必要はありますが、現時点ではその具現化には至っておらず、河川整備計画(原素案)においても定性的な表現にとどまっています。今後、生態学及び河川工学等の進展も踏まえながら、具体的な環境目標の設定に向けて調査・研究に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、指摘のような河川環境の目標となる指標を設定するためには、過去の河川環境の定量的な把握や生息種及び周辺環境の変化と生息種の関係等の定量的な把握が必要であると考えております。しかし、環境管理の歴史が浅いことから、過去の生態系に関する環境調査データが不足しており、また、過去と現在では河川を取り巻く自然環境、社会環境等が変化していますが、これらの周辺環境の変化と河川環境の関係を正確に把握することは現時点では困難であると考えています。また、これまで実施されている河川水辺の国勢調査では、生息種の種数、その経年的変化等はある程度把握出来ませんが、生物毎の生息数などの定量的な評価が困難であります。これらより過去のある年代的な環境目標とすることや、絶滅危惧種等の特定の生物における定量的な目標設定については現時点では困難であると考えております。</p> <p>現在の取り組みとしては、長期的なモニタリングとして河川水辺の国勢調査を実施し、洪水等の様々な要因によって変化している自然環境の把握等を行っています。本調査では、生物の種類や経年変化等の広域的、長期的な変化傾向について把握することができず、(生物数の把握は困難)</p> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>
----------	---

考え方に対応した【原案】内容	<p>【河川整備計画原素案P45-1】</p> <p>コラム⑥ 河川水辺の国勢調査とは に調査内容の追加記載と参考図を追加。</p> <p>【河川整備計画原素案P105～105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と知る努力」が重要である。</p> <p>そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介することにより、地域の防災力の強化に努める。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見ていく。</p>
----------------	--

環境-3 環境目標となる指標の設定について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

また、河川整備計画の検討に際しては、河川水辺の国勢調査の結果をもとに、河川環境の変化や現状と課題について河川区分毎に整理しています。その結果、河川環境が良好な状態を維持している場合には「保全」、劣化もしくは劣化のおそれがある場合は、「再生・維持管理」することとしています。さらに、課題の原因とその対策方法について、検討会や現地実験等である程度明確になっている場合は具体的に記載しております。

明確な環境目標の設定については、本省での検討状況や、河川選流・環境アドバイザーのご指導、助言をいただきながら、環境情報の蓄積および調査研究を進めることとしています。

なお、具体的な環境目標の設定に向けて、環境の現況を把握するためのモニタリングを継続するとともに、関係機関や地域住民等と連携・協働による自然環境調査や調査結果の共有等によって、環境調査データの充実等を図っていきたいと考えています。

なお、河川環境の目標設定に関しては、今後も環境情報の蓄積等を行々とともに、具体的な指標の設定等に関する検討を進めていきたいと考えています。

考え方に対応した【原案】内容

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を**行う推進する**。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う**研究を進める**。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している**林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携**に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

【河川整備計画原素案P105-1】
5-4 河川整備の調査・研究

吉野川等における管理上の課題の解決や河川管理に関わる新しい技術の開発等に向け、**水位・流量・雨量・海象・水質等の水文データ及び環境情報の蓄積**を行い、調査・研究を進める。**また、今後は地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮の増大、濁水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、研究の状況も踏まえ、吉野川の地域特性等に照らして、その影響について検討を実施する。**

環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、**生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。**

環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について

意見
要旨

要旨a. 河川環境の保全を具体的に進めるには、住民と一緒に議論するともに、専門家、NPO、市民団体とも連携して進めて頂きたい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

河川環境の保全に関しては、「吉野川流域一斉水質調査」、「水生生物調査」、「吉野川現地(フィールド)講座」、「吉野川流域講座」等の取り組みについて、地域住民等と連携して実施しているところです。また、河川環境の保全・再生を目的とした自然再生事業を行う際には、地域住民やNPO等と連携して進めていきたいと考え、河川整備計画(原案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全)に関する目標を修正してまいりました。

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P57】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々さまざまに変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、**河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とする**ことなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「**多自然川づくり**」に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画原素案P104】

(4) 川に親しむ取り組み

水生生物調査等の身近な自然である吉野川に親しめる自然体験活動等、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援や地域住民等との連携した河川愛護活動等を実施し、地域住民の吉野川等に対する関心を高める様々さまざま活動を行う。

環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P105】
5-1 情報の発信と共有

吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、流域講座・現地(フィールド)講座等の開催、ホームページや広報誌等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有化を図るとともに、今後より一層地域への情報提供に努める。

また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民と協働で毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っており、さらに、「吉野川交流通推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。

今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報の提供を受け、その情報をホームページ・広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進するよう努める。

また、過去の災害について、地域住民と情報共有を図り、災害文化を継承できるように努める。

環境-5 外来種生物対策について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P57】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々さまざま要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、**河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とする**ことなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生

【河川整備計画原素案P86】

1) レキ河原の保全・再生

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、吉野川本来の姿である広いレキ河原があり、河原固有の植物やレキ河原に営巣するコアジサシ等が生息・生育・繁殖している。また、**外来生物(植物)**であるシナダレスズメガヤの急激な繁殖が確認されており、レキ河原に依存する動植物への影響が懸念されていることから、吉野川らしい広いレキ河原を保全・再生するためにはシナダレスズメガヤが侵入・定着しにくい河道状態を再生することが必要となる。

対策の実施にあたっては、川が本来持っている洪水力を可能な限り利用することを基本とし、**侵入・拡大の要因となる河道内樹木の伐採を実施するとともに、人為的な除去対策として、直接的な抜き取り等の対策についても検討する。またなお、対策の実施箇所については、シナダレスズメガヤの繁殖状況、定着特性、レキ河原を利用する動植物の重要性等を勘案しながら踏まえて決定する。**

環境-5 外来種生物対策について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P105～105-1】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を実施し、これらの取り組みを通じて災害時要援護者も含めた地域住民へ防災に関する知識や情報を紹介し、理解を醸成することにより地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査を行うなど、調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があるしていく。

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

環境-6 河口干潟について

要旨a.	吉野川の下流域はシギ・チドリの中継地等重要な環境となっており、その重要性を記載し環境保全には万全を図ってほしい。
要旨b.	河口干潟だけでなく、汽水域にある多様な生態系の保全対策について盛り込んで下さい。
要旨c.	河口の多様な生態系を保つことが重要であるため、河口の河川流量の確保、土砂管理が必要である。
要旨d.	汽水域の環境保全のために、多方面の専門家、関係機関、地域住民を含めて協議を行い、管理計画を作成して頂きたい。
要旨e.	汽水域には多くの生物データがあり、どこが重要なポイントであるか分かっていると思う。その中で、環境上の重要な場所や劣化した場所を地図に落とすことは、ある程度は可能であると思う。
要旨f.	汽水域や河口干潟の環境に配慮した工事をして頂きたい。
要旨g.	第十堰の上流と下流は異なった生態系になっているので、明確に分けて記載するべきだと思う。
要旨h.	吉野川の汽水域は、日本の河川の中でも非常に優れた場所だと思うので、その目標設定がきちりと述べられて、どう実現するのか考えて頂きたい。
要旨i.	干潟は全て無くして、渡り鳥の飛来を無くしてもらいたい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

第十堰下流域は、比較的長い区間の汽水域を有しており、吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速、塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海から影響を受ける汽水域という特有の河川環境が維持されている空間となつています。そのため河口干潟については、こういった特有の環境に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在していることや、渡り鳥の重要な中継地となるなど、動植物にとって貴重な生息・生育・繁殖環境となつています。でもあることから、動植物の生息・生育環境等については今後河川水辺の国勢調査等によるモニタリングを行うとともに、第十堰上流域は、緩やかに流れる淡水域となつています。その旨を、河川整備計画原案P44に記載しています。

また、吉野川の汽水域は、人口が集中している吉野川下流の市街地に隣接していることから、豊かな自然を感じることができ空間となつていきます。

野生生物保護につきましては、河川管理者としての対応は困難な所もありますが、多様な河川環境となつている汽水域に配慮するために、河川工事や維持管理等をはじめとすの変更を受けると考えられる際には、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら、河川環境への影響を評価したりえで施工方法等についても検討していきたいと考えています。



考え方に対応した【原案】内容

2-2-4 動植物の生息・生育状況
【河川整備計画原案P44】
(1) 吉野川

吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)における汽水域は、河川及び海からの影響を受ける特有の環境でありとされており、多くの生物にとって良好な生息・生育・繁殖の場となっている。また、市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じることができ貴重な空間となつている。特に、河口干潟は日本の重要湿地500等に選定されており、シオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となつている。

また、第十堰上流域は、緩やかに流れる湛水域となっており、水際にはアカメヤナギ群落等が分布し、水域にはタナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となつている。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 吉野川
【河川整備計画原案P57】
1) 動植物の生息・生育環境

吉野川の河口部には、潮位変化など等により、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境があるとなつています。そのためとくに、河口干潟を含む汽水域については、三つといった特有の環境場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなつており、またことから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。

環境一6 河口干潟について

下
マ

意見 要旨	四国地方整備局の考え方 また、汽水域に生息・生育する動植物や干潟・ワンド等の水域環境の変動状況を把握するために、長期的なモニタリングである河川水辺の国勢調査を行います。なお、動植物の生息・生育・繁殖状況については、河川整備計画原素案P44,57,101に記載しています。 河川整備計画原素案P44における吉野川下流域の現状と課題については、汽水域と淡水域における物理環境や生態系の特徴を考慮して、記載内容を修正しております。 <u>吉野川の環境に関する目標については、河川整備計画原素案P105-1に記載しています。</u>	考え方に対応した【原案】内容 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P68】 2)堤防漏水浸透・侵食対策 堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸で約25.2km、右岸で約21.8kmの堤防において対策が必要となっている。 侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有無について安全度、背後地の社会的条件等から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。 護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握を行い、必要に応じて回避・低減、代償等(ミチゲーション)等を実施すること及び「多自然川づくり」などにより河川環境の保全に努める。 4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 1) 吉野川 【河川整備計画原素案P101】 ④河口干潟の保全 河川と及び海からの影響を同時に受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアシ等の植物が生息・生育・繁殖しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。また、オオヨシキリ等の鳥類にとっては、良好なヨシ群落が繁殖や餌場になってとして利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育・繁殖場となっていることから、良好な干潟環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。 【河川整備計画原素案P105-1】 5-4 河川整備の調査・研究 環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。
----------	---	--

環境一7 連続性の確保について

テーマ

意見 要旨	<p>要旨a. 河川の連続性の確保については、第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。</p> <p>要旨b. 上～下流の連続性だけでなく、水辺の連続性(エコトーン)の保全や、本川と支川との連続性の確保についても検討してほしい。</p> <p>要旨c. 可能であれば、移動する生物に配慮するために、池田ダムを改築し、アユ湖上のピーク時にゲートを開放するなどの対応はできないでしょうか。</p> <p>要旨d. 柿原堰の魚道は、水位変動に対応できないことや多様な流速となっていないなどの問題があることから改善してほしい。</p> <p>要旨e. 池田ダムにおいて、アユ以外の生物の遡上調査等は行われているのか。</p> <p>要旨f. 池田ダムにおけるアユの遡上量はどれくらいか？また、調査しているのは誰なのか。</p> <p>要旨g. 池田ダムの左岸側にも魚道を設置し、アユが最も生長する時期には発電放水を止めて魚道に流すような改造はできないのか。</p> <p>要旨h. 山崎ダム等の河川横断許可工物が魚等の遡上を阻害している場合は、設置者が魚道の改善等の対策を実施すべきである。</p> <p>要旨i. 素案において魚道機能の維持に修正されているが、技術も進化するであろうから「向上」を目指してほしい。</p>
----------	--

四国地方整備局の考え方

意見 要旨	<p>実際の連続性(エコトーン)の保全については、河川整備計画原素案P87、2) 水際環境の保全・再生に記載しているように、水際において直立化の要因となっているヤナギを伐採することによるエコトーンの再生を考えたいです。</p> <p>本川と支川等の連続性の確保については、定期的なモニタリング調査を継続し、必要に応じて関係機関、地域と連携を図りながら、改善等についても検討していきたいと考えていますので、河川整備計画原素案P.101③河川の連続性の確保に追記しました。</p> <p>第十堰や柿原堰の魚道については、アユの遡上が確認されていることから、今後も現状の機能が維持できるように、定期的な点検等を行いつつながら機能の維持に努めたいと考えています。また、補修等を行う際には、魚道機能の向上についても検討していきたいと考えています。なお、第十堰における魚道等の改善については、抜本的な第十堰の対策のあり方のなかで検討していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: center;">(つづく)</p>
考え方に対応した【原案】内容	<p>2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況 【河川整備計画原素案P44-1】 (1) 吉野川</p> <p>河口から池田ダムまでの堰等の河川横断構造物においては、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの遡上も確認されていることから、それらの概ね移動の連続性が概ね確保されている。しかし、増水(出水)の際には影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。</p> <p>【河川整備計画原素案P45】 (2) 旧吉野川</p> <p>河口から第十樋門までの堰等の河川横断構造物においては、第十樋門まで魚道が設置され、アユの遡上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の際には影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。</p>

環境一7 連続性の確保について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

また、池田ダムの魚道においてはアユの遡上が多く確認されており、概ね魚道が機能していると考えられます。なお、アユの遡上等にあわせたゲート操作を行うと、池田ダムの貯水位が下がり、吉野川北岸用水および香川用水の取水ができなくなることから、このような操作は実施できません。

池田ダムの魚道は、右岸側に設置されています。平常時は、右岸側にある発電放水路から放水しており、この水が「呼び水」となるため右岸側に魚道を設置しています。

平成12年より水資源機構池田ダムで実施しているアユの遡上調査では、少ない年で8万匹、多い年で101万匹程度となっております。調査結果については、吉野川ダム統合管理事務所において閲覧可能です。

アユ以外の遡上調査については、平成11年度調査において、ウグイ
やオイカワなどの様々な魚種の移動が確認されており、アユ以外の魚
に対しても遡上経路として利用されています。

河川環境に関する内容は、河川整備計画原素案P44-1,45,57,101-102を修正しています。

なお、山崎ダムの魚道の改善について、高知県や電源開発(株)に
確認したところ

「現在のところ山崎ダムの魚道設置については、見通しがたっていない
せん。」

という回答を頂いております。

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P57】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しますととも、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

(1) 吉野川

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等への産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等への繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策としてについては、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際河岸の直立化については、まだらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。

吉野川の河口部には、潮位変化など等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境があるとなっている。そのためとくに、河口干潟を含む汽水域については、こそといった特有の環境場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっている。また、ことから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価し、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施する。

環境一7 連続性の確保について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

- 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項
 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生
 【河川整備計画原素案P87】
 2) 水際環境の保全・再生

吉野川では、昭和50年から平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では今も拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所では、**「伐採を要するヤナギ類をの伐採を実施する」**。なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

- (1) 動植物の生息・生育環境の保全

1) 吉野川

【河川整備計画原素案P101】

③ 河川の連続性の確保

吉野川には、アユをはじめなど湖上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めて魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検等を行い、池田ダム、柿原堰等にある魚道の機能を維持するとともに、**関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。**

環境一7 連続性の確保について

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

2)旧吉野川

【河川整備計画原素案P102】

②河川の連続性の確保

旧吉野川・今切川には、アユをはじめなど遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めて魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検等を行い、第十種門等のある魚道の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。

【河川整備計画原素案P105～105-1】

5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

環境一7 連続性の確保について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があるしていく。

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を早急に進める。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓蒙」に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検査を早急に進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の、地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

テーマ **環境-8 ミチゲーションについて**

意見 **要旨** **要旨**

要旨a. 河川工事の際にはミチゲーションを行い、環境面にマイナスとならないようにしてもらいたい。

要旨b. ミチゲーションの記載箇所にある「必要に応じて」とはどのような意味なのか。

要旨c. 「ミチゲーション」という言葉はどのような意味なのか？

要旨d. ミチゲーションを実施するには評価するシステムが必要である。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a 工事等を実施する際には、河川整備計画原素案P57、1) 動植物の生息・生育・繁殖環境及び河川整備計画原素案P58、1) 動植物の生息・生育・繁殖環境に記載のとおり、今後も専門家等の意見を伺いながら、例えば工事範囲内に生息している貴重種を他に移植するなどの対策を行うことにより、<u>動植物の生息・生育・繁殖環境の現状把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで影響を軽減すること、良好な自然環境の保全に努めたいと考えています。</u></p> <p>要旨b 河川工事等の際に実施するミチゲーションについては、<u>その工事による河川環境への影響を考慮しながら実施したいと考えています。</u>このため、必ずしも全ての工事が対象とけなければならないことから、「必要に応じて」と記載しています。</p>	<p>河川整備計画原素案P57、1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>河川整備計画原素案P58、1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等(ミチゲーション)を実施する。</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画原素案P57】</p> <p>1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等(ミチゲーション)を実施する。</p> <p>(2) 旧吉野川</p> <p>【河川整備計画原素案P58】</p> <p>1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等(ミチゲーション)を実施する。</p>

環境-8 ミチゲーションについて

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>ミチゲーションとは、「人間の活動による生態系機能の損失をなくすこと」を前提として検討される手続きのことで、箇單に以下に示す3段階があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○回避:ある行為をしないことで影響を避ける ○低減:ある行為とそれの実施に当たり規模や程度を制限して影響を最小化することや、ある行為の実施期間中、繰り返し^の保護やメンテナンスで影響を軽減または除去する行為。 ○代償:代替資源や環境を置き換えて提供して影響の代償措置を行う。 <p>※(独)国立環境研究所(EIC ネットより)</p> <p><u>なおミチゲーションについては用語として分かりやすくするため、本文を修正いたします。</u></p> <p>また、<u>河川・溪流環境アドバイザー会議等を開催して今後も河川工事等の計画・実施について、ご意見を頂いていきます。</u></p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画原素案P68】 2) 堤防漏水浸透・侵食対策</p> <p>護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握を行い、必要に応じて回避・低減・代償等(ミチゲーション)を実施すること及び「多自然川づくり」などにより河川環境の保全に努める。</p> <p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画原素案P88】 3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>また、プラズとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立コンフリクトを調整するためにミチゲーション措置(回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置)を講じ実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全 2) 旧吉野川 【河川整備計画原素案P101】 ①水域・水際環境の保全</p> <p>旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンドやよどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育・繁殖の場環境となっていることから、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とし、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際植生への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置を講じることを基本として、を実施適正な管理計画を検討する。</p>

環境-9 多自然川づくりの検討について（工法）

要旨a. 河川工事においては、捨石等を使用することにより、親水性や景観の回復、生物生息空間の質的向上等を図ってみたい。
 要旨b. 国交省も率先して自然工法を推進し、水の保全、自然への環境良化を指導された。
 要旨c. 【四国地方整備局の考え方P67】の「歴史文化」というところが、線で消されているように見えるが、その理由を説明して頂きたい。
 要旨d. 伝統工法を整備計画に盛り込んで、今後の河川工事に活用してほしい。

四国地方整備局の考え方

【多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、河川管理を行うことを言います。】

河川整備計画原素案P57,87,101,102,103に記載しているように、河川工事等の際には今後も多自然川づくりを基本として計画することにより、河川環境に配慮していきたいと考えております。

「多自然川づくり」については、関係機関等と情報共有や意見交換等を行っており、今後も継続して実施するとともに、地域住民や川づくりに関わる関係者等に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めていきたいと考えています。

伝統工法については、多自然川づくりの中で検討されるものであり、実施の可否や構造について専門家等の意見を伺いたいと考えています。

多自然川づくりの記述にある「歴史や文化」という記述については、「地域の歴史・文化」という記述に修正しております。

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P57】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の生物の侵入等、様々さまざま要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定の種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とするなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生

【河川整備計画原素案P87】

2) 水際環境の保全・再生

吉野川では、昭和50年から平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では今も拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際に急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性（エコトンの）の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所では、必要に応じて、要因となっているヤナギ類の伐採を実施する。なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。

環境一9 多自然川づくりの検討について（工法）

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

2) 旧吉野川

【河川整備計画原素案P101】

① 水域・水際環境の保全

旧吉野川・今切川の湛水区間にあるランドヤムよどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育・繁殖の場環境となっていることから、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とし、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際植生への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等（ミチゲージョン）の措置を講じることを基本として、を実施適正な管理計画を検討する。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(2) 河川景観の維持・形成

【河川整備計画原素案P102】

1) 吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）は、水害防備林（竹林）やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもとを図りながら放置された水害防備林の適切正な管理に努める。

吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより河川環境に配慮するとともに、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用に配慮する。

環境一9 多自然川づくりの検討について（工法）

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

- 4-2-3 河川環境の保全に関する事項
 【河川整備計画原素案P103】
 2) 旧吉野川

ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこでことから、河道の掘削が必要箇所については、多様な水際植生の回復を図る等など、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているがことか、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらにととも、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用に配慮する。

- 【河川整備計画原素案P105～105-1】
 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見られる。

環境一9 多自然川づくりの検討について（工法）

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行なう。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

環境－10 多自然川づくりの検討について（仕組み）

要旨a. 多自然川づくりについては、住民や専門家の意見を聞き、議論できるシステムづくりが大切である。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a</p> <p>多自然川づくりについては、国土交通省において、今後、必要に応じて専門家や地域住民の方のご意見も伺えるような仕組みづくりについても検討を進めることとしています。また、「多自然川づくり」については、関係機関等と情報共有や意見交換等を行っており、今後も継続して実施するとともに、地域住民や川づくりに関わる関係者等に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めていきたいと考えています。</p> <p>なお、災害復旧工事など緊急性を要する工事の場合には、必要に応じて専門家の意見を伺いながら、河川環境にも配慮した構造となるよう検討していきたいと考えています。</p> <p>また、<u>多自然川づくりの意義を皆さまに提示するため、その旨を河川整備計画原案P57Iに追加しました。</u></p>	<p>【河川整備計画原案P57I】</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>なお、河川工事の際には、<u>河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくりを基本とする」と</u>などにより、<u>地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し</u>るとともに、<u>河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。</u></p> <p>【河川整備計画原案P105～105-1】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>そこで、<u>河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。</u></p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、<u>良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要がある</u>としていく。</p>	

環境－10 多自然川づくりの検討について（仕組み）

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行なう。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行なう研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

環境－11 多自然川づくりの検討について（調査・評価）

意見 要旨	<p>要旨a. 環境への影響について検証を行い、工事に活かすべきではないか。</p> <p>要旨b. 既に行われた工事箇所において、自然環境を回復して欲しい。</p> <p>要旨c. シオマネキが生息している沿岸近くをコンクリートで固める工事が行われていたが、川にすむ生き物にとって影響があったのではないかと思う</p> <p>要旨d. 今切川橋梁(JR)下の多自然型護岸工事は、どのようになっているのか。</p>
----------	---

四国地方整備局の考え方	
意見 要旨	<p>吉野川における河川環境の把握のために、定期的に河川水辺の国勢調査を行っています。また、河川工事を行うにあたっては、環境への影響について配慮するとともに、今後このような調査を継続して行うことにより、河川の自然環境の把握及び保全に努めていきたいと考えています。また、多自然川づくりについては、施工事例等の情報を蓄積し、今後の河川工事に活かしていきたいと考えています。</p> <p>なお、底生動物等に配慮する必要がある箇所については、河川工事を行う際に、周辺の河川環境を把握したうえで、多孔質の機能を有する材料を使用するなど、生物の生息・生育環境の保全に努めます。既に護岸等のある箇所については、変形・損傷等の状況に応じて、適切な補修方法を検討していきたいと考え、河川整備計画原素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標に記載しています。</p> <p>今切川橋梁の下流では、平成4年度に実施した樋門工事において、コンクリートブロックに栗石を詰めた護岸を施工しています。なお、今後も、河川工事の際には、周辺環境に配慮していきたいと考えています。</p>
	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>【河川整備計画原素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とするなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。</p>

環境－12 河道掘削時における環境への配慮について

<p>意見 要旨 要旨</p>	<p>要旨a. 吉野川全体の自然環境の回復にもつながるような、効果的な掘削方法を検討して下さい。 要旨b. 水際の環境については、ランド、水辺の植生などがある多様な環境を保全すること。</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>河川整備計画原素案P63、③河道の掘削等に記載しているように、良好な水域環境の保全に配慮した河道の掘削を行うこととしています。また、工事にあたっては、施工場所ごとに対応する必要があることから、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら自然環境に配慮した掘削方法について検討していきたいと考えています。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これらの機能を考慮し、竹林の伐採面積の抑制を最小限に止めるように努める。</p> <p>(2)旧吉野川 【河川整備計画原素案P80】 ②河道の掘削等</p> <p>旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等の対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間について、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制低減のため河道の掘削を行う。</p> <p>なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1)吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画原素案P63】 ③河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請等などの状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p>	

環境－13 河川景観について

要旨a. 河川景観の分析がなされていない。風土・地域の資源として残したい風景について、地域住民と共有する必要がある。

要旨b. 景観の分野は、住民も参加しやすいので、もっと住民参加の場を開いてほしい。

要旨c. 河川整備においては、吉野川の良好な景観を守って欲しい。

要旨d. 景観を保全するための委員会や協議会を設けることを明記して頂きたい。

要旨e. 河川景観ガイドラインに従って景観の計画を立てて、整備計画の中に入れて頂きたい。

四国地方整備局の考え方

河川景観については、河川整備計画原素案P51、○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生及び河川整備計画原素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標において記載しているように、広大で自然豊かな河川景観の保全に努めていきたいと考えています。

また、一般からの応募により選定された「四国のみずべ八十八カ所」の地点などについて、『河川景観の形成と保全の考え方』を参考としながら、特徴的な河川景観と思われる箇所を抽出するとともに、記載内容についても充実を図りました。なお、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。

今後、地域文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、**河川景観ガイドライン**『河川景観の形成と保全の考え方』を参考としながら、懇話会の設置に向けた取り組みを行っていきます。**こととものに、検討の内容などを踏まえ、工事を実施していきたいと考えております**

考え方に対応した【原案】内容

2-2-5 河川景観
【河川整備計画原素案P46】
(1) 吉野川

吉野川上流域(源流～池田ダム)は、大歩危・小歩危をはじめとして、**主なる渓谷美の豊かなからなる四国屈指の景勝地**となっており、多くの観光客で賑わっている。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、広いレキ河原や藩政時代から水害防備林として植林されてきた竹林が広がっており、吉野川の歴史や文化と関わりのある河川景観を醸し出している。一方、水害防備林(竹林)の多くは放置された状態となっており、河川景観を悪化させる一因ともなっている。

吉野川の河口部では広大な干潟が広がっており、**雄大な河川景観を呈している**とされている。

このような河川景観は、自然の力により形成された**もの景観**であるとともに、地域社会の歴史の中において形づくられた吉野川の特徴的な景観となっており、河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

【河川整備計画原素案P46=2】
(2) 旧吉野川

第十樋門から今切川分派点までは、水際に生育するオギ群落やハチクマ・マダケ・クマドリ等と穏やかに流れる水面が一体となり、自然度の高い景観となっている。

今切川分派点から旧吉野川、今切川河口堰までは、市街化が進んでいる平野部を緩やかに流下しており、川沿いには住宅地や工場が点在している。

また、両河口堰から河口までの間は、大部分がコンクリート護岸を有しであり、比較的単調で人工的な景観を呈している。そのため、旧吉野川や今切川については、河川周辺の建築物、市街地空間の多様な表情や河川の利用形態等、旧吉野川や今切川を取り巻く空間利用と河川利用の状況を考慮した河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

環境一13 河川景観について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P46-1】

図一2.2.14 吉野川の特徴的な景観(「四国のみずべ八十八カ所」選定箇所)を追加。

【河川整備計画原素案P46-23】

図一2.2.15 旧吉野川・今切川の特徴的な景観を追加。

3-1 河川整備の基本理念

【河川整備計画原素案P51】

○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生

吉野川に残る良好な自然環境や、景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原や水辺のなだらかな連続性(エコトーン)、清浄清らかな吉野川の流水れ等など自然環境の再生を図るための施策を展開する。

【河川整備計画原素案P57】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、様々さまざま要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画原素案P57～P58】

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域の歴史・文化等とともに、吉野川の優れた河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するように努める。

(2) 旧吉野川

【河川整備計画原素案P58】

2) 河川景観

旧吉野川・今切川の河川景観については、第十樋門から今切川分派点に見られるオギ群落等の植生がもたらすことによる比較的自然的自然度の高い景観から、旧吉野川、今切川両河口堰から河口の市街地における人工的な景観まで多様に変化している。このため、そこに流れている豊かで緩やかな水の流れは、川岸と水面が一体となった自然度の高い景観や、市街地空間の中にあっては安らぎを感じることのできる景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するように努める。

【河川整備計画原素案P102～103】

(2) 河川景観の維持・形成

1) 吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やレキ河等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ソルヨシ群落等の多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもとを図りながら放置された水害防備林の適切な管理に努める。

吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより河川環境に配慮するとともに、排水門(樋門・樋管)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用に配慮する。

2) 旧吉野川

ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこから、河道の掘削が必要な箇所については、多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているが、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらに、排水門(樋門・樋管)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用に配慮する。

環境－13 河川景観について

ア
マ

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P105～105-1】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見做す。

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行って推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

環境－14 旧吉野川における河川環境の保全について

意見
要旨

要旨a. 旧吉野川は、多様で独得な河川環境を有していることから、環境保全には十分配慮してほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

旧吉野川・今切川については、河川整備計画原素案P101、①水域・水際環境の保全に記載しているとおり、今後も河川工事等を行う際には動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮するなど、良好な河川環境の保全に努めていきたいと考えています。

考え方に対応した【原案】内容

- 4-2-3 河川環境の保全に関する事項
 (1) 動植物の生息・生育環境の保全
 2) 旧吉野川
 【河川整備計画原素案P101】
 ① 水域・水際環境の保全

旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンドやよどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育・繁殖の場環境となっていることから、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とし、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際植物への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(シチゲージヨシ)の措置を講じることを基本として、実施適正な管理計画を検討する。

環境－15 河川空間（河川敷）の利用促進について

- 要旨a. 水辺に近づきやすい親水護岸等を整備するなど、多くの人々が親しみを持てるように河川空間を活用してほしい。
- 要旨b. 水際公園のような整備をして頂き、教育部門に役立てたい。
- 要旨c. 遊魚船の船溜まりや釣場を整備すれば、吉野川に多くの人が遊びに来られるのではないかと思う。
- 要旨d. 自然を破壊してまで、親水護岸を整備するのはおかしい。
- 要旨e. 旧吉野川下流区については、人と自然の触れ合いの場として美観の向上などの整備が必要であることから、この区間の河川環境整備を促進してほしい。
- 要旨f. 治水は下流から、河川利用は上流から整備するという考え方があっていいのではないか。

四国地方整備局の考え方

吉野川では、これまでに「桜づつみモデル事業」や「水辺の楽校」などの環境整備事業について、関係市町の要望を踏まえながら整備をしてまいりました。現在は、旧吉野川で、水辺プラザの整備を北島町と一緒に進めております。今後も、河川空間の利用促進や子供たちが自然と親しめる水辺を提供できるよう、関係市町の河川利用に関する計画・調整等も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたく考えています。なお、河川整備計画原素案P58-1、3-5-3 河川空間の利用に関する目標及び河川整備計画原素案P103、(3) 河川空間の整備と適正な利用に記載しているように、河川空間の整備にあたっては、河川環境との調和を図っていきたく考えております。

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P58-1】

3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるように努める。

また、関係機関や地域住民等と連携して、人々が貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流の促進に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画原素案P103】

(3) 河川空間の整備と適正な利用

吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々にとっておいややすらぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を創出整備する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を創出整備する。

吉野川上流域(直轄ダム管理区間)は、ダム湖周辺の豊かな自然環境と調和を図りながら、ダム湖周辺をスポーツ・レクリエーション等の行える水辺空間となるよう管理する。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰壩水域上流端)は、水辺に残された水害防備林(竹林)等の自然植生との調和を図りながら、限られたオープンスペースとしての河川敷(高水敷)を活かし、川沿いの地域に密着した多目的な広場等として管理する。また、河川敷(高水敷)を利用した耕作地等の生産緑地との調整を図りつつ、河川敷(高水敷)をスポーツ・レクリエーション等の行える快適な河川空間となるように管理する。

吉野川下流域(第十堰壩水域～河口)は、河口部に位置する広大な河川空間を持つことから、ふるさとのシンボルとなる河口部の広大な自然景観や自然環境を活かした親水空間として管理するとともに、市街地に接した河川として河川敷(高水敷)における利用度を高め、スポーツやレクリエーションの場となるよう管理する。

旧吉野川・今切川は、吉野川左岸部に位置し、工業地域を含む市街化が進行する地区となっていることから、川沿いの地域住民にうるおいと憩いを与える身近な水辺のオープンスペースとなるよう管理する。

環境－15－1 竹林（水害防備林）の保全について

意見
要旨

要旨a. 吉野川の原因風景である竹林について、間伐等による整備と保全に取り組んで欲しい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

竹林(水害防備林)は、洪水時の被害軽減等の役割を担ってまいりましたが、堤防整備に伴い竹林の意義と役割は変化してきました。また、戦前までは、地場産業を支える資材として利用するために間伐等も行われていましたが、竹の需要が低下したことなどにより、放置された竹林が増加したと考えられます。

なお、放置された竹林(水害防備林)については、地域住民との連携を図りながら適正な管理に努めたいと考えています。また、水辺の楽校として整備されたバンブーパークやぶるばくなどは、関係市町の協力によって竹林の維持管理を行っているところですが、今後も、地域における竹林の有効活用に関する計画等も踏まえながら、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたいと考えています。

考え方に対応した【原案】内容

2-2-5 河川景観

【河川整備計画原素案P46】

(1) 吉野川

吉野川上流域(源流～池田ダム)は、大歩危・小歩危をはじめとする溪谷美の豊かなからなる四国有数の景勝地となっており、多くの観光客で賑わっている。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、広いレキ河原や藩政時代から水害防備林として植林されてきた竹林が広がっており、吉野川の歴史や文化と関わりのある河川景観を醸し出している。一方、水害防備林(竹林)の多くは放置された状態となっており、河川景観を悪化させる一因ともなっている。

吉野川の河口部では広大な干潟が広がっており、雄大な河川景観を呈しているとなっており

このような河川景観は、自然の力により形成されたもの景観であるとともに、地域社会の歴史の中において形づくられた吉野川の特徴的な景観となっており、河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

【河川整備計画原素案P46-1】

図－2.2.14 吉野川の特徴的な景観(「四国のみずべ八十八カ所」選定箇所)を追加。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(2)河川景観の維持・形成

【河川整備計画原素案P102】

1)吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもとを図りながら放置された水害防備林の適切正な管理に努める。

環境－15－1 竹林（水害防備林）の保全について	
ア マ	
意見 要旨	四国地方整備局の考え方
	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより河川環境に配慮するとともに、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材をの有効利用に配慮する。</p>
環境－15－2 河川空間（堤防）の利用促進について	
ア マ	
意見 要旨	四国地方整備局の考え方
	<p>要旨a. 地域の活発化を図るためにも、サイクリングロード等を整備してほしい。</p> <p>要旨b. 堤防の堤内側と堤外側に坂路を設置して欲しい。</p> <p>要旨c. 道の駅のような施設があれば、サイクリングなどの目的地になり、憩いの場になると思う。</p>
意見 要旨	四国地方整備局の考え方
	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (3)河川空間の整備と適正な利用 【河川整備計画原素案P103】</p> <p>吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々によりおいやすらぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を整備創進する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を創進整備する。</p> <p>吉野川では、これまでに「桜づつみモデル事業」や「水辺の楽校」などの環境整備事業について、関係市町の要望を踏まえながら整備をしてまいりました。現在は、旧吉野川で、水辺プラザの整備を北島町と一緒になって進めております。今後も、河川空間の利用促進や子供たちが自然と親しめる水辺を提供できるよう、関係市町の河川利用に関する計画・調整等も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたいと考えています。</p> <p>坂路の設置については、地域からの要望や現地状況を踏まえて、設置の可否について適宜判断していきたいと考えています。併せて基盤整備等の支援を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、吉野川の堤防を利用した「とくしまラソン」の支援を可能な範囲で今後も行っていきたいと考えています。</p>

環境－16 河川利用における高齢者への配慮について

<p>意見 要旨 要旨a 要旨b</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>高齢者等へ配慮するために、これまでに、貞光桜づつみ整備事業や三加茂の水辺の楽校等でバリアフリー坂路を整備してまいりました。</p> <p>今後の河川空間の整備にあたっては、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインを必要に応じて取り入れるなど、安心して川を利用できるような河川空間の創出に努めるとともに、関係市町の河川利用計画も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行いたいと考えています。</p> <p>なお、人と川とのふれあいに関する施策については、河川整備計画原素案P47,49,58-1に記載しているように、自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進していきたいと考えており、今後多くの人々がより一層川と親しむことができるように努めていきたいと考えています。</p>
<p>意見 要旨 要旨a 要旨b</p>	<p>2-2-6 河川空間の利用 【河川整備計画原素案P47】 (1) 吉野川</p> <p>吉野川では、アユ等の漁業やシジミ等の採捕が行われている。河川敷(高水敷)は、耕作地等の農地として利用されているほか、各種イベントの会場や野球、サッカー等のスポーツ大会会場として利用されており、特に景勝地となっている「美濃田の淵」は、遊覧船を利用する観光客が多く訪れ遊覧船も運航するなど、吉野川の自然を感じることもできる水辺空間となっている。</p> <p>また、水際は釣り等のレクリエーションや水辺の楽校を中心とした子供の野外における環境学習等、様々な活動の場として利用されている。さらに、近年の健康志向の高まりを背景に、<u>連続性のある堤防など等では散策やジョギング等も日常的に行われており、自然度の高い良好な景観と相まって、河川空間が心身両面に於いて健康の維持に重要な役割を果たしている。今後、多くの人々がより一層川と親しむことが出来るよう、人と川とのふれあいに関する施策について取り組む必要がある。</u></p> <p>さらに、流域住民の河川環境に対する関心の高まりを背景として、市民団体等の各種団体による河川清掃や各種イベントが盛んに実施されていることから、これらの活動と連携した取り組みが必要である。</p>
<p>意見 要旨 要旨a 要旨b</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>

環境－16 河川利用における高齢者への配慮について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

【河川整備計画原素案P49】

(2) 旧吉野川

旧吉野川・今切川の河口堰上流は、住宅地が広がる平野部を緩やかに流れる豊かな自然空間となっている。水面は、釣りや漕艇の練習に利用されているほか、河川敷（高水敷）にある公園等では散策や野外活動等、多くの人々に利用されている。

また、今切川分派点付近にある三ツ合公園では、各種イベント等に利用されることが開催される等、地域の人々の憩いの場となっている。さらに近年の健康志向の高まりを背景に、連続性のある堤防など等では散策やジョギング等も日常的に行われるなど、地域の人々の憩いの場となっている。このように旧吉野川・今切川の河川空間は、自然度の高い良好な景観と相まって、河川空間が心身両面において健康の維持に重要な役割を果たしている。今後も、多くの人々がより一層川と親しむことが出来るよう、人と川とのふれあいに関する施策について取り組む必要がある。

【河川整備計画原素案P58-1】
3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるように努める。

また、関係機関や地域住民等と連携して、人々が貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流の促進に努める。

環境－17 早明浦ダムにおける環境の現状について

ア
マ

意見 要旨	<p>要旨a. 濁水の原因について教えてほしい。</p> <p>要旨b. 濁水については、早明浦ダム直下流と下流域の被害状況を把握する必要がありますが、水質の基準を満たしているとなっており、下流では濁水時に悪臭のする水が流れています。</p> <p>要旨c. (早明浦ダムには)冷水温の放水の問題がありますが、【素案】では、「冷水温」について、一言も触れられていません。これまでの状況と、分析と、対策について明記ください。</p> <p>要旨d. 早明浦ダム竣工後、生態系が大きく変動している。聞き取り調査などを行っているのかを集計、明記ください。</p>
----------	--

	四国地方整備局の考え方
意見 要旨	<p>早明浦ダム流域の地質は三波川変成地帯に属しており、結晶変岩のもろい地質となっています。このため、山腹崩壊や地すべりが発生しやすく、洪水時には大量の土砂が高濁度で流れ込み濁水を発生させます。また、貯まっている土砂が、洪水により巻き上げられるのですが、その土砂の粒子は小さく沈降しないことも原因の一つであります。その他、降雨による貯水池法面の侵食や、溪流からの水による法面侵食も原因となっており、様々な原因があいまって濁水現象を引き起こしていると考えられています。</p> <p>なおまた、国(直轄)の砂防事業として調査を実施している地すべりは、渾水によるものではなく、元々あった大きな地すべりを止めることとあります。早明浦ダム貯水池周辺の、井尻地区、下中切地区、小南川地区については、平成18年の梅雨前線において、地すべり性崩壊などの活動が確認され、危険な状態にあるため今年平成18年度より事業を実施する予定でましています。</p> <p>早明浦ダムの濁水放流の長期化の対策としては、今まで国(直轄)の砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除除去、選択取水設備の運用等を実施してきたところであります。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、放流設備の追加検討の際には濁水軽減を併せた検討をしていくこととしており、河川整備計画(素案P40) (2)早明浦ダムの濁水に記載しています。また、様々な対策の検討は今後も引き続き行っていく予定です。</p>
考え方に対応した【原案】内容	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画原素案P40～41】 (2) 早明浦ダムの濁水</p> <p>早明浦ダム上流域では管理開始直後の昭和51年9月に来襲した台風17号に伴い記録的な豪雨が発生した。これにより流域内には多くの斜面崩落や侵食が発生し、貯水池に流入した多量の土砂が高濃度の濁水現象を発生させた。このため、早明浦ダム下流域では濁水放流の影響が長期化し、濁水が解消される落ちつきまで約4か月を要したため、大きく報道された。</p> <p>貯水池に流入した土砂は、洪水時以外にも濁水を発生させる原因となっており考えられ、濁水時等の貯水位低下時においても濁水現象が確認されている。</p> <p>また、濁水現象は平成17年の濁水時にも長期化し、濁水とその後、台風14号がもたらした洪水により濁度10度以上の放流水が48日間継続した。</p> <p>早明浦ダムで発生する濁水現象に対して、その発生機構の解明と軽減対策の検討を目的として、学識経験者による「吉野川水系濁水調査委員会」が昭和51年から昭和55年にかけて組織開催された。この委員会において濁水の発生メカニズムの検討と併せておける「討議の結果、濁水軽減対策が討議され、森林の整備や山砂防事業等の土砂流出防止対策が示された。</p> <p>また、濁水時等の貯水位低下時にも、堆積土が原因の湖底の泥層分が濁水が発生したことから、昭和61年から平成5年にかけて「早明浦ダム濁水対策調査研究会」が設置開催された。これらの技術的な検討結果を受け、昭和54年から国(直轄)による砂防事業、昭和62年からはグリーンベルト事業(早明浦ダム貯水池水質保全事業)及び高知県による特定貯水池流域保全事業も着手された。また、直接的な対策として堆積した貯水池内の土砂排除を行うと共に、流入した濁水の効率的な排出に有効とされる選択取水設備が、平成12年から運用を開始し、さらに「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」で効果的な操作方法について検討し、試行している。</p>

(つづく)

環境－17 早明浦ダムにおける環境の現状について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

貯水池内地すべり対策については今までもやってみましたが、引き続き何があつた際には対策を行い、災害発生時には速やかに災害復旧工事を行っていきます。

また、ダム直下流と下流の水質被害状況把握については、これまでの観測結果を整理するとともに、水資源機構ダム管理者において、**新たに大豊町にも濁度計を設置する予定でまじっており、平成19年4月より観測を開始しています。**今後とも詳細に濁水発生の実態把握に努め、濁水長期化の軽減を図ることとしており、河川整備計画原案P98、(3)水質の保全に記載しています。また、悪臭等の原因についても、ダム貯水池及び放流水について調査を行っていきます。

なお、早明浦ダムでは、濁度10度以上の場合を濁水とすることを「早明浦ダム濁水対策調査研究会」(S61～H4)にて設定しております。

濁水による下流への影響については、同じ濁度でもその濁質の成分、濁水の期間、その時期等によっても異なってきます。ダム直下流において地藏寺川、汗見川などの支川とも合流し、希釈されることから、それら流況によっても影響は変わってきます。



(25)

考え方に対応した【原案】内容

平成11年には、表面取水設備から選択取水設備に改造を完了し、「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」を開催しその検討結果を受けて、洪水時における貯水池内の濁水の早期排除を目的とした操作ルール策定など、濁水軽減効果を発揮させるための改善対策を続けている。

平成14年から、濁水時の濁水への対策として堆砂除去を実施しているが、しかしながら、平成16年、平成17年にはおいても、放流濁度10度以上の延べ日数が50日を超えるなど濁水放流が長期化したため、さらなる対策が必要と考えられる。

このため、なお、平成15年より開催している学識経験者による「早明浦ダム濁水対策技術検討会」では、治水機能向上のための濁水をダムから早期に放流可能ななる放流設備の増設追加が濁水を早期に放流することで濁水軽減にも効果があるとされており、今後実現に向けた検討が必要である進められている。

図2-2-12 早明浦ダムの濁水発生状況

環境－17 早明浦ダムにおける環境の現状について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

冷水放流についてですが、通常、春から秋にかけてはダム湖の水温は表面付近は暖かく、深部になるほど冷たくなっています。早明浦ダムにおける用水補給では選択取水設備により、基本的には表面～水深4m部分の水(ダムの流入水より温かい水)を下流に放流しておりますので通常は冷水問題は有りません。

しかし大渇水となりますと、ダム下流の支川の流量も極端に少なくなることから、早明浦ダムから下流へ補給する量は膨大となります。その結果、貯水位が下がり、深部の冷たい水しか補給できない事態がまれに発生することがあります。

この冷水放流の改善として、「第9回早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」により「温水温存放流」の試行を決定し、平成20年4月より実施しており、冷水放流とならぬ操作に努めています。

なお、早明浦ダムからの冷水放流による被害等の報告等は受けていません。

渇水における濁水の現状及び対策についても、河川整備計画原案P.40、及びP.99に記載しております。



(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
【河川整備計画原素案P98～P99】
(3) 水質の保全

吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題であるとなっている。

水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足達成しているがことから、引き続き定期的な観測により水質の状況を監視把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適正切に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査によるなど、地域住民等と一体となった水質を保全するの取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等との連携のもとで在りて現況水質の維持に努める。

ダムにあたっては、淡水赤潮等の発生しては、引き続き定期的な水質観測を
行いにより、水質・底質の動向を注視していく。

また、早明浦ダムにおける洪水後及び渇水時の濁水放流の長期化をの軽減については、ために、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。とともに、また、選択取水設備の運用や、底泥除去を継続していくとともに、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。

環境－17 早明浦ダムにおける環境の現状について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

早明浦ダム周辺環境については、平成3年度から河川水辺の国勢調査が開始され、貯水池周辺における、鳥類、ほ乳類、両生類、は虫類、魚介類、底生生物、プランクトン等、多岐にわたり調査を実施しています。なお、水辺の国勢調査の結果はインターネットで公表しております。

また、早明浦ダム竣工後のダム下流状況については、昭和59年から、早明浦ダム下流河川(土佐本山から山崎ダム下流の区間)において「吉野川環境調査」(吉野川ダム統合管理事務所)が実施されています。また、国(直轄管理区間)においては、定期的に環境調査(河川水辺の国勢調査)を実施しており、今後も調査を継続して参ります。

早明浦ダム建設前については環境調査は実施されていませんが、河川水辺の国勢調査、吉野川河川環境調査の調査結果等は、「平成18年度四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」において学識経験者により審議されています。

その結果、生物全体のまとめとして、「調査開始後において、多少の生物の環境変化が見られるが、早急に対策が必要な変化はな

いと考えられる。」と評価されています。

吉野川の高知県流域におけるアユの漁獲高については、漁業・養殖生産統計年報(農林水産省統計部)に昭和45年からのデータが記載されています。

尚、濁水発生日数と漁獲高の関係は認められていません。

環境－18 早明浦ダムにおける濁水対策について

下マ

意見 要旨	要旨a. 早明浦ダムに起因した濁水問題に対して、抜本的な対策を講じてほしい。 要旨b. 濁水時の濁水対策として、導水バイパスをつくってほしい。 要旨c. 高知分水は、単なる発電の分水なので、異常な大濁水期においては、ダムの濁水の放水を減らすために、この水を戻すような処置はできないのか。
----------	---

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>早明浦ダムの濁水対策としては今まで、国(直轄)の砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除除去、選択取水設備の運用等を実施してきたところです。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、放流設備の追加検討の際には濁水軽減を併せた検討をしていくこととしており、河川整備計画原素案P41(2)早明浦ダムの濁水に記載しています。また、様々な対策の検討及び対策を今後引き続き行っていく旨を原案P98(3)水質の保全に追加しました。また、</p> <p>森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している関係機関と連携に努めることとし、河川整備計画原素案Pp105に記載しています。</p>	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画原素案P41】 (2) 早明浦ダムの濁水</p> <p>これらの技術的な検討結果を受け、昭和54年からは国(直轄)による砂防事業、昭和62年からはグリーンベルト事業(早明浦ダム貯水池水質保全事業)及び高知県による特定貯水池流域保全事業も着手された。また、直接的な対策として堆積した貯水池内の土砂排除を行うと共に、流入した濁水の効率的な排出に有効とされる選択取水設備が、平成12年から運用を開始、さらに「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」で効果的な操作方法について検討し、試行している。</p> <p>平成11年には、表面取水設備から選択取水設備に改造を完了し、「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」を開催しその検討結果を受けて、洪水時における貯水池内の濁水の早期排除を目的とした操作ルール策定など、濁水軽減効果を発揮させるための改善対策を続けている。</p> <p>平成14年度からは、濁水時の濁水への対策として堆砂除去を実施しているが、しかしながら、平成16年、平成17年にはおいても、放流濁度10度以上の延べ日数が50日を超えるなど濁水放流が長期化したため、さらなる対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、なお、平成15年より開催している学識経験者による「早明浦ダム濁水対策技術検討会」では、治水機能向上のための濁水をダムから早期に放流可能な放流設備の増設・増設が濁水を早期に放流することで濁水軽減にも効果があるとされており、今後実現に向けた検討が必要である進められている。</p>
意見 要旨	<p>選択取水については、平成9年9月台風19号により、20日間にも及ぶ長期濁水問題が発生したとき、選択取水について、同年9月30日、10月1日に、水公団・高知県・建設省が本山町、高知新聞嶺北支局、吉野川漁業協同組合連合会、山城町、大豊町、嶺北漁業協同組合、大川村、土佐町に対して「洪水濁水時、特に濁った水を選択取水設備により放流する操作を行います。これにより早く早く放流濁度を低下させ、濁水放流日数を短くすることができます。」と説明しています。</p>	

(つづく)

環境－18 早明浦ダムにおける濁水対策について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>しかしその2年後の、平成11年秋に初めて高濁度放流を実施しましたが、その間の周知が十分に徹底されていませんでした。</p> <p>その後、下流自治体、学識経験者、漁協関係者等に参加して頂き、ほぼ年1回、「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」を開催し、よりよい選択取水設備の運用方法の改善検討を行っています。今後とも操作方法については、引き続き詳しく説明を行い、お知らせするよう努めます。</p> <p><u>高濁度放流の実績</u>としてはH14～H19について、98回高濁度放流を実施しており、検討会で定められた日数に限定して放流を行いました。また、洪水後には、表層取水を行うなど、できるだけ貯水池内の濁度が低い水を放流する操作を行っています。</p> <p>早明浦ダムの濁水対策としては今まで、国(直轄)による砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除除去、選択取水設備の運用等を実施してきたところです。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、【河川整備計画原素案】P41(2) 早明浦ダムの濁水に記載しています。</p> <p>これらの対策のうち、堆積した貯水池内の土砂排除除去、国(直轄)による砂防事業、グリーンベルト事業による土砂流出防止対策は濁水の軽減に効果を発揮していると推察されます。</p> <p><u>なお、「洪水濁水」と「濁水濁水」は原因が異なることから、おのずとその対策も異なってきますので、それらを見据えた上での取り組みと閲覧資料として提示します。</u></p> <p>様々な対策の検討は今後も引き続き行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画原素案P99】 (3)水質の保全</p> <p>また、早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水放流の長期化を軽減することについては、<u>関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。</u>とあり、<u>また、選択取水設備の運用や、底泥除去を継続して行うことにも、さまざまな検討及び対策を今後引き続き行う。</u></p> <p>さらに、<u>御山川についても御川の河川環境の保全については、関係機関と連携し、水環境向上のため、現状の取り組みを継続するさらなる環境改善について検討する。</u></p> <p>【河川整備計画原素案P105～105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と「知る努力」が重要である。</p> <p>そこで、<u>河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介することにより、地域の防災力の強化に努める。</u></p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものであるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、<u>良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査の結果の共有等において、より一層連携を強化する必要がある</u>といく。</p>	

環境－18 早明浦ダムにおける濁水対策について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

濁水の影響に対する特別交付税について、高知県に確認したところ、現時点では交付できる制度はないとのことですが、様々な検討及び対策は今後も引き続き行っていきます。

濁水対策として要望をいただいている導水バイパスとは、濁水時における早明浦ダムへの流入量の一部を導水バイパスによりダム貯水池を迂回し、ダムより下流に水を放流する設備であります。濁水時の流量は少量であり、バイパスした水量だけでは下流河川への必要流量をまかなうことはできません。そのためダムの濁った貯溜水も放流する必要があります。導水バイパスのみによる効果としては薄いと考えます。

平成17年濁水の事例では、早明浦ダムへの流入量は毎秒1m³程度しかないのに対し、下流への利水補給量(放流量)は毎秒約36m³もあったため、流入量をダム下流に導いて放流したとしても、その効果は極めて小さいと考えられます。なお、流入量は、高知分水後の数値です。

濁水時の濁水対策として、発電の分水を止め下流に流す等の措置については、水利権があるため、下流に流すことは困難であると考えています。

なお、高知分水については、上水等の目的にも利用されています。

考え方に対応した【原案】内容

また、外来種生物については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口など等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

環境－19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について

意見
要旨

要旨a. グリーンベルト事業の植栽工事では、水質の保全に役に立たない樹種が選ばれているように思う。
要旨b. 早明浦ダムの湖岸では、植栽した花木が管理されず、成長して見通しを悪くしているところがある。また、今後は支障のないようにしてほしい。
要旨c. ダム貯水地の水位の変動がかなりあるために、河床から水域までの法面がむき出しのまま年々侵食されているので、その対策をできるだけ早くお願いをしたい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

要旨a 濁水対策の法面緑化のために植栽を行っており、樹種についても見直しを行っております。また、法面緑化により、事業の目的が達成されているかは、今後確認してまいります。

また、交通の妨げになる部分においては、随時伐採を行うなど、適切な管理に努めています。に管理していただけるような体制を整えるよう考えています。

貯水池周辺の法面については、常時満水位以上の裸地ではグリーンベルト事業による緑化や、護岸工事の際に可能な範囲で緑化を行っております。また現在、水位変動の大きい場所での緑化が可能かどうかについて検討試験中です。

考え方に対応した【原案】内容

環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について

テーマ

意見 要旨	<p>要旨a. 昔のように、地域の者がこぞって楽しめ、親しめる吉野川に少しでも戻るような事業もお願いしたい。</p> <p>要旨b. 早明浦ダムの周辺でも、環境が整えば渡り鳥が営巣すると思うので、環境面の整備には特に力を入れてほしい。</p> <p>要旨c. 早明浦ダムといの町の間には桜の木がずっと植えられているが、最近病気になるようになって枯れてきている。ポランテアだけではどうしようもないので、病気の木や枝を切るなどの対策をして、美しい河川というのを目指してやって頂きたい。</p>
----------	--

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>ダム貯水池周辺では関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備を実施し、利便性の向上を図ることとしており、河川整備計画原素案P89、2)ダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。また、早明浦ダム下流域での親水性を増すような環境の整備については、関係機関に働きかけを行ってまいります。</p> <p>各ダムでは、定期的に環境調査(河川水辺の国勢調査)を実施しており、この結果を管理に活かしていきたいと考えます。</p> <p><u>早明浦ダム周辺の桜における病気の状況については確認していますが、桜の多くみられるのは貯水池上部の早明浦ダム管理用地外(県管理)の部分で水資源機構の事業用地外であるため直接的な対応は難しい状況です。</u></p> <p>道路管理者に確認したところ、自治体も交えて対策についての検討会等を開くことを考えていると聞いております。検討会や対策の実施においては、道路管理者や自治体とともに、可能な範囲で協力していきたいと考えっております。</p> <p>道路管理者により、地域と協働した整備活動が実施されており、ダム管理者としても、地域での整備活動が実施される場合には積極的に参加しております。</p> <p>なお、管理用地内にある桜については、必要に応じて対応してまいります。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (2) 河川空間の整備と適正な利用 【河川整備計画原素案P89】 2) ダム貯水池周辺整備の推進</p> <p>ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要なことから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備やを実施し、利便性の向上を図る。また、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」に基づき施策の推進に対してついで関係機関と連携し、積極的な支援を行う。</p>

環境－21 水源地域ビジョンについて

意見 **要旨** **要旨a.** 河川整備計画は、銅山川3ダム水源地域ビジョンとの連携協力体制で臨んでほしい。
要旨b. 水源地域ビジョンとは、どのようなものか教えてほしい。また、その情報は、ホームページで見れば分かるのですか。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方
<p>要旨a. 「水源地域ビジョン」とはダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的とし、ダム水源地域の自治体・住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画をいいます。</p> <p>銅山川での水源地域ビジョンは銅山川3ダムで策定されたものであり、自然環境の保全、地域産業の振興、ダム及びびダム湖の活用、受益地域との交流、地域コミュニティの向上などの施策があり、これにより水源地域に対する理解の向上や、地域の産業を活性化するなどに繋げるものです。</p> <p>また、銅山川3ダム水源地域ビジョンのメニューにおいては、実施可能な支援は行っていきたく、関係機関と連携しながら、活性化につながるように調整等を行って参ることにし、河川整備計画原素案P89、2)ダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。また、ビジョンの情報については、今後当面、吉野川ダム統合管理事務所のホームページにUPしていくことを考えています。</p> <p>URL:http://www.skr.mlit.go.jp/yoshino/index.html</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (2) 河川空間の整備と適正な利用 【河川整備計画原素案P89】 2) ダム貯水池周辺整備の推進</p> <p>ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備やを実施し、利便性の向上を図る。また、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」に基づき施策の推進に対して<u>ついで関係機関と連携し、積極的な支援を行う。</u></p> <p>表－4.1.17 水源地域ビジョン</p>

環境-22 銅山川の完全分水問題について

意見
要旨
要旨a. 銅山川の完全分水の問題についても配慮して頂きたい。
要旨b. 影井堰の2つの維持流量の算出根拠を説明して頂きたい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a 要旨b</p> <p>銅山川における環境用水とは、水利権等の範囲で、利水者の協力を得て放流しているものであり、銅山川では、富郷ダム建設に伴い設置された「影井堰」を活用した河川環境の保全のための放流を試行的に行うとともに、「行っています。また、関係機関と連携したモニタリング調査を今後とも実施していきます。」</p> <p>なお、堰の運用によって流量は増加しており（河川整備計画原素案P39に記載）、水面幅や水深が増す傾向にあります。しかし、魚類などの生物から見た堰の運用効果は今のところ顕著ではなく、今後調査を実施します。また、水利権等により現時点では環境用水の流量を増やすことはできませんが、今後とも、影井堰からの環境用水のより効果的な放流方法については検討を進めています。や高郷ダム等の活用により、影井堰下流のさらなる環境改善について検討していきます。</p> <p>馬立取水堰は、新宮ダムの利水を増やすことを目的として、馬立堰から新宮ダムに分水するために、愛媛県が設置した施設であるため、県が管理しています。</p> <p>影井堰の流量算出根拠については、影井堰の容量のみから放流する場合には0.042m³/sを放流します。これは影井堰の容量約22万m³を60日間フラットに放流したときの流量です。</p> <p>また、流況がよく発電のために分水量が増量される時には、その一部を環境用水として新宮ダムに確保します。この貯水分がある場合には影井堰からの0.042m³/sに新宮ダムに貯留された環境用水分0.128m³/sを上乗せして0.17m³/sを影井堰から放流します。</p> <p>尚、【再修正素案】では、2-2-3水質(1)水質状況において環境保全のイメージ図及び放流日数のグラフを掲載しておりますが、水質状況の説明とはそぐわないため、影井堰の活用における水質の改善効果を説明することでこれらの図を削除させていただきます。</p>	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画原素案P37～39】 (1)水質状況 また、ダム湖の環境基準については、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは湖沼A類型、富郷ダムでは河川AA類型、池田ダムでは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD 75%値、COD75%値は環境基準を満足達成しており、良好な水質を維持している水質は良好と言える。が、なお、一部のダム湖では淡水赤潮が発生していることもあり、水質・底質の動向を注視していく必要がある。</p> <p>銅山川では、富郷ダム建設に伴い設置された「影井堰」を活用した河川環境保全のための放流を試行的に行うとともに、関係機関と連携したモニタリングを実施している。</p> <p>図-2-2-12 銅山川における環境保全イメージ 図-2-2-13 年間の放流の状況(放流量と放流日数)</p>	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画原素案P37～39】 (1)水質状況 また、ダム湖の環境基準については、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは湖沼A類型、富郷ダムでは河川AA類型、池田ダムでは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD 75%値、COD75%値は環境基準を満足達成しており、良好な水質を維持している水質は良好と言える。が、なお、一部のダム湖では淡水赤潮が発生していることもあり、水質・底質の動向を注視していく必要がある。</p> <p>銅山川では、富郷ダム建設に伴い設置された「影井堰」を活用した河川環境保全のための放流を試行的に行うとともに、関係機関と連携したモニタリングを実施している。</p> <p>図-2-2-12 銅山川における環境保全イメージ 図-2-2-13 年間の放流の状況(放流量と放流日数)</p>

環境-22 銅山川の完全分水問題について	
テーマ	
意見 要旨	四国地方整備局の考え方
	<p>馬立川の流量については、昭和36年～昭和40年の馬立川の最小流量と渇水流量(1年を通じて355日はこれを下回らない流量)の平均から求められた流量です。</p>
	考え方に対応した【原案】内容

維持管理－1 防災情報の充実について

- 要旨a. 防災情報が正確かつ迅速に伝わるように、分かり易い情報の整理と伝達方法の改良をしてほしい。
- 要旨b. 通常の水難救助や洪水災害に対しても、水防ボランティアを導入したらいかがでしょうか。
- 要旨c. 地震対策について。住吉、末広、神洲地区は高潮をもちにうける。住民の直接訓練はまだされていない。細やかな対策を望む。
- 要旨d. 池田ダムからの放流量予測を予報という形で出して欲しい。
- 要旨e. 市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

徳島河川国道事務所では、昭和32年度より徳島地方気象台と共同で吉野川の洪水予報の発表・通知を行うとともに、昭和33年度より継続して、洪水時における水防・避難情報として水防警報・主要観測所の水位予測を徳島県水防本部を通じて沿川各市町や報道機関等へ伝達しています。

さらにまた、平成17年の水防法改正に伴い水位周知河川(水位情報周知河川)に指定された旧吉野川・今切川を対象とし、平成17年度より住民の避難誘導等のための情報として特別警戒水位・避難判断水位情報の発表を追加しました。

またさらに、現在整備中の光ファイバー網を活用して、沿川市町との間を接続し、防災情報等を直接伝達するための整備を順次進めており、これまでに3市2町(鳴門市、吉野川市、美馬市、北島町、藍住町)への接続を完成しています。

加えて、流域住民の皆様へは、報道機関を通じての情報提供の他にインターネットや携帯電話による情報配信の手段を整える等、徳島県、沿川市町、報道機関等関係機関や流域住民の皆様への防災情報の提供を積極的に行ってまいります。

その他に、事前の対応として、水防連絡会や重要水防箇所合同パトロールによる沿川市町・水防団体への危険箇所等の周知、水防演習・水防技術講習会などの各種訓練や防災情報の普及・啓発活動、技術的支援など、関係機関と連携して防災体制の充実にも努めています。



考え方に対応した【原案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
【河川整備計画原素案P95】
(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進め実施する。

また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。

1) 河川情報の収集・提供

四国地方整備局防災業務計画書に基づき、洪水、水質事故、地震等の緊急時には、組織体制を執り、迅速かつ的確に河川情報を収集し、一般地域住民の避難、防災活動のための情報として県を通じて関係市町に周知する。また、報道機関、インターネット、携帯電話等を通じて一般地域住民への情報提供に努める。

なお、吉野川(国(直轄)管理区間)は「洪水予報河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努める。

また、旧吉野川・今切川については、平成17年5月の水防法改正に伴い、「水位周知河川(水位情報周知河川)」として指定されたことから、これにより、浸水被害が始まるおそれのある水位情報については、関係機関への迅速かつ確実な情報に連絡を行うとともに報道機関等を通じて地域住民への情報の周知に努める。

同様にダムについても同様に関係機関への情報連絡を行うとともに、インターネット、携帯電話等を通じて地域住民への情報提供に努める。

維持管理－1 防災情報の充実について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

本年度からは、河川管理者から提供される情報を、受け手側にとつて分かりやすい表現に改善し、市町村や住民がとるべき避難行動等との関連がわかりやすいよう改善を図りました。また、洪水予報河川においても水位周知河川と同様に避難判断水位を設定し、河川の規模等により異なっていた水位や情報の統一を図りました。

ダム放流に関しては、管理規程等に基づき県や関係機関・住民等に放流通知を行っています。

今後これらの情報提供・活動を継続的に行い、情報の活用等について広報に努めるとともに、沿川市町・住民等受け手側で防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、情報の改善・拡充に努めたいと考えています。河川整備計画原素案P95、1)河川情報の収集・提供を修正します。しま

洪水予報については、河川整備計画原素案P95にも記載のとおり、気象台と共同で発表しており、関係機関やインターネットを通じて情報提供に努めています。

HPアドレス：<http://www.river.go.jp/>
(国土交通省「川の防災情報」)

四国地方整備局は、浸水想定区域を公表しており、これをもとに市町村が洪水ハザードマップを作成して、洪水時における避難場所や避難経路等の情報を事前に地域住民の皆様へ周知することで、円滑な避難を支援する取り組みを進めているところですが、避難の途上に御指摘のような問題が発生する事例を知るとは、水害発生に際して住民自らが危険を回避したり、的確な避難誘導活動を行う上で大変重要であると考えます。



考え方に対応した【原案】内容

さらに、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図るとともに、出水期前には関係機関と連携して、情報伝達訓練を行う。

防災情報の提供を行うにあたっては、住民等の受け手側が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、提供を行った情報で共通した危険性を認識できるように情報の内容や発信法の改善・拡充と充実に努める。

【河川整備計画原素案P96】

2) 地震及び洪水への対応

地震や洪水においての際には、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により堤防・護岸など河川管理施設等の被災状況を把握し、被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。

また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧等など緊急的な対応等を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出動要請の対応、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。

【河川整備計画原素案P96,P96-1】

3) 洪水ハザードマップ整備の促進

洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表・改善、まるごとまちごとハザードマップ等施策の推進など水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。

さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日常頃から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自主立的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対して必要な支援・協力を図る行う。

4) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等と関連する情報について共有化を図る。また、出水期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実に努める。

維持管理－1 防災情報の充実について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

今後の各種会議やハザードマップ作成・改善への技術的支援などの機会を通じて、沿川市町等関係機関へ周知していきたいと考え、河川整備計画原素案P96 3)洪水ハザードマップ整備の促進に修正しました。

洪水時等における地域の災害防止、軽減を図るため、国・県・市町村で組織する災害情報協議会など通じて、防災体制や連絡体制の強化を図ることを河川整備計画原素案P95 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に追記しました。

考え方に対応した【原案】内容

さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。

5) 水害防止体制の構築

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、洪水時に、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

このため、国土交通省と地元自治体で洪水時の河川の状況やはん濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水害防止活動を効果的に行うため、保存することができるよう、雨量や水位等の河川情報をより分かりやすい情報として形で伝達する。とともにまた、地域の実情に詳しい住民等から現地の情報収集を行うするなど、様々さまざまな情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水害防止活動を可能な限り支援するよう努める。

【河川整備計画原素案P96-1】

6) 浸水に強いまちづくりの支援

浸水の危険性がある地域の周知や洪水はん濫及び水害対策に関する知見の提供等を通じて、より、市町による浸水に強いまちづくりを支援していくとする。

【河川整備計画原素案P97】

7) 水質事故への対応

不法投棄や事故など等によりる油類あるいは及び有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出の阻止や拡散防止の対策等を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた啓発や情報提供取り組みを行う。

維持管理一 防災情報の充実にについて

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
御意見のように近年、水防団員・消防団員の減少やサラリーマン団員の増加に伴い、特に平日の参集人員が不足がちになりつつあるなど水防団の組織力の低下が懸念されています。この問題に対して平成17年5月に改正された水防法により、公益法人などが水防団と連携し活動を行うため、「水防協力団体制度」が創設されました。	この制度は、公益法人及び特定非営利法人(NPO)の自主的・自発的な水防活動を促進させるため、水防管理者(市町村長)へ水防協力団体として申請した団体を水防協力団体として指定する制度です。指定された水防協力団体は、地元の水防団・消防団等と連携して水防協力業務を行うこととなります。こういった各団体との連携については河川整備計画原素案P96 4)水防団との連携に記載しています。	4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画原素案P96】 4) 水防団等との連携 洪水時の水防活動は水防団が主体となりって実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等など関連する情報について共有化を図る。また、出水期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図る。 さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。
御意見のように徳島県が公表した津波浸水予測区域図によれば、徳島市の沿岸域は海岸側や河川(市内河川網)等からの津波の侵入により浸水被害を受けることが予測されており、訓練等を行い備えることは重要です。訓練等に関しては、最近、県内各地の各市町村や自治会単位で実施されていることが報道等を通じて紹介されているところであり、四国地方整備局でも平成18年7月30日に国の各種出先機関・四国4県・公益法人等多数の参加を得て大規模津波防災総合訓練を実施しました。	吉野川河口域からの津波の浸水については、2つのシナリオが考えられます。1つは、東南海・南海地震により現況堤防が沈下し、その上を津波が越えて侵入する場合であり、これについては、現況堤防が高いために、地震により沈下した場合でも沈下後の堤防高が津波の高さより高いと考えられ、従って津波が侵入する可能性は低いのではないかと考えています。	4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P91～91-1】 ③ 施設の維持管理 洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門・樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、洪水時に確実に機能が発揮できるよう、平常時の河川巡視のほか、その他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、さらに、専門家による定期点検も本年1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門(樋門・樋管)堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。 なお、排水門(樋門・樋管)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門・樋管)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは操作-自動操作等への転換等のが可能なように対策を行い、確実な施設の操作に努める。

維持管理－1 防災情報の充実について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>もう一つは、河口域の樋門等が閉まらず、ここから津波が侵入するケースであり、これに対しては、現在、津波の遡上範囲にあたる第十堰から下流の沖の州樋門、新町樋門など国管理の8排水門（樋門）については、津波警報などが発令されると排水門（樋門）が自動で閉まるよう整備を実施したところであり、平成19年度から本運用を行っていくこととしています。</p> <p>排水門（樋門）等の操作については、河川整備計画原素案P91に記載しています。</p>	<p>また、排水ポンプ場（排水機場）等の施設については、施設の稼働を点検し、総合的に診断を行い、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
要旨	<p>池田ダムについては、施設管理規定に沿った関係機関等に対する情報提供等及び住民の方への警報局・警報車によるサイレン・スピーカー放送や巡視による周知を実施しているところ。また、通常のダム放流情報に加え、8,000m³/s放流が予測された場合には関係機関に情報提供を行い、ダム諸量についてはインターネット等でのリアルタイム情報を提供しています。今後とも情報提供に努めるため河川整備計画原素案P95、1) 河川情報の収集・提供を修正します。</p> <p>HPアドレス：http://www.river.go.jp/ （国土交通省「川の防災情報」）</p> <p>電源開発発網に確認したところ</p> <p>「発電放流警報のサイレンは、河川入川者に危険をお知らせするためには鳴らすものです。このため、注意喚起の目的にかなうようなサイレン音にしています。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画原素案P95】 1) 河川情報の収集・提供</p> <p>四国地方整備局防災業務計画書に基づき、洪水、水質事故、地震等の緊急時には、組織体制を執り、迅速かつ的確に河川情報等を収集し、一般地域住民の避難、防災活動のための情報として県を通じて関係市町に周知する。また、報道機関、インターネット、携帯電話等を通じて一般地域住民への情報提供に努める。</p> <p>なお、吉野川(国(直轄)管理区間)は「洪水予報河川」に指定されており、气象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努める。</p> <p>また、旧吉野川・今切川については、平成17年5月の水防法改正に伴い、「水位周知河川(水位情報周知河川)」として指定されたことから、これにより、浸水被害が始まるおそれのある水位情報については、関係機関への迅速かつ確実な情報に連絡を行うとともに報道機関等を通じて地域住民への情報の周知に努める。</p> <p>同様にダムに関しても同様に関係機関への情報連絡を行うとともに、インターネット、携帯電話等を通じて地域住民への情報提供に努める。</p> <p>さらに、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図るとともに、出水期前には関係機関と連携して、情報伝達訓練を行う。</p> <p>防災情報の提供を行うにあたっては、住民等の受け手側が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、提供を行った情報で共通した危険性を認識できるように情報の内容や発信法の改善・拡充と充実とに努める。</p>

維持管理-2 ハザードマップ等の充実について

	<p>要旨a. 高齢者、障害者、病人などに対するハザードマップについて、補完してほしい。</p> <p>要旨b. 地形の特殊なところ(岩津)については、いろんな形でシミュレーションをし、地域の特性を踏まえ、本当に役に立つハザードマップを作成するための支援をしてほしい。</p> <p>要旨c. もっと身近な洪水に対してのハザードマップが必要になると思うので、それを早急につくってほしい。</p> <p>要旨d. 吉野川では、ハザードマップをつくられるのですから、住民の方々にもその説明をして、それで移転する人は移転するとか、そういったことも考えの中に入れてあげなければならないか。</p> <p>要旨e. 災害マップ資料を出して頂きたい。</p>
--	---

意見要

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

<p>要旨a</p> <p>要旨b</p> <p>要旨c</p> <p>要旨d</p> <p>要旨e</p>	<p>浸水想定区域は、洪水時の人的被害の防止を目的として避難措置を重点的に講じる区域であります。</p> <p>平成17年に改正された水防法においては、河川管理者である国土交通省等に浸水想定区域の指定及び浸水した場合に想定される水深を明らかにすることがを義務付けられています。</p> <p>なお、浸水想定区域については、洪水予報河川及び水位周知河川の本川堤防の決壊・越水を想定したシミュレーション結果であるため、その支派川のはん濫、高潮、内水(河川に排水できずにはん濫した水)等は考慮されていません。したがって、浸水想定区域に指定されていない地区においても浸水被害が発生する場合があります。</p> <p>吉野川・旧吉野川・今切川の浸水想定区域は、吉野川水系河川整備基本方針の河川整備の目標である計画規模(吉野川下流は1/150、吉野川上流・旧吉野川・今切川は1/100)の洪水で浸水が想定予想される区域を示しています。</p> <p>一方で同時に市町村長には、浸水想定区域の公表があった場合には、これに避難場所や災害弱者施設の位置・名称などを示した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配布等により、を作成し、住民に住民への周知が求められており、周知するために配付する等の措置を求めており、この規定に従い整備が進められます。</p>	<p>2-1-3 治水の現状と課題 【河川整備計画原素案P33~P33-1】 (4)浸水被害軽減策及び危機管理</p> <p>吉野川では、これまでも工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状での施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。したがって、しかしながら、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の洪水はん濫による浸水被害を少しでも小さくするための対策を実施することが求められていく実施に努めていく必要がある。</p> <p>洪水はん濫が発生した場合にも、人的被害の発生を回避するためには、的確な避難を可能とすることが必要である。そのためには、住民が的確な避難行動を取るために必要な役立つ情報を分かりやすく提供する必要があります。国土交通省では、自治体による避難勧告・避難指示の発令を支援するため、洪水予報により洪水時に予測される水位情報等を提供している。今後は、用語の見直し等により、より受け手に分かりやすい情報になるよう努めていく必要がある。</p> <p>また、国土交通省は、浸水想定区域図の公表により、自治体による洪水ハザードマップ作成の支援を行っている。平成17年5月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの公表が義務付けられているが、現在公表済みの吉野川流域(国管理区間沿川)の自治体は、46市57町であり、今後は残る他の市町についても早急に公表できるように支援していくとともに、まるとまるとハザードマップ等の施策を推進・支援することにより、住民にとって身近でわかりやすい情報として定着を図る必要がある。</p>
--	---	--



維持管理－2 ハザードマップ等の充実について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

一方で、浸水被害等が頻発する地域では、過去に発生した規模の洪水(出水)による吉野川のはん濫や内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害など、住民の懸念の対象となる水害に対する避難情報を整備し共有することも極めて重要です。あふまた、これら、頻発する浸水被害に関する情報は、市町村毎の水害の成因・状況、河川・はん濫域の特性、各市町村が重要視する防災上の課題や、市町村防災計画における被害想定などにより大きく異なっています。

このため、洪水ハザードマップの作成にあたっては、市町村毎に様々な工夫が凝らされています。

例えば、平成18年6月に各戸へ配付された吉野川市のハザードマップでは、平成16年台風23号の浸水実績について聞き取り調査を行うなどして、内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫地域、浸水(冠水)した道路、早めに避難が必要な区域などきめ細やかな情報が示されています。るなど工夫された優れたものとなっています。

また、板野町の洪水ハザードマップでは、行政機関・住民代表を委員としたハザードマップ作成委員会の立ち上げや、作成途中の住民説明会の開催など、地域住民等の意見が大きく反映されたものとなっています。

国土交通省としては、今後ともまるとまごとハザードマップの推進も含め、そのため、各市町村別の課題に関する相談や解決に向け必要な情報等に関しては、各市町村より個別に相談頂ければ、できる限り技術的支援・協力をしていきたいと考えており、その旨河川整備計画原案P33、P96、3)洪水ハザードマップ整備の促進を修正しました。

なお、吉野川・旧吉野川・今切川における浸水想定区域図については、徳島河川国道事務所のHP [http://www.toku-milit.go.jp/river/sonaeru/bousai/bousai_index.html]に掲載を行っています。また、各市町村の洪水ハザードマップについては、各市町村のHPに掲載されていますので、詳細は各市町村に問い合わせ頂ければと思います。

考え方に対応した【原案】内容

さらに、激甚大な被害を発生させる堤防の決壊(破壊)によるはん濫の発生を防ぐためには、適切な水防活動の実施が不可欠である。現在、洪水時には昼夜を問わず水防団等が出動し、必要に応じて水防工法を実施している。国土交通省では、水防警報の発令により、水防団等による水防活動の的確な実施を支援している。現在、水防団等の高齢化が進んでいるが、訓練等を通じ、水防体制の強化を図る必要がある。

加えて、浸水による被害を最小限に抑えるためには、浸水の危険性がある地域において、浸水に強いまちづくりを進めていく必要がある。国土交通省では、浸水想定区域図の公表等により、浸水の危険性のある地域の周知を図っているが、今後とも、自治体や関係機関と連携をとりつつ、総合的な浸水対策の推進を図る必要がある。

国土交通省では、洪水、水質事故及び地震等の緊急時には、昼夜を問わず組織体制を組み、被害の軽減を目的として、迅速・的確な河川情報等の収集・提供に努めておられる。毎、緊急時の対応の迅速化等を目的とした訓練を実施している。今後とも災害情報協議会など等を通じて関係機関と連携し、防災情報・災害情報の共有化、災害発生時の危機管理体制の強化を図る必要がある。

堤防・護岸等など河川管理施設の状況把握のため、河川巡視等を行っており、不測の事態が発生した場合には、保有する災害対策用機械の派遣など等を行い被害の防止・軽減に努めている必要がある。

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

【河川整備計画原案P96】

3) 洪水ハザードマップ整備の促進

洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表・改善、まるとまごとハザードマップ等施策の推進など水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。

さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日常頃から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対して必要な支援・協力を図る行う。

維持管理-3 重要水防箇所について

意見
要旨

要旨a. 重要水防箇所の選定基準はなにか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

重要水防箇所とは、洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの被害を受ける恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所に選定する基準として、堤防高、堤防断面、漏水、水衝・深掘れ(洗掘)、堤防斜面の崩れ(法崩れ)・すべり、工作物の6つの項目に分類されます。

また、選定された箇所の状態、洪水時に被災を受ける可能性や点検の実施必要性の有無等によって重要度が区別されており、A・B・要注意の3つのランクがあります。

洪水時に被災を受ける可能性の高い区間を”重要水防箇所A”、Aほどではないが被災を受ける可能性がある箇所が”重要水防箇所B”に指定され、要注意区間は、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されています。

考え方に対応した【原案】内容

<p>ア マ</p>	<p>維持管理一4 河道の維持管理について（樹木伐採・河積確保）</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>要旨a. 川の中の樹木については、民間ボランティアをつかって伐採すべき。 要旨b. 全県民の参加によって、河口から池田までの堤防に桜の木を植える事業をしてほしい。 要旨c. 加茂第二地区の河川内の木を切っはいけない説明して頂きたい。 要旨d. 川の中にどんどん木が増えて、洪水時に流水を妨げるので、計画を早めに立てて、早く取り除いてほしい。 要旨e. 自然を守ると言う事は、人の手を加えずにおくこと。自然種の、雑草木の生育が不可欠である。 要旨f. 流水の減少と水流の緩慢による堆積物の増加は、魚類の棲息を圧迫している。抜本的な解決策は無いものだろうか。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>樹木の伐採については、法的人格のある団体等（改良区や農協）については協議の上、伐採を実施している箇所があります。基本的には河川管理者が伐採・処分することが妥当であると考えており、樹木管理については、河川整備計画原素案P87,88、3)河道内樹木の取扱いに記載しているとおり、管理計画を立案し実施していくこととしています。また、樹木伐採については、河川整備計画原素案P90、①河道の維持管理に記載しています。</p> <p>なお、ご協力頂ける部分については、今後、住民の皆様・団体とも連携していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: center;">(つづく)</p> <p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画原素案P87,88】 3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大がにより洪水のを安全な下流のさせざる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p> <p>樹木管理を実施するにあたり、当面の措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立コンフリクト^註を調整するためにミチゲーション^註措置（回避、低減、代償等（ミチゲーション）の措置）を講じ実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p>

維持管理一4 河道の維持管理について（樹木伐採・河積確保）

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
<p>堤防への桜など樹木の植樹について、樹木の倒伏による堤防の損傷や水防活動時の支障となるため、直接堤防へ植樹することは出来ませんが、堤防の居住地側(堤内側)に腹付け盛土を行い、その箇所に桜等を植樹し、良好な水辺空間の形成を図り、地域住民の憩いの場を創出させ、併せて堤防の強化及び水防活動時の土砂備蓄等を目的に関係市町と共同で実施する「桜づつみモデル事業」という事業がありますので、その事業の要件も考慮しつつ関係市町の要望、計画を踏まえて必要な支援を行っていききたいと思います。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P90】 ① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の流下疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>特に洪水を安全に流下させるための施策対応として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に及び吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテアオイ等への対応としては、河川巡視などのモニタリングにより早期に発見し駆除するほかにも、「ホテアオイ対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の連携駆除に努める。</p>

維持管理一4 河道の維持管理について（樹木伐採・河積確保）

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリング調査を行い、必要に応じて、河道整正及び樹木伐採を実施していきたいと考えており、そのことについては、河川整備計画原素案P90に記載しています。</p> <p>なお、樹木伐採については、平成16年より洪水の疎通能力の維持及び普段河川の水が流れている低水路の管理等のため、善入寺島北岸について樹木伐採を実施しています。</p> <p>また、土砂の掘削については、砂利採取規制計画により砂利採取が可能な箇所については、採取許可を行っています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P90】 ① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の流下疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>特に洪水を安全に流下させるための施策対応として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に及び吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテイアオイ等への対応としては、河川巡視などのモニタリングにより早期に見出し駆除するほかにも、「ホテイアオイ対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の連携駆除に努める。</p>	

維持管理－5 ホテアオイの除去について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>徳島県等の関係機関により、昭和61年に「ホテアオイ対策連絡会」を設立し、ホテアオイの発生状況の情報共有など連携を図ってまいりますので、その内容については、河川整備計画原素案P90、①河道の維持管理に記載します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P90】 ①河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の流下疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>特に洪水を安全に流下させるための施策対応として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に及び吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテアオイ等への対応としては、河川巡視などのモニタリングにより早期に見出し駆除するほかにも、「ホテアオイ対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の連携駆除に努める。</p>

維持管理-6 排水ポンプ車の運用について

意見	要旨a. ポンプ車の配置を的確にできるよう、また、要望したときには即時に応じていただければよい。またポンプ車の稼働実績と運営規程について教えて欲しい。
要旨	要旨b. 排水ポンプ車は今、何台あるのか。また、今後、増強の予定はあるのか。
	要旨c. 香川、高知、愛媛などの県との連携はどのようになっているのか。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a 要旨b 要旨c	<p>排水ポンプ車の稼働実績について平成16、17～19年度の合計は、下記のとおりです。</p> <p>【出動回数】</p> <p>排水ポンプ車《30m³/min》23回 排水ポンプ車《60m³/min》45回 排水ポンプ車《150m³/min》45回</p> <p>排水ポンプ車の出動については、素案のP96に「保有する災害対策用機械の派遣等を行う」と記載している。各市町村からの出動要請を徳島県において検討して頂き、徳島河川国道事務所へ要請を頂くようになり、要請内容を踏まえて状況判断し、出動するようになります。</p> <p>要望手続きが、わかるよう河川整備計画原素案P96、2) 地震及び洪水の対応を修正します。</p> <p>また、出動する場合は排水ポンプ車を設置する場所の確保等も必要になってくるため、事前に設置スペースの確保等の準備をお願いします。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</p> <p>【河川整備計画原素案P96】</p> <p>2) 地震及び洪水への対応</p> <p>地震や洪水においての河川管理施設等の被災状況を把握し、被災状況に基づいての把握を行う。堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により堤防・護岸など河川管理施設等の被災状況を把握し、被災状況に基づいての把握を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に迅速な対応等を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出動要請の対応、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p>

(つづく)

維持管理－6 排水ポンプ車の運用について

意見
要望

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

排水ポンプ車の出動状況については、リアルタイムで提供できるシステムは現在のところ整備されていませんが、徳島県の要望を受け、排水ポンプ車等の派遣を行っていますので、徳島河川国道事務所若しくは徳島県へ問い合わせ頂ければ確認できます。

排水ポンプ車の増強については現在のところ徳島河川国道事務所では計画はありませんが、四国全体での洪水(出水)時における派遣状況等も見ながら、過不足を判断しつつ、必要であれば整備することになると思います。

なお、四国地方整備局にある排水ポンプ車の総台数は、平成19年3月時点で高知地区7台、愛媛地区45台、香川地区2台、徳島地区8台、合計212台となっており、徳島河川国道事務所では6台保有しています。なお、洪水(出水)対応など6台で対応が困難な場合は他県の事務所へ応援要請を行い対応することとなっています。

また、四国が保有する災害対策用機械で対応が困難な場合は、近隣地方(近畿、中国、九州など)に応援要請を行い、人員及び機械の派遣をお願いする場合があります。

維持管理一7 樋門等河川管理施設の操作について

- 要旨a. 昨年の台風では、第十樋門の操作は適切に行われたのか。
- 要旨b. 角ノ瀬樋門の内水被害では、管理者のミスが被害を大きくしたため、【素案】の中に、管理の内容を盛り込んでほしい。
- 要旨c. 鈴江水門に関して住民にもっとどういう機能をもっているのか、説明をしていただきたいと思ひます。
- 要旨d. ポンプ設置後は、県や市町村のポンプ場と連携できるような手法や連絡調整をお願いしたい。
- 要旨e. 高知の中筋川では、洪水時にポンプの排水調整を行っているが、吉野川ではそのような考え方はないのか。

四国地方整備局の考え方

国(直轄)排水ポンプ場(排水機場)及び排水門(樋門)については、「操作規則」を作成しており、その規則に従い操作しています。そのことについては、河川整備計画原素案P91、③施設の維持管理に記載しています。

なお、第十樋門については、その規則により、基本的に洪水の時には閉めています。
また、角ノ瀬のゴム堰については、県管理であり県に確認したところ過去操作ミスによる被害は無いとの事でした。

国(直轄)排水ポンプ場及び排水門等については、操作規則により、操作を開始する水位を定めており、被害が発生しないよう適切な操作を行っています。

また、国(直轄)排水門及び排水ポンプ場操作については、河川整備計画原素案P91にも記載しているとおおり、地元の方にお願ひしています。操作に必要な水位や雨量情報については、必要に応じ操作員へ情報提供し、操作状況の確認も行っています。なお、水位・雨量情報については、インターネット及び携帯電話による情報配信も実施しています。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

- (1) 河川の維持管理
【河川整備計画原素案P91～91-1】
- ③ 施設の維持管理

洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門)・樋管、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、洪水時に確実に機能が発揮できるよう、平常時の河川巡視のほかには、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、さらに、専門家による定期点検も毎年1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門(樋門)・樋管 堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。

なお、排水門(樋門)・樋管等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)・樋管)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは操作員自動操作等への転換等のが可能なように対策を行い、確実な施設の操作に努める。

また、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、施設の状態を点検し、総合的に診断を行い、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。

吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じた適切な補修を実施する。

旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。

水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。

維持管理一7 樋門等河川管理施設の操作について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨d	<p>角ノ瀬排水機場については、角ノ瀬樋門建設時から排水ポンプ場(排水機場)計画があり、今回問題となっている排水門(樋門)は排水樋門を念頭に設計されています。また、今回の排水ポンプ場(排水機場)設計に当たって、排水門(樋門)の再検討をした結果、問題はないため、既存施設の有効利用とコスト縮減のために使用しています。</p> <p>なお、国土交通省管理の角の瀬排水機場、角の瀬樋門、徳島県管理のゴム堰、不動堰の操作について、各管理者と情報共有を図っていき、適切な管理に努めていきます。</p> <p>また、県、市町村との連携についても「災害情報協議会」などを有効に活用し、情報共有を図っていきたいと思います。</p>	
意見 要旨e	<p>堤防等の施設の安全性を確保することを前提として、計画高水位を上回る区間が生じた場合に、本川外水位の上昇を防ぐため、排水ポンプの運転規制を行っています。</p> <p>吉野川においては、現状では、排水ポンプの運転規制を行うまでに至った事例はありませんが、堤防等の施設の安全性が懸念される状況になる場合には、排水ポンプの運転規制を行うこととなります。</p>	

<p style="text-align: center;">維持管理－8 第十堰等の補修について</p>	
<p>下 マ</p>	
<p>意見 要旨</p>	<p>要旨a. 上堰の破損によって、上水道の施設に影響のないように適切な補修をしてほしい。 要旨b. 柿原堰ではひどい漏水が見られるため川島町上流までの水位を復元することを切望する。 要旨c. 第十堰から上(流)に塩が上がっているのでしょうか。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>平成16年洪水以降に実施した第十堰の形状把握調査により把握した30箇所破損箇所のうち、早期に補修の必要な箇所について、平成17年度より4カ年計画で、順次、補修を実施しています。</p> <p>平成18年度も、引き続き補修を実施する予定であり、その内容については、平成18年10月23日に記者発表したところです。</p> <p>次年度以降についても、毎年大きな洪水後には形状把握調査を実施し、その結果は公表することとしており、必要に応じて、補修を実施していきます。</p> <p>排水門(樋門)等の操作については河川整備計画(原)素案P91、③施設の維持管理に記載しています。</p> <p>平成18年度工事については、平成19年3月下旬に完成しました。</p> <p>なお、平成19年度についても引き続き補修を行う予定であり、平成18年度と同様に着手時の記者発表や見学会の開催を予定しています。</p> <p>平成20年度については、引き続き補修工事を行っており、今後においては再度現地調査を行い補修が必要な箇所について工法の検討を行い対応を図っていきます。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>平成17年の増水(出水)により柿原堰の一部が損傷したため、補修を行っています。今後も河川巡視などにより点検を行い、必要に応じて補修を実施していきたいと思っております。</p> <p>海水の影響をうける感潮域については、第十堰までであり、第十堰より上流については、海水の影響はありません。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P91～91-1】 ③ 施設の維持管理</p> <p>洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門)・樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、洪水時に確実に機能が発揮できるよう、平常時の河川巡視のほかにも、洪水の発生による可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、さらに、専門家による定期点検もを年1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門(樋門)・樋管)堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門(樋門)・樋管)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)・樋管)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは操作・自動操作等への転換等のが可能なように対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、施設の状態を点検し、総合的に診断を行い、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、開門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>

維持管理一9 排水施設の機能維持について

意見
要旨

要旨a. 内水排除の対策について、県との連携で河道掘削とか樋門のコントロール等工夫してほしい。
要旨b. 県の一級河川(五明谷と伊沢谷)と吉野川の合流点にある排水機場(の能力)を発揮するため、早急に伐採計画を立ててほしい。
要旨c. 樋門導水路の樹木や土砂堆積よって、排水に支障が生じてしまうため、導水路の整備をお願いしたい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

排水門(樋門)などの施設については、河川整備計画原素案P91、③
施設の維持管理に記載しているとおり、洪水時に良好な確実に機能が
発揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見
された場合については、対応することとしています。

ご意見のように土砂等による導水路閉塞を発見した場合についても
対応する必要がありますので、その内容についても河川整備計画原素
案P91、③ 施設の維持管理に記載します。しました。

考え方に対応した【原案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

【河川整備計画原素案P91～91-1】

③ 施設の維持管理

洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門・樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機
場)等の施設については、洪水時に確実に機能が発揮できるよう、平常時の河川巡視のほか
よる他、洪水の発生のする可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻
度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、さらに、専門家による定期点検も本年
1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門(樋門・樋管)堤外の導水路の閉塞等を発見
した場合には速やかに必要な対策を実施する。

維持管理－10 不法投棄の現状について

意見 要旨	<p>要旨a. 不法投棄が増加し、洪水時に第2次災害を引き起こすのではないかと思う。このデータを地域に流すことで抑止の働きになるかもしれない。また警察と協力、監視活動を強化してほしい。</p> <p>要旨b. 昔は、「川を汚さない」という考えが川の利用の根底にあったが、今では、一人一人のモラルがなくなりました。</p> <p>要旨c. 川岸をきれいにさせれば、不法投棄は減るのではないかと思う。</p>
----------	--

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a. 河川などの場所にごんなゴミがあるか、不法投棄の現状を確認できる資料の作成を行い、地域住民への周知等を実施し、今後とも連携・協働を図っていききたいと思いますので、その内容については河川整備計画原素案P93、⑤ 河川美化に記載します。しました。</p> <p>要旨b. 不法投棄については、日常の河川巡視により監視等を行っており、また、夜間パトロールについても関係機関と協力し実施しています。</p> <p>要旨c. 今後とも河川整備計画原素案P93、⑤ 河川美化に記載しているとおり、関係機関と連携を図りながら実施していきたいと思ひます。</p> <p>不法投棄については、河川巡視などにより不法投棄者がわかる場合は、行為者に対し連絡を行い、撤去指導を実施しています。また、悪質な行為に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や河川法などに罰則規定があるため、今後関係機関と連携を図り適切な対応をしていきたいと思ひますので、河川整備計画原素案P93を修正します。</p>	<p>河川巡視の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓蒙を行うことと目的として委嘱している河川愛護モニター制度の積極的な活動など活用等により、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、地域と一体となった一斉清掃を実施し、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り、不法投棄行為者について、対し撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川などの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し河川の不法投棄の状況を記したごみマップを作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄の防止に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努め、今後とも河川美化への連携・協働を図る。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画原素案P93】</p> <p>⑤ 河川美化</p>
要旨b	<p>不法投棄については、河川巡視の強化や関係機関との連携等により、適切な対策を図るほか、ご意見のとおり、流域住民の方一人一人のご理解や意識の向上を図っていく必要があると思ひます。このため、河川管理者としては、流域講座や現地(フィールド)講座などを活用し、河川愛護の思想普及に努めたいと思ひます。</p> <p>なお、その内容については、河川整備計画原素案P93へ記載します。しました。</p>	<p>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</p> <p>【河川整備計画原素案P97】</p> <p>7) 水質事故への対応</p> <p>不法投棄や事故などにより油類あるいは及び有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出の阻止や拡散防止の対策等を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。</p> <p>水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた啓発や情報提供取り組みを行う。</p>

維持管理－11 河川の清掃活動等への支援について

意見	要旨a. 台風後、河原の木に農業資材のビニールや黒マルチが引っ掛かり、環境が悪い。
要旨	要旨b. 河川の環境やごみ、大事な干潟の環境等について、どのように考えているのか。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見		
要旨		
要旨a)	御指摘のとおり台風などの増水(出水)後には、ゴミ等が樹木に引っかかり河川景観等に支障が生じているため、不法投棄に対する監視や河川清掃などを実施していますが、今後河川整備計画原素案P93、⑤河川美化で記載しているとおり、不法投棄の監視については関係機関と連携を図り、河川清掃については地域住民の方の協力を得ながら実施していきたいと思っております。	4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P93】 ⑤ 河川美化 河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニター制度の積極的な活動など活用等により、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。
要旨b)	河川の清掃については、河川管理者による清掃及び地域住民・市民団体の方のご協力を頂きながら実施しております。今後河川整備計画原素案P93、⑤河川美化で記載しているとおり、地域住民、市民団体の方々の協力を頂きながら実施していきたいと思っております。御指摘のような不備等が無いよう適切に実施していきたいと思っております。今後ともご協力をお願いいたします。	また、 <u>地域と一体となった一斉清掃を実施し</u> 、 <u>ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り</u> <u>により、不法投棄行為者について、対し撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等について</u> <u>も関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策を実施する。</u> さらに、 <u>河川などの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し河川の不法投棄の状況を記したごみマップを作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄の防止に関する流域講座や現地(フイールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努め、今後も河川美化への連携・協働を図る。</u>

維持管理－12 伐採木等の利活用について

- 要旨a. 流木等の再利用の研究をすべきである。
- 要旨b. 吉野川の竹資源を燃料・肥料・水質浄化・鈴虫のねぐら等(1)に利用してほしい。
- 要旨c. 吉野川の堤防の草をバイオマスエネルギーとして、燃料・肥料(2)に利用してほしい。
- 要旨d. 自然の中で育った木を循環利用という形で、河川工事に使って頂きたい。

四国地方整備局の考え方

堤防除草の刈草については、河川整備計画原素案P99.91、②堤防・護岸の維持管理に記載していますが、農家での再利用や堆肥化などを実施しており今後も有効利用を実施していきます。また、流木等についてはゴミや泥と混じっているため分別を行い、地域の方に持ち帰って頂くなど、再利用に努めていきます。

竹についても一部竹炭やチップ化などを行い、再利用に努めていきます。これまでも河川工事の中で国産木材を利用しています。今後とも、できる限り利用するよう取り組んでいきたいと考えています。

河川工事への国産木材の利用については、立入防止柵や河岸の補修などに利用しており、今後も可能な限り、国産木材の河川工事への利用に努めていきたいと思っておりますので、その内容については、河川整備計画原素案P102、P103に記載します。しました。

考え方に対応した【原案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

- (1) 河川の維持管理
- 【河川整備計画原素案P99.91】
- ② 堤防・護岸の維持管理

堤防や護岸については、洪水時に機能を維持できよう、平常時の点検と実施や必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。

また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸損傷等の被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災等の有無を巡視・点検を行い、必要に応じて適切な補修を実施する。

なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩による巡視等堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後同様のリサイクル・コスト削減に努める。

護岸については、護岸その変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視のほか他、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じた適切な補修を行う実施する。

特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域の中で、過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧計等の計器を使用したモニタリングの結果から継続的にを行い、堤防漏水浸透対策工の効果を把握し、今後の堤防漏水浸透対策に反映するとともに必要に応じて適切な追加対策を行う補修を実施する。

さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道用通路の等必要な適切な施設の整備・補修を実施する。

維持管理－12 伐採木等の利活用について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(2) 河川景観の維持・形成

【河川整備計画原素案P102】

1) 吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ソルヨシ群落等の多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもとを図りながら放置された水害防備林の適切正な管理に努める。

吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより河川環境に配慮するとともに、排水門(樋門・樋管)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材をの有効利用に配慮する。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画原素案P103】

2) 旧吉野川

ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこから、河道の掘削が必要箇所については、多様な水際植生の回復を図る等など、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているが、これらから、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらにとともに、排水門(樋門・樋管)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材をの有効利用に配慮する。

維持管理－13 河川の適正な維持管理について

	<p>要旨a. 善入寺島の一部が洪水により壊れたからと(いつて、)無駄な投資はすべきでない。占有を取り消し、堤内民地を探ささるべきである。</p> <p>要旨b. 河川敷占用地(善入寺島を含めて)はすべて農薬の使用禁止や肥料の搬入、散布量の基準を設け制限してはどうか。</p> <p>要旨c. 善入寺島には、下水の汚泥などが肥料として持ち込まれているが、それには有害な化学物質が含まれており、水質汚染につながるのではないか。川に持ち込まれる肥料や農薬に対して管理してほしい。</p> <p>要旨d. 小島橋から脇町大橋までの牧草地では、堆肥を積み込んで景観が悪く、糖尿病とかの問題が出てきます。何か解約や違約金のようなものをとれるのでしょうか。</p> <p>要旨e. 河道内の清掃活動、樹木や竹の伐採などを行い、水の流れや景観を守ってほしい。</p> <p>要旨f. 不法係留している船舶は、洪水の阻害や津波による打ち上げなどの問題があるため、撤去すべきだと思う。</p> <p>要旨g. 河川敷に放置されている車について、見栄えが良くない。見栄えをよくするため、ボランティアを含めて何か対応はしているのか。</p> <p>要旨h. 河川敷の水田目的の使用は禁止されていませんか。</p> <p>要旨i. 吉野川には、農地転用可能な河川敷がかなりあるが、これを有効利用する計画はあるのか。</p> <p>要旨j. 昔の人達が築いた土堤を現在は高速度路のように車が走り、傷ついている。早急に補修、補強を強く要望します。</p> <p>要旨k. 堤防に野菊等が咲いたと思うと草刈機で刈り取られてしまう。野草を残し、自然を守ってほしい。</p> <p>要旨l. 河鵜の駆除を積極的に行って欲しい。</p> <p>要旨m. 人々が安全、安心に暮らせるように、不法な砂利採取やゴミ投棄がないように巡視をしてほしい。</p>
--	---

意見
要旨

	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	四国地方整備局としては、平成16年は記録的な台風の来襲により3度の浸水被害が発生したため、流失した蛇カゴ護岸の原型復旧等を実施してきたところです。	
要旨b	河川内には、ご指摘の牧草地を含め耕作地が多数存在します。	
要旨c	そこで使われる堆肥は適量であれば、大部分は農作物に吸収され河川には影響ない範囲と考えていますが、適量の範囲については、現在徳島県農林部局にて施肥の規制条例を策定中であり、その結果をもつて平成19年5月1日に施行された「徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例」に基づき、関係機関と連携し適正な河川管理を実施していきたいと思えます。	
要旨d	それに伴い、罰則等についても、今後制定されたる条例を適用していただきたいと思えます。	
	また、堆積した施肥は景観上も良いものではないので、速やかな鋤込み等を指導しています。	

(つづく)

維持管理－13 河川の適正な維持管理について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>善入寺島外1箇所(河川敷)において、施肥または土壌改良と称して、汚物(搬入者が肥料と主張するもの)を大量に搬入した行為に関して、四国地方整備局は、搬入者に対し、占用許可の取り消しおよび、土壌の撤去等の原状回復命令処分を行いました。</p> <p>また、搬入者が原状回復命令に従わなかったため、行政代執行により、河川の水質面で支障が発生する恐れを除去したところでは、<u>なお、本事業の経緯を今後の河川行政に資するものとして、再発防止に努めたいと思っております。</u></p> <p>農薬については、農薬取締法等関係法令を使用者が遵守することにより河川への影響は少ないと思われ、巡視等で多量に使用するなどの行為を発見した際は、状況把握や行為者に対しての指導を行うようになっています。</p>	<p>河川の清掃や樹木伐採については、河川整備計画(原案)P87,88,90,93に記載しているとおり、河川の良好な状態を保ち、本来の機能が発揮されるよう適切に実施していきます。</p> <p>水の流れや景観の保全については、河川の清掃や不法投棄への対応など、安心して河川を利用できるよう、適切に対応していきたいと思っております。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画(原案)P87,88】 3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大が、いよほ洪水の安全な下に流下させざる上で支障となっている箇所や、レギ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい、河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p> <p>樹木管理を実施するにあたり、当面の措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立コンフリクトを調整するためにミチゲージョン措置(回避、低減、代償等(ミチゲージョン)の措置)を講じ実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p>

維持管理－13 河川の適正な維持管理について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P90】</p> <p>① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の流下疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>特に洪水を安全に流下させるための施策対応として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に及び吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテイアオイ等への対応としては、河川巡視などのモニタリングにより早期に見出し駆除するほかにも、「ホテイアオイ対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の連携駆除に努める。</p>

維持管理－13 河川の適正な維持管理について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>ご意見のとおり不法係留については、河川管理上支障となる場合がありますが、四国地方整備局としても河川巡視等を行い、支障になる場合は、撤去指導など可能な範囲で対応しています。マリーナ整備については、徳島県が計画し、実施することになるため、今後県からの協議があれば、協力していきたいと思っております。</p> <p>不法に係留されている船などについては、関係機関と協議を行い、撤去指導を実施しており、また、廃船と思われのものについては、関係法令に則り撤去を行っています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P93】 ⑤ 河川美化</p> <p>河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニター制度の積極的な活動など活用等により、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、地域と一体となった一斉清掃を実施し、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や再発防止を目的として、関係機関との連携を図り、不法投棄行為者について、対し撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川のどの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し河川の不法投棄の状況を記したごみマップを作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄の防止に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努め、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>
意見 要旨	<p>放置車両への対応については、今年の1月25日に警察と連携し、放置車両撤去へ向けた現地確認を行ったところであり、今後も放置車両への適切な対策を実施していきたいと思っております。</p> <p>なお、その内容については、河川整備計画原素案P93に記載しています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P93】 ④ 許認可事務</p> <p>河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新改築、土地の形状変更、砂利の採取等の許認可事務については、河川法に基づき適正な処理を実施するを行う。</p>
意見 要旨	<p>現在河川区域内で行われている水田や畑は新河川法(昭和40年)制定以前から行われているものであり、草地等に変更していくためには、その占用地を生活の糧としている占有者に対し負担を掛けることとなりますので、許認可事務については、河川整備計画原素案P93、④許認可事務に記載しているように、過度の負担にはならないように気をつけながら、河川管理上の支障がでないよう是正していきたいと思っております。</p> <p>河川敷地の占用として、耕作地などで利用されていますが、昭和39年新河川法制定後は耕作地などの新規占用は認められませんので、ご理解願います。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P93】 ④ 許認可事務</p> <p>河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新改築、土地の形状変更、砂利の採取等の許認可事務については、河川法に基づき適正な処理を実施するを行う。</p> <p>とくにまた、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向ならびに河川管理施設や河川環境への影響に十分に配慮しながら砂利採取法等に基づき適正な処理を行う。</p>

維持管理－13 河川の適正な維持管理について

<p>ア マ</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>堤防や護岸については、河川整備計画原素案にも記載しているとおお り、河川巡視などにより点検を行い、必要に応じ適切な補修を実施して います。</p> <p>また、堤防の除草についても堤防の状況を確認するため、年2回実施 しています。</p> <p>なお、ご意見の吉野川南岸下流域の堤防については、河川巡視など により舗装版に亀裂が入っていることは確認しており、補修が必要な箇 所については対策を実施補修を予定しています。</p> <p>堤防は、洪水被害から人命・財産を守る為の河川管理施設であり、 一般道路としての機能を備えているものではありません。よって、堤防 上の道路は、道路管理者(県や市など)の占用によって一般道路とし て利用している場合以外は、河川管理施設の管理用通路であり、暴走 行為等による堤防天端利用上の危険の発生を防止するため、必要に 応じて、車止めを設置する等により通行を規制している箇所がありま す。</p> <p>堤防と橋梁(道路)との取り付けについては、河川管理の重要度と通 行障害の程度を勘案して、平面、立体又はこれらを併設した交差方法 で河川管理用道路を確保できるようにしています。なお、美馬中央橋 の箇所については、現在のところ堤防の管理用通路と同橋を直結する 計画はありませんが、浸水時等には緊急車面が通行できるような対策 を検討しております。</p> <p>堤防の点検を行うために堤防除草を行っており、その際にご指摘の ような野草を刈ってしまうことがあるかと思えます。河川管理上、種極 的に植花・植樹を行わないことをご理解いただきたいと思います。良 好な河川環境を維持するために地域の方々と協働しながら河川愛護 の活動等を行っていきます。</p> <p>河川管理者としてカワウの駆除は難しいことをご理解願います。</p> <p>吉野川の砂利採取については、採取者からの申請を受けて、採取業 の資格・採取場所・採取量等の確認を行い採取許可を出しておりま す。許可後は、現場での状況確認も行っています。また、河川パトロー ルにより不法な採取がないか監視しています。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P00.91】</p> <p>② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能を維持できよう、平常時の点検との実 施や必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸損傷等の被災状況の把握に努め るとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災等の有無をこまめに巡視・点検を行い、必 要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に見出すため、堤防除草を出 水期の前後(年2回)に行った上で徒歩による巡視等堤防目視モニタリングの点検を実施し、必 要に応じて適切な補修を行う実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化など を実施しており、今後も同様のリサイクル・コスト削減に努める。</p> <p>護岸については、護岸その変形・ひび割れ等の変状を早期に見出すため、平常時の河川パト ロールカーによる河川巡視のほか、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切 川では巡視船による点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う実施する。</p> <p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域の中で、過去から堤防漏水が頻発している区 間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧計等の計器を使用したモニタリングの結果 から継続的に、堤防漏水浸透対策工の効果を把握し、今後の堤防漏水浸透対策に反 映するとともに必要に応じて適切な追加対策を行う補修を実施する。</p> <p>さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理用通路の等必要な施設の整備・補修を実施 する。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>

維持管理－14 河川維持管理への地域住民の参加について

要旨a. 住民が河川管理に参画しなくては、よりよい吉野川づくりは望めないのではないかと。

要旨b. 善入寺島は、日本有数の恵まれた耕作地帯であるという面で、環境と農業と両面から考えて頂きたい。(農水省から5年間補助があるように)、環境面の補助として、環境団体やNPOなどへ補助も出して頂きたい。

四国地方整備局の考え方

河川管理については、現在においても住民の皆さんと協働できる項目については、実施しています。例えば、河川整備計画原素案P91、③施設の維持管理における樋門等の操作については地元の方の協力を頂きながら実施しており、また、河川整備計画原素案P93、⑤河川美化においては、河川愛護モニターを公募により委嘱し、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えて頂いています。

今後も協働できる項目については、河川整備計画原素案P105、5-2地域住民、関係機関との連携・協働に記載しているように、住民の皆さんの協力を得ながら実施していきたいと思っております。

現在一般公募により委嘱している河川愛護モニターの方々の名簿については、徳島河川国道事務所のHP[「http://www.tokumilit.go.jp/river/river_index.html」](http://www.tokumilit.go.jp/river/river_index.html)の「河川愛護モニター」で掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

河川の清掃活動への補助については、「アドプトプログラム吉野川」による活動や、毎年7月に開催している「吉野川一斉清掃」などボランティアにより地域住民の方のご協力を頂きながら実施しており、今後も引き続き実施していきたいと思っております。

考え方に対応した【原案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

【河川整備計画原素案P91,P91-1】

③ 施設の維持管理

洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門・樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、**洪水時に確実に機能が発揮できるよう**、平常時の河川巡視のほかに、**その他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、さらに、専門家による定期点検もを年1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門(樋門・樋管)堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。**

なお、排水門(樋門・樋管)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門・樋管)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは操作自動操作等への転換等のが可能なように対策を行い、確実な施設の操作に努める。

また、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、施設の状態を点検し、総合的に診断を行い、**致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。**し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。

吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じた適切な補修を実施する。

旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。

水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。

【河川整備計画原素案P93】

⑤ 河川美化

河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及・啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニター制度の積極的な活動など活用等により、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。

維持管理－14 河川維持管理への地域住民の参加について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、地域と一体となった一斉清掃を実施し、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図りにより、不法投棄行為者について、対し撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な同様な対策を実施する。

さらに、河川のどの場所にも不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し河川の不法投棄の状況を記したごみマップを作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄の防止に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努め、今後とも河川美化への連携・協働を図る。

【河川整備計画原素案P105,P105-1】

5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ洪水ハザードマップ作成・利活用や防災訓練等を実施し、これらの取り組みを通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介し、理解を醸成することにより地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化する必要があると見ていく。

また、外来種生物(植物)については、モニタリングにより侵入状況等を把握した踏まえたりうえで、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を打ち進める。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修等の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討をすすめる。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点等の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じて、地域づくりの活動との連携・支援を行うものとして引き続き推進していく。

維持管理－15 許認可事務の適正な実施について

意見	要旨a. 河口干潟などの環境保全上、重要なところで事業が行われるときに、どのような手続きを経て許認可をするのか明確にしておかなければならないと思う。
要旨	要旨b. 堤防は洪水を防ぐだけでなく、せっかくのスペースを多面的に、積極的に活用すべきである。

四国地方整備局の考え方	
意見	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
要旨b	(1) 河川の維持管理 【河川整備計画原素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新改築、土地の形状変更、砂利の採取等の、許認可事務については、河川法に基づき適正な処理実施するを行う。 とくにまた、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向ならびに河川管理施設や河川環境への影響に十分に配慮しながら砂利採取法等に基づき適正な処理を行う。
意見	許認可は、各事業者が事業計画する施設構造に対して、河川法に基づき申請しているか、施設の構造については、河川法第13条において定めている「河川管理施設等構造令」に適合しているかどうか、その他「工物設置許可基準」、「河川敷地占用許可準則」などの各基準等を踏まえた計画及び占用主体となっているか、各事業者が計画した施設が関係法律並びに各基準等のプロセスに従い計画されているかを審査するものです。 許認可の要件を具体的に記述するとすると、先ほど述べた関係法律及び各基準に関する内容を記述することとなりますが、河川整備計画原素案P93、④ 許認可事務に、許認可事務手続き及び各基準の原点である「河川法に基づき適正に実施する」という記述としています。 なお、環境保全についても河川法の柱の一つであるため、審査時には配慮していきます。 堤防の上端(天端)や河川敷については、現在も道路や公園として県市町が占用申請を行い、利用しています。今後においても各管理者から協議があれば、適正に対応していきたいと思いを。

維持管理－16 水質事故への対応について

要旨a. 水質事故への対応については、具体的な事例を想定して表現すれば、対処方法がわかりやすいのではないかと思います。

意見要旨 四国地方整備局の考え方

油類や有害物質の流出による水質事故については、不法投棄によるものや事故によるものなど、様々な事象があるため、その内容については、河川整備計画原素案P97、7) 水質事故への対応を修正します。

考え方に対応した【原案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備
 【河川整備計画原素案P97】
 7) 水質事故への対応

不法投棄や事故など等により油類あるいは及び有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出の阻止や拡散防止の対策等を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた啓発や情報提供取り組みを行う。

<p style="text-align: center;">維持管理－17 吉野川に流入する汚濁負荷について</p>	<p>要旨a. 現状での吉野川水系の汚濁負荷率(農業排水・工業排水・生活排水)がどのレベルであるか)に関する統計的な数値はないのか。</p> <p>要旨b. 家庭排水や工場排水を、河川に直接入れないでほしい。</p> <p>要旨c. 吉野川が汚れない様に、下水処理等の整備を早く進めてほしい。</p>	
<p>意見 要旨</p>	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>河川整備計画原素案P37、(1)水質状況に、平成12年度における発生源別流出負荷量割合の円グラフを追加しました。</p> <p>良好な水質の維持のためには、関係機関と連携のもと下水道や合併浄化槽等による汚濁負荷量の削減への取り組みが必要であり、現在、吉野川では、水質保全のために旧吉野川流域下水道事業等の施設設備が進められています。また、良好な水質を維持するためには、流域全体での取り組みも重要であることから、流域一斉水質調査や水生物調査等、地域住民と連携した取り組みを行うことにより、良好な水質の維持に向けた広報、啓発等に努めていきたいと考えています。</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原素案】内容</p> <p>2-2-3 水質 【河川整備計画原素案P37】 (1)水質状況</p> <p>吉野川の環境基準類型指定の状況は、大川橋上流ではAA類型、大川橋直下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を満足達成しており、良好な水質が維持されている。また、旧吉野川・今切川は、第十桶門から旧吉野川河口堰まではA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流までB類型、今切川河口堰上流まではC類型となっており、いずれの区間も概ね環境基準(BOD75%値)を満足達成している。がただし、徳島県における汚水処理施設の整備率は全国的にも低い状況にあり、下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。吉野川の水は、流域に暮らす多くの人々の生活や産業を支えている水道用水やかんがい用水等として、また、河川で生物が生息・生育・繁殖するための水として重要であることから、関係機関と連携のもと、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等の促進等により、工場や家庭排水からの汚濁負荷量の低減による良好な水質や河床の環境の維持に向けた取り組みが必要である。</p> <p>図-2.2.8 発生源別流出負荷量割合(平成12年度)</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 【河川整備計画原素案P58】 3)水質</p> <p>良好な水質を維持することは、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育・繁殖している生物にとって重要であることから、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質維持に向けた取り組みを推進する。</p>

維持管理－17 吉野川に流入する汚濁負荷について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 【河川整備計画原素案P98,99】
 (3) 水質の保全

吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題であるとなっている。

水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足達成しているが、ことから、引き続き定期的な観測により水質の状況を監視把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適正切に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査によるなど、地域住民等と一体となった水質を保全するの取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等との連携のもとで在りて現況水質等の維持に努める。

ダムにあたっては、淡水赤潮等の発生していきもあから、引き続き定期的な水質観測を行いにより、水質・底質の動向を監視していく。

また、早明浦ダムにおける洪水後及び渇水時の濁水放流の長期化をの軽減については、たに、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。とともに、また、選択取水設備の運用や、底泥除去を継続していきすとともに、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。

さらに、銅山川についてもおける河川環境の保全については、関係機関と連携し、水環境向上のため、現状の取り組みを継続するさらなる環境改善について検討する。

維持管理－18 水質の保全について

要旨a.	柳瀬ダムや早明浦ダムで、”良好な水質を維持している”とは言えない原因を教えてください。
要旨b.	水質悪化の著しい地域やその生物環境を保全再生するために、環境水利権の考えを取り入れてほしい。
要旨c.	具体的に水質の基準や保全の行動の指針を示してほしい。
要旨d.	河川工事によって水質が低下しないように具体的にどのような対策をとるのか検討していただきたい。
要旨e.	吉野川は、徳島市の水道水源となる大切な水であるため、国交省としては常に住民に対して、自分達の飲料水が衛生的に保持されるよう指導徹底を図ってほしい。
要旨f.	多くの地方公共団体が吉野川の水を上水道の水源にしていることから、具体的な言葉で水質の大切さや重要な水であるということを記載してほしい。
要旨g.	流域での水質データがあれば、市町村としても、汚水や生活雑排水の規制に向けた活動ができると思う。
要旨h.	徳島市の下流ではシジミやアオノリがとれると思うが、ダム湖で発生している淡水赤潮は、そういうものに影響はないのか。
要旨i.	水質の保全について「底質」という言葉を入れて保全していただくというのが適切かと思う。
要旨j.	下水道整備の影響を把握しているのか。どのような対策を考えているのか。

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>貯水池のCODは、基準値内ではあるものの近年増加している傾向を示しており、また貯水池内においても淡水赤潮が発生していることから、今後それらの動向を注視していくため、河川整備計画原素案P37、(1)水質状況を修正しました。</p> <p>今後とも引き続き貯水池監視を行い、赤潮が発生した場合は水質分析等の調査を行っていきます。柳瀬ダムや早明浦ダムの淡水赤潮の分析結果からは、原因はペリデインウム(渦鞭毛藻類)によるものであり、湖の景観障害は生じていますが、毒性はありません。</p> <p>また、有機物量については、貯水池内において強熱減量を測定しており、データを提示します。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>2-2-3 水質 【河川整備計画原素案P37】 (1) 水質状況</p> <p>吉野川の環境基準類型指定の状況は、大川橋上流ではAA類型、大川橋直下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を満足達成しており、良好な水質を維持されている。また、旧吉野川・今切川は、第十樋門から旧吉野川河口堰まではA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流がB類型、今切川河口堰上流がC類型となっており、いずれの区間も概ね環境基準(BOD75%値)を満足達成している。がただし、徳島県における汚水処理施設の整備率は全国的にも低い状況にあり、下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。吉野川の水は、流域に暮らす多くの人々の生活や産業を支えている水道用水やかんがい用水等として、また、河川で生物が生息・生育・繁殖するための水として重要であることから、関係機関と連携のもと、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等の促進により、工場や家庭排水からの汚濁負荷量の低減による良好な水質や河床の環境の維持に向けた取り組みが必要である。</p> <p>また、ダム湖の環境基準については、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは湖沼A類型、富郷ダムでは河川AA類型、池田ダムでは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD75%値、COD75%値は環境基準を満足しており、良好な水質を維持している水質は良好と言える。が、なお、一部のダム湖では淡水赤潮が発生していることもあり、水質・底質の動向を注視していく必要がある。</p>
----------	---	--

維持管理－18 水質の保全について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

環境用水については、居住地区の親水性の向上等公共の福祉の増進に資するものであれば、地方公共団体等に許可できるものとなっていきます。今後、環境用水の申請があれば、上水道など生活に関わる利水状況や取水を優先させたいうえで、取水が行われる河川の水質の環境保全に必要な水量とのバランスを考慮しながら、検討していきたいと考えています。

また、環境用水は水利権の一つであり、環境用水の許可受主体である市町村などから申請があった際、流水の状況、利水状況を勘案して許可されるものでありますが、許可の基準について原素案P93「許認可事務」にあるように、河川法に基づき適正に実施していきたいと考えています。

正法寺川への導水事業は河川管理者として平成5年に行ったものもあり、その水量、期間の算定に当たっては過去10年程度の流況を調査し、決定されたものであり、現在の流況はその頃からあまり変化が見られなため、新たな水源手当が出来なければ正法寺川への流入量を増やすことは難しいと思われれます。

河川整備上の水質保全等については原素案P98、99に記載がありますが、地域と協力し、水質の保全や改善に努めていきたいと考えています。

水質の保全については、吉野川、旧吉野川、今切川における環境基準は、原素案P37に示すように、河川AA類型から河川C類型に区分されていきます。現状では、概ね環境基準を満足達成している状況となっておりますが、吉野川の水は、関係市町が利用している水道水の重要な水源ともなっていることから、今後も定期的な水質の監視を行うとともに、下水道事業等と連携して水質の保全に取り組んでいきたいと考えています。また、河川整備計画原素案P98、99、(3)水質の保全に記載しているように、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続していくとともに、今後も水質調査結果を公表することなどにより、良好な水質の維持・改善に向けた広報・啓発等に努めていきたいと考えています。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

【河川整備計画原素案P58】

3) 水質

良好な水質を維持することは、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育・繁殖している生物にとって重要であることから、下水道関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する。

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

【河川整備計画原素案P93】

④許認可事務

河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新改築、土地の形状変更、砂利の採取等の許認可事務については、河川法に基づき適正に処理実施するを行う。

とくにまた、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向ならびに河川管理施設や河川環境への影響に十分に配慮しながら砂利採取法等に基づき適正に処理を行う。

維持管理－18 水質の保全について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方
<p>さらに、護岸工事等の際に発生する濁りに対しては、シルトフェンス等により拡散防止に努めていきます。</p> <p>徳島市内を流れる新町川は、昭和40年頃よりの急速な産業経済の発展と市街地人口の増加に伴い、水質汚濁が進みました。</p> <p>このため、国土交通省は昭和50年より直轄河川浄化事業として工事に着手し、昭和54年度にポンプ場施設及びポンプ(3m³/s)を完了し運用を開始しました。その後、平成4年度に3m³/sのポンプを、平成6年度にはさらに3m³/sのポンプを増設し、水質も改善されました。</p> <p>完成後は徳島県へ引き継ぎを行い、管理については徳島市へ委託しています。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画原素案P98,99】 (3) 水質の保全</p> <p>吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがいがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題であるとなっている。</p> <p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足しているが、引き続き定期的な観測により水質の状況を監視把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適正切に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査によるなど、地域住民等と一体となった水質を保全するの取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等との連携のもとで、現況水質の維持に努める。</p> <p>ダムにあたっては、淡水赤潮等の発生していき、引き続き定期的な水質観測を行い、水質・底質の動向を注視していく。</p>

維持管理－18 水質の保全について

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>海域で発生する赤潮に対して、ダム湖などで発生するものは淡水赤潮(赤褐色)と呼ばれています。</p> <p>吉野川本川下流の汽水域(名田橋～吉野川橋)では、海産のプランクトンによる発生が確認されており、淡水赤潮の原因種とは異なっていることや、発生時期が違ふこともあり、直接的な関係はないものと考えられます。なお、ダム湖の淡水赤潮については、今後とも引き続き貯水池監視を行い、発生した場合は水質分析等の調査を行っていきます。</p> <p>底質や河床環境の保全については、ご指摘のとおり、河川整備計画(原素案P37、P98)に追記します。しました。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>2-2-3 水質 【河川整備計画原素案P37】 (1) 水質状況</p> <p>吉野川の環境基準類型指定の状況は、大川橋上流ではAA類型、大川橋直下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を満足達成しており、良好な水質を維持できている。また、旧吉野川・今切川は、第1樋門から旧吉野川河口堰まではA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流がB類型、今切川河口堰上流がC類型となっており、いずれの区間も概ね環境基準(BOD75%値)を満足達成している。が、ただし、徳島県における汚水処理施設の整備率は全国的にも低い状況にあり、下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。吉野川の水は、流域に暮らす多くの人々の生活や産業を支えている水道用水やかんがい用水等として、また、河川で生物が生息・生育・繁殖するための水として重要であることから、関係機関と連携のもと、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等の促進により、工場や家庭排水からの汚濁負荷量の低減による良好な水質や河床の環境の維持に向けた取り組みが必要である。</p> <p>また、ダム湖の環境基準については、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは湖沼A類型、富郷ダムでは河川AA類型、池田ダムでは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD75%値、COD75%値は環境基準を満足達成しており、良好な水質を維持している水質は良好と言える。が、なお、一部のダム湖では淡水赤潮が発生していることもあり、水質・底質の動向を監視していく必要がある。</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画原素案P98～99】 (3) 水質の保全</p> <p>吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題であるとなっている。</p> <p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足しているが、ことから、引き続き定期的な観測により水質の状況を監視把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査や水生生物調査による取り組みが重要となった水質を保全するの取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等との連携のもとで、図り現水質の維持に努める。</p>
要旨	<p>流域下水道の稼働による影響について徳島県に確認したところ</p> <p>「下水道の整備が完了した場合、0.2m³/sec減少します。しかし10年に1回程度の渇水時の流入量が21m³/sec程度であることから影響がほとんどないと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	

<p style="text-align: center;">テーマ</p> <p style="text-align: center;">維持管理－19 ダムの管理規定について</p>	<p>意見要旨</p> <p>要旨a. ダムの運用は、どこが管理しているのですか。また、管理規程は公表されているのですか。</p>	<p style="text-align: center;">意見要旨</p> <p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>管理規程については公表可能です。</p> <p>通常ダムの運用については、操作規則や施設管理規程に基づき各ダムで実施しています。しかし、必要があると認めるときは、吉野川ダム統合管理事務所が各ダムに、流域全体をにらんだ効果的な操作方法について指示を出します。</p> <p style="text-align: right;">考え方に対応した【原案】内容</p>
<p style="text-align: center;">テーマ</p> <p style="text-align: center;">維持管理－20 早明浦ダムにおける護岸補修について</p>	<p>意見要旨</p> <p>要旨a. 瀬戸川地区のバックウォーター地域において、護岸対策と山崩れ防止対策を講じてほしい。</p> <p>要旨b. 吉田橋下流の護岸が老朽化しているため、早急に点検し、施設の補強や整備をしてほしい。</p>	<p style="text-align: center;">意見要旨</p> <p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>瀬戸川貯水池上流端付近は、巨レキが多く、洪水(出水)時に河床部が侵食されるため、河床付近の斜面保護として「根固め護岸工」を施工しています。平成14年の洪水(出水)により、既設護岸が崩壊したため、平成16年から18年にかけて、護岸工を復旧しました。今後とも、貯水池斜面の崩落等が発生した場合、必要に応じて護岸工等を行って行くとともに、周辺箇所については、地元自治体等と協議していきます。</p> <p>瀬戸川右岸部山腹崩壊については、土佐町と現地確認を行った結果、崩壊箇所は、瀬戸川沿い、あるいは山の斜面にあり、場所によって豪雨によるものや河川の増水によるものが原因と考えられます。他の危険箇所や予算との兼ね合いもありますが、今後、水資源機構ダム管理者としては護岸工の延長他などを検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(つづく)</p> <p style="text-align: right;">▲</p> <p style="text-align: right;">考え方に対応した【原案】内容</p>

維持管理－20 早明浦ダムにおける護岸補修について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

また、その下流の中村地区においては、水資源機構ダム管理者が、町道より低標高部において、平成17年下半期から平成18年上半期にかけて護岸工事を実施しました。今回、護岸部について調査を行ったところ変状は生じておりません。ご意見のあった町道より高標高部の人家周辺においては、現在、土佐町で変状確認を実施中と聞いており、適宜、調査状況や調査結果について情報確認を行ってまいります。

瀬戸川貯水池上流端の右岸にある里道等は水資源機構のダム管理区域用地外にあること、また仮橋も損傷していますが、これは機構ダム管理者が護岸工事のために施工し、地元自治体の要望により残したものです。このため、補修についてはダム管理者が、地元自治体等と協議してまいります。

早明浦ダム下流直轄区間内の護岸においては点検を実施し、必要に及び補修等適切に対応します。

早明浦ダム下流国(直轄)の管理区間左岸の護岸が陥没している箇所については補修済みです。右岸については、関係機関が現況調査しましたが、護岸の崩壊等は確認できませんでした。

河川の管理区分については、早明浦ダム下流の地藏寺川との合流点付近まで国土交通省、合流点から下流は高知県の管理区間です。護岸崩壊等の災害が生じた場合は、それぞれの管理者が対応します。

維持管理-21 池田ダムにおける護岸の荒廃について

意見
要旨

要旨a. 池田ダム中流の三好市池田町大利地区では、護岸の荒廃によって増水の度に危険が増大しているため、一度現地を見て調査してほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

大利地区につきましては、水資源機構ダム管理者において現地調査を行うとともに、その後も巡視等で現地の状況を監視していきます。
また、当該地区の対策にあたっては、ダム管理用地・河川区域、民地など色々な利用形態があることや、地滑り防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定され隣接していることから、三好市(旧 池田町)をはじめ関係機関が協同して行う必要があると考えており、と調整し、引き続き協議検討していきます。

また、今後、現地の状況についても巡視等により確認を行っていきます。

考え方に対応した【原案】内容

—

維持管理－22 ダムの補修・補強について

<p>意見 要旨</p> <p>要旨a. 早明浦ダムは、100年計画のダムですが、既に40年が経過しているため、この河川整備計画の中で補強や修繕による延命対策を講じないのですか。 要旨b. ダムが出来るとき、水資源開発公団から援助をもらい、プールの造ったが、もう40年経つ。水資源機構で修理できるのか。</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>ダムにおいては点検基準に則り、適正にダム管理を行ってきているところであり、異常が発生した場合にはすみやかに修復等を行ってまいります。また、老朽化した施設や機械については定期的な交換するなどしており、今後とも洪水調節等に支障のない施設管理を行っていくこととしており、河川整備計画(原素案P93、(2)ダムの維持管理に記載しています。</p> <p>また、プールの補償は、自然施設の損失に対する補償であり、基準で必要最低限度の費用負担しか出来ないことになっており、維持管理費分の補償については認められておりません。また、昭和49年3月に締結した、大豊町と当時の水公団、電源開発(株)の3者の協定書においても、同様の内容が明記されており、修繕・改築等はできません。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画原素案P93～93-1】 (2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の視点に立った、効果的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設についてを定められた点検基準に基づき従って適正に管理を行う点検し、管理することが重要であり、除去した流木や堆砂土砂に実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要であり、早明浦、富郷、柳瀬、新宮吉野川上流ダム群においては、可能な限り有効活用を図る。また、早明浦、富郷、柳瀬、新宮吉野川上流ダム群においては貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い継続し、必要に応じて、迅速な適切な対策を講じる迅速に行う。</p> <p>尚、ダムの安全性を確認するために、堤体等における必要な観測を適切に行うと共に、施設の維持補修、ゲート、機械・電気設備等の維持補修については適宜実施していく。</p> <p>また、柳瀬ダムでは、治水機能の向上等既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成17年度よりえん堤改良事業として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手しており、コスト等に配慮しながら適切に事業実施を図る進める。</p>

維持管理一23 ダム堆砂について

意見 要旨	<p>要旨a. 近年の度重なる出水によってダム堆砂が進み、ダムの洪水調節効果が減少しているのではないですか。早く何かの処置を考えてほしい。</p> <p>要旨b. 早明浦ダムの堆砂量の状況を教えてほしい。経年変化において、平成5年から平成8年あたりまで約50万m³の土砂が減っている理由を教えてください。</p> <p>要旨c. 池田ダムのバックウォーターの川底が上がってきて、平成16年の台風16号及び台風23号のときに水際公園が湛水した。さらに河床の上昇が続くとイタノ地区も湛水する可能性があるのか、どのように今後対策されるのかお聞きしたい。</p> <p>要旨d. 堆砂除去の処理費用を教えてください。</p>
----------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a ダムでは、堆砂土砂を貯める容量として堆砂容量を確保しています。おり、毎年堆砂量を調査しています。</p> <p>要旨b 富郷ダム、新宮ダムの堆砂量については、堆砂容量内の範囲であり、ダムの機能上問題は生じておりませんが、柳瀬ダムを除く各ダムでは、治水・利水容量内の堆砂はわずかで、将来的には堆砂が進み、ダムの機能に支障をきたす恐れがあることから、貯水池の流入土砂抑制や土砂排除除去などの対策を検討実施していきます。</p> <p>要旨c また、柳瀬ダムでは、利水容量と洪水調節容量などの有効容量内の堆砂率は約1割であり現在のところ特段ダム機能の障害は発生していませんが、今後とも引き続き容量回復の為、ダム貯水位が低下した時などにおいて堆砂排除除去を行う予定であり、河川整備計画原素案P93、(2)ダムの維持管理に記載しています。</p> <p>要旨d また、池田ダムでは、利水・低水調節容量や洪水調節容量などの有効容量内の堆砂量はわずかで、貯水容量は確保されています。が、今後、堆砂が管理に影響するようであれば対策を実施していきます。</p> <p>早明浦ダムの堆砂については、有効容量内堆砂率はごくわずかであるところからダムの機能上問題は生じていません。しかし、渇水時の渇水の発生原因になっていることから、貯水位が下がれば土砂の除去除去を実施しています。また、堆砂土の有効活用については、関係機関と調整しながら進めていきます。</p> <p>なお、早明浦ダムの年間堆砂量は、ほぼ計画通りの堆砂を示しています。ただ、管理開始直後の昭和50、51年は、計画を超える大規模な出水による影響で、想定以上に堆砂しました。</p>	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画原素案P93～93-1】 (2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の視点に立った、効果的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設についてを定められた点検基準に基づき従って適正に管理を行う点検し、管理するとともに、流水処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要である。除去した流水や堆砂土砂については、可能な限り有効活用を図る。また、早明浦、富郷、柳瀬、新宮、吉野川上流ダム群においては貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い継続し、必要に応じて、迅速に適切な対策を講じる迅速に行う。</p> <p>尚、ダムの安全性を確認するために、堤体等における必要な観測を適切に行うと共に、施設の維持補修、ゲート、機械・電気設備等の維持補修については適宜実施していく。</p> <p>また、柳瀬ダムでは、治水機能の向上等既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成17年度よりえん堤改良事業として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手しており、コスト等に配慮しながら適切に事業実施を図る進める。</p>

堆砂の減少については、堆砂量を算出するための深淺測量の測量誤差等が主な原因ではないかと考えます。

早明浦ダムと柳瀬ダムにおける堆砂量については、年毎の数字を提示いたします。また、早明浦ダム上流域での斜面崩壊及び豪雨発生件数についても提示します。

平成16年の台風16号及び台風23号による池田ダム貯水池周辺の浸水被害の原因はについてですが、計画規模を超え管理開始以降第1位と第2位となる最大規模の洪水であったことによるものです。また、池田ダムのダム事業用地の高さ(余裕高)は、池田ダムが建設された当時の基準で設定されていますが、新たに定められた現在の基準には足りません。このため、現在の基準に見合うように、ダム事業用地の高さを確保する対策を実施しています。また、水際公園はもとも河川敷(高水敷)(河川内)に設置されており、ある規模以上の洪水になると浸水するものです。

なお、池田ダムの堆砂測量はダム上流の約9.7kmまでの範囲で行っています。

河床状況のデータは、吉野川ダム統合管理事務所において閲覧できます。

堆砂除去した土砂の処理方法についてですが、早明浦ダムでは濁水対策として、平成14年度から堆砂除去を行っており、撤去した土砂は周辺の林道整備等に利用しています。

柳瀬ダムでは、平成3年度より堆砂除去を行っており、撤去した土砂は埋め立て造成、ほ場整備等に利用しています。

今後の堆砂除去計画については、将来の堆砂状況の進行状況等により変わってくるため、必要に応じて対応していきます。

維持管理－24 ダム堆砂の利活用について	
Ｔ ー マ	
意見 要 旨	<p>要旨a. 柳瀬ダムの堆砂除去や流木の有効利活用について教えて欲しい。の継続利用をお願いしたい。</p> <p>要旨b. ダムの堆砂を道路線形改良に利用することができるかどうか教えてほしい。</p> <p>要旨c. 柳瀬ダムの堆砂除去や流木の有効利活用について、手続きなどの具体的な内容を教えてほしい。砂の利活用について</p>
意見 要 旨	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>柳瀬ダムの堆砂利活用については河川整備計画原素案P93、(2)ダムの維持管理に記載しており、今後とも継続利用をお願いいたします。</p> <p>ダム管理上支障のない範囲(治水・利水に影響を及ぼさない範囲)であれば、ダム貯水池周辺内に盛土(ダム堆砂活用)して道路の線形改良を行なうことは可能です。しかしながら、道路線形改良は道路管理者が事業主体となりますので、事業の実施については関係者に働きかけを行なっていきまいます。</p> <p>地方自治体から要請があれば、新居浜市内での活用について、運搬は可能であるため、利用については今後調整していきまいます。</p> <p>河川にある堆積した土砂等を取るには、河川法に基づく申請が必要です。また砂利等の採取に関する規制計画により採取可能な場所等が定められています。</p>
考え方に対応した【原案】内容	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画原素案P93～93-1】</p> <p>(2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の視点を立った、効果的な流量調整節を継続する行う。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設についてを定められた点検基準に基づき従って適正に管理を行な点検し、管理するとともに、流木処理や堆砂対策等を適切に実施し行い、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要である。除去した流木や堆砂については、可能な限り有効活用を図る。また、早明浦、富郷、柳瀬、新宮吉野上流ダム群においては貯水池内の地すべり滑動についても、の監視を行い継続し、必要に応じて、迅速に適切な対策を講じる迅速に行う。</p> <p>尚、ダムの安全性を確認するために、堤体等における必要な観測を適切に行うと共に、施設の維持補修、ゲート、機械・電気設備等の維持補修については適宜実施していく。</p> <p>また、柳瀬ダムでは、治水機能の向上等既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成17年度よりえん堤改良事業として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手しており、コスト等に配慮しながら適切に事業実施を図る進める。</p>

維持管理－25 河口堰の操作について

意見
要旨

要旨a. 夏の水稻管理に水が要るときに、水が農地に入るように年によって天候の変化があるので、その変化に伴った河口堰の運用をお願いしたい。
要旨b. 今切川の河口堰の開閉のタイミングが悪いため、水の逆流や大きな水位差が発生し、ゴミがたまりたり魚が死ぬ被害が発生している。
要旨c. 鍋川の閘門操作について。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

堰の運用については、堰湛水域を利用して水利用を行っている利水者・関係行政機関で構成している管理運営協議会で年間の貯水位の運用を決めています。落操作は定水位操作により生じる堤防の居住地側(堤内側)の比較的低地での内水(河川に排水できずにはん濫した水)排除を主目的としています。また内水を排除することにより水路の水質浄化や塩水の遡上に伴って起きる堤防の居住地側(堤内側)での塩害防止に役立っております。

ですから堰の運用に関しては、所属している機関・団体を通じて協議会の場で提案して頂ければと思いますし、過去の協議会においては貯水位の運用について利水者からの提案がありました。

堰の主目的は塩水の遡上防止です。堰上流に塩水が遡上しないように塩分濃度計を堰の上下流に設置して常時監視し必要に応じて操作しています。

H17年の渇水時には4湛1落操作や落操作での最低水位を通常T.P-0.5mまで下げるところをT.P-0.2mまでの運用を実施しました。

台風や大雨時の旧吉野川河口堰の操作については、大寺橋観測点の流量や板野町に設置している雨量観測データ等を勘案して操作を実施しています。

平成16年の大型台風が襲来した際は、大きな高潮となったため、塩水の遡上を防ぐことを第一義的に操作を行いました。このため堰上流水位が通常の管理水位より高くなりました。

今後も各種観測データや気象情報を把握しながら、安全で確実な操作に努めて参ります。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

テーマ 維持管理－25 河口堰の操作について

意見 要 旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>堰上流において、逆流や急激な水位変化を発生させないように堰の操作を行っております。湛水域内で見られるゴミは上流から流れてきたものと思われれます。またコイヘルペスのように細菌に起因すると思われ大量の斃死についての報告は聞いたことがあります。また、堰操作によって魚が大量に斃死したことはありません。また堰下流については潮汐の関係があり逆流や水位差が発生することはあります。</p> <p>なお、川辺に流れ着いたゴミはアドプトプログラムによりゴミの回収活動を行っております。また冬季においては堰上流にフェンスを設置しゴミが流下しないような措置を講じています。</p>	

<p>テーマ</p>	<p>その他ー1 住民参加に関する仕組みについて</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>要旨a. 住民が参加し、有識者と意見交換できる流域委員会を設置するべきである。 要旨b. 住民参加型の仕組みを実現してほしい。 要旨c. 住民の意見の聴き方としては、流域委員会方式より、現在の方式で良いと思う。 要旨d. それぞれの立場の人たちが討論できる場所づくりが必要だと思う。 要旨e. 意見が事前に想定される範囲のものであったなら、計画作成後に地元説明会で微調整を行えば充分である。 要旨f. テーマごと、分科会方式で意見を交換する場が必要である。 要旨g. 流域の全戸に対してアンケート調査・聞き取り調査を行う必要がある。 要旨h. 吉野川に関する市民団体等の意見を聞く場を設けること。 要旨i. 住民の意見が十分に出席する事が重要であるため、ディスカッション方式の会にする方がよい。 要旨j. 住民意見を反映したいのであれば意見交換会を開く必要があると思う。 要旨k. 1回目に出た意見を検討し、計画素案を修正すると思うが、再度、修正したものを示したうえで、議論の場を設けることができるのか 要旨l. 「住民の意見を聴く会」という場は、意見のやりとりの場でなければならぬ。 要旨m. 意見を聴くだけでなく、大切なポイントはしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。 要旨n. 私たち住民がどんな意見を出しても、枠組み自体は変わっていないかといふと考えると、それが県民の行政への参画への参画と思う。 要旨o. 県民として何をなさなければいけないかという義務も、今後の重要な課題である。それが県民の行政への参画と思う。</p>	<p>意見 要旨a</p>
<p>テーマ</p>	<p>要旨a. 住民が参加し、有識者と意見交換できる流域委員会を設置するべきである。 要旨b. 住民参加型の仕組みを実現してほしい。 要旨c. 住民の意見の聴き方としては、流域委員会方式より、現在の方式で良いと思う。 要旨d. それぞれの立場の人たちが討論できる場所づくりが必要だと思う。 要旨e. 意見が事前に想定される範囲のものであったなら、計画作成後に地元説明会で微調整を行えば充分である。 要旨f. テーマごと、分科会方式で意見を交換する場が必要である。 要旨g. 流域の全戸に対してアンケート調査・聞き取り調査を行う必要がある。 要旨h. 吉野川に関する市民団体等の意見を聞く場を設けること。 要旨i. 住民の意見が十分に出席する事が重要であるため、ディスカッション方式の会にする方がよい。 要旨j. 住民意見を反映したいのであれば意見交換会を開く必要があると思う。 要旨k. 1回目に出た意見を検討し、計画素案を修正すると思うが、再度、修正したものを示したうえで、議論の場を設けることができるのか 要旨l. 「住民の意見を聴く会」という場は、意見のやりとりの場でなければならぬ。 要旨m. 意見を聴くだけでなく、大切なポイントはしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。 要旨n. 私たち住民がどんな意見を出しても、枠組み自体は変わっていないかといふと考えると、それが県民の行政への参画への参画と思う。 要旨o. 県民として何をなさなければいけないかという義務も、今後の重要な課題である。それが県民の行政への参画と思う。</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。</p> <p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。</p> <p>今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができるところから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p> <p>国土交通省としては、これまでに32度、素案、修正素案、再修正素案をお示しして、「意見を聴く会」やパブリックコメント等を通じ、みなさまから幅広く丁寧かつ公平にご意見をお聴きする取り組みを進めてきました。お聴きしたご意見については、そのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表し、意見の共有を図っています。これまで3年間にわたるこれらの取り組みは、頂いた意見をもとに素案を練り直し、それに対して再度意見を頂く、そのような修正を繰り返すことで、流域の皆様ご意見の意見を十分に反映していきたく、引き続き行ってきてきたものです。でございます。(つづく)</p>

その他－1 住民参加に関する仕組みについて

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>これまでに頂いた意見は、約2,700件に及びその内容は、吉野川は流域が四国4県にわたり流域面積が広く、抱える課題や関心事項が地区毎に異なることから、「ダムに関すること」、「無堤地区の解消」、「環境の保全」等と会場毎に特色があるなど、地域や立場により異なる多様なご意見を伺うことができており、丁寧に幅広くかつ公平に意見を聴くという考えに沿った形で、整備計画策定作業が進められた。また、この認識を踏まえ、吉野川流域住民の意見を聴く会「吉野川市町村長の意見を聴く会」を各地域毎に実施した。これまでの取り組みは、そのことは、妥当であったと考えています。</p> <p>いただいた全てのご意見、ご意見に対する河川管理者の考え方、素案への意見の反映状況を文書として整理し公表することで、流域住民のみならず、関係者の共有が図れているものと思っております。</p>	
<p>要旨b 要旨c</p>	<p>四国地方整備局では河川整備計画原案をお示しし、流域住民のみなさまからご意見をお聴きして、できる限り河川整備計画原案に反映し、反映できないご意見については、理由を付してご説明するなどご意見に対して四国地方整備局の考え方を示し、それについて質疑応答や意見交換を通じ、ご意見を伺うという過程を繰り返すことで、皆様のご意見を適切に河川整備計画に反映できるものと考えています。これまで3年間にわたり、3巡、延べ35回の意見を聴く会を開催するなどの取り組みを進めてきました。</p> <p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く、地域性も異なることから、これまでの取り組みにより流域住民の皆様から、約2,700件におよぶ地域や立場により異なる多様な意見を頂きました。ご認識を踏まえ、</p> <p>このことから、「吉野川流域住民の意見を聴く会」については、地区ごとに会場を設けることで、より多くの方に参加していただき、地域が抱える多様な意見を聴けたのではないかと考えています。</p>	

その他ー1 住民参加に関する仕組みについて

		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨d	四国地方整備局の考え方	
要旨e	今回提呈 実施 した方法は、まず河川整備計画 原案 の内容を説明して、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、ご意見を頂き、できる限り原案に反映したいと思っております。従って、ご意見が事前に想定されるものとは考えておりません。	
要旨f	今回提呈 実施 した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聴きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめ公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。	
要旨g	今回提呈 実施 した方法は、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、貴重なご意見を丁寧に幅広く公平に頂けると考えております。今後は、流域住民のみならず数多くのご意見をいただけるように、新聞への折り込みチラシや、ケーブල්テレビを利用した広報活動などを実施し、更に広報の充実を図っていきたく考えております。	
要旨h	今回提呈 実施 した方法は、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、貴重なご意見を丁寧に幅広く公平に頂けると考えております。今後とも、さらに幅広くご意見が頂けるよう努力していきたくと思っております。	

その他－1 住民参加に関する仕組みについて

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨j 要旨k 要旨l</p>	<p>第1回「意見を聴く会」今回提示した方法により開催したこれまでの会では、まずは河川整備計画素案の内容をご説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的としていました。今後は、第2回以降は流域のみなさま方から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示し、みなさまと質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていきます。</p> <p>なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示しているところです。</p> <p>ご意見を徹底的にお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映させているものと考えています。</p>	
<p>要旨m</p>	<p>第1回「意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的として時間配分を行ってきましたが、第2回以降の「学識者会議」「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」からは、流域のみなさま方から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする時間を多く取り実施していきます。取っかぎたいと考えております。</p> <p>なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示します。</p> <p>ご意見を徹底的にお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映させるものと考えています。</p>	

その他ー1 住民参加に関する仕組みについて

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。</p> <p>今回提示した方法学識者、住民、市町村長よりそれぞれ意見を聴く<u>取り組み</u>は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考えています。</p>	
要旨	<p>流域の皆様とは共同し、吉野川、旧吉野川の川づくりを進めていかなければならないと考えておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。</p>	

その他-1-1 意見を聴く会等の評価について

要旨a. 会の進め方に対して誰が評価するのか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。

河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。

今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができるところから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。

なお、「住民の意見を聴く会」における十分な意見交換や進捗が円滑に行われるよう、対話型会場設営への改善及び徳島会場における項目毎の開催等、改善すべきところは改善してきました。

国土交通省としては、これまでに3度、素案、修正案、再修正案をお示しして、「意見を聴く会」やパブリックコメント等を通じ、みなさまから幅広く丁寧かつ公平にご意見をお聴きする取り組みを進めてきました。お聴きしたご意見については、そのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表し、意見の共有を図っています。頂いた意見をもとに原案を作成しました。

考え方に対応した【原案】内容

その他-2 「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について

意見
要旨

要旨a. 国交省がまとめた「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言をなぜ採用しないのか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。

河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。

「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会(H12.2.12)」の提言も貴重な意見として受け止めています。今回提示した**方法学識者、住民、市町村長よりそれぞれ意見を聴く取り組み**は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。

考え方に対応した【原案】内容

-

その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて

要旨a.	河川整備計画について、いつ頃正式に決定するのですか。
要旨b.	一日も早い整備計画の策定により、流域住民の生命、財産を守り、安心して過ごせる吉野川にしてほしい。
要旨c.	国交省は、強力なリーダーシップを発揮され、しっかりと当計画を進めていただきたい。
要旨d.	今回の計画が向こう30年という非常に長期にわたる計画なので、今時間をかけて議論することは非常に意義のあることだと思う。
要旨e.	計画の策定作業中も工事実施基本計画にのって河川工事は行われている。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a</p> <p>要旨b</p> <p>要旨c</p> <p>要旨d</p>	<p>吉野川水系河川整備計画については、できるだけ早期の策定を目指して、鋭意作業中です。しかしながら、関係者の皆様から、できるだけ丁寧幅広く公平にご意見をいただき、河川整備計画原案に反映することが重要であると考えています。</p> <p>「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、ご意見を頂き、吉野川水系河川整備計画の早期策定に、なお一層のご協力をいただきたいと思っております。</p> <p>「意見を聴く会」等については3回目を同様の取り組みで行う予定です。</p> <p>3回目の「住民の意見を聴く会」においても、策定の流れにお示ししましたように、質疑応答や意見交換を通じてご意見をお聴きします。</p>	
<p>要旨e</p>	<p>今後とも吉野川水系河川整備計画については、出来るだけ早期の策定を目指しています。</p> <p>河川整備計画が定められる迄の間においては、工事実施基本計画における事業を実施している箇所もあります。</p> <p>また、別途実施している事業としては、災害対応・災害復旧事業、あるいは床上の内水対策等、災害対応に基づく事業については、整備計画の策定期間中であっても新規に事業を実施しております。</p> <p>なお、堤防整備については、様々な意見があり、新規地区の着手は見合わせております。</p>	

その他-4 意見の反映方法について

意見
要旨

要旨a. 意見をどのように取り扱い、反映されていくのか教えてほしい。
 要旨b. 住民の方からの意見を十分に聴き、整備計画に反映してほしい。
 要旨c. もっと多くの住民の意見を集める方法を考えていただきたい。
 要旨d. 記録を確実にしてほしい。
 要旨e. 意見を聴く会へは、最高責任者が、積極的に出てきて頂いて、責任ある回答を頂きたい。
 要旨f. 意見を聴いて、良い意見を国土交通省が採用する。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

第1回「意見を聴く会」今回提示した方法により開催したこれまでの会では、まずは河川整備計画素案の内容をご説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的としていました。第2回以降は今後は、流域のみならず方から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示し、出来る限り河川整備計画素案に反映し、反映出来ないご意見については、理由を付して公表していきます。また、吉野川水系河川整備計画のホームページでもご覧いただけます。みなさまと質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きします。

なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示します。

ご意見を徹底的にお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できているものと考えています。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

その他-4 意見の反映方法について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>ニュースレターについては、「意見を聴く会」等の内容を速報的にお知らせする目的で作成・公表しています。内容については、議事録等もできていない段階での作業であり全ての意見を掲載することは困難であり、紙面的にも限界があるので項目数を絞らせていただいています。対象とする会での意見要旨を集約し、主要な意見を客観性・多様性にも留意しつつ選択して記載しています。</p> <p>なお、会場での全ての意見は、まず速記録というかたちで公表し、その後、テーマ別に分類・整理して「修正素案」に対するご意見と対応に整理して公表というかたちを取っています。これらは、ホームページでも公表しています。</p> <p>今回実施した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聴きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめで公表することなどから、学識者会議の意見も含め、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p>	
要旨 a-2	<p>* 吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方についてのその他-14に記載しています。</p>	
要旨c	<p>住民のみなさまからのご意見は、第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」の開催以降、さらに数多くの流域住民のみなさまからご意見をお聴きできるよう、今後は、第1回の取り組みでの住民の皆様からのご意見を踏まえ、ホームページ、新聞への折り込みチラシ、ケーブルテレビを利用した広報活動などを幅広く追加実施したことにより、多くのご意見をお聴きすることが出来ました。今後、同様の広報に努めていきます。実施し、更に広報の充実を図ってきたいと考えております。</p>	
要旨d	<p>記録については、吉野川水系河川整備計画ホームページ(http://www.yoshinoriver.info/)において、会議資料及び速記録等を掲載しております。</p>	
要旨e	<p>「意見を聴く会」には、河川整備計画作成のそれぞれの機関の責任ある立場の者が参加し、皆様のご意見をお伺いしております。</p>	
要旨f	<p>流域住民のみなさまからのご意見は、できる限り河川整備計画原案に反映し、反映できないご意見については、四国地方整備局の考え方とその理由等を記述し公表しています。</p>	

その他-5 検討データの公開について

意見
要旨

要旨a. 意見を計画に反映させる過程や検討データは、公開(住民参加)で行ってほしい。
要旨b. データ等について第三者機関で判断してほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

要旨a
要旨b
四国地方整備局では河川整備計画原素案をお示し、流域住民のみなさまからご意見をお聴きして、できる限り河川整備計画原素案に反映し、反映できないご意見については、理由を付してご説明するなど四国地方整備局の考え方をお示しし、それについて質疑応答や意見交換を通じ、ご意見を何うという過程を繰り返すことで、皆様のご意見を適切に河川整備計画に反映できるものと考えています。

河川整備計画原素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方をお示しするため必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。しており、それ以外の公表したデータにつきましては、現在徳島河川国道事務所、吉野川ダム統合管理事務所の資料閲覧室(平日)や石井防災ステーション(土・日・祝日)に備え付けており、閲覧可能となっております。公表したデータについては、閲覧できるようにいたします。

河川整備計画に関する調査・検討については、各種基準類に従うと共に、必要に応じて学識者の助言等を頂きつつ適切に実施してまいります。

考え方に対応した【原案】内容

—

その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について

意見
要旨

要旨a. 学識者会議の委員を選定した根拠を示してほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

河川整備計画原素案の検討を進めるにあたっては、河川法に基づき、河川に関する様々な分野の学識経験者からご意見をいただくため、河川管理者が委員を選定しました。

また、吉野川の河川整備に対する具体的なご意見をいただくものであることから、委員の選定にあたっては、吉野川のことをよく知っている、四国内に在住されている学識経験者の方を選定しました。

考え方に対応した【原案】内容

-

その他ー7 吉野川学識者会議における運営方法について

意見 要旨	<p>要旨a. 議論の進め方として、パート別に、課題抽出し、その後で目標について議論してはどうか。することや時間配分などについて改善してほしい。</p> <p>要旨b. 流域住民や市町村長の意見も入れて議論を進めてもらいたい。</p> <p>要旨c. 学識経験者に対して質問、意見交換をしたいので、そういう場をぜひつくってもらいたい。</p> <p>要旨d. 学識者会議で何を議論するのか。</p>
----------	---

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>時間配分や開催回数を考慮することで、ご意見をしっかりと聞き取りたい。</p> <p>また、いただいたご意見については、とりまとめ公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示しし、質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聞きしていきます。</p> <p>ご意見をお聞きして河川整備計画原素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	<p>ー</p>
要旨b 要旨c 要旨d	<p>今回提案実施した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聞きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめ公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p> <p>なお、学識者会議においては、河川整備計画原素案全般に対して、意見交換をさせていただいております。</p>	<p>ー</p>

その他－8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について

意見 要旨	<p>要旨a. 住民と行政がきちんと意見交換や議論ができる場の設定を要望する。</p> <p>要旨b. 意見を聴く側のスタッフが余りにも多すぎるとはならない。</p> <p>要旨c. 会のあり方について、議論をするべきである。(会のあり方については、議論をするべきではない。)</p> <p>要旨d. 会の進行方法について、実施方策を探るとともに、変更した場合は事前に教えて欲しい。</p> <p>要旨e. 発言のルールを決めて、そのルールを徹底してほしい。</p>
----------	--

	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>第1回「意見を聴く会」では、河川整備計画原素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画原素案に対するご意見をお聴きすることを目的として時間配分を行ってききましたが、第2回以降の「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」からは、流域のみならず方から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示しし、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする時間を取って<u>きたところ</u>です。</p> <p>また、今後ともいただいたご意見については、とりまとめ公表するとともに、四国地方整備局の考え方を<u>お示しし、質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしてきたところ</u>です。</p> <p>ご意見をお聴きして河川整備計画原素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できているものと考えています。</p>	
要旨b	<p>スタッフの人員については、第4回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」での運営結果を参考に、適切な運営を図っていきます。</p>	

その他－8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨c	<p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。</p> <p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。</p> <p>今回提呈実施した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p>	
要旨d	<p>今後とも「住民の意見を聴く会」における十分な意見交換やの進行が円滑に行われるよう、対話型会場設営への改善及び徳島会場における項目毎の開催等、改善すべきところは改善してきたく所です。いきたいと思っております。また、会の進行方法を変更した場合は、ホームページ等を通して、お知らせしていきたいと考えておりますので、円滑な会の進行にご協力をお願いします。</p>	
要旨e	<p>「意見を聴く会」について、参加された住民の皆様が公平に発言出来るようファシリテーターと協力し、改善を図っていききたいと思っております。</p>	

テーマ その他-8-1 吉野川流域市町村長の意見を聞く会の運営方法について

意見
要旨
要
要旨a. 事前に国土交通省の職員が市町村役場を訪問して打ち合わせをして回っているが、もし事実であればやらせてないか。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	市町村から会議の前に概要を教えてくださいとお願いしたいという問い合わせを受け、市町村長に素案の概要についてご説明をさせていただいてるところであります。	-

テーマ その他-9 吉野川流域住民の意見を聞く会について（開催回数・時間配分）

意見
要旨
要旨a. 質疑応答の時間(回数)を十分確保するよう、「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営を改善してほしい。
要旨b. 会場の設定は一般の人がわかりやすい場所を設定してほしい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的として時間配分を行ってきました。第2回以降は「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」から、流域のみならず直接いたいただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする時間が多くなるように会議時間の設定の見直し、 追加の開催、徳島会場における項目毎の開催等 を行ってまいります。回数についても、「住民の意見を聴く会」がラウンド・テーブルで表明していただくように必要と判断される場合は、開催回数を追加します。	-
要旨b	会場の設定については、住民のみならず数多く参加できるよう選定しておりますが、これからも、できるだけ分かりやすい場所になるよう設定してまいります。	-

テーマ	その他-10 ファシリテータの選定方法について	
	<p>要旨a. なぜ、ファシリテータを選定したのか。またコモنزに派遣要請をするに至った経緯は公開されているのか。</p> <p>要旨b. ファシリテータへの委託費用について、教えてもらいたい。</p> <p>要旨c. ファシリテータを介しての形そのものにも不満が出ているので、再考の必要があると思う。</p> <p>要旨d. コモンズという組織はボランティアでやっているのか</p> <p>要旨e. 意見書の回答について説明してほしい</p> <p>要旨f. 司会の方は決められたルールどおりこの会議を進めていただきたい。</p>	
	<p>意見 要旨</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>ファシリテータ選定の経緯については、社団法人土木学会四国支部からファシリテータの人材を有する団体等の推薦をいただき、人材の保有や地域特性等を考慮し、選定を行いました。</p> <p>詳細は、吉野川水系河川整備計画のホームページ (http://www.yoshinoriver.info/) 及び特定非営利活動法人コモنزのホームページ (http://www.commonsv-or.jp/) で公開していますので、ご覧下さい。</p> <p>ファシリテータ選定の経緯については、社団法人土木学会四国支部からファシリテータの人材を有する団体等の推薦をいただき、人材の保有や地域特性等を考慮し、選定を行いました。</p> <p>詳細は、吉野川水系河川整備計画のホームページ (http://www.yoshinoriver.info/) 及び特定非営利活動法人コモنزのホームページ (http://www.commonsv-or.jp/) で公開していますので、ご覧下さい。</p> <p>流域住民との意見交換の進行について、河川管理者、住民から中立した進行・促進の役割を果たす組織等を介して実施することが、中立性及び透明性の観点から重要であると考えているため、ファシリテーターに進行を依頼して<u>きました</u>。おります。</p> <p>徳島河川国道事務所から、運営業務を請け負っているコンサルタント会社から再委託を受けています。また、その件については、コモنزのホームページ (http://www.commonsv-or.jp/) に掲載しております。</p> <p>コモنزの意見書に対する回答は、コモنزのホームページ及び吉野川水系河川整備計画のホームページでも公表しております。</p> <p>河川整備計画の策定にあたっては、様々な方々のご意見を聴き、それを反映し、四国地方整備局が策定するものです。</p>
	<p>意見 要旨</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>

テーマ その他-11 グラウンド・ルール 「意見の反映」について

意見
要旨
要旨a. グラウンド・ルールは現状では住民意見を反映できる仕組みとは言えないので、改善を要する。

意見 要旨 要旨a	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
「住民の意見を聴く会」のグラウンド・ルールに関する意見等については、平成18年6月28日～8月6日まで実施しておりましたが、今後とも意見募集を行い、必要な場合改訂を行います。	-	-

テーマ その他-12 公聴会について

意見
要旨
要旨a. 流域団体の方で意見を発表する場が公聴会であるというふうにお答えいただいているので、公聴会の日程を教えてください。
要旨b. 高知県本山1町で公聴会を催しては如何か。
要旨c. 香川県で公聴会はやらないのか。

意見 要旨 要旨a 要旨b 要旨c	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
公聴会の開催については、具体的な日程はまだ決定しておりません。決定次第、速やかにみなさまにお知らせしたいと思います。	-	-

その他－13 広報について

意見
要旨

要旨a. PRが十分ではなかったのではないかと。住民の方々にも少し周知徹底してたくさん来ていただくように考え直すべきだと思います。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」開催についての広報活動については、会を開催する前に、開催日時・場所などを記者発表し、四国地方整備局のホームページ（<http://www.skr.mlit.go.jp/>）や吉野川水系河川整備計画のホームページ（<http://www.yoshinoriver.info/>）等への掲載、地域の防災無線や、FMラジオでの放送などを実施しております。

今後は、流域住民のみなさまから数多くのご意見をいただけるように、新聞への折り込みチラシや、ケーブルテレビを利用した広報活動などを実施し、更に広報の充実を図っていきたいと考えております。

第1回の取り組みでの住民の皆様からのご意見を踏まえ、ホームページ、新聞への折り込みチラシ、ケーブルテレビを利用した広報活動などを幅広く追加実施したことにより、多くのご意見をお聞きすることができました。今後も同様の広報活動に努めていきます。

広報については、コスト縮減に努めながらも、今後とも多くの皆様からご意見をお聞きできるよう努めていきたいと思っております。

考え方に対応した【原案】内容

その他－14 抜本的な第十堰の対策のあり方について

意見 要 旨	<p>要旨a. なぜ、一番危険な第十堰付近から対策を行わないのか。</p> <p>要旨b. 第十堰の対策をなぜ整備計画から除くのか。</p> <p>要旨c. 身近な人の不安をよそに可動堰に反対した無責任な人達は何を考えているのでしょうか。</p> <p>要旨d. 六条大橋下流では、アカメヤナギの繁茂による河床の変化などによって、上水場の水源が壊れた現状がありながら、それを改善する計画が【素案】に入っていない。</p> <p>要旨e. 第十堰に関する調査の進捗やスケジュールを説明して頂きたい。</p> <p>要旨f. 「抜本的な第十堰の対策のあり方」は、整備計画と同じ30年のスパンで考えているのか。それとも、基本方針のように、長期的な計画を考えているのか。</p> <p>要旨g. 今回の整備計画は、「抜本的な第十堰の対策」除きで策定出来ると考えているのか。策定が可能であれば、その理由を教えてください。</p> <p>要旨h. 第十堰の抜本的な対策についての検討は、いつ頃からどのようなやり方で行うのか。</p> <p>要旨i. 第十堰問題等の大きな事業はばかりにとられず、築堤や排水ポンプ設置など、今すぐに必要なものから早急に取り組んでほしい。</p> <p>要旨j. 第十堰は、吉野川全川の中で最も危険なこととわれず、築堤や排水ポンプ設置など、今すぐに必要なものから早急にに取り組んでほしい。今回、先送りをするのは、河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思う。</p> <p>要旨k. 05年に決定した「河川整備基本方針」により、第十堰の可動堰問題の再浮上が必至となりました。</p> <p>要旨l. 河川の連続性の確保(P101)においては第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。</p> <p>要旨m. 第十堰問題は棚上げするはずが、一転、調査を開始すると報道されました。整備局は、住民の意見を聴く意図があるのか。</p> <p>要旨n. 吉野川に見られる、数々の堰についても、どのような対策をお考えでしょうか。</p> <p>要旨o. 河川断面は洪水対策として重要と思うが第十堰は流路阻害とならないのか。</p> <p>要旨p. 第十堰を放置しておいて上流の整備はあり得ないと今まで言うてきたことに対して、方向転換したのであれば、なぜ方向転換したのかとご説明はなさるべきだと思います。</p> <p>要旨q. 上堰の青石ぐみ、下堰の工法など文化的遺産をもっと尊重し、将来のために残すべき方策を考えてほしい。</p> <p>要旨r. 和歌山県新宮から阿南まで水を袋に入れて海上を引っぱって来ると云う。吉野川と云う大河があるのだから、可動堰を造って真水を溜めてほしい。</p> <p>要旨s. 最初、可動堰での送水計画ではなかったのですか。阿南工業地域の毎年の渇水による操業停止、吉野川の浄水を送水管にて送ることは、容易に出来るかと考えます。</p> <p>要旨t. 「抜本的な第十堰の対策」に関する具体的提案</p> <p>要旨u. 国交省は、上流・下流、どれぐらいの範囲を第十堰の抜本対策としてお考えになっているか。</p> <p>要旨v. 早明浦ダムが渇水時、水を制限するということになったら、旧吉野川の水は濁るので、第十堰を根本的に可動堰に変えて頂いて、美しいきれいな水を旧吉野川に十分に回してほしい。</p> <p>要旨w. 平成18年11月17日付コモンズ第606号で国土交通省徳島河川国道事務所長あてに送られた意見書(①第十堰対策を除く理由)と、これに対する国交省の回答を、説明頂きたい。</p>
--------------	---

その他－14 抜本的な第十堰の対策のあり方について

意見
要旨
～
要旨w

四国地方整備局の考え方

河川整備計画に関する「抜本的な第十堰の対策のあり方」の取扱いについては、平成18年5月23日に「吉野川河川整備計画の策定に向けて」で公表したとおりです。

従前は現堰を撤去し可動堰に改築することを前提としていたことから、堰上げ現象の再現、流下能力の把握を主体に検討してまいりました。第十堰に関する調査については、基礎調査として平成16年4月の「よりよい吉野川づくり」に向けての公表において、「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、吉野川水系を現状よりも少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していなかった可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行うことで結論を得たいと考えているところです。このため以来、第十堰周辺の複雑な流れ・河床変動の状況・現第十堰の状況や詳細な構造等を把握し、あらゆる選択肢について評価、検討するために、必要となる変状調査・空洞化調査、横断測量等の基礎調査を継続的かつ着実に実施するとともに、平成16年、17年の洪水時には堰周辺の詳細な水位調査、洪水痕跡測量を行いました。更に、平成18年度からは、右岸深掘れ部の洗掘深調査や堰取付部の構造調査等精度を更に高めるための調査を開始しました。

今後、分析作業を行い、これら、基礎調査・分析作業の結果等を踏まえて検討・評価に進んでいきたいと考えています。

現在策定作業を進めている「吉野川河川整備計画(直轄管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)については、河川整備の実施に関する事項を定めるため、各種の必要となる検討を行い、素案を作成しています。

素案では、洪水を安全に流下させるための対応に関し、14k2から19k8までの区間については、第十堰(斜め固定堰)の影響区間とし検討の対象外としています。

素案で示している洪水を安全に流下させるための対応は、柿原堰(24k0)上流において、堤防の整備、輪中堤・宅地高上げ等、河道の掘削等を予定しており、これらの整備内容については手戻りが生じないものと見込んでいます。

(つづく)

考え方に対応した【原案】内容

その他－14 抜本的な第十堰の対策のあり方について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

14k2から19k8までの洪水を安全に流下させるための対応については、抜本的な第十堰の対策のあり方の検討の内容により行うこととされています。

【参考】

「吉野川河川整備計画の策定に向けて」（四国地方整備局、平成18年5月23日、抜粋）

国土交通省四国地方整備局では、徳島県知事が流域の様々な意見を聴取されたうえでまとめられた「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、吉野川の現状を治水・利水・環境の各視点から、少しでも良くしていくことが肝要であるとの認識のもと、平成16年4月27日に『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を発表し、吉野川の河川整備のあり方についての基本的な考え方を示したところです。

また、平成17年11月18日には河川法に基づき「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

一方近年は、度重なる大規模洪水や異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えています。

（つづく）

その他－14 抜本的な第十堰の対策のあり方について

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

策定にあたっては、関係各県、関係市町村、流域住民の方々のご理解とご協力を得ながら、以下に示す今後の進め方のもとに取り組みこととしました。

また、進捗状況については、今後とも適宜お知らせしていきます。

＜今後の進め方＞

平成16年4月に発表した『「よりよい吉野川づくり」に向けて』における基本的考え方に基づき、吉野川水系河川整備基本方針を策定し、吉野川河川整備計画を「吉野川の河川整備(国(直轄)管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討し、各々の検討の内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を策定します。

策定にあたっては、専門的立場の学識経験者、流域住民の方々及び関係知事・市町村長から多くの意見を幅広く聴取し、情報公開、住民参加のもとで、具体的な整備内容の検討を進めます。

- 1.「吉野川の河川整備(国(直轄)管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く) (中略)
- 2.「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、平成 16年4月27日の『「よりよい吉野川づくり」に向けて』で表明したとおり進めるため、これまで検討してきた可動堰以外のあらゆる選択肢についての検討・評価をすべく、まずは、戦後最大規模となった平成16年の洪水についての分析をはじめとして必要な基礎調査を行います。その後、それらの結果を踏まえて検討・評価します。

その他－15 県管理区間の直轄化要望について

意見
要旨

要旨a. 早明浦ダム下流の指定区間を直轄管理区間にいれるべきではないか。
 要旨b. ダム設置者として国が果たす役割、責任、これを果たしていくことを明確にするべきである。
 要旨c. 上流域を直轄区間に加えるという地元の要望を、本省に本当に伝えられるか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【原案】内容

要旨a
要旨b
要旨c
早明浦ダム下流で被害が発生していることについては、国としても認識しています。
 しかし、県(指定)管理区間の国(直轄)管理区間への編入に関しては、国土交通省令により以下に示す条件の何れかに該当することが必要であることから、早明浦ダム下流の県(指定)管理区間の国(直轄)管理区間への編入は、難しいものと考えています。

国(直轄)管理区間への編入のための条件

1. 河川の形状及び流水の状況並びに流域の地形及び土地利用の状況等から一体として管理する必要がある区間であって、次の何れかの該当するもの。

- イ 河川のはん濫により当該河川の流域における市街地等に甚大な被害が発生するおそれのある区間。
- ロ 水系に属する河川の流量、水質等に著しい影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間。
- ハ 水系における貴重な自然環境、優れた景観等その整備又は保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が存する区間。
- ニ 二以上の都府県の区域にわたる治水上、利水上又は河川環境の整備若しくは保全状の利害を調整する必要があると認められるもの。

(つづく)

その他－15 県管理区間の直轄化要望について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>2.前号の区間における河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設(当該区間に存するものを除く。)が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間。</p> <p>3.洪水等の激甚な災害が発生した水系に属する河川の区間又は濁水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題が生じている水系に属する河川の区間であって、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの。</p> <p>4.前各号の二以上と直接に接続する区間又は前各号の区間のいずれかから河口までの間の区間であって、前各号の区間と一体となって管理することが必要と認められるもの。</p> <p><u>河川は、区間を定めて、区間毎にそれぞれ河川管理者が管理して</u> <u>います。当該区間は県管理区間であり、然るべき管理が為されるよう</u> <u>県に伝えます。</u></p> <p><u>本整備計画では国(直轄)の管理区間を対象としており、県の管理区</u> <u>間については、</u></p> <p>高知県に確認したところ</p> <p>「今後、早明浦ダム下流の県(指定)管理区間について現在のところ具体的な改修の計画はありませんが地元の方々の要望や意見を聞きながら検討を進め、条件が整えば<u>県単独</u>で河川整備計画を策定したいと考えています。の策定に向けて取り組み予定です。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	

テーマ その他-15 県管理区間の直轄化要望について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
	<p>また、徳島県に確認したところ、 「平成17年に三好西部圏域で河川整備計画が策定されており、良好な<u>確実に</u>管理に努めていくこととしております。」 という回答を頂いております。 なお、高知県の河川整備計画策定に際して、必要なデータ等については提供していきたいと考えています。 新宮ダム下流においては、銅山川3ダムの洪水調節効果により、<u>ダムがない場合に比べて河川流量を少なくしており、堤防への影響を軽減させています。</u> なお、新宮ダム下流の県管理区間の堤防補修については、県が対応することになっていきます。</p>	

テーマ その他-15-1 一級水系の直轄管理について

要旨a. 国土保全として、特に大規模河川については国が直轄でやっていただかないと

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨 ^{a)}	現在の直轄管理区間については、国として責任を持って管理していくことが、我々の役割であると考えております。	-

<p>テーマ</p> <p>その他－16 高知県管理区間の浸水被害について</p>	<p>要旨a. 早明浦ダムの放流によって、ダム下流域で浸水被害が発生していることをどのように考えているのか。</p> <p>要旨b. 地蔵寺川に雨量計・水位計を設置し、早明浦ダムで把握して欲しい。</p> <p>要旨c. 早明浦ダム下流で浸水被害を受ける場所を教えてください。</p>	<p>見 意 要 旨</p> <p>四国地方整備局の考え方</p> <p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時には流入量を上回る放流はしておりません。これにより、<u>管理開始以降全ての洪水に対し、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</u></p> <p><u>地蔵寺川についても、ダムが無い場合に比較して浸水被害を軽減させています。</u></p> <p>高知県に確認したところ、</p> <p>「まずは放流量と水位の関係などの現況把握に努めたいと考えています。」</p> <p>という回答を頂いております。</p> <p>また、<u>地蔵寺川流域については、ダム管理者において、雨量計及び水位計を設置しており、ダム操作に役立てています。</u></p> <p>平成16年台風23号での浸水区域については早明浦ダムが概略を把握しており、閲覧資料として提示しております。</p> <p>なお、早明浦ダムなどの流入量や放流量、雨量、河川水位等の情報については、<u>インターネット、モード、自動電話応答にて情報提供を実施しておりますので活用していただければと考えます。</u></p> <p>インターネット： http://www.ikesou.jp モード： http://www.ikesou.jp/imode/index.html 自動電話応答： 0883-72-5711</p> <p>県管理区間におけるハザードマップについては、<u>県が浸水想定区域図を作成し、それに基づき市町村が策定することになっております。</u> ダム管理者より、県に対して、<u>ハザードマップ策定に当たり必要なデータについては提供し、協力・支援していきます。</u></p> <p>考え方に対応した【原案】内容</p>
---	--	---

その他－17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について

意見 要旨	<p>要旨a. 河道を掘削して早明浦ダムの放流によって、地藏寺川がせき止められぬようにするべきではないか。</p> <p>要旨b. 早明浦ダムから池田ダムの間で、洪水時にどこが浸かるのか教えてほしい。</p> <p>要旨be. 直轄管理区間や県管理区間の区別なく、危険な箇所は改善することを計画に載せてほしい。</p> <p>要旨cd. 早明浦ダムを建設し、水利用を開発し恩恵を与えている、それに係る管理という考えで言っている。</p> <p>要旨de. 高知県の調査は、何年ごろまでするのか。そして、その計画は、何年ごろまで立てて、実際工事はいつごろするのか。</p> <p>要旨ef. ダムが出来たために、本山の河原という河原はアシが繁って見すばらしい川になっている。どうしてこのようになったのか確認して頂きたい。</p> <p>要旨fg. ダム直下にある本山町はダム竣工以来、30年余も、放流に堪えて来ました。どこよりも先に、対応されるべき地域ではないか。</p>
----------	---

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	<p>河川管理者である高知県に確認したところ、</p> <p>「今後早明浦ダム下流の県管理区間については現時点で改修事業等を行っておらず、直ちに河川整備計画を策定することにはなりません。今後、現況把握に努めるとともに指定区間の整備計画策定に向けた取り組み手定です。地元の見解や要望を聞きながら検討を進め、条件が整えば県単独で河川整備計画を策定したいと考えています。」</p> <p>という回答を頂いています。</p> <p>平成16年台風23号での浸水区域については水資源機構が概略を把握しておおり、提示します。</p> <p>なお、本河川整備計画では国(直轄)の管理区間を対象として実施する施策を記述しています。</p>	
要旨e 要旨f	<p>また、ダム下流の環境に関するご意見について、河川管理者である高知県に確認したところ、</p> <p>「今後地元の方と話し合いながら、ヨシ繁茂対策も含め、親しめる川づくりに向けて一緒に取り組んでいきたいと考えています。」</p> <p>という回答を頂いています。</p>	

その他－18 徳島県との連携について

意見要旨 要旨 a. 整備計画について吉野川・旧吉野川を完全に整備していくと、それに流れ込む支流の整備の方ほどのようになるか危惧している。その点について市町村と十分に連携をとって、今後取り組んでいただきたい。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見要旨 要旨 a-1	整備計画素案のとりに際しては、徳島県と連絡調整を行っているところ。また、過去から事業の実段階等で個別に改修部へ流入する支川の河川管理者や市町村とも調整を図ってきたところであり、今後とも連携を図りつつ整備を進めていきたいと考えています。	
意見要旨 要旨 a-2	岩屋谷川、川田川、大藤谷川は県管理区間であり、徳島県に確認したところ、 「岩屋谷川流域の浸水対策として、県では、昭和62年度から河川改修に着手しましたが、一部で関係者のご理解が得られず、平成13年に事業を中止した経緯があります。 県としても河川改修は必要と認識しておりますが、実施には地元の方々のご理解が不可欠ですので、今後の地元の状況、熱意を的確に判断した上で、対応を検討したいと考えております。 また、排水ポンプ場(排水機場)は昭和46年に設置されたものであり、機器の機能が充分発揮されるよう平成16年～18年にポンプのオーバーホールを行い、平成19年には、電気設備の更新を行う予定です。なお、増水(出水)時の状況によっては排水ポンプ車による対応も検討したいと考えております。」 という回答を頂いております。	
意見要旨 要旨 a-3	徳島県に確認したところ、 「県としても、浸水被害の大きかった箇所や流域の開発状況等を総合的に勘案しつつ、国土交通省と連携して支川の整備を進めて参りたいと考えております。」 という回答を頂いております。	

(つづく)

その他－18 徳島県との連携について

		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨 a-4	<p>徳島県に確認したところ、 「徳島西環状線はこれまでにも幾度となく内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害に苦しんでいる地域を通過することから、道路設計に際しましては最大限、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)対策に配慮した設計を行っております。</p> <p>先ず、道路高さにつきましては、飯尾川から吉野川の区間を除いては、堤防のような高い盛土構造とはなっておりませんので、ご心配しているような、県道徳島北灘線の弁天橋～四国三郎橋間の高い盛土構造のような姿にはなりません。</p> <p>また、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害が多発している地域であることから、国や県の河川改修事業とも連携して、道路排水がスムーズに行えるように排水路の整備等を行っており、道路の整備が地域の内水(河川)に排水できずにはん濫した水)排除除去に悪い影響を与えないものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。」 という回答を頂いております。</p>	
要旨 a-5	<p>平成18年度より農林水産省と本堤防の所管移転に向けての協議を始めており、堤防の状況等の説明を受けながら段階的に話を進めていきたいと考えております。</p>	
要旨 a-6	<p>民地の除草については実施することはできませんが、支川との合流地点などの県管理との境における除草については、可能な限り県と連携を図り、除草を実施していきたいと考えています。</p>	
要旨 a-7	<p>徳島県に確認したところ、 具体的な場所はわかりませんが、県では、河道内で、治水上支障となる樹木については「河川区域内における樹木伐採基準」に従い伐採する必要があると思いますが、限られた予算の中で河川環境にも配慮しながら、対応せざるを得ないのが実情でありますので、今後とも増水(出水)時の状況や河川環境の保全を総合的に勘案し工夫しながら適切に対応して参ります。」 という回答を頂いております。</p>	

その他－19 高知県との連携について

意見
要旨

要旨a. 県管理区域であっても、国として県に対して国土保全の考えを指導し、連携をとり、どう対策を講じたらいいかを基本に置いて話をしてほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

整備計画素案のとりまとめに際しては、高知県と連絡調整を行っているところですが。今後、吉野川における河川整備の円滑な推進に向け連携を行っていきたいと考えています。

高知県に確認したところ、

「今後、早明浦ダム下流の県(指定)管理区間について国土交通省の協力を得ながら現況把握に努め、必要な対策についての検討を進めていきたいと考えています。」

という回答を頂いており、国土交通省としても、できるだけの支援をしていきたいと考えています。

四国内においては、肱川や那賀川で国と県がそれぞれの管理区間について記載し、合作して同時期に策定しています。吉野川においては、各県の整備計画策定に向けての調査状況等が違ったことから、各管理者が別途策定することになりました。

災害復旧事業については、県管理区間では県が申請して、県が施行することになっています。

考え方に対応した【原案】内容

その他－20 徳島県管理区間の改修要望等について

	<p>要旨a. 貞光川(県管理)のヨシ・立木は、どのようにすれば対処して頂けるのか。</p> <p>要旨b. 新町川上流の田宮川の河川敷が不法占拠されているので、県や市に、きちっと指導して頂きたい。</p> <p>要旨c. 貞光川と穴吹川の水利用計画を教えてください。</p> <p>要旨d. 船喰川下流域の護岸、堤防作りにも力を入れて下さい。</p> <p>要旨e. 飯尾川についても早急な護岸工事をお願いいたします。</p> <p>要旨f. 堤防(バツク堤)の整備について。支川川田川の吐出しから上流への整備が中途でおかれている。完成してほしい。</p> <p>要旨g. 三好市井川町岡野前の浸水対策をしてほしい。</p> <p>要旨h. 鳴門インターの西側の中山谷川に、高速関係ができて10年間ぐらいいの間は、アフターケアして頂けるのか。</p> <p>要旨i. 桶殿谷川の水に困惑しているので改修工事をぜひお願い致します。</p> <p>要旨j. 榎瀬江湖川の堤防強化対策をお願いします。</p> <p>要旨k. その他の支川に関する改修等について</p> <p>要旨l. 園瀬川の内水対策について</p>
--	--

意見
要旨

	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>意見 要旨a</p>	<p>河川管理者である徳島県へ確認したところ、</p> <p>『特に水位上昇の原因となるなど、治水上支障となる樹木等については、「河川区域内における樹木伐採基準」にしたがい伐採を実施しては、限られた予算の中で対応せざるを得ないのが実情でありますので、特に治水上問題となる箇所を最優先に対応しております。</p> <p>今後とも、増水(出水)時の状況や河川環境の保全を総合的に勘案しながら、限られた予算のなかで、工夫しながら適切に対応してまいります。</p> <p>また、行政だけの力だけではどうしても限りがありますので、一方では、地域の住民が行っている草木の除去に要する費用(人夫賃や機械の借り上げ等)の一部を助成するとともに、児童生徒による除草奉仕活動に対するゴミ袋や手袋の配布等を通じて、県民の皆様様の協力をいただきますながら取り組んでいくところであります。』</p> <p>という回答を頂いております。</p>	<p style="text-align: center;">(つづ)</p>

その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨 b	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「田宮川には河川と民地との境界が定まっていない箇所が残されておりますが、今後とも適切な河川管理に努めて参ります。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
要旨 c	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「貞光川と穴吹川とにおいて利水ダムの計画はありません。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
要旨 d	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「ご要望の箇所では、堤防は整備済となっておりますが、河川敷(高水敷)を守る低水護岸がありませんので、事業化しましたが用地の境界確定ができていない等の理由により中止した経緯があります。今後は、地元状況や県下の河川整備状況等を総合的に勘案し判断したいと考えております。」</p>	
要旨 e-1	<p>という回答を頂いております。</p> <p>徳島県に確認したところ</p> <p>「ご要望の箇所については、市道の路肩が下がっているため、徳島市が応急の安全対策を講じています。治水に必要な断面は確保されているものの、護岸の一部も下がっていることから、今後、道路管理者の徳島市と協議し、連携して取り組みたいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	

(つづ)

その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨 e-2	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「飯尾川は、家屋の浸水被害の解消を目指して平成18年度から総合内水対策特別緊急事業により、整備を推進していますので、地元の皆様のご理解ご協力をお願いします。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
意見 要旨 e-3	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「飯尾川は、2市1町にまたがる、県内最大の内水河川であることから、最重要河川の1つとして、整備を進めてきたところであり、県においては、平成18年度から「総合内水対策緊急事業」の採択を受け、直轄施工の角ノ瀬排水機場と一体となって、加減堰下流の河道整備と飯尾川第二樋門の改築を重点的に推進しております。また一方、飯尾川流域の都市化の進展に対し、流域市町の協力のもと、ハザードマップの作成などソフト対策にも取り組んでいるところがあります。</p> <p>今後とも、流域の皆様のご理解をいただきながら、総合治水の概念で、ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減に向け、取り組んでまいりたいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
意見 要旨 f	<p>支川川田川の吉野川合流点から瀬詰橋までの堤防は、国で整備してきました。また、瀬詰橋から山川橋までの右岸側については、一部未買収地が残っており、今後とも関係機関と調整を行っていきたいと考えています。</p>	
意見 要旨 g	<p>平成16年10月洪水(出水)で駐車場の浸水は痕跡水位で確認しています。河川整備計画では、現在無堤地区である井川箇所については堤防整備の計画を位置づけています。</p>	

(つづ)

その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について


		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨	四国地方整備局の考え方	
要旨 i-1	<p>徳島県に確認したところ、ご指摘の箇所は徳島県の管轄ではありませんでした。</p> <p>当該箇所の関係機関にご相談下さい。</p> <p>徳島県に確認したところ</p> <p>「樋殿谷川は昭和41年度に河川改修に着手しましたが、河道の新設により、周辺地域が分断されること等の理由により、地元の理解が得られず、やむを得ず休止した経緯があります。徳島県としては、樋殿谷川の改修の必要性は認識しておりますが、事業実施には地元のご理解が不可欠であります。今後、地元の状況や熱意等を的確に判断した上で対応を検討して参りたいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p> <p>徳島県に確認したところ、</p>	
要旨 i-2	<p>「ご指摘の道路は県道徳島北灘線と思われま。当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間につきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはん濫した水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
要旨	<p>河川整備計画の中では、今切川からの逆流を防止する水門が今切川と榎瀬江湖川との合流地点に位置づけられています。</p> <p>徳島県に確認したところ、</p> <p>「徳島県では、老朽化した護岸の整備を進めています。」</p> <p>という回答を頂いております。</p> <p style="text-align: right;">(つづ)</p>	

その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【原案】内容
<p>意見 要旨 k-1</p>	<p>徳島県に確認したところ、 「旧吉野川、今切川本川箇所であれば国土交通省旧吉野川出張所へ、支川であれば徳島県鳴門土木事務所の管轄となりますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。」 という回答を頂いております。</p>	
<p>要旨 k-2</p>	<p>現時点においては、具体的な計画はありません。</p>	
<p>要旨 k-3</p>	<p>徳島県に確認したところ、 「河川内に土砂が多量に堆積し、河道断面を著しく阻害し浸水被害の恐れがある場合は、災害予防の観点から撤去する必要があると考えております。 限られた予算内での対応となることから現地調査を行うとともに地元役場と相談し、特に、治水上問題となる箇所から対応したいと考えております。」 という回答を頂いております。</p>	
<p>要旨 k-4</p>	<p>徳島県に確認したところ、 「樋殿谷川は昭和41年度に河川改修に着手しましたが、河道の新設により、周辺地域が分断されること等の理由により、地元の理解が得られず、やむを得ず休止した経緯があります。徳島県としては、樋殿谷川の改修の必要性は認識しておりますが、事業実施には地元のご理解が不可欠であります。今後、地元の状況や熱意等を的確に判断した上で対応を検討して参りたいと考えております。」 という回答を頂いております。</p>	

(つづく)

その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨 k-5	<p>徳島県に確認したところ、 <u>「新池川については鳴門市とともに水質改善の方策について検討を進めているところ。」</u> <u>河川の水質改善については、河川管理者だけでなく地元市町村、土地改良組合や流域住民の方々など多くの関係者が一致協力して取り組む必要があるため、ご協力をお願いします。」</u> という回答を頂いております。</p>	
要旨 k-6	<p>徳島県に確認したところ、 <u>「徳島県では、老朽化した護岸の整備を進めているところ。」</u> という回答を頂いております。</p>	
要旨 k-7	<p>徳島県に確認したところ、 <u>「新池川については鳴門市とともに水質改善の方策について検討を進めているところ。」</u> <u>河川の水質改善については、河川管理者だけでなく地元市町村、土地改良組合や流域住民の方々など多くの関係者が一致協力して取り組む必要があるため、ご協力をお願いします。」</u> という回答を頂いております。</p>	
要旨 k-8	<p>徳島県に確認したところ、 <u>「正法寺川は昭和62年度までに吉野川合流点から正法寺池までの整備を終えております。また、前川については地元で理解が得られていない上流端の一部を残し整備を終えております。」</u> という回答を頂いております。  (つづく)</p>	

その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>徳島県に確認したところ、</p> <p>「園瀬川ではこれまでもたびたび浸水被害を受けていることから河川改修を進めています。平成16年に越水による被害を受けた寺山地区では平成19年度に築堤が概成しました。引き続き上流部に対する河川改修を進めて参ります。</p> <p>また、平成16年に漏水やクイックサンド現象が確認された箇所においては既に対策を実施しております。</p> <p>今後とも適正な管理に努めて参ります。</p> <p>凶水対策については、農林水産部局において排水機場を建設する予定です。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>		

その他-21 板東谷川（徳島県）の産業廃棄物について

意見
要旨

要旨a. 東谷川(徳島県)上流の現在は閉鎖されている廃棄物埋め立て地からダイオキシンが流入し、上水が使えなくなる可能性があるため、対策を講じてほしい。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

徳島県へ確認したところ、その処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定(廃止基準に適合)に基づき適正に廃止されており、その後の水質検査に異常はなく、土留めや水路等の施設についても問題ないと聞いています。

また、焼却灰についても撤去を完了したと聞いています。

要旨
a-2

徳島県に確認したところ、

『「産業廃棄物最終処分場」の設置につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、処分場の設置に関する計画が構造基準や維持管理基準に適合していると認められるときに限って許可することとなっております。これらの基準では、「理立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染を防止するための措置を講ずること」や「定期的に浸透水や地下水を検査し、水質の悪化が認められる場合は、生活環境保全上必要な措置を講ずること」などが定められています。徳島県では、産業廃棄物最終処分場の周辺水域が汚染されることのないよう施設設置者に対して、これらの基準を遵守するよう厳しく指導しています。また、徳島県では、「徳島県環境監視員制度」を設け、環境監視員を配置して、産業廃棄物の不法投棄や野焼きその他の不適正処理の未然防止や発生事案の早期解決を図るため、巡回監視や排出事業者や処理業者への定期的な立入調査や指導を行っています。』

という回答を頂いております。

考え方に対応した【原案】内容

テーマ その他-22 流域内の廃棄物処理施設の把握について

意見要旨 要旨a. 流域にある廃棄物処理施設を把握して、水質の悪化が起こらないようにしてほしい。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	産業廃棄物施設に関する許認可等については、徳島県の環境部局が行っていますが、吉野川の水質事故に対処するため、四国地方整備局では平成2年度より関係各機関と水質汚濁防止連絡協議会を設置し、情報収集や連絡体制を整備しております。	-

テーマ その他-23 砂防事業区間の改修要望等について

意見要旨 要旨a. 上流域の溪流では、カワセミが堤防の中で産卵するため、河川工事を行う際には、多自然型工法を取り入れてほしい。
 要旨b. 【素案P20-1】の砂防事業の記載はありがたいが、現状の報告だけで、これからの対策がないのが残念。
 要旨c. 砂防事業区間についても、大水害が来ないうちに整備してほしい。
 要旨d. 砂防堰堤には魚道がないため、緩やかな流れになるよう改良してほしい。
 要旨e. 祖谷の砂防ダムは、堆積して満杯になった後の処置方法はどうか。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a 要旨b 要旨c	<p>魚類等については本川等の重要な河川の砂防えん堤や床固めに魚道を設置したり、透過型えん堤の採用により周辺環境への配慮を行うとともに、カワセミ等の鳥類についても、出来る限り護岸を石積みにより行い、石との間に隙間を開けるなど配慮を行ってまいります。</p> <p>砂防法では、砂防事業というものは都道府県の方で実施していただくのが基本となります。直轄化には事業費が非常に大規模なものである、高度な技術を要する、あるいは利害関係が2府県にまたがるなどいくつかの要件があります。</p> <p>そういった状況を踏まえて、直轄として必要などころについて限定した形で事業を実施しており、今後とも都道府県の方と連携しながら事業を実施していきます。</p>	-

その他-23 砂防事業区間の改修要望等について

		考え方に対応した【原案】内容
意見 要旨c	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>徳島県に確認したところ、</p> <p>「H11からH17にかけ、龍谷砂防指定地溪流で土石流対策の砂防えん堤を整備しております。ご意見のとおり、砂防えん堤より下流側で一部水路工が整備できていない箇所がありますので、対応について検討すると共に溪流沿いの土地所有者や利水者など関係者との調整を進めてまいります。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
意見 要旨d	<p>徳島県に確認したところ、</p> <p>「護岸工事や水路工事が整備される従前における自然の溪流では瀬と淵とが交互に存在するなど、多様な溪流環境を形成しており工事に際しては、地域社会の安全を確保するという目的を達成するために、その流域の実状に応じた適切な工法を選択し、施設の計画・設計にあたっては魚類等生態系をはじめ、自然環境への配慮に努めてまいりましたと考えております」</p> <p>という回答を頂いております。</p> <p>徳島県に確認したところ、</p> <p>「砂防えん堤は、上流の斜面や溪流からの侵食・崩壊による土砂生産を抑制し、また、流出した土砂を抑制・調節するための工法の一つであり、流域の実状に応じた砂防設備が造られてきております。中小の河川溪流等においても多様な生態系と連続性のある環境特性に配慮することが望ましく、必要に応じて既存施設の改良に努めてまいります。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
意見 要旨e		<p>砂防えん堤には、堆砂することにより河床を高め、両岸の傾斜を緩やかにし、山脚の固定を図る働きがあります。また、堆砂勾配より上には、流出土砂を一時的に補足し調節する働きがあり、砂防えん堤の効果は持続されています。</p> <p>また、保全対象等の現地の条件により、土石流発生に備えて堆砂を排除除去し空き容量を確保する場合があります。</p> <p>なお、地すべり地域については、砂防えん堤を造るような対策とは別に、地すべりの原因となる地下水を排除除去するための対策や地すべり移動を抑制するためのアンカー工などの地すべり対策工を実施してまいります。</p>

テーマ
その他-23-1 市町村管理区間の整備について

意見
 要旨
 要旨a. 鴨ヶ州の現在ある護岸が非常に危険な状態なので、早急に整備して頂きたい。
 要旨b. 木津川の上流で、魚が見えて、水辺を利用できるようにしてほしい。

意見
 要旨
 要旨a. 四国地方整備局の考え方
 要旨b. ご意見があったことについては、関係市町村にお伝えしております。
 考え方に対応した【原案】内容

テーマ
その他-24 調査・検討資料の情報公開について

意見
 要旨
 要旨a. 銅山川における河川水辺の国勢調査について、閲覧方法を教えてほしい。
 要旨b. 本整備計画と同じようなものはあるのか。

意見
 要旨
 要旨a. 四国地方整備局の考え方
 河川水辺の国勢調査結果については公表しておりますので、四国地方整備局や水資源機構の事務所にお問い合わせ下さい。
 要旨b. 従来の計画としては、吉野川水系工事実施基本計画(平成6年改訂)が有り、現在までの事業については、この計画により実施しております。
 考え方に対応した【原案】内容

テーマ
その他-25 旧吉野川の樹木伐採について

意見
 要旨
 要旨a. 大寺橋付近で、木の伐採やごみの清掃をしていただき、感謝している。川端地区の伐採についても、お願いしたい。

意見
 要旨
 要旨a. 四国地方整備局の考え方
 樹木の伐採やゴミについて、今後必要に応じ環境の観点からできるだけ実施していきたいと思っておりますので、河川清掃などのご協力をお願いします。
 考え方に対応した【原案】内容

その他-26 光ファイバーの占用について

意見
要旨 **要旨a.** 光ファイバーを市町村にも開放していただきたい。
要旨b. 三好市も単独で光ファイバーと防災カメラを主要河川に設置をしているので、またご協力、ご指導頂けたらありがたい。

意見
要旨 **要旨a.** 四国地方整備局の考え方
要旨b. 光ファイバーを堤防沿いに整備しており、一部の区間においては、光ファイバー芯線開放を実施していますので、利用計画がある場合は、協議をして頂ければ可能な範囲で対応していきたいと思います。

考え方に対応した【原案】内容

その他-27 防災エキスパートについて

意見
要旨 **要旨a.** 吉野川における防災エキスパートの人員は何名ですか。

意見
要旨 **要旨a.** 四国地方整備局の考え方
 徳島県全体で46名(H18.7月現在)の防災エキスパートが登録されています。

考え方に対応した【原案】内容

その他-28 採取砂利の活用について

意見
要旨 **要旨a.** 取り除いた砂利は公園などで使用したり、建築資材としてお金にして県の福祉に活用してはどうか。

意見
要旨 **要旨a.** 四国地方整備局の考え方
 河川の砂利採取については、河川法及び砂利採取法に基づき実施しており、その採取につき採取業者は徳島県条例に基づき採取料金を県へ納めています。

考え方に対応した【原案】内容

テーマ	<p style="text-align: center;">その他-29 堤防構造について</p>	
意見 要旨	<p>要旨a. 超合金鋼板の打設によって、工期の短縮と堤防の強化に資するべき。</p>	
意見 要旨	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>河川管理施設等構造令では、①工事の費用が比較的安い、②材料の取得が容易、③構造物としての劣化現象が起きにくい、④修復が容易、⑤基礎地盤と一体、⑥嵩上げ、拡幅等が容易、⑦復旧が容易・工期も早い等の理由から、堤防は土により築造することを原則としています。</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p style="text-align: center;">-</p>
テーマ	<p style="text-align: center;">その他-30 上・下流域の関係について</p>	
意見 要旨	<p>要旨a. 早明浦ダムは他県に水の恩恵を与えているのに、その下流域ではダムの放流が行われるたびに浸水するなど、何の利益もない。</p> <p>要旨b. 池田ダムは用水の水源地になっているが、水道や浄化槽という社会生活を支える整備が進まない。川全体で考えてほしい。</p> <p>要旨c. 整備計画は、ダムに係る利害調整する制度について、踏み込んだ計画であるべきだと思う。</p> <p>要旨d. 源流地域は、自分の郷里を犠牲にして利水地域の命を守っているのに、被害の大きいところからというプライオリティの問題ではなく、トータルの問題として見て欲しい。</p> <p>要旨e. 源流地域では、下流域の利水を守っているにも関わらず、ライブラインの整備が遅れている。</p> <p>要旨f. 上流域、下流域のきれいな水の流れを継続していくためには、やはり山に対して投資が要る。この向こう30年の計画の中で、そういう上下流域の連携を1つシステムにするということではできないか。</p>	
意見 要旨	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>早明浦ダムでは施設管理規定に基づき適切な洪水調節を行うことに努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより管理開始以来全ての洪水に対して、下流(高知県や徳島県)の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p> <p>また、ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備を実施し、利便性の向上を図ります。また、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」の推進について関係機関と連携し、積極的な支援を行うこととし、河川整備計画原案(案原素案P89 2)にダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。</p> <p style="text-align: right;">(つつく)</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した【原案】内容</p> <p style="text-align: center;">-</p>

<p>テーマ</p>	<p>その他-30 上・下流域の関係について</p>	
<p>意見 要旨</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>早明浦ダムの濁水放流の長期化の対策としては、今まで国(直轄)砂防事業及びびりーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除除去、選択取水設備の運用等を実施してきたところ です。 また、なお、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、放流設備の追加検討の際には濁水軽減を併せた検討をしていくこととしており、河川整備計画原素案P41(2)早明浦ダムの濁水に記載しています。また、様々な対策の検討は今後も引き続き行っていきます。 また、水源地域の重要性を理解するため、下流域を含む受益地域と水源地域の交流を今後とも進め、一層理解していただけるよう努めてまいります。 なお、ゴミについては関係機関と連携し、モラル向上に努めます。 なお、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している関係機関と連携に努めることとし、河川整備計画原素案P105、5-2地域住民、関係機関との連携・協働に記載しています。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>
<p>テーマ</p>	<p>その他-31 河川利用への水量調整について</p>	
<p>意見 要旨</p>	<p>要旨a. アウトドアスポーツの普及により、河川に水量が必要となるため、かんがい期などの水量をもう少し幅広く運用できないか。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>利水補給のためにダムから水を流さなければならぬ水量の変更にについては、現在の運用の中では難しいと判断します。また、早明浦ダムからの補給は、早明浦発電所(電源開発株)の発電放流を通して行い、山崎ダムにおいて操作規程に従った安定した流量へと適正に調節し、下流へ流すよう運用しています。また、早明浦ダム下流から山崎ダムの間における流量は早明浦発電所による発電放流により変動します。その間については、電源開発株からは、「早明浦発電所からの放流については、これまでも運用協力要請を受け、最大限の協力を実施しているところであり、ご理解、ご協力をお願いします。」とのこと。</p>	<p>考え方に対応した【原案】内容</p>

テーマ	その他－32 発電事業について
------------	------------------------

意見 要旨	<p>要旨a. 山崎ダムの調節機能が十分働いていないのではないかと。</p> <p>要旨b. 早明浦発電所からの放流を安定したものに改善してほしい。</p>
------------------	--

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a. 早明浦ダムからの補給は、早明浦発電所(電源開発)の発電放流を通して行い、山崎ダムにおいて管理規程に従った安定した流量へと調節し、下流へ流すよう運用しています。また、早明浦ダム下流から山崎ダムの間における流量は早明浦発電所による発電放流により変動します。電源開発からは、「早明浦発電所からの放流については、これまでも運用協力要請を受け、最大限の協力を実施しているところであり、ご理解、ご協力をお願いします。また、山崎ダムからは平流について、ダムの管理規程に従い、適正な調節運用を行なっています。」とのこと。</p> <p>要旨b. 河川管理者においても、山崎ダムは管理規定に基づき運用されていることを、電源開発より確認しています。</p>	-	-

テーマ	その他－33 占用地の修繕について
------------	--------------------------

意見 要旨	<p>要旨a. 鴨島グラウンドは、洪水のたびに被災するため、対応をお願いしたい。</p>
------------------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
<p>要旨a. 占用物件の管理については、許可受人が対応することとなりますので、ご理解をお願いします。</p>	-	-

その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて

意見
要旨

要旨a. 日本はまだまだダムをつくるのか。

意見
要旨

四国地方整備局の考え方

アメリカでこれまでに撤去されたダム施設は、大半は高さ15m以下で、日本では「堰」と呼ばれるものです。その多くが、発電、レクリエーションを目的としたもので、既に使用不能な施設や老朽化等により安全面で問題のある施設、維持修繕費がかかりすぎ経済的になりたらない施設です。

また、「米国連邦政府および州政府においてダム建設を全面的に中止・休止したわけではなく、西部の州においては現在も州政府により大型ダムを建設中である」とされており、ダム建設そのものが中止されたわけではありません。また、世界大ダム会議(ICOLD)が1999(平成11)年9月にまとめた資料によると、カリフォルニア州などの水需給の逼迫している地域などで、42ダムが工事中とされているところでは、

国土交通省の河川整備にあたっては、最初からダムを**排除除去**することなく、また、ダムにこだわることなく、個々の河川や地域の特性を踏まえて、堤防や遊水地、ダムなどを総合的に検討し、最も適切な組み合わせで実施することが必要と考えています。
(国土交通省HPより抜粋・要約)

早明浦ダムにつきましては、洪水調節による下流部の浸水被害の軽減や各種用水の供給という非常に重要な役割を果たしており、ご理解をお願いします。

考え方に対応した【原案】内容

テーマ	その他-36 回答の特定できなかつたご意見
-----	-----------------------

意見 要旨	-
----------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
要旨a	素案のどの項目に対しての意見か特定できないため、具体的な項目をお知らせ下さい。	-
要旨b	具体的な箇所が特定できないため、回答できませんでした。	

テーマ	その他-37 その他（河川関係以外、感想・意見）
-----	--------------------------

意見 要旨	-
----------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【原案】内容
-	河川整備計画の内容に係わるものでない及び河川管理者に係わるものでない感想・意見等なので特に回答は控えていただきました。	-